

資料教育審議会(総説)

清水康幸 前田一男
水野真知子 米田俊彦

野間教育研究所紀要

第 34 集

財団法人 野間教育研究所

野間教育研究所紀要 第34集

資料 教育審議会(総説)

清 水 康 幸 前 田 一 男
水 野 真 知 子 米 田 俊 彦

はじめに

本資料集が対象とする「教育審議会」は、一九三七年十二月に内閣に設置され、内閣総理大臣の諮問「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」を受けて、一九四一年十月にその一応の任務を終えるまでの約四年間の間に、七回にわたる答申と四回の建議を行なった。それらは戦時期教育改革の基本方向をさし示す重要な指針となり、一九三九年の青年学校教育男子義務制実施や一九四一年の国民学校制度として実施されたほか、一九四三年の中等学校令制定や師範教育令、高等学校令、専門学校令、大学令の改正をはじめとする一連の学制改革に引き継がれた。だが教育審議会答申は、単に戦時体制に見合った改革を提言したというに留まらず、明治以来の教育制度が抱えていたさまざまな懸案を解決するという「総決算」的意味合いをもつ諸改革を提言していた。それゆえ、戦前期教育体制の総体を再検討の俎上に載せた戦後教育改革にとって、教育審議会答申に基づく戦時教育体制はその直接的前提となつた。しかも、教育審議会答申によつて実現した制度的内実のなかには、戦後の今日まで引き継がれているものも少なくない。戦後の教育問題の歴史的根拠を考へるうえで、教育審議会のもつ意義は重いとわなければならない。

教育関係の基本政策立案のための審議会は、時代ごとにさまざまのものが設立されてきた。戦前では、高等教育会議（二八九六～一九一三年）、臨時教育会議（一九一七～一九年）、臨時教育行政調査会（一九二一～二二年）、文政審議会（一九二四～三五年）、教学刷新評議会（一九三五～三六年）、教育審議会（一九三七～四二年）等があり、戦後には教育

刷新委員会（一九四六〜五二年、但し四九年から教育刷新審議会と改称）、さらに中央教育審議会（一九五二年〜現在）から臨時教育審議会（一九八四〜八七年）にまでいたっている。

これらの審議会の活動を示す資料のうち、ことに戦前ものに関しては震災・戦災その他の事情ですでに失われたものも少なくない。しかし近年、文部省と国立教育研究所の手で教育行政資料の整備が進行しつつあり、その成果として、臨時教育会議に関しては、『臨時教育会議関係文書目録』（一九七七年）および総会議事録や答申・建議関係文書などを収録した『資料 臨時教育会議』全五集（一九七九年）が刊行され、文政審議会についても同様の趣旨による『資料 文政審議会』全七集（一九八九年）が刊行された。さらに現在は、教育刷新委員会（教育刷新審議会）を対象に長期計画の編纂作業が進行中である。ところで教育審議会については、すでに一九七一年に宣文堂書店より、会議録が復刻刊行されているため、文部省・国立教育研究所においては、教育審議会について同様の資料集を刊行する計画は立てられていない。そこで教育審議会に関する共同研究を進めてきた当研究所では、その成果の一部として、右の諸研究に学びつつ、ここに『資料 教育審議会（総説）』を編集・刊行することとした。

これまで教育審議会資料については、その総会の会議録が『近代日本教育制度史料』第十四・十五卷（講談社、一九五七年）に採録されており、また既述のように一九七一年に宣文堂書店から特別委員会・整理委員会を含む全会議録が復刻されることによって、ようやく審議経過の全容が知られるようになった。しかし審議会の全体像を明らかにするためには、会議録の存在は必要条件ではあっても十分条件ではない。国立公文書館には、教育審議会の活動経過を知るうえで貴重な関係資料が大量に保管されているが、従来それらが十分活用されてきたとはいえない。また教育審議会終了直後に文部省によって編纂された『教育審議会要覧』（一九四二年二月）があるが、少なくとも誤記や省略が存在するため、研究上の引用その他の便に耐え得ないものであった。教育審議会関係資料の体系的整理と研究は、本格的にはまさにこれからとい

う状況にある。

当研究所では、日本教育史研究部門の共同研究課題として、一九八五年から「教育審議会の研究」を進めている。国立公文書館を中心とする公文書資料の調査・整理、関係者および遺族に対する資料保存状況の調査を行なうとともに、会議録の分析を行なってきた。また同時期の教育改革論議やジャーナリズムの動向分析も行なってきた。いずれも多大なエネルギーと時間を要する作業であり、目下のところ進行途上ではあるが、現時点でまとめうる成果として、まず教育審議会の全体像を把握するに必要な基本的資料の収録と整理に限定し、本資料集を刊行することとした次第である。したがって、個別の答申ごとの関連資料の整理および会議録の分析にもとづく研究成果については次の機会を期すこととした。

今回の資料集は、これらの課題を果たすうえでの第一歩である。編集にあたって重視したことは、以下の諸点である。第一に、教育審議会の設置、職員、答申・建議、審議経過等、教育審議会の概要を知る基本資料を原資料に基づき復刻すること。すなわち『教育審議会要覧』の内容を正確に作り直すこと。第二に、国立公文書館所蔵の関係資料の目録を作成し、教育審議会に関する基本的な公文書の全体像を概観できるようにすること。第三に、発言者索引、職員経歴、会議出席・発言状況一覧等を作成し、会議録の分析の便に役立てること。

本資料集の編集過程で、国立公文書館、国立国会図書館憲政資料室、日本大学精神文化研究所、甲南大学、東京大学文学部史料室、群馬大学工学部工学会、拓殖大学図書館等の諸機関には、資料の提供、閲覧、複写をはじめ種々の便宜をはかっていただいた。また、多くの関係者および遺族の方々から資料の提供や聞き取り調査にご協力を頂いた。とくに、有光次郎、内山良男、菊池誠、西村誠、佐々井典比古、安藤蕃、平賀重孝、平賀てる子、木村純子、森村春子、広田康夫の諸氏には、厚く感謝の意を表するものである。

また研究の過程で、佐藤秀夫（元国立教育研究所、現日本大学教授）、橋口菊（聖心女子大学名誉教授）の両氏には、

さまざまの有益な助言を頂いた。記して、感謝する次第である。

本資料の編集および校訂は、財団法人野間教育研究所専任所員の清水康幸、同兼任所員前田一男、水野真知子、米田俊彦の四人が共同で担当し、野間教育研究所助手の宮本文子・浜田澄子がこれを助けた。

また本資料集を出版するにあたり、講談社出版サービスセンターの金野由紀子氏に種々の便宜をいただいた。記して感謝の意を表したい。

一九九一年十月

編者を代表して

清水康幸

凡 例

一、本資料は、教育審議会に関する基本資料を集成したものである。このうち、すでに復刻が完了している『会議録』全四十四冊（活版印刷）は対象から除外した。

会議録の名称と冊数は次のとおり。

『教育審議会総会会議録』第一輯～第八輯

『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』第一輯～第十五輯

『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第一輯～第二十一輯

これらの会議録は、一九七一年に宣文堂書店から平原春好氏の「解題」を付して復刻刊行された。

一、本資料は、「総説」として、教育審議会の全体像を明らかにするために有益と思われる解説・史料・一覧表等を編集したものである。主な内容は次のとおり。

第一部「解説」 教育審議会の設置、組織、審議経過、運営、答申と実施状況、関係資料等の概略。

第二部「概要」 官制、議事規則、職員、諮問文、答申とその説明、建議とその説明、審議経過、内閣総理大臣・総裁・文部大臣挨拶等、の原資料復刻。

第三部「国立公文書館所蔵教育審議会関係文書目録」 「公文類聚」「公文雑纂」所収資料、「教育審議会書類綴」所収資料の目録。

第四部「参考資料（一）」 官制・議事規則・諮問関係公文書資料、配布資料一覧。

第五部「参考資料(二)」 会議出席・発言状況一覽、発言者索引、職員経歴。

一、第二部の内容は、かつて『教育審議会要覽』として文部省の手で刊行されたことがあるが、今日では入手しにくいうえ、正確な部分が少なからず見られ、教育審議会の基本資料として「定本」たりえないものであった。その点で今回は、原資料に基き厳密な校訂を施し、引用その他の典拠として活用しに耐えることを期した。

第三部の内容は、国立公文書館所蔵の「公文類聚」「公文雜纂」所収の関連資料および「教育審議会書類綴」全八十四冊の簿冊につき文書目録を作成したもので、本資料集に収録しなかつた資料を含め、その全容を概観できるようにしたものである。

第四部、第五部の内容は、会議録を精読するうえでの手引きともなり、参考ともなりうることを期した。このうち第五部の「会議出席・発言状況一覽」「発言者索引」「職員経歴」は編者が作成した資料である。この過程で、会議録に付されている出席者一覽や発言索引(目次)の誤記や欠落を数多く発見・訂正することができた。

一、収録資料のすべてについて、その典拠を資料標題の次に付した。「教育審議会書類綴」から採録したものは、第三部の目録に示した簿冊番号と文書番号を付した。編者の作成した一覽等の依拠資料については、それぞれの「注」に示した。

一、本資料の印刷および校訂にあたって、次のような基準を設けた。

1 漢字は常用字体を用い、常用字体のないものに限り旧字を用いた。仮名遣いは、編者の作成した一覽表を除いて、すべて原文のままとした。

2 原文における修正箇所は、まず修正字句を右側に傍線を引いて示し、その下に修正前の字句を「 」を付して示した。

3 字句・表記等に疑義がある場合は、すべて原文のままとし、該当箇所右行間に「ママ」を付した。

4 原文中の括弧には「 」を用い、編者の付した括弧には「 」を用いた。

5 資料の読解上最小限必要と思われる注記を、随時資料の末尾に加えた。

6 必要に応じて、資料原文の形式・体裁・紙数等を資料の末尾に付した。

目次

はじめに
凡例

第一部 解説

一 教育審議会の設置	一四
1 設置の背景	一四
2 設置の経緯	一六
3 設置	二一
二 組織と運営	二三
1 構成	二三
2 審議経過と運営	三六

三 役割と位置……………五〇

1 答申の要点……………五〇

2 答申実施をめぐる諸条件……………五五

3 実施状況……………五八

四 教育審議会関係資料について……………六七

1 会議録および『教育審議会要覧』……………六七

2 国立公文書館所蔵資料……………七〇

3 その他の資料……………七三

第二部 教育審議会概要

一 教育審議会官制および議事規則……………八二

1 教育審議会官制……………八二

2 教育審議会議事規則……………八四

3 教育審議会官制廃止……………八六

二 教育審議会職員……………八八

1 任期一覧……………八八

2	特別委員・整理委員任期一覧	一〇五
3	整理委員一覧	一一三

三 諮問および説明

1	諮問第一号	一一四
2	伊東文部次官の諮問第一号に関する趣旨説明	一一五

四 答 申

1	青年学校教育義務制実施に関する件	一一九
2	国民学校、師範学校および幼稚園に関する件	一二三
3	中等教育に関する件	一二四
4	高等教育に関する件	一二七
5	社会教育に関する件	一三〇
6	各種学校その他の事項に関する件	一三八
7	教育行政および財政に関する件	一四〇

五 各答申に関する田所特別委員長の説明

1	青年学校教育義務制実施に関する件	一八九
---	------------------	-----

2	国民学校、師範学校および幼稚園に関する件	一九九
3	中等教育に関する件	二〇〇
4	高等教育に関する件	二〇九
5	社会教育に関する件	二六七
6	各種学校その他の事項に関する件	二八八
7	教育行政および財政に関する件	二九五

六 建 議

1	国語に関する建議	三〇六
2	国民学校教員の優遇ならびに師範学校制度刷新の急速実施に関する建議	三〇八
3	諮詢機関設置に関する建議	三〇九
4	教育尊重に関する建議	三二〇

七 建議に関する説明

1	野村益三による国語に関する建議説明	三三三
2	田所特別委員長による国民学校教員の優遇ならびに師範学校制度刷新の急速実施に関する建議、 諮詢機関設置に関する建議および教育尊重に関する建議説明	三三五

八 審議経過一覧……………三二七

九 総会における内閣総理大臣、総裁および文部大臣の挨拶……………三三四

1 第一回総会（近衛内閣総理大臣／荒井総裁／木戸文部大臣）……………三三四

2 第九回総会（荒木文部大臣）……………三三七

3 第十一回総会（阿部内閣総理大臣／河原田文部大臣）……………三三八

4 第十二回総会（鈴木総裁／橋田文部大臣）……………三四〇

5 第十四回総会（近衛内閣総理大臣／鈴木総裁／橋田文部大臣）……………三四三

6 教育審議会閉会に際しての鈴木総裁談話……………三四五

第三部 国立公文書館所蔵教育審議会関係文書目録

一 『公文類聚』『公文雑纂』所収文書……………三五〇

二 教育審議会書類綴……………三六〇

1 簿冊一覧……………三六〇

2 第一簿冊 答申及建議関係書類……………三七四

3 第二簿冊 特別委員、整理委員ノ指名及手当支給関係書類……………三六一

4 第三簿冊 会議開催通知及職員出席調綴……………三六一

5 第四簿冊 陳情、請願及職員異動通知等綴……………三九九

第四部 參考資料 (一)

一 教育審議會官制、議事規則、諮問關係史料……………四六

1 教育審議會官制制定關係史料……………四六

2 教育審議會議事規則制定關係史料……………四三

3 諮問第一号關係史料……………四六

4 教育審議會官制廢止關係史料……………四九

二 配布資料一覽……………四三五

第五部 參考資料 (二)

一 會議出席・發言狀況一覽……………六〇(一)

二 発言者索引……………五五(二)

三 職員經歷……………五二(七)

第一
部
解
說

一 教育審議会の設置

1 設置の背景

教育審議會は一九三七年（昭和十二年）十二月十日勅令第七百一十一号「教育審議會官制」により内閣に設置され、一九四一年（昭和十六年）十月十三日の第十四回總會をもってその一応の任務を完了し、一九四二年（昭和十七年）五月九日勅令第四百八十九号により同官制が廃止されるまで約四年六カ月にわたって存続した。

官制によれば、教育審議會は「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」と規定されていた。戦前日本の教育改革に関する諮問機関で内閣総理大臣の直屬として設置されたものは、臨時教育會議（一九一七〜一九一九年）、臨時教育行政調査會（一九二一〜二二年）、文政審議會（一九二四〜三五年）、文教審議會（一九三七年、事実上活動なし）があり、教育審議會は五度目ということになる。しかし教育審議會の官制の裁可文中には、「朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ国本ヲ無窮ニ培ハンガ為内閣ニ委員会ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認メ教育審議會官制ヲ裁可シ」という、會議の方向性に關わる重要な一句が挿入されていた。このようないわゆる「上諭」なるものが挿入されていたのは、臨時教育會議について二度目のことであつた。この事實は、

教育審議会に期待された役割の大きさを物語るものにほかならない。

教育審議会が設置された背景として、次の三点を指摘しておこう。

第一は、文政審議会から引き継いだ一九三〇年代中葉段階における学制改革問題の重大化、とりわけ教育制度、教育内容に関するさまざまな改革案が族生していた事態である。ここでは第一次大戦後の臨時教育会議による教育改革に次ぐ、ないしはそれを上回る規模の全面的な教育制度の再編成が提起されていた。義務教育年限の延長、高等小学校の改革、師範学校の改革および「昇格」問題、勤労青年の教育機会の組織化、女子教育の向上と改革、中等諸学校の統合問題、等々さらには、内閣審議会・内閣調査局（一九三五〜三六年）において、人口問題・国土計画・産業計画等々の総合国策の一環として教育改革を策定しようとする動きも生まれていた。これらの問題は、戦前期日本の学制改革・教育改革の流れを集大成・総決算するとともに、それを総合国策の樹立という新しい次元に位置づけることを要請していた。

第二は、一九三五年の天皇機関説事件に端を発する国体明徴運動とその結果としての教学刷新評議会答申（一九三六年十月二十九日）の存在である。これによって、教育のみならず思想、文化、政治領域をも支配する新しい国家理念が確立した。それは国家論レベルで言えば、明治国家が理想とした「大日本帝国」の「皇国」への転換、「顕教」密教」体制（久野収）の崩壊であり、教育理念に即して言えば「学問と教育の分離」原則の修正とその新たな一元化、人間像における「公民から皇民へ」（堀尾輝久）の転換、学校観における教授学校から訓育学校（学校の「修練道場」化）への転換、等に照応する変化であった。教育審議会は、「ファシズム教育理念の確立」のメルクマールとされてきた教学刷新評議会答申を直接に受けて成立し、それらを教育内容・制度の全面に具体化する使命を課されていたということが出来る。

第三は、第一次近衛内閣の登場と日中全面戦争の拡大を契機に、国家総動員体制確立に向けた動きが急ピッチで進行していくという政治的・軍事的情勢である。学校教育は国民精神総動員運動にまき込まれ、「時局教育」の名のもとに神社参

拝や勤勞奉仕など非日常的な教育形態が常態化するとともに、軍部や産業界による「人的資源」への要求がより直截な形で「教育」に向けられるようになった。もはや「教育」改革は「学校教育」の範疇を越えて、國家總動員体制にふさわしく、職場や地域社会をも含む國民を射程に構想されることが要請されていた。

教育審議會はこのような状況のなかで、一九三七年十二月、第一次近衛内閣によつて設置された。

2 設置の経緯

教育審議會は、教學刷新評議會が答申と同時に決議した建議、すなわち「政府ハ我が国内外ノ情勢ニ鑑ミ、教學ノ指導並ニ文政ノ改善ニ関スル重要事項ヲ審議スルタメ、内閣總理大臣ノ下ニ、有力ナル諮詢機關ヲ設置セラレンコトヲ望ム」を受けて設置された。だが時間的順序から言うと、教育審議會設置に先立つ一九三七年五月二十六日、内閣に「文教審議會」が設置されている。教育審議會官制はこの文教審議會を廃止する形で成立しているのであるから、少々遠回りだが、教育審議會設立以前の政治状況を遡つてみよう。

一九三七年二月、突然の政変によつて倒れた広田内閣にかわつて成立した林銑十郎内閣は、林自身が文相を兼務し専任文相を任命しないまま推移したため、教育界ではなほだ評判が悪かった。とりわけ前文相の平生夙三郎が、各界の期待を担つて義務教育年限延長を精力的に推進し、広田内閣で閣議決定をするまでにこぎつけていただけに、それを無視した林内閣への失望はいつそう強いものがあつた。その林内閣が五月末になつて突然「文教審議會」を設置したのである。文教審議會の目的は、官制第一条によつて「内閣總理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ国體觀念ノ徹底及國民精神ノ作興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」と規定されていた。そして六月二日に第一回會議を予定していたところ、五月三十一日

林内閣は総辞職、六月四日には第一次近衛内閣が成立した（文相は安井英二）。したがってこの審議会は、林首相を会長に十二名の委員を任命したものの、内閣交代により一度も会議を開くことのなかった幻の審議会であった。¹⁾ しかもその内容は、当時の河原文部次官が語ったところによると、次のようなものであった。

「新設の文教審議会は以前にあつた文政審議会とは全然その内容を異にし教育問題のみを取扱ふとか教育問題を中心とするとか言ふものではない。政治の殆ど全般に関する問題の中特に国体觀念の徹底、国民精神の作興に関する事項を審議するもので『文治審議会』とでも言つたやうなものである」（『教育週報』第六二八号、'37年5月29日）

要するに、すでに教学刷新評議会答申で決着をみている「国体明徴」の具体化を任務とするもので、当面する教育改革問題に取り組むには程遠い性格のものであつた。

だが新たに文相となつた安井英二に対しても、教育界の反応は冷やかであつた。特に安井は、義務教育年限延長問題には「白紙」だとして消極的な立場を言明していたので、報道の一部には「近衛首相を会長とし安井文相を一メンバーとする教育改革同志会の教育改革案もこの程出来上がったのでこれに準拠した改革が企図されるであらう、従つて義務教育延長問題は自然消滅の運命に落ちるだらうと見る向きもある」（『教育週報』第六三〇号、'37年6月12日）との臆説も流された。教育改革同志会は近衛のブレーション組織である昭和研究会の姉妹団体で、当時の数ある学制改革案の中でも特徴ある提言をしており、近衛内閣の成立とともに注目を集めたのであつた。ただし安井が教育改革同志会会員だというのは誤報であり、しかも安井自身は、教育改革問題について定見らしきことを述べることもほとんどなかつたため、「半歳の間、言はず、為さず、聴かずに押し通してきたのだから稀に見る消極家といつてよからう」（相沢熙「文相の更迭——果して何を意味するか」『教育週報』第六五〇号、'37年10月30日）と評されていた。

その安井が文相としておこなつたもつとも重要な仕事は、七月六日の閣議において教育審議会の設置を承認させたこと

であつた。当時の報道によると、「安井文相としては従来の学制改革が内閣の更迭毎に教育界各機関の間に議論が過ぎてお流れとなつた結果に鑑み内閣の更迭如何に拘らず、また関係各方面との円満なる協調によつて二代三代の内閣を通じて根本的刷新にあたる機構を作る方針のもとに朝野の学識経験ある権威者を網羅し四、五十名を以て一大調査機関を組織する意向」と伝えられ、さらにその組織方針として「調査会は内閣直屬ではあるが組織構成はなるべく恒久的性格を持たしめ会長、副会長に首相又は文相が当たるといふ様な在来の遣り方を排して民間の学識経験ある権威者が自主的に討議し答申し得る組織になるものと見られ……八月中には決定の運び」云々と報じられた（『東京朝日新聞』'37年7月6、7日）。こうした構想は、七月下旬に開会された第七十一回帝國議會での近衛首相の答弁や、当時作成された「予想質問事項及之ニ対スル内閣總理大臣ノ答弁資料」なる文部省文書などによつて確認できるが、その内容はほぼ報道されたものと同様であつた。ここではまず、審議會に恒久的性格をもたせ、しかも政府に対する自律的組織構成をもたせようという基本構想に注目しておきたい。

しかしその直後に日中戦争が勃発、近衛内閣は対応におおわらわとなり、教育審議會の件は何の進展も見せぬまま推移する。それどころか、戦火は拡大する一方であり、内閣自体の政治力が問われる事態が続いた。やがて十月二十二日、安井文相自身が辞任し、木戸幸一が文相の椅子に座つた。この人事は、近衛を補佐し内閣を補強するためのもので、文教行政上の配慮とは無関係であつた（『東京朝日新聞』'37年10月23日）。教育審議會設置の具体的準備は、この木戸文相の手で進められることになる。

一九三七年末時点の『木戸幸一日記』より、関連するくだりを引いてみよう。

・11月27日 午前九時半、平沼（騏一郎） 枢相を其邸に訪問、教育審議會の總裁に荒井（賢太郎） 副議長、委員に原（嘉道）・南（弘） 両顧問官を依頼することにつき了解を得、……

- ・ 11月29日 一時半、荒井枢府副議長を訪ひ、教育審議会総裁に就任方を依頼す。
- ・ 12月2日 十一時、原嘉道氏を訪ひ、教育審議会委員を依頼、受諾を得……三時、南弘氏を訪ひ、教育審議会委員を依頼、承諾を受く。
- ・ 12月7日 午前十時、閣議に出席、教育審議会官制を決定す。
- ・ 12月8日 十時、本省に出勤。後藤隆之助君来訪、教育改革案を聴く。
- ・ 12月10日 五時、教育審議会設置を発表す。今回は畏くも上諭を拝す。余の責任の極めて重きを感じ。
- ・ 12月11日 午前十時出省。今回畏くも上諭を拝し、教育審議会の設置せられたるを以て、課長以上を大臣室に集め一層奮励努力を希望す。
- ・ 12月13日 十一時、後藤隆之助氏来省、審議会の陣容平凡云々との批評あり。
十一時半、次官、社会教育局長と青年学校義務教育制につき協議す。
- ・ 12月16日 午前十一時、田所〔美治〕氏来省、面談す。……三時、金子〔堅太郎〕伯来訪、教育改革意見、……
- ・ 12月17日 霞会館に於ける教育改革同志会の集會に出席す。
- ・ 12月20日 十時半、荒井枢府副議長と面談、審議会の件なり。
正午、官邸に近衛公を訪ひ、昼食を共にし、審議会開催につき打合す。
- ・ 12月23日 十時半、教育審議会総會に出席、近衛首相風邪欠席につき、首相代理として挨拶を述べ。正午、午餐を共にして散會す。
- ・ 12月24日 午前九時半、首相官邸に至り、杉山〔元〕・賀屋〔興宣〕両相と青年学校義務制につき協議す。
- ・ 12月27日 五時半、賀屋蔵相私邸を訪ひ、青年学校義務制実施の件につき協議す。来年の初閣議にて決定のことに打

合す。

六時半、次官、田中局長を招き、右の結果を話し、事務上の連絡を命ず。

ここで注目されることの第一は、教育審議会の人事問題である。木戸は枢密院副議長の荒井賢太郎に総裁を依頼し、同時に原嘉道、南弘という二人の枢密顧問官に委員の就任を依頼している。ここには、戦前期の教育関係立法の審議機関である枢密院関係者を審議会を中心に据えることが答申の具体化を見越した場合有利に働く、という配慮があつたとも考えられるが、おそらくそれだけではない。先行する文政審議会の場合、総裁が内閣総理大臣で、副総裁の一人が文部大臣という形をとつたため、政権交代とともに頻繁に総裁・副総裁が変わるといふ不安定さを免れなかつたが、これを枢密院関係者にすればいわば政変から超然として審議を進めることが可能となるという利点があつたのである。このことは、安井前文相の組織構想を具体化したものといふことができる。

ところで、この時代は各種の審議機関が、各省設置のものだけでも百以上に達したほど乱立しており、内閣直屬の国策審議機関は、教育審議会発足時点で十七に及んでいた。この十七のうち、内閣総理大臣が会長（議長・総裁）を務めたものが十、他の多くも政府関係者で占められており、枢密院関係者が長を務めた例はなかつた。それは、もともと「枢密院ハ行政及立法ノ事ニ関シ天皇ノ至高ノ顧問タリトイヘドモ施政ニ干与スルコトナシ」（枢密院官制第二条）とされ、枢密院には特別の中立性が要請されていたためと考えられる。その意味では、教育審議会が枢密院副議長を総裁に据えたことは、他の審議機関と比較しても異例のことであつたといえる。ただし、枢密顧問官の南は文部次官経験者で元文政審議会委員、原は教学刷新評議会特別委員長を経験しており、ともに教育問題への造詣も深かつた。彼らの場合は、枢密顧問官であるためばかりでなく、その経歴や識見のゆえに委員に就任したのだと考えることができる。この点は、委員任期の途中から枢密顧問官に就任した松浦鎮次郎が引続き委員にとどまつた事例も同様といえよう。

第二は、教育改革同志会（後藤隆之助はその中心人物）との交流を一月余りの間に三回も持っていることである。これは、教育改革同志会と近衛首相との特別の関係を配慮したものと推測される。いずれにせよ結果として、発足時の委員・臨時委員合計七十四名のうち十六名（のちの異動を含めるとのべ十九名）が同志会会員であつたことは、この間の経過と無関係ではないといえよう。

第三は、教育審議会発足の前から青年学校義務制問題につき、杉山陸相、賀屋蔵相はじめ関係者との協議が始められており、年明け後の閣議決定の段取りまで進んでいることである。この問題は、後の第二回総会で、教育制度上の重要案件が教育審議会に諮られることなく一方的に閣議決定されたとして大問題になるのだが、その伏線が見えて興味深い。

3 設 置

教育審議会の設置目的は、前述の官制に付された「上諭」、十二月二十三日の第一回総会における近衛首相挨拶、諮問第一号と伊東延吉文部次官によるその説明、等によつて知ることができる。まず諮問第一号とその「説明」をみてみよう。

一 諮問第一号

我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何

説 明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移トニ稽ヘ、教育ノ各方面ニ互リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス、依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事項等ニ就キ、一層我が国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ必要ナル方策ヲ求ム

このように諮問第一号は、非常に総括的かつ広範な内容を含む表現になつており、結局最後まで、諮問はこれ一本きりであつた。しかし無論、政府側は審議の内容及び方向性について一定の立場を有していた。近衛の挨拶によれば、「現下我が国の当面せる重大時局、竝に其の後に來るべき内外の情勢に想到するとき、教育の刷新振作を図つて我が国將來の飛躍的發展に備へることは欠くべからざる事柄と存じます」との時局認識にたち、具体的には「国体の本義を一層徹底せしむべき必要」「国民大衆の教育の拡充を図るべき要求」「国民体位の向上、科学及産業教育振興の必要」「負担の過重乃至画一化、形式化等の弊を矯めて、眞の人物を育成し、創造的実践的性格を鍛錬するの要望」等に応えることが課題だとされた。

伊東幹事長の説明によると、そうした「欠陥ト要求トヲ生ゼシメタ所ノ、眞ノ根本的理由ガ那辺ニ在ルカ」を明らかにすることが必要で、その場合の重点は、第一に「我が国体ノ本義ガ教育ノ凡テノ方面ニ顕現シテ、其ノ内容・方法等ノ基本トナリ、生命トナル様、一層ソノ徹底ヲ図ルト云フ、凡テノ問題ノ根本トナル事項」であり、第二に、教育の「着眼点」を日本のみならず東洋や世界に広げ、「日本人トシテノ自覚信念ヲ基トシテ、広イ大キイ心持ト見識トヲ持ツタ、大國民的ノ教育トスルコト」であるという。さらに従來の学生思想問題調査委員会（一九三二〜三三年）、実業教育振興委員会（一九三五〜三八年）、教学刷新評議会（一九三五〜三六年）、体育運動審議會（一九三二〜三九年）等の活動をあげて、それらを基礎または参考にすることを求めつつ、「今回ノ教育審議會ハ更ニ広ク教育ノ全般ニ互ツテ、統合的ニ集大成的ニ、刷新振興ノ精神、方向ヲ考ヘ」ていくものであるとした。教育審議會における教育改革論議が、より根底的・集大成的な性格をもつよう強く期待されていたことがわかる。

さらに木戸文相は、従來の教育改革論議は教育の制度問題に集中しており「内容ニ就テハ全面的ニハマダ余リ調査が進メラレテ居ラナカツタ憾ミガアル」として、「内容ト制度トヲ合セテ十分ニ調査スルト云フコトヲ一ツ試ミテ、従来ヨリ

モ一歩進シテ教育制度ノ改革」をめざすという立場を強調した。諮問第一号自体が「我が国教育ノ内容及制度」と表現されていたように、力点は教育内容改革に置かれていたのである。もちろん客観的には、当時の学制改革上の懸案に、重要な「制度」改革問題が含まれていたことはすでに指摘したとおりである。そのような中で「内容」改革重視の立場は、教育審議会発足時点における当局者の姿勢を示すものとして注目されよう。

二 組織と運営

1 構 成

教育審議会の構成は、官制によれば、總裁一人、委員六十五人以内で組織され、「特別ノ事項ヲ調査審議スル為」必要があれば臨時委員を置くことができるとした（第二条）。總裁は内閣総理大臣の奏請により天皇が、委員及び臨時委員は内閣総理大臣の奏請により内閣がそれぞれ任命するとした（第三条）。教育審議会発足時の一九三七年十二月十日現在、委員六十五名、臨時委員八名が任命され、合計七十三名規模の審議会が構成された。のち委員の入れ替えや臨時委員の増員などにより、最終段階である一九四一年十月十三日現在では、委員・臨時委員の合計が七十九人となった。大正期の臨時教育会議が委員四十名以内、その後の文政審議会が委員五十名以内という規模であったから、教育審議会は戦前の教育

関係審議会では最大のものとなった。なお委員・臨時委員とも等しく議席番号が与えられ、それは抽選をもって定められた（議事規則第五条）。（以下本項は、第二部二の「任期一覽」および第五部二「職員経歴」をあわせて参照されたい）

総裁は、はじめ枢密院副議長の荒井賢太郎が就任したが、一九三八年一月末に死去したため、代わって委員の原嘉道（枢密顧問官から副議長になる）が総裁となった。さらに一九四〇年七月には、原に代わって枢密院副議長になった鈴木貫太郎が総裁に就任した。このように総裁には枢密院副議長をあてるといふ慣例が成立した意味は、すでに述べたように教育審議会の政府に対する相対的自律性を高めるための措置であつたと考えられる。なお官制第五条で「文部大臣ハ会議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得」とされた。文部大臣が審議会の監督者でも委員でもないという形は臨時教育会議の場合と同じであり、文政審議会のように副総裁を兼ねる形は避けられた。

委員・臨時委員合計七十九名を名簿の肩書きから見ると、大きくは官職によつて選出された職権委員とそれ以外の非職権委員とに分けることができる。職権委員とは、「一定の官職に就いている委員がその官職を去ると審議会委員も同時に免ぜられ、かわつてその官職に就いた者が新しく委員として補充される」というシステムで、⁽¹⁾ 実際この委員たちの交代はきわめて頻繁におこなわれた。臨時委員はその職務から選出されたのであるから、全員が職権委員と考えてよい。職権委員は七十九名中四十八名で、全体の約六割の比率を占めている。

職権委員の官職は、教育審議会の全期間を通してみた場合、まず内閣書記官長、法制局長官、企画院次長、内務次官、大蔵次官、陸軍次官、海軍次官、農林次官、商工次官、厚生次官、東京府知事といった各省次官クラスを中心に官界の実力者を揃えている（計十一名。うち厚生次官と東京府知事は途中から任命され、東京府知事は臨時委員）。さらに文部次官、文部政務次官、教学局長官、文部参与官という文部官僚が四名いる（官僚は合計十五名）。ついで東京帝国大学総長、京都帝国大学総長、東京商科大学長、東京文理科大学長という官学の代表に、国民精神文化研究所長（資格は「所員」）

を加えた五名。さらに臨時委員の各学校長、すなわち発足時点では第一高等学校長、桐生高等工業学校長、横浜高等商業学校長、東京女子高等師範学校長、三重高等農林学校長、東京農業教育専門学校長、師範学校長代表、公立中学校長代表の計八名が選ばれ、のち公立高等女学校長一名に公立実業学校長が三名加わった（計十二名。なお三重高等農林学校長は途中転任し、以後は死去により空席となった41番を埋める形で宇都宮高等農林学校長が高等農林学校の代表として議席を維持した）。これら学校長の臨時委員は中等教育、実業教育、師範教育、実業高等教育等に関するいわば現場代表という性格をもち、整理委員会や特別委員会で活躍した委員も少なくない。

残りは衆議院議員と貴族院議員が八名ずつで、合計十六名である。国会議員は官職ではないが、議会から選任されたものとして職権委員の位置づけを与えてよいだろう。衆議院議員八名の会派を発足時点でみると、立憲政友会三（河上哲太・東郷実・安藤正純）、立憲民政党三（山榊儀重・添田敬一郎・山本厚三）、社会大衆党一（安部磯雄）、第二控室一（椎尾弁匠）となっている。これはほぼ議会内の勢力分布に対応した配分であり、諸会派の同意調達が意図されたものといえよう。このうち、東郷・安藤・添田・山本の四名は文部政務次官の、山榊は文部参与官の経験者である。さらに添田と安藤が二大政党から特別委員に選任され、高等教育・社会教育・教育行政に関する三つの整理委員にも選任された。その他、衆議院議員でありながら他の職権によって選任されたものに、文部参与官（7番。池崎忠孝・野中徹也・伊豆富人・仲井間宗一）、文部政務次官（26番。内ヶ崎作三郎・小柳牧衛・作田高太郎）、法制局長官（29番。船田中）、内閣書記官長（49番。風見章）がいた。しかし、非職権委員として選任された衆議院議員はいない。

貴族院議員八名の会派を発足時点でみると、研究会三（野村益三・渡辺千冬・大久保利武）、公正会一（大蔵公望）、火曜会一（徳川義親）、交友倶楽部一（芳沢謙吉）、同成会一（丸山鶴吉）、無所属一（吉田茂）となっており、これまた議会の勢力分布に比例した配分である。⁹このうち、野村益三・徳川義親・大蔵公望の三人が特別委員に選任され、野村は

社会教育関係の整理委員にもなった。衆議院と比べると、特別委員が一人多く整理委員が一人少ない。なお、他の職権によつて選任された貴族院議員として、文部政務次官（26番。舟橋清賢）、法制局長官（29番。黒崎定三）、内閣書記官長（49番。太田耕造・遠藤柳作）がいた。なお注目すべき事実は、この他に非職権で選任された貴族院議員が十六名もいることである。その意味については改めて触れることにしよう。

このように万遍なくバランスをとつて各方面の代表者を取り揃えるという職権委員方式は、頻繁に委員が変わるだけでなく構成員に「素人」が多くなるため、会議の能率や機能という点からみれば必ずしも合理的な方式とは言えない。しかしすでに戦時体制下に入った厳しい状況のなかで総合国策の一環としての本格的教育改革を進めようとする以上、教育関係者のみならず国家・社会の広範な意見集約と合意形成を可能にする機構が不可欠となる。その限りで、このような方式にも一定の必然性があったといえよう。

〔補注〕同一人物で任期中に肩書きが変わつた例が数多くある。上原種美（60番）が三重高等農林学校長から東京農業教育専門学校長へ変わつたり（番号同じ）、広瀬久忠が内務次官（9番）から法制局長官（29番）へ変わつた例などは、本官の異動に伴う選出基盤の変化を示す比較的単純な例。幹事から委員へと転換した例も少なくない（松岡忠一・藤野恵・谷口恒二・挾間茂。佐藤寛次（70番）は東京農業教育専門学校長の臨時委員から非職権の委員へと変わり（番号同じ）、大蔵公望（46番）は当初貴族院議員として職権委員であつたが、議員の任期満了後は非職権委員として残つた（番号同じ）。伊東延吉は、当初文部次官として職権委員であつたが（23番）、次に非職権委員（32番）に変わり、さらに国民精神文化研究所員として再び職権委員（番号同じ）に戻つた。このように肩書きや議席番号、職権・非職権という選出基準を越えて同一人物が委員であり続ける例は他にもいくつがある（関屋竜吉、赤間信義など）。このような人物の場合、委員選任の基準は肩書きだけで

なく人物自体への評価が加わっているものと判断される。さらに空席が生じた場合の対応として、原嘉道（一番）の総裁への転出のあとを後藤文夫が埋めた例、非職権委員の阿部重孝（41番）の死去後、同議席に職権の臨時委員として宇都宮高等農林学校長松岡忠一が着任した例があるが、橋田邦彦（52番）が文相へ転出したあとは空席のままであった。これは橋田の転出が一九四〇年七月という遅い時期によるためであり、同様の例は他にも若干みられる。

非職権で選出された委員は、発足時点で三十一名であった。約四割の比率である。これを主な職業別（元を含む）で分類してみると、次のようになる（途中で辞めたり選任されたりして人数に変更が生じた場合、↓で示した。同一人で複数の職業を兼ねる場合は重複計入した）。

枢密顧問官 2 ↓ 2

原嘉道・南弘。のち原が総裁に転出し、松浦鎮次郎が加わる。

文相経験者 2 ↓ 4

平生鈞三郎・安井英二。のち河原田稼吉・松浦が加わる。

文部次官経験者 4 ↓ 6

南・松浦・田所美治・粟屋謙。のち伊東延吉・赤間信義が加わる。

私立学校長 3

小泉信三（慶応義塾大総長）、田中穂積（早稲田大総長）、吉岡弥生（東京女子医専校長）

※このほかに、委員就任の主なる資格とは思われないが学校長を兼ねていた者に、平生鈞三郎（甲南高等学校長）、永田秀次郎（拓殖大学長）、田所美治（順心高等女学校長）、大河内正敏（東京物理学校長）、野村吉三郎・山梨勝之進（学習院長）らがあった。なお吉岡の場合は、婦人界代表という性格が強いとも考えられる。

大学教授 10 ↓ 8

西晋一郎（広島文理大）、作田莊一（元京都帝大）、穂積重遠（東京帝大）、三上参次（元東京帝大）、関口八重吉（元東京工大）、山田孝雄（元東北帝大）、阿部重孝（東京帝大）、橋本伝左

衛門（京都市帝大）、中村清二（元東京帝大）、林博太郎（元東京帝大）。のち佐藤寛次（元東京帝大）が加わる。

※関口は途中で辞め、三上、阿部は任期中死去。佐藤は途中から（職権委員から）。西と作田は国民精神文化研究所員を兼任。なお、帝国学士院会員として穂積・三上・中村のほか東京・京都の両帝大総長（長与・平賀・浜田・羽田）がいる。

教化団体3↓4
香坂昌康（大日本連合青年団）、松井茂（中央教化団体連合会）、佐々井信太郎（大日本報徳社）。のち二荒芳徳（大日本少年団連盟）が加わる。

財界関係者4
小倉正恒（住友）、南条金雄（三井）、三好重道（三菱）、大河内正敏（理研）

※このほか、平生凱三郎（日本製鉄）。

軍関係者2↓2
野村吉三郎・山梨勝之進（海軍大将）、阿部信行（陸軍大将）

※野村と山梨は途中で交代、共に学習院長を兼務。

教育団体1
永田秀次郎（帝国教育会会長）

言論界1
下村宏（元朝日新聞社）

その他0↓3
後藤文夫（原の後任、元内相）、関屋竜吉（職権委員から、元文部省局長経験者）、大蔵公望

（職権委員から、満鉄関係者）

全体として文部官僚経験者や学校関係者、大学教授が多いことに気がつく。教育問題のエキスパートたることが非職権委員の重要な要件であったと考えられる。財界・軍・言論界・教育団体の関係者を加えていることは、先行する文政審議会の構成を引き継ぐものといえよう。他方で教化団体の関係者が登場したことは、従来にはなかった特徴である。このこ

とは、国家総動員体制下の教育改革の課題が、社会教育方面の比重をこれまでになく高めた結果といえよう。ところで先に触れたように、この非職権委員の約半数、十五名が貴族院議員であるという事実は注目に値する（河原田が安井と代わったため、のべ十六名）。彼らの貴族院選出資格と所属会派は以下のとおり。

- ・ 1番 後藤 文夫（勅選） ……無所属
- ・ 15番 松浦鎮次郎（勅選） ……同和会
- ・ 16番 平生釦三郎（勅選） ……無所属
- ・ 20番 永田秀次郎（勅選） ……同和会
- ・ 24番 田所 美治（勅選） ……同和会
- ・ 28番 三上 参次（学士院） ……無所属
- ・ 34番 下村 宏（勅選） ……研究会
- ・ 36番 田中 穂積（勅選） ……無所属
- ・ 38番 二荒 芳徳（伯爵） ……研究会
- ・ 42番 小倉 正恒（勅選） ……研究会
- ・ 43番 大河内正敏（子爵） ……研究会
- ・ 46番 大蔵 公望（男爵） ……公正会
- ・ 57番 松井 茂（勅選） ……同和会
- ・ 67番 安井 英二（勅選） ……無所属
- ・ 67番 河原田稼吉（勅選） ……研究会
- ・ 68番 林 博太郎（伯爵） ……研究会

所属会派で見ると、前記職権選出の八名とは全く異なる配分である。むしろ議会内では少数会派の同和会から四名、どの会派にも属さない議員が五名選出されていることから考えて、これらの人選は議会内勢力のバランスからではなく、人物本位で決まったものと判断してよい。しかもこの十五名のうち、後藤・松浦・永田・田所・下村・田中・二荒・小倉・大蔵・松井・林の十一名が特別委員になっている。さらに整理委員には後藤・松浦・下村・田中・二荒・林の六名が選任され、これに特別委員長として毎回出席していた田所を加えると七名となる。これらの人物は、特別委員会や整理委員会を通じて、教育審議会を實質的に動かしていった中心人物たちである。このようになった背景として、貴族院には教育行政上の経験に富み制度の沿革にも詳しい元官僚や、教育職経験から豊富な教育的識見をもつ学者たちが蓄積される傾向が

もともとあつたという事情がある。それにしても、これだけのメンバーが揃うと、とりわけ特別委員会などは貴族院の文教関係委員会にも似た審議機関であつたということができよう。

以上のような委員・臨時委員の構成上の特徴について、次の諸点を指摘しておきたい。

第一に、教育審議会における文部官僚の位置づけの問題である。委員には文部次官・文部政務次官・教学局長官・文部参与官という四名が選任されているが、他方で文部大臣は会議に出席して意見陳述ができるだけである。そもそも文部大臣を審議会の長から外したのは、自ら諮問を発し答申するという自問自答方式を避け、徹底した教育改革の実を挙げるためであつた。ところが文部官僚が文部大臣を経ずに、教育改革について直接内閣総理大臣の諮問に応ずるといふのは、組織上の矛盾というべきであろう。この矛盾は、特に文部次官の場合に甚だしい。文部次官は幹事長も兼ねていたため、實際の審議では、委員でありながら当局側の立場から事実上の「答弁」にまわるといふ奇妙な事態が現われた。文部政務次官の場合も、帝国議會では政府委員として答弁しているのであるから、同様の矛盾は避けられなかつた。

第二は、委員や臨時委員に選任されなかつた側の問題である。特に高等教育を除く学校レベルでは、臨時委員として公立の中学校・実業学校・高等女学校という中等学校長や師範学校長が選任されたが、私立の中等学校や青年学校、小学校の代表は遂に一名も選任されなかつた。文政審議会と比して、全体として私学関係者がやや減少したのと小学校長がいなくなつたのが目立つ。また女子教育の関係者としては、吉岡弥生が委員に、桜井賢三が高等女学校長を代表して臨時委員に選任されたが、二人とも特別委員・整理委員には選ばれなかつた。こうして学校レベルに限っても、教育審議会の構成は官公立優先、高等教育優先という特質を否定することはできない。当時の世論でも、こうした冷遇された側の代表を委員に加えるようにとの要望が少なからず発せられた¹⁰。

第三は、教育審議会の主導権の所在をめぐる問題である。この問題は、審議会の運営方法と密接な関係があるので、や

や詳しくみたい。「教育審議会議事規則」では、必要あるときは委員、臨時委員の中から特別委員を選出することができるとあり（第十二条）、実際に三十名の委員により特別委員会が構成された。さらに議事規則に規定はなかったが、特別委員会のなかにテーマ別の小委員会ともいべき整理委員会（十数名規模）が複数設置された。こうして教育審議会の運営は、総会・特別委員会・整理委員会という三つの会議をもって成り立ち、下位に進むにしたがってより具体的な実質審議がなされ、そこで上位の会議に上げる原案が作成された。教育審議会の最終決定機関は総会であるが、その原案（答申案）は特別委員会が決定し、特別委員会の原案はその中のテーマ別整理委員会で検討する。このような審議の積み重ねの結果が総会に提出されるのであるから、総会では特別委員会からの原案を修正する余地はほとんどなくなり、単なる承認機関にとどまることになった。こうして実質的にみて、教育審議会の意志決定の大部分は、特別委員三十余名の手中に握られていたといっても過言ではないのである。

そうしてみると、委員、臨時委員七十九名の官職その他を機械的に分析しただけでは、総会の構成分析にはなっても教育審議会の実質的構成分析にはならない。問題の中心は特別委員会である。そこで改めて、特別委員会の構成に焦点を当ててみよう（人数は発足時三十名、途中から小泉・伊東・羽田の三名が増員された。交代のため、延人数は三十七名）。

教育審議会特別委員

*印は途中で辞めた者、()は途中からの者

番号	氏名	現職	主な経歴(略記)	審議会経歴	整理委員会
1	後藤文夫	貴族院(勅)、同志会	内相、大日本青年団理事長	審議会	初中高社行
2	長与又郎*	東京帝大総長、帝国学士院会員	東大医学部長	文	刷

2 (平賀讓)	東京帝大總長、帝国学士院會員	海軍造船中將	文	高
6 野村益三	貴族院(子)、帝国教育会評議員會議長	教科書調査会副會長	文	社
8 徳川義親	貴族院(侯)、産業組合中央会理事		実	
12 西田博太郎	桐生高工校長			中高
14 関屋竜吉	国民精神文化研究所所長	普通学務・社会教育局長	文	社
15 松浦鎮次郎	貴族院(勅)、枢密顧問官	文部次官、九州帝大總長	文	中高
20 永田秀次郎	貴族院(勅)、帝国教育会會長、拓殖大学長	東京市長、拓務大臣	文	中高
21 作田莊一*	建国大学副總長、経博	京大教授、精研所員	文	中高
21 (赤間信義)	文部次官	実業学務・専門学務局長	文	中高
22 穂積重遠	東大教授、法博、帝国学士院會員	東大法学部長	文	中高
24 田所美治	貴族院(勅)、順心高等女学校長	普通学務局長、文部次官	臨	高
25 (小泉信三)	慶応大總長、経博	長崎高商校長	刷	高
27 田尻常雄	横浜高商校長	社会教育・普通学務局長	文	中高
30 下村寿一	東京女高師校長	思想局長、専門学務局長	文	中高
32 (伊東延吉)	文部次官↓国民精神文化研究所所長	朝日新聞社副社長	文	中高
34 下村宏	貴族院(勅)、法博、同志会	東京毎日新聞、教学局参与	文	中高
36 田中穂積	貴族院(勅)、早大總長	東工大教授	刷	初
38 関口八重吉*	東工大名誉教授、工博		刷	初
38 (二荒芳徳)	貴族院(伯)、大日本少年団連盟理事長、同志会			
39 (羽田亨)	京大總長、文博、帝国学士院會員	京大教授	刷	社
42 小倉正恒	貴族院(勅)、住友合資会社總經理		刷	社

46 大蔵公望	貴族院(男)、東亜研究所副總裁、同志会	満鉄理事		
48 香坂昌康	大日本連合青年団理事長、同志会	東京府知事		初 社
52 橋田邦彦*	一高校長↓文部大臣、同志会	東大教授		中
53 森岡常蔵*	東京文理大学長	東高師教授、教育調査部長	文 幹 刷	初中高
53 (河原春作)	東京文理大学長	社会・普通局長、文部次官	文 幹 刷 幹	行
57 松井茂	貴族院(勅)、法博、教化団体連合会理事長	内務省警察講習所長		
60 上原種美	三重高農校長↓東京農教専校長	東京高師教授		高 行
62 添田敬一郎	衆議院、勤労者教育中央会会長、同志会	協調会理事、文部政務次官	実 刷	高 社 行
63 佐々井信太郎	報徳社副社長、中央教化団体連合会理事	東洋大教授		初 高 社 行
66 安藤正純	衆議院、仏教青年会連盟理事長、同志会	朝日新聞、文部政務次官	文	高 社 行
68 林博太郎	貴族院(伯)、文博	東大教授、満鉄總裁	文	初 中 高 社 行
70 佐藤寛次	東京農教専校長、農博、東大教授、同志会	東大農学部長	文 実	中 高
71 三国谷三四郎	青山師範学校長	奈良・京都師範学校長		
73 西村房太郎	東京府立一中校長、同志会	松江・千葉中学校長	文	初 中 行

注・貴族院議員の選出資格は「勅」||勅選、「侯」||侯爵、「伯」||伯爵、「子」||子爵、「男」||男爵をさす。

・同志会||教育改革同志会会員

・審議会経歴欄の「臨」||臨時教育会議委員・幹事、「文」||文政審議会委員、「文幹」||文政審議会幹事、「刷」||教学刷新評議会委員、「刷幹」||教学刷新評議会幹事、「実」||実業教育振興委員会委員をさす。

・整理委員会は「初」||初等教育、「中」||中等教育、「高」||高等教育、「社」||社会教育、「行」||教育行財政。

この構成上の特徴をあげれば、学者・校長など学校関係者がのべ二十名で過半数を占め(長与・平賀・西田・永田・作田・穂積・田所・小泉・田尻・下村寿一・田中・関口・羽田・橋田・森岡・河原・上原・佐藤・三国谷・西村)、官僚及び

その経験者十三名（学校関係と重なる者あり。後藤・関屋・松浦・永田・赤間・田所・下村寿一・伊東・森岡・河原・松井・添田・安藤）、教化団体関係者六名（二荒・香坂・松井・添田・佐々井・安藤）、その他に言論界（下村宏）、財界（小倉）、東亜研究所（大蔵）、帝国教育会（永田）等がいる。国会議員では、貴族院議員が十三名、衆議院議員が二名と対照的である。また教育改革同志会会員が十名というのは、かなりの比重であるといつてよからう。

なお、その経歴や専門性を買われたと見られる非職権委員のうちで、特別委員に選出されなかつた人物にも注意を払つておく必要がある。例えば、軍関係者の全て、小倉を除く財界関係者、平生夙三郎・安井英二の文相経験者、学者では西晋一郎・三上参次・山田孝雄・阿部重孝ら、さらに紅一点の吉岡弥生らがいる。

整理委員会は通算で五つ設けられたが、その所属状況を見ると、全く参加していないものから五つ全部参加したものでかなりのばらつきがある。これによつて、特別委員のなかでの「活躍度」も量ることができ、いいかえれば教育審議会におけるキープラスンである。まず目につくのは、四つないし全ての整理委員会に参加した委員である。これを教育審議会発足時の年齢を加えてあげると、後藤文夫（53歳）・下村寿一（53歳）・田中穂積（61歳）・林博太郎（63歳）・松浦鎮次郎（65歳）・森岡常蔵（66歳）・佐々井信太郎（63歳）、また特別委員長として全ての整理委員会に参加した田所美治（66歳）である。

教育審議会の最重要人物としてあげられるべきは、まず特別委員長の田所美治と整理委員長の林博太郎である。田所は文部次官経験者であり、臨時教育会議以来の教育行政の経過に熟知していた。林は元東京帝大教授の教育学者として、世界の教育事情や教育改革の動向に通じており、文政審議会では六つの特別委員長を務めた経験があつた。また両者ともに貴族院の古株であり、文教関係委員会をリードする立場にあつた。松浦鎮次郎も文部次官経験者で、長く文部行政に携わつた点では田所らと同様であり、九州帝大総長の経験もあつた。森岡常蔵や下村寿一も文部省の局長や学校長を歴任し

ている。以上の五名は文部行政経験の蓄積の上に立ち、その意向を代弁する勢力と考えてよい。佐々井信太郎は大日本報徳社副社長であり、中央教化団体連合会理事でもあった。特別委員のなかに教化団体関係者が六名もいるのは大きな特徴だが、佐々井はその代表格といえよう。田中穂積はわずか一名の私学代表ともいえるが、それ以外にも新聞社勤務や各種審議会委員等を歴任した経歴は、教育問題に一家言持つ存在として注目されたのであろう。後藤文夫の存在は教育審議会の審議過程で大きな意味をもった。彼はいわゆる革新官僚の代表格で、近衛のブレーンの一人であった。生粋の内務官僚だが、若いときから青年団運動に関わり（大日本聯合青年団理事長の経験者）、教育改革同志会の中心メンバーでもあった。後藤は青年教育問題への関心を軸に、教育改革同志会の意向を代表していたといつて間違いない。その他学校長は、それぞれの現場の利益を代表しており、彼らの発言は審議過程で大きな比重を占めた。

教育審議会の事務局は、幹事長・幹事・書記により構成された。幹事長は文部次官があてられ（官制第七条）、同時に委員ポストも兼ねた。幹事は内閣書記官佐藤朝生をはじめ、法制局参事官・企画院部長・内閣情報部長・内務省神社局長・同地方局長・大蔵省主計局長といった各省幹部を揃え、文部省からは専門学務局長・普通学務局長・実業学務局長・社会教育局長・文部書記官・文部事務官・教習局長の七名を加え、合計十四名からなる大幹事会が構成された。とはいえず中心的役割を果たしたのはやはり文部省関係者であり、他の省庁関係者は多分に形式的意味が強いといえる。文部省のうち、文部書記官と文部事務官は当初各一名だったが、のち各二名に増員された。前者の職務は大臣官房文書課長と同秘書課長が、後者は教育調査部審議課長と同調査課長が務めた。さらに文部省督学官（職務は教育調査部長）が増員された（松岡忠一↓安達禎）。こうしてのべ三名の増員があったものの、最終段階では三名の欠員無補充があったため（内閣情報部長・内務省神社局長・文部省督学官）、結局最後の幹事数は十四名であった。ここで注目されるのは教育調査部の比重が大きいことである。教育調査部は教育審議会発足前に機構を拡大して審議課を新設し、いわば省内の審議会担当部局の位置

づけを与えられていたものといえる¹⁾。常時三名の幹事を送り、審議会の実務面全般を処理したのである。幹事会の機能として、日常的には委員の求めに応じて資料を提出したり、審議の一定の段階で議論の整理をおこなったりしているが、時として幹事案を提出して審議をリードすることもあった。よく知られた例として国民学校に関する「幹事試案」の提出や中等教育案に対する幹事案の提出などがある。なお幹事は職権委員と同様官職により選任されていたため、本官の異動によりしばしば交代が行なわれた。幹事ののべ人数は四十二名にのぼった。

書記は、内閣官房総務課山谷貞一以下三名の内閣属と、文部大臣官房文書課阿部隆介以下専門学務局・普通学務局・実業学務局・社会教育局から一名ずつと教育調査部から三名による計八名の文部属の構成で出発した。その後、本官異動による交代があったが、官制廃止時には内閣属三名と文部属七名の合計十名となった。のべ人数は十九名にのぼった。

2 審議経過と運営

教育審議会が総会・特別委員会・整理委員会という三種の会議から構成されることはすでに述べたが、それらの関連を含め審議経過を整理してみよう。

第一回総会は一九三七年十二月二十三日に開催、内閣総理大臣・教育審議会総裁・文部大臣の挨拶に続き諮問第一号が提案され、これに関する趣旨説明が文部次官からなされた。こうして審議が開始され、青年学校義務制問題で紛糾した第二回総会を除き、第三回総会から一九三八年四月十四日の第八回総会までの期間、各委員からの通告に従い諮問第一号に関する総合的な意見の開陳がなされた。この間の発言者は三十二名（二度発言した者がいたため、のべでは三十三名）。論点はきわめて多岐にわたった。通告による発言が一応終了した第八回総会の最後に、総裁から三十名の特別委員が指名

され（氏名は前述の通り）、答申案の作成が付託されることになった。

特別委員会は第一回会議（同年四月十四日）で田所美治を特別委員長に互選し、第二回会議（四月二十二日）で審議方法を議論。その結果、便宜的に問題を初等教育、中等教育、高等教育、社会教育、教育行財政に分け、まずは初等教育（青年学校・師範学校問題を含む）から審議を開始することになった。初等教育に関する審議が進んだ第十七回特別委員会（六月十七日）の席上、林博太郎委員は答申原案作成のための整理委員会設置を提案した。この提案は賛同を得て、三十分余りの懇談会のあと特別委員長から九名の整理委員の指名があった。この整理委員会は、「初等教育」を中心として国民学校・青年学校・師範学校・幼稚園に関して審議する委員会であり、さしあたりは青年学校義務制問題から着手することとなった。互選の結果、委員長には林博太郎が選出された。

以後の手順は、整理委員会で作成した原案を特別委員会に上げ、ここで必要な修正を施して答申案を決定し、最後に総会にかけて最終決定をはかることになる。可決された答申は諮問第一号に対する答申の一部という性格をもち、このような部分的答申を積み上げていくことで包括的内容をもつ諮問に答えていくという方式がとられたのである。こうして一つの答申にいたるサイクルが終了すると、再び特別委員会で次の議題の審議が開始され、新たに整理委員会を選出し、以後同様の手順が繰り返された。この方式に対しては、会議の能率上の観点等から委員の一部から異論も出されたが、結局は最後まで貫かれた。

整理委員会は最終的に合計五つ設置され、委員の顔触れや人数には若干の変化があったが、委員長には全て林博太郎が互選された。

（*印は委員長、任期は第二部の二を参照）

1 国民学校、青年学校教育義務制および師範学校・幼稚園に関する整理委員会

*林博太郎 後藤文夫 下村寿一 田中穂積 関口八重吉 香坂昌康

2 中等教育に関する整理委員会

森岡常蔵 佐々井信太郎 三国谷三四郎

*林博太郎 後藤文夫 西田博太郎 松浦鎮次郎 田尻常雄 下村寿一

田中穂積 橋田邦彦 森岡常蔵 佐藤寛次 西村房太郎

3 高等教育および各種学校その他に関する整理委員会

*林博太郎 後藤文夫 平賀 讓 西田博太郎 松浦鎮次郎 穂積重遠

小泉信三 田尻常雄 下村寿一 田中穂積 森岡常蔵 上原種美

添田敬一郎 佐々井信太郎 安藤正純 佐藤寛次

4 社会教育に関する整理委員会

*林博太郎 後藤文夫 野村益三 関屋竜吉 松浦鎮次郎 穂積重遠

下村寿一 伊東延吉 下村宏 田中穂積 二荒芳徳 香坂昌康

添田敬一郎 佐々井信太郎 安藤正純

5 教育行政・財政に関する整理委員会

*林博太郎 後藤文夫 平賀 讓 松浦鎮次郎 赤間信義 穂積重遠

下村寿一 伊東延吉 田中穂積 河原春作 上原種美 添田敬一郎

佐々井信太郎 安藤正純 三国谷三四郎

このようにして、一九三七年十二月二十三日の第一回総会から一九四一年十月十三日の第十四回総会までの約四年間の

期間に、特別委員会は六十一回、整理委員会は合計で百六十九回という膨大な審議回数をこなし、教育審議会はその実質的活動を終えた。総会に提出され可決をみた答申は、以下のとおりである。

- ① 「青年学校教育義務制実施ニ関スル答申」一九三八年七月十五日、第九回総会で可決。
- ② 「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」一九三八年十二月八日、第十回総会で可決。
- ③ 「中等教育ニ関スル件」一九三九年九月十四日、第十一回総会で可決。
- ④ 「高等教育ニ関スル件」一九四〇年九月十九日、第十二回総会で可決。
- ⑤ 「社会教育ニ関スル件」一九四一年六月十六日、第十三回総会で可決。
- ⑥ 「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件」一九四一年六月十六日、第十三回総会で可決。
- ⑦ 「教育行政及財政ニ関スル件」一九四一年十月十三日、第十四回総会で可決。

以上が、諮問第一号に対する答申の全てである。なお、「官制」第一条第二項にもとづく内閣総理大臣への建議には、次の四件があつた。

- ① 「国語ニ関スル建議」一九三八年十二月八日、第十回総会で可決。
- ② 「国民学校教員ノ優遇並師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議」一九四一年十月十三日、第十四回総会で可決。
- ③ 「諮詢機関設置ニ関スル建議」同 前
- ④ 「教育尊重ニ関スル建議」同 前

各答申の決定にいたる経過を、時間的順序にそつて会議種別ごとに整理すると、次のようになる。⁽¹³⁾なお特別委員会は会議回数番号が通して付けられたが、整理委員会の場合はそれぞれが第一回会議から番号を付している。

《青年学校教育義務制実施ニ関スル答申》

第二回總會 (38・1・13) ↓

第十四回特別委員會 (6・8) }第十七回特別委員會 (6・17) ↓

第二回整理委員會 (6・22) }第六回整理委員會 (7・6) ↓

第十八回特別委員會 (7・6) ↓

第九回總會 (7・15)

《国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件》

第三回特別委員會 (38・4・27) }第十四回特別委員會 (6・8) ↓

第五回整理委員會 (7・1) ↓

第十八回特別委員會 (7・6) }第二十回特別委員會 (7・13) ↓

第七回整理委員會 (7・15) }第二十九回整理委員會 (11・11) ↓

第二十一回特別委員會 (11・18) }第二十二回特別委員會 (11・19) ↓

第三十回整理委員會 (11・25) ↓

第二十三回特別委員會 (11・25) ↓

第十回總會 (12・8)

《中等教育ニ関スル件》

*は答申可決後、追加的になされた審議(中等学校入学者選抜方法)。

第二十四回特別委員會 (38・11・30) }第三十回特別委員會 (12・23) ↓

第一回整理委員會 (12・23) }第四十回整理委員會 (39・7・14) ↓

第三十一回特別委員会 (7・21) } 第三十三回特別委員会 (7・25) ↓

(第四十一回整理委員会 (7・25) ↓)¹³⁾

第十一回總會 (9・14)

* 第三十四回特別委員会 (9・20) } 第三十六回特別委員会 (9・27)

《高等教育二関スル件》

* は答申案議了後、雜件としてなされた審議 (各種学校等)

** は答申可決後、追加的になされた審議 (興亜教育等)

第三十七回特別委員会 (39・9・29) } 第四十七回特別委員会 (11・10) ↓

第一回整理委員会 (11・10) } 第四十一回整理委員会 (40・6・28) ↓

第四十八回特別委員会 (7・5) } 第五十回特別委員会 (7・8) ↓

第十二回總會 (9・19)

* 第四十二回整理委員会 (7・10) } 第四十八回整理委員会 (9・25)

** 第四十九回整理委員会 (41・4・23) } 第五十二回整理委員会 (5・7)

《社会教育二関スル件》《各種学校其ノ他ノ事項二関スル件》

第五十一回特別委員会 (40・10・2) } 第五十四回特別委員会 (10・16) ↓

第一回整理委員会 (10・23) } 第三十一回整理委員会 (41・4・18) ↓

第五十五回特別委員会 (5・15) } 第五十六回整理委員会 (5・16) ↓

第十三回總會 (6・16)

《教育行政及財政二関スル件》

第五十七回特別委員会(41・6・4)↳第六十回特別委員会(6・13)↓

第一回整理委員会(6・20)↳第十五回整理委員会(9・24)↓

第六十一回特別委員会(10・1)↓

第十四回總會(10・13)

教育審議会の運営上の特徴は、先行する教育関係の審議会と比して共通する部分と異なる部分とが見られる。いくつかの点をみてみよう。

第一は、諮問形式である。教育審議会への諮問が、「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」というはなはだ総括的な表現の諮問第一号のみであつたことはすでに指摘した。これは、例えば臨時教育会議の諮問が第九号まで出され、文政審議会の諮問が第十四号まで出されたことと比してきわめて対照的である。つまり諮問側は「何をどういう順序で審議するか」という点について、具体的提示を避けたのであつた。さらに教育審議会は、文政審議会とくられたいわゆる「原案提示方式」、すなわち諮問に際し同時に数カ条の要綱と施行方策等を記した計画書を付してその是非を問うという方式を避け、臨時教育会議と同様の前もつて原案を示さない方式を採用した。そのため、第一回總會の場でも諮問と審議方法をめぐり質疑が交わされ、第三回以降第八回まで委員たちによる総括的な意見開陳という手間のかかる手順をふみ、特別委員会に移行してからも一回分の会議をまるまる費やして審議方法を議論するということになつた。このような審議の特質は、端的には、先行の審議会とは比較にならないほどの膨大な会議数と議事録の量となつて結実している。

教育審議会がこのような諮問方式を採用した理由について、当時の報道は「原案は往々審議の方向と内容を掣肘する、

従つて文部当局が原案の提示を差し控へるのは、教育審議会の審議をして自由に且つ活発ならしめようと期待するからだらう」という安井前文相の言葉を紹介している¹⁵。確かに原案提示方式は、審議会の機能を「文部省が案を立てたものをして実施以前に一寸わたりをつけておくといふ程度¹⁶」のものへと落しめる可能性があり、実際委員たちの不満も大きかつた。その意味では、教育審議会における諮問方式の選択は、文政審議会の経験の「反省」を踏まえたものといふこともできる。しかしより本質的には、審議会の性格の違いを指摘しなければならぬだろう。原案提示方式は、事前に政府部内もしくは文部省内の一致と了解がはかられてはじめて諮問が発せられるのであるから、この方式は文政審議会のような事前の調整時間を十分にかけられる「平時」の常設的審議会にこそふさわしいもので、教育審議会のようないわば「臨時」的性格（時代の転換期という「時」に「臨」むという意味）をもち、高度国防国家建設のための全面的教育改革を使命とする審議会にはふさわしいものではなかつたと言ふことができる¹⁷。

さらに、この問題には若干の留保が必要である。一つは原案が示されないからといって、全てが「白紙」だったのではないということである。抽象的とはいえ、諮問第一号の「説明」文や伊東幹事長の説明、近衛首相の挨拶等のなかに、教育審議会のめざす方向性や審議事項等が暗示されていたことは見たとおりである。さらに實際上の運営からみて、このような諮問方式は必ずしも教育審議会を尊重したがゆえの措置だったとは言ひ切れないということである。その根拠として、閣議が教育審議会の存在を無視して青年学校義務制実施という重大問題を一方的に決定した問題（一九三八年一月）、および初等教育問題での原案作りに着手した整理委員会の中で、特別委員会でも議論されたことのない国民学校に関する「幹事試案」が突然提出された問題（一九三八年七月）の二点をあげておこう。いずれも審議に混乱を引き起こし、教育審議会の自律性・主体性を無視した措置として、委員たちの反感をかつた事件であつた。とりわけ前者の青年学校義務制問題は、松浦鎮次郎委員の表現によれば教育審議会の「審議権」を侵された事態として重大視され、さらには軍部の圧力

に屈した結果であることも明白であつただけに、おりしも開会中の衆議院・貴族院でも取り上げられ、その「本末転倒」「官僚独善」（安藤正純の言葉）ぶりが追及されたのであつた。⁽¹⁸⁾こうなると教育審議会の諮問方式についても、先の安井前文相の言うごとく建前はたちまち裏切られ、「文部当局は教育審議会に原案を提出することを態と差控へてゐるのか、それとも提出すべき原案をつくる能力を持合はしてゐないのか」といつた皮肉をあびることになるのも当然であつた。

第二は、右と関連し、答申案作成過程におけるイニシヤチブをめぐつて、特別委員会と整理委員会、および幹事会との関係において、当初若干の混乱が見られた問題である。すでに述べたように、教育審議会の中心は特別委員会である。特別委員会は審議の基本方針を決定し、その整理と原案作りを整理委員会に委託し、その結果を再度検討して最終的な答申案を決定する。教育審議会の公式の意志決定機関たる総会では、特別委員会案は事実上フリーパスであつた。ところで、ここでの幹事会の役割は、「幹事長ハ……総裁ノ指揮ヲ承ケ、庶務ヲ掌理ス」（官制第七条）とある以外、具体的権限は明らかではなかつた。

混乱は、一九三八年七月の第五回整理委員会に突如提出された「幹事試案」の扱いをめぐつて表面化した。⁽²⁰⁾整理委員長林博太郎がこれを「原案」として審議を進めたいとしたことに對し、特別委員長の田所美治は「非常ニ遺憾ニ思フ……進行上ノ順序トシテハ……一応特別委員会ノ関門ヲ『パス』スル方ガ良クハナイカ」と批判し、他の委員からも「特別委員会ニ對シテ不穩当デアル」（田中穂積）との意見が出された。結局、特別委員会に一度戻すことになつたが、その第十八回特別委員会では、「吾々ハ非常ニ迷惑デアル……一体吾々ガ特別委員会デ以テ審議サレタコトハドウナルノカ、整理委員ノ方ハ特別委員ノ皆様ガ熱心ニ審議サレタコトヲ整理スル、ソレデヨイノデアラウト思フ」（野村益三）、「文部省ハ持合セガナイ訳デアリマス、アルナラ初カラ出サナイト困ル」（安藤正純）などの意見が出された。これに對し、林は「理論トシテハ吾々ガ受取ツタ以上ハ吾々ガ何ヲ作ツテモ良イト思フ」「今迄ノ材料ヲ基礎ニシテソレ以外ニ出ルコトハ出

来ナイト云フ整理委員会デハナイノデ……特別委員会ト同ジヤウナ意味デアル、ソレデスカラ試案ヲ文部省ガ出シテモソレヲ議シテハ悪イト云フ権限ハ特別委員会ニハナイ」と譲らなかつた。こうして議論の上では必ずしも明瞭な決着にはいたらなかつたが、結果として幹事試案は、林の意図通り「原案」的な扱いを受けて審議されることになる（もつとも文部省が原案を提出したのはこれが最初ではなく、すでに「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱」を一九三八年六月八日の第十四回特別委員会に提案していたが、この問題は義務制実施という結論がはじめにあり、文部省はその具体化をはかる義務を負っていたという点で、同列には扱えない）。それ以降は、このような混乱はとくに見られなかつた。それは取りも直さず、特別委員長たる田所と整理委員長たる林、それに幹事長という三者の連携がうまく回りはじめたということである。いずれにせよ、幹事試案を事実上「原案」として取り扱つたというこの事例は、以後幹事会―文部省当局が原案提出者として実質的に会議をリードする役割を担うようになる重要なきつかけとなつた。

第三は、審議方法上の特徴である。「議事規則」によれば、会議は非公開であり（第四条）、委員の過半数の出席で成立し（第三条）、議事は出席委員の過半数で決定（可否同数の場合は議長が決定）するという多数決主義をとり（第十条）、起立採決が原則とされていた（第十一条）。以上は、臨時教育会議や文政審議會の場合とほぼ同様である。ここでいう「会議」は總會を指すが、特別委員会や整理委員会もこれに準じて運営された。しかし議決方法の実際をみると、起立採決のような多数決ではなく「全会一致」の建前が全ての会議を通じて貫かれた。このため、答申案の作成に全く関与していない委員が多数出席する總會の場では、しばしば修正を求める意見も出されたが、結局ことごとく退けられ、全てが原案通り可決されている。この点は、臨時教育会議や文政審議會の總會が、原案を修正したり多数決の採決を行なつたりしているのと比して大きな相違である。「挙国一致」の掛け声がこうした審議機関にまで浸透し、意見の違いを明確にすることすら不穏当であると判断されるようになったのであろうか。それとも、戦時下の困難な条件のもとでは「全会一致」

でなければ決定の威力が弱まるといった配慮が働いたのであろうか。

もう一つの特徴として、特別委員会や整理委員会では、しばしば「懇談会」という名の速記中止が行なわれた。これは「議論の激しい対立を回避し、妥協一致をはかる方策」⁽²¹⁾として先行する教育関係審議会でもさかんに用いられた方法だが、とりわけ答申案作成が大詰めにさしかかった特別委員会や整理委員会の場合は、会議全体が懇談会＝速記中止になる例すら見られた。そのほか、発言内容を記録に残すことがはばかられると判断された場合（軍事機密に属する事項や、固有名詞をあげて言及するような場合）にも、主として発言者の意志で速記が中止された。

最後に、会議への出席・発言状況から委員の参加程度等について概観しておこう。第五部一の「会議出席・発言状況一覧」がそれを示している。

まず総会である。職権委員の場合は、特に各省次官クラスの官僚の出席が極端に悪い。これらの官僚は省の代表として他にも多くの審議会職員を兼ねており、しかも異動が激しいため継続的な出席は困難であったと思われる。また、第一回から第八回までの総会は短期間に集中して開催されたが、第九回から第十四回までは会議の間隔が大きく開いているので、任期期間の差異を考えると、出席数だけをとりあげてもあまり意味がない。中には任期中に総会が開催されなかつたため、一度も会議に出席しなかつた委員もでてくるのである。これらの委員は、各省代表としての存在そのものに意味があるのであつて、必ずしも出席や発言の有無に意味があるのではない。ただし職権委員のなかでも、文部官僚・学校関係者・国會議員の場合などは、職務上の関係もあり出席率はおおむね良好である。非職権委員の場合も人物本位で選出されているためか、若干の例外を除いて出席率は良い。答申案の提出者である特別委員の出席率も全体として高い。特別委員ではないが十四回の総会中十回以上出席した委員として、吉沢謙吉（貴族院議員）・池崎忠孝（文部参与官）・西晋一郎（広島文理大教授・精研所員）・野村吉三郎（海軍大将・学習院長）・椎尾弁匡（僧侶・衆院議員）・上田貞次郎（東京商科大学長）・

山田孝雄（国学者）・吉岡弥生（東京女子医専校長）・東郷実（元文部政務次官）・中村清二（東大名誉教授）の十名がいる。いずれも特別委員に劣らぬ関心をもって会議に参加したものと推測される。逆に、特別委員でありながら半分以下の総会出席率だった者に、小倉正恒・大蔵公望・松井茂がいる。幹事については、文部官僚とそれ以外とは出席率に著しい差がある。文部官僚以外の幹事では佐藤朝生と中村敬之進が一定の出席率を確保しているが、他はきわめて少ない。文部官僚の場合、本官異動に伴う交代のため個人の出席数には差があるものの、ポストとしてみた出席率はきわめて高い。ここからも幹事会の主体が文部官僚の手にあつたことがわかる。

特別委員会・整理委員会については、田所・林の両委員長がほとんど出席なのは当然として、おおむね委員たちの出席率は良好といえる。添田敬一郎・安藤正純の二人の衆議院議員の整理委員会出席率がやや悪いのが目につく。注目すべきは、幹事長の出席である。特別委員会については皆勤に近いが、整理委員会では伊東延吉時代とそれ以後とで大きな相違が生じている。すなわち伊東が幹事長だった初等教育の整理委員会はすべて出席だが（30/30）、それ以降になると極端に出席率が下がるのである。中等教育では20/41（次官は石黒英彦）、高等教育では23/52（大村清一↓赤間信義↓菊池豊三郎）、社会教育では5/31（菊池）、教育行財政では4/15（同）といった具合である。このことを幹事長（＝文部次官）個人の問題と考えるか、教育審議会の運営体制上の変化と考えるかは、一つの論点である。幹事の特別委員会・整理委員会への出席は、ほとんど完全に文部官僚によって占められている。これをポスト別に見ると、全委員会を通じて皆勤またはそれに近い出席率を誇るものが教育調査部の関係者である（教育調査部長・同調査課長・同審議課長）。それ以外は、審議内容に応じて、担当部局の責任者である幹事が関係する委員会に出席しているが（例えば、専門学務局長は高等教育を審議する特別委員会・整理委員会に必ず出るといふ具合）、担当以外の分野になると出席率は下がっている。

特別委員・整理委員でない委員が、傍聴という形で特別委員会・整理委員会に参加する例も頻繁に見られた。これは個

人の意志というばかりでなく、職務上ないし責任上傍聴している場合も多い。例えば、衆議院議員で文部政務次官や文部参与官を務めている場合（内ヶ崎作三郎・小柳牧衛など）、学校長の職務にあつて他分野と利害関係を生ずる場合、さらに女子教育問題の審議を傍聴した吉岡弥生委員の場合などである。傍聴の委員が発言をすることもあつた。なお特殊な例として、臨時委員として途中から補充された四名の学校長の場合がある。すなわち、桜井賢三（公立高等女学校）・津田信良（公立実業学校長）・金井浩（同）・鈴木静穂（同）は、中等教育の審議のために一九三九年二月から補充されたのだが、特別委員・整理委員には選任されなかつた。しかし中等教育の整理委員会にはほとんど出席して審議に加わり、関連する特別委員会や高等教育の整理委員会にもかなりの回数参加している。この場合は、中等教育の審議に限って特別委員・整理委員に準ずる資格を与えた異例のケースといえる。

さらに問題によつては、外部から参考人と呼んで意見を聴く機会をもつ場合もあつた。実業教育や大学予科、高等学校、大学問題、社会教育などの問題を扱つた場合に見られ、関係学校長、大学教授・学部長、社会教育関係団体等から招かれた。また問題に応じて、随時関係部局の官僚が出席して、資料提供や答弁を行なつてゐる。こうした参加者は、番外として出席者一覧に記載されている。さらに文部大臣の参加もしばしば見られた。

なお会議への出席率は、年末手当の際の重要な参考資料になつてゐる。一例として、国立公文書館所蔵文書により一九三九年末の場合をみると、総額は一万九千円で、總裁七百元、特別委員長五百円、整理委員長四百円、幹事長五百五十円（途中交代のため二名分）となつてゐるほか、委員は五十円から三百円までの幅がある。その基準は、「整理委員ニシテ中等教育高等教育ニ互リテ審議ヲ命セラレタル者ヲ三〇〇円孰レカ一方ノミノ者ヲ二五〇円トセリ」「特別委員ハ前年通二〇〇円」となつており、次の但し書きがある。すなわち、特別委員のうち「出席数少ナキ作田〔莊一〕、小倉〔正恒〕、関口〔八重吉〕三名ニ対シテハ一〇〇円トセリ」、さらに「委員ニシテ總會全部出席（二回）ノ者一〇〇円トシ他ハ五〇円

トセリ尚新二任命セラレタル者ニシテ出席ナキ者ハ計上セズ……臨時委員中中等教育高等教育ニ関シ出席多キ者ハ一五〇円トセリ……」となっている。特別委員のうち手当を減らされた作田・小倉・関口は、それなりの理由も推定されるといえ、この一年間特別委員会にはほとんど出席していなかった。他方増額された臨時委員とは、先述の桜井・津田・金井・鈴木の四名だったが、彼らは毎回のよう整理委員会に出席したのである。こうした彼らの手当百五十円と作田・小倉・関口らの百円では、その貢献度からみればとても釣り合うとはいえないが、それでもこのような調整をすることで、実質的貢献度と手当との距離を多少とも縮めようとしたのであろう。幹事の手当もまた、五十円から三百円まで幅がある。二百円以上の者は、関口鯉吉（専門学務局長）・小山知一（普通学務局長）・安達禎（教育調査部長）・中根秀雄（同部審議課長）・小野島右左雄（同部調査課長）の五名で、前二者はこの年に審議した中等教育・高等教育の担当部局の責任者であり、後三者は文部省内の教育審議会担当にあたる教育調査部関係者であった。いずれも会議出席率が高かったのはいうまでもない。

会議の発言を表わす資料を、第五部一の資料に併記した。ただしこの資料は、発言の量や質をはかるものではなく、また会議録に現われない「速記中止」部分は数えられていない。あくまで会議録に残された発言の有無を表わすにすぎない。しかも概して、総会の場では原案提案者である特別委員が、特別委員会の場では同様に原案提案者である整理委員が発言を控え、それぞれの委員長に発言を代表させるといふ傾向が見られるという事情も考えられねばならない。そうした限定のうえで、この資料を一瞥しておきたい（発言の回数については、第五部二の「発言者索引」で判明する）。

総会については、全期間を通じた委員・臨時委員のべ百四十名中、全く発言しなかった者が九十七名いる。約七割である。全十四回の総会で一回だけ発言したものが十八名、あとは二回から九回までバラつきがある。つまり、総会で口を開いたものは委員の約三割で、二回以上発言したものは二割にすぎないということである。発言した総会回数の多いものは、

田所美治が九回、椎尾弁匡が六回、伊東延吉・吉岡弥生・林博太郎・山本厚三が各四回などである。また一回の総会中に発言した委員の数は、平均で委員定数の八・四％、約六名程度である。特別委員会については、出席会議の半数以上で発言した委員は、後藤文夫・平賀讓・野村益三・徳川義親・松浦鎮次郎・田尻常雄・下村寿一・河原春作・松井茂・上原種美・佐々井信太郎・安藤正純・林博太郎・三国谷三四郎・西村房太郎であり、他方極端に発言の少ないものとして永田秀次郎（4／48）や文部次官退任後の伊東延吉（1／10）がいる。なお、番外として意見聴取のため招かれた学校関係者や説明要員としての官僚などは、当然のことながらほとんどが発言している。文部大臣も、出席した時は、挨拶等のため発言することが多かった。

三 役割と位置

1 答申の要点

教育審議会が内閣総理大臣に提出した七つの答申は、戦前期日本の教育改革上の懸案に対する重要な提言を含むものであった。その主な論点を教育目的、教育制度、教育内容、教育方法、教育条件、教育機会、等にわたって整理してみよう。

《教育目的》

○国民学校から大学までの学校教育、さらに社会教育、家庭教育にいたるまでの全ての教育目的を「皇国ノ道ニ帰一セシメ」るための鍊成で一貫させること。

《教育制度》

○小学校を初等科六年、高等科二年の国民学校と改称し、義務教育八年制を実施する。

○保護者は児童を市町村立国民学校に就学させる義務を負う（私立学校は不可）。

○閣議決定の男子青年学校義務制の方針を承認し、実施方策を決定。

○師範学校の就業年限を三年とし、中等学校卒業程度を入学資格とする専門学校程度の学校とする。また設立主体は道府県とする。

○国民学校教員および中等学校教員の初任者に試補期間を設け、また再教育に関する恒久的制度を確立する。

○中学校・高等女学校・実業学校をあわせて中等学校とし、その第二学年以下において相互転校の道を開く。

○高等女学校を女子中学校と改称し、女子高等学校と女子大学の新設を認める。

○高等国民学校から接続する三年制中学校の新設を認める。

○国民学校第三学年以上の児童および青年学校生徒は、それぞれ少年団員、青年団員となり、国民学校・青年学校と青少年団の関係を不離一体のものとする。

○中等学校、高等学校、師範学校の教員は大学卒業者たることを本則とする。

《教育内容》

○「各教科ノ分離ヲ避ケテ知識ノ統合ヲ図ル」ために教科を統合。国民学校初等科の場合は、国民科・理数科・体錬科・芸能科の四教科に統合し、低学年での合科教授を認める（高等科は実業科が加わる）。中等学校ではこれに外

国語科、演習（女子はさらに家政科）が加わる。

○中等・高等教育における自然科学教育を振興し、理工系学部・大学を拡充整備。

○全ての学校で「東亜及世界」「国防」に関する教材を重視。

○全ての学校で体育の振興、体位の向上をはかる。

《教育方法》

○「心身一体ノ訓練」を重視し、学校生活の全てを通じて「教育ト生活トノ分離ヲ避ケ」て皇国民への錬成をめざす。そのため教科外活動や校外教育、行事活動などを重視し、郊外学園、寄宿舎、学校給食等の「鍛錬養護施設」を整備する。

○師範学校・高等学校では全生徒を寄宿舎に入寮させることとし、講堂・教室での教育と一体たらしめる。また校友会組織を校長の指導下に置く。

○大学・専門学校では学生の訓育指導に関する組織機構を整備する。

《教育条件》

○学級数、一学級の児童数の制限や、二部教授の制限。

○国民学校教員の俸給を国庫負担とする原則の確認。

○中等・高等諸学校における教官定員の充実・増加。

○私立学校への助成。

《教育機会》

○義務教育年限の二年延長、男子青年学校の義務制実施。

○青年学校への就学保障を雇用者に義務づけ、女子青年学校を早期に義務化する。

○貧困による義務教育就学猶予・免除の廃止。

○盲・聾教育の義務制の早期実施とその他の障害児のための学級・学校の設置。

○四年制の夜間中学校と女子夜間中学校の設置を認める。

○女子高等学校、女子大学の設置を認め、女子高等教育制度の拡張をはかる。

○青少年団、成人教育、文化施設など社会教育施設や各種学校の拡大・充実。

これらの改革構想を細かに検討することは別の機会に譲り、ここではそれらを歴史的に位置づけるうえで、基本的な視点を指摘するにとどめたい。

第一に、これらの教育改革構想がすべて「高度国防国家」建設に焦点づけられ、「皇国ノ道」への帰一と皇国民錬成を最高目的とする教育理念に固く結合されていることである。しかもそれは、教育内容・方法上の改革をほとんどの学校段階にまで具体化することによって、その実施上の強固な裏づけを獲得していた。逆にいえば、教育審議会の教育改革上の最大の重点を教育内容・方法上の改革においた発足当初からの方針は、この教育目的と結びつくことではじめてその本来の意図を実現したのであった。教育制度面でも、全体として各学校段階の教育水準の高度化や教育機会拡充の措置がとられているが、それらが高度国防国家に必要な「人的資源」培養の観点と不可分の関係で実現したことは明らかだった。

第二に、だが単に時局に適應する改革をめざしたというばかりでなく、それらが臨時教育会議以降の教育改革上の諸問題に一定の「解決」を与え、さまざまな改革案を集大成した側面をもつこと、しかも教育の制度的側面のみならず、教育内容・教育方法・授業形態・学校経営形態等の深部にまで及ぶ改革を意味していたという点で、この教育改革構想は全面的であり総合的であった。とりわけ、義務教育年限の二年延長、貧困による就学「免除」制度の廃止、複雑な構成をもつ

中等諸学校を「中等学校」という概念で一元化しようとしたこと、師範学校の教育水準を高め、国民学校教員俸給の国庫負担原則を打ち出したこと、女子高等教育の機会拡大、とくに男子にのみ開かれていた高等学校・大学への道を開いたこと等は、長年の懸案の「解決」策として特筆すべき内容であろう。

もちろん、教育改革上の歴史的懸案に全て応えられたわけではなく、さまざまな妥協や不徹底さを免れていないことも事実である。例えば、中等学校の一元化にしても、それは必ずしも明治以来の「高等普通教育」という概念を根本的に見直した結果とはいえず、依然として普通教育と実業教育とを統一する制度理念を確立しきれぬままの形式的「一元化」とどまったこと、またこれら中等諸学校と青年学校との二系列からなる青年教育体系のありかたに対して根本的対応がなされなかったこと、さらに教育内容の改革として教科の統合が打ち出されたものの、実際には従来通りの科目別教科書が使われ、「統合」は多分に名目的であつたこと等々、多くの問題点を挙げる事が可能である。その他、重要な制度改革上の論点として、高等学校の存廃論、大学・専門学校の一元化論、高等師範学校存廃論等が取り上げられながら、結局は現状の制度を追認するに留まつた問題がある。これらの問題は、いずれも戦前期日本の学校制度を特色づけ、絶えず論争含みで展開してきた歴史をもつており、戦後改革においてようやく決着を見ることがなる論点であつた。だが、このような論点が国家レベルの教育改革構想過程に本格的に登場したということ自体、教育審議会の歴史的位置を示している。

第三に、さらに視点を拡大して「この時期の教育改革論、学制改革論は、世界教育史的にみれば、教育機会の拡充、とくに大衆の受教育機会の拡大と均等化、中等教育の拡張、青年期教育の組織化といった二十世紀初めの教育的課題に対応し、これに日本教育を参加させるといふ性格を有していた」という側面も重要である。この問題は、教育審議会のめざした教育改革が、戦時体制構築の一環としての教育改革ということと、臨時教育会議以来の学制改革上の積み残し課題の解決という既に述べた二重の意味において、戦前期日本の教育の「総決算」であるという国内的意義のみならず、そのこと

が同時に、二十世紀の世界教育史的な普遍的課題に対して日本なりの対応策を提示することでもあったということである。教育審議会が直面した教育課題をこのようにとらえたとき、戦時下の教育改革と戦後の教育改革との関係についても、ある種の「連続」性を問う視点からとらえかえしていく見方が可能となろう。

2 答申実施をめぐる諸条件

教育審議会が可決・上申した答申および建議の実施状況を考える場合、あらかじめ考慮すべきは、答申に先立って、あるいは同時並行的に進められた施策である。とりわけ学校規定・教授要目等の教育課程や入学試験制度に関わる改革などは、教育審議会答申を待たずに、ないしは答申を見越して実施に移されたものが少なくないのである。しかしここでは、答申後の実施状況に限定して検討することにした。結論からいえば、答申および建議のうち直ちに施行されたものは少なく、数年を経て具体化されたものが多い。答申の精神から大きく後退して具体化したものも少なくない。また遂に施行されず「空手形」に終わったもの、さらに戦後の教育改革において実現を見たものなども少なからず認められる。

ここで重要なことは、答申後の政府の対応は当時の内外情勢、とりわけ戦局の推移に伴う国家財政の逼迫に規定されており、答申実施の前途は決して樂觀できる状況ではなかったことである。端的にいえば、一九四〇年代における軍事費の国家財政歳出に占める割合は七〇〜八〇％にのほり、その残りで国の行政全般を賄わざるをえなかったのである。したがって文部省所轄経費の削減も著しく、一般会計歳出に対する比率では、一九三七年度の五・四％から一九四四年度の三・〇％まで落ち込むことになった。²⁶⁾

最後の会議となった一九四一年十月十三日の第十四回総会で可決された「教育尊重ニ関スル建議」の存在自体が、そう

した状況を逆説的に証明していた。この建議は「列聖允文允武……永世不易ノ皇道ヲ宣布シ給フ」にはじまり、明治天皇が日露戦争時に示した「皇国多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス」という沙汰をもひきながら、「本審議會ノ答申ハ……皆全会一致ヲ以テ議決シ文部当局亦之ニ対シテ同意ヲ表明セラレタル所実ニ我が教育ニ対スル官民一致ノ希求ニ出デタルモノト謂フベシ」とその権威を強調し、政府に答申の速やかな実施を求めていた。言いかえれば、「列聖」や明治天皇の権威を前面に出さざるを得ないほど、その全面实施は困難との認識を関係者がもっていたことになる。すなわち教育審議會は、実施見通しの困難性を予想しつつ、あえて審議結果に基く答申をそのまま提出したのだといえる。したがって、結果として答申が「空手形」に終つたり後退したものが少なくないとしても、その責を教育審議會や答申自体に求めるのは当をえない。

さらに注目すべきは、一九四〇年以降になると教育審議會の存続自体が問題とされたことである。同年三月一日、内閣書記官長より各省次官宛の照会通達「各種委員会調査会等調査ニ関スル件」が発せられた。それにもとづく調査をふまえて八月三日に出された「各種委員会、調査会等ノ整理ニ関スル件」は、その狙いについて「各庁ニ於ケル各種ノ委員会、調査会等ニ付テハ、之ガ設置ノ趣旨及意義ヲ十分ニ再検討シ、大イニ之ヲ整理スルコトトシ、官界新態勢ニ即応スル如ク措置スルコト緊要ナリ」と述べた。こうして八月九日、閣議は通牒「各種委員会、調査会等ノ整理ニ関スル件」を発し、各種審議會・調査会の整理・統合策を打ち出した。十月十九日の閣議決定「委員会整理案」によると、当時内閣設置の審議會二十四のうち十三が廃止され（54%）、各省庁設置の審議會総計二二九のうち一三八が廃止されることになった（58%）。これ以外に統合されたり縮小されたものも多いから、審議會の数や規模はさらに縮小したことになる。

教育審議會も当然検討の対象となつたが、結果は「廃止」であつた。但し書きには「現在ノ附議事項ヲ決定シテ廃止」とある。その間の事情を語る資料として、九月二十八日、教育調査部審議課長内山良男発、内閣書記官佐藤朝生宛の文書

「教育審議会ノ審議見透ニ関スル件」がある。すなわち「……尚ホ学校教育ノ一部分、社会教育ノ大部分及教育行政並財政ニ付キテハ今後ノ審議ニ残サレタリ。本年十月ヨリ社会教育ニ関スル特別委員会ノ審議ヲ開始スルコト、相成リタルガ、其ノ審議ノ促進ヲ図ルモ、従来ノ審議経過ニ徴スルニ、社会教育、教育行政並財政及其ノ他ノ雜件ノ審議ヲ終了シ、諮問第一号ニ関シ其ノ答申ヲ完了スルニハ昭和十六年度中ヲ要スルモノト思料ス」と。こうして教育審議会は、その廃止を前提とし、期限つきでその後一年余りの継続が認められたのである。この三月から十月にいたる半年間は、教育審議会において高等教育問題の審議が本格化し、答申を決定するにいたる重要な時期であった。この時点ですでに、審議会そのものの終息を急がされたのである。このことが教育審議会の審議および関係者に与えた影響は少なくないと思われる。

答申の実施状況を時局ないし戦局との関係で見ればあい、その決定的分岐点は一九四一年十二月の「大東亜戦争」の勃発であった。それ以前に実施されたものとしては、一九三九年四月の青年学校男子義務制と一九四一年四月の国民学校制度の発足があつたが、これらはいずれも教育審議会答申をほぼ実現しえていた。ところがその他の答申の実施は、一九四三年一―三月の中等学校令公布、高等学校令・専門学校令・大学令・師範教育令の改正を待たねばならず、しかもその内容は教育審議会答申と大きく食い違ふものとなつた。その象徴的事例は、この一九四三年改革において師範学校を除く全ての学校で就業年限の短縮が断行されたことである。それは教育審議会が「教育」の論理から必要と判断した年限を、いゝば教育外的な要請から短縮したものといつてよい。

第十四回総会は「諮詢機関設置ニ関スル建議」を可決していたが、これは教育審議会廃止後において引き続き「文政ニ関スル重要事項」を審議する機関の設置を求めたものであり、「教育尊重ニ関スル建議」と同様、答申の完全実施を強く求める教育審議会の最後の意思表示であつた。しかし実際には、このような教育問題プロパーの審議機関は設けられず、結局「大東亜建設ニ関スル総合的企画並ニ之ガ遂行ニ関スル国家総力發揮ノ完璧ヲ期センガ為」⁽²⁵⁾に一九四二年二月に設置

された大東亜建設審議会に、教育審議会答申の具体化がゆだねられることになったのである。その結果はすでに指摘したとおりであり、教育審議会答申の基本的立場を裏切るものであった。したがって例えば、「中等学校令は、教育審議会がその緒につけようとした『袋小路』の解消、中等学校制度の開放、上級学校への進学への助長、女子高等教育の開放といった学制改革の構想を受け継ぐ余地はなかつたのである」として、一九四三年改革と教育審議会の構想との異質性を強調する見解には十分な根拠があるといえよう。教育審議会の成立と活動を規定した社会的前提が日中戦争の開始であつたとすれば、答申の実施段階を規定したものは実は大東亜戦争の勃発と国家総動員体制の本格的進展であつた。その段階での教育改革の主導権は、教育審議会とは性格も任務も異なる大東亜建設審議会の手中にあつたのであり、その中心的課題が、学生生徒に対する労働員・軍事動員にあつたことはいうまでもない。教育審議会答申の具体化とは、一連のいわゆる「戦時非常措置」の実行と重なりあう関係にあつた。

3 実施状況

以下、答申および建議ごとに、その施行あるいは不施行の状況を略述しておこう。

第一回答申の「青年学校教育義務制実施ニ関スル答申」は、答申の翌年直ちに実施された（正確には、実施を前提に答申が作成されたのであるが）。一九三九年四月の改正青年学校令および同施行規則により、男子尋常小学校卒業者は青年学校普通科へ、高等小学校卒業者は本科へ、また中学校・実業学校の在学期間一〜三年以内で中途退学した者は本科への入学を義務とする制度が施行され、この年以降、普通科第一学年から毎年一年ずつを義務制とし、一九四五年をもって本科五カ年の義務化を完了するものとされた。同時に制定された「青年学校令ニ依り就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関

スル法律」により、工場法・鉱業法・商店法による就業時間制限規定を十六歳未満の青年学校就学者に適用する場合、その教授及訓練時間を就業時間と見なす旨定められた。答申がうたった修身及公民科の国定教科書編纂も、一九四〇年以降刊行が開始された。一九四一年四月、青年学校教授及訓練要目が改正され、教練科の要目が整備強化された。こうして十二歳から十九歳にいたる約三百万人の勤労青年の教育体系が実現したが、一九四二年十一月の行政簡素化の措置により、青年学校は国民学校等と共に新設の国民教育局青少年課の所轄となった。従来一貫して社会教育行政の下にあった青年学校を学校教育行政へ移管したことは、答申の構想を大きく越える事態であった。また青年学校の専任教員養成機関であった青年学校教員養成所につき、答申は就業年限三年以上の独立機関とすることをうたったが、一九四四年二月、師範学校改正により官立で就業年限三年の青年師範学校として実現した。他方、答申が早期実現を希望した女子青年学校の義務制は遂に実現しなかった。このことは、青年学校義務制実施の意図があくまで男子の兵力・労働力の培養・確保に焦点づけられたものであったことを裏書きしている。一九四一年三月の青年学校令改正により、一九四四年四月以降青年学校普通科を廃止することが定められた。これは国民学校高等科の義務制施行が予定されたことに伴う措置であったが、それが延期されたため、この改正は現実には施行されず、青年学校普通科は最後まで存続することになった。

第二回答申のうち、「国民学校二関スル件」については、一九四一年三月の国民学校令および同施行規則によって、基本的な内容はほぼ実現したといえよう。とりわけ第一条の「皇国民ノ基礎的鍊成」という目的規定および教科の統合、教育方法上の改革は、他の学校領域にも通徹する雛形として甚大な影響を与えた。国民学校制度の発足こそは、教育審議会の意図を最も典型的に実現した事例であった。国民学校は市町村立が原則とされ、私立国民学校は認められないこととなった。このことは、私立学校に義務教育実施を認めてきた明治以来の制度的伝統に対する大きな変更であった。国民学校令に先立つ一九四一年一月、大日本青少年団が結成された。これにより、国民学校第三学年以上の児童が少年団員とし

て、また青年学校生徒が青年団員として、それぞれの学校教育と「不離一体」の關係をもつて鍊成を受ける体制が整った。答申が強く求めた国民学校教員俸給の国庫負担原則については、一九四〇年三月制定の義務教育費国庫負担法により、国民学校教員俸給の半分が国庫から支出されることになった。これにより、臨時教育會議以来の懸案だった定率方式の国庫負担制度が初めて実現した。国民学校教員の待遇改善については、一九四一年の公立学校職員分限令改正、公立学校職員待遇官等等級令改正、公立学校職員俸給令改正、および一九四三年の公立学校職員加俸令改正等の措置により、国民学校教員は中等学校教員と同等の扱いを受けることとなりその待遇は大きく改善された。答申が新たにうたった試補制度は、結局実現しなかった。答申中の「学校衛生職員」は養護訓導の新設として実現し、あらたに教頭職も設けられた。答申が重視した貧困による就学免除の廃止が実現し、特殊教育施設の充実もはかられた。大きな問題は、義務教育八年制が見送られたことである。国民学校高等科の義務制施行は一九四四年四月から予定されていたが、その前年十月十二日の閣議決定「教育ニ関スル戦時非常措置方策」は、施策の目標を「当面ノ戦争遂行力ノ増強ヲ図ルノ一事ニ集中スルモノトス」との方針の下に、「義務教育八年制ノ実施ハ当分ノ内之ヲ延期ス」³⁰ることを決定したのである。

「師範学校ニ関スル件」の具体化は、一九四二年一月六日の閣議決定「師範学校制度改善要綱」と同日地方長官宛に通達された「師範学校制度改善ニ関スル件」によってその輪郭が示され、翌一九四三年三月の師範教育令改正および師範学校規定の制定によって制度的決着を見た。教育審議會答申との大きな違いは、答申が師範学校の設立主体を道府県立としていたのを官立に変更したこと、答申が標準教科書の充実を求めていたのを、国定教科書の採用という形で具体化したこと、一道府県一校の原則により従来の男女別師範学校を一つに統合し（九道府県のみ複数）、管理運営面での国家統制を一層強化したことなどである。官立化の理由について、岡部文部大臣は先の通達のなかで「国家ノ要求ヲ充足セシムベキ教師ノ養成ニ国家自ラ力ヲ致スコトガ最モ適當³¹」と説明しており、師範学校への国家統制強化の意図を露骨に示していた。こ

のような意図は改正師範教育令全体に貫かれており、とりわけ答申が示した教育内容・方法上の改革は、教科と並ぶ「修練」課程の設置に見られるように一層徹底した形で具体化された。修練課程は「学校ノ全施設ヲ一体トシテ人物錬成ノ道場ヲラシメ」という答申の趣旨を具体化したもので、中等学校や高等学校においても同様に設置された。こうして本科三年・予科二年の専門学校程度の官立師範学校制度が発足し、従来の師範学校は面目を一新することになった。なお先述のように、中等学校や高等諸学校が軒並み年限短縮を余儀なくされる状況下で、師範学校の本科三年という年限が形の上だけでも維持されたことは、師範学校に対する相対的な位置づけの高さを示しているといえよう。もつとも一年短縮された中等学校の卒業者を迎えるのであるから、実質は従来と同じ年数で教員養成を行なうことになり、本科三年の専門学校程度という建前は多分に名目的にならざるをえなかった。しかも師範教育令の附則では、臨時措置ながら男子本科の就業年限を半年、女子本科を一年短縮するとしており、年限短縮の波は師範学校もまた免れることはできなかったのである。

「幼稚園ニ関スル要綱」は、とりたてて新たな方針を示すものではなかったが、簡易幼稚園の設置を認め、保母養成機関の整備充実と待遇改善、家庭との連携強化や幼稚園の社会教育的機能の重視をうたったこと、さらに要綱説明で幼稚園と託児所との関係についてふれ、託児所の教育的機能の發揮のための措置に言及していたことなどが注目される。しかしこれらの具体化は、季節幼稚園・託児所の設置のほかほとんど見るべき施策はなされなかった。一九四一年三月に幼稚園令が、四月に同施行規則が一部改正され、保母の月俸や服務等につき独自の規定が置かれた。一九四三年三月に高等女学校規程が改正され、高等女学校への幼稚園または託児所の付設が勧奨され一定の補助金が交付された。さらに同年六月の学徒戦時動員体制確立要綱によって、女子学徒は季節的幼稚園・託児所等の保育施設へ動員されることとなった。これらの措置は、保育施設の整備や保母養成が十分になしえない情勢のなかで、戦時動員体制の強化にともなう勤労家庭の幼児の保護を女子学徒の動員を通じて果たそうとするものであった。やがて空襲の激化や戦局の悪化のもと、一方では幼稚園の

閉鎖が続出するとともに、他方では幼稚園を戦時託児所に切り換えるところが多くなり、保育時間の延長や三歳未満児の入園も実施された。こうして事実上、幼稚園・託児所の区別が消失することとなった。

第三回答申「中等教育二関スル件」のうち「中等学校二関スル要綱」は、一九四三年一月制定の中等学校令に具体化された。しかしこれに先立ち、中学校、高等女学校の教授要目の一部改定（一九四二年三月）があり、とりわけ重大な意味をもつものとして先述の大東亜建設審議会答申（同年五月）とそれを受けた閣議決定「中学校、高等学校学年短縮案要綱」（同年八月）の存在があった。他方、一九四一年三月の文部次官通牒「中等学校等ニ於ケル修練組織二関スル件」により、校友会等の組織が「学校報国団」に改組され、さらに「学校報国隊」という軍隊的動員組織へと展開を見るなかで、中等学校生徒に対する勤労働員と学校の修練組織化が進行していた。中等学校令はこのような既定方針のうえに制定された。中等学校令により、従来の中学校令・高等女学校令・実業学校令は廃止され、中等学校は「中堅皇国民錬成」の一途に掃せられることになった。ここに答申がうたった中等学校の形式的一元化が実現したが、同時にそれぞれの学校規程が制定され、教育課程は従来通り学校種別毎に規定されることになった。しかし教育課程を教科および修練とする基本構造は全ての学校に貫かれた。中学校の一種・二種制の廃止、実科高等女学校制度の廃止、夜間中学校・高等女学校の設立等は、答申通り実現され、また中学校・高等女学校と実業学校との相互転校は第三学年以下において認められることとなった。答申と大きく異なるものは、修業年限五年とした原則が四年に短縮されたこと、国民学校高等科から接続する就業年限三年の中学校が実現しなかったこと、女子中学校の名称が採用されず高等女学校のままであったこと、教科書は国定が原則とされたこと、中等学校の「増設・拡張及整理」を文部大臣が命令できるとしたこと、等である。

「高等学校二関スル要綱」も、高等学校令の改正に先行して、さまざまな具体化が図られた。中等学校と同様、高等学校も一九四一年段階で学校報国団、学校報国隊が組織され、訓育面の改革刷新が進行していた。一九四一年十月の勅令「大

学学部等ノ在学年限又ハ就業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」により、一九四二年度の高等学校高等科の卒業が六ヵ月繰り上げられ、さらに同年八月の閣議決定により高等科の修業年限は一年短縮されることが既定方針とされた。一九四二年三月の「高等学校高等科臨時教授要綱」の制定により高等学校高等科の教科が改称統合され、さらに一九四三年一月の高等学校令改正、同年三月の高等学校規定改正、高等科教授要綱・修練要綱の制定として制度的決着がなされた。答申との関係では、中等学校五年修了者を入学資格とする修業年限三年の高等学校を本則とした大原則が、高等科就業年限の一年短縮によって大幅にくずされた。他方で答申が重視した大学準備教育の側面は、高等学校令第一条の目的規定中に「大学教育ノ基礎タラシムル」ことが明記されることになった。答申のうち最も注目を引いた女子高等学校の新設は、結局実現しなかった。答申がうたった教科の統合は、文科においては道義科、古典科、歴史科、地理科、経国科……といった十二科に整理され、答申に掲げられた国民科、数学及自然科学、外国語科、体錬科……とは異なる統合原理で具体化された。

第四回答申「高等教育ニ関スル件」のうち「大学ニ関スル要綱」「専門学校ニ関スル要綱」は、女子大学の創設以外にはとりたてて制度上の改革を掲げてはおらず、教育目的や教育内容・訓育面の刷新、および実業専門教育の各領域にわたる拡充整備（とりわけ理工系）に関心が集中していた。しかし、学生を兵役や軍需生産に振り向けるべく修業年限を短縮するという要請は、高等教育に集中して現われ、一九四一年度卒業予定者は三ヵ月、一九四二年度以降は六ヵ月、修業年限が短縮されることになった。一九四三年一月、大学令と専門学校令が改正された。ここで、答申が重視していた大学予科の修業年限三年という構想は二年に短縮された。また答申通り、従来実業学校令および専門学校令によっていた実業専門学校が専門学校令に準拠するものとされた。答申がうたった女子大学の創設は、女子高等学校とともに実現しなかった。一九四三年十月の「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」は高等諸学校に深刻な打撃を与え、とりわけ法文系中心に発展してきた私立大学・専門学校は存亡の危機にさらされた。すなわち理工系の学校・学科の大増設と引き替

えに、私立文科系専門学校の入学定員の二分の一削減、理科系への転換、文科系大学の専門学校への転換、統合整理等が指示され、理工系中心の高等教育拡充策が極限にまで達した。官公立の大学・専門学校も同様に再編された。そればかりか、この時点で文科系学生の徴兵猶予の特典が停止された結果、同年十二月よりいわゆる学徒出陣が開始されたのである。他方、同年九月に大学院特別研究生制度が設置され、学術研究上の人材確保策がはかられることになった。

「中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱」は、これらの教員を大学卒業者をもって充てる原則をはじめ、試補制度の導入、検定制度の充実等を打ち出していたが、さほど見るべき具体化はなされなかった。結果として、答申が重要視していなかった臨時教員養成所が増設され、文理科大学や高等師範学校の改革はほとんどなされず、女子中等教員養成のための女子大学の設置も実現しなかった。答申が充実を求めた実業学校教員養成所は増設がなされた。中等教員の検定規程も大きく改定されることはなかったが、一九四四年二月に「国民学校、青年学校及中等学校ノ教員ノ検定及資格ニ関スル臨時特例」が制定され、軍人、官吏等に無試験検定の道を大きく開いた。決戦下の教員不足に対応する施策であったが、もはや教育審議会答申とはかけ離れていた。

第五回答申「社会教育ニ関スル件」は、社会教育一般、青年学校、青少年団、成人教育、家庭教育、文化施設に関する要綱に分れているが、これらの諸分野に対し国家による「一貫ノ指導方針ヲ樹立シ、組織ヲ成シ系統ヲ立テ」る点に重点が置かれていた。掲げられた施策の内容は多岐にわたるが、とりたてて新たな方針が示されたというより、国民精神総動員運動以来既に実施されたり進行しつつある施策を整備したうえ、網羅的に列挙したという性格が強かった。無論、この答申以後に具体化されたものもあるが（一九四二年五月の「戦時家庭教育指導要項」など）、むしろ問題となるのは、社会教育行政の多元的性格が最後まで解決されず、一九四二年十一月には文部省社会教育局自体が廃止されたことである。社会教育行政は次第に内務省から文部省へと一元化されつつあったが、実際には国民精神総動員運動のような各省総が

りの国民教化行政が展開されてきたのであり、また一九三八年に新設された厚生省との関係でも、保健衛生ないし体育関係行政が再び二元化していた。そのうえでの社会教育局廃止であったから、社会教育に国家指導の一貫性を持たせようとした答申の根本精神は大きく裏切られたといえよう。しかし、答申に盛られた内容そのものは、青年学校、青少年団はもちろんのこと、すでに成立していた映画法、宗教団体法（共に一九三九年）、国民体力法（一九四〇年）等の諸法令や諸文化施策によって、国民教化の実を挙げたものが少なくない。

第六回答申「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件」は、各種学校、私立学校、学校間の連絡、興亜教育に関する事項からなるが、いずれもこれまでの答申の補足的性格のものであり、とくに新たな方針が示されたわけではない。しかし中等学校入学者選抜については、「必要ニ応ジ適切ナル改正ヲ行ヒ選抜方法ノ完璧ヲ期スルコト」と含みのある表現がなされ、實際答申の五ヵ月後の一九四一年十一月「中等学校入学者選抜ニ関スル件」の通牒が発せられた。ここでは、一九三九年に打ち出された内申書、人物考査、身体検査による三者総合判定方式を堅持する方針とともに、その若干の手直しと「学区制」「総合考査制」が提示された。翌年にも同名の通牒が出され、多くの道府県で学区制の実施に踏み切ったが、一四四四年以降は大都市において筆記試験が復活した。私立学校に関しては、一九四一年七月に文部大臣諮問機関として私立学校制度調査会が設置されて私学助成問題が検討され始め、さらに私立学校法人の監督指導助成を所轄する官庁として、一九四二年十一月専門学務局内に監理課が新設された。

第七回答申「教育行政及財政ニ関スル件」は、教育行財政問題をこれまでの答申実施に当たつての「画竜点睛」をなすものと位置づけた。しかし何度か触れたように、一九四二年十一月に実施された行政簡素化の措置によって文部省機構も大きく改革され、文部省定員は約三〇%削減された。中央教育行政機構について、答申は文政の根本に関する企画・調査機構の整備をうたったが、この一九四二年改革によって総務局が新設され、各局にも総務課あるいは企画課が設置された。

同時に新設されたのは科学局（専門学務局科学課の拡充）および教化局（社会教育局、宗教局の統合）である。しかし既述のように、答申が求めた社会教育行政機構の拡充や体育行政の一元化は果たされなかった。地方教育行政機構について、答申は文部省の督学機関の強化とその任免権を文部大臣に移行すること、公立中等学校長の異動任免にも文部大臣の権限を強化することなどをうたった。これは地方教育行政の内務行政への従属の問題として、長年その解決が叫ばれてきた懸案であったが、結局これらの解決は戦後に持ちこされた。なお答申にはなかつたが、一九四二年改革にもない、朝鮮および台湾における教育行政も文部大臣の監督するところとなつた。

「国語ニ関スル建議」は、文部省図書局関係の充実として具体化した。一九四〇年十一月の文部省官制改正により国語調査官、同調査官補が国語調査の専門職として初めて設置され、同年以降既設の国語審議会も委員の増強や幹事の充実がはかられた。一九四二年五月、図書局の機構拡大に伴い新たに国語課が設置され、国語の整理・統一、占領地域での日本語教科書編纂、国語審議会を担当することになった。日本語教科書は続々と編纂された。だが一九四三年十一月の機構改革で図書局は廃止され、国語課は教務局の一課となつた。

「国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議」「諮詢機関設置ニ関スル建議」「教育尊重ニ関スル建議」は、教育審議会の最後にあつて決議されたもので、答申実施の見通しをにらんでの最後の意思表示であつた。国民学校教員の優遇ならびに師範学校制度刷新の問題は、ともに密接な関連をもつ問題であるとともに、教育審議会が最も力を注いだ重点課題であつた。これらが基本的に実現したことは、述べた通りである。諮詢機関の問題は、教育審議会廃止後も内閣に恒久的な教育関係審議会の設置を要望したのだが、既述のように教育プロパーの審議会は設けられず、一九四二年二月設立の大東亜建設審議会の一部会に文教関係事項の審議が委ねられ、年限短縮をはじめ教育審議会答申の根幹が裏切られることになつた。教育尊重に関する建議は、このような時局の趨勢を見越してのものだつたが、年限短縮や

学徒動員が示すとおり、教育は「尊重」どころか著しく軽視され、戦争政策に従属することになった。

四 教育審議会関係資料について

教育審議会関係資料について、国立公文書館所蔵のものを中心に、その概略を述べてみたい。便宜的に、教育審議会関係資料をいくつかのグループに分けて考えてみよう。

1 会議録および『教育審議会要覧』

教育審議会の活動を知るのに、まず注目されるのが会議録である。会議録は当時活版印刷の冊子として発行されており、種類は『教育審議会総会会議録』が第一輯から第八輯まで、『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』が第一輯から第十五輯まで、『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』が第一輯から第二十一輯まで出されており、総計で四十四冊、一万頁を越える膨大なものである。これらは一九七一年に宣文堂書店から写真製版で復刻されたが、現在なぜか国立公文書館にはこの四十四冊分が欠巻となっている。また国立公文書館には、会議の速記録が一部所蔵されているが、会議録はこれら速記録の厳密な校訂が不十分なまま印刷された部分もあるらしく、しばしば誤字その他が見受けられる。しかも残された会議速記録がごく一部のため、それ以外の部分については、印刷された会議録と照合し校訂する

ことは不可能となつてゐる。

教育審議会の全体像を知るのに便利なものが『教育審議会要覧』およびそれに類する資料である。『教育審議会要覧』には二種類ある。一つは『文部時報』第七百五十号ノ二（一九四二年二月十五日発行）を「教育審議会要覧」と銘打ち、文部省教育調査部名で発行したものであり、本文一七六頁からなる。凡例の日付は「昭和十六年十一月」となっており、最後の総会である第十四回総会（同年十月十三日）の直後にまとめられたことがわかる。もう一つは、独立した冊子形態の『教育審議会要覧』で、凡例の日付は「昭和十七年二月」、発行者は同じ文部省教育調査部となっており、本文二一三頁からなる。内容はいずれも同じで、官制、議事規則、諮問、答申全文、特別委員長の答申説明文、建議関係、職員一覧、内閣総理大臣・総裁・文部大臣の挨拶、審議経過、審議一覧、等から構成される。しかし両者は、レイアウト上の違いのほか、全分量の半ばを占める田所特別委員長報告の収録方法が異なつてゐる。すなわち、『文部時報』版が原文の形式で採録をしているのに対し、独立冊子のほうは原文の片仮名を平仮名に直し、一部分だが省略箇所がある（省略は中等教育に関する答申以下の「経過報告」「結語」部分。なお、この場合「原文」とは、基本的には教育審議会総裁の公印をもつて内閣総理大臣に提出された文書を指している）。もちろんそのことにより、資料の実質内容に違いが生じてゐるわけではないが、『要覧』編集段階で文部省の手がどの程度加えられたものであるかは、注意しておくべき問題といえよう。また、文部大臣挨拶のように一義的に「原文」を確定し難い種類の資料の場合、会議録のものと『要覧』収録のものとは微妙に異なつてゐる。これは、『要覧』作成段階で文部官僚の「校訂」が入つたものと推測できる。

『要覧』に類する資料とは、教育審議会が活動中の節々で、国民向けの宣伝資料として編纂された小冊子のことである。これには、日本文化協会発行の雑誌『日本文化』の特集のものと『文部時報』付録として発行されたものと二種類ある。

〈日本文化協会編『日本文化』の特集〉

1 『日本文化 第三十三冊 教育審議會資料』一九三九年一月、五四頁

* 官制、諮問第一号、国民学校・師範学校・幼稚園ニ関スル件、職員一覽等。

2 『日本文化 第五十五冊 中等教育ニ関スル教育審議會資料』一九四〇年四月、三六頁

3 『日本文化 第七十四冊 教育審議會資料』一九四一年十二月、六九頁

* 高等教育ニ関スル件

4 『日本文化 第七十七冊 教育審議會資料』一九四二年四月、六九頁

* 社会教育ニ関スル件、教育行政及財政ニ関スル件

〈文部省『文部時報』〉

1 文部省教育調査部審議課『教育審議會紀要（昭和十四年九月編輯）』（『文部時報』第六百七十号付録）一九三九年十一月、帝国地方行政学会発行、七八頁

* 官制、諮問第一号、青年学校教育義務制実施ニ関スル件、国民学校・師範学校・幼稚園ニ関スル件、中等教育ニ関スル件、職員一覽、審議一覽等。

2 文部省教育調査部『教育審議會答申及報告——高等教育ニ関スル件——』（第七百三三号付録）一九四〇年十月、三二頁

3 文部省教育調査部『教育審議會答申及報告——社会教育ニ関スル件及各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件——』（第七百二十八号付録）一九四一年六月、三一頁

4 文部省教育調査部『教育審議會答申並ニ建議及報告——教育行政及財政ニ関スル件並ニ建議ニ関スル件——』（第七百四十一号付録）一九四一年十一月、一四頁

これらの内容は、先の『要覧』に含まれる内容を答申が行なわれたつど小出しに編纂したものと見てよい。日本文化協会は「日本精神」「日本文化」普及のために、国民精神文化研究所との密接な関係のもとに出版・啓蒙活動を行なう団体で、事実上文部省の指導下にあった。『文部時報』はいうまでもなく、文部省の公式の広報雑誌であり、全国の教育機関・関係者に行き渡っていた。『要覧』は、これらの資料集の集大成ということもできる。先の田所特別委員長報告の収録については、『文部時報』付録の『教育審議会紀要』のみが独立冊子版『要覧』とおなじく平仮名に直してあるが、『日本文化』や他の『文部時報』付録は原文通りとなっている。

2 国立公文書館所蔵資料

国立公文書館に所蔵されている教育審議会資料は、大きく三つに分れる。一つは、官制や答申など閣議にかけられた文書（『公文類聚』『公文雑纂』所収）である。第二は、「教育審議会書類綴」として合計八十四の番号を付した簿冊からなる文書であり、それらを目録化したものが本資料集の第三部を構成する。第三は、近年公開されたもので、文部省内で作成された文書に含まれる関係資料である。

閣議にかけられた文書のうち、『公文類聚』には教育審議会官制と議事規則の制定関係資料、および官制廃止資料があり、『公文雑纂』には内閣総理大臣から示された諮問文、教育審議会総裁から内閣総理大臣宛の答申・建議の関係書類がある。これらは、教育審議会の設置・廃止、さらに教育審議会および設置主体である内閣による公式の意思表示をわす文書類である。本資料の第二部収録資料の多くがここから採られている。そのほか『公文雑纂』には、職員手当支給の事務手続き上の書類や、内閣が一九四〇年に全省庁に対して行なった各種調査委員会・審議会に関する調査資料¹³²にも関連資

料が含まれている。

「教育審議会書類綴」は八十四の番号を付した簿冊からなるが、正確にいうと第八十二「速記録印刷物一〜四十四」および第八十三「教育審議会要覧」の二つが欠巻となつてゐるため、実質は八十二冊である（第三部二の1「簿冊一覽」参照）。また第十回総会および第十一回総会会議録に当たる簿冊番号十三ノ二、十三ノ三も欠巻だが、こうした番号の付け方が暗示してゐるように、これらの文書は資料整理のかなり早い段階で失われていたものと考えられる。実際、一九四三年十一月十五日付けで内閣官房総務課宛に提出された「教育審議会関係書類並印刷物等引継目録」と題する文書では（簿冊番号四所収）、すでに第十回総会および第十一回総会部分の欠巻が明記されている。しかし他方、この時点で第八十二と八十三については存在したらしく、同文書中の「引継書類及印刷物等ノ冊数調」では「速記録印刷物」四十四冊、「教育審議会要覧」一冊をふくめた合計百二十七冊が引継ぎ対象になつたことが明記されている。これらが失われ、第八十二と八十三という二つの空番号が付されたのは、引継ぎ以降のことであるらしい。

簿冊番号一（便宜上「簿冊一」と呼ぶ。以下同じ）から四までは、教育審議会の基本的資料が収録されており、第三部二ではそれらの詳しい目録を掲げた。文書の内容は表紙の標題によつてほぼ表わされている。簿冊一では、教育審議会答申および建議関係の資料が集大成されている。簿冊二では、特別委員および整理委員の指名書類と手当支給関係書類が収録されている。簿冊三では、会議開催通知と職員出席調べが収録されている。簿冊四では、陳情・請願類と職員消滅通知、それに教育審議会事務関係書類が収録されている。しかし注意すべきは、ここに収録された文書は必ずしも当時用いられた文書の全てではないということである。例えば、簿冊二の特別委員・整理委員指名関係文書は若干の漏れがみられる。簿冊三の会議開催通知は一部分しか収録されていない。簿冊四の「陳情、請願」類や職員消滅通知も全てが収録されてゐるわけではない。

簿冊五から簿冊八十一までは、総会、特別委員会および整理委員会の「議事速記録」である。これも「簿冊一覽」を見れば一目瞭然だが、保存されているものは決して多くはない。すなわち、総会は十四回中十二、特別委員会は六十一回中二十七、整理委員会は百六十九回中三十八、総計でのべ二百四十四回の会議のうち議事速記録のあるものは七十七、全体で三割強の保存率である。³³ 文書の形態は、表紙、内表紙、出席者一覽、速記本文という構成で、ペン書きというものがほとんどであるが、時として活版やタイプ印刷の資料が原稿として挿入されていることがある。これらの資料のなかには、他の文書綴りでは未収録の配布資料がそのまま使われていることがあり、こうした場合それ自体が貴重な資料となる。

簿冊八十四は、「参考印刷物」と題して、青年学校義務制関係資料および高等教育関係資料が収録されている。本資料の第四部の二で「配布資料一覽」を掲げたが、これと対照させると、これらは特別委員会で配布されたものであることがわかる。しかし数ある配布資料のうち、何故これらの資料だけが保存されたのかは不明である。いずれにしても、「配布資料一覽」に示されたおびただしい量の配布資料からすれば、公文書館に所蔵されたものはそのごく一部に過ぎないといえる。

さらに文部省文書だが、これは一九八四年に文部省から国立公文書館に移管されたものである。教育審議会関係の文書としては、『帝国議会議決書類』中に「予想質問事項及之ニ関スル内閣総理大臣ノ答弁資料」(第七十一回帝国議会用、一九三七年七月)、「内閣総理大臣答弁資料」(第七十三回帝国議会用、一九三七年十二月)がある。ここには新たに設置する教育審議会について、その性格や先行する文教審議会との関連などの予想質問事項への答弁資料が含まれている。なお公文書館に移管された資料は全てが公開されているわけではなく、未公開資料中にも若干の関係資料の存在が確認されている。現在確認されているものに、『昭和十七年五月 教育審議会 付 文政審議会 関係者行賞』および『一、自高等教育会議 至臨時教育行政調査会 審議経過概要ノ一、文政審議会諮詢及答申ノ一、教育審議会答申関係事項実施状況調

査』(標題表記は三行並列)と題する二冊の簿冊がある。

3 その他の資料

国立公文書館以外に存在する関係資料となると、きわめて限られてくる。まず、関係者個人で所有していたものが何らかの事情で研究機関等に保存されたものがある。現在調査しえていくかぎりでは、次のようなものがある。

国立国会図書館内の憲政資料室に最近になって寄贈された「有光次郎文書」中に、ダンボール箱数個分の戦前関係資料があり、このなかに教育審議会関係資料の存在が予想されるものもまだ整理途中であり、公開の日が待たれる。ただし有光が教育審議会に関係したのは、その末期にあたる一九四一年一月から十月にかけて文書課長として幹事に名を連ねた時期であり、それ以前の期間の資料はあまり期待できない。

野間教育研究所には、配布資料である「教育審議会審議要項」の一部が二つの簿冊に綴じられて存在している(綴じたのは野間教育研究所の手になる)。この資料は正式の速記録が完成する以前の段階で、審議の要約をタイプ謄写印刷して関係者に配布した純然たる内部資料である。一冊は初等教育を審議した特別委員会(第三回から第十二回まで)、もう一冊は社会教育を審議した部分(整理委員会の第一回から十五回、第十八回から二十五回まで、および第五十四回特別委員会)である。特に後者は、会議録で「速記中止」となっている部分の要約が掲載されている点で貴重である。さらに、これらとは別の資料簿冊にも「国民学校、国民実修学校ニ関スル幹事試案」(タイプ謄写印刷)が挿入されている。⁽³⁵⁾これらの資料の入手経路の詳細は不明だが、恐らくは一九五〇年代に元文部官僚の手を経たものであると推測される。

日本大学教育制度研究所には、同様に元文部官僚が所蔵していた資料の一部が「教育審議会関係資料」と題して二冊に

製本され所蔵されている。内容は、配布資料「教育審議会審議要項」の一部であり、特別委員会の第三回から四十七回までのものがかなりの部分揃っている（欠号は、第一〜二回、十八回、二十三回、二十七回、三十〜三十三回、四十八〜六十一回）。これらは、野間教育研究所所蔵のものとして一部重なるが、大半は新資料である。しかも部分的にはあるが、「速記中止」箇所の要約が掲載されており、その資料的価値は少なくない。なお、日本大学教育制度研究所には、整理途上の教育審議会関係資料が他にも存在しているといわれ、資料整理の完了と公開の日が待たれる。

さらに、個人所蔵文書については、一九八五年以降野間教育研究所の手で関係者やその遺族に対する悉皆調査を実施してきたが、ほとんどが戦災や転居その他に際しての処分等の理由で、直接教育審議会に関係する当時の資料は得られなかった。それでも田所美治や菊池豊三郎等の個人資料の収集、および数少ない生存者や遺族からの聞き取り調査を実施することができ、また伝記類その他の提供をいただくなど少なくない成果が得られた。⁽³⁶⁾さらに『上田貞次郎日記』（上田貞次郎日記刊行会、一九六三年）、『大蔵公望日記』（内政史研究会・日本近代史料研究会編、一九七三〜七五）、『有光次郎日記』（第一法規出版、一九九〇年）、『平生夙三郎日記』（未刊、甲南学園所蔵）、『平賀讓日記』（『東京大学史紀要』第八号、一九九〇年）、「長与又郎日記」（『東京大学史紀要』に連載中）等の個人日記のなかにも、関連する記述が見出される。今後発掘が期待される資料としては、やはりこのような個人文書が中心とならざるをえず、重要な課題になると思われる。

（清 水 康 幸）

注

（1）文教審議会官制は、一九三七年五月二十五日、勅令第二百二十一号として公布された。官制制定関係の閣議文書は「公文類

聚」(第六十一編 昭和十二年 卷四 官職門二 官制二 内閣二止) 所収。文教審議会に関する資料としては、国立公文書館に『文教審議会』と題する簿冊が一冊まとめられており、第一回会議にむけた準備資料(会長挨拶原稿など)等が収録されている。

発足時点の文教審議会の職員は、次のとおりであった。

会長 林銑十郎 副会長 馬場鑠一(内務大臣)・林銑十郎(文部大臣)

委員 河合操(枢密顧問官・陸軍大将) 有馬良橘(枢密顧問官・海軍大将) 原嘉道(枢密顧問官) 野村吉三郎(海軍大將・学習院長) 阿部信行(陸軍大将) 三上参次(東京帝大名誉教授・学士院会員) 松浦鎮次郎(貴族院議員・元文部次官・前九州帝大総長) 西晋一郎(広島文理大教授) 寛克彦(東京帝大名誉教授) 小西重直(前京都帝大総長) 永田秀次郎(貴族院議員・帝国教育会会長) 米山梅吉(三井報恩会理事長) 幹事長 大橋八郎(内閣書記官長)

幹事 横溝光暉(情報委員会事務官兼内閣書記官) 篠原英太郎(内務次官) 河原春作(文部次官)

なお、近衛内閣成立に伴い、会長には近衛文麿、副会長には馬場鑠一(内務大臣)・安井英二(文部大臣)が就任し、委員に平生飢三郎(前文部大臣)が補充された。幹事長には風見章が就任した。幹事は篠原、河原の二人が本官異動により自然消滅となった。

(2) 第七十一回帝国議会の首相答弁においては、七月二十七日に安藤正純の質問に対して「教育審議会ヲ設ケマシテ、朝野ノ権威者ヲ網羅シテ、是ハ内閣ノ更迭如何ニ拘ラズ恒久的ノ機関トシテ、教育ノ根本ニ向カッテ改革ノ第一歩ヲ踏出シタイ」と答えている(『近代日本教育制度史料』第十二巻、一四四頁)。「予想質問事項及之ニ対スル内閣総理大臣ノ答弁資料」においては、「教育ノ内容及制度ノ全般ニ互リ新ニ時局ニ適応セル改善ヲ行ハンガ為朝野各方面ノ学識経験アル権威者ヲ選ビ内閣ニ之ガ審議機関ヲ設置シ慎重審議ヲ尽シタイ」となっている。なお「内閣総理大臣答弁資料」なる別の文書では、教育審議会の「恒久的性格」に言及したあと「然し其の審議答申すべき事項は現下教育の内容及方法の刷新と振興とを図るべき方策といふのであり

ますからその方策に関する決議がすめば大体その任務は終るものと考へます。その意味に於ては曾ての臨時教育会議と同様の性質のものとは考へます」との書き込みがある。すなわち、「恒久的」とはいっても、それは文政審議會のようなものではなく、むしろ臨時教育会議のような時代の転換期に「臨む」という意味での時局的性格が意識されていたのである。これらの資料は、文部省文書『帝國議會交渉書類 答弁資料』（国立公文書館所蔵）に収録。

(3) 『木戸幸一日記 上』（東京大学出版会、一九六六年）

(4) 井出嘉憲によれば、当時の諮問機関の族生は、特殊行政機関としての外局の増設などとともに「行政機構における新傾向」を示す顕著な特徴であり、ここには統制、計画、管理などの新しい概念を含むとともに、議會―政党制に代わる職能代表制への志向が内在されていたという（「非常時体制と日本へ官制」『ファシズム期の国家と社会』6 運動と抵抗 上）東京大学出版会、一九七九年）。

(5) 教育審議會発足直後の一九三八年一月の『職員録』から、教育審議會を除く内閣設置の十六委員会について、その長をみてみよう。

- ・首相が長であるもの……資源委員会、東北振興調査会、議院制度調査会、貴族院制度調査会、選挙制度調査会、米穀自治管理委員会、重要肥料業委員会、中央経済会議、臨時資金調整委員会、文官高等分限委員会
- ・法制局長官が長……高等試験委員、恩給審査会
- ・阪谷芳郎が長……中央統計委員会、紀元二千六百年祝典評議委員会
- ・日本銀行総裁が長……臨時資金審査委員会
- ・企画院次長が長……軍需評議會

(6) 発足時における教育改革同志会会員十六名とは、吉田茂、平生釦三郎、丸山鶴吉、下村宏、阿部重孝、大河内正敏、大蔵公望、香坂昌康、風見章、橋本伝左衛門、橋田邦彦、吉岡弥生、添田敬一郎、安藤正純、佐藤寛次、西村房太郎であり、後の異

動で加わった三名とは、後藤文夫、石黒英彦、二荒芳徳である。

(7) 平原春好「解題」(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会會議録』第十四卷、宣文堂書店、一九七一年)

(8) 第七十三回帝國議會召集日(一九三七年十二月二十四日)時点での衆議院の勢力分布は、立憲民政党百七十八名、立憲政友会百七十三名、第一議員俱樂部四十九名、社会大衆党三十六名、第二控室十三名、東方会十一名、無所属三名、欠員三名であった(衆議院・参議院『議會制度七十年史 政党派派篇』一九六一年)。教育審議会委員には、二大政党である民政・政友両党から三議席ずつ、小会派である社会大衆党と第二控室から一議席ずつ選任している。第一議員俱樂部を除外して第二控室から選任しているのは不自然にも見えるが、第二控室の椎尾弁匡は宗教者であるとともに学校経営の経験も豊富であり(資料の「経歴」参照)、会派以外の判断がありえたかもしれない。いずれにせよ、全体として議院内勢力分布をほぼ反映した構成で選任されたことは確認できよう。

(9) 第七十三回帝國議會開院式当日(一九三七年十二月二十六日)時点での貴族院の勢力分布は、研究会百六十二名、公正会六十七名、火曜会四十三名、交友俱樂部三十四名、同和会三十三名、同成会二十三名、無所属四十七名である(前掲『議會制度七十年史 政党派派篇』)。教育審議会委員には、研究会から三名、あとは同和会を除く各会派から一名ずつ選任している。ほぼ院内勢力に比例した配分といえよう。

(10) 例えば、教育審議会委員に小学校長を加えよと建議した東京市小学校長会(『教育週報』第六八三号、一九三八年六月)、四国小学校青年学校校長会による「教育審議会委員ニ教育実家ヲ加ヘラレタキ件」を含む建議(一九三八年十一月、国立公文書館所蔵『教育審議会書類』簿冊四所収、文書番号13)等がある。

(11) 教育調査部は、一九二七年十一月に設置された調査部を前身として一九三三年五月に発足した(初代部長は森岡常蔵、一九三四年より一九三七年六月まで篠原助市、以後一九三八年四月まで伊東延吉)。発足以来、部長一名、事務官三、四名の体制が続いてきたが、教育審議会発足直前の一九三七年十月に機構を拡大し、調査課と審議課の二課制とし、事務官を五名に増員し

た。このうち審議課は、もっぱら教育審議会担当のために新設されたものといつてよい。なお、これらの点については、元審議課長であつた内山良男氏から聞きとり調査の協力をいただいた。

- (12) この方式での一サイクルが終了し最初の答申を決定した第九回総会（38・7・15）の最後に、作田莊一が発言した。すなわち、この方式では「果シテ何時頃ニ大体見極メガ付クカ、私トシテハ見当ガ付カナイ」としてその非効率性を批判し、対して、委員全体の中から特別委員会とは別に問題別の部門委員会を複数設けて並行して審議を進め、案がまとまつた段階で特別委員会に付す、という方式を提案した。この方式の利点は、会議の能率を高め時間短縮になるとともに、そのぶん徹底審議と「広く世間ノ意見ヲ徴スル」ことが可能になるというものであつた。しかし、特別委員会とは別の部門別委員会を委員全体の中から直接選出しようというこの提案は、特別委員会の権限に関して重大な変更を提起するものであり、総裁の原から厳しく退けられてしまつた（『教育審議会総会会議録』第四輯）。他方、教育審議会の審議方法の非能率性を難ずる声は、当時のジャーナリズムでもしばしば見られた。

- (13) 前掲平原春好氏の「解題」では、この審議経過の記述に一部誤りがある。

- (14) 中等教育に関する整理委員会は、会議録で知られるかぎりでは合計四十回開催されている。しかし文部省が一九四二年二月に発行した『教育審議会要覧』中の「教育審議会審議一覧」では、第四十一回整理委員会が一九三九年七月二十五日に開催されたことになつてゐる（ただし会議録は存在しない）。七月二十五日とは、第四十回整理委員会のうち特別委員会に移り、答申案を議した最後の第三十三回特別委員会の開催日と同日である。この日にあらためて整理委員会を開催する必然性はあまり考えられず、また第十一回総会での田所報告や原総裁挨拶でも整理委員会を四十回開催したと述べられている（『教育審議会総会会議録』第六輯、一七頁、四一頁）。しかし何故か、最後の第十四回総会における鈴木総裁挨拶では四十一回として数えられ、『要覧』編集段階で完全にそうなつた。これを単純な計算ミスと断言することはできるだろうか。実際に第四十一回整理委員会が開催されたかどうかは別として、便宜上そう数えておく何らかの必要があつたのだと解釈する以外に、この文部省による変

更を理解することはできない。

- (15) 留岡清男「教育審議会と文部省」『教育』一九三八年七月号。
- (16) 関口 泰「教育審議会論」『教育』一九三八年二月号。
- (17) 佐藤秀夫「解説」『資料文政審議会 第一集』一九八九年八月、四四〇―四五頁。
- (18) 松浦鎮次郎の発言は、第二回総会（教育審議会総会会議録）第二輯、一七頁）、安藤正純の発言は、第七十三回帝国議会衆議院での質問（一月二十四日、『近代日本教育制度資料』第十二卷、一八五頁）。
- (19) 関口 泰「教育審議会論」前掲書。
- (20) 以下の引用は、『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第一輯の二一九頁以下および『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』第五輯の三〇頁以下を参照。
- (21) 佐藤秀夫「解説」『資料臨時教育会議 総説』。
- (22) 一九三九年七月時点を例にとると、十九ある内閣設置の審議会だけをみても、各省次官が委員に名を連ねている審議会が合計十四もあり、彼らの日常が会議に追われていたことは容易に想像される。
- (23) 「昭和十四年年末賞与支給ノ件」（国立公文書館所蔵『教育審議会書類綴』簿冊二）『特別委員、整理委員ノ指名及手当支給関係書類』所収、文書番号21）。
- (24) 当時、作田の住所は京都にあり、しかも満州の建国大学副学長という要職にあった。関口も住所が京都であり、継続的参加はかなり困難であったと推測される。小倉は、財界を代表して各種審議会委員を多数兼職しており（例えば、一九三九年七月時点で、内閣設置の審議会だけでも三つの委員を兼ねていた）、その全てに継続的に参加することは困難であったろう。そのなかで教育審議会は、小倉にとって重点的な位置は占めていなかったようである。
- (25) 寺崎昌男「概説」（『講座日本教育史4 現代I／現代II』一九八四年、第一法規出版、六頁）。

- (26) 当時の教育財政については『日本近代教育百年史2 教育政策(2)』(国立教育研究所、一九七三年)第三編第四章を参照。
- (27) 以下の資料は、『公文雑纂』(昭和十五年 内閣 卷六)所収(国立公文書館所蔵)。
- (28) 閣議決定「大東亜建設審議会設置ニ関スル件」、『公文類聚』(第六十六編、昭和十七年、卷五ノ五ノ止)所収。
- (29) 橋口菊「一九四三年中等学校令の成立過程と大東亜建設審議会」、『教育学研究』第五六卷第二号、一九八九年六月、四頁。
- (30) 「教育ニ関スル戦時非常措置方策」、『近代日本教育制度史料』第七卷、一三二頁。
- (31) 「師範学校制度改善ニ関スル件」、『近代日本教育制度史料』第五卷、五七六頁。
- (32) 『公文雑纂』(昭和十五年 内閣 卷六)および『公文雑纂』(昭和十五年 内閣 卷七)。
- (33) 第一回総会議事速記録(『教育審議会書類綴』簿冊五)の冒頭には、教育調査部審議課船越源一発、内閣記録課山谷貞一宛の文書が綴られている。それは議事速記録を内閣に返却するにあたり、「取扱ひ不慣れの為印刷上之都合よりして余りに鉛筆で汚し過ぎ不都合之段御詫び」するといふ内容のものである。ここから、議事速記録を印刷に付すにあたり教育調査部の手で校訂作業を行なったこと、およびその取扱いは詫び状を入れねばならなかつたほどのものであつたことが推定される。議事速記録の紛失も、このような校訂印刷返却といつた過程において生じた可能性が強い。
- (34) 『社会教育資料』(野間教育研究所所蔵)。
- (35) 野間教育研究所には、このような文部官僚の所蔵だつたと思われる資料簿冊が他にもいくつかある。これらは一九五〇年代に研究所で着手した『近代日本教育制度史料』編纂過程で、古書店等の経路で入手したものと伝えられている。
- (36) 菊池豊三郎が戦後に残したメモは『生い立ち記録——覚え書き——明治二五年より昭和二六年まで』として、野間教育研究所から復刻されている。

第二部 教育審議會概要

一 教育審議會官制および議事規則

1 教育審議會官制

〔官報〕号外、一九三七年十二月十日

朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ国本ヲ無窮ニ培ハンガ為内閣ニ委員会ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認メ教育審議會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十二年十二月十日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

勅令第七百十一号

教育審議會官制

第一条 教育審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

教育審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 教育審議會ハ總裁一人及委員六十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 總裁ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 總裁ハ会務ヲ總理ス

總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 文部大臣ハ会議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

内閣總理大臣ハ必要ニ依リ又ハ總裁ノ要求アルトキハ各庁官吏ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第六条 教育審議會ノ議事ニ関スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第七条 教育審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 教育審議會ニ書記ヲ置ク

書記ハ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文教審議会官制ハ之ヲ廃止ス

2 教育審議会議事規則

〔一九三七年十月二十日内閣総理大臣決定、同日教育審議会総裁宛通牒〕

〔国立公文書館所蔵「教育審議会書類綴」簿冊一、文書番号3―②〕

内閣閣甲第三四四号

昭和十二年十二月二十日

内閣総理大臣公爵 近衛文麿

公印

教育審議会総裁 荒井賢太郎 殿

通牒

教育審議会官制第六条ニ依リ貴会ノ議事規則別紙ノ通相定メ候

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚、欄外に総裁・幹事長・幹事の印および「供覧」とあり〕

教育審議會議事規則

第一條 會議ハ總裁之ヲ召集ス

第二條 總裁ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス

第三條 會議ハ總裁、委員及臨時委員ヲ合セ其ノ二分ノ一以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ但シ予メ特ニ議決ヲ經タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 會議ハ之ヲ公開セズ

第五條 議席ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第七條 建議案ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ五名以上ノ贊成者ト連署シテ之ヲ總裁ニ差出スベシ

第八條 修正ノ動議ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ之ヲ議長ニ差出スベシ但シ簡單ナルモノハ口頭ヲ以テ之ヲ陳述スルコトヲ得

第九條 動議ハ贊成者アルニ非ザレバ之ヲ議題ト爲スコトヲ得ズ

第十條 議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

總裁可否ノ數ニ加ハリタルトキハ之ヲ出席委員ト看做ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十一條 採決ハ起立ニ依ル但シ議決ニ依リ記名投票又ハ無記名投票ヲ用フルコトヲ得

第十二條 總裁ハ必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ特別委員ヲ選定シ審査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三条 特別委員ヲ以テ特別委員会ヲ組織シ特別委員ノ互選ニ依リ委員長ヲ置ク

特別委員長ハ審査ノ經過及結果ヲ会議ニ報告スベシ

特別委員会ニハ本則ノ規定ヲ準用ス

第十四条 議事録ハ幹事長之ヲ作成スベシ

[タイプ印刷、内閣用箋二枚]

3 教育審議会官制廃止

〔官報〕第四千五百九十六号、一九四二年五月九日

朕教育審議会官制廃止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十七年五月八日

内閣総理大臣 東条 英機

勅令第四百八十九号

教育審議会官制ハ之ヲ廃止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 教育審議会職員

1 任期一覧（総裁・委員・臨時委員・幹事・書記）

注

- (1) 「番号」欄の数字は委員の議席番号。空欄は同番号における委員交替を示す。(臨)は臨時委員を示す。
- (2) 「資格」欄には委員や幹事等に任命された際に氏名に付された官職名や位階勲等を記入した。何も付されていない場合には空欄にした。同一人物で再任の際資格に変更のあったものは双方を列記した。なお次の九名は任命後位階勲等に変更があり、第十四回総会（一九四一年十月十三日）時点では次のようになっていた。
- | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|-----|-----|-----|----------|----------|-------|---|
| 18番 | 正三位勲二等 | 36番 | 勲三等 | 40番 | 正五位 | 46番 | 従三位勲四等男爵 | 47番 | 正 |
| 一六位 | 51番 | 正四位勲三等 | 58番 | 勲五等 | 68番 | 従二位勲一等伯爵 | 70番 | 正三位勲二 | 等 |

(3) 「特」の欄に○印をつけた委員は特別委員に任命されたことを示す。

(4) 「整」の欄には、整理委員に任命された委員につき、所属した整理委員会を略号で示した。略号と整理委員会の種類との関係は次の通り。

「初」… 青年学校教育義務制実施および国民学校・師範学校・幼稚園に関する整理委員会（一九三八年六月十七日～十一月二十五日）

「中」… 中等教育に関する整理委員会（一九三八年十二月二十三日～一九三九年七月二十五日）

「高」… 高等教育および各種学校その他に関する整理委員会（一九三九年十一月十日～一九四一年五月七日）

「社」… 社会教育に関する整理委員会（一九四〇年十月二十三日～一九四一年四月十八日）

「行」… 教育行政・財政に関する整理委員会（一九四一年六月二十日～九月二十四日）

(5) 幹事と書記については「特」・「整」欄の代りに「職務」欄を設け、官名と職名の異なる官僚の職名あるいは所属を記入した。

(6) ◀印は総会が開催された時点を、()内の数字はその回数を示す。なお総会が開かれた年月日は次の通り。

第一回	一九三七年十二月二十三日	第二回	一九三八年一月十三日
第三回	一九三八年一月十四日	第四回	一九三八年一月二十日
第五回	一九三八年四月七日	第六回	一九三八年四月八日
第七回	一九三八年四月十三日	第八回	一九三八年四月十四日
第九回	一九三八年七月十五日	第十回	一九三八年十二月八日
第十一回	一九三九年九月十四日	第十二回	一九四〇年九月十九日
第十三回	一九四一年六月十六日	第十四回	一九四一年十月十三日

(7) 在任期間は実線で示した。書記のうち三人が一部在任期間が不明なので、確認できない部分を点線で示した。「依願被免」は辞令によって総裁、委員、幹事を免じられたことを、「委員消滅」は委員の資格の生じる官職を離れたために、あるいは死去したために、自動的に総裁、委員、幹事ではなくなったことを示す。

(8) 審議会の活動は一九四一年十月十三日の第十四回総会で終了したので、実線はこの時点までとした。官制廃止は一九四二年五月九日であるが、第十四回総会以降官制廃止までの期間に委員を免じる辞令は出されなかった。

(9) 6番野村益三・31番渡辺千冬・46番大蔵公望の三名は一九三九年七月九日に貴族院議員任期満了で一度委員消滅となり、同月中に前二者は貴族院議員に再選されて、後者は改めて個人の資格で、ともに委員に再任されているが、(10)の依拠資料のうちの「職員異動報告」ではその日付が七月二十日となっているが、「官報」による告示は二十一日である。ここでは「官報」の告示の日を任命の日として扱った。

(10) 依拠資料は次の通り。

・「教育審議会職員（昭和十二年十二月十日現在）」（「教育審議会総会会議録」第一輯）

・「教育審議会職員（昭和十六年十月十三日現在）付元職員」「特別委員及整理委員」（文部省教育調査部「教育審議会要覧」一九四二年二月刊、所収）

・「職員異動報告」（「教育審議会総会会議録」第二〜第八輯所収）

・「委員等ノ消滅通知」（国立公文書館所蔵「教育審議会書類綴」簿冊四「陳情、請願及職員異動通知等綴」所収）

・「賞与及手当関係書類」（国立公文書館所蔵「教育審議会書類綴」簿冊二「特別委員、整理委員ノ指名及手当支給関係書類」所収）

第二部 教育審議会概要

7	6	5	4	3	2	1	番号
文部参与官	文部参与官	文部参与官	子貴族院議員	貴族院議員	衆議院議員	正三位勲一等	資 格
伊豆富人	野中徹也	池崎忠孝	野村益三	芳沢謙吉	河上哲太	南 弘	氏 名
			○			○ ○ ○	特 殊
			社		高 行	初中高社行	整 理
							1937
							1938
							1月
							4月
							7月
							10月
							1939
							1月
							4月
							7月
							10月
							1940
							1月
							4月
							7月
							10月
							1941
							1月
							4月
							7月
							10月

13 (臨)12		11		10		9		8		番号
貴族院議員	桐生高等工業学校校長	陸軍次官	陸軍次官	陸軍次官	陸軍次官	衆議院議員	内務次官	内務次官	内務次官	文部参与官
吉田茂	西田博太郎	阿南惟幾	山脇正隆	東条英機	梅津美治郎	安部磯雄	萱場軍蔵	大達茂雄	館羽生雅則	仲井間宗一
○									○	
	中高									
<p>The chart displays the following key events:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1937-1938: <ul style="list-style-type: none"> 1937.10.12: Start of terms for 貴族院議員 and 桐生高等工業学校校長. 1938.10.12: End of terms for 貴族院議員 and 桐生高等工業学校校長. 1938.5.30: 委員消滅 (Member terminated) for 陸軍次官 東条英機. 1938.7.13: 委員消滅 (Member terminated) for 陸軍次官 山脇正隆. 1938.7.13: 委員消滅 (Member terminated) for 衆議院議員 安部磯雄. 1938.7.24: 委員消滅 (Member terminated) for 内務次官 大達茂雄. 1938.6.24: 委員消滅 (Member terminated) for 内務次官 館羽生雅則. 1938.12.24: 委員消滅 (Member terminated) for 内務次官 館羽生雅則. 1939-1940: <ul style="list-style-type: none"> 1939.1.10: Start of terms for 陸軍次官 阿南惟幾 and 陸軍次官 山脇正隆. 1939.4.22: 委員消滅 (Member terminated) for 陸軍次官 阿南惟幾. 1939.10.14: 委員消滅 (Member terminated) for 陸軍次官 山脇正隆. 1940.9.5: 委員消滅 (Member terminated) for 衆議院議員 安部磯雄. 1940.9.14: 委員消滅 (Member terminated) for 衆議院議員 安部磯雄. 1940.2.6: 依願被免 (Resigned) for 貴族院議員. 1940.9.16: 委員消滅 (Member terminated) for 内務次官 大達茂雄. 1940.12.23: 委員消滅 (Member terminated) for 内務次官 大達茂雄. 1940.7.25: 委員消滅 (Member terminated) for 内務次官 館羽生雅則. 1941-1942: <ul style="list-style-type: none"> 1941.1.1: 委員消滅 (Member terminated) for 衆議院議員 安部磯雄. 1941.3.6: 委員消滅 (Member terminated) for 衆議院議員 安部磯雄. 1941.4.10: 委員消滅 (Member terminated) for 陸軍次官 阿南惟幾. 1941.5.5: 委員消滅 (Member terminated) for 陸軍次官 阿南惟幾. 										

第二部 教育審議會概要

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	番号	
文部次官	文部次官	文部次官	男從三位勲二等	從三位勲二等	正四位勲二等	從三位勲二等	商工次官	商工次官	商工次官	從三位勲二等	國民精神文化研究所員
大村清一	石黒英彦	伊東延吉	穂積重遠	赤間信義	作田莊一	永田秀次郎	小島新一	岸信介	村瀬直義	西山晋一郎	丸山鶴吉
			○	○	○	○					
		高社行	行						中高社行	社	整
											1937
											1938
											1月
											4月
											7月
											10月
											1939
											1月
											4月
											7月
											10月
											1940
											1月
											4月
											7月
											10月
											1941
											1月
											4月
											7月
											10月

29		28 (編27)		26	25	24	番号
法制局長官	法制局長官	法制局長官	法制局長官	文部政務次官	文部政務次官	文部次官	資格
村瀬直養	広瀬久忠	唐沢俊樹	黒崎定三	舟橋清賢	作田高太郎	赤間信義	氏名
				○		○ ○	特
				中高		高	整

1937	12	12	12	12	12	12	1937
1938	10	10	10	10	10	10	1月
							4月
							7月
							10月
1939	1	1	1	1	1	1	1939
	13	5	7	24	19		1月
		委員消滅	委員消滅	委員消滅	委員消滅		4月
			6				7月
			28				10月
	9	30		9	19		1940
	委員消滅	委員消滅		委員消滅	委員消滅		1月
							4月
							7月
							10月
1940	1	1	1	1	1	1	1940
	25	16	20	10	24	10	1月
	委員消滅	委員消滅	委員消滅	委員消滅	委員消滅	委員消滅	4月
							7月
							10月
1941	8	7	9	2	1	2	1941
	1	22	20	10	24	10	1月
	委員消滅	委員消滅	委員消滅	委員消滅	委員消滅	委員消滅	4月
							7月
							10月
							1942
							1月
							4月
							7月
							10月

第二部 教育審議會概要

番号	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	資格	氏名	特	整		
	東 京 女 子 高 等 師 範 学 校 長	子 貴 族 院 議 員	子 貴 族 院 議 員	從 四 位 勳 三 等	國 民 精 神 文 化 研 究 所 員	功 正 三 位 勳 一 等	功 正 三 位 勳 二 等	從 三 位 勳 一 等	衆 議 院 議 員	東 京 商 科 学 長	東 京 商 科 学 長	從 三 位 勳 二 等	伯 士 爵	總 長 京 都 帝 国 大 学		
	下 村 寿 一	渡 辺 千 冬	八 条 隆 正	粟 屋 謙	伊 東 延 吉	伊 東 延 吉	野 村 吉 三 郎	山 梨 勝 之 進	下 村 宏	椎 尾 弁 匡	田 中 穂 積	上 田 貞 次 郎	高 瀬 莊 太 郎	関 口 八 重 吉	二 荒 芳 德	浜 田 耕 作
	○				○	○			○			○	○			
	初 中 高 社 行				社		初 中 高 社 行					社				
1937 1月	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10
4月																
7月																
10月																
1939 1月																
4月																
7月																
10月																
1940 1月																
4月																
7月																
10月																
1941 1月																
4月																
7月																
10月																

番号	資格	氏名	特	整
49	内閣書記官長	風見章	○	初社
48	從三位勳三等	香坂昌康	○	
47	男正四位勳四等	南条金雄	○	
46	貴族院議員	大藏公望	○	
45	貴族院議員	大久保利武		
44	農林次官	三浦一雄		
43	農林次官	荷見安		
42	農林次官	小平権一		
41	農林次官	井野碩哉		
40	正六位	大河内正敏		
(國)	從七位勳四等	小倉正恒	○	
41	正五位勳四等	松岡忠一		
40	正六位	阿部重孝		
	總長	山田孝雄	○	
	京都帝國大學	羽田亨		

氏名	特	整	1937	1938	1939	1940	1941
風見章	○	初社	12.10	1.5	委員消滅		
香坂昌康	○		12.10				
南条金雄	○		12.10				
大藏公望	○		12.10	7.21	委員消滅		
大久保利武			12.10				
三浦一雄			12.10				
荷見安			12.10				8.7
小平権一			12.10	9.15	委員消滅		
井野碩哉			12.10	5.5	委員消滅		
大河内正敏			12.10	9.3	委員消滅		
小倉正恒	○		12.10				
松岡忠一			12.10				
阿部重孝			12.10				
山田孝雄	○		12.10				
羽田亨			12.10		12.9		

第二部 教育審議会概要

番号	資格	氏名	特	整
55	海軍次官	山本五十六		
	企画院次長	宮本武之輔		
	企画院次長	小畑忠良		
	企画院次長	植村甲午郎		
	企画院次長	武部六蔵		
	企画院次長	青木一男		
54	大東文学科長	河原春作	○	
53	大東文学科長	森岡常蔵	○	初中高
52	第一高等学校	橋田邦彦	○	中
51	從四位勲三等	橋本伝左衛門		
50	正三位勲二等	阿部信行		
	内閣書記官長	富田健治		
	内閣書記官長	石渡莊太郎		
	内閣書記官長	遠藤柳作		
	内閣書記官長	太田耕造		
	内閣書記官長	田辺治通		

氏名	消滅日	消滅理由
山本五十六	1937.12.10	委員消滅
宮本武之輔	1938.8.30	委員消滅
小畑忠良	1939.2.2	委員消滅
植村甲午郎	1939.8.13	委員消滅
武部六蔵	1939.1.26	委員消滅
青木一男	1939.1.10	委員消滅
河原春作	1939.9.16	委員消滅
森岡常蔵	1939.9.4	委員消滅
橋田邦彦	1939.7.21	委員消滅
橋本伝左衛門	1939.8.31	依頼被免
阿部信行	1939.8.1	委員消滅
富田健治	1940.1.16	委員消滅
石渡莊太郎	1940.9.5	委員消滅
遠藤柳作	1940.4.14	委員消滅
太田耕造	1940.8.30	委員消滅
田辺治通	1940.1.13	委員消滅
田辺治通	1941.4.7	委員消滅
田辺治通	1941.5.1	委員消滅

番号	資格	氏名	特	整
61	大蔵次官	広瀬豊作		
(臨)60	大蔵次官	大野竜太		
59	大蔵次官	石渡荘太郎	○	
58	専門学校長	上原種美	○	
57	三重県立農林学校校長	上原種美		
56	東京農業教育専門学校校長	藤野光政		
	教学局長官	小林光政		
	教学局長官	菊池豊三郎		
	教学局長官	吉岡弥生		
	正三位勲二等	松井茂	○	
	衆議院議員	一宮房治郎		
	衆議院議員	斯波貞吉		
	衆議院議員	山榊儀重		
	海軍次官	沢本頼雄		
	海軍次官	豊田貞次郎		
	海軍次官	住山徳太郎		
	高行			
				1937
				1938
				1月
				4月
				7月
				10月
				1939
				1月
				4月
				7月
				10月
				1940
				1月
				4月
				7月
				10月
				1941
				1月
				4月
				7月
				10月

第二部 教育審議会概要

番号	資格	氏名	特	整	任期
74	女学 公立 中学校 高等 校長	桜井賢三	○	中	12.10 - 12.10
73	公立 中学校 校長	西村房太郎			12.10 - 12.10
72	正七位	三好重道		初行	12.10 - 12.10
71	師範 学校 校長	佐藤寛次	○	中高	12.10 - 12.10
70	東京 農業 教育 専門 学校 校長	佐藤寛次	○	中	12.10 - 12.10
69	衆議 院議 員	山本厚三			12.10 - 12.10
68	正三位 勳二等 伯爵	林博太郎	○	初中 高社 行	12.10 - 12.10
67	正三位 勳二等	河原田稼吉			12.10 - 12.10
66	衆議 院議 員	安井英二	○	高社 行	12.10 - 12.10
65	正三位 勳二等	中村清二			12.10 - 12.10
64	衆議 院議 員	東郷実			12.10 - 12.10
63	從七位	佐々井信太郎	○	初 高社 行	12.10 - 12.10
62	衆議 院議 員	添田敬一郎	○	高社 行	12.10 - 12.10
61	大藏 次官 谷口 恒二				12.10 - 12.10
1937					1月
1938					4月
					7月
					10月
1939					1月
					4月
					7月
					10月
1940					1月
					4月
					7月
					10月
1941					1月
					4月
					7月
					10月

		79 (陶)78 (陶)77 (陶)76 (陶)75					番号
資格	氏名	特					整
公立実業学校長	津田信良						
公立実業学校長	金井浩						
公立実業学校長	鈴木静穂						
東京府知事	岡田周造						
厚生次官	児玉政介						
厚生次官	児玉九一						
〈幹事長〉							
文部次官	伊東延吉						
文部次官	石黒英彦						
文部次官	大村清一						
文部次官	赤間信義						
文部次官	菊池豊三郎						
〈幹事〉							
内閣書記官	佐藤朝生						
法制局参事官	樋貝詮三						
職務		内閣官房総務課勤務 ↓同会計課長 第三部長 ↓ 第一部長					

12.10	12.10	12.10	12.24	12.23	2.20	2.17	2.17	2.17	7.18	1.7	3.20	4.18	9.16	2.10	1.20	9.13	9.5	6.10	依願被免
			幹事長消滅	幹事長消滅					委員消滅	委員消滅	委員消滅	委員消滅	幹事長消滅	幹事長消滅	幹事長消滅	幹事長消滅	幹事長消滅		

			番号
資格	氏名	職務	
文部省普通 学務局長	藤野 惠	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	小山 知一	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	中野 善敦	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省実業 学務局長	小笠原 豊光	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省実業 学務局長	岩松 五良	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省実業 学務局長	関口 勲	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省社会 教育局長	田中 重之	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省社会 教育局長	額 弥三	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	朝比奈 策太郎	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	関口 勲	大臣官房秘書課長 ↓同秘書課長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	宮崎 謙太	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	有光 次郎	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	岩松 五良	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	田中 義男	大臣官房秘書課長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	松岡 忠一	教育調査部長	1937 12・10
文部省普通 学務局長	安達 禎	教育調査部長	1937 12・10
			1938 1月
			4月
			7月
			10月
			1939 1月
			4月
			7月
			10月
			1940 1月
			4月
			7月
			10月
			1941 1月
			4月
			7月
			10月

第二部 教育審議會概要

				番号
資格	氏名	職務		
文部事務官	日田 権一	教育調査部審議課長	12.10	1937年1月
文部事務官	中根 秀雄	教育調査部審議課長	12.10	1938年1月
文部事務官	入江 巖	教育調査部審議課長	4.21	1939年4月
文部事務官	内山 良男	教育調査部審議課長	4.20	1939年4月
文部事務官	小野島 右左雄	教育調査部調査課長	11.10	1939年10月
文部事務官	加藤 恂二郎	教育調査部調査課長	11.10	1939年10月
文部事務官	阿原 謙蔵	企画部長	12.10	1937年1月
文部事務官	安井 章一	企画部長	12.10	1937年1月
文部事務官	朝比奈 策太郎	企画部長	12.10	1937年1月
文部事務官	堀池 英一	企画部長	12.10	1937年1月
文部事務官	中根 秀雄	庶務課長	12.10	1937年1月
内閣	山谷 貞一	内閣官房総務課	12.10	1937年1月
内閣	間瀬 六朝	内閣官房総務課	12.10	1937年1月
内閣	佐藤 嘉右衛門	内閣官房会計課	12.10	1937年1月
文部	阿部 隆介	大臣官房文書課	12.10	1937年1月
<p>1939年1月</p> <p>1940年1月</p> <p>1941年1月</p> <p>1941年7月</p> <p>1941年10月</p>				

			番号
資格	氏名	職務	
正七位勲七等	船越源一	教育調査部	
文部属	森吉太郎	教育調査部	
文部属	有浦三男	教育調査部	
文部属	伊藤良二	教育調査部	
文部属	小川正通	教育調査部	
文部属	坂井弥六	教育調査部	
文部属	藤川竜	社会教育局	
文部属	橘泰賢	社会教育局	
従六位	川見楨一	実業事務局(理事官)	
文部属	宮坂義雄	実業事務局	
文部属	大庭千尋	普通学務局	
文部属	乙黒武雄	普通学務局	
文部属	春山順之輔	専門学務局	
文部属	川上善司	大臣官房秘書課	
文部属	鈴木栄	大臣官房文書課	

12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	12 10	1937 1月
		9 12						4月
			11 10					7月
								10月
								1939 1月
								4月
								7月
								10月
				12 27				1940 1月
				2 20				4月
								7月
								10月
								1941 1月
								4月
								7月
								10月
								1941 1月
								4月
								7月
								10月

2 特別委員・整理委員任期一覧

注

(1) 特別委員の任期を実線で、整理委員の任期を□ (白枠) で右側に表示した。ただし社会教育の整理委員会は高等教育の委員会よりも後に始まり先に終わったため、前者の委員の任期を左側に出して示した。整理委員会の種類は「1任期一覧」と同じ略号で○に囲んで示した。

(2) 特別委員の任期の始期は「物品会計官吏任命並ニ特別委員及整理委員指名関係書類」(教育審議会書類綴二「特別委員、整理委員ノ指名及手当支給関係書類」(国立公文書館所蔵)所収)によった。また途中で辞任した者以外の特別委員の終期は最後の特別委員会の日(一九四一年九月二十四日)とした。途中で辞任した特別委員の任期の終期は依願被免または委員消滅の日とした。

整理委員の任期の始期は、整理委員を指名した特別委員会の日、終期はそれぞれの最後の整理委員会の日とした。ただし途中で就任・辞任した松浦鎮次郎・佐々井信太郎については「教育審議会要覧」一九五ページの記載に、佐藤寛次については前記「物品会計官吏任命並ニ特別委員及整理委員指名関係書類」によった。

(3) ゴチックの数字は特別委員の任期の始期と終期を、右側の数字は整理委員の任期の始期と終期を示す。21番赤間信義と53番河原春作の特別委員への就任の日のみ前記資料に記載がないので点線で示した(一九四〇年十月十七日から一九四一年五月十五日の間に任命されたものと推定される)。また、6番野村益三と46番大蔵公望の特別委員指名通知は、一九三九年七月二十日付で出ているが、委員の任期が二十一日からなので、特別委員への就任も二十一日とした。

12	8	6	2	2	1	番号
西田博太郎	徳川義親	野村益三	平賀讓	長与又郎	後藤文夫	特別委員氏名
4.14	4.14	4.14		4.14	4.14	1938 4月
					6.17	7月
					(初)	10月
				11.8	11.25	1939 1月
					12.23	
12.23					(中)	4月
					7.25	7月
		7.9 7.21	7.20			10月
					11.10	
					(高)	1940 1月
						4月
						7月
					(高)	10月
		10.16			10.16	1941 1月
		(社)			(社)	
		4.18			4.18	4月
					5.7	
					6.13	7月
					(行)	
					9.24	10月
10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	

34	32	30	27	25	24	番号
下 村 宏	伊 東 延 吉	下 村 寿 一	田 尻 常 雄	小 泉 信 三	田 所 美 治	特別 委員 氏名
4.14		4.14	4.14		4.14	1938 4月
		6.17				7月
		初				10月
		11.25				1939 1月
		12.23	12.23			4月
		中	中			7月
		7.25	7.25			10月
		11.10	11.10	10.2		1940 1月
				11.10		4月
		高	高	高		7月
	10.1	10.16				10月
10.16	10.16	10.16				1941 1月
社	社	社				4月
4.18	4.18	4.18	5.7	5.7	5.7	7月
	6.13	6.13				10月
	行	行				
10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	
	9.24	9.24				

第二部 教育審議会概要

48	46	42	39	38	38	36	番号
香坂 昌康	大蔵 公望	小倉 正恒	羽田 亨	二荒 芳徳	関口 八重吉	田中 穂積	特別委員氏名
4.14	4.14	4.14			4.14	4.14	1938 4月
6.17					6.17	6.17	7月
(初)					(初)	(初)	10月
11.25					11.25	11.25	1939 1月
						12.23	
	7.9 7.21					(中)	4月
						7.25	7月
			10.2				10月
					11.13	11.10	1940 1月
						(高)	4月
							7月
10.16				10.1		10.16	10月
(社)				(社)		(社)	1941 1月
4.18				4.18		4.18	4月
		5.1				5.7	
						6.13	7月
						(行)	
10.1	10.1		10.1	10.1		9.24	10月
						10.1	

62	60	57	53	53	52	番号
添田 敬一郎	上原 種美	松井 茂	河原 春作	森岡 常蔵	橋田 邦彦	特別委員氏名
4.14	4.14	4.14		4.14	4.14	1938 4月
				6.17		7月
				初		10月
				11.25		1939 1月
				12.23	12.23	
	3.30			中	中	4月
	4.26					7月
				7.25	7.25	
						10月
11.10	11.10			11.10		1940 1月
				高		4月
高	高					7月
				9.4	7.21	
10.16				9.4		10月
社						1941 1月
						4月
4.18						
5.7	5.7		?			7月
6.13	6.13			6.13		
行	行			行		10月
9.24	9.24			9.24		
10.1	10.1	10.1	10.1			

第二部 教育審議会概要

73	71	70	68	66	63	番号
西村 房太郎	三国谷 三四郎	佐藤 寛次	林 博太郎	安藤 正純	佐々井 信太郎	特別 委員氏名
4.14	4.14	4.14	4.14	4.14	4.14	1938 4月
	6.17		6.17		6.17	7月
	初		初		初	10月
	11.25		11.25		11.25	1939 1月
12.23		12.23	12.23			4月
中	3.31	3.31	中			7月
	4.8	4.8	中			10月
7.25		7.25	7.25			1940 1月
		11.10	11.10	11.10		4月
						7月
		高	高	高		10月
			10.16	10.16	10.16	1941 1月
			社	社	社	4月
3.31		5.7	4.18	4.18	4.18	7月
	6.13		5.7	5.7	4.18	10月
	行		6.13	6.13	5.7	7月
	9.24		9.24	9.24	6.13	10月
	10.1	10.1	10.1	10.1	9.24	
					10.1	
					4.18	
					高	
					5.7	
					6.13	
					行	
					9.24	
					10.1	

3 整理委員一覽

注

(1) 氏名の後のカッコ内の数字は議席番号。

(2) 途中で就任・辞任した委員には*印を付した(任期は「特別委員・整理委員任期一覽」参照)。

(1) 青年学校教育義務制実施および国民学校・師範学校・幼稚園に関する整理委員会

(一九三八年六月十七日～十一月二十五日)

委員長 林博太郎(68)

委員 後藤文夫(1)

下村寿一(30)

田中穂積(36)

関口八重吉(38)

香坂昌康(48)

森岡常蔵(53)

佐々井信太郎(63) 三国谷三四郎(71)

(2) 中等教育に関する整理委員会

(一九三八年十二月二十三日～一九三九年七月二十五日)

委員長 林博太郎(68)

委員 後藤文夫(1)

西田博太郎(12)

松浦鎮次郎(15)

田尻常雄(27)

下村寿一(30)

田中穂積(36)

橋田邦彦(52)

森岡常蔵(53)

*佐藤寛次(70)

西村房太郎(73)

(3) 高等教育および各種学校その他に関する整理委員会

(一九三九年十一月十日～一九四一年五月七日)

委員長 林博太郎(68)

委員 後藤文夫(1)

平賀譲(2)

西田博太郎(12)

* 松浦鎮次郎(15)

穂積重遠(22)

小泉信三(25)

* 田尻常雄(27)

下村寿一(30)

田中穂積(36)

森岡常蔵(53)

上原種美(60)

添田敬一郎(62)

佐々井信太郎(63)

安藤正純(66)

佐藤寛次(70)

(4) 社会教育に関する整理委員会

(一九四〇年十月二十三日～一九四一年四月十八日)

委員長 林博太郎(68)

委員 後藤文夫(1)

野村益三(6)

関屋竜吉(14)

松浦鎮次郎(15)

穂積重遠(22)

下村寿一(30)

伊東延吉(32)

下村宏(34)

田中穂積(36)

二荒芳徳(38)

香坂昌康(48)

添田敬一郎(62)

佐々井信太郎(63)

安藤正純(66)

(5) 教育行政・財政に関する整理委員会

(一九四一年六月二十日～九月二十四日)

委員長 林博太郎(68)

委員 後藤文夫(1)

平賀譲(2)

松浦鎮次郎(15)

赤間信義(21)

穂積重遠(22)

下村寿一(30)

伊東延吉(32)

田中穂積(36)

河原春作(53)

上原種美(60)

添田敬一郎(62)

佐々井信太郎(63)

安藤正純(66)

三国谷三四郎(71)

三 諮問および説明

1 諮問第一号

〔国立公文書館所蔵「教育審議会書類綴」簿冊一、文書番号4〕

内閣閣甲第三四三号

昭和十二年十二月二十日

内閣総理大臣公爵 近衛 文 麿

公印

教育審議会総裁 荒 井 賢 太 郎 殿

諮問第一号

我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何

右貴会ニ諮問ス

説 明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移ト二稽ヘ、教育ノ各方面ニ互リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事項等ニ就キ、一層我が国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ必要ナル方策ヲ求ム。

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚、欄外に總裁・幹事長・幹事の印および「供覧」とあり〕

2 伊東文部次官の諮問第一号に関する趣旨説明

（一九三七年十二月二十四日、第一回總會）

〔文部省教育調査部「教育議要覽」一九四二年二月〕

本諮問ノ趣旨ハ「諮問ニ附セラレタ説明」ニ大体明ラカニセラレテ居リマスカラ、更ニ説明ヲ加ヘル必要ハナイカト考ヘマスケレドモ、今少シク其ノ趣旨ニ付テ申述ベテ見タイト存ジマス。近時ノ學術文化ノ大ナル發達ト内外ノ情勢ノ著シイ推移ハ申ス迄モナイ事デアリマス。先ツ學芸ノ進展ト社会ノ思想的知識的發達ニ伴ヒマシテ、之ト密接不離ノ關係ニ立ツ教育ノ内容ハ我が国ノ精神、我が特色ヲ基調トスル根本方針ノ下ニ或ハ新ナルモノヲ加ヘ、或ハソノ内容ヲ改メ又或ハソノ程度ヲ進メル等ノ必要ガアリ、随ツテ全体ニ互ツテ之ヲ整理改廃スル必要モ起リ、延イテハ制度施設ノ改正ニモ及ブコトガアラウト存ズルノデアリマス。而シテコノコトハ教育ヲ文物ノ進歩ニ照応セシムルト同時ニ、又教育ニ依ツテ文物ノ發達ヲ促進シ国運ノ隆興ヲ図ル所以デアルト考ヘルノデアリマス。又一般ニ近時ノ我が国體ニ関スル著シイ自覺、之ニ

伴フ教育ニ関スル考ヘ方ノ進歩並ニ其ノ基礎トナル學問ノ進歩ニツレマシテ、教育ノ内容方法並ニ施設等ニツイテ、我が国教育ノ長所、特質ヲ發揮スル為メ十分ナル刷新ト振興トヲ考慮スル必要ガアルト思フノデアリマス。

次ニ近時ノ時勢ヲ推移ト云フ点ニ関シマシテハ我が国近来ノ大問題タル思想問題ト之ト共ニ起リツ、アル国家・社会ニ関スル思想上並ニ實際上ノ大ナル変化ニ於テ、ソレガ極メテ顯著ニ現ハレテ居ルト考ヘマス。而シテ我が国体ノ精華ヲ弥々明ラカニ体認シ、之ヲ基トシテ凡テノ思想・學術・文化・生活ノ刷新發展ヲ図ルト云フコトガ極メテ大切ナル事柄デアリマシテ、此ノコトハ固ヨリ教育ソノモノト最モ重大ナル關係ヲ持ツノデアリマス。更ニ最近ノ支那事變ハ我が国ノ社会思潮ニ大ナル刺戟ヲ与ヘ吾々ニ我が国ノ立場、文化並ニ我が教育ノ方向・内容等ニツイテ、大ナル国家的自覚ト之ニ関聯スル多クノ問題トヲ提供致シタノデアリマス。而シテ之ニ伴ツテ事變後ノ教育經營ノコトニツイテ考ヘテ見マスト、ソコニ教育上ノ大ナル刷新振興ノ方策ノ必要デアルコトヲ痛感スルノデアリマス。

斯様ニシテ現時ノ教育ノ刷新振興ニツイテハ、以上考ヘタ所ニ依ツテモ明ラカデアリマス通り、先ツ我が国ノ教育ソノモノニ関スル全般的問題ノ横タハツテ居ルコトガ感ゼラレマス。

今之ヲ例示シテ見マスト、第一ニ総理大臣ノ御挨拶ニモアリマシタ通り、我が国体ノ本義ガ教育ノ凡テノ方面ニ顕現シテ、其ノ内容・方法等ノ基本トナリ、生命トナル様、一層ソノ徹底ヲ図ルト云フ、凡テノ問題ノ根本トナル事項ガアリマス。而シテ之ト一体ヲナス事柄トシテ、近来外来文化ノ影響等ニ依ツテ主知的・個人的ニ傾イタ教育ヲ、日本国民トシテノ人物養成ノ教育、国家的訓練ノ教育ニ醇化シ轉換スルガ如キ、又画一化・形式化ヲ矯メテ、真ノ潑瀾タル教育、国民トシテノ活教育トスルコトノ如キ、注入的、模倣的ニ傾イタ教育ヲ智・徳・体ヲ一体ニシタ実践的・獨創的ナ教育ニ改ムルガ如キ肝要ナル問題ガアリマス。次ニ教育ニ関スル着眼点ヲ我が国ノコト、共ニ大イニ東洋ノ事柄乃至ハ世界ノ情勢ニ置イテ一層大ナル規模ヲモツモノトシ、日本人トシテノ自覚信念ヲ基トシテ広イ大キイ心持ト見識トヲ持ツタ、大國民的ノ

教育トスルコトノ如キ、又上述シタ所ト同様ノ意味ニ於テ大イニ國民大衆ノ教育ノ振興並ニ國民ノ体育ノ振作ヲ図ルガ如キ、又自然科学的教育ヲ重視スルコトノ如キ、其ノ他種々ノ重要ナル問題ガアルト思フノデアリマス。即チ教育ノ全般ニ互ル所ノ事項ガ多々アルト考ヘラレマス。即チ是ガ諮問ニ示サレタ所ノ全般的事項デアルト思フノデアリマス。

而シテ以上列挙シマシタ所ノ事項ノ中、國民トシテノ人物養成ノ教育、実践的・獨創的教育乃至画一化・形式化ノ矯正ノ必要等ニツイテハ、是迄既ニ多年論ジ尽サレ又決議セラレタ事柄デアリマスカラ、今日再ビ之ヲ取上ゲテ論ズルニ当ツテハ、上述ノ如キ欠陥ト要求トヲ生ゼシメタ所ノ、真ノ根本的理由ガ那辺ニ存スルカ、又之ヲ改善シテ要望セラル、ヤウナ教育トスルニハ、如何ナル道理ト方法トニ依ルベキカト云フ我ガ国ノ教育ノ内容制度トシテノ根本ノ道ト又ソレヲ實現スベキ特色アル具体的方策トニ関シテ、十分審議立案スル必要ガアルト考ヘルノデアリマス。之ハ最モ肝要ナ点デアルト思フノデアリマス。

而シテ以上ノ如キ全体ニ互ル事項ニ次イデ掲ゲラレテ居ル所ノ各種ノ教育ニ関スル事項ニ付イテハ、下ハ小学校ヨリ上ハ大学ニ至ル各種ノ学校ニツイテ、或ハ教育ノ精神、内容乃至ハ制度、施設ニツイテ、全般的事項ニ於テ考ヘラレタ根本的考察ヲ基トシ、ソノ上ニ立ツテ種々ノ点ヨリ十分調査審議シ以テ現時ノ欠点ヲ改メ、足ラザルヲ補ツテ、大イニ之ヲ振作スルノ方策ヲ立テル必要ガアルト思フノデアリマス。而シテ幼稚園・特殊教育等ニツイテモ、亦女子教育・私立学校ノ教育等ニツイテモ同様ニ考究セラルベキデアリ、又社会教育・家庭教育等ニツイテモ十分考慮セラルベキデアルト思ヒマス。更ニ又教員乃至指導者ノ養成ハ、教育上最モ大切ナル要素ニ関スル問題デアリマシテ、教育ノ全体ニ互ル重要問題トシテ取上ゲラルベキデアルト考ヘマス。其ノ他教育ト密接不離ノ関係ニ在ル學術ノ研究ニ関スル事項、所謂文化事業、其ノ他広ク国風ノ発揚ニ資スル塾及ビ道場ノ教育等ノ種々ノ教育事業ニツイテモ上述シタ所ト同様ニ研究セラレネバナラヌト存ジマス。

最後ニ中央及地方ノ教育ニ関スル行政及財政ニツキマシテモ亦同ジク大イニ刷新振興ヲ図ルベキ点ガ多イト存ジマス。
以上ガ諮問ノ大体ノ意味デアルト考ヘマス。即チ諮問ハ今日ノ教育ヲ構成スル凡テノ方面ニ広ク互ツテ居ルノデアツテ、之ヲ分析シテ見レバ大要以上ノ如キ諸点ニ触レルノデハナイカト思フノデアリマス。

尚近来ノ教育ニ関スル諸種ノ調査会ヲ考ヘテ見マスルニ、或ハ学生思想問題調査委員会ノ如キ、或ハ実業教育振興委員会ノ如キ、或ハ教学刷新評議会ノ如キ、其ノ他体育運動審議会等色々計画セラレタノデアリマスガ、学生思想問題調査委員会ハ思想問題ノ初期、左傾思想ノ盛ニナリツ、アル時代ニ、之ヲ対象トシテ思想上ノ指導ヲ主トシテ決議セラレタモノデアリ、実業教育振興委員会ハ、我が国産業ノ趨勢ニ鑑ミマシテ、実業教育ノ制度ニハ触ルル事ナク、ソノ内容上ノ必要ナル事項ニツイテ夫々ソノ趣旨ヲ明ラカニシタモノデアリ、又教学刷新評議会ハ、国体明徴ノ為、主トシテ学問及教育ニ関スル根本ノ方針・方向ニツイテ決議サレタモノデアリマス。又体育運動審議会ハ体育ノ見地ヨリ、ソノ刷新振興ニ関シ答申ヲ致シテ居ルノデアリマス。是等ノ決議ハ何レモ教育審議会ノ審議ノ基礎トナリ、有力ナル参考トナリ、又有益ナル資料トナル事項デアリマスガ、今回ノ教育審議会ハ更ニ広ク教育ノ全般ニ互ツテ、統合的ニ集大成的ニ、刷新振興ノ精神方向ヲ考ヘ、又夫々ノ内容・制度・施設等ニツイテ具体的方策ヲ立テテ、又此ノ時代ニ即シテ我が国教育ノ本義ニ関スル十分ナル自覚ノ上ニ、真ニ我が国ノ教育ヲ刷新シ振興スルニ努力スベキデアリマスカラ、従来ノモノヨリモ一層広ク又深く、更ニ具体的ナル点ニ於テ大イニ其ノ歩ヲ進メタモノデナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス。
諮問ノ中ニ含まレテ居ル所ノ趣意ニツイテ一応稽ヘテ見マスレバ、大体以上ノ様ナ事柄デハナイカト思フ次第デアリマス。寔ニ蕪雜デアリマスガ之ヲ以テ説明ト致シマス。

注 この資料は、出典により若干の字句の異同がみられる。

四 答 申

1 青年学校教育義務制実施に関する件

〔公文雑纂〕昭和十三年 卷二ノ四止 内閣二ノ四止、文書番号七〕

昭和十三年七月十五日

教育審議会総裁 原 嘉 道 公印

内閣総理大臣 公爵 近 衛 文 麿 殿

青年学校教育義務制実施ニ関スル件

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処不取敢青年学校教育義務制実施ニ関シ別紙ノ通議決致候条及答申候也

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚、欄外に「閣甲一九三二と朱書」〕

〔別紙〕

我が国内外ノ情勢ノ推移ト国運ノ發展トニ伴ヒ帝國ノ使命愈々重キヲ加フルノ秋、青年教育ノ普及徹底ヲ図リ、国體ノ本義ニ基キ生徒ノ実生活ニ即シテ其ノ心身ヲ鍛鍊シ、國民精神ヲ振作シ、體位ヲ向上シ、産業ノ振興地方ノ開發ニ寄与スルト共ニ國防ノ根基ニ培フハ喫緊ノ要務タリ。政府ガ曩ニ青年学校教育ヲ義務トスルノ方針ヲ決定セラレタルハ寔ニ當ヲ得タルモノト謂フベシ。其ノ実施ニ當リテハ政府ハ宜シク現下ノ時局ト青年学校教育ノ本旨トニ鑑ミ愈々重大ナルベキ今後ノ時局ヲ負担スルニ足ル皇國青年ヲ鍊成スルノ決意ヲ以テ之ニ當リ一層其ノ教育ノ特色ヲ發揮スルト共ニ其ノ内容ノ充實向上ニ努メラレンコトヲ望ム。

義務制実施ノ内容ニ付テハ文部省調査ニ係ル別紙実施案要綱ハ之ヲ適當ト認ムルモ、尙政府ハ特ニ左記事項ニ留意シ、且地方財政ニ及ボス影響、生徒並ニ父兄ノ負担等ヲ考慮シテ周到ナル施設ヲ講ジ義務制実施ノ目的達成ニ万遺憾ナキヲ期セラレタシ。

記

- 一 青年学校ハ国體ノ本義ニ基キ職業及實際生活ニ即シテ皇國青年ヲ鍊成スル教育タルコトヲ本旨トシ之ヲ基トシテ關係法令制度等ヲ整備確立スルコト
- 一 青年学校教育ノ刷新振興ニ付テハ克ク今後ノ青年学校教育ヲ担当スルニ足ルベキ教員ヲ得ルコトヲ切要トスルヲ以テ教員並ニ教員養成ニ付テハ政府ハ十分意ヲ注ギ特ニ左記事項ニ留意スルコト
 - (一) 皇國青年ノ鍊成ニ付十分ナル精神ト能力トヲ有スル教員ノ養成ニ努ムルコト
 - (二) 青年学校教員養成所ノ修業年限ハ三年以上トスルコト但シ差當リ現制ノ儘トシ其ノ内容ヲ改善スルコト

- (三) 青年学校教員養成所長ノ人物銓衡ニ付テハ特ニ留意スルコト
- (四) 工業、商業及水産ヲ担任スル教員ノ養成ニ付テハ固ニ於テ適當ノ施設ヲ為スコト
 - 農業ヲ担任スル教員ノ養成ニ付テモ必要ニ応ジ固ニ於テ適當ノ施設ヲ為スコト
- (五) 道府県立青年学校教員養成所ハ成ルベク之ヲ独立セシムルコト
 - (六) 青年学校教員ノ再教育ニ付適當ノ施設ヲ為スコト
 - (七) 各青年学校ニ漏レナク相当員數ノ専任教員ヲ配置スルコト
 - (八) 青年学校教員ノ待遇ハ概シテ低位ニ在ルヲ以テ之ガ向上ニ努ムルコト
- 一 普通科ノ就学義務ニ付テハ差当リ之ヲ実施スルモ更ニ義務教育年限延長ノ問題ト關聯シテ根本的ニ考究スルコト
- 一 就学ニ關スル義務ヲ履行セシムル方法ニ付テハ社会ノ実情ニ応ジ適當ニ考慮スルコト
- 一 教授及訓練時數ニ付テハ義務トシテ課スベキ最高時數ヲ定ムルコト
- 一 差当リ修身及公民科ニ付国定教科書ヲ編纂スルコト
- 一 青年学校ノ教育及設備ニ付テハ生徒ノ体位向上ヲ図ル様特ニ留意スルコト
- 一 青年学校教育義務制実施ノ趣旨ニ鑑ミ青年ニ対シ普ク教育ノ機会ヲ与フル為就学奨励ニ付テハ十分ナル方策ヲ樹立スルコト
- 一 青年学校ニ対スル指導ニ付テハ從來概シテ不十分ナル憾アルヲ以テ義務制実施ニ伴ヒ其ノ機構ヲ確立シ之ガ徹底ヲ期スルコト
- 一 青年学校教育振興ノ為市町村ニ適當ノ機構ヲ整備スルコト
- 一 女子ニ対シテモ成ルベク速ニ青年学校教育ヲ義務トシ、其ノ教授及訓練期間ハ普通科二年本科二年乃至三年トスルコト

ト
家事及裁縫科ニ付テハ地方ノ実情ニ適応セシムルト共ニ特ニ理科的知識ノ啓培ニ努ムルコト

〔活版印刷、本文四ページ〕

〔別紙〕

男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱

文 部 省

青年学校教育義務制実施ニ関シテハ其ノ範圍等具体的方法ニ付昭和十四年度予算編成ノ際
之ヲ決定スルコトニ閣議決定セラレ居ルモ本要綱ニ於テハ文部省ノ腹案ノ大要ヲ挙示セリ

男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱

- 一 左記各号ノ一ニ該当スル者ヲ除クノ外年齢十二歳ヨリ十九歳迄ノ男子青年ヲ青年学校就学該当者トシ就学該当者ノ保護者（親権ヲ行フ者、親権ヲ行フ者ナキトキハ後見人）ハ之ヲ青年学校ニ就学セシムル義務ヲ負フモノトスルコト

ト

(一) 小学校ニ就学義務アル者又ハ現ニ小学校ニ在学スル者

(二) 現ニ高等学校尋常科、師範学校、中学校及実業学校ニ在学スル者

(三) 中学校第四学年修了者、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ実業学校卒業者、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年ノ実業学校卒業者其ノ他(別表(一)参照)

(四) 陸海軍ノ現役ニ在ル者及陸海軍諸学校ニ在学スル者

二 青年学校ノ就学ノ義務ハ前項各号ニ該当セザルニ至リタルトキヲ以テ其ノ始期トシ青年学校本科ノ課程ヲ終リタルトキヲ以テ其ノ終期トスルコト但シ十九歳ニ達スルモ学年ノ中途ニ在ル者ニ就テハ其ノ学年ノ終ヲ以テ終期トスルコト

三 高等学校尋常科、師範学校、中学校及実業学校ノ半途退学者並ニ尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年又ハ三年ノ実業学校ノ卒業者ノ就学義務ニ就テハ別表(二)ニ依ルコト

學歷ニ依リ編入学セシメ難キ者ハ其ノ年齢及素養ヲ斟酌シテ相当学年ニ編入スルコト

四 文部大臣ノ指定シタル学校ハ青年学校就学ニ関シ中学校又ハ実業学校ニ準ジテ之ヲ取扱フモノトスルコト(別表(三)参照)

五 各種学校及其ノ他ノ施設ニ於テ青年学校ト同等以上ト認定セラレタル課程ノ教育ヲ受クル者ニ就テハ青年学校ニ就学スル義務ヲ免除シ其ノ期間中青年学校ニ就学シタル者トシテ取扱フコト

六 特別ノ學歷又ハ素養ヲ有スル者ニ就テハ課程ノ一部ヲ免除シ得ルコト

七 瘋癲、白痴又ハ病弱其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ就学シ得ザル場合ニ於テハ義務ノ全部若ハ一部ヲ免除シ得ルコト

- 八 教授及訓練期間ハ普通科二年、本科五年（土地ノ情況ニ依リ四年ト為スコトヲ得）トスルコト
- 九 教授及訓練科目並ニ時數ハ現行通りトスルコト（別表(四)参照）
- 十 教授及訓練ハ昼間ニ於テ行フヲ本則トシ土地ノ情況ニ依リ夜間ニ於テモ行フヲ得ルコト但シ午後九時ヲ過グルヲ得ザルコト
- 十一 特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當該青年学校以外ノ学校其ノ他ノ施設ニ於テ課程ノ一部ヲ修得セシムルヲ得ルコト
- 十二 市町村ハ其ノ区域内ノ就学該当者ヲ就学セシムルニ足ルベキ青年学校ヲ設置スル義務アルモノトスルコト
市町村内ニ公立青年学校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ就学スベキ青年学校ヲ指定スルコトヲ得ルコト但シ保護者ハ就学該当者ヲ入学セシメントスル青年学校ヲ選定シテ市町村長ニ申立ツルコトヲ得ルコト
- 十三 商工会議所、農会其ノ他之ニ準ズベキ公共団体及私人ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ青年学校ヲ設置シ得ルコト
就学該当者ヲ私立青年学校ニ入学セシメタル場合ニ於テハ保護者ハ之ヲ市町村長ニ届出ツベキコト
- 十四 雇傭主ハ就学該当者ニ対シ就学スルニ足ルベキ時間ヲ与ヘ且其ノ就学ヲ督促スル義務アルコト
- 十五 貧困ノ為就学困難ナル生徒ノ就学ヲ奨励スル為施設ヲ講ズルコト
- 十六 教科書検定制度ヲ実施スルコト
- 十七 授業料ハ之ヲ徴収スルヲ得ザルコト但シ監督官庁ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ徴収シ得ルコト
- 十八 昭和十三年度及昭和十四年度ニ於テ教員ノ臨時養成ヲ為スコト
昭和十四年度以降ニ於テ教員養成施設ヲ整備拡充シ教員資質ノ向上ヲ図ルコト
- 十九 中央及地方ノ指導監督機關ヲ整備充実にスルコト

二十 青年学校教育義務制ハ昭和十四年度ニ於テ普通科第一年及第二年ニ付、昭和十五年度ニ於テ本科第一年以下ニ付、昭和十六年度以降順次学年ヲ逐ツテ之ヲ実施シ昭和十九年度ニ於テ完成スルコト（別表(五)参照）

別 表

別表(一)

一項(三)号該当者

- 一 高等学校尋常科修了者
- 一 師範学校本科第一部第二学年修了者
- 一 中学校第四学年修了者
- 一 尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ実業学校卒業者
- 一 尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ実業学校ノ第四学年修了者
- 一 高等小学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ実業学校ノ第三学年修了者
- 一 高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年ノ実業学校ノ卒業者
- 一 高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校ノ第二学年修了者
- 一 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

- 一 高等学校高等科入学資格試験規程ニ依ル試験合格者
- 一 実業学校卒業程度検定規程ニ依ル検定合格者
- 一 高等試験令第七条ノ試験合格者
- 一 高等学校高等科学力検定規程ニ依ル検定試験合格者
- 一 小学校本科正教員免許状ヲ有スル者
- 一 尋常小学校本科正教員免許状ヲ有スル者

別表(二)

青年学校編入学一覽

高等小学校	各学校	編入事由		青年学校		青年学校	
半途退学者	修了又ハ卒業者	一年	一年	本	科	一年	二年
		二年	二年				

実 業 学 校 (高小卒入学ノ修業年限三年以上ノモノ)		実 業 学 校 (高小卒入学ノ修業年限一年又ハ二年ノモノ)		実 業 学 校 (高小一年修了入学ノ修業年限四年ノモノ)		実 中 高 等 学 校 尋 常 科 (尋卒入学ノ修業年限四年以上ノモノ)		実 業 学 校 (尋卒入学ノ修業年限二年又ハ三年ノモノ)	
半途退学者	修了又ハ卒業者	半途退学者	修了又ハ卒業者	半途退学者	修了又ハ卒業者	半途退学者	修了又ハ卒業者	半途退学者	修了又ハ卒業者
						一年		一年	
				一年		二年	一年	二年	一年
一年		一年		二年	一年	三年	二年	三年	二年
二年	一年	二年	一年	三年	二年	四年	三年		三年

師 範 学 校	
半 途 退 学 者	修了又ハ卒業者
一 年	
二 年	一 年

備 考 陸海軍諸学校半途退学者ハ其ノ学歴ニ応ジ本表ニ準ジテ取扱フコト

別表(三)

青年学校就学ニ関シ文部大臣ノ指定スベキ学校例

専門学校入学者検定規程第十一条ニ依リ文部大臣ノ指定シタル男子ノ諸学校概ネ之ニ該当ス
例

- 一 学習院中等科
- 一 慶応義塾普通部、高野山中学、同志社中学
- 一 外地及在外ノ中学校、実業学校等

別表(四)

普通科

教授及訓練科目並二時数

修身及公民科	教授及訓練科目					合計
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一一〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一四〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一六〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一六〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二二〇

本科五年

本科四年

普通学	職業科	教練科	合計
五〇	七〇	七〇	二一〇
五〇	七〇	七〇	二一〇
九〇	七〇	一八〇	
九〇	七〇	一八〇	
九〇	七〇	一八〇	

教授及訓練科目	年			
	第一年	第二年	第三年	第四年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇
普通学科	五〇	五〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	九〇
教練科	七〇	七〇	七〇	七〇
合計	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇

備考 本表ノ時数ハ各年ニ於ケル最低時数ヲ示スモノナリ

別表(五)

昭和十四年度ニ於テ普通科ニ就学セシムベキ者

年齢十四歳未満ノ者ニシテ要綱一ノ各号ニ該当セザルモノハ左記ニ依リ昭和十四年度ニ於テ青年学校普通科ニ就学セシムルコト

一 普通科第一年

(一)昭和十四年三月尋常小学校卒業者

(二)昭和十四年度中高等小学校第一学年半途退学者

(三)昭和十四年度中高等学校尋常科、中学校、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル男子実業学校ノ第一学年半途退

学者

二 普通科第二年

(一)昭和十三年三月尋常小学校卒業者

(二)昭和十四年三月普通科第一年修了者

(三)昭和十四年三月高等小学校第一学年修了者

(四)昭和十四年度中高等小学校第二学年半途退学者

(五)昭和十四年三月高等学校尋常科、中学校、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル男子実業学校ノ第一学年修了者

(六)昭和十四年度中前項(五)ノ学校ノ第二学年半途退学者

(七)昭和十四年度中高等小学校第一学年修業程度ヲ以テ入学資格トスル男子実業学校第一学年半途退学者

〔活版印刷、冊子、表紙付本文一七ページ〕

2 国民学校、師範学校および幼稚園に関する件

〔公文雑纂〕昭和十三年 卷二ノ四止 内閣二ノ四止、文書番号八〕

昭和十三年十二月八日

教育審議会総裁 原 嘉 道

公印

内閣総理大臣 公爵 近 衛 文 麿 殿

国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処就中国民学校、師範学校及幼稚園ニ関シ別紙ノ通及答申候也

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚、欄外に「閣甲三七〇」と朱書〕

〔別紙〕

國運未曾有ノ伸張ニ伴ヒ、東亞並ニ世界ニ於ケル我が國ノ地位ト使命トハ愈重大ヲ加フルノ秋ニ當リ、教学ノ本旨ニ則リ、時代ノ要望ニ応ジ、教育ノ内容及制度ヲ全面的ニ刷新センガ為先ツ國民全体ニ對スル基礎教育ヲ刷新シ其ノ拡充整備ヲ図リ、新学制ノ根柢ヲ確立スルト共ニ克ク皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍊成ヲ完カラシムルコト最モ根本ニシテ極メテ緊要ノ国策ナルヲ認ム。依テ茲ニ義務教育ヲ八年トナシ、其ノ内容ニ刷新ヲ加ヘ、皇國ノ道ヲ修練ヲ旨トシテ國民ヲ鍊成シ、國民精神ノ昂揚、知能ノ啓培、体位ノ向上ヲ図リ、産業並ニ国防ノ根基ヲ培養シ、以テ内ニ国力ヲ充實シ外ニ八紘一字ノ肇國精神ヲ顯現スベキ次代ノ大國民ヲ育成センコトヲ期セリ。

凡ソ教育ハ第一ニ教師其ノ人ヲ得ルヲ以テ要諦トス。國民基礎教育義務制ノ刷新整備モ之ヲ要スルニ教員養成制度ヲ一新スルニ非ザレバ所期ノ効果ヲ收ムルコト難シト謂ハザルベカラズ。是ヲ以テ師範学校ノ教育ヲ根本的ニ改メ、皇國ノ道ヲ修練ヲ重ンジ、次代ノ大國民育成ノ重責ニ任ズベキ人物ヲ養成スルヲ旨トシ、其ノ程度ヲ高メ、人材ヲ招致スルノ方途ヲ講ズルト共ニ学校ノ施設ヲ一体トシテ人物鍊成ノ道場タラシメ、克ク皇國ノ世界史的使命ト國民教育ノ重大性トヲ自覺シ、時代ノ先覺タルノ修養ヲ積ミ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ信念ヲ養フヲ要ス。

皇國ノ發展ニ備ヘテ、就学前ニ於ケル幼児ノ身心ノ健全ナル発達ヲ図リ、純良ナル性情ヲ涵養シ、國民育成ノ素地ヲ培フハ極メテ切要ナリ。是レ固ヨリ家庭教育及女子教育等ノ振興ニ俟ツ所多シト雖時勢ノ推移ニ伴ヒ家庭ヲ扶ケテ幼児保育ノ完キヲ期スルノ要愈緊切ナルモノアリ。將來一層幼稚園ノ普及発達ヲ図ルト共ニ其ノ内容ノ整備ヲ期スルハ、國民基礎教育ノ刷新ト相俟ツテ刻下須要ノ時務ナリト謂フベシ。

叙上ノ趣旨ニ依リ左記国民学校ニ関スル要綱、師範学校ニ関スル要綱及幼稚園ニ関スル要綱ヲ審議決定セリ。政府ハ宜シク周到ノ用意ヲ以テ具体的方策ヲ樹テ、速ニ其ノ実現ヲ期スルト共ニ、他面之ニ関スル調査研究並ニ指導監督ノ機関ヲ

整備シ、十分ナル実績ヲ収ムルニカメラレンコトヲ望ム。

記

国民学校ニ関スル要綱

- 一 国民学校ノ修業年限ヲ八年トシ之ヲ義務教育トスルコト
- 二 国民学校ヲ分チテ初等国民学校及高等国民学校トシ、初等国民学校ノ修業年限ヲ六年、高等国民学校ノ修業年限ヲ二年トスルコト
- 三 初等国民学校ノ教科ト高等国民学校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ国民学校トスルコト
保護者ハ兒童六歳ヨリ十四歳ニ至ル迄之ヲ市町村立国民学校ニ就学セシムベキモノトスルコト
- 四 国民学校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ基ツキ国民ノ基礎的鍊成ヲナスモノトスルコト
(一)教育ヲ全般ニ互リテ皇国ノ道ニ帰一セシメ、其ノ修練ヲ重ンジ、各教科ノ分離ヲ避ケテ知識ノ統合ヲ図リ其ノ具体化ニカムルコト
(二)訓練ヲ重ンズルト共ニ教授ノ振作、体位ノ向上、情操ノ醇化ニカヲ用ヒ、大国民ヲ造ルニカムルコト
- 五 国民学校ノ教科ハ前項ノ趣旨ニ從ヒ、之ヲ縦ニ統合シテ別紙記載ノ通トシ、各々其ノ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ一面其ノ特色ヲ發揮セシメ、窮極ニ於テハ是等ノ教科ヲ国民鍊成ノ一途ニ帰セシムルコト
- 六 教育ト生活トノ分離ヲ避ケ国民生活ニ即セシムルヲ以テ旨トシ、高等国民学校ニ於テハ特ニ此ノ点ニ留意シ画一ニ泥マズ克ク其ノ効果ヲ収ムルニカムルコト
- 七 教科書ニ付テハ国民学校教科設定ノ趣旨精神ヲ徹底スルト共ニ内容ノ整備改善ヲ行フ為必要ナル改訂ヲナスコト

- 八 国民学校ノ編制ニ関シテハ其ノ教育ヲ徹底セシムル為特ニ左ノ事項ニ留意スルコト
(一)学級数及一学級ノ児童数ニ付テハ夫々適當ナル制限ヲ設ケ成ルベク其ノ減少ヲ図ルコト
(二)教員組織ニ付テハ一層有資格者ノ充実ニ力ムルコト
(三)二部教授ハ特別ノ事情アル場合ニ限り適當ナル制限ヲ設ケ之ヲ認ムルコト
- 九 身心一体ノ訓練ヲ重視シテ児童ノ養護、鍛鍊ニ関スル施設及制度ヲ整備拡充シ左ノ事項ニ留意スルコト
(一)特ニ都市児童ノ為郊外学園等ノ施設ヲ奨励スルコト
(二)全校体育、学校給食其ノ他ノ鍛鍊養護施設ノ整備拡充ヲ図ルコト
(三)学校衛生職員ニ関スル制度ヲ整備スルコト
- 十 教員ノ保健衛生ニ関シ適切ナル方策ヲ講ジ、特ニ教員保養所其ノ他ノ保健施設ノ整備拡充ヲ図ルコト
- 十一 国民学校正教員ニシテ始メテ教員ノ職ニ就キタル者ニ対シテハ、六箇月ノ試補期間ヲ設ケ、校長ヲシテ教育ノ実務ニ関シ特別ノ指導ヲナサシムルコト
右期間中ト雖正教員タルノ待遇ニ付テハ異ナル取扱ヲナササルモノトスルコト
- 十二 教員ノ地位ヲ向上セシメ国民教育ノ振興ヲ図ル為国民学校教員俸給支弁ノ方法ヲ改メ、教員俸給費ハ国库負担トナスノ建前ノ下ニ適當ナル方策ヲ講ジ速ニ之ガ実現ヲ期スルコト
- 十三 就学奨励施設ノ拡充整備ニ関シ十分ナル方策ヲ講ジ、各種社会法制ニ付適當ナル考慮ヲ加フルト共ニ貧困ニヨル就学ノ猶予及免除ハ之ヲ廃止スルコト
- 十四 精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設並ニ之ガ助成方法ヲ講ズルヤウ考慮シ、特ニ盲聾啞教育ハ国民学校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスルコト

十五 学校ト家庭ト相俟チテ国民学校教育ノ完キヲ期スルニカメ、之ガ為適當ナル施設ノ整備ニ付考慮スルコト

十六 高等国民学校ニ修業年限一年ノ特修科ヲ置クコトヲ得ルモノトシ、実業其ノ他地方ノ事情ニ適切ナル教育ヲナスヲ得シムルコト

十七 国民学校制度実施ノ上ハ青年学校普通科ハ之ヲ廃止スルコト

十八 国民学校制度実施ニ際シテハ現ニ教員ノ職ニ在ル者ニ対シ国民学校教育ノ精神ヲ徹底セシムル為必要ナル再教育ノ施設ヲ行フコト

初等国民学校教科

一 初等国民学校ノ教科ハ左ノ四教科トナスコト

国民科 修身(礼法ヲ含ム)・国語・国史・地理

理数科 算数・理科

体錬科 武道・体操(教練、遊戯及競技、衛生ヲ含ム)

芸能科 音楽・習字・図画・作業・裁縫(女)

備考

(一) 国民科ハ第四学年以下ニ在リテハ修身・国語トシ、修身教材、国語教材ノ外、国史教材、国土教材、東亞及世界教材ヲ配スルコト

(二) 理数科ノ理科ハ第三学年以下ニ在リテハ自然界ノ事物現象ノ觀察トスルコト

(三) 体錬科ノ武道ハ第五学年以上ノ男子ニ之ヲ課シ、女子ニ在リテモ之ヲ課スルコトヲ得ルコト

(四) 芸能科ノ作業ハ第四学年以下ニ在リテハ主トシテ手工トスルコト

裁縫(女) ハ第四学年以上ニ於テ課スルコト

(五) 行事ヲ重視シ出来得ル限り之ヲ組織化スルコト

(六) 各教科ニ互リ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 東亜及世界

ロ 国防

ハ 郷土

二 第一学年、第二学年ニ付テハ周到ナル監督ノ下ニ全部又ハ一部ノ教科ノ綜合教授ヲナスコトヲ認ムルコト

高等国民学校教科

一 高等国民学校ノ教科ハ左ノ五教科トナスコト

国民科 修身(礼法ヲ含ム)・国語・国史・地理

実業科 農業・工業・商業・水産ノ一科目又ハ数科目

理数科 算数・理科

体錬科 武道・体操(教練、遊戯及競技、衛生ヲ含ム)

芸能科 音楽・習字・図画・作業・家事(女)・裁縫(女)

備考

(一) 実業科ニ於テ農業ヲ課セザル場合ハ毎週適當ナル時数ヲ農耕的戸外作業ニ充ツルヲ建前トスルコト

(二) 体鍊科ノ武道ハ女子ニ在リテモ之ヲ課スルコトヲ得ルコト

(三) 行事ヲ重視シ出来得ル限り之ヲ組織化スルコト

(四) 職業指導ニ付考慮スルコト

(五) 各教科ニ互リ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 東亞及世界

ロ 国防

ハ 公民

ニ 郷土

二 各教科ノ科目ニ付テハ前掲ノ外、地方ノ実情ニ応ズルヤウ外国語其ノ他ヲ加設科目トシ又ハ之ヲ随意科目トスル等適切ナル方法ヲ講ズルコト

師範学校ニ関スル要綱

一 師範学校ハ道府県立トシ、国民学校ノ教員ヲ養成スル所トスルコト

二 師範学校ノ修業年限ハ三年トシ、中等学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスルコト

三 道府県ハ高等国民学校卒業業者ニ対シテモ適當ナル教育施設ヲナシ、師範学校入学ノ途ヲ開クコト

四 師範学校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ依リ教育者タルベキ人物ヲ鍊成スルコト

(一) 皇国ノ道ノ修練ヲ重ンジ、実践躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積マシムルヲ旨トスルコト

(二) 勤勞ニ依ル身心一体ノ訓練ヲ重ンジ、学識ノ深化、体位ノ向上、情操ノ醇化ニカメ、東亞並ニ世界ニ於ケル皇

五 國ノ使命ヲ体得シテ克ク大国民鍊成ノ重責ニ任ズベキ識見実力ヲ養ハシムルコト

五 師範学校ノ教科ハ別紙記載ノ通トシ、教科統合ノ精神ノ中ニ克ク各科目ノ特色ヲ發揮セシメ、系統的分科の知識ヲ養ハシムルコト

六 各教科ヲ統合シ知識ノ本質的統一ト其ノ行の發展ヲ図ル為特ニ修道ノ方法施設ヲ講ジ、講堂、教室、寮舎其ノ他ノ施設ヲ一体トシテ教育ノ具体的効果ヲ収ムルニカムルコト

七 師範学校ノ教科書ニ付テハ標準教科書ノ制度ヲ一層拡充スルコト

八 生徒ハ凡テ之ヲ寮舎ニ入寮セシメ、校長以下職員挙ゲテ其ノ教育ニ当リ、特ニ左ノ点ニ留意シテ講堂、教室等ニ於ケル教育ト一体タラシメ以テ教育ノ全一的效果ヲ収ムルコト

(一)寮舎ニ於テハ修養訓練ヲ重ンジ、一層学校教育ニ於ケル寮舎ノ真義ヲ發揚セシムルコト

(二)寮舎ノ設備並ニ寮舎生活ニ付テハ団体的修練ヲ重ンズルト共ニ力メテ家庭的情味ヲ持タシムルヤウ考慮スルコト

(三)寮主監及寮監若干名ヲ置キ、寮主監ハ教頭又ハ教授、寮監ハ教授ヲシテ兼ネシムルコト

九 附属国民学校及附属幼稚園ハ師範学校教育ノ成素タラシメ、職員組織等ニ付テモ適當ナル方法ヲ講ジ、本校ト一体トナリテ其ノ使命ヲ發揚セシメ特ニ研究機能ノ振興ヲ図ルコト

十 校友会其ノ他ニ於テ行ハル、体育的、文化的施設等ハ校長指導ノ下ニ適正ニ其ノ整備充実ヲ図リ、講堂、教室、寮舎等ニ於ケル教育ト併セテ師範学校ノ教育的要素トシテ採入ル、コト

十一 行事及集団勤勞施設ヲ重視シ其ノ整備ヲ図ルコト

十二 師範学校教員ニ付左ノ施設ヲ講ジ斯教育刷新ノ趣旨達成ニカムルコト

(一)師範学校教員ニ対シ再教育ノ方法ヲ講ズルコト

(二)校長指導ノ下ニ教員全体ガ常時教育ニ関スル研究協議ヲナス組織ヲ設クルコト

(三)師範学校教員ノ養成ニ付テハ十分ナル方法ヲ講ジ、専門的知識ト共ニ一般的教養ヲ深カラシメ又之ヲ統一スル
修練ヲ積マシムルコト

十三 修道、寮舎ニ於ケル教育、其ノ他校務ニ関シ校長ヲ輔佐セシムル為教頭ヲ置クコト

十四 師範学校ノ教員数ハ、教科並ニ教授時数ノミナラズ師範学校教育ノ趣旨達成ヲ考慮シテ一学級ニ付少クトモ二人半ヲ下ラザルコト、シ、九学級未滿ノ学校ニ在リテハ更ニ二人ヲ加フルコト

十五 師範学校長ハ勅任又ハ奏任、教頭及寮主監ハ奏任、教授及寮監ハ奏任官待遇、助教ハ判任官待遇トスルコト

十六 国民学校教育ノ重要性ニ鑑ミ、師範学校入学者選抜ニ付テハ学力ト共ニ特ニ人物及健康ニ留意スルコト

十七 国民学校教育ノ本旨ニ鑑ミ、教員ノ養成ハ公費ヲ以テスル建前トシ、師範学校生徒ノ学資ハ国库ニ於テ之ヲ負担スルコト

十八 師範学校卒業者ハ一定期間、国民学校ノ教員ノ職ニ従事スル義務ヲ有スルコト

十九 師範学校生徒ノ定員ニ付テハ、凡ソ現在ニ於ケル小学校教員男子ニ対シ女子一ノ割合ヲ保持セシムルコトヲ目標トシテ、地方ノ実情ヲ参酌シ適當ニ之ヲ定ムルコト

二十 国民学校教員ノ教養ヲ完カラシメ、国家ノ進運ニ適應セシムル為国民学校教員ノ再教育ニ関スル恒久的の制度ヲ確立シ、教員ヲシテ凡ソ五年毎ニ相当期間ニ互リ研修ヲナサシムルコト

二十一 国民学校教員ノ待遇ニ関シテハ特ニ左ノ事項ニ留意スルコト

(一)国民学校教員ノ俸給ニ関スル規定ヲ改ムルト共ニ適當ニ俸給額ノ増加ヲ図ルコト

(二) 国民学校校長及教員ノ官等、叙位、叙勲等ノ身分上ノ待遇ニ付一層優遇ノ途ヲ講ズルコト
(三) 附属国民学校ノ教員ニ付テモ前各号ニ準ジ優遇ノ途ヲ講ズルコト

(四) 国民学校教員年功加俸ノ支給方法ニ付テハ公立中等学校職員ト同様ノ取扱ヲナスコト

(五) 師範学校卒業生ニハ中等学校第二学年以下ノ教授ヲ担任シ得ルノ資格ヲモ認ムルコト

二十二 師範学校ノ設置及維持ニ要スル費用ハ北海道地方費及府県ノ負担トスルコト

二十三 師範学校長及教頭ノ俸給ハ国庫ノ支弁トシ、其ノ他ノ教員ノ俸給ハ其ノ半額ヲ国庫ヨリ補助スルコト

師範学校教科

一 師範学校ノ教科ハ左ノ六又ハ七教科トナスコト

国民科 修身(礼法ヲ含ム)・公民科・哲学(論理ヲ含ム)・国語漢文・歴史・地理

教育科 心理・教育

理数科 数学・理科

実業科 農業・工業・商業・水産ノ一科目又ハ数科目

家政科(女) 家事・裁縫

体錬科 武道・教練・体操(遊戯及競技ヲ含ム)・衛生

芸能科 音楽・書道・図画・作業

備考

(一) 修道ハ適當ニ教授時数ノ内外ニ互リテ之ヲ行フコト

(二)各教科ニ互リ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 東亜及世界

ロ 国防

ハ 職業指導

ニ 地方研究

ホ 宗教

(三)実業科ニ於テ工業・商業・水産ノ一科目又ハ数科目ヲ課スル場合ト雖適當ノ時數農業ヲ課スルコト

(四)教育実習ハ相当長期ニ互リテ之ヲ施シ、単ニ附屬ノ国民学校ニ於テ実習スルノミナラズ市町村立国民学校ニ委託シテ之ヲ行フコト

(五)前掲各教科ヲ必修セシムルト共ニ、更ニ其ノ中特定ノ科目ヲ選択履修セシムルコト

外国語ハ選択履修セシムベキ科目中ニ加フルコト

茶道及華道(女)ハ選択履修セシムベキ科目中ニ加フルヲ得ルコト

幼稚園ニ関スル要綱

一 幼稚園ノ設置ニ付一層奨励ヲ加フルト共ニ特別ノ必要アル場合ハ簡易ナル幼稚園ノ施設ヲモ認ムルコト

二 幼児ノ保育ニ付テハ特ニ其ノ保健並ニ躰ヲ重視シテ之ガ刷新ヲ図ルコト

三 保姆ニ付テハ其ノ養成機関ノ整備拡充ニカムルト共ニ其ノ待遇改善ヲ図ルコト

四 幼稚園ト家庭トノ關係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニ依リ家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ、併セテ幼稚園ノ社会

教育的機能ノ發揮ニカメシムルコト

〔活版印刷、本文二一ページ〕

3 中等教育に関する件

〔公文雜纂〕昭和十四年 卷三ノ二止 内閣三ノ二止、文書番号十七

昭和十四年九月十四日

教育審議会總裁 原 嘉 道

公印

内閣總理大臣 阿 部 信 行 殿

中等教育ニ関スル件答申

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処就中中等教育ニ関シ審議ノ結果別紙ノ通中等学校ニ関スル要綱及高等学校ニ関スル要綱及答申候也

〔別紙〕

我が国運未曾有ノ興隆ニ伴ヒ、東亞新秩序建設ノ功着々トシテ進ミ、皇国ノ地位使命愈々重大ヲ加フルノ秋、中等学校教育、高等学校教育ヲ刷新シテ克ク国運負荷ノ任ニ堪フベキ人物鍊成ノ実ヲ挙グルハ喫緊ノ要務タリ。

中等学校教育ニ付テハ、本会ガ曩ニ答申ニ及ビタル国民学校ノ教育ヲ基礎トシ、更ニ之ヲ進展拡充シ、教学ノ本義ニ則リ皇国ノ道ヲ修メシメ、各其ノ分ヲ尽シテ皇運ヲ輔翼シ奉ルベキ中堅有為ノ国民鍊成ヲ完ウセントス。之ガ為從來ノ中学校、実業学校及高等女学校ヲ合シテ中等学校ト為シ、其ノ目的ヲ明確ニスルト共ニ教科ノ統合ヲ図リ、実践鍛鍊ヲ重視シテ人物ノ鍊成ニ帰一セシメ、国民精神ノ昂揚、学識ノ深化、識見ノ長養、体位ノ向上ニ力メ、以テ斯教育ヲシテ国民生活ノ分野ニ即応シテ中堅国民タルノ材幹ヲ養成スルニ遺憾ナカラシメンコトヲ期セリ。

更ニ高等学校教育ニ付テハ、教学ノ本義ニ則リ皇国ノ道ヲ修メシメ、精深ナル高等普通教育ヲ為シ、我が国ノ使命ヲ体得シ、延イテ国家枢要ノ人物タルニ必要ナル大学教育ノ基礎ヲ完ウセントス。之ガ為教養ヲ博洽深化シ、身心鍛鍊ノ効ヲ積ミ、気魄ヲ雄渾ニシ、国家ノ重キニ任ズルノ意氣ヲ壮ニシ、将来ニ於ケル指導的地歩ヲ自覚セシメ、国家重大ノ世局ヲ担当スルニ足ルベキ人物ヲ鍊成センコトヲ期セリ。

叙上ノ趣旨ニ依リ、左記ノ中等学校ニ関スル要綱並ニ高等学校ニ関スル要綱ヲ審議決定セリ。政府ハ宜シク周到ノ用意ヲ以テ具体的方策ヲ立テ、速ニ其ノ実現ヲ期スルト共ニ他面之ニ関スル調査研究、指導監督ノ機関ヲ整備シ、十分ナル実績ヲ収ムルニ力メラレムコトヲ望ム。

記

中等学校ニ関スル要綱

一 中等学校ハ国民学校教育ノ基礎ノ上ニ完成教育トシテ皇国ノ道ヲ修メシメ国家有為ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トスルコト

二 中等学校ハ之ヲ中学校、実業学校及女子中学校ニ分ツコト

三 中等学校ノ教育ハ左ノ点ヲ重視シテ之ヲ行フコト

(一) 国体ノ本義ニ則リ国民性格ヲ陶冶シ各々其ノ分ヲ尽シ皇運ヲ輔翼シ奉ルベキ国民ヲ鍊成スルコト

(二) 東亞並ニ世界ニ於ケル皇国ノ使命ヲ負荷スルニ足ル大国民ヲラシムルコト

(三) 系統的分科の知識ヲ養フト共ニ知識ヲ統合シ学識ノ長養、識見ノ向上ヲ図ルコト

(四) 理科教育ヲ振興シ創造、活用ノ材幹ヲ啓培スルコト

(五) 実践鍛錬ヲ重ンジ質実剛健、勤勞愛好ノ氣風ヲ作興スルコト

(六) 体育ヲ重ンジ健康ヲ増進シ体位ノ向上ニ力ムルコト

(七) 実験、実習ヲ重ンジ知識ヲ具体化スルト共ニ身心鍛錬ニ資スルコト

(八) 女子ニ在リテハ母性ノ存養、婦徳ノ涵養ニ力ムルコト

四 中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為シ其ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ五年トシ高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ三年トスルヲ認ムルコト

五 夜間中学校ノ制ヲ設ケ其ノ修業年限ハ之ヲ四年トシ高等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスルコト

六 中学校ノ予科ハ之ヲ廃止スルコト

七 中学校ノ教科ハ別紙ノ通トスルコト

八 実業学校ハ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為シ其ノ種類ヲ農業学校（獣医学校ヲ含ム）、工業学校、商業学校、商船学校、水産学校、拓殖学校及職業学校ト為スコト

九 実業学校ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ三年乃至五年、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ二年乃至三年トスルコト但シ学校ノ種類、学科、土地ノ情況等ニ応ジテ修業年限ヲ延長スルヲ得ルコト

十 夜間実業学校ノ入学資格ハ高等国民学校卒業程度トスルコト

夜間実業学校ノ修業年限ハ其ノ卒業者ヲシテ同一修業年限ノ昼間実業学校ノ卒業者ト同一ノ上級学校入学資格其ノ他ノ資格ヲ得シメントスル場合ニ於テハ一年ヲ延長スルヲ要スルコト

十一 実業学校ノ教科ハ別紙ノ通トスルコト

十二 実業学校ノ施設ニ付テハ産業ノ実情ニ即応セシムルト共ニ産業界、教育界ノ緊密ナル連繫ヲ図ル為必要ナル方策ヲ講ズルコト

十三 女子中学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為シ其ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ五年、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ三年トスルコト但シ当分ノ間初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限四年ノモノヲ認ムルコト現ニ高等小学校ニ附設シアル修業年限二年ノ実科高等女学校ハ之ヲ女子中学校トシ当分ノ間之ヲ認ムルコト

十四 女子中学校ニ専攻科ヲ設クルヲ得ルコト、シ高等女学校高等科、専攻科及補習科ハ之ヲ廃止スルコト

専攻科ノ修業年限ハ修業年限五年又ハ三年ノ女子中学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ一年乃至二年、修業年限四年又ハ二年ノ女子中学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ一年乃至三年トスルコト

十五 実科高等女学校ハ其ノ名称ヲ廃止シ女子中学校トスルコト

十六 夜間女子中学校ノ制ヲ設ケ其ノ修業年限ハ之ヲ四年トシ高等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスルコト

十七 女子中学校ノ教科ハ別紙ノ通トスルコト

十八 初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年又ハ四年ノ中等学校ニ在リテハ第二学年以下ニ於テ相互転校ノ途ヲ開クコト

十九 中学校及女子中学校ノ実業科ニ付テハ各学校ニ少クトモ一人ノ専任教員ヲ置クコト、シ尚当該教員ノ担任以外ノ実業ニ関スル科目ニ付生徒ノ志望アル場合ヲ考慮シテ教員ノ学校相互間兼担ノ制ヲ設ケ且施設ノ相互利用ヲ図ルコト

二十 中等学校ノ教科書ニ付テハ検定制度ノ整備ヲ図リ修身公民、歴史等ノ教科書ニ付テハ文部省ニ於テモ之ヲ編纂スルコト

二十一 中等学校ノ教育ヲ徹底セシムル為学級数及一学級ノ生徒数ニ付夫々適當ナル制限ヲ設ケ其ノ減少ヲ図ルコト

二十二 中等学校ノ教科内容ヲ整理刷新シ知の学科ノ教授ハ概ネ午前中ニ止ムルノ方針ヲ採ルコト

二十三 各教科ヲ統合シ知識ヲ具体化シ其ノ行的發展ヲ図ル為左ノ事項ヲ行フコト

(一)課程編制、教授法ノ整理刷新、休暇ノ善用等ヲ考慮スルト共ニ体錬科、実験、実習、行事、集団勤労、防空其ノ他ノ団体的訓練施設ヲ整備シ実践鍛錬ノ教育ヲ組織化スルコト

(二)寮舎ノ設備ヲ奨励シ在学中ノ一定期間入寮セシメ学校長以下職員ヲ挙ゲテ其ノ教育ニ当リ特ニ修養訓練、団体

的訓練ヲ重視シテ教育ノ全一的效果ヲ収ムルコト

(三)道場、学校園、特別農場、廠舎、家庭寮等ノ施設ヲ学校、道府県単位ニ整備スル外、全国中適當ナル地区、外地、又ハ船舶ニ依リ海洋等ニ於テモ適當ナル鍛鍊施設ヲ考慮スルコト

二十四 学校長ハ教員ヲ指導シテ生徒ノ全生活ヲ通ジ教授訓育ノ徹底ヲ図リ各教科ノ統合聯絡其ノ他中等学校教育ノ目的達成ニカムルコト

二十五 中等学校教員ニ付左ノ事項ヲ考慮スルコト

(一)中等学校長及教員ノ待遇ヲ向上シ官等、叙位、叙勲等ノ身分上ノ待遇ニ付一層優遇ノ途ヲ講ズルコト

(二)中学校及女子中学校ノ教員數ニ付テハ鍛鍊教育ノ組織化其ノ他学校教育ノ徹底ヲ図ル為相當數ノ増員ヲ為スコト

(三)実業学校ノ教員編制ニ付テハ学校教育ト産業界ノ實際、学科ト実践、実習トノ聯関等ヲ考慮シテ適當ナル教員定數ノ制ヲ設ケ其ノ充實ヲ図ルコト

二十六 中等学校ノ経営並ニ教育内容ニ関シ一層周到ナル指導監督ヲ為シ学校間ニ差等ナカラシメンコトヲ期シ特ニ私立学校ニ対シテハ必要ナル助成ヲ為シ其ノ充實ヲ図ルコト

二十七 中等学校ノ新設、擴張、整理等ニ付テハ国民学校卒業者ノ動向、上級学校ノ施設、産業ノ情況、国民ノ職業配分、卒業者ニ対スル社会ノ需要、地方ノ実情等ヲ考慮スルコト

中学校教科

一 中学校ノ教科ハ左ノ六教科ト為スコト

国民科 修身公民（礼法ヲ含ム）・国語漢文・歴史・地理

理数科 数学・理科

体錬科 武道・教練・体操（遊戯及競技ヲ含ム）・衛生

芸能科 音楽・書道・図画・工作

外国語科 英語・独語又ハ仏語

支那語ヲ加フルコトヲ得

実業科 農業・工業・商業・水産其ノ他ノ職業ノ一科目又ハ数科目

演習

備考

(一)基本科目、増課科目ノ制ヲ設ケ土地ノ情況、生徒ノ志望等ニ依リ適切ナル課程ヲ編制スルヲ得シムルコト

(二)各教科ニ互リ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 敬神崇祖

ロ 東亞及世界

ハ 国防

(三)実業科ニ於テ農業ヲ課セザル場合ハ適當時數農耕的戸外作業ヲ課スルヲ建前トスルコト

(四)第一種、第二種課程ノ編制ハ之ヲ廃止スルコト

実業学校教科

一 実業学校ノ教科ハ左ノ六又ハ七教科トナスコト

国民科 修身公民（礼法ヲ含ム）・国語（漢文ヲ含ム）・歴史・地理

農業

工業

商業

商船

水産

拓殖

其ノ他職業ニ関スル教科

同教科ニ属スル各学科目

家政科 家事・裁縫（手芸ヲ含ム）

理科 数学・理科

体錬科 武道・教練・体操（遊戯及競技ヲ含ム）・衛生

芸能科 音楽・書道・図画

外国語科 英語・支那語・独語・仏語・西語・露西語又ハ其ノ他ノ外国語

支那語ハ他ノ外国語ト併課スルコトヲ得

実験・実習・実践

備考

(一) 実業ニ関スル教科ハ一科若ハ教科ヲ課シ又ハ適宜分合シテ教科ヲ設クルヲ得ルコト

(二) 各教科ニ互リ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 敬神崇祖

ロ 東亞及世界

ハ 国防

(三) 農業学校以外ノ実業学校ニ於テハ適當ナル時數農耕的戸外作業ヲ課スルヲ建前トスルコト

(四) 外国語科ハ商業学校、商船学校、拓殖学校及其ノ他ノ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年以上ノ

実業学校、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校ヲ除クノ外之ヲ欠キ又ハ随意科目

ト為シ得ルコト

(五) 家事・裁縫ヲ実業ニ関スル教科トシテ置キタル場合ハ家政科ハ之ヲ欠クコト

(六) 女子ニ在リテハ芸能科ニ於テ茶道、華道ヲ加設スルヲ得ルコト

二 実業学科ト基礎学科トノ聯関ヲ考究スルコト

三 実習ト学科トノ有機的聯関ヲ図ルコト

女子中学校教科

一 女子中学校ノ教科ハ左ノ七教科ト為スコト

国民科 修身公民(礼法ヲ含ム)・国語(漢文ヲ含ム)・歴史・地理

家政科 家事・裁縫（手芸ヲ含ム）

理数科 数学・理科

体鍊科 体操（遊戯及競技ヲ含ム）・教練・武道・衛生

芸能科 音楽・書道・図画

外国語科 英語・独語又ハ仏語

支那語ヲ加フルコトヲ得

実業科 農業・工業・商業・水産其ノ他ノ職業ノ一科目又ハ数科目

演習

備考

(一)基本科目、増課科目ノ制ヲ設ケ土地ノ情況、生徒ノ志望等ニ依リ適切ナル課程ヲ編制スルヲ得シムルコト

(二)各教科ニ互リ婦徳ノ涵養ニカムルト共ニ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 敬神崇祖

ロ 東亞及世界

ハ 国防

(三)家政科ハ基本科目中ニ於テ之ヲ重視スルコト

(四)家政科ニ於テ教育、手芸ヲ、芸能科ニ於テ茶道、華道ヲ加設スルヲ得ルコト

(五)家政科ノ教育ニ付テハ幼稚園、託児所等トノ聯絡ヲ図ルコト

(六)理数科ト家政科トハ相互ニ聯関スルヤウ特ニ留意スルコト

(七)実業科ハ之ヲ欠キ又ハ随意科目ト為シ得ルコト

(八)実業科ヲ欠キ又ハ随意科目ト為ス場合若ハ実業科ニ於テ農業ヲ課セザル場合ハ適當ノ時数農耕的ノ戶外作業ヲ課スルヲ建前トスルコト

(九)外国語科ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年ノ女子中学校及高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限三年ノ女子中学校ニ於テハ正科トシ其ノ他ノ女子中学校ニ於テハ之ヲ欠キ又ハ随意科目トナシ得ルコト

高等学校ニ関スル要綱

一 高等学校ハ男子ニ対シテ皇国ノ道ヲ修メシメ精深ナル高等普通教育ヲ為シ国家有為ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トスルコト

二 高等学校ノ修業年限ハ三年トシ特別ノ場合ニ限り七年制高等学校ヲモ認ムルコト

三 高等学校ニ入学スルヲ得ル者ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年以上ノ男子中等学校卒業業者、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限三年以上ノ男子中等学校卒業業者又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認めラル、者トスルコト但シ中学校第四学年修了者ニシテ人物、学力、体位特ニ優秀ナル者ニ対シ当該中学校長ガ許可シタル場合ハ高等学校ヘ入学スルヲ得ル者トスルコト

四 高等学校ニ於テ選抜考査ヲ行フ場合ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年ノ中学校卒業程度ニ依ルコト

五 高等学校ノ教育ハ左ノ点ヲ重視シテ之ヲ行フコト

(一) 皇國ノ道ヲ修メ東亞並ニ世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ体得シ質実剛健、自重自恃克ク國家ノ重キニ任ズベキ材幹ヲ鍊成スルコト

(二) 一般教養ヲ長ジ大學教育ニ必要ナル基礎的知識ヲ重ンジ究學心ノ作興、識見ノ向上ヲ図ルコト

(三) 身心一体ノ鍛鍊ヲ重ンジ修文練武ニ力メ高邁闊達ノ氣宇ヲ涵養シ強健ナル體軀ヲ練磨スルコト

六 高等學校ハ之ヲ文科、理科ニ分ツコト

理科ハ第三學年ニ於テ之ヲ二部ニ分チ其ノ一ハ理學工學系統、其ノ二ハ生物學系統ト為スコト

七 專攻科及予科ハ之ヲ廃止スルコト

八 高等學校ノ教科ハ別紙ノ通トスルコト

九 七年制高等學校ニ在リテハ尋常科、高等科ノ別ヲ廃止シ中學校及三年制高等學校ノ兩教科ヲ斟酌シ一貫シテ其ノ教科ヲ定ムルコト

第五學年ヨリ之ヲ文科、理科ニ分ツコト

理科ハ第七學年ニ於テ之ヲ二部ニ分チ其ノ一ハ理學工學系統、其ノ二ハ生物學系統ト為スコト

十 教科内容ヲ整理刷新シ知的學科ノ教授ハ概ネ午前中ニ止ムルノ方針ヲ採ルコト

十一 學校長以下職員擧ゲテ生徒ノ全生活ヲ通ジ其ノ教導ニ當リ教育ノ効果ヲ収ムルニ力ムルコト

十二 寮舎ヲ整備シ生徒ハ凡テ之ヲ入寮セシムルノ建前ト為シ團體訓練、自律自修ヲ重ンジ教室、講堂ノ教育ト一体ヲシムルニ力ムルコト

十三 図書館、指導研究室及實驗室ヲ整備スルト共ニ之ガ活用ヲ工夫シ師弟相携ヘテ生徒ノ自發的研究ヲ指導シ究學ノ風尚ヲ興スコト

十四 校友会其ノ他ニ於テ行ハル、体育的、文化的施設等ハ学校長指導ノ下ニ其ノ整備充実ヲ図リ学校教育ノ要素ニ採
リ入ル、コト

十五 修養道場、学校農圃等ヲ整備スルト共ニ外地ニ於ケル見学鍛錬ノ施設ヲ講ズルコト

十六 学校ニ於ケル凡テノ施設ヲ一体トシ教育ノ全一的効果ヲ収ムル為左ノ事項ヲ行フコト

(一) 教頭ヲ置キ学校長ヲ輔佐シテ教授訓練ノ統一ニ当ラシムルコト

(二) 寮主監及寮監若干名ヲ置キ寮舎ニ於ケル教育ニ当ラシムルコト、シ寮主監ハ教頭又ハ教授、寮監ハ教授ヲ以テ兼
ネシムルコト

(三) 学校長指導ノ下ニ教授全員ガ常時各科ノ聯絡統合ヲ図リ其ノ他高等学校教育ノ振興ニ関スル研究協議ヲ為ス組織
ヲ設クルコト

(四) 修養鍛錬ニ関スル各種ノ施設ハ之ヲ組織化スルコト

十七 女子ニ関シテ女子高等学校ノ制ヲ認メ其ノ内容等ハ大体ニ於テ男子高等学校ニ準ズルコト

高等学校教科

一 高等学校文科ノ教科ハ左ノ四教科ト為スコト

国 民 科 修身・哲学（論理ヲ含ム）・心理・国語・漢文・歴史・地理・法制経済

数学及自然科学 数学・自然科学概説

外国語科 英語・独語又ハ仏語

体 鍊 科 武道・教練・体操（競技ヲ含ム）・勤勞作業

演習

備考

- (一) 法制經濟ノ内容ヲ改善シ我が国民ノ政治生活、經濟生活ノ組織及内容ヲ会得セシメ且社会学ノ一斑ヲ授クルコト
- (二) 外国語ハ二ヶ国語ヲ第一外国語、第二外国語トシテ必修セシムルコト、シ支那語ハ加設科目ト為スヲ得ルコト
- (三) 各教科ニ互リ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 敬神崇祖

ロ 東亞及世界

ハ 国防

ニ 芸術

二 高等学校理科ノ教科ハ左ノ五教科ト為スコト

国民科 修身・哲学概説・心理・国語・漢文・歴史・法制經濟

数学及自然科 数学・物理・化学・鉱物地質・生物

製図科 製図(測量ヲ含ム)

外国語科 英語・独語又ハ仏語

体錬科 武道・教練・体操(競技ヲ含ム)・勤勞作業

演習

備考

(一) 法制經濟ノ内容ヲ改善シ我が国民ノ政治生活、經濟生活ノ組織及内容ヲ会得セシメ且社会学ノ一斑ヲ授クルコト

(二) 外国語ハ二ヶ国語ヲ第一外国語、第二外国語トシテ必修セシムルコト、シ支那語ハ加設科目ト為スヲ得ルコト
(三) 各教科ニ互リ左ノ事項ニ関スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 敬神崇祖

ロ 東亞及世界

ハ 国防

ニ 芸術

(活版印刷、本文二五ページ)

4 高等教育に関する件

〔公文雑纂〕昭和十五年 卷三 内閣、文書番号十二

昭和十五年九月十九日

教育審議会総裁 男爵 鈴木 貫 太郎

公印

内閣総理大臣 公爵 近衛 文 麿 殿

高等教育ニ関スル件答申

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処就中高等教育ニ関シ審議ノ結果別紙ノ通大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及檢定ニ関スル要綱及答申候也

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚、欄外に「閣甲二九二」と朱書〕

〔別紙〕

大学及専門学校ノ国家ニ負ヘル教育的、文化的使命ノ極メテ大ナルモノアルハ勿論、未曾有ノ歴史の世局ニ際会シテ其ノ使命倍々重キヲ加フルノ秋ニ当リ、之ガ内容及制度ヲ刷新シ政治、經濟、産業、文化等ノ各方面ニ互リ、夫々ノ立場ニ於テ国家ノ須要ニ応ズル人材ノ育成、學術ノ研究ニ当ラシメ、來ルベキ時代ニ於ケル任務ヲ完ウセシムルハ蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂フベシ。

大学ハ国家ノ最高学府トシテ、其ノ地位ノ重要ナルニ鑑ミ、之ガ刷新振興ニ関シテハ特ニ深く意ヲ用ヒ、我が国教學ノ本義ニ則リ、時代ノ進運ニ応ジテ、必要ナル学部、学科等ノ拡充整備ヲ図ルト共ニ女子大学ノ創設ヲモ認メ、人格、識見卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ弥々學術報國ノ精神ヲ昂揚シ、研究施設ヲ整備シテ、学界未踏ノ領域ヲ開拓スルト共ニ研學、修養鍛鍊ノ施設ヲ充實シテ人物ノ鍊成ニ力メ、以テ克ク我が国學術、文化ノ創造発展ト国家有為ノ指導的人材育成ノ実ヲ挙げ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ヒ、東亜及世界ノ進運ニ寄与センコトヲ要ス。

専門学校ハ中等学校教育ノ基礎ノ上ニ専門ノ學術技芸ヲ教授スル所トシ、大学ト相俟ツテ其ノ国家ニ負フ使命亦大ナルモノアルニ鑑ミ、我が国教學ノ本義ニ則リ、東亜及世界ニ於ケル皇國ノ使命ニ即シテ、国家ニ須要ナル各般ノ専門学校就

中産業ニ関スル専門学校ヲ拡充整備シ、又芸術教育ノ振興ヲ図リ、人格、識見卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラス研学、修養鍛錬ニ関スル施設ヲ整備シ、研究施設ノ充実に力メ、真ニ国家有為ノ指導の人材ヲ鍊成シ、我が国産業、文化ノ進展ニ貢献シ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ハンコトヲ要ス。

曩ニ答申セル中等学校、高等学校及師範学校ニ関スル教育ノ刷新モ、蓋シ教員ニ其ノ人ヲ得ルニ非レバ、所期ノ成果ヲ取ムルコト難シト謂ハザルベカラズ。此ニ於テ是等教員ノ養成及検定ニ関スル制度ニ根本的再検討ヲ加ヘ、高等学校教員、師範学校教員ハ固ヨリ、中等学校教員モ亦大学卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則トシ、広く社会各方面ヨリ適材ヲ求ムルノ制ヲ樹ツルト共ニ我が国教学ノ本義ニ則リ、時代ノ要望ニ応ジテ、之ガ養成及検定ノ内容ヲ一新シ、人格、識見共ニ先覺タリ先達タルノ修養ヲ積マシムルノミナラス新ニ教員試補制ヲ創設シテ教育者タルノ修練ニ徹セシムルノ方途ヲ講ジ、特ニ国民鍊成ノ時代的重要性ヲ自覺シ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ鞏キ信念ヲ有スル人物ヲ養成センコトヲ要ス。

叙上ノ趣旨ニ依リ、左記大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱ヲ審議決定セリ。政府ハ宜シク毅然タル決意ト周到ナル用意トヲ以テ、速カニ之ガ実施ニ関スル具体的方策ヲ樹テ、必要ナル經費ハ之ヲ支出シ、其ノ実現ヲ期スルト共ニ他面之ニ関スル調査研究並ニ必要ナル指導監督ノ機関ヲ整備シ、所期ノ実績ヲ取ムルニ努メラレンコトヲ望ム。

記

大学ニ関スル要綱

- 一 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ常ニ皇國ノ道ニ基キテ国家思想ノ涵養、

人格ノ陶冶ニカムルヲ以テ目的トナスコト

二 学部ノ在学年限ハ現制通りトシ高等學校卒業ノ程度ヲ以テ入学資格トナスコト

特ニ予科ヲ置キタル場合其ノ修業年限ハ三年トシ入学資格其ノ他高等學校ニ準ズルコト

三 左記事項ヲ重視シテ最高学府タル大学ノ目的達成ニカムルコト

(一) 国体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル学风ヲ振作シ學術ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト

(二) 皇国ノ使命ノ自覚ノ下ニ独創的研究ニカメ広ク東西ノ學術、文化ヲ攝取醇化シテ我が國學術、文化ノ創造發展ヲ図ルコト

(三) 學ノ綜合的理解ヲ旨トシテ専門的研鑽ヲ遂ゲシメ識見ヲ長ズルト共ニ學德一体ノ修練ヲ積マシメ國家有為ノ指導的人材タラシムルコト

(四) 東亞及世界並ニ國防ニ関スル認識ヲ深カラシムルコト

四 學術ノ發達並ニ時代ノ進運ニ伴ヒ学部、学科、講座等ノ拡充整備ヲ期スルコト

特ニ国力ノ發展ニ即応シテ工學部、理學部等ヲ拡充整備スルコト

日本文化及東洋文化ニ関スル学科、講座等ヲ一層拡充整備スルコト

五 学科、講座等ニ属スル教授、助教授及助手ノ定員ヲ充實増加スルト共ニ研究施設ノ整備ニカムルコト

六 關聯アル学科、講座等ニ付相互間ノ聯絡ヲ緊密ナラシムルト共ニ共同研究、綜合研究ヲ促進スル為ニ必要ナル制度施設ノ整備ヲ図ルコト

七 數個ノ学部ヨリ成ル大学ニアリテハ特ニ学部間ノ聯絡ヲ緊密ナラシメ綜合大学ノ実ヲ挙グルニカムルコト

八 學術ノ進歩發達ヲ期スル為特ニ大学ニ必要ナル綜合研究機關ヲ附設スルコト

九 教授効果ノ完キヲ期スル為演習、実験、実習ヲ重視シ之ニ必要ナル図書館、演習室其ノ他実験、実習ニ関スル施設ノ整備ニカムルコト

十 研究科及大学院ノ制度ヲ整備シ其ノ機能ヲ十分ニ發揮セシムルコト

(一) 数個ノ学部ヨリ成ル大学ニアリテハ研究科ヲ綜合シテ大学院ヲ置クコト

(二) 研究科及大学院ハ教授指導ノ下ニ精深ナル研究ヲナサシムル所トシ之ニ必要ナル研究施設ヲ整備スルコト

(三) 定員制ヲ設ケ入学者ヲ厳選スルコト

十一 学生ノ訓育、修養鍛鍊ノ施設ヲ整備シ人物鍊成ノ完キヲ期スルコト

(一) 訓育指導ニ関スル組織機構ヲ整備スルト共ニ全学教職員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙グルニカムルコト

(二) 講堂、寮舎、学友会其ノ他修養鍛鍊ニ関スル施設ヲ整備シ学生ノ全生活ニ互リテ人物ノ修練ヲ積マシムルコト

(三) 大量教育ノ弊ヲ矯メカメテ師弟接触ノ機会ヲ多カラシムルコト

(四) 自発的の研學ノ風ヲ作興シ創造的の才幹ヲ練磨セシムルコト

十二 身心一体ノ修練ニ意ヲ用ヒ体位ノ向上ト共ニ剛健闊達ナル氣風ヲ振作スルコト

(一) 武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ関スル施設ノ拡充ヲ図ルコト

(二) 学友会等ニ於ケル体育運動ヲ一層教育的ニ指導スルコト

十三 教授、助教等ノ選任ヲ慎重ニシ人格、学識共ニ卓越セル人材ヲ広く各方面ニ求ムルト共ニ之ガ後継者ノ養成ニ

ツキ適切ナル方策ヲ樹ツルコト

總長、学長、学部長等ニ関シテハ特ニ其ノ地位ノ重要性ニ鑑ミ之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコト

名誉教授ニ関シテモ亦之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコト

十四 教授、助教授等ノ在外研究、海外視察等ノ施設ヲ拡充シ學術研究ノ進歩ニ貢獻セシムルコト

十五 教授、助教授等ノ優遇ノ方途ヲ講ジ適材ヲ迎ヘテ教授及研究ニ専念スルヲ得シムルコト

十六 大学本部、其ノ他学部ニ於ケル行政事務ノ組織機構ヲ一層整備スルコト

十七 研究科及大学院ノ学生ニ対スル特選給費制ヲ拡充シ其ノ他学部ノ学生ニ対スル奨學施設ノ整備ヲ図ルコト

十八 兵役法ノ改正ニ依リ学部在学中徴集セラル、学生勤カラザルノミナラズ高等学校入学資格ノ改正ニ伴ヒ進学年齡

更ニ延長セラルベキヲ以テ学部学生ニ対シ徴集ヲ延期スベキ期間ヲ少クトモ一年延長シ滿二十五歳乃至二十六歳
(医学部ハ滿二十六歳乃至二十七歳)迄トナスヲ適當ト認ムルコト

十九 大学及高等学校間ノ聯絡ヲ円滑ナラシムル為適正ナル方策ヲ樹ツルコト

(一)同一ノ学部又ハ学科ヘノ受験回数ヲ適當ニ制限シ志望者ノ集中ヲ避クルコト

(二)高等学校ニ於テ適切ナル進學指導ヲナスコト

二十 私立大学ノ堅実ナル発達ヲ期シ其ノ内容ヲ充實セシムルト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト

特ニ自然科学ニ関スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニ力ムルコト

二十一 大学令ニ依ル女子大学ヲ創設シ女子ニ対シ大学教育ヲ受クルノ途ヲ開クコト

女子大学ニ家政ニ関スル学科ヲ置クヲ得シムルコト

二十二 大学、学部特ニ女子ノ大学、学部等ノ設置ニ関シテハ国家ノ必要、学制ノ全体聯関其ノ他各般ノ事情ヲ考察シ之ガ企画ノ適正ヲ期スルコト

二十三 左記事項ニ付學位ニ関スル制度ヲ改正スルコト

(一)学界ニ功勞アル外国人ニ対シ当該大学名ヲ冠シタル名譽學位ヲ授ケ得ルノ制ヲ設クルコト

(二) 学位ヲ有スル者ニ対シ適當ナル優遇ノ方途ヲ講ズルコト

(三) 学位ノ認可取消、褫奪又ハ辞退ニ関スル事項ヲ具体的ニ定ムルコト

二十四 大学教育ノ刷新振興ト相俟チテ我が国學術、文化ノ進展ヲ期スル為左記方策ヲ講ズルコト

(一) 學術、文化ニ関スル研究機關ノ整備拡充ヲ図ルコト

(二) 學術研究ノ助成奨励ニ関スル施設ヲ拡充スルコト

(三) 広ク海外ニ互リ學術、文化ノ交換ヲ促進シ我が国學術、文化ノ振興、宣揚ニカムルコト

(四) 我が国學術、文化ノ進歩ニ功勞アリ業績顯著ナル者ニ対シ適當ナル表彰ノ方法ヲ講ズルコト

二十五 大学ノ国家最高学府タルノ使命ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ関シ必要ナル經費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズル

コト

専門学校ニ関スル要綱

一 専門学校ハ中等学校教育ノ基礎ノ上ニ皇國ノ道ヲ体シテ専門ノ學術技芸ヲ修メシメ國家思想ノ涵養、人格ノ陶冶

ニカムルヲ以テ目的トナスコト

二 専門学校中特ニ実業ニ関スル學術技芸ヲ教授スル学校ヲ実業専門学校ト称スルコト

三 専門学校ノ修業年限ハ現制通り三年以上トナスコト

現在修業年限三年ノ実業専門学校及其ノ他ノ専門学校中學術文化ノ進歩並ニ產業界ノ實際ニ照ラシ必要アルモノ

ハ其ノ修業年限ヲ四年以上ニ延長スルコト

四 専門学校ノ入学資格ハ国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年(女子ニアリテハ当分ノ内四

年)以上ノ中等学校卒業ノ程度トナスコト但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル專門学校ニ就テハ別ニ其ノ入学資格ヲ考慮スルコト

五 左記趣旨ニ依リ專門学校ノ目的達成ニカムルコト

(一) 国体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル校風ヲ振作シ專門ノ學術技芸ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト

實業專門学校ニアリテハ特ニ經濟産業ノ国家的意義ヲ明ラカニシ産業ヲ通シテ国ニ報ユルノ精神ニ徹セシムルコト

(二) 基礎的教養ト相俟チテ專門ノ學芸ヲ研修セシムルト共ニ身心ノ修練ヲ重ンジ以テ国家有為ノ指導の人材タラシムルコト

(三) 東亞及世界並ニ国防ニ関スル認識ヲ深カラシムルコト

(四) 教育ヲシテ産業、文化ノ實際ニ即セシムルヲ旨トナスコト

(五) 女子ノ專門学校ニアリテハ特ニ婦徳ノ涵養ニ留意スルコト

六 我ガ国産業發展ノ趨向ニ随ヒ實業專門学校ノ拡充整備ヲ図ルコト

産業ノ専門化ニ伴ヒ必要ナル単科実業專門学校ノ創設ヲ考慮スルコト

七 海外發展ノ重要ナルニ顧ミ拓殖及貿易ニ従事スル者ニ必要ナル專門学校程度ノ教育ヲ拡充整備スルコト

八 我ガ国海運業ノ将来性ニ稽ヘ高等海員ヲシテ海運ニ関スル精深ナル研究ヲ為サシムル為高等商船学校ニ適當ナル教育施設ヲ特設スルコト

九 水産業ノ振興ヲ期スル為大学ニ於ケル關係学科ヲ充実スル外高等水産学校ノ拡充整備ヲ図リ遠洋漁業科其ノ他必

要ナル学科ヲ加設スルコト

十 医学ハ大学教育ヲ以テ本則トナスモ専門程度ノ教育施設ニ関シテモ之ガ整備充実ヲ図リ就中診療実習施設ノ完備ヲ期スルコト

十一 薬学及歯科医学ニ関スル専門教育ノ施設ヲ整備充実スルコト

特ニ齒科医学ニ関シテハ大学程度ノ教育施設ヲモ考慮スルコト

十二 国民体育ノ重要性ニ鑑ミ体育専門学校ノ拡充整備ヲ図リ体育指導者ノ養成ニカムルコト

前項ノ外一般ノ大学又ハ専門学校ノ卒業者中体育指導者タルニ適スル者ヲ選抜シテ一定期間必要ナル教育ヲ施シ体育指導者タラシムルノ方途ヲモ講ズルコト

十三 美術、音楽ニ関スル専門教育ヲ整備充実シ我が国芸術文化ノ創造発展ニ資セシムルコト

(一)美術学校及音楽学校本科ノ修業年限ハ四年以上トナスヲ建前トシ其ノ教育内容ヲ刷新スルコト

(二)研究科ノ充実ヲ図リ専任ノ教授其ノ他必要ナル施設ヲ整備スルコト

(三)美術学校及音楽学校ニ夫々美術、音楽ニ関スル研究機関ヲ附置シ之ガ精深ナル研究ヲナサシムルコト

(四)美術、音楽ノ早期指導ニ関シ適切ナル施設ヲ考慮スルコト

十四 工芸ニ関スル専門教育ノ整備充実ヲ図リ我が国工芸文化ノ進展ニ資セシムルコト

十五 大学ニ専門部ヲ附属セル場合之ガ質的充実ヲ期シ教員組織其ノ他必要ナル施設ノ整備ヲ図ルコト

十六 我が国女子ノ特性ヲ顧慮シ女子ノ専門教育ヲ整備充実スルコト

十七 実務従業者ニ対シ夜間其ノ他ノ機会ニ於テ専門教育ヲ施ス適當ナル施設ヲ整備充実スルコト

特ニ産業ニ関スル実務ノ經歷アル者ニ対シ適當ナル施設ヲ講ジ実業ニ関スル専門教育ヲ受クルノ途ヲ開クコト

十八 教授効果ノ完キヲ期スル為演習、実験、実習ヲ重視シ図書館、実験室、実習場等必要ナル施設ノ整備充実ヲ図ルコト

特ニ実業専門学校ニアリテハ産業界ト緊密ナル聯絡ヲ保チ実地ノ修練ヲ積マシムルノ方法ヲ考究スルコト

十九 我が国産業、文化ノ實際ニ即スル専門的研究ヲ遂ゲシムル為専門学校ニ於ケル研究施設ノ整備充実ヲ図ルコト
必要ニ応ジ研究機関ヲ附置スルコト

二十 教授ト相俟チテ訓育、修養鍛鍊ニ関スル制度施設ヲ整備充実シ人物鍊成ノ完キヲ期スルコト

(一) 訓育指導ニ関スル組織機構ヲ整備シ全校職員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙グルコト

(二) 講堂、寮舎、交友会其ノ他修養鍛鍊ニ関スル施設ヲ整備シ学生ノ全生活ヲ通シテ人物ノ鍊成ニカムルコト

(三) 大量教育ノ弊ヲ矯メカメテ師弟接触ノ機会ヲ多カラシムルコト

(四) 自発的研究ノ風ヲ振作シ工夫創造ノ才幹ヲ練磨セシムルコト

二十一 身心一体ノ修練ヲ重シジ体位ノ向上ト共ニ剛健闊達ナル氣風ヲ養フコト

(一) 武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ関スル施設ノ拡充ヲ図ルコト

(二) 交友会等ニ於ケル体育運動ヲ一層教育的ニ指導スルコト

二十二 教授、助教授及助手ノ定員ヲ増加スルト共ニ二学生定員ヲ適當ナラシメ教育ノ実績ヲ挙グルニカムルコト

二十三 教授、助教授等ノ選任ヲ慎重ナラシムルト共ニ之ガ優遇ノ方途ヲ講ジ人格、学識共ニ卓越セル人材ヲ広ク各方面

ニ求ムルコト

二十四 教授、助教授等ノ在外研究、内地研究及海外視察等ノ制度ヲ拡充シ其ノ他学識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適切ナ

ル方途ヲ講ズルコト

初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為適當ナル方策ヲ考慮スルコト

二十五 奨学施設ヲ一層整備シ広ク専門教育ヲ受クルノ機会ヲ与フルコト

二十六 私立専門学校ノ堅実ナル発達ヲ期シ其ノ内容ヲ充塞セシムルト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト

特ニ自然科学ニ関スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニ力ムルコト

二十七 専門学校ノ設置、学生定員等ニ関シテハ国家ノ必要、学制ノ全体聯関其ノ他各般ノ事情ヲ考慮シ之ガ企画ノ適正

ヲ期スルコト

二十八 専門学校ノ国家的使命ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ関シ必要ナル經費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱

一 中等学校、高等学校及師範学校ノ教員ハ大学卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則トナスコト

二 中等学校教員ニ関シテハ当分ノ間修業年限四年以上ノ専門学校卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ得シムルコト

修業年限三年ノ専門学校ヲ卒業シテ教員タラントスル者ニ対シテハ更ニ一年間適當ナル施設ニ於テ必要ナル教育

ヲ受ケシムルコト

三 教員タラントスル者ハ左記趣旨ニ依リ国民鍊成ノ重キニ任ズルノ人物タルベキコト

(一) 皇国ノ道ノ修練ヲ旨トシ東亞及世界ニ於ケル歴史的使命ノ自覺ノ下ニ実践躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積ム
コト

(二) 常ニ学識ノ深化、識見ノ向上ニカムルト共ニ身心一体ノ修練ヲ重ンジ青年指導ノ実力ヲ養フコト

(三) 教育ノ重要性ヲ自覺シ教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ信念ニ徹スルコト

四 文理科大学ノ内容ヲ刷新スルト共ニ新ニ体育ニ関スル学科ヲ設クルコト

必要ニ応ジ文理科大学ニ予科ヲ附属セシムルコト

文理科大学ニ入学シ得ル者ハ予科修了者、高等学校卒業者及之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トナスコト

五 女子大学ヲ創設シ其ノ卒業者ヲ以テ中等学校、女子高等学校及女子師範学校ノ教員タラシムルノ途ヲ開クコト

六 高等師範学校及女子高等師範学校ヲ専門学校トシ之ヲ存置スルコト

七 大学卒業者ヲシテ実業教員タル者ヲ多カラシムル為学生ノ定員ヲ増加シ又ハ大学ノ設置ニ付考慮スルコト

実業教員養成機関ノ修業年限ヲ延長シテ其ノ拡充整備ヲ図リ実業教員ノ供給上支障ナカラシムルコト

八 音楽、図画及工作ノ教員養成機関ノ修業年限ヲ延長スルト共ニ其ノ拡充整備ヲ図ルコト

体育専門学校ヲ創設シ体操教員ノ養成ニ当ラシムルコト

九 大学及専門学校ノ学生ニシテ教員タラントスル者ニ対シ必要ナル課程ヲ履修スルヲ得シムルコト

前項ノ学生ニ対シ必要ニ依リ授業料ヲ免除シ又ハ学資ヲ給スルコト

授業料ノ免除又ハ学資ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ卒業後一定期間教職ニ従事スルノ義務ヲ負ハシムルコト

十 左記趣旨ニ依リ教員検定制度ヲ刷新スルコト

(一)教員タラントスル者ニ対シ凡テ検定ヲ行フコト

(二)検定ハ学力、性行、身体ニ付一層厳正ニ之ヲ行フコト

(三)検定内容ヲ刷新シ検定ノ単位ヲ二科目以上トナスコト

(四)実業ニ関スル実地経験ニ富メル者ヲシテ実業科教員タラシムルノ途ヲ講ズルコト

- 十一 教員検定ニ関スル行政機構ノ拡充整備ヲ図リ検定制度運用ノ完キヲ期スルコト
(一)教員検定委員会及検定事務ノ組織機構ヲ拡充整備スルコト
(二)監督機関ヲ特設シ無試験検定ニ関スル監督指導ヲ一層厳正ナラシムルコト
- 十二 中等学校教員試補制ヲ設ケ初任後一定期間ヲ試補トシ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムルコト
前項ノ修練ヲ積マシムル為教員練習所ヲ設置スルコト
試補期間中ノ待遇ハ正教員ト同一ナラシムルコト
- 十三 教員練習所ニ於テハ特ニ左記趣旨ニ依リ教員トシテ必要ナル訓練ヲ施スコト
(一)我が国教育ノ本義ヲ体シ教育ヲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト
(二)教育ニ関スル理論及實際ノ研修ヲ為サシメ併セテ一般の教養ヲ深カラシムルコト
(三)寮舎其ノ他修養鍛鍊ノ施設ヲ整備シ人物ノ鍊成ヲ期スルコト
- 十四 中等学校教員再教育ニ関スル恒久的の制度ヲ確立シ相当長期ニ互リテ再教育ヲ施スコト
- 十五 高等学校及師範学校ニ於ケル教員ノ検定及任用ニ関シテハ特ニ慎重ヲ期スルコト
- 十六 師範学校ニ於ケル初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為中等学校教員ニ準ジ試補制ヲ設クルコト
- 十七 高等学校ニ於ケル初任ノ教員ニ関シテモ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為適切ナル方途ヲ講ズルコト
高等学校、師範学校ニ於ケル教員ノ在外研究及内地研究ニ関スル制度ヲ拡充シ其ノ他学識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適切ナル方策ヲ樹ツルコト
- 十八 中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ教員ノ質的向上ニ伴ヒ特ニ之ガ優遇ノ方途ヲ講ジ広ク各方面ヨリ適材ヲ

招致スルニカムルコト

十九 中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ教員ノ需給配分ヲ適正ナラシムルヲ旨トシ之ガ企画ノ周到ヲ期スルコト
二十 教員ノ養成及検定ノ重要性ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ関シ必要ナル経費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

〔活版印刷、本文二四ページ〕

5 社会教育に関する件

〔公文雑纂〕昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号一〕

昭和十六年六月十六日

教育審議会総裁 男爵 鈴木貫太郎

公印

内閣総理大臣 公爵 近衛文麿 殿

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処就中社会教育ニ関シ審議ノ結果別紙ノ通り社会教育一般ニ関スル要綱、青年学校ニ
関スル要綱、青少年団ニ関スル要綱、成人教育ニ関スル要綱、家庭教育ニ関スル要綱及文化施設ニ関スル要綱及答申候也

〔別紙〕

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚、欄外に「閣甲二二二」と朱書〕

学校教育ト相俟チテ教育ノ一分野ヲ画スル社会教育ヲ刷新振興シ、国民ノ實際生活ニ即シテ克ク其ノ身心ヲ練磨シ、益々国民ノ生活及文化ヲ向上充塞セシムルハ、皇國ノ地位ト使命トニ鑑ミ、我が国家国民ノ総力ヲ發揮シ高度国防国家体制ノ整備ニ資スル所以ニシテ寔ニ是レ現下喫緊ノ要務タリ。殊ニ我が國ニ於テハ從來国民ノ教育ニ関シテ主力ヲ学校教育ニ傾注シタル經過ニ鑑ミ、特ニ社会教育ノ振興ニ付テハ國家ノ適切ナル施設ト強力ナル指導督励ヲ促シテ止マザル所ナリ。社会教育ハ國民大衆ヲ対象トシ、其ノ日常生活ノ間ニ於テ行ハルベキモノナルニ由リ、一貫ノ指導方針ヲ樹立シ、組織ヲ成シ系統ヲ立テテ施行スルノ要最モ緊切ナリ。然ルニ社会教育ニ於テハ未ダ学校教育ニ於ケル如ク整備セル体系ノ存スルモノ無シ。依ツテ之ガ刷新振興ヲ策スルニ当リテハ深ク此ニ考慮ヲ加ヘ、社会教育一般ニ関スル事項、青年学校ニ関スル事項、青少年団体ニ関スル事項、成人教育ニ関スル事項、家庭教育ニ関スル事項及文化施設ニ関スル事項ニ彙類シ、具ニ其ノ組織系統ヲ推考シテ之ガ方策ヲ講ジタリ。

抑々社会教育ハ前述ノ如ク日常生活ノ間ニ於ケル國民大衆ヲ対象トスルヲ以テ、其ノ内容ニ於テモ方法ニ於テモ多種多様ナルヲ免カレズト雖モ、其ノ本質ハ國民タルノ教養訓練ニ属シ、國民教育ニ外ナラザルヲ以テ、其ノ本旨トスル所ハ、國民ヲシテ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ皇國ノ道ヲ修メシムルニ在リ。随ツテ学校教育ト相俟チテ健全有為ナル國民ノ修養体制タルヲ要シ、國家ノ指導方針ニ基キ官民協力、万民協同ノ修養運動トシテ其ノ効果ノ完キヲ期スべく、其ノ指導、研究等ニ関シテハ各種ノ社会教育施設ヲ通ジテ一貫セル方針ノ下ニ適正ナル施策ヲ行フヲ要ス。

青少年ハ実ニ國運将来ノ繫ル所ナレバ、愈々之ガ鍊成ヲ強化シテ國本培養ノ効ヲ完ウスルノ要アリ。学校ニ於ケル青少

年教育ニ就テハ、既ニ之ガ改善、刷新ノ方策ニ付答申スル所アリタルヲ以テ、宜シク其ノ万全ナル実施ニ依リ之ガ実績ヲ挙グルニ力ムベシ。青少年社会教育ニ就テハ、学校教育ト相俟チテ健全有為ナル国民鍊成ノ効ヲ挙グル為、全国ニ互リテ青少年団体ヲ組織シ、日常ノ生活環境ヲ以テ皇国民修練ノ道場トナシ、克ク修文練武ノ教養訓練ヲ致シ、以テ八紘一宇ノ肇國精神ヲ顕現スルニ堪フベキ国民ヲ鍊成スルヲ要ス。而シテ全日本青少年ノ教養訓練ニ関スル全一的効果ヲ挙グル為、文部大臣ニ於テ青少年団体ヲ統括シテ之ヲ策励スルト共ニ、延イテ学校青少年ノ教養訓練トノ間ニ於ケル聯絡統制ヲ期図スルノ要アルハ勿論、国家ハ財政ノ許ス限り充分ノ資源ヲ供給シ且ツ之ニ関スル機構ノ拡充整備ニ力メンコトヲ望ム。

青年学校ニ関シテハ曩ニ答申ヲ了シタルモ、爾後ニ於ケル青年教育ノ実情並ニ国民学校教育及中等教育ニ関スル答申ニ照ラシ、其ノ教育内容ヲ改善刷新シ、尚課程ノ延長補習等ノ施設ノ普及ヲ図ルト共ニ其ノ整備充実ノ方途ヲ講ズルノ要アルヲ認ム。

一般成人ハ既ニ国民トシテノ基礎的教養訓練ヲ了シタル者ナリト雖モ、其ノ一生ヲ通シ日常生活ヲ克ク国家目的ニ即応セシメ、不断ノ修養ニ遺憾ナカラシムル為、国民生活及国民文化ノ向上充実ニ必要ナル各般ノ教養訓練ヲ体得セシメ之ガ施設ヲ拡充整備スルノ要アリ。

我が家族制度ノ美風ヲ振起シ家庭教育ノ本義ヲ發揚セシムルハ、国家興隆ノ基礎ヲ成ス所以ナルヲ以テ国民ヲシテ其ノ重要性ヲ認識セシメ之ガ緊要適切ナル指導方針ヲ策定シ、其ノ実現ニ必要ナル施設ヲ速カニ整備拡充スルノ要アリ。

社会教育ニ於テハ各種ノ文化現象並ニ文化施設ノ利用ニヨリテ其ノ教育目的ヲ達成シ得ベキモノ尠カラザルニ依リ、之ニ関スル指導方針ヲ明ラカニスルト共ニ其ノ施設ヲ整備拡充シ、以テ国民ノ教養訓練ヲ進メ、国民文化ノ向上發展ニ資シ、克ク其ノ教育的効果ヲ完カラシムル方途ヲ講ズルノ要アリ。

叙上ノ趣旨ニ依リ、左記ノ社会教育ノ刷新振興ニ関スル各要綱ヲ審議決定セリ。政府ハ須ラク周到ナル用意ヲ以テ実施

ニ関スル具体的方途ヲ講ジ、其ノ運用宜シキヲ得テ万全ナル実績ヲ収メ、以テ国運ノ進展ニ寄与センコトヲ望ム。

記

社会教育一般ニ関スル要綱

- 一 社会教育ハ国民ヲシテ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ其ノ實際生活ニ即シテ皇国ノ道ヲ修メ臣道実践ノ修練ヲ行ハシムルヲ以テ本旨トナスコト
- 二 社会教育ハ学校教育ト相俟チテ国民文化ノ向上ヲ図リ健全有為ナル国民ノ修養体制タラシムルコト
- 三 社会教育ハ国家ノ指導方針ニ基キ官民協力シテ教育効果ノ完キヲ期スルコト
- 四 社会教育ニ関スル指導ノ統一聯絡ヲ図ル為文部大臣統轄ノ下ニ適當ナル官民協力ノ機関ヲ設置スルコト
- 五 社会教育関係団体ノ統合並ニ強化ヲ図リ社会教育ノ指導ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- 六 大学ヲ始メ各種ノ学校ヲシテ各々其ノ機能ニ応ジ社会教育ノ普及振興ニ力メシムルコト
- 七 市町村ニ於ケル各種常会等ノ社会教育的機能ヲ發揮セシムル為適切ナル指導ヲ行フコト
- 八 各種社会教育担当者ノ養成機関並ニ再教育施設ヲ設クルコト
- 九 社会教育ノ調査研究ニ当ラシムル為各種ノ社会教育ニ関スル研究所ヲ設置スルコト
- 十 社会教育振興ノ為中央、地方ニ於ケル関係行政機構ノ拡充強化ヲ図ルコト
- 十一 社会教育ニ関係アル各官庁及民間ノ施設ハ相互ニ十分ナル聯絡協調ヲ保ツコト

青年学校ニ関スル要綱

青年学校ニ関シテハ曩ニ「青年学校教育義務制実施ニ関スル件」ニ於テ答申ヲ了シタルモ、現下青年教育ノ重要性並ニ青年学校ノ実情ニ鑑ミ、更ニ左記事項ヲ施行スルノ要アリト認ム

一 青年学校ノ教育内容ハ曩ニ答申ニ及ビタル国民学校及中等学校ノ教育内容ト対応シテ其ノ改善刷新ヲ図ルコト

青年学校ノ教育ハ青年団ノ教養訓練ト緊密ナル聯絡ヲ保タシムルコト

二 青年学校ハ成ルベク単独ニ設置スルコトトシ、他ノ学校ニ併設スル場合ニハ専用教室ヲ整備スルコト

青年学校ニ於テハ特ニ道場、実習場等ノ整備活用ニ付考慮スルコト

三 本科卒業者ヲ就学セシムベキ研究科等ノ普及充実ヲ図リ、男子ニ在リテハ兵役ニ服スル迄ノ教育ニ遺憾ナキヲ期スルコト

四 青年学校教育ノ刷新振興ヲ図ル為原則トシテ専任校長ヲ設置スルコト

五 青年学校指導員ノ教養ヲ一層高ムル為講習其ノ他ノ方途ヲ講ズルコト

六 公立青年学校ノ教員俸給費ニ関シテハ国民学校ニ準ジテ道府県費支弁トナスコト

青少年団ニ関スル要綱

一 青少年団ハ皇国ノ道ニ則リ青少年ノ生活ニ則シテ団体的修練ヲ行ヒ皇国ノ重責ヲ負荷スルニ足ルベキ国民ヲ鍊成スルヲ以テ目的トナスコト

二 青年団ハ男子ニ在リテハ十四歳ヨリ二十歳迄ノ者ヲ以テ之ヲ組織スルコト但シ二十一歳ヨリ二十五歳迄ノ者ハ幹

部又ハ指導者トシテ加入スルヲ得ルモノトスルコト

女子ニ在リテハ十四歳ヨリ二十五歳迄ノ未婚者ヲ以テ之ヲ組織スルコト

三 青年団ハ地域ノ組織スルヲ原則トスルモ、必要ニ応ジテ職域ニ抛リ組織スルヲ得ルモノトスルコト

四 青年指導ノ国家ノ重要性ニ鑑ミ青年団ニハ実践ノ指導力アル団長其ノ他ノ職員ヲ置クコト

五 青年団ノ教養訓練ハ特ニ左記事項ヲ重視シテ之ヲ行フコト

(一) 国体ノ本義ニ基キ大国民タルノ性格ヲ陶冶シ皇国青年タルノ自覚ニ徹セシムルコト

(二) 東亞及世界ニ於ケル皇国ノ使命並ニ時代ノ趨勢ニ対スル明確ナル認識ヲ把握セシメ、其ノ行動ヲ国家目的ノ遂行達成ニ帰一セシムルコト

(三) 青年ノ實際生活ニ即シテ団体的実践鍛練ヲ施シ共励切磋以テ雄渾ナル気魄ノ涵養、強靱ナル体軀ノ養成ニ力ムルコト

(四) 創造活用ノ材幹ヲ啓培スル為科學的教養訓練ニ力ムルコト

(五) 女子青年ニ在リテハ其ノ特性ニ鑑ミ特ニ母性ノ存養、婦徳ノ涵養ニ力ムルコト

六 青年団ノ修練ニ於テハ特ニ国防的訓練、勤勞奉仕、生活訓練等ヲ行フコト

七 青年ノ修練ニ必要ナル道場、農場、廠舎、船舶等ノ施設ヲ整備スル外、外地等ニモ適當ナル修練施設ヲ考慮スルコト

八 青年団ト青年学校トハ不離一体タルモノトスルコト

青年学校ノ生徒ハ原則トシテ青年団ニ加入スルコト

九 青年団ハ文部大臣之ヲ統轄スルコト

文部大臣ハ青年団ト学校トノ間ニ於ケル教養訓練上ノ緊密ナル聯絡統制ヲ図ルコト

十 青少年団ノ指導者及幹部ノ養成並ニ修練ニ関シテハ国ニ於テ特ニ之ガ達成ニカムルコト

十一 青少年団ノ重要ナル国家的使命ニ鑑ミ国、道府県、市町村ハ之ニ対シ必要ナル經費ノ支出ヲナスコト

十二 少年団ハ国民学校第三学年以上ノ児童ヲ以テ之ヲ組織スルコト

少年団ノ教養訓練ハ少年ノ年齢ニ從ヒ精密ナル研究ト考案ノ下ニ之ヲ行フコト

成人教育ニ関スル要綱

一 成人教育ハ皇国ノ道ニ則リ一般成人ニ対シ日常生活ノ間ニ於テ教養訓練ヲ施シ国民ノ生活並ニ文化ノ向上充實ヲ

図ルヲ以テ目的トナスコト

二 成人ノ教養訓練ハ左記趣旨ニ依リ之ヲ行フコト

(一) 国体ノ本義ニ基キ日本国民タルノ信念ヲ確立シ皇運扶翼ノ精神ニ徹セシムルコト

(二) 東亜及世界ニ関スル認識ヲ深カラシメ大国民タルノ性格ヲ養フコト

(三) 国防ニ関スル認識ヲ深カラシメ必要ナル教養訓練ヲ行フコト

(四) 政治ニ関スル認識ヲ深カラシメ皇国公民トシテノ教養訓練ヲ行フコト

(五) 經濟、産業ニ関スル認識ヲ深カラシメ国力ノ培養ニカムルコト

(六) 礼法ノ尊重、公德ノ涵養ニカムルコト

(七) 趣味ノ向上ヲ図ルト共ニ情操ノ陶冶ニカムルコト

(八) 科学尊重ノ精神ヲ啓培シ科学知識ノ生活化ニカムルコト

(九) 保健衛生、榮養、育児等ニ関スル教養訓練ニカムルト共ニ国民体位ノ向上ニ資スル教養訓練ヲ施スコト
(十) 隣保協和、相互教化ノ美風ヲ作興スルコト

(十一) 生活改善ニ必要ナル教養訓練ヲ施スト共ニ其ノ実践的指導ニカムルコト

(十二) 其ノ他時勢ノ進運ニ応ジ必要ナル教養訓練ニカムルコト

三 成人ヲ対象トセル講座、講習、講演等ヲ組織的、計画的ニ整備拡充シ之ガ普及徹底ヲ期スルコト

(一) 教養訓練ニ関シテハ一般的ノモノ、専門的ノモノ等ヲ適宜按排スルコト

(二) 受講者ノ職業、経歴、年齢、性別等ヲ考慮スルコト

(三) 開設場所ニ関シ地域的、職域的ニ考慮スルト共ニ開設ノ時期、期間ニ付テモ考慮スルコト

(四) 指導者ニハ広ク各方面ノ人材ヲ充ツルコト

四 文書ニ依ル教育、放送ニ依ル教育等ノ整備充実ヲ図ルコト

五 社会教育関係諸団体、神職団体、宗教団体其ノ他ノ民間団体ヲ援助シ社会教育的機能ヲ十分ニ發揮セシムルコト

六 勤労者ノ教育ニ付テハ特ニ意ヲ用ヒ一般従業員ノミナラズ事業主、幹部等ニ対シテモ遍ク之ヲ行フコト

七 成人教育ノ為公園、運動場、集会場等ノ施設ヲ整備スルト共ニ之ガ利用ヲ十分ナラシムルコト

家庭教育ニ関スル要綱

一 家庭教育ハ子女育成ノ基礎タルヲ以テ皇国ノ道ニ則リ我が国家制度ノ美風ヲ振起シテ家庭生活ヲ充實シ健全有為ナル子女ヲ薰陶スルヲ以テ趣旨トナスコト

二 家庭教育ニ於テハ左記事項ニ留意スルコト

(一) 家ニ対スル我が国固有ノ觀念ヲ把握セシメ家族制度ノ真精神ニ徹セシムルコト

(二) 健全ナル家風ノ樹立ニカムルト共ニ家庭生活ノ刷新改善ヲ図ルコト

(三) 敬神崇祖ノ念ヲ養ヒ家ニ於ケル祭祀及行事ヲ重ンズルコト

(四) 子女ノ躰ヲ重視シテ其ノ善良ナル品性、剛健ナル精神、淳美ナル情操ノ涵養、正シキ習慣ノ修得、実践躬行ノ訓練ニカムルコト

(五) 子女ノ保健衛生ニ留意スルト共ニ鍛鍊ヲ重ンジ強靱ナル身心ノ育成ニカムルコト

(六) 子女ニ対シ科学的教養訓練ヲ行フコト

(七) 家庭ニ於テハ学校ト密接周到ナル聯絡ヲ図リ子女ノ教養上遺憾ナカラシムルコト

三 遊戯場其ノ他幼年養護施設ヲ拡充整備シ家庭教育ノ完キヲ期スルコト

四 婦人諸団体ヲシテ家庭教育ノ振興ニ資セシムルコト

五 母ノ会等ノ施設ノ整備ヲ図リ国民学校、幼稚園、託児所等ニ普及徹底セシムルコト

文化施設ニ関スル要綱

一 文化施設ハ皇国ノ道ニ則リ国民ノ教養訓練並ニ文化ノ向上発展ニ資セシムルヲ以テ本旨トナスコト

二 文化施設ニ関シテハ左記事項ニ留意スルコト

(一) 適正ナル時局認識ノ下ニ文化的活動ヲ展開セシムルコト

(二) 文化ノ教育的使命ニ関スル認識ノ徹底ニカムルコト

(三) 文化ニ関スル教養訓練ノ普及徹底ニカムルコト

- 四 児童文化ノ普及振興ニカムルコト
- 三 国立図書館並ニ道府県ニ於ケル中央図書館ヲ整備拡充スルト共ニ市町村図書館ノ普及充実にカムルコト
- 四 専門図書館ヲ奨励シ之ガ振興ヲ図ルコト
- 五 図書館活動ノ積極化ヲ図ル為読書指導ヲ強化スルト共ニ貸出文庫、移動文庫等ノ施設ヲ拡充スルコト
- 六 図書推薦制度ノ整備拡充ヲ図ルコト
- 七 図書、雑誌、新聞等ノ出版ニ対シ教育的指導ヲ強化スルト共ニ優良ナル出版物ニ対シ推奨ノ方途ヲ講ズルコト
- 八 博物館（美術館、動物園、植物園、水族館、郷土博物館及之ニ準ズルモノヲ含ム 以下同ジ）ノ普及充実に於リ其ノ種類及配置ヲ計画的ナラシムルコト
東亜ニ関スル綜合博物館ヲ設置スルコト
- 九 博物館ヲシテ其ノ教育的使命ヲ完カラシムルハ勿論學術研究施設トシテノ使命ヲモ果サシムルコト
学校教育ニ於ケル博物館利用ニ付適當ナル方途ヲ講ズルコト
- 十 博物館活動ノ積極化ヲ図ル為移動展観其ノ他ノ施設ヲ講ズルコト
- 十一 博物館ニ関スル法令ヲ整備スルコト
- 十二 学校図書館並ニ学校ニ於ケル博物館の施設ヲ整備充実にスルト共ニ之ヲ社会教育ニ利用スルノ方途ヲ講ズルコト
- 十三 図書館並ニ博物館職員ノ養成及再教育制度ヲ確立スルト共ニ其ノ待遇ヲ改善スルコト
- 十四 私立図書館並ニ博物館ノ発達ニ関シ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト
- 十五 国宝、史蹟名勝、天然紀念物及之ニ準ズベキモノノ保存並ニ教育的利用ニ付一層適切ナル方策ヲ樹ツルコト
- 十六 展覧会、博覧会等ニ付一層教育的考慮ヲ加フルコト

- 十七 映画ノ質的向上ヲ期シ其ノ製作配給興行体系ノ整備指導ニカムルト共ニ其ノ教育的利用ニ付一層留意スルコト
- 十八 学校用映画ノ製作、配給ニ関シ適切ナル方策ヲ樹テ映画教育施設ノ整備ニカムルコト
- 十九 巡回映写等適切ナル施設ニ依リ農山漁村、工場、鉱山等ニ於ケル映画ノ普及利用ニカムルコト
- 二十 幻燈ノ教育的利用ヲ図リ其ノ製作配給体系ノ整備ニカムルコト
- 二十一 演劇ノ教育的効果ニ付一層留意スルコト
- 演劇ニ関スル法令ヲ整備スルコト
- 二十二 映画並ニ演劇等ニ従事スル者ノ養成及再教育制度ヲ設クルコト
- 二十三 優秀ナル音楽ノ發達普及ヲ図ル為適切ナル方策ヲ樹ツルコト
- （優秀ナル「レコード」ノ製作、普及並ニ利用ヲ図ルコト
- 二十四 宗教ノ社会教化的効果ニ付一層留意スルコト
- 二十五 文芸、美術等ノ教育的効果ニ付一層留意スルコト
- 二十六 放送ニ対スル教育的指導ヲ積極的ナラシムルト共ニ之ガ教育的利用ニ付一層留意スルコト
- 二十七 演芸、見世物、紙芝居、玩具、ポスター等ノ質的向上ヲ図ルト共ニ其ノ教育的指導ヲ十分ナラシムルコト
- 二十八 生活文化ニ関スル指導ヲ強化シ其ノ向上ヲ図ルコト
- 迷信ノ打破ニカムルコト
- 二十九 国民ノ趣味、娯楽ニ対スル指導ヲ行ヒ特ニ農山漁村、工場、鉱山等ニ於ケル健全ナル娯楽施設ヲ整備スルコト

6 各種学校その他の事項に関する件

〔公文雜纂〕昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号一〕

昭和十六年六月十六日

教育審議會總裁 男爵 鈴木 貫太郎

公印

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿 殿

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処就中各種学校其ノ他ノ事項ニ関シ審議ノ結果別紙ノ通り各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件及答申候也

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚、欄外に「閣甲二二二」と朱書〕

〔別紙〕

我が国ニ於ケル学校教育ノ制度及内容ニ関シテハ既ニ夫々答申ヲ了シ、又社会教育ニ関シテハ別途其ノ刷新振興ノ方策ニ関シ審議決定スル所アリタルガ、是等ノ学校教育並ニ社会教育ニ専属セズシテ然モ是等ト密接ナル關聯ヲ有スル重要ナル事項ヲ刷新振興シ、相俟チテ教育全般ノ効果ヲ収ムルノ要アルヲ認メタルヲ以テ、従来各種学校ト称スルモノ、私立学校ニ通ズルモノ、各学校間ノ聯絡並ニ興亜教育ニ関スル重要事項ニ就テ左ノ如ク之ガ改善振興ノ方策ヲ審議決定セリ。政

府ハ宜シク之ニ基キ綿密ナル調査研究ヲ遂ゲ、速カニ実施ニ関スル具体的ノ方途ヲ講ジ、其ノ運用宜シキヲ得テ十全ナル実効ヲ挙ゲラレンコトヲ望ム。

各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申

記

各種学校ニ関スル事項

- 一 各種学校ハ曩ニ答申ニ及ビタル国民学校其ノ他ノ学校ニ準ジ皇国ノ道ニ基キテ其ノ教科ヲ修メシメ有為ノ国民ヲ鍊成スルヲ以テ本旨トナスコト
- 二 地方ノ状況ニ応ジ公立各種学校ノ設置ヲ認ムルコト
- 三 各種学校ノ認可ヲ一層厳ニスルト共ニ之ガ監督機關ヲ整備充実スルコト

私立学校ニ関スル事項

- 一 私立学校ノ設立者ハ凡テ法人タルヲ本則トスルコト但シ私立ノ各種学校ニ在リテハ其ノ種類内容等ニ依リ例外ヲ認ムルヲ得ルコト

学校間ノ聯絡ニ関スル事項

一 中等学校入学者選抜ニ関シ文部省ガ昭和十四年ニ改正シタル方法ハ其ノ実施ノ經驗ニ基キ尚諸般ノ研究ヲ重ネ必要ニ
応ジ適切ナル改正ヲ行ヒ選抜方法ノ完璧ヲ期スルコト

二 国民学校ヨリ中等学校ニ入学セントスル者ニ対シ適切ナル進学指導ヲナスコト

三 中等学校入学者選抜ニ関聯シテ各国民学校間及各中等学校間ノ差等ヲ無カラシムル為適當ナル施設ヲ講ズルコト殊ニ
曩ニ本会ガ決定セル私立中等学校ニ対スル助成ニ付テハ速カニ之ガ実現ヲ図ルコト

四 入学志望者ヲ成ルベク全部収容スル為中等学校ノ増設充実ヲ図ルコト

五 高等諸学校ノ入学者選抜方法ニ関シテハ学科試験ヲ課スル現行ノ方法ヲ以テ可ナリト認ムルモ尚一層ノ考慮ヲ加ヘ其
ノ改善ヲ期スルコト

興亜教育ニ関スル事項

一 各種ノ学校教育及社会教育ヲ通ジ東亜ニ関スル知識ノ修得、指導國民トシテノ識見ノ涵養並ニ海外進出ノ氣風ノ養成
ニ力メシムルコト

二 東亜ニ関スル認識ヲ深カラシムル為高等諸学校ニ於ケル特別ノ教育施設ヲ拡充整備スルコト

三 学生、生徒ノ現地訓練施設ニ関シ一層拡充強化ノ方途ヲ講ズルコト

四 東亜ノ文化及自然ニ関スル研究ヲ促進スル為之ガ施設ヲ拡充強化スルト共ニ其ノ聯絡ヲ十分ナラシムルコト

五 東亜諸國ニ優秀ナル研究員ヲ多数派遣スルコト

六 外地及東亜諸國ニ派遣スル教職員ノ養成施設ヲ整備拡充スルト共ニ教職員ノ待遇ヲ改善シ内地教職員トノ間ニ交流ヲ
行フコト

- 七 外地及東亞諸国ニ於テ活動スル技術者並ニ指導者ノ養成施設ヲ拡充整備スルコト
- 八 東亞諸国ニ在留スル邦人ノ子女ニ対スル教育ニ遺憾ナカラシムル為現地ニ於ケル教育施設ノ拡充整備ヲ図ルト共ニ内地ニ於テモ適切ナル施設ヲ講ズルコト
- 九 東亞諸国ヨリノ留學生ニ対シテハ特別施設ノ拡充整備ヲ図ルト共ニ之ガ指導ヲ適切ナラシムルコト
- 十 東亞諸国ニ於ケル教育関係者ノ聯絡協調ヲ図ルコト

〔活版印刷、本文五ページ〕

7 教育行政および財政に関する件

〔「公文雑纂」昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号二〕

昭和十六年十月十三日

教育審議会総裁 男爵 鈴木 貫太郎 公印

内閣総理大臣 公爵 近衛 文麿 殿

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議ノ結果既ニ中間答申ニ及ビタル教育ニ関スル諸要綱ニ加ヘ教育行政及財政ニ関スル要綱及答申候也

(タイプ印刷、内閣用箋一枚)

[別紙]

学校教育及社会教育ヲ目的トスル教育ノ刷新振興ニ関スル諸要綱ハ、之ガ実施ニ必要ナル具体的方策ヲ樹立シ、ソノ運用宜シキヲ得ルニ非レバ万全ナル效果ヲ収ムルコト至難ニシテ、之ガ為周到ナル用意ノ必要ナルコトニ付テハ本会ノ既ニ屢々要望セル所ナリ。是ヲ以テ教育ニ関スル行政及財政ヲ整備充実スルハ、曩ニ答申ヲ了シタル教育ノ刷新振興ニ関スル諸方策ニ対シ、正ニ画竜点睛ノ効ヲ完ウスル所以ニシテ実ニ緊急ノ要務ナリ。

教育ニ関スル行政及財政ノ組織並ニ運用ニ関シ、刷新改善ヲ加フルノ方途ハ一ニシテ足ラズト雖、就中其ノ最モ枢要ナルハ、教育行政ニ在リテハ、企画、実施及監督ノ各局面ニ互リ機構ノ整備強化並ニソノ機能ノ敏活公正ヲ企図シ、国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ヲ基本トシテ、行政諸部局ノ事務ノ統一ト聯絡調整トニ意ヲ須ヒ、以テ各教育機関ノ全一的指導ヲ完ウシ、有為ノ人材ヲシテ克ク教育ニ其ノ力ヲ尽サシムルヤウ人事ニ関スル行政ノ改善ヲ期スルニ在リ。

教育ニ関スル財政ニ在リテハ、常ニ教育ノ重大性ニ鑑ミソノ刷新振興上重点トスル所ニ対シテ十分ノ資源ヲ供給スルヲ要ス。カクシテ我が教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関スル必要ナル諸方策ヲ着々遂行シテ克ク其ノ効果ヲ完ウセシムベク、殊ニ學術文化ノ水準ヲ向上シ、体育ヲ發達普及セシムルト共ニ、私立教育機関ノ助成ヲ策スルガ如キハ喫緊ノ時務ナリト謂フベシ。

叙上ノ趣旨ニ依リ、教育ニ関スル行政及財政ニ関スル要綱ヲ審議決定セリ。政府ハ宜シク牢固タル決意ヲ以テ、之ガ実施ニ関シ具体的ノ施策ヲ講ジテ我ガ文政ヲ強化シ、以テ益々興國ノ氣運ヲ作興シ、皇基ノ振起ニ寄与スル所アランコトヲ望ム。

記

教育行政及財政ニ関スル要綱

行政ニ関スル事項

一、中央教育行政機構

一 国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新、文政ノ根本ニ関スル企画、調査等ヲ掌理スル機構ヲ整備強化スルコト
興亜教育ニ関スル事項モ前項ノ機構ニ於テ之ヲ掌ラシムルコト

二 文部省ニ特ニ學術ノ振興、文化ノ發展ニ関スル事務ヲ掌ル部局ヲ設クルコト

三 社会教育ノ時代的重要性ニ鑑ミ之ニ関スル行政ヲ掌ル部局ハ特ニ其ノ拡大強化ヲ図ルコト

四 学校教育並ニ教科書ニ関スル行政ヲ掌ル諸部局ハ本会答申ノ実施上遺憾ナカラシムル為其ノ機構ヲ整備拡充スルコト

実業教育ニ関スル行政機構ニ在リテハ特ニ商船及水産ニ関スル教育ノ振興ニ付一層力ヲ用フルコト

五 教育者ノ使命ノ重大性ヲ考慮シテ教職員ノ人事、養成及検定ニ関スル事務ヲ掌ル行政機構ヲ整備スルコト

六 体育ニ関スル行政ヲ一元化シ原則トシテ文部省ニ於テ之ヲ掌理スルコト

七 督学ニ関スル機構ヲ整備強化シ其ノ職員ノ待遇ヲ改善スルコト

督学ト他ノ一般学務行政トノ聯関ヲ一層緊密ナラシムルコト

八 宗教ニ関スル行政ノ運営ヲ完カラシムル為ニ諮問機関ヲ設クル等機構ノ整備ヲ図ルコト

二、地方教育行政機構

一 全国ヲ数区ニ分チ各区ニ文部省ノ督学機関ヲ常置シテ地方教育ニ対スル視察指導ヲ強化スルト共ニ中央、地方ノ
聯絡ヲ一層緊密円滑ナラシムルコト

二 地方視学官、地方教学官及青年教育官ノ増員及待遇ノ改善ヲ図ルト共ニ其ノ任免ノ取扱ヲ文部大臣ノ権限タラシ
ムルコト

地方ニ於ケル視学ノ増員及待遇ノ改善ヲ図ルコト

三 公立中等学校長ノ異動任免ニ付テハ大体現行ノ取扱ニテ可ナルモ文部大臣ニ於テ適材適所ノ配置ニ関シ全国的ニ
一層留意スルコト

四 実業教育振興ノ為ニ実業教育主事ノ職制ヲ設クルコト

五 市町村ニ於ケル学務委員、社会教育委員等ガ一体トシテ其ノ機能ヲ發揮シ得ル如キ機構ノ確立ヲ期スルコト

財政ニ関スル事項

一 公立中等学校長ノ俸給ハ成ルベク速カニ国庫ノ負担トナスコト

二 我が国學術ノ水準ヲ高メ學術ノ振興及理科教育ノ刷新ヲ図ル為ニ十分ナル経費ノ増額ヲ図ルコト

三 学校教育、社会教育ヲ通ジテ体育ノ発達普及ヲ図ル為ニ十分ナル経費ノ支出ニカムルコト

四 私立学校教職員ニ対シ国ノ恩給制度ニ準ジ恩給ヲ支給スルノ方途ヲ講ズルコト

五 学校教職員共済組合制度ノ充実ヲ図ルト共ニ之ガ附帯事業トシテ福利施設ヲ拡充スルノ方途ヲ講ズルコト

私立ノ中等学校、青年学校教職員等ニ関シテモ公立学校教職員ニ準ジ共済組合ノ設置ニ付考慮スルコト

六 教育ノ刷新振興ニ関スル本会ノ答申実施ニ要スル経費ニ付テハ政府ニ於テ特ニ速カニ其ノ支出ノ方途ヲ講ズルコト

〔活版印刷、本文六ページ〕

五 各答申に関する田所特別委員長の説明

1 青年学校教育義務制実施に関する件

〔文部省教育調査部審議課「教育審議会紀要」(一九三九年九月編輯)、
『文部時報』第六百七十号附録、一九三九年十一月発行)〕

青年学校教育義務制実施に関する件田所特別委員長報告要領

特別委員会の今日までの経過の概略と本日(今日)の議題である男子青年に対する青年学校教育義務制実施に関する大要とを申し上げます。

去る四月十四日の本会に於て総裁より三十名の特別委員を御指名の上諮問第一号の審査を御付託になつたのであります。特別委員会は同日直に其の第一回の会議を開き特別委員長を互選しました結果不肖私が推されて其の重任を担ふことになりました。爾来毎週水曜、金曜の二回特別委員会を開催して学校教育より審議を始むることとし先づ以て幼児保育、小學校並に師範学校教育を中心として教育の内容及制度に関し審議致しました。毎回各委員諸君の熱心なる意見の陳述を見

たのでありますが、六月八日に至りまして曩に去る一月の閣議に於て実施の方針を決定せられ文部大臣より本会に報告のありました男子青年に対する青年学校教育義務制に関する実施案要綱が文部省調査案として提示せられましたので更に之を問題として広く青年学校教育に関する調査を進め各員の精励に依り周到なる審議を遂げました。斯くて特別委員会を開くこと既に十七回に及び各特別委員の意見の発表も一段落に達しましたので六月十七日特別委員中より更に九名の整理委員を選び各員陳述の意見を調査整理の上取纏めることとし整理委員会は同日直に開会致し伯爵林博太郎君を委員長に互選して整理に着手しましたが青年学校教育義務制は政府に於ては近く明年度より実施の予定であり其の予算編成の期日も迫つて居りますこととて取敢へず之を第一着に審議整理することと致しました。依つて六月二十二日より七月六日に至るまで毎週水曜、金曜の二回宛合計五回の会議を重ね毎回午前より午後に互り慎重審議をなし其の間当局とも十分の協議を遂げたる結果文部省調査の要綱は大体に於て適當のものなりとの全員一致の結論に到達し尙青年学校教育の重要性に鑑み実施に際し政府に対し特に留意を要望すべき諸般の事項を決定し七月六日之を特別委員会に報告せらるるに至りました。依つて特別委員会は此の整理委員長の中間報告に基き慎重審査の上全会一致報告通り可決するを適當と認め御手許に配付せられてあります報告書の通り総裁に御報告申上げた次第であります。

青年学校教育は取敢へず男子青年に対し明年度より義務制実施の予定となつてゐるのでありますが其の教育の本旨とする所を見ますれば我が国運発展の上に実に重要な地位を占むるものと考へらるのであります。今其の教育の特質とする所を簡単に申し上げますれば青年学校の対象とする生徒は概ね小学校卒業後直に社会の実務に従事してゐる青年でありまして男女合計約五百万人と推定せられ実に我が国青年層の約八割を占むる大衆であります。加ふるに青年期は教育上最も大切な時期に属し此の時期に於て教育を継続し其の心身を鍛錬することの必要なるは申上げるまでもないことと思ひます。而して此の教育に於ては国体の本義に基いて人格を陶冶すると共に青年が概ね現に実務に従事しつつある事実を鑑みまし

て其の職業及實際生活に即して教育を施し以て国民精神を振作し体位を向上し産業の開發地方の更生に寄与すると共に国防の根基に培ふことを主眼とするものであります。従つて其の制度に於ても之に依じて最も特色ある指導が出来るやうになつて居ります。即ち学校の組織内容は努めて劃一を避け克く地方の実情に適應せしめ其の教科課程、時間數、日數等の如きも他の種の学校と異なつて十分に弾力性を持たしめてゐるのであります。又教科の内容に於ても成るべく之を綜合し修身及公民科、普通学科、職業科、教練科等の數種に取り纏めて各科目相互に聯絡補益して之を授け徒に理論に流るることなく實際的体験による教育たることに重点を置くのであります。之と同時に教師も亦単に学校内に於ける教育に當るのみならず生徒の学校外に於ける實際生活をも指導することを期待せられてゐるのであります。

今や我が国内外の情勢の推移と国運の發展とに伴ひ現下の世界的轉換期に処すべき帝國の使命は愈々重きを加へてゐるのであります。此の秋に當り青年教育の普及徹底を図り以て日本青年の不屈不撓の精神と健全有為なる能力とを練磨し克く今後の時局を負担するに足るべき人物を錬成することは寔に喫緊の要務であると考へるのであります。此の目的を達成する上より見れば政府が先般男子の青年学校教育を義務とするの方針を決定せられましたことは極めて當を得たる措置であると信ずるのであります。然り而して義務制実施に関する文部省の調査要綱は現下の情勢より見て適當なものと考へるのであります。之が実施に當つては政府は宜しく斯教育の重要性に鑑み其の内容の充実向上を図るは勿論予め周到なる用意を講じ特に地方財政に及ぼす影響生徒並に保護者に対する負担等を考慮して必要な経費は之を国費に於て計上する等十分なる施設を為し義務制実施の目的を遺憾なく貫徹する決意を以て邁進せられんことを切望する次第であります。

今回提示せられました文部省の調査要綱は二十項目に分つて義務制実施の大綱を示してゐるのであります。要するに其の趣旨とする所は

第一 青年学校に就学すべき該当者は十二歳より十九歳に至る男子青年中現に小学校、中学校、実業学校等に就学して居

らない者でありまして其の保護者が此等の者を青年学校に就学せしむる義務を負ふこととなるのであります。

第二 各種学校及其の他の教育施設（例へば農民道場）の如きものも若し此等が青年学校と同等以上の教育を施すものであります場合にはそれ等の教育的効果を認めて青年が支障なくそれ等の教育を受け得るの途を開き其の間青年学校の就学義務を免除し得るものと致して居ります。又特別の学歴素養ある者に就ても適當と認むる程度に於て青年学校就学義務の全部又は一部を免除し得ることとなつて居ります。

第三 青年学校の制度及教育の内容は概ね現行の制度を基礎としてあるのであります。教授及訓練期間は五年又は土地の情況に依りては四年とし教授及訓練の科目並に時数は現行通りとして居ります。即ち科目に就て言へば男子に対しては修身及公民科、普通学科、職業科、教練科（普通科に在りては体操科）の四科目であり教授及訓練時数は普通科及本科第一年第二年に在つては一ケ年二百十時以上本科第三年以上に在つては一ケ年百八十時以上であります。尚教授訓練の時刻に就ては従来は専ら地方の情況に応じ適宜に定むべきものと致して居たのであります。が近時昼間に於て之を施すものが漸次増加致しつつある実情でありますのみならず実務青年の過勞を避くる意味に於て義務制実施後に於ては昼間の教授及訓練を原則とし土地の情況に依りては夜間の教授及訓練をも之を認めるのであります。が此の場合に於ても午後九時を過ぐることを得ざらしむる方針と致して居ります。

第四 青年学校の設置に就きましては小学校の場合と略同様に市町村に対し設置の義務を負はしむるのであります。が青年の環境よりして小学校の場合と異なつて多分に私立青年学校の設置を奨励する必要を認め従つて青年が私立青年学校に就学する場合には単に市町村長に届出づれば足ることとなつて居ります。

第五 青年の多数は特に都會地に於ては雇傭せらるる者が多いのであります。から斯かる者を就学せしむる為には勢ひ雇傭主に適當な程度の義務を負はしめる必要ありと考へられますので雇傭主に対しては就学該当者が青年学校に就学するに

足る時間を与へると同時に保護者に代つてその就学を督励する義務を課せんとするのであります。而して其の具体的内容等に就ては尚労働に関する主管省と協議の上決定致したいと言ふことであります。

第六 就学奨励に就いては文部省としても其の必要を認め相当の施設を為すべき意嚮を有することは勿論であります。此の点は特別委員会と致しましては特に重要な問題と考へ別に本教育審議会の意見を附加したいと思ふのであります。

第七 青年学校は其の制度実施以来日尚浅きが為教科用図書に於て頗る不十分の点があります。勿論此の教育は必ずしも教科書の使用を必須とするものではありませんが尚之を使用する場合適当な監督を為すの必要を認めまして政府は本年度より教科書検定の制度を実施する考へであり近く着手する予定であると言ふことであります。之に対し特別委員会は修身及公民科に関して特に意見を附して居ります。

第八 青年学校は今日に於ても特に教授及訓練時数の多きものなど特殊のものを除いては現に授業料を徴収して居らないものが多いのであります。が義務制実施後に於ては固より授業料を徴収せざるを本則として進む趣旨となつて居ります。

第九 教員の養成に就ては政府は既に義務制実施に備へて本年度其の臨時養成の施設を為しつつあるのであります。が経常的施設の拡張充実も亦考慮せらるる所であります。教員の養成は固より教育の向上を図る根本的要件とも申すべきものでありますから之に關しても亦特別委員会は詳細に政府当局に希望する所を開陳することと致しました。

第十 中央及地方の指導監督機関に就きましては現在の施設は概して甚だ不十分でありますので文部省としても之を整備充実する意図を示して居ります。

第十一 青年学校教育義務制実施の年度に就きましては昭和十四年度に於て普通科第一年第二年、昭和十五年度には本科第一年と言ふ様にして順次学年を逐つて実施し昭和十九年度を以て完成する予定となつて居ります。今日の時局に対し之が実施の急速ならむことを望むの切なるは固よりのことであります。が諸般の準備より致しまして亦財政上の負担、

産業界への影響等より申し申しましても円滑なる実現を期する為斯くの如き計画を樹てたと言ふことであります。

以上申述べました如き義務制実施に関する要綱を中心として特別委員会に於て文部当局との質疑応答は勿論各委員の意見陳述等毎回非常に熱心に試みられました結果其の要綱の内容は大体に於て異議なきものと認めて然るべしとの全会一致の結論に達したのであります。尚義務制実施の趣旨貫徹の為に必要と認むる数多の事項を附して政府に答申すべきものと考え、先刻申上げました如く此等の点を具して総裁に報告書を提出致した次第であります。

是より教育審議会の意見として答申中に織り込み度いと思ふ各項に就き御説明申上げます。

第一 青年学校は先刻申上げました通り実務に従事する青年を対象とし国体の本義に基き職業及實際生活に即して之を鍛錬し以て皇国青年を錬成することが眼目であります。殊に青年学校の目的を表示する学校令第一条の根本規定や教授及訓練改正を加ふる必要があると考へるのであります。茲に青年学校の目的を表示する学校令第一条の根本規定や教授及訓練科目の配合、其の名称等に於て此の際改正を適當とするものも多々あるべしと思はれます。併し乍ら此等は他の学校制度とも関聯して参りますので文部当局に於て克く本教育審議会に於ける意見を参酌攻究して最適切なる措置に出でられんことを希望する次第であります。

第二 凡そ教育の効果の挙がると否とは之に当る者の如何に依るものであることは今更申すまでもありませんが青年学校の如き生徒の實際生活の指導を教育の根本とするものに在つては特に其の感を深（マツ）ふるのであります。青年学校の制度は其の規則、組織、設備等凡て其の地方の实情に即して之を運用するの途を広く開いて居るのであります。此の事は学校教育の中心となる教員が克く国家の要望する所を誤りなく実現し得るやう其の養成方法に全幅の努力を傾注して始めて其の目的を達成し得るのであります。依つて特別委員会と致しましては其の精神と能力とに於て卓越せる教員を養成することを目標として将来は青年学校教員養成所の修業年限は之を三年以上に延長すること、青年学校教員養成所長の

人物銓衡には特に深甚の注意を払ふこと、工業、商業、水産の如き地方的に養成することの困難なる教員の養成に就ては国に於て適當なる施設を為すと共に農業に於ても亦必要ある場合には之を地方にのみ委せず国に於て直接其の施設を講ずること、府県立青年学校教員養成所は成るべく之を独立のものとし其の教育の特質を發揮するに遺憾なからしむること、又一旦教員となりたる者に対しても適當なる再教育を施すことなど此の際極めて緊切なる要務と認むるのであります。斯くの如く教員たる者の素質の向上に関する諸般の施設と相並んで青年学校教員の配置を各地に潤沢ならしめ總ての青年学校に相当員数の専任教員を有せしめると共に其の待遇を改善せしむる必要ありと考へるのであります。現今青年学校教員の待遇は一般に甚だ低きことは争はれぬ事実でありまして今日の如き状態にては啻に優良なる教員の招致を困難ならしむるのみならず教員をして其の地位に安んじて献身的努力を為さしむる所以でないかと考へますので当局に於て是非とも待遇改善の実を挙げられたいのであります。

第三 青年学校に於て年齢十二歳乃至十九歳の者を其の就学該当者と致しますと曩に本会に於ても論議せられました如く其の普通科は所謂義務教育年限延長の問題と牽聯して種々の關係を生ずるのであります。義務教育年限を延長して之を八ヶ年とすることに就いては特別委員会に於ても大体全員一致して其の必要を認めて居り其の考への下に目下制度及内容に關して審議を続けてゐるのであります。一面青年学校教育義務制の施行に伴ひ其の普通科を如何にすべきやの問題に就ても慎重審議の結果青年学校教育義務制施行のことは最も急速決定の上夫々準備を要する次第でありますから差当り其の普通科も此の際之を義務として実施することとし而して根本的には義務教育年限延長の問題と關聯して更に考究することと決定致しました。即ち義務教育年限延長問題の解決方法の如何に依つては青年学校の普通科は自然或は廃止せらるべきものとなるやに考へられる次第であります。而して斯くの如く若し廃止せらるるが如き場合がありましても今日普通科を義務とすることは将来の義務教育年限延長に対して何等の支障なきのみならず却つて其の準備施設たるの

効果を挙げ得るものと考へるのであります。

第四 青年学校の就学を義務と致しますときは其の義務を円滑に履行せしむる方法に就ても亦十分攻究を尽すの必要があるのであります。従つて特別委員会に於ては文部当局との間に何人に義務を負はしめ又如何なる強制方法をとるべきや等に就て種々意見の交換を致しましたが生徒本人の義務は道徳上のものと為すべく之に法令上の義務を課することは実情に適せざるものと致しまして文部当局も審議中自発的に最初提示せられました要綱第一項中に修正を加へ本人の義務は除かるることとなりました。次に保護者に対しては小学校令に於けると同じく就学の義務を負はしむるも法令上刑罰を以て之を強制するは我が国民の教育に対する特別熱心なる考へ等より見て適當ならずと認むるのであります。又雇傭主に対しても相当の義務を課することは就学督励上勿論必要でありますが如何なる程度に於て之を強制すべきかは相當熟慮を要することと思はれますので本会に於ける各種の論議を考察して当局に於て労働に関する主管官庁とも協議して最も妥當なる方策に出でられんことを希望する次第であります。

第五 青年学校の教授及訓練時数に就きましては一般に青年が産業の第一線に立つて居りまする關係上産業界に及ぼす影響を十分考慮する必要ありと認められます。従つて青年の出席を強制しますに就ては啻に其の最低時数のみならず義務として課すべき最高の時数をも定むる必要ありと考へ当局の攻究決定を促すことと致しました。

第六 教科書に就きましては曩に申しました如く本年度より検定制度を実施するのでありますから必ずや従来に比して相當改善を加へらるべきものと信ずるのであります。修身及公民科は其の科目の重要な特質に考へ速に国定教科書を編纂するを適當と考へますので差当り該科に就ては急速之が実施を望む次第であります。

第七 青年学校教育に於て特に体育の向上に重きを置くべきことは今更申すまでもありません。近時国民体位の向上を要望する声は漸次高くなつてゐるのであります。此の体位を向上せしむる為には青年学校は生徒の境遇と教育の時期時刻

等を考慮して特に最適當に其の施設を工夫する必要ありと考へます。即ち学校の設備に於ても成るべく生徒身体の発達に克く適合せしむるは勿論其の教育は青年を過勞に陥れざるやう留意し又体育の実施に當つては其の職業関係より生ずる身体上の悪癖等を予防匡正するに努め更に進んで大に其の体力を強化せしむる為適當なる各種の鍛鍊を加ふる等諸般の工夫努力を要望する次第であります。

第八 青年を就学せしむるに当りまして各自の生活と其の境遇とを考へますれば最も適當有効なる就学奨励の方策を樹立する必要があると考へるのであります。此の点は文部当局も亦其の必要を十分認められて居りますが青年の就学を完からしむる為には法令の規定のみを以て強制するも到底其の効果を全からしめる訳には行かないのでありまして中央地方共に相當の経費を支出し又官民を一体とする組織的な機構を以て之に當らざれば到底所期の目的を達成することが出来ないと考へられます。依つて政府に於ては此等の点に關し十分なる方策を確立せられんことを望みます。

第九 青年学校の指導に就きましては従来教練科の方面に於ては査閲等の方法に依り相當の効果を挙げて居りますが他の教科に就ても更に青年教育に相應しい手段を攻究し視察指導の機關を充実に其の徹底を期せらるることが義務制実施に伴ひ教育の内容を充実改善する上に必須欠くべからざるものと考へるのであります。

第十 青年学校の就学奨励の必要に就きましては先に申上げました通りであります。が市町村に於きましては此の趣旨を徹底せしむると共に広く青年学校教育振興のことに當らしむる為例へば小学校に於ける学務委員制度の如きものを参考として更に之が組織を充実拡大し郷党を挙げて参加活動せしむるやうな組織機構を必要と考へるのであります。尚就学奨励及青年学校の振興に關しましては青年団の如き密接な関聯を有する組織を活用することは最も効果的なことと考へられますので義務制実施の暁には青年団は青年学校と一層緊密なる連絡を取り常に相呼応して青年教育の充実發展に當らんことを期待するのであります。

第十一 最後に文部省の提示せられました要綱は男子青年に関する就学の義務を実施せんとするものでありますが女子に就きましても成るべく早く義務制を実現せんことを切望するものであります。国民活動の源泉を培ひ国力の進展を全うせんが為には男子と相並んで女子の教育振興を必要とすることは今更多言を要しませぬ。又国民の体位を向上せしむる為にも一日も女子の教養を忽にすることとは許されないのであります。又其の教育内容に於ても女子本来の任務に鑑み社会生活の実情を考慮して特に実的な科学的知識を啓培すると共に女子を通じて家庭生活の向上を図ることが今日の急務であると信ずるのであります。故に今日若し直に其の義務制が実現出来ないとすれば益々其の教育の内容を改善充実すると共に将来成るべく早く之が義務制を実現せられんことを希望して止まざる次第であります。而して女子に対しては其の就学義務の程度は男子に比して諸般の關係上稍之を短縮し普通科二年、本科二年乃至三年とするを適當と考へるのであります。

以上を以て特別委員が決定致しました青年学校教育義務制に関する報告大要の説明を終わります。先程申上げました通り青年学校に関する事項は諮問第一号の一部ではありますが之が実施は近く明年度に迫つて居ります關係上取敢へず之を切り離して急ぎ教育審議会より答申することを適當と認めその旨総裁に御報告致しました次第であります。何卒其の意のある所を御諒承下さいまして宜しく御審議あらんことを切望致します。

2 国民学校、師範学校および幼稚園に関する件

〔日本文化協会『日本文化』第三十三冊、一九三九年一月発行〕

昭和十三年十二月八日教育審議会第十回總會ニ於ケル諮問第一号中、国民学校ニ関スル要綱、
師範学校ニ関スル要綱及幼稚園ニ関スル要綱ニ関スル田所特別委員長報告要領

目次

- 一 経過報告
- 一 国民学校ニ関スル要綱
- 一 師範学校ニ関スル要綱
- 一 幼稚園ニ関スル要綱
- 一 結語

経過報告

本教育審議会ハ昨年十二月二十三日内閣総理大臣ヨリ「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」ニ付諮問ヲ受ケマシテ以来、本年四月十四日ニ至ル迄總會ヲ開クコト八回ニテ一応教育ノ刷新振興ニ関スル全般的意思ノ交換ヲ了リ、四月十四日ノ同總會ニ於テ原総裁ヨリ三十名ノ特別委員ヲ御指名ノ上、諮問第一号ノ審査ヲ御付託シ

リマシタ經過ハ各位ノ御承知ノ通りデアリマス。特別委員會ハ爾來毎週二回開會シ審議ヲ進メマシテ、最初審議ノ順序方法ニ付テ議シマシタ処、結局全般の關聯ヲ考慮シツツ具體的ナ基礎問題ヨリ審議ニ入ルコトトシ、先ヅ学制全般ノ礎石タル初等教育及幼児保育ノ問題ヲ採上ゲテ議題ト致シタノデアリマス。次デ之ト密接不離ノ關係アル師範教育ニ及ビ是等ニ關スル一応ノ論議ヲ終了セル時恰モ政府ヨリ青年學校教育義務制実施ニ關スル要綱ノ提示ガアリマシタノデ、改メテ之ヲ議題トシテ審議ヲ進メ、斯クテ特別委員會ヲ開クコト十七回ニ及ビ意見ノ發表モ一段落ヲ見、六月十七日特別委員中ヨリ九名ノ整理委員ヲ選定シ、前述ノ諸件ニ關シ總會並ニ特別委員會ニ於ケル各委員ノ意見ヲ整理シテ答申ノ具體案ヲ作成スベキコトヲ委嘱致シタノデアリマス。而シテ先ヅ緊急決定ヲ要スル青年學校教育義務制実施ニ關スル件ヲ取纏メテ總裁ニ報告シ、七月十五日ノ本總會ニ於テ審議決定セラルルニ至リマシタ經過ハ各位ノ御承知ノ通りデアリマス。其ノ後整理委員諸君ハ更ニ引続キ初等教育幼児保育及師範教育ニ付慎重審議ヲ繼續セラレ、八月ヨリ九月中旬ニ至ル酷暑ノ期間ヲ除キ十月五日ニ至ル迄毎週二回午前ヨリ午後二互リテ熱心ニ審議シ、其ノ間当局トモ十分懇談ヲ遂ゲ、カクテ會ヲ重ヌルコト十四回、各委員ノ精勵ニ依リ学制改革ノ第一石トシテ、全員一致ヲ以テ国民學校ニ關スル要綱並ニ幼児保育ニ關スル要綱ノ決定ヲ見タノデアリマス。更ニ其ノ後引続キ師範學校ノ部ニ入り、十一月十一日ニ至ル迄十回ノ審議ヲ經、是亦全員一致ヲ以テ師範學校ニ關スル要綱ノ決定ヲ見、是等諸案ヲ一括シテ十一月十一日不肖ハ林整理委員長ヨリ其ノ報告ヲ受領スルニ至ツタノデアリマス。依ツテ同報告ニ基ツキ特別委員會ハ三回ニ互リ慎重審議ヲ遂ゲマシテ、全員一致ヲ以テ之ヲ可決シ別紙報告書ノ通り總裁ニ御報告申上ゲタ次第デアリマス。

惟フニ現行ノ義務教育制度ハ明治四十年以來三十有余年ノ歲月ヲ經、其ノ間ニ於ケル文物ノ進歩時勢ノ推移ニハ著シイモノガアルノデアリマス。今ヤ我が國ハ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設トイフ未曾有ノ世局ニ際シ、東亞並ニ世界ニ於ケル地位ハ愈重大トナリ、思想ニ産業ニ国防ニ國家總力ノ發揚ヲ必要トシテアルノデアリマス。此ノ秋ニ當リ國民全体ニ對ス

ル基礎教育ヲ拡充整備シ、新学制ノ根柢ヲ確立スルト共ニ大国民トシテ須要ナル基礎的鍊成ヲ完ウシ国運進展ノ根基ヲ培養スルコトハ、曩ニ決定セル青年学校教育義務制ト相並ンデ教育上根本ニシテ極メテ緊要ナル国策デアリマス。此ノ事ハ之迄委員各位ノ齊シク要望セラレタ所デアリマス。依ツテ茲ニ義務教育年限六年ヲ八年ト爲シ皇国ノ道ノ修練ヲ旨トシテ其ノ内容ニ根本的刷新ヲ加フルコトトシ、教科ヲ統合シテ教育ノ徹底ヲ図リ、国民精神ノ昂揚、知能ノ啓培並ニ体位ノ向上ニ力メ、知徳身心ヲ一体トシテ国民ヲ鍊成シ、以テ内ニ国力ヲ充実シ外ニ八紘一字ノ肇国精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民ヲ育成センコトヲ期シタノデアリマス。而シテ学校ノ名称ノ如キモ小学校ヲ国民学校ト改メ、名実共ニ国民教育ノ面目ヲ一新センコトヲ期シタノデアリマス。

斯クノ如キ義務教育ノ拡充整備モ之ヲ要スルニ教師其ノ人ヲ得ルニ非ザレバ到底所期ノ効果ヲ収ムルコトハ難イノデアリマス。是ヲ以テ皇国ノ道ノ修練ヲ旨トシ、特ニ新時代ノ大国民鍊成ノ重責ニ任ズベキ人物ヲ養成センガ為師範学校ノ内容及制度ヲ根本的ニ刷新スルコトガ急務トセラレタノデアリマス。仍チ師範学校ノ程度ヲ高メ、人材招致ノ方途ヲ講ズルト共ニ其ノ内容ヲ一新シ、学校ノ全施設ヲ一体トシテ人物鍊成ノ道場タラシムルコトトシ、以テ皇国ノ世界史的使命ト国民教育ノ重要性トヲ自覚シテ、時代ノ先覺タルノ修練ヲ積マシメ、教育ヲ以テ克ク皇謨ヲ翼賛シ奉ルベキ信念ヲ養ハシムルコトト致シタノデアリマス。

更ニ国民育成ノ根基ヲ培フ意味ニ於テ就学前ニ於ケル幼児保育ノ刷新ヲ図ルコトガ肝要デアリマス。之ガ為ニハ固ヨリ家庭教育及女子教育ノ振興ヲ図ルコトガ大切デアリマスガ、晩近ニ於ケル社会ノ推移ニ伴ヒ家庭ヲ扶ケテ幼児保育ノ完キヲ期スルノ要愈切ナルモノガアルノデ、将来一層幼稚園ノ普及及発達ヲ図ルト共ニ其ノ内容ヲ充実スルコトハ国民基礎教育ノ刷新ト相俟ツテ刻下極メテ須要ト考ヘラレルノデアリマス。

以上述べルガ如ク国民ノ基礎的鍊成及之ト関聯セル教員養成ノ有スル意義ハ特ニ重大ナルモノガアルノデアリマス。是

等ノ教育ノ全般ヲ通ジテ教育ニ関スル勅語ニ昭示シ給ヘル皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシ、東亞並ニ世界ニ於ケル我が國ノ使命ノ重大ナルヲ体認セシメ、真ニ國民トシテ有為ノ人物ヲ育成スルニ力メ、光輝アル三千年ノ國史ヲ貫キテ生成發展セル肇國精神ヲ顯揚シ、皇運無窮ノ隆昌ニ貢獻スルニ至ラシムルコトハ固ヨリ申ス迄モナイコトデアリマス。

之ガ為抽象的知識ノ詰込ヲ排除シ、教育ヲシテ體驗ヲ基礎トセル具體的ノモノヲラシメ以テ知育ノ徹底ヲ期スルト共ニ創造的實踐のナル國民性ヲ陶冶スルニ力ムベキデアリマス。教育ハ本來知識ト実行、精神ト身体トヲ一ニシテ肇國以來ノ道ヲ行ズルモノデナクテハナリマセヌ。諸々ノ知識、諸々ノ動作ハ道ニ依ル實踐ヲ通シテ始メテ克ク人格ノ力トナリ、真ニ國民鍊成ノ素材トナルノデアリマス。人格ノ力トモナラズ國民トシテノ實踐ニモ関リナキ抽象的知識ノ詰込ヤ精神ヲ伴ハザル単ナル身體的動作ノ如キハ道ノ修練ヲ旨トスル我が國教育ノ本義ニ副ハザルモノデアリマス。從來ノ教育ハ動モスレバ全体の統一ヲ欠キ断片的知識ノ伝達ニ了リ、全一ナル具體的人格ヨリ離レ信念及實踐トノ關聯ヲ失フ傾キナシトシナイノデアリマス。故ニ將來斯クノ如キ弊ヲ根本的ニ改メ、教科教材ヲシテ皇國ノ道ノ修練ニ統合帰一セシムルコトガ肝要デアリマス。固ヨリ分科的知識ノ人物陶冶及國家社会ノ進歩ニ欠クベカラザルモノナルハ言フ迄モナク、教育上廣ク時代ノ要求ヲ顧慮スル要アルコトモ亦申ス迄モナイコトデアリマス。要ハ教科教材ハ云フ迄モナク學校教育ニ於ケル凡テノ施設ヲシテ皇國ノ道ノ修練ニ統合帰一セシメ、學校ヲ挙ゲテ真ニ人物ノ陶冶、國民鍊成ノ道場ヲラシメ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルベキ國民ヲ鍊成スルヲ眼目ト致シタ次第デアリマス。

以上申シ述べマシタ如キ趣旨ニ基ツイテ各要綱ヲ決定致シタノデアリマス。以下各要綱ニ付御説明申上ゲマス。

国民学校ニ関スル要綱説明

一 第一項ハ新制国民学校ノ修業年限ヲ八年トシ之ヲ以テ義務教育トスル趣旨ヲ明ラカニシタノデアリマス。之ニ依ツテ

第三項ノ如ク保護者ハ当然児童六歳ニ達シタル学年ノ始メヨリ、十四歳ニ達シタル学年ノ終リマデ、当該児童ヲ市町村立国民学校ニ就学セシムベキ義務アルコトトナルノデアリマス。市町村立国民学校ノ外ニ於テ義務教育ノ教科ヲ修ムル場合ハ、特ニ国家ノ許可スル範圍ニ限ラルベキデアリマス。

第二項ニ於テ国民学校ヲ分チテ修業年限六年ノ初等国民学校及修業年限二年ノ高等国民学校ノ二階梯トシ、此ノ両教科ヲ一校ニ併置セルモノヲ国民学校ト称スルコトトシタノデアリマス。

言フ迄モナク国民学校ハ八年ヲ通ジテ一貫セル教育ヲ施スノデアリマス。然シナガラ特ニ之ヲ初等国民学校及高等国民学校ニ区分スル所以ハ、児童十二歳ノ頃ハ身心發育上一時期ヲ画シ其ノ後所謂青年前期ノ段階ニ入ルノミナラズ中等学校トノ聯絡及児童将来ノ生活ニ付考慮ヲ必要トスルニ至ル等ノ理由ニ外ナラナイノデアリマス。

尚第十六項ニ於テ高等国民学校ノ上一年ノ特修科ヲ置クコトヲ得シメ、実業其ノ他土地ノ事情ニ適切ナル事項ニ付教育ヲ為シ得ルコトトシ、現制高等小学校第三学年ノ如キモ之ヲ特修科トシテ存置シ得ルコトトシタノデアリマス。補習科ハ之ヲ廃止スルヲ適當ト認メマス。

一 義務教育八年ヲ通ジテ其ノ教育内容ヲ根本的ニ刷新シ、皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍊成ヲ為スニ力ヲ用ヒナケレバナリマセス。此ノ点委員會ニ於テ特ニ慎重審議ヲ尽シマシタ事項ノ一デアリマシテ、我が國教育ノ本義ガ皇國ノ道ノ修練ニアルコトヲ明確ニスルト共ニ単ナル知識技能ノ伝達ニ了ルコトナク、眞ノ人物ヲ陶冶シ、皇國ノ歴史的使命ニ即シテ克ク皇運ヲ扶翼シ奉ルベキ忠良ナル次代ノ大國民ヲ育成スルヲ以テ本旨トスベキコトニ意見ノ一致ヲ見タノデアリマス。斯クノ如キ趣旨ノ下ニ初等国民学校ニアリテハ國民トシテ必須ナル基礎的陶冶ニ意ヲ用ヒ、高等国民学校ニアリテハ更ニ其ノ程度ヲ進メテ之ガ徹底ヲ期スルト共ニ國民生活ノ實際ニ即シテ實務の陶冶ヲ尊重シ、以テ國民ノ基礎的鍊成ヲ完ウスルコトト致シタノデアリマス。而シテ第四項及第五項ハ斯クノ如キ國民ノ基礎的鍊成ニ関

スル根本趣旨ヲ明ラカニシ、別紙記載ノ教科ハ更ニ之ヲ具体化シテ示シタモノニ外ナラナイノデアリマス。

第四項ハ国民学校ニ於ケル教育ノ本旨ヲ明カニシタノデアリマシテ特ニソノ一ハ国民学校ニ於ケル教育ノ全般ヲ挙ゲテ皇国ノ道ニ帰一セシメ且其ノ修練ヲ重ンズベキコトヲ示シタノデアリマス。従来各教科目ノ教授、知育ト訓育ト体育トハ動モスレバ個々分離シ全体トシテ綜合統一ヲ欠クノミナラズ抽象的形式的ニ流レ、信念トシテノ徹底ヤ実践ヘノ指導ニ遠ザカレル傾キモナシトシナカツタノデアリマス。将来之ヲ改メテ国民学校ノ教育ヲシテ皇国ノ道ヲ以テ一貫セル根柢ノ上ニ立タシメ、国民生活ノ實際ニ即シテ実践ヲ指導シ知識ノ統合ト其ノ実行トノ合致ヲ図リ、国民学校ヲシテ真ニ国民鍊成ノ場タラシメンコトヲ期待シタノデアリマス。

第四項ノ二ハ教育ノ全般ニ互リテ訓練ヲ重ンジ、殊ニ勤勞ニ依ル身心一体ノ訓練ニ意ヲ用ヒ、創造的實踐的ナル国民的性情ヲ陶冶センコトヲ期スルト共ニ教授ノ徹底、体位ノ向上及情操ノ醇化ニ力ヲ致シ、以テ知徳身心ヲ一体トシテ真ニ人物ヲ鍊成シ、東亞並ニ世界ニ於ケル皇国ノ使命ヲ自覺セシメ、大国民タルノ素地ヲ培養スベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。

一 教科ニ関シテハ従来十數ノ科目併列シ往々ニシテ個々分離的ニ取扱ハルル弊ヲ見タノデアリマスガ、新制国民学校ニ於ケル教育ノ本旨ニ照シテ是等ノ科目ヲ別紙記載ノ教科ノ如ク教科ニ統合シ、初等国民学校ニ於テハ国民科、理数科、体鍊科及芸能科ノ四教科トシ、高等国民学校ニ於テハ更ニ実業科ヲ加ヘテ五教科トシタノデアリマス。而シテ第五項ノ如ク是等ノ各教科ヲシテ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ他面其ノ特色ヲ發揮セシメ、以テ国民精神ノ徹底、科学的精神ノ涵養、身心ノ鍛鍊、技能及情操ノ陶冶、職業ニ関スル基礎的教養ヲ施シ、窮極ニ於テ是等ヲ全体トシテ国民鍊成ノ一途ニ帰一セシムルコトト致シタノデアリマス。

別紙教科ノ備考ニ記載シタル如ク、特ニ初等国民学校第一、二学年ノ教科ニ関シテハ周到ナル監督ノ下ニ之ヲ綜合教

授ト為スコトヲ認メタノデアリマス。又各教科ヲ通ジテ東亜及世界、国防ニ関スル教科ニ意ヲ用ヒ、我が国ノ歴史の使命ヲ理解セシメテ大国民トシテノ素地ヲ養フニ資シ、特ニ高等国民学校ニアリテハ公民教材ヲ尊重シテ、皇国ノ公民トシテ須要ナル教養ヲ得シムルニ力メ且卒業後ノ実生活ヲ顧慮シテ職業指導ニ十分留意スルコトト致シタノデアリマス。斯クノ如クシテ国民教育ニ於ケル各教科ノ本旨ヲ十分ニ發揮セシムルニカムルト共ニ他面教科以外ニ於ケル祝祭儀式其ノ他各種ノ学校行事ノ有スル教育的意義ヲ重視シ、之ヲ組織化シテ教育体系内ニ採入レ其ノ訓育的效果ノ發揚ニ十分留意スベキコトトシ、斯クテ学校生活ヲ全体トシテ国民トシテノ人物鍊成ニ歸一セシムルコトト致シマシタ。

尚以上ノ事ト關聯シテ、全教科ヲ通ジ教材ヲ精選シテ教育ノ徹底ヲ期スルト共ニ兒童身心ノ健全ナル發達ヲ旨トシテ負担ノ過重ヲ避ケ、学科ニ関スル教授ノ時数ノ如キ成ルベク之ヲ輕減センコトヲ希望スル次第デアリマス。

第六項ハ国民学校ニ於ケル教育ヲシテ常ニ具体的ノ国民生活ニ即セシムベキコトヲ示シタノデアリマス。郷土教材ヲ尊重スルコトトセル趣旨モ之ニ外ナリマセン。而シテ特ニ高等国民学校ニ於テハ画一ニ泥ムコトナク地方ノ實際生活ニ適切ナラシムル趣旨ヲ以テ、外国語其ノ他土地ノ事情ニ適切ナル加設科目又ハ隨意科目ヲ置クコトヲ得シメ、其ノ他教科課程ノ編制上或ル程度ノ融通性ヲ持タシムルコトトシタノデアリマス。此ノコトハ独リ教科内容ノ問題ノミニ止マラズ、校舍其ノ他ノ設備等ニ関シテモ亦同様デアリマシテ、徒ニ画一ノ弊ニ陥ルコトナク、克ク地方ノ実情ニ適切ナラシムル配慮ヲ必要トスルノデアリマス。

一 国民教育ノ内容刷新上教科書ノ有スル意義ハ大ナルモノガアリマス。第七項ニ掲ゲタル如ク義務教育ノ年限延長ニ伴フ教科内容ノ整理ト共ニ、上述内容刷新ノ精神ヲ国民教育ノ實際ニ徹底セシメンガ為、是非トモ教科書ヲ改訂シ其ノ内容ヲ一新スルコトガ必要デアリマス。

一 国民教育ノ実績ヲ挙ゲンガ爲ニハ、一面ニ於テ第八項ノ如ク学級ノ組織編制、教員ノ資格等ヲ整備充実シ国民教育ノ徹底ヲ期スルコトガ大切デアリマス。校長教員ノ統率力及薰陶力ノ及ブ範圍ハ自ラ限界ガアリ、現在一学校ノ学級數ハ二十四学級以下トシ、特別ノ事情アル場合例外ヲ認ムルコトトナツテアルノデアリマスガ、事實ニ於テ財政其ノ他ノ事情ニ依リ五十学級以上ニ及び、教育上遺憾ナルモノモ少クナイノデアリマス。将来ハ斯クノ如キ例外規定ノ場合ニ適當ナル制限ヲ加フルコトガ必要デアルト考ヘラレマス。又一学級当リ児童數定員モ現在大ニ過ギル嫌ガアルノデアリマシテ、委員会ニ於テハ財政其ノ他ノ關係ヲ考慮シ、現制定員ヨリ十人宛ヲ減ジ、初等国民学校ニアリテハ六十人、高等国民学校ニアリテハ五十人トシ、特別ノ事情アル場合各十人宛ヲ増スコトヲ得シムルヲ以テ適當ト認メタノデアリマス。

二 部教授ガ著シク教育ノ効果ヲ低下スルモノナルコトハ教育界ノ定論デアリマス。将来一層之ヲ制限シ事情已ムコトヲ得ザル場合ニ限リテ之ヲ認ムルコトトシ、一学級一教員ノ原則ニ依ラシムルコトト致シマシタ。

一 有資格教員ノ數ハ逐年増加致シテヲリマスガ尚之ヲ以テ満足スルコトナク将来一層之ガ充実ニカムベキデアリマス。身心一体ノ訓練ヲ重視シ、勤勞作業ト相俟ツテ児童ノ養護鍛鍊ニ意ヲ用ヒ、剛健ナル精神ト強壯ナル体力トヲ陶冶スルコトガ緊要デアリマシテ、第九項ハ之ニ必要ナル施設ノ整備充実ニ一層力ヲ用フベキコトヲ示シタノデアリマス。教科トシテ特ニ体鍊科ヲ特設シテ新ニ武道ヲ加ヘ、実業科ニ於テ少クトモ農耕的戸外作業ヲ課スルヲ建前トスル等ノ趣旨モ亦之ニ外ナラナイノデアリマスガ、進ンデ全校体育、学校給食其ノ他一般ニ児童ノ養護鍛鍊ニ適切ナル施設ヲ整備スルコトガ肝要デアリマス。学校園等ノ施設モ亦必要デアリマス。殊ニ都市児童ノ保健問題ハ重要デアリマシテ、在来各地ニ試ミラレツツアル虚弱児童ニ対スル林間又ハ臨海聚落ノ如キ施設ヲ一層整備スルハ勿論、一般児童ノ為郊外ニ相当規模ノ学校農園、田園寮等大自然ヲ背景トシ勤勞作業ニ依ル身心鍛鍊ノ施設ヲ特設スルコトガ望マシク、是

等ノ施設ニ対シ政府トシテ適當ナル助成方法ヲ講ズルコトガ必要デアルト考ヘマス。尚是等ト關聯シテ学校医、学校看護婦等衛生職員ニ關スル制度ヲ整備スルコトガ極メテ大切デアリマス。児童ノ養護鍛鍊ニ關スル制度施設ト相並ンデ重要ナルハ教員ノ保健衛生ニ關スル施設デアリマス。第十項ノ如ク教員療養所其ノ他ノ保健施設ノ整備拡充ニ付將來一段ト当局ノ努力ヲ期待シテ已マヌ次第デアリマス。

一 国民学校ニ於ケル教育ノ刷新ト相俟ツテ教員ノ養成並ニ再教育ニ關スル制度ヲ整備スルコトガ肝要デアリマス。之ニ關シテハ後ニ師範学校ニ關スル要綱ニ於テ説明申上ゲルノデアリマスガ、更ニ一層国民教育ノ完キヲ期スル為第十一项ニ於テ試補期間ヲ設クルコトトシ、初任ノ正教員ニシテ教員トシテノ前歴ナキ者ニ対シ、六箇月ヲ試補期間トシ、校長ヲシテ教育ノ実務及教育者トシテノ心構等ニ付特別ノ指導ヲ為サシムルコトトシタノデアリマス。是レ固ヨリ初任ノ教員ヲシテ教育者トシテノ実地修練ヲ十分積マシムル趣旨ニ外ナラヌノデアリマシテ、從ツテ試補期間中ト雖モ待遇ニ關シテハ通常ノ場合ト毫モ異ル所ナカラシムルコトトシタノデアリマス。

一 教員ノ教養ニ關スル事項ト共ニ国民教育ノ振興上重要ナルハ第十二項ノ教員俸給費ニ關スル問題デアリマシテ、是亦委員會ニ於テ極メテ熱心ニ検討セラレタノデアリマス。現在義務教育ニ關スル教員俸給ノ中約半額ハ国庫ニ於テ負担シ、之ヲ市町村ニ交付シテアルノデアリマシテ、結局教員俸給ハ市町村支弁トナツテアルノデアリマス。斯クノ如ク教員俸給ヲ市町村支弁トスルコトハ教員ノ配置上種々ノ都合ヲ惹起スルノミナラズ動モスレバ教員ノ地位ヲ不安ナラシメ、窮乏セル市町村財政ニ禍サレテ待遇ノ向上ヲ困難ニシ、甚ダシキハ教員俸給支払ノ延滞トナリ、其ノ他待遇ニ甚ダシキ不均衡ヲ來ス等教育上幾多ノ弊害ヲ醸成スル因トナツテアリマス。斯クノ如キ諸弊ヲ芟除シ真ニ教員ノ地位ノ安定ト向上トヲ図リ国民教育ノ振興ヲ期センガ為ニハ、教員俸給ヲ市町村支弁トスル現制ヲ改メ、或ハ国庫支弁又ハ府県支弁ト為ス等有効適切ナル支弁ノ方途ヲ攻究スルコトガ極メテ肝要デアリマス。而シテ之ガ為俸給費ノ負担

關係ニ付再検討ヲ為スコトガ必要トナルノデアリマス。

抑々国民学校ニ要スル經費ハ國ニ於テ負担スベキモノナルコトハ義務教育ノ本旨ニ顧ミテ明ラカナルモ、他面其ノ教育ハ市町村住民全体ノ福祉ニ關係スル所極メチ深キモノアルヲ以テ、市町村自体ニ於テモ或ル程度之ガ經費ヲ分担スルコトハ斯教育振興上適當デアルト考ヘラレルノデアリマス。然シナガラ今日ノ如ク國庫ノ負担ハ教員俸給ノ半額ノ程度ニテ、残余ハ設備費等ト共ニ總テ之ヲ市町村ノ負担ト為ス建前トスルコトハ、義務教育ノ本旨並ニ市町村財政ノ現状ニ稽ヘ妥當ナラザルモノアルノミナラス、前述ノ如ク教員俸給市町村支弁ノ方法ト相俟ツテ国民教育ノ振興上極メテ遺憾ナルモノガアルノデアリマス。依ツテ將來之ヲ改メ、少クトモ教員俸給ニ關シテハ全額國庫負担ト為スノ建前ヲトルコトガ最モ適當ニシテ緊切ナルコトハ委員ノ一致セル所デアリマス。固ヨリ之ガ實現ハ國家財政ノ現状ニ照シ容易ナラザルモノアリト雖モ、國民教育刷新ノ重要性ニ鑑ミ、政府ハ宜シク万難ヲ排除シテ適當ナル具体的方策ヲ樹立シ、速ニ之ガ實現ニ努力セラレタイノデアリマス。

一 義務教育年限ノ延長ニ伴ヒ一段ト就學奨励施設ノ整備強化ヲ要スルヲ以テ第十三項ニ於テ特ニ其ノ必要ヲ言及シタノデアリマス。而シテ本項モ亦委員各位ノ間ニ熱心ニ論ゼラレタノデアリマシテ、從來ノ就學奨励費ノ程度ヲ以テシテハ甚ダ不十分ナリトシ、或ハ特別ノ基金制度ヲ設クベシトシ、或ハ大規模ノ財團ヲ設置スベシトスル等種々ノ意見ガアツタノデアリマシタガ、之ヲ要スルニ当局ニ於テ中央地方ヲ通ジ相当巨額ノ經費ヲ増額支出スルノ途ヲ講ズルト共ニ有効適切ナル就學奨励ノ具体的方策ヲ樹立シ、新制義務教育ノ普及徹底上万遺漏ナキヲ期セラレタイノデアリマス。之ト同時ニ救護法、工業労働者最低年齢法、工場法等各種社会法制ノ整備ヲ必要トスルノデアリマシテ、是亦当局ノ尽力ヲ期待スル次第デアリマス。而シテ貧困ニヨル就學ノ猶予及免除ノ規定ヲ削除シ、邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナキ聖旨ノ徹底ヲ期シタイノデアリマス。

一 第十四項ハ特殊教育施設ニ関スルモノデアリマス。精神又ハ身体ニ故障アル為国民学校ニ於ケル正当ノ義務教育ヲ受クルニ適セザル児童ノ教育ニ関シテハ、現在其ノ施設甚ダ不備不振ノ憾ミガアルノデアリマス。殊ニ肢体不自由児ニ對スル教育ニ至ツテハ殆ド閑却サルル現状デアリマス。政府ニ於テハ將來是等ノ児童ニ對シ特別學級其ノ他ノ特殊教育施設ノ整備ニ関シ適當ナル方策ヲ樹ツルト共ニ之ガ助成ノ方法ヲ講ジ、不幸ナル児童ヲシテ聖代ノ恩沢ニ浴セシムルニ遺憾ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

一 盲聾啞児ノ教育ニ関シテハ漸次普及シ今日既ニ相當ノ就學率ヲ見テアルノデアリマス。之ニ對シテハ更ニ一歩ヲ進メ國民学校ニ準ジテ速ニ義務制ヲ施行シ、併セテ之ガ就學奨励施設ノ整備ヲ期シ、一般児童ト齊シク國民教育ニ均霑セシメテ他日國民トシテノ本分ヲ遂行スル上ニ遺憾ナカラシムルコトガ必要デアリマス。速ニ其ノ實現ニ對シ政府ノ努力ヲ要望スル次第デアリマス。

一 学校ト家庭並ニ社会ト相俟ツニ非ザレバ國民学校ニ於ケル教育ノ完全ナル効果ヲ収ムルコトハ難イノデアリマス。此ノ意味ニ於テ第十五項ハ特ニ学校ト家庭トノ聯絡ニ付一層留意スルコトトシ、之ガ為例ヘバ児童相談所等適切ナル施設ノ整備ヲ希望致シタノデアリマス。之ト同時ニ郷土社会トノ聯絡ニ関シテモ亦十分意ヲ用フルコトガ肝要デアリマス。

一 第十七項ハ義務教育八年制ノ実施ニ件フ青年学校普通科トノ關係ヲ明ラカニシタノデアリマス。此ノ事ニ関シテハ、曩ニ青年学校教育制実施案ニ関スル答申決定ノ當時、義務教育年限延長ヲ議スルニ際シ之ヲ攻究スルコトトナツテアルノデアリマシテ、今回慎重研究ノ結果國民学校教育義務制ヲ実施スル上ハ其ノ教育ノ本旨ニ鑑ミ青年学校普通科ハ之ヲ廃止スベキモノデアルトイフコトニ意見ノ一致ヲ見タノデアリマス。然シナガラ八年義務ノ完全ナル普及徹底ヲ一時二期待スルコトハ、仮令就學奨励施設其ノ他ニ万全ヲ期スルト雖モ尚困難ナル場合モアラウカト考ヘラレルノデ

アリマシテ、真ニ已ムヲ得ザル特別ノ事情アル場合ニ限り、当分ノ間高等国民学校ニ簡易ナル課程ヲ設ケ、之ヲ以テ就学義務ヲ完了シ得ルヤウ便宜ノ処置ヲ講ズルコトハ、蓋シ已ムヲ得ザル必要ノ措置デアルト思フノデアリマス。

一 最後ニ第十八項ハ政府ニ於テ本案ニ依ル国民学校ノ新制ヲ実施セラルルニ当リ、其ノ効果ヲシテ完カラシメンガ為現職ノ教員ニ対シ適切ナル再教育ヲ施シ、新制度ニ付明確ナル理解ヲ与ヘ国民学校ノ新ナル教育精神ヲ十分徹底セシムルニ力ヲ致サレンコトヲ希望シタ次第デアリマス。

師範学校ニ関スル要綱説明

一 新制師範学校ハ申ス迄モナク国民学校ノ教員ヲ養成スル所デアリマシテ、国家トシテ之ニ期待シ之ニ求ムル所大ナルモノアルハ言フヲ俟タナイノデアリマス。然シナガラ国民学校教員ノ配置並ニ需給ノ調節等ヲ適正ナラシメ、地方ニ於ケル国民教育ノ振興ヲ期スル意味ニ於テ之ヲ第一項ノ如ク道府県立トシ、其ノ設置維持ヲ道府県ノ義務ト為スト共ニ其ノ運営上地方ノ実情ニ適合セシムルヲ以テ適當ト認メタノデアリマス。

一 第二項及第三項ハ新制師範学校ノ骨子ヲ為セル修業年限及入学資格等ニ関スルモノデアリマシテ、委員会ニ於テ特ニ慎重検討ヲ加ヘマシタ事項ノ一ツデアリマス。仍チ新制師範学校ニ於テハ時代ノ進運ト国民基礎教育義務制ノ拡充整備トニ伴ヒ、従来ノ第一部及第二部ノ區別ヲ撤廃シテ之ヲ一元化シ、中学校高等女学校及是等ト同程度ノ実業学校等広ク各種ノ中等学校卒業程度ヲ以テ入学資格トシ、中等教育ノ基礎ノ上ニ国民学校教員トシテ必要ナル教育ヲ施スコトトスルト共ニ其ノ程度ヲ高メテ修業年限ヲ三年トシ、専攻科ハ之ヲ廃止スルコトト致シタノデアリマス。

然シナガラ従来ノ經驗ニ徴シ中等学校卒業者ノミヲ以テシテハ所要ノ適材ヲ得ルコト困難ナル場合アルコト、高等国民学校卒業者就中農村地方ニ於ケル高等国民学校出身ノ適材ヲ入学セシムル必要アルコト及教員配置ノ適正ヲ図ルコ

ト等ノ理由ニ依リ、高等国民学校卒業者ニ対シテモ、適當ナル教育施設ヲ設クルコトニ依ツテ師範学校入学ノ途ヲ開クコトトシタノデアリマス。而シテカカル施設ニ対シ学資給与ノ方途ヲ講ズベキコトニ付テハ委員會ニ於ケル一致セラル意見デアリマス。

尚前項ニ於テ中等学校卒業程度ヲ以テ入学資格ト致シマシタ趣旨ノ中ニ、青年学校卒業者ニシテ中等学校卒業相当ノ実力ヲ有シ、将来国民学校教員タルニ適スト認メラルル者ニ対シテモ、銓衡ノ上入学ノ途ヲ開クコトモ考慮サルベキモノト考ヘル次第デアリマス。

一 師範学校ノ教育内容ヲ根本的ニ刷新シ、新時代ノ大国民育成ノ任ニ當リ、真ニ地方教化ノ中心タルベキ教育者ヲ養成スルニ力メナケレバナリマセヌ。此ノ点ニ関シテモ亦委員會ハ慎重ナル研究ヲ遂ゲタノデアリマシテ、我が国教育ノ本義ニ則リ、特ニ教育者タルベキ人物ノ鍊成ニ力ヲ致スベキヲ決定シタノデアリマス。第四項以下第十一項迄ハ斯クノ如キ教育者タルベキ人物ノ養成ニ関スル根本趣旨ヲ明ラカニセルモノニ外ナラナイノデアリマス。而シテ第四項ハ師範学校教育ノ本旨ヲ明ラカニシ、特ニ其ノ一ハ学校ノ教育ヲ挙げテ皇国ノ道ノ修練ヲ為スヲ以テ旨トシ、特ニ実践躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積マシメ、教育ヲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ信念ヲ養フコトトシタノデアリマス。又其ノ二ハ教育ノ全般ニ互リテ訓練就中勤勞ニ依ル身心一体ノ訓練ヲ重ンジ、学識ノ深化ヲ期シ、体位ノ向上ヲ図リ、情操ノ醇化洗練ニ力ムルコトトシ、東亞並ニ世界ニ於ケル皇国ノ使命ト国民教育ノ重大性トヲ体認セシメ以テ克ク大国民鍊成ノ重責ニ任ズベキ識見力ヲ養ヒ、真ニ新時代ノ教育者タルベキ人物ヲ鍊成スベキコトヲ示シタノデアリマス。第五項及別紙記載ノ教科ハ教科ニ関スル大綱ヲ示シタノデアリマシテ、前述師範学校教育ノ本旨ニ照シ、教育ハ之ヲ国民科、教育科、理科、実業科、体鍊科及芸能科ノ六教科トシ、女子ニアリテハ之ニ家政科ヲ加ヘテ七教科トシ、統合ノ趣旨ヲ明ラカニスルト共ニ統合ノ精神ノ中ニ各科目ノ系統的分科的知識ノ深化ヲ図ルコトトシタノデアリマ

ス。

別紙教科ノ備考ニ記シタル如ク上述ノ教科ハ總テ之ヲ必修セシムル外、特定ノ科目ニ付一層深ク研修セシムルコトトシ、一般の教養ノ上ニ専門の素養ヲモ積マシメンコトヲ期シタノデアリマス。全教科ヲ通ジ東亞及世界並ニ国防ニ関スル教材ニ十分留意シテ大国民鍊成ニ須要ナル識見ト氣宇トヲ養フコトトシ、地方研究及職業指導ノ教材等ニ依ツテ国民生活ノ實際ニ適切ナル指導ヲ為シ得ル素養ヲ与フルニ資セシムルコトトシ、更ニ各教科ノ教授就中国民科ノ教授ニ当リ特ニ宗教ニ関スル教材ニ留意シテ、宗教ニ対スル正シキ理解ヲ与へ、純正ナル宗教的情操ノ啓培ニ資センコトヲ期シタノデアリマス。又農業ノ教育的価値及農村教育ノ重要性ニ鑑ミ之ヲ凡テニ必修セシムルコトトシ、殊ニ教育実習ヲ重ンジテ相当長期ニ互リ附属ノ国民学校ニ於テ実習セシムルノミナラズ、一般ノ国民学校ニ委託シテ實際ニ即セル実習ヲ為サシムルコトト致シタノデアリマス。

上述ノ趣旨ヲ徹底セシムル上ニ於テ第七項ノ如ク教科書ノ編纂ニ留意シ、標準教科書ノ制ヲ一層拡充整備スルコトガ必要ト考ヘラレマス。

一
以上ノ如クシテ師範教育ニ於ケル教科ノ意義ヲ十分ニ発揚セシムルト共ニ以下ニ述ブルガ如キ教科以外ニ於ケル各種ノ施設ノ有スル教育的意義ヲ尊重シ、学校生活ヲ全体トシテ克ク教育ノ効果ヲ収ムルニ力ムルコトガ肝要デアリマス。第六項ハ教科ヲ統合シ知識ノ本質の統一ト其ノ行の發展ヲ図ル為、例ヘバ道場ニ於ケル行の修練、古典研究、勤勞作業等特ニ修道ニ関シ適切ナル方法施設ヲ講ジテ凡テニ之ヲ必修セシムルコトトシ、講堂、教室、寮舎其ノ他ニ於ケル訓練ト相俟ツテ、皇国ノ道ニ基ツク人生觀世界觀ノ体認、学行一体ノ修練ヲ積マシメ、道ニ対スル確乎タル信念ヲ得シムルト共ニ教育者タルノ自覺ヲ深メシメ、克ク教育ノ具体的効果ヲ収メンコトヲ期シタノデアリマス。

修道ノ具体的施設ニ関シテハ委員会ニ於テモ十分論議セラレタノデアリマシテ、或ハ教育上ノ適地ヲ選定シテ学習ト

勤労作業トヲ結合セル修養道場ヲ特設スベシトシ、或ハ進ンデ滿支大陸ニ之ヲ施設シテ大國民トシテノ人物修練ヲ為サシムベシトスル各種ノ意見ガアツタノデアリマスガ、之ヲ要スルニ独リ修養道場ノミニ限ラズ各学校ニ於テモ最も適切ナリト信ズル方法施設ヲ攻究シ、其ノ実効ヲ収ムルニカムベキデアリマス。而シテ之ニ必要ナル時数ハ各学校ニ於テ適當ニ定メ、教科ノ教授時数ノ内外ニ互リテ之ヲ課シ得ルコトトシタノデアリマス。

一 人物鍊成上寮舎ノ有スル意義ハ洵ニ大ナルモノガアルノデアリマス。新制師範学校ニ於テハ特ニ寮舎ニ於ケル教養訓練ヲ重ンジ、全生徒ヲ入寮セシムル^{トシ}共ニ家族の家庭的の教育ノ長所ヲ採入レルコトトシ、校長以下全職員ヲ挙ゲテ之ガ指導ニ当リ、全体トシテ団体的の生活ノ訓練ヲ積マシムル一面家族の親和ノ中ニ日常ノ生活訓練及身心ノ修養鍛鍊ニ力メシムルコトトシ、講堂、教室等ニ於ケル教育ト一体トナツテ学校教育ニ於ケル寮舎ノ眞価ヲ發揮セシメンコトヲ期シタノデアリマス。

尚寮舎ニ於ケル訓育ノ徹底ヲ期スル為、寮主監及寮監若干名ヲ置キ教頭及教授ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトト致シマシタ。

一 附属国民学校及附属幼稚園ハ申ス迄モナク師範学校教育ノ成素トシテ極メテ重要ナル存在ナルニモ拘ハラズ、從來動モスレバ本校ニ於ケル教育ト別々ニナリ勝デアリマス。将来斯クノ如キ弊ヲ改メンコトヲ期シ第九項ノ如ク職員組織ニ関シテモ適當ナル方法ヲ講ジ、常ニ本校ト一体トナツテ十分其ノ使命ヲ發揮スルニ力メシメ、適切ナル教育実習ノ場所タラシムルト共ニ地方ニ於ケル国民学校ノ模範タラシムルコトトシ、其ノ研究機能ノ振興ヲ図ルコトトシタノデアリマス。

在来ノ附属校ハ本校トノ關係上其ノ施設經營及教育方法等都市の二傾キ、地方ノ実情ニ即セザル嫌ヒナシトシナイノデアリマス。之ヲ改メテ地方教育ノ實際ニ適切ナラシムルニ力メ、本校内ニ設クルノミナラズ必要ニ応ジ農漁村等ニ

モ附屬校ヲ設クルコトト爲スベキデアリマス。尚前ニ述ベマシタ委託教育實習ノ如キモ同様ノ意味ニ於テ重要ナルモノト考ヘマス。

第十項ハ校友會其ノ他ニ関スル事項デアリマス。身心ノ鍛鍊、人物ノ修練上校友會其ノ他ノ組織ヲ以テ行ハルル体育的並ニ文化的諸施設ノ有スル意義モ亦大ナルモノガアルノデアリマス。校長指導ノ下ニ適正ニ之ガ整備充實ヲ図リ、講堂、教室、寮舎等ニ於ケル教育ト併セテ教育ノ要素タラシメ、其ノ效果ヲ収ムルニカムルコトガ肝要デアリマス。

以上ノ外第十一項ノ如ク祝祭儀式其ノ他各種ノ行事及集團勤勞作業等ノ教育的意義ヲ重視シ、之ヲ組織化シテ教育体系内ニ採入レ其ノ訓育的效果ノ發揚ニ十分留意スルコトトシタノデアリマス。

之ヲ要スルニ新制師範學校ニ於テハ從來各教科ノ間ノミナラズ各教育施設相互ノ間ニ存シタル個々分離ノ傾向ヲ根本ヨリ改メ、講堂教室運動場等ニ於ケル教育、修道ノ施設、寮舎ニ於ケル訓育、附屬校ニ於ケル教育實習、校友會、祝祭儀式其ノ他各種ノ行事及集團勤勞作業等學校ニ於ケル凡ユル教育的施設ヲ一体トシテ皇國ノ道ノ修練ニ統合歸一セシメ、學校ノ全施設ヲ挙げテ道ノ実践、教育者鍊成ノ道場タラシムルコトガ極メテ肝要デアリマス。

一 以上師範學校ニ於ケル教育内容刷新ノ根本趣旨ヲ明ラカニシタノデアリマスガ、斯クノ如キ趣旨ヲ体シテ斯教育ヲ一新シ、潑刺タル内容ヲ以テ克ク新時代ノ國民學校職員タルベキ人物養成ノ実績ヲ収メンガ爲ニハ、斯教育ノ任ニ當ルベキ校長教職員ノ識見教養ヲ高ムルコトガ最モ肝要デアリマス。第十二項ハ之ニ関シ必要ナル二三ノ事項ヲ示シタノデアリマシテ、先ヅ以テ教員ニ對シ十分ナル再教育施設ヲ講ジ、其ノ教養識見ヲ高ムルト共ニ新教育ニ對スル十分ナル理解ト熱意トヲ持タシムルコトトシ、之ト同時ニ真摯ナル研究修養ノ氣風ヲ振作シテ校長以下全職員一体トナツテ常ニ新教育ニ對スル研究協議ヲ遂ゲシムルコトトシ、之ガ爲ニ必要ナル研究ノ組織ト施設トヲ整備センコトヲ期シタノデアリマス。

更ニ重要ナルハ教員養成ノ問題デアリマス。惟フニ師範学校教員タル者ハ専門ノ知識技能ト共ニ広く一般の教養ト識見ヲ有シ、国体ニ徹シ時代ヲ達観スルト共ニ国民教育ノ實際ニ通ジ教育的熱意ノ旺盛ナル人物タルヲ要スルノデアリマシテ、之ガ養成及検定ニ当リ特ニ此ノ点ニ意ヲ用フルコトガ肝要デアリマス。

一 新制師範学校ニ於ケル教育ノ効果ヲシテ完カラシムル為ニハ第十三項及第十四項ノ如ク一面ニ於テ職員組織並ニ教授定員ノ充実ヲ図ルコトガ肝要デアリマス。而シテ職員組織ニ付テハ教授助教授ノ外、新ニ教頭ヲ置キテ修道及寮舎ニ於ケル教育其ノ他校務ニ関シ校長ヲ輔佐セシムルコトトシタノデアリマス。固ヨリ是等ノ事項ハ校長ノ統督スル所デアリマスガ、要ハ新制師範学校ニ於ケル教育ノ徹底ヲ期スル為其ノ重要ナル事項ニ関シ校長ノ輔佐役ヲ置キ、教育刷新ノ実績ヲ遺憾ナカラシメンコトヲ期スル趣旨ニ外ナラナイノデアリマス。更ニ教授定員ノ充実ニ意ヲ用ヒ、教科並ニ教授時数ノミナラズ師範教育ノ趣旨達成ニ必要ナル事項ヲ考慮シテ教員数ハ一学級ニ付二人半ヲ下ラザルコトトシ、九学級未満ノ学校ニ対シテハ更ニ二人ヲ加フルコトトシタノデアリマス。

一 第十六項ハ入学者選抜、第十七項ハ生徒ノ学資ニ関スル事柄デアリマス。師範学校教育ノ重要性ニ鑑ミ、生徒ニ適材ヲ集ムルコトノ緊要ナルハ申ス迄モアリマセヌ。此ノ意味ニ於テ師範学校入学者選抜ニ関シ特ニ意ヲ用フルコトガ肝要デアリマス。其ノ具体的方法トシテ市町村長又ハ出身学校長ヨリ推薦セシムルヲ可トスル等ノ意見モアリマシタガ、要スルニ学力ト共ニ特ニ人物及健康ニ留意シテ銓衡セシムルコトト致シタノデアリマス。

一 入学者ノ銓衡ニ留意スルト共ニ生徒ノ学資ニ付師範学校令制定当時ノ精神ニ依リ、現在ノ不徹底ナル給費制ヲ改メテ国民学校教員ノ養成ハ公費ヲ以テスル建前ヲ採リ、師範学校生徒ノ学資ハ之ヲ国库ニ於テ負担スルコトトシタノデアリマス。斯クノ如ク国家ガ国民学校教員ノ養成ヲ重視スル事ニ依ツテ師範学校生徒ノ矜持ヲ高カラシムルト共ニ適材ヲ広く各方面ヨリ求ムル上ニ貢献スル所蓋シ大ナルモノアルヲ確信スル次第デアリマス。

尚第十八項ニ於テハ前項ト關聯シテ師範學校ノ卒業者ニ對シ一定期間必ズ國民學校教員タルベキ義務ヲ負ハシメタノデアリマス。

一 師範學校生徒定員ハ教員ノ需給ヲシテ適正ナラシムルヲ旨トスベク、其ノ男女教員ノ割合ニ付テハ國民教育ノ實際ヲ顧慮シテ適當ニ定ムルコトガ肝要デアリマス。現状ニ於ケル男教員ニ對シ女教員一ノ割合ハ從來ノ經驗ニ徴シテ妥當ト考ヘラレルノデアリマシテ、第十九項ニ示シタル如ク新制師範學校ノ男女生徒定員ハ大体此ノ割合ヲ目標トシ、地方ノ実情ヲ參酌シテ適當ニ定ムベキコトト致シタノデアリマス。

一 國民學校教育ノ養成ニ十分力ヲ尽スト共ニ他面國民學校教員ヲシテ常ニ時代ノ進運ニ適應セル識見教育ヲ得シムルヤウ特別ノ施設ヲ講ズルコトハ、國民教養ノ振興ヲ期スル上ニ於テ極メテ緊要デアリマス。之ガ為第二十項ニ於テ教員再教育ニ關スル恒久的の制度ヲ確立シ、教員ヲシテ凡ソ五年毎ニ三箇月程度ノ期間ニ互リ、必要ナル研修ヲ為サシムルコトトシタノデアリマス。其ノ他必要ニ応ジ適宜短期ノ講習ヲ為スベキハ申ス迄モアリマセヌ。再教育ノ方法等ニ關シテモ委員會ノ論議ヲ見タノデアリマスガ、單ナル講演講習ニ了ルガ如キコトナク教育ノ實地經驗ノ上ニ真摯ナル研究ヲ遂ゲ、学行ヲ一体トセル修練ヲ積マシメルコトガ肝要デアリマス。

一 第二十一項ハ新制師範學校ノ卒業者及之ト關聯セル國民學校教員一般ノ優遇ニ關スル事項デアリマス。本件ハ教員俸給費國庫負担ノ問題等トモ關聯シテ國民教育ノ刷新振興上極メテ重要ナル問題ナルト共ニ新制師範學校ニ人材ヲ招致スル上ニ大ナル關係ヲ有シ、斯教育振興上重要ナル意義ヲ有スル問題デアリマシテ、委員會ニ於テモ特ニ慎重審議ヲ尽サレタ事項ノ一ツデアリマス。其ノ結果全会一致ヲ以テ大要次ノ如ク決定ヲ見タノデアリマス。第一ニ俸給表、俸給義務額並ニ最低額等俸給ニ關スル諸規定ヲ改ムル外、適當ニ初任給及教員俸給平均額ヲ増加スルコトトシ、年功加俸ノ支給方法ニ付テモ公立中等學校職員ト同様ニ取扱ヒ、成績佳良ナルモノニ限り之ヲ支給スルノ制度ヲ改メテ教員

全部ニ対シ之ヲ支給スルノ方法ト致シタノデアリマス。又校長及教員ノ官等叙位叙勲等身分上ノ待遇ニ関シテモ一層優遇ノ途ヲ講ズルコトトシ、其ノ他中等学校第二学年以下ノ教授担任資格ヲ認ムルコト等モ亦適當ト認メタノデアリマス。

附属国民学校ニ関シテハ特ニ国民学校中ノ有能ノ士ヲ迎ヘテ其ノ教員タラシムル実情ニ顧ミ、其ノ待遇ニ付テハ少クトモ一般ノ国民学校教員ニ準ジテ優遇スベキデアリマス。

尚従來動モスレバ教員トシテ相当ノ經驗ヲ積ミ尚將來アル人物ニシテ、教員ノ配置其ノ他ノ都合ニ依リ退職ヲ余儀ナクセシメラルル傾キナシトシナカツタノデアリマス。斯クノ如キハ教員ノ地位ヲシテ不安ナラシメ、国民教育ノ刷新延イテ師範教育ノ振興上甚ダ遺憾トスル処ナルヲ以テ、將來カカル弊害ヲ芟除スルヤウ教員ノ需給ノ調節其ノ他ヲ適正ナラシメ、教員ノ地位ヲ安定セシムルコトガ極メテ肝要デアリマス。此ノ事ハ各委員ノ一致セル意見デアリマシテ茲ニ敢ヘテ附言スルコトト致シタ次第デアリマス。

一 師範学校職員ノ待遇ハ之ヲ専門学校ニ準ジテ向上セシメ、優秀ナル人物ヲ迎フル用意ヲ為スコトガ必要ナルハ是亦委員會ニ於ケル意見ノ一致セル所デアリマス。第十五項ニ於テハ校長ハ勅任又ハ奏任、教頭及寮主監ハ奏任トシ、教授及寮監ハ奏任官待遇、助教授ハ判任官待遇ト為スコトト致シタノデアリマス。

更ニ第二十三項ニ於テ師範学校教員俸給費ノ負担ニ付テ定メ、師範学校ノ設置及維持ニ要スル經費ハ原則トシテ第二十二項ノ如ク道府県ノ負担デアリマスガ、師範学校教育ノ国家的重要性ニ鑑ミ校長及教頭ノ俸給ハ特ニ之ヲ国庫支弁トシ、教授、助教授及其ノ他ノ教員ノ俸給ハ其ノ半額ヲ国庫ヨリ補助スルヲ以テ適當ト認メタノデアリマス。

幼稚園ニ関スル要綱説明

一 幼稚園ノ制度ハ逐年発達ノ趨勢ニアルモ、其ノ數昭和十一年度ニ於テ約二千ヲ算スルニ過ギマセン。而モ其ノ中官立、公立ハ少数ニシテ大部分ハ私人ノ經營ニカカルノデアリマス。向後國家トシテ一層之ガ普及発達ニ意ヲ用ヒ、殊ニ父母共ニ勞働ニ従事スル者多キ都會地及農繁期ニ於ケル農村等ニ對シテハ一段ノ力ヲ注グベキデアルト思フノデアリマス。是等ノ地域ニ對シ、教育上幼稚園ノ設置ヲ容易ナラシムル方途ヲ講ズル要アルト共ニ簡易ナル季節ノ幼稚園ヲモ設ケ得ル途ヲ開キ、家人ヲシテ安ンジテ勞働ニ従事セシムルノミナラズ幼児ヲ教育的ニ保護スルコトハ極メテ必要ナル措置デアルト信ズルノデアリマス。

一 幼稚園ノ任務ハ申ス迄モナク幼児ノ身心ヲ健全ニ発達セシメ、善良ナル性情ヲ涵養シ、家庭教育ヲ補フコトニ在ルノデアリマスガ、將來一層斯クノ如キ保育内容ノ刷新ヲ期スルコトトシ、純真ナル性情ノ涵養ト共ニ特ニ一層幼児ノ保健養護ニ留意シテ強健ナル身体ノ基礎ヲ作ルニ努メ、知的負擔ヲ多クスルガ如キハ嚴ニ戒シムベキデアリマス。又躰ヲ重視シテ日常生活ニ於ケル正シキ習慣ヲ得シムルニ力メ、國體ニ對スル敬虔ナル心情ヲ啓培シ、団体生活ヲ指導スル等ハ極メテ大切ト考ヘラレルノデアリマス。

一 保育内容ノ刷新ハ畢竟保母養成機關ノ整備充實ニ待タナケレバナリマセヌ。我が國ニハ未ダ規制ノ保母養成制度ハ確立セラレテヲナイノミナラズ、女子高等師範學校内ニ便宜上設ケラルル保育実習科ヲ除キ、現存スル三十有余ノ養成所ハ總テ私人ノ經營ニ委ネラレ、其ノ程度ノ如キモ概ネ中等學校卒業後修業年限一年トナツテタルノデアリマス。然シナガラ文物ノ進歩著シク幼児保育ノ國家的重要性ガ愈々加ハレル今日、之ヲ等閑ニ附スルコトナク一日モ速ニ保母養成制度ヲ確立シ、其ノ修業年限ハ少クトモ二年以上ト為スベキデアリマス。

保母養成制度ノ確立ト相俟ツテ之ガ指導監督機關ヲ整備スルト共ニ保母優遇ノ途ヲ講ズルコトハ、保育制度ノ実績ヲ挙グル上ニ於テ極メテ肝要デアリマス。

一 幼稚園ハ前ニモ述ベタル如ク、家庭ヲ扶ケテ幼児ノ身心ノ適正ナル発達ヲ遂ゲシムルヲ以テ本旨トシ、特ニ社会的の乃至教育的理由ニヨツテ家庭ニ求メ得ザル発達ノ機会ヲ与フルニ力メルコトガ大切デアリマス。此ノ意味ニ於テ一層家庭トノ聯絡ヲ密接ナラシムベキ方法施設ヲ講ズルコトガ肝要デアリマス。之ニ依ツテ當ニ幼稚園ノ職能ヲ完ウシ得ルノミナラズ、延イテ家庭教育ノ改善ニ裨益シ幼児保育ノ全キヲ期スルコトガ出来ルノデアリマス。

一 最後ニ委員会ニ於ケル一致ノ意見トシテ附加スベキハ幼稚園ト託児所トノ關係デアリマス。申ス迄モナク前者ハ専ラ幼児保育ノ教育的必要ニ出発シ、後者ハ労働者ト共ニ乳幼児ノ保護ヲ目的トスル社会事業トシテ発達シタノデアリマシテ、現在両者ハ行政上ノ指導監督ニ於テ系統ヲ異ニ致シテアルノデアリマス。然シナガラ實際託児所モ単ニ乳幼児ノ保護ノミニ止マラズ大体幼稚園ト同様幼児ノ保育ヲ致シテアル実情デアリマシテ、斯クノ如キ教育的機能ニ付テハ教育行政上ノ立場カラ配慮セラルベキモノガアルヤウニ考ヘラレルノデアリマス。幼児保育ノ重要性ニ鑑ミ、是等ノ点ニ関シテハ今後政府ニ於テ十分慎重ナル研究ヲ遂ゲ、幼児保育上有効適切ナル措置ヲ講ゼラレタイノデアリマス。

結 語

以上ヲ以テ特別委員会ガ決定致シマシタ国民学校ニ関スル要綱、師範学校ニ関スル要綱並ニ幼稚園ニ関スル要綱ノ説明ヲ終リマス。前ニモ申シ述ベマシタ如ク国民学校ノ教育ハ国民全体ニ対スル基礎教育デアリマシテ、学制全般ノ根柢ヲ為スモノトシテ重要ナルノミナラズ、国民生活ノ實際ニ影響シ国運ノ将来ヲ左右スル所極メテ大ナルモノガアルノデアリマス。師範学校教育ノ国家的重要性モ亦カカル国民教育トノ關係ニ於テ存スルノデアリマス。他方幼児保育ハ国民教育ノ素地ヲ培フモノトシテ、是亦重要ナル教育ノ基礎問題デアリマス。我が国ハ今ヤ東亞ノ新秩序建設トイフ曠古ノ大業ヲ前ニシテ国家総力ノ最高ノ発揚ヲ焦眉ノ急務ト致シテアルノデアリマス。此ノ秋ニ当リ政府ニ於テ

ハ刻下最モ緊要ノ是等一聯ノ基礎的問題ヲ教育国策トシテ、一日モ速ニ之ガ実現ニ向ツテ邁進セラレンコトヲ切望シテ已マナイノデアリマス。

而シテ本案ノ如キ教育ノ内容及制度ノ全面ニ互ル根本的刷新ノ実績ヲ挙ゲンガ為ニハ周到ナル用意ノ下ニ具体的方策ヲ樹テ之ガ実施ニ臨ムコトノ必要ナルハ勿論、実施ニ移シタル後ニ於テモ改善ノ根本趣旨ノ徹底ヲ期スル為刷新改善ニ関スル継続的努力ヲ必要トスルノデアリマス。依ツテ政府ニ於テハ之ガ実施ニ際シ研究調査並ニ指導監督ニ関スル機関ヲ整備シ、大ナル抱負ト堅キ決心トヲ以テ其ノ成果ヲ収ムルニ力メラレンコトヲ併セテ切望スル次第デアリマス。

本案ハ当初ニ述ベマシタ如ク八回ニ互ル總會ニ於ケル各位ノ熱心ナル御所見ト前後十七回ニ互ル特別委員諸君ノ御意見トヲ基礎トシテ、整理委員会ニ於テ精査検討二十数回ノ多キニ互リ成案ヲ得ルニ至ツタモノデアリ、更ニ三回ニ互リ特別委員会ノ慎重ナル審議ヲ經、全員一致ヲ以テ可決シタ次第デアリマス。委員各位ニ於カセラレテハ叙上ノ趣旨ヲ御諒察下サイマシテ十分御審議ノ上御決定アランコトヲ御願致シマス。

3 中等教育に関する件

昭和十四年九月十四日教育審議会第十一回總會ニ於ケル諮問第一号中、中等学校ニ
関スル要綱及高等学校ニ関スル要綱ニ関スル田所特別委員長報告要領

目次

第一 審議經過報告

第二 中等教育ニ関スル要綱報告

一、綱要説明

二、中等教育ニ関スル要綱説明

三、高等学校ニ関スル要綱説明

第一 審議經過報告

特別委員会ハ、昨年四月十四日成立、諮問第一号ニ付審査ノ御付託ヲ受ケマシテ以来、既ニ青年学校教育義務制実施ニ関
スル件並ニ国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル各要綱ニ付テ審査ヲ了シ、之ヲ總裁ニ報告シ、夫々本会ノ審議決定ヲ經
昭和十三年七月十五日及昭和十三年十二月八日両回ニ亙リ總裁ヨリ内閣総理大臣ニ御答申ニ相成リマシタ経過ハ各位ノ御
承知ノ通りデアリマス。次デ特別委員会ニ於キマシテハ、昨年十一月三十日ヨリ中等教育ニ関スル事項ヲ議題トシテ審査
ヲ行ヒ、會議ヲ開クコト七回ニ及ビ、論議ノ一段落ヲ告グルヲ見、同年十二月二十三日特別委員中ヨリ十一名ノ整理委員
ヲ選定シ、伯爵林博太郎君ヲ委員長トシテ中等教育ニ関スル事項ノ答申案作成方ヲ委託致シタデアリマス。同整理委員
会ハ、昨年十二月二十三日ヨリ本年七月十四日ニ至ルマデ毎週二回又ハ三回開會シ、會ヲ重ナルコト四十回ニ及ビ、最モ

熱心且慎重ニ審議ヲ竭サレマシテ、全会一致ヲ以テ中等教育ニ関スル事項ニ付中等学校ニ関スル要綱ノ決定ヲ見タノデアリマス。不肖ハ七月二十一日林整理委員長ヨリ其ノ報告ヲ受領シ直ニ特別委員会ヲ開イテ之ヲ討議シ、特別委員会ニ於テハ三回ニ亙リ同要綱ニ付慎重審議ヲ遂ゲ、七月二十五日別紙報告書ノ通り全会一致ヲ以テ決定シ、之ヲ總裁ニ御報告申上ゲタ次第デアリマス。

第二 中等教育ニ関スル要綱報告

一、綱要説明

抑モ現行教育制度ハ、制定以來時勢ノ推移、文物ノ進展ニ著シキモノガアリ、殊ニ今ヤ御承知ノ通り、我が国運ハ御稜威ニ依リマシテ、未曾有ノ興隆ヲ致シ、東亞新秩序ノ建設モ着々ト進展致シテ居リ、東亞及世界ニ於ケル我が国ノ地位使命ハ愈々重大ヲ加フルノ秋デアリマス。此ノ秋ニ当リマシテ健全有為ナル中堅国民ノ鍊成ヲ其ノ使命トシテ居リマスル中等学校教育、高等学校教育ヲ刷新振興シテ、克ク国運ノ負荷ニ堪フル国家有為ノ人物ヲ育成致シマスコトハ寔ニ喫緊ノ要務デアルト存ジマス。仍チ中等学校教育ノ刷新ニ付キマシテハ曩ニ本審議會ガ答申シマシタ国民学校ニ於ケル国民教育ヲ基礎ト致シ、其ノ上ニ立チテ更ニ之ヲ一層發展拡充シ、教学ノ本義ニ則リ皇国ノ道ヲ修メシメ、各々其ノ分ヲ尽シテ皇運ヲ輔翼シ奉ルベキ有為ノ国民ヲ鍊成スルヲ以テ旨トシ、之ガ為ニ從來ノ中学校、実業学校及高等女学校ヲ併セテ中等学校ト為シ、其ノ旨トスル所ノ目的使命ヲ明確ニ致シマスルト共ニ教科ヲ統合シテ皇国ノ道ニ帰一セシムルコト、シ又其ノ教養ノ主眼トシテハ一層実践鍛鍊ヲ重視シ、国民精神ノ昂揚、学識ノ深化、識見ノ長養、体位ノ向上ヲ図リ、知・徳・身心ヲ一体トスル修練ニ力メマシテ創造的、実践的ノ性能ヲ陶冶致シ、各種ノ中等教育ヲシテ国民生活ノ分野ニ適応シテ中堅国

民タルノ資質材幹ヲ養成致シ、以テ国家総力ノ發揚ニ万遺憾ナカラシメンコトヲ期シタノデアリマス。

更ニ高等学校ニ付キマシテハ、我が国教学ノ本義ニ徹シ皇国ノ道ヲ修メシメ、精深ナル高等普通教育ヲ為シ、以テ我が国ノ歴史の使命ヲ体得セシメ、将来国家枢要ノ人物タルニ必要ナル大学教育ノ基礎ヲ完ウセシムベキモノトシ、之ガ為ニ其ノ教育ヲ刷新シ、学校ヲ拳ゲテ人物ノ陶冶、国民鍊成ノ道場タラシメ将来ニ於ケル国家ノ指導的地歩ヲ自覺セシメ、教養ヲ博洽深化スルト共ニ、心身鍛鍊ノ効ヲ積ミ、雄渾ナル氣魄ヲ培ヒ、国家ノ重責ニ任ズルノ意氣ヲ旺シナラシメ、克ク將來重大ナル世局ヲ担当スルニ遺憾ナキ人物ノ鍊成ヲ期シタノデアリマス。

叙上ノ趣旨ニ依リマシテ次ニ御報告致シマスル通り、中等学校ニ関スル要綱並ニ高等学校ニ関スル要綱ヲ審議決定致シタ次第デアリマス。政府ニ於テハ宜シク周到ノ用意ヲ以テ適切ナル具体的方策ヲ立テ、速ニ其ノ実現ヲ期セラル、ト共ニ他面之ニ関スル調査研究、指導監督ノ機関ヲ整備シテ、十分ナル実績ヲ収ムルニ力メラレンコトヲ望ム次第デアリマス。以下各要綱ニ付テ概要ヲ説明スルコトニ致シマス。

二、中等学校ニ関スル要綱説明

先ツ中等学校ニ関スル要綱カラ説明ヲ致シマス。

- 一 第一項ハ中等学校ノ目的ヲ明カニシタモノデアリマス。惟フニ国民学校教育ノ基礎ノ上ニ立ツ中等学校教育ハ其ノ内容ニ於キマシテハ国民生活ノ分野ニ応ジマシテ種々ノ様相特色ヲ有スベキモノデアリマスガ、帰スル所、皇国ノ道ヲ修メシメ国民トシテノ性能ヲ啓培シ、国家ノ中堅タルベキ有為ノ人物ヲ鍊成スベキモノデアリマス。従来動モスレバ中等学校ニ属スベキ中学校、実業学校及高等女学校ノ教育ガ、国民生活カラ遊離シ、知識技能ノ教育ニ墮シ、中堅有為ノ国民ヲ鍊成スベキ中等学校教育ノ本来ノ目的ヲ逸脱シタル傾キモ尠シトシナカッタノデアリマス。委員会ハ此ノ

点ニ付キマシテ慎重審議ヲ重ネマシタ結果、中等学校ノ目的ヲ明確ニシ、等シク完成教育トシテ皇國ノ道ヲ修メシメ
國家有為ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トスベキモノト致シタノデアリマス。

一 中等学校ハ等シク中堅國民ヲ鍊成スル目的ヲ有スルノデアリマスガ、其ノ卒業者ガ國民生活ノ上ニ於テ担当スベキ分
野ハ多種多樣デアリマス。之ヲ大別致シマシテ男子、女子ノ別ニ依リ其ノ分野ヲ異ニスベキハ勿論デアリマスルシ、
更ニ主トシテ一般陶冶ヲ教育内容トシテ鍊成セラレタル人物ヲ適當トスル分野モアレバ、又主トシテ職業陶冶ヲ教育
内容トシテ鍊成セラレタル人物ヲ適當トスル分野モ存スルノデアリマス。夫レ故ニ中等教育トシテ其ノ目的ヲ達成シ
其ノ実効ヲ収メントセバ、之ヲ一種一様ト為スベキデハナク、生活ノ分野ニ応ジ夫々特色アル教育内容ヲ有ツテ駢進
セシムベキモノデアリマス。之ガ為ニ中等学校ハ其ノ種類ヲ第二項ニ示ス如ク中学校、実業学校及女子中学校ニ分ツ
コト、致シタノデアリマス。

一 第三項ハ中等学校教育ニ於テ重視スベキ諸点ヲ挙ゲタモノデアリマス。中等学校教育ハ其ノ種類ノ如何ヲ問ハズ等シ
ク中堅有為ノ國民ノ鍊成ニアルノデアリマスカラ、固ヨリ申ス迄モナク其ノ教育ハ國體ノ本義ニ則リ國民性格ノ陶冶
ヲ旨トシ、各々其ノ分ヲ尽シテ皇運ヲ輔翼シ奉ルベキ人物、性能ヲ鍊成スベキコトガ重視サレナケレバナリマセヌ。
又申ス迄モナイコトデアリマスガ、日本國民トシテ皇國ノ東亞並ニ世界ニ於ケル使命ヲ十分ニ体得スル有為ノ大國民
タラシメネバナリマセヌ。

之ガ為ニハ抽象的の詰込ノ知識教授ヲ排除シ、教育ヲシテ體驗ヲ基礎トセル具體的ノモノタラシメネバナリマセヌ。固
ヨリ分科の系統的知識ヲ養フコトガ必要デアリマスガ、同時ニ知識ヲ統合シ、學識ヲ長養シ識見ヲ向上セシムルコト
ガ肝要デアリマス。

我方國民生活ノ發展ニ伴ヒマシテ、自然科学ノ重要性ハ益々増大シ、其ノ進歩發達ヲ促進致サナケレバナリマセヌ。

中等学校教育ニ於テモ一層理科教育ノ振興ヲ図リ創造、活用ノ材幹ヲ啓培スルコトガ愈々急務ナノデアリマス。從來教育ガ動モスレバ、全体の統一ヲ欠キ断片的知識ノ伝達ニ終リ全一ナル人格ヨリ離レ、信念及実践トノ関聯ヲ失フ傾キナシトシナカツタノデアリマスガ、之ガ根本的改善、刷新ハ既ニ委員会ガ国民学校ニ関スル審議以來一貫セル精神デアリマス。然レバ、中等学校ニ於テハ一層身心ヲ一体トセル実践鍛鍊ノ教育ヲ重視シ、質実剛健、勤勞愛好ノ氣風ヲ作興スルト共ニ実践的国民性格ノ鍊成ヲ致サナケレバナリマセヌ。体育ヲ重ンジ体位ノ向上ニ力ムルモ実験、実習ヲ重ンジ知識ヲ具体化スル所以モ亦同様ノ趣旨ニ外ナリマセヌ。以上ハ女子ノ中等学校教育ニ付テモ全く同様デアリマスルガ、特ニ女子教育ニ在リテハ母性ノ存養、婦徳ノ涵養ヲ重視シ女子教育ノ真義ヲ發揮スルニ力メネバナリマセヌ。

一 中学校ハ第四項ニ示ス如ク男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為シ、其ノ修業年限ハ我が国學術文化ノ伸展ニ鑑ミ、完成教育トシテ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トシ、從來ノ通り五年ヲ必要トスベキ事ニ意見ノ一致ヲ見タノデアリマス。又新ニ高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限三年ノ中学校ノ設置ヲ認ムルコト、致シタノデアリマス。此ノ種ノ三年制中等学校ハ女子中学校及実業学校ニ於テハ現在ニテモ既ニ認メラレテヨリマスガ将来ニ於テモ認ムベキ所デアリ且新制中等学校トシテハ其ノ新教科ノ趣旨ニ鑑ミ、五年制中学校ニ比シテ大体同程度ノ中等学校タリ得ルモノト認ムルノデアリマス。又夜間中学校ノ制ヲ新ニ設クルコト、致シタノデアリマスガ、之ニ付テハ後刻説明致シマス。又第六項ニ示ス如ク現制ノ中学校ノ予科ハ国民学校教育ノ刷新、予科制ニ関スル教育上ノ考慮並ニ予科ノ現存スルモノナキ実情等ヨリシテ之ヲ廃止スルコト、シタノデアリマス。尚現制ノ補習科ハ依然其ノ存続ヲ認ムル趣旨デアリマス。

一 第七項ハ中学校ノ教科ニ付別紙ノ通り其ノ大綱ヲ定メタノデアリマス。今回ノ教育刷新ニ於キマシテハ教育内容ノ改

善ヲ以テ極メテ重要事ト致シ、之ガ為教科ノ改善ニハ委員一同特ニ留意セシ所デアリマス。即チ從來ノ教育ガ動モスレバ知識技能ノ教授ニ偏シ、且教科分離ノ傾向ガアリマシテ、全一的ニ人格ヲ陶冶スルコトニ遺憾アルヲ免レナカッタコトニ付キマシテハ大ニ改善ヲ加フルノ必要ヲ認メタノデアリマス。依ツテ第一項ニ示スガ如ク教育ヲシテ皇國ノ道ヲ修メ國民トシテノ人物ノ鍊成ニ主力ヲ注ガシメ、前述致シマシタ中等學校ノ目的及中學校教育ノ本質ニ照ラシテ、從來ノ多数ノ学科目ヲ統合致シテ國民科、理數科、體鍊科、芸能科、外國語科、實業科ノ六教科ヲ建テタノデアリマス。各教科ヲシテ教科統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ統合ノ中ニ於テ又克ク各科目ノ特色ヲ發揮シ、系統的に分科的知識ヲモ養ハシメ、窮極ニ於テハ全般的ニ皇國ノ道ニ帰一セシムルコトヲ期シタノデアリマス。

又教科ニ関スル知識ヲ綜合具體化シ、實踐鍛鍊ハ勿論生徒ノ天才、趣味等ノ助長啓培ニ資スル為演習ノ課程ヲ設ケマシテ、相当ノ時數ヲ之ニ充ツベキモノトシタノデアリマス。尚中學校ノ課程ノ編制ニ付キマシテハ、備考ノ(一)ニ述ベマシタ如ク、基本科目及增課科目ノ制ヲ設ケ、學校ニ於テ土地ノ情況、生徒ノ志望等ヲ參酌シマシテ、適切ナル課程ヲ編制セシムルコト、致シタノデアリマス。從ツテ學校ニ於テ二ツ以上ノ課程ヲ編制致スコトモアリマスガ、勿論カ、ル場合、生徒ニハ其ノ一ヲ選択履修セシムルコトニナリマス。茲ニ特ニ一言致シマスコトハ備考ノ(四)ニ於テ現行ノ第一種、第二種ノ課程ヲ廃止スルコト、致シタノハ、前ニ述ベタル趣旨ニ依リ教科ヲ改造スルノミナラズ從來生徒間ニ優劣ノ感情ヲ抱カシムル等ノ虞モアツタ為デアリマスルカラ、其ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、課程ノ編制ニ付增課科目ヲ適當ノ範圍ニ制限スル等、生徒ヲシテ徒ニ輕重、難易ノ差別感ヲ惹起セシムルノ弊ヲ生ゼシメザルノ用意ガ必要デアルコトデアリマス。備考ノ(二)ハ各教科ニ互ツテ、敬神崇祖、東亞及世界、国防ニ関スル教材ニ留意シ、以テ益々日本精神ノ自覺ニ力メ、國運負荷ノ覚悟並ニ大國民タルノ識見、氣宇ヲ養フベキモノト致シタノデアリマス。備考ノ(三)ニ於テハ農業ノ國民教育上ノ価値ヲ重視致シマシテ、適當ノ時數、農耕的戶外作業ヲ課スルコトヲ建前ト致シタノデ

アリマス。

一 実業学校ハ第八項ニ示ス如ク実業ニ従事スルモノニ須要ナル教育ヲ為スコト、シ、其ノ種類ハ之ヲ農業学校（獣医学校ヲ含ム）、工業学校、商業学校、商船学校、水産学校、拓殖学校及職業学校トシタノデアリマス。

実業学校ハ真ニ産業ノ実情ニ即応セシムル為、広汎多種ナル様相特色ヲ賦与スル必要ガアリマシテ第九項ニ示ス如ク其ノ修業年限ニ付テハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ニ於テハ三年乃至五年、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ニハ二年乃至三年ト致シマシタ外、学校ノ種類、学科、土地ノ情况等ニ応ジ更ニ之ガ延長ヲ為シ得ルコトヲ決定致シタノデアリマス。尚現制ノ専修科、研究科、第二部、別科等ノ如キハ其ノ存続ヲ認ムル趣旨デアリマス。

一 第十一項ハ実業学校ノ教科ニ付別紙ノ通り其ノ大綱ヲ定メタノデアリマス。即チ実業学校教科ニ付キマシテ中学校ニ於テ述ベマシタト同様ノ趣旨ニ依リマシテ中等学校ノ目的及実業教育ノ本質ニ照ラシ、従来ノ多数ノ学科目ヲ統合致シマシテ教科ヲ建テ、之ヲ国民科、実業ニ関スル教科、家政科（之ハ女子ニ限ル）、理数科、体鍊科、芸能科、外国語科ト致シ、更ニ実験・実習・実践ノ課程ヲ設クルコト、シタノデアリマス。各教科ハ之ヲ教科統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ、又統合ノ中ニ於テ克ク各科目ノ特色ヲ發揮シ、系統的的分科の知識ヲモ養ハシメ、窮極ニ於テ全般的ニ皇國ノ道ニ帰一セシムルコトヲ期シタノデアリマス。尚実験・実習・実践ノ課程ニ於テハ中学校ニ於ケル演習ト同様ノ趣旨ヲモ行フベキモノデアリマス。

実業ニ関スル教科ハ、備考ノ（一）ニ示シタル通り、実業ノ性質及実業界ノ実情ニ応ジマシテ、実業ノ一科若ハ数科ヲ課スルコトモ出来、尚適宜ニ一科ヲ分子又ハ数科ノ一部若ハ全部ヲ綜合シテ一ツノ教科ヲ建ツルコトモ出来ルコト、致シタノデアリマス。備考ノ（二）ニ於テ各教科ニ互ツテ敬神崇祖、東亞及世界、国防ニ関スル教科ニ十分留意スベキコ

ト、致シマシタノハ、中学校ノ教科ニ於テ述ベタノト同様ノ趣旨デアリマス。備考ノ(三)ニ於テ農耕的戶外作業ヲ課スルヲ建前トシタルコトモ、是レ亦中学校ニ於ケルト同様ノ趣旨デアリマス。備考ノ(四)ハ外国語科ニ付テハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年以上ノ実業学校及高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校ハ学科ノ程度ニ鑑ミ又商業学校、商船学校及拓殖学校ハ業務ノ関係カラ、何レモ之ヲ必修セシムルノ要ガアルノデアリマスガ、其ノ他ノ実業学校ニ於テハ必ずシモ然ラザルヲ以テ、之ヲ欠キ又ハ随意科目ト為シ得ルコト、シタノデアリマス。備考ノ(五)ハ女子ノ実業学校ニ於テハ実業ニ関スル教科ノ外ニ、特ニ家政科ヲ置クコトヲ建前トスルノデアリマスガ、若シ家政科ノ科目デアル家事、裁縫ヲ実業ニ関スル教科トシテ置ク学校ニ於キマシテハ、別ニ家政科ヲ置ク必要ガナイノデアリマスカラ之ヲ欠クノデアリマス。備考ノ(六)ハ女子実業学校ニ付テハ芸能科ノ加設科目トシテ茶道、華道ヲ置クコトヲ得シムルノデアリマス。之ハ現在女子ノ学校ニ於テハ、便宜正課外ニ於テ授ケテ居ルモノガアルノデアリマスルカラ、寧口之ヲ正課トシテ認ムルコトガ教育上經營上至当デアルト考ヘタノデアリマス。

実業教育ニ於テ留意スベキコトハ、高等普通教育トノ関係デアリマス。専門教育ハ普通教育ヲ基礎ト為スベキコトハ勿論デアリ、且実業学校ハ実業ニ従事セントスル中堅国民ノ教育ヲ行フモノデアリマスルカラ、実業ノ専門ニ属スル知識技能ノ教授ハ、必ず高等普通教育ヲ基礎トシ又ハ之ト關聯シテ行フコトガ肝要デアリマス。特ニ実業学科ト基礎学科並ニ実習ト学科トハ不断ニ密接ナル聯絡ヲ図ルベキモノトシテ備考ノ(二)、(三)ヲ掲ゲタノデアリマス。

一 高等女学校ハ女子中学校ト改称シ、現制ノ実科高等女学校ノ内容ヲ有スルモノヲモ其ノ中ニ包括セシメ、第十三項ニ示ス如ク女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為シ、女子教育ノ振興ヲ図ル為其ノ修業年限ハ現制ヲ改メ、現行ノ長キ方ノ期間ニ揃ヘマシテ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ五年、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合

ハ三年トスルコト、致シタノデアリマス。然シ現ニ高等女学校ノ半数以上ガ修業年限四年ノモノタルノ実情ニ鑑ミマシテ当分ノ間之ヲモ認ムルコト、シ、尚現ニ高等小学校ニ附設シアル修業年限二年ノ実科高等女学校ハ之ヲ女子中学校トシ当分ノ間其ノ存続ヲ認ムルコト、致シマシタ。尚現制高等女学校ノ高等科、専攻科（専攻）及補習科ハ之ヲ廃止シ、女子中学校ニ新ニ専攻科ヲ設クルヲ得ルコト、シ、第十四項ニ於テ其ノ入学資格、修業年限等ニ付定メタノデアリマス。尚夜間女子中学校ノ制ヲ新ニ設クルコト、致シタノデアリマスガ、之ニ付テハ後刻説明致シマス。

第十七項ハ女子中学校ノ教科ニ付別紙ノ通り其ノ大綱ヲ定メタノデアリマス。即チ教科ニ就キマシテハ中学校ニ於テ述ベマシタト同様ノ趣旨ニ依リマシテ、前述ノ中等学校ノ目的及女子中学校教育ノ本質ニ照ラシ、従来ノ多数ノ学科目ヲ統合シテ国民科、家政科、理科、体錬科、芸能科、外国語科、実業科ノ七教科ヲ建テタノデアリマシテ、各教科ハ之ヲ教科統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ又統合ノ中ニ於テ克ク各科目ノ特色ヲ發揮シ、系統的的分科的ノ知識ヲモ養ハシメ、窮極ニ於テ之ヲ全般的ニ皇国ノ道ニ帰一セシメ、婦徳高キ日本婦人ヲ錬成セシムルコトヲ期シタノデアリマス。又「演習」ノ課程ヲ設ケマシタノハ中学校ノ教科ニ於テ述ベタノト同一ノ趣旨デアリマス。

女子中学校ノ課程ノ編制ニ付キマシテハ、備考ノ(一)ニ述ベマシタ如ク、基本科目及増課科目ノ制ヲ設ケ、学校ニ於テ土地ノ情況、生徒ノ志望等ヲ参酌シテ適切ナル課程ヲ編制セシムルコト、致シマシタコトハ中学校ニ於ケルト同一ノ趣旨デアリマス。女子中学校ノ教科課程ノ編制上特ニ留意スベキコトハ、第十五項ニ於テ定ムル如ク現行ノ実科高等女学校ノ名称ヲ廃シ、高等女学校ト共ニ女子中学校ニ綜合シタノデアリマスカラ、新制ノ女子中学校ノ課程ハ土地ノ情況、生徒ノ志望等ニ関シ最モ適切ナルモノタラシムル為、増課科目ノ範圍ヲ適當ニ広汎ニシ、以テ課程ノ編制上其ノ多様性、融通性ヲ豊富ナラシムルノ用意ヲ要スルコトデアリマス。備考ノ(二)ハ各教科ニ互ツテ婦徳ノ涵養ニ力ムルト共ニ敬神崇祖、東亞及世界、国防ニ関スル教材ニ十分留意スベキコト、致シマシタ。備考ノ(三)ハ女子ノ生活ハ家庭

ヲ中心トスベキモノデアリマスカラ、家政科ハ基本科目ノ中ニ於テ特ニ之ヲ重視スベキモノナルコトヲ明カニシタノデアリマス。備考ノ(四)ハ女子教育上特殊ナル価値ヲ有スル教育、手芸ヲ家政科ニ於テ、茶道、華道ヲ芸能科ニ於テ、夫々加設スルヲ得ルコト、致シタノデアリマス。備考ノ(五)ハ教育ニ於テ実験、觀察等ノ為幼稚園、託児所等トノ聯絡ヲ図ルノ要アルコトヲ示シタモノデアリマス。備考ノ(六)ハ教科内容ノ性質上及教育上密接ナル關係アル理科ト家政科トノ相互聯関ヲ図ルベキコトニ付特ニ注意ヲ促シタモノデアリマス。備考ノ(七)ハ実業ニ従事スルコトハ女子ノ生活上必須ノモノト言ヒ得ナイノデアリマスルカラ、実業科ハ之ヲ欠キ又ハ随意科目ト為シ得ルコト、シタノデアリマス。備考ノ(八)ニ於テ農耕的戸外作業ハ中学校ノ教科ニ於ケルト同様ノ趣旨ニ依リマシテ、適當ノ時数之ヲ課スルコトヲ建前トシタノデアリマス。備考ノ(九)ハ外国語科ハ修業年限五年及三年ノ女子中学校ニ於テハ其ノ教育程度上ヨリ之ヲ基本科目ト為シ、其ノ他ニ在ツテハ之ヲ欠キ又ハ随意科目ト為シ得ルコト、致シタノデアリマス。

一 第五項、第十項、第十六項ハ夜間ニ於テ教授ヲ行フ中等学校ニ付テ定メタモノデアリマス。從來実業学校ハ商船学

校、水産学校ヲ除クノ外ハ、夜間ニ互リ教授ヲ為スコトガ認めラレテ居ツタノデアリマスガ、中学校及高等女学校ハ昼間教授ヲ行フモノニ限ラレテ居リマシタ。唯中学校ニ類スル各種学校又ハ高等女学校ニ類スル各種学校ノ如キ中学校令又ハ高等女学校令ニ依ル学校ニアラザルモノニ在リテハ、夜間ニ於テ教授ヲ為スコトガ認めラレテ居リ、其ノ整備セルモノ、卒業者ニ対シテハ特別ノ認定ニ依リ中学校又ハ高等女学校ノ卒業者ト略同等ノ資格ヲ認メテ居ルノデアリマス。今回委員会ハ慎重審議ノ結果、右ノ事実ニ鑑ミ社会政策の考慮ヲモ加ヘ、中等学校ニ関スル法令ニ依リマシテ、実業学校ニ付テ從來ノ通り夜間ニ互リ教授スルモノヲ認ムルノ外、新ニ修業年限四年ノ夜間中学校並ニ夜間女子中学校ヲ認ムルコト、致シタノデアリマス。而シテ初等及高等ノ国民学校ノ教育ヲ義務教育トナシタル趣旨ニ鑑ミマシテ、何レノ夜間中等学校ニ在リマシテモ、其ノ入学資格ハ義務教育ニ属スル高等国民学校ノ卒業程度以上ニ限定致

シタノデアリマス。又夜間中学校及夜間女子中学校ノ修業年限ヲ四年トシテ、昼間ニ於ケル同程度ノ中学校又ハ女子中学校ノ修業年限三年ニ比シ一年ヲ延長シ、又夜間実業学校ノ修業年限ヲ上級学校ノ入学資格及其ノ他ノ資格ニ関シ同程度ノ昼間実業学校ニ比シテ一般ニ一年延長セシムルコト、致シマシタノハ、保健衛生上及教育上ノ見地カラデアリマス。尚夜間中等学校生徒ノ保健衛生ニ付テハ特ニ考慮ヲ用フベキデアリマシテ、其ノ養護、衛生其ノ他ノ施設ニ付特別ノ留意ヲ為スベキデアリマス。

一 第十二項ハ実業学校ノ施設ハ之ヲ産業ノ実情ニ即応セシメ、学校ト産業界トノ不断ノ緊密ナル連繫ニ依ツテ、其ノ改善發達ガ行ハレルヤウ適切ナル方策ヲ講ズベキコトヲ促シタモノデアリマス。

一 第十八項ハ各中等学校ハ等シク中堅国民ノ教育ヲ行フモノデアルノミナラズ、初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年又ハ四年ノ学校ニ於ケル第二学年以下ハ、主トシテ一般の基礎的ノ教科ヲ授ケルノデアリマスカラ、生徒ノ適性、志望、境遇等ニ因リマシテ学校ノ種類、就学地等ヲ転換シ易カラシムル為、右ノ学年以下ニ於テハ相互転校ヲ認ムルコト、致シタノデアリマス。同種類ノ学校間ニ於ケル転校ハ從來ノ通り認ムルコトニ変リハナイノデアリマス。

一 第十九項ハ中学校及女子中学校ノ実業科ハ其ノ設置ノ趣旨ニ鑑ミ、教育上考慮ヲ要スルト共ニ特ニ優秀ナル担任教員ヲ必要ト致シマスカラ、各学校ニ少クトモ一人ノ専任教員ヲ置クコト、シ、右教員ノ担任以外ノ実業ニ関スル科目ニ付テ教育上ノ事情ヲ考慮シテ教員ノ学校間相互兼任ノ制ヲモ設ケ、且実業教科ニ関スル施設ニ付テハ学校間相互利用ヲ図ルベキコト、シタノデアリマス。

一 第二十項ニ於テ、教科書ニ関シテハ実業学校ニ付テモ教科書検定ノ制ヲ設クル等検定制度ノ整備ヲ図リ、教科書ノ編纂ニ付テハ克ク教科統合ノ精神ニ適應スル等改善ニ力メシムルト共ニ文部省ニ於テモ修身公民、歴史等ノ教科書ノ編

纂ヲ為ス等教科書ノ整備改善ヲ図ルノ必要アルコトヲ示シタモノデアリマス。

- 一 第二十一項ハ中等学校ノ教育ヲ徹底致シマスル為ニハ、一般ニ一学校ノ學級數及一學級ノ生徒數ニ適當ナル制限ヲ設ケテ減少ヲ図ルコトノ必要ヲ認ムルモノデアリマス。其ノ標準ニ付テハ委員會ニ於テ考究ノ結果中学校及女子中学校ニ於テハ一学校ノ生徒定員ハ八百名以下トシ、特別ノ事情アル場合ニハ千名マデ増加スルヲ得ルコト、シ、一學級ノ生徒數ハ四十名以下トシ、特別ノ事情アル場合ニハ五十名マデ増加スルヲ得ルコト、致シマシテ、之ニ依リマシテ現状ノ整理ヲ図リ、實業学校ニ於テモ之ニ準ジテ漸次整理減少ヲ図ルベキモノト決定致シタノデアリマス。

- 一 第二十二項ハ中等学校ニ於テ、其ノ目的使命ヲ十分ニ達成致シマスル為ニハ、各教科ノ内容ヲ之ニ照ラシテ整理刷新シ、通常ノ例トシテハ知的学科ノ教授ハ概ネ午前中ニ止メ、午後ハ體鍊科ノ外演習、實驗、實習、實踐等ニ充テ、以テ實踐鍛鍊ノ実効ヲ完カラシムルノ要アリトスルモノデアリマス。

- 一 第二十三項ハ学校教育ニ於テ教科ノ統合、知識ノ具体化、行的發展等教育ノ作用ヲ完カラシムル為ニ行フベキコトヲ例示シタモノデアリマス。其ノ(一)ハ課程編制及教授法ヲ整理刷新スルコト、休暇ヲ善用スルコト等ヲ考慮スルト共ニ體鍊科、實驗、實習、行事、集團勤勞、防空、其ノ他団體の訓練施設ヲ整備致シ、實踐鍛鍊ノ教育ヲ組織的ニ行フベキモノトシ、其ノ(二)ハ寮舎ノ設備ヲ奨励シ生徒ヲシテ在学中一定期間入寮サセ、校長以下全職員ヲ挙ゲテ其ノ教育ニ當リ、特ニ修養訓練、団体訓練ヲ重視シ、教室、講堂等ニ於ケル教育ト一体トシ、以テ教育ノ全一的效果ヲ収ムベキコト、為シ、其ノ(三)ハ道場、學校園、特別農場、廠舎、家庭寮等ノ施設ハ、之ヲ學校單位又ハ道府縣單位ニ整備ニ力ムルノ外、全国中適當ナル地区ヲ選ビテ之ヲ設ケ、或ハ滿洲國、支那等ノ外地又ハ船舶ニ依ツテ海洋等ニ設ケル等適當ナル鍛鍊ノ施設ヲ考慮スベキモノトシタノデアリマス。

- 一 学校教育ニ於テ學校長ノ地位責任ノ重大ナルコトハ申スマデモアリマセンガ、中等学校ニ於テ特ニ然リト致シマス。

第二十四項ハ、学校長ニ於テハ教育ノ効果ヲ完ウスル為、克ク教員ヲ指導シテ生徒ノ全生活ヲ通ジテ教授、訓育ノ徹底ニ力メ、各教科ノ統合、聯絡ヲ図リ其ノ他教育ノ目的ノ達成ノ為ニ力ヲ致スベキモノナルコトヲ示シタノデアリマス。又之ガ為ニ校長ノ職責ニ関スル規定ノ整備ヲ図ルノ要アルモノト考フルノデアリマス。

第二十五項ハ中等学校ノ教員ニ付テ考慮スベキ事項ヲ示シタモノデアリマス。其ノ(一)ハ学校長、教員ニ対シ一層優遇ノ途ヲ講ズルノ要ガアルモノトスルノデアリマス。其ノ(二)ハ其ノ増額、支弁及支給方法等ノ改善、身分ニ付テハ官職等級、待遇官職等級、叙位叙勲、選奨方法ノ整備等待遇ノ全般ニ互ツテ検討シ其ノ向上ヲ図ルノ要ガアルモノト考フルノデアリマス。其ノ(三)ハ中学校及女子中学校ノ教員定数ニ付テハ其ノ教育ノ刷新振興ノ為、実践鍛錬ノ組織の実施其ノ他教育ノ徹底ヲ図ル為、相当員数ノ増加ヲ為スノ要アルモノトスルノデアリマス。其ノ(四)ハ実業学校ノ教員編制ニ付テハ学校教育ト産業界ノ実情、学科ト実習、実践トノ関聯等ヲ考慮シテ適當ナル教員定数ノ制ヲ設ケ、教員ノ充実ヲ図ルノ要ガアリトスルモノデアリマス。

尚教員ノ再教育等ノ事ニ付キマシテハ別途教員養成ニ関スル事項中ニ於テ考究スル見込デアリマスカラ、此処デハ之ヲ省略致シマス。

第二十六項ニ於テ、官公私立ヲ問ハズ中等学校ノ間ニ於テ差等ナカラシムベキコトハ、中等教育ノ刷新振興ニ関スル重要事デアリマスカラ、其ノ経営及教育内容ニ付テ一層周到ナル指導監督ヲ為シ、等シク之ヲ良好ナラシメンコトヲ期シ、之ガ為ニ私立学校ニ対シテハ必要ナル助成ヲ為シ、改善充実ヲ図ルノ要アリトスルモノデアリマス。

第二十七項ニ於テハ、中等学校ハ国家ニ於テ国民教育トシテ全般ノ二之ガ計画、統制ヲ為スベキモノデアリマスルカラ、其ノ新設、拡張、整理等ニ付テ、国家ハ全体的考慮ノ上カラ国勢及文化ノ趨勢ハ固ヨリ、国民学校卒業者ノ動向、上級学校ノ施設、産業ノ情況、国民ノ職業配分、卒業者ニ対スル社会ノ需要、地方ノ実情等ノ関係事項ヲ綜合達

觀シテ、以テ適當ナル措置ヲ為スベキモノナルコトヲ述ベタノデアリマス。之レハ固ヨリ当然ノコトデアリマスガ當ヲ得シムル為、深甚ナル考慮ヲ要スル重要事デアリマスカラ特ニ挙示致シタノデアリマス。尚茲ニ特ニ留意ヲ要スルコト、シテ、学校ノ設置廃止ノ統制ニ関シテハ、東亞及世界ニ於ケル情勢及我が國ノ地位使命ニ鑑ミマシテ、生産力拡充ニ資スル為、実業学校ノ増設擴張ヲ図ルノ必要アルコトガ、委員会ニ於テ強調セラレタコトヲ御報告致シテ置キマス。

三、高等学校ニ関スル要綱説明

続イテ高等学校ニ関スル要綱ヲ説明致シマス。

一 第一項ハ高等学校教育ノ目的使命ヲ定ムルモノデアリマス。即チ其ノ教育ハ男子ニ対シ中等学校教育ノ基礎ノ上ニ施サル、モノデアリマシテ、皇國ノ道ヲ修メシメ、精深ナル高等普通教育ヲ為シ、他日國家ノ指導的地歩ヲ占ムルニ遺憾ナキ一般教養ヲ有スル有為ノ人物ヲ鍊成スルコトガ目的デアリ、之ヲ其ノ使命トスルモノデアリマス。之ヲ学校教育ノ系統カラ申シマスレバ専門教育ハ一般教養ヲ基礎トシナケレバナナイモノデアリマシテ、最高ノ専門教育タル大学教育ハ当然最高ノ一般教養ノ基礎ヲ必要トスルモノデアリマスルカラ、高等学校ノ教育ハ大学教育ニ対シテ其ノ基礎タルベキモノデアリマス。

一 第一項ニ述ベマシタ高等学校教育ノ目的使命カラ考ヘマシテ、第二項ニ於テ高等学校ノ修業年限ハ三年ヲ以テ本則トシ、第三項ニ於テ其ノ入学資格ヲ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年以上又ハ高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限三年以上ノ男子中等学校卒業若ハ之ト同等以上ノ学力アリト認めラル、者ト致シタノデアリマス。之ハ大正七年臨時教育會議ニ於テ、高等普通教育ヲ施ス学校ノ修業年限ヲ高等学校三年、中学校五年ト

シ、大学ニ至ルマデノ教育年限ヲコノ兩者連絡ノ間ニ於テ一年短縮スベキ方針ヲ立テ之ニ依リ決定セル中学校第四学年修了程度ヲ高等学校ノ入学資格トスル現制ヲ改メマシタモノデアリマスガ、委員会ニ於テハ我が国現下ノ国勢及文化ノ進展ニ鑑ミ、殊ニ兩者間連絡ノ実情ニ察シ、慎重審議ノ結果右ノ如ク決定シタモノデアリマス。

高等学校ノ修業年限及入学資格ノ本則ヲ前述ノ通り定メナガラ、特殊ノ場合ニ限りマシテ、現制ノ七年制高等学校ヲモ認メマスル所以ハ七年制高等学校ハ校数モ少ク且実施以來相当成績ヲ挙げツ、アル実情ニ徴シ、尚第九項ニ示スガ如ク特殊ノ組織ニ依リ七年ヲ一貫シテ高等教育ヲ施スニ於テハ、克ク高等学校教育ノ目的ヲ達成スルヲ得ルモノト考ヘラル、ニ由ルノデアリマス。七年制高等学校ハ右ニ述ブルガ如ク特殊ノ制度デアリマスルカラ、特ニ優秀ナル者ヲ入学セシムルノ用意ヲ要スルモノト思フノデアリマス。又三年制高等学校ノ入学ニ関シ、中学校第四学年修了者中人物、学力、体位等特ニ優秀ニシテ当該中学校長ノ許可ヲ得タル者ニ対シテ入学ノ資格ヲ認メマスルノハ、秀才拔擢ノ特殊ノ措置トシテ行ハシムルモノデアリマス。カクシテ一面中学校在学中ニ於テ早クモ高等学校入学試験準備ニ汲々タラシムル教育上ノ弊害ヲ除去シ一面又秀才ニ対シテハ從來ノ如ク修業年限ヲ一年短縮シ得ル途ヲ存シ置クト、致シタノデアリマス。尚申シテ置キ度イコトハ、中学校卒業者ノ七年制高等学校ニ於ケル編入ノ標準デアリマスガ、之ハ第五学年ニ欠員アル場合ハ第三項ニ準ジテ入学セシムベキモノト決シタノデアリマス。

一 第四項ハ高等学校入学者ノ選抜考査ノ標準ヲ定メタモノデアリマシテ、之ヲ修業年限五年ノ中学校卒業程度ニ依ルコト、シタノハ、高等学校ノ入学資格ヲ第三項ノ如ク五年制中等学校卒業程度ニ改メタルト、五年制中学校ノ教育ガ上級学校ノ基礎教育ノ標準トシテ最も適當ナリト認メタルトニ由ルノデアリマス。尚第四学年修了者ニシテ中学校長ノ許可ヲ受ケテ高等学校ニ入学セントスル者ハ、特ニ優秀ナル者デアリマスカラ其ノ選抜考査ヲ中学校卒業程度ニ依リテ行フモ差支ナキモノト考ラレマス。

一 第五項ハ高等学校教育ニ於テ重視スベキ事項ヲ挙ゲタモノデアリマス。其ノ(一)ハ高等学校ハ将来国家枢要ノ人物タルベキ者ヲ養成スルモノデアリマスカラ、皇國ノ道ヲ修メシメ、我が國ノ東亞及世界ニ於ケル使命ヲ体得シ、質実剛健ノ資性ヲ養ヒ、國民的自覺ヲ確立シ自重自恃克ク國家ノ重キニ任ズベキ人材ヲ鍊成スルコトヲ目指スベキモノトシ、其ノ(二)ハ高等学校ノ教育ハ精深ナル高等普通教育デアルト共ニ之ヲ以テ大學教育ノ基礎タラシムベキモノデアリマサルカラ一般教養ヲ長ジ學術ノ理論及應用ニ関スル基礎知識ヲ十分ニ修メシメ、究學心ヲ作興スルコト及識見ヲ高メシムルコトヲ肝要トスルノデアリマス。其ノ(三)ハ人物鍊成上重要ナル作用ヲ有シマサル身心一體ノ鍛鍊ニ依リマシテ文ヲ修ムルト共ニ武ヲ練リ、高邁闊達ノ氣宇ヲ養ヒ、強健ナル體軀ヲ練磨スルコトヲ肝要トスルノデアリマス。

一 第六項ハ高等学校ノ学科ハ、其ノ一般教養ヲ使命トスル建前ヨリシテ細分スベキニアラズト考ヘマシテ、之ヲ文科、理科ニ二大別シ夫々ノ立場カラ高等普通教育ヲ行フコト、致シタノデアリマス。

理科ニ於テハ第三学年ニ於テ之ヲ二部ニ分チ、其ノ一ハ理學工學系統トシ、其ノ二ハ生物學系統ト為スコト、致シマシテ、大學教育ノ基礎タルノ關係ヲ考慮シ、聯絡上ノ適正ヲ図ルコト、致シタノデアリマス。

一 第七項ニ於テ現制高等学校ノ専攻科及予科ヲ廃止致シマスノハ、専攻科ニ付テハ現存スルモノ絶無デアルノミナラズ高等学校ノ教育ハ即チ大學教育ノ基礎タルベキモノナルコト及今日ニ於テハ各種専門學校ノ發達著シキコト等ニ鑑ミ、其ノ存在ノ意義ガ極メテ乏シイカラデアリマス。予科ハ七年制高等学校ノ尋常科ニ置キ得ルモノデアリマシテ、之ヲ廢シマスルノハ中学校ノ予科ヲ廢止スルト同様ノ理由デアリマス。

一 第八項ハ高等学校ノ教科ヲ別紙ノ通り定ムルモノデアリマス。即チ第一項ニ於テ定メマシタ高等学校教育ノ目的使命ニ基キ、國民教育ノ本旨ニ依リ、從來ノ多数ノ學科目ヲ統合致シマシテ國民科、數學及自然科、外國語科、體鍊科ノ四教科、並ニ理科ニ於テハ此ノ外、製図科ヲ加ヘテ五教科ヲ建テタノデアリマス。各教科ハ之ヲ教科統合ノ精神ニ徹

セシムルト共ニ又統合ノ中ニ於テ克ク各科目ノ特色ヲ發揮シ、學術ノ理論及應用ノ基礎タル系統的、分科的知識ヲ養ハシメ、窮極ニ於テ全般的ニ皇國ノ道ニ帰一セシムルコトヲ期シタノデアリマス。又「演習」ノ課程ヲ置キマシテ、知識ヲ綜合具体化シ、実践鍛鍊ヲ行ヒ、行的發展ニ充テシムルコトハ中等学校ニ於テ述ベタルト同様ノ趣旨デアリマス。備考ノ(一)ハ法制經濟ノ教科内容ヲ改善シ、我ガ国民ノ政治生活、經濟生活ノ組織及内容ヲ會得セシメ且社会学ノ一斑ヲ授クベキコトヲ示シタノデアリマス。備考ノ(二)ハ一般教養ヲ深カラシメンガ為、外国語科ノ外国語ハ二ヶ国語ヲ必修セシムルコト、シ、其ノ外ニ支那語ヲ加設スルヲ得ルコト、シタノデアリマス。備考ノ(三)ニ於テ各教科ニ互リ十分ニ留意シテ教授スベキ事項トシテ、敬神崇祖、東亞及世界、国防ヲ挙げマシタノハ、中等学校ニ於テ述ベタルト同様ノ趣旨ニ依リ、一層高キ程度ニ於テ教導ヲ加ヘシムル為デアリ、芸術ヲ挙げマシタノハ高等学校ニ於テハ芸能教科ヲ置カザルニ依リ、各教科ニ互ツテ芸術ニ関スル教材ニ留意シテ芸術ニ関スル理解及情操陶冶ニ力メシムル為デアリマス。

一 七年制高等学校ハ、三年制高等学校及中等学校ニ対シテハ、特殊ノ存在デアリマスルノデ、第九項ニ示スガ如ク七年制高等学校ノ由来及本質ニ稽ヘマシテ、尋常科及高等科ノ區別ヲ廃シマシテ三年制高等学校及五年制中学校ノ両教科ヲ斟酌シ一貫シタル教科ヲ編制スルコト、致シタノデアリマス。而シテ第五学年ヨリ之ヲ文科、理科ニ分チ、尚理科ハ第七学年ニ於テ之ヲ二部ニ分ケ、其ノ一ハ理化学工學系統トシ、其ノ二ハ生物系統ト為スコトハ、三年制高等学校第三学年ニ於ケルト同様デアリマス。

一 第十項ハ教科内容ヲ整理刷新致シ、知的学科ノ教授ハ概ネ午前中ニ止ムルノ方針ヲ採ルコトヲ定メタモノデアリマシテ、其ノ趣旨ハ中等学校ニ於ケルト同様デアリマス。

一 第十一項ハ高等学校教育ノ使命ニ鑑ミ、学校長以下職員挙ゲテ生徒ノ全生活ヲ通ジテ其ノ教導ニ当リ、教育ノ全一的

効果ヲ収ムベキコトヲ強調致スモノデアリマス。

一 第十二項ハ高等学校ニ於テハ訓練ノ為全生徒ニ寮生活ヲ為サシムベキモノトナシ、団体訓練及自律自修ヲ重ンジ、教室、講堂等ニ於テ行ハル、教育ト一体タラシメ、教育ノ全一的効果ヲ収ムルコトニカムベキヲ示シタモノデアリマス。

一 第十三項ハ図書館、指導研究室及実験室ヲ整備シ、其ノ活用ヲ工夫致シマシテ、生徒ニ対シテ自発的研究ヲ指導シ、師弟相携ヘテ研究ニ精進シ、究学ノ風尚ヲ興スベキコトヲ挙ゲタノデアリマス。

一 第十四項ハ校友会其ノ他、生徒ノ自治ニ依リ行ハレテ居ル体育的、文化的ノ諸施設ハ、之ヲ学校長ノ指導ノ下ニ置キマシテ、其ノ整備充実ヲ図リ、之ヲ学校教育ノ要素ニ採リ入レ、他ノ教育施設ト一体タラシムベキコトヲ旨トシタモノデアリマス。

一 第十五項ハ修養道場、学校農圃等ノ施設ヲ整備スルト共ニ外地ニ於ケル見学鍛鍊ノ施設ヲモ講ジマシテ、修養鍛鍊ヲ十分ニ施スベキコトヲ旨ト致シタモノデアリマス。

一 第十六項ハ前数項ノ外、尚凡テノ施設ヲ一体トナシ、教育ノ全一的効果ヲ収ムル為行フベキ事項ヲ挙ゲタモノデアリマス。其ノ(一)ハ校長ノ下ニ教頭ヲ置キ、校長ヲ補佐シテ教授訓練ノ統一ニ当ラシムルコト、其ノ(二)ハ寮舎ニ於ケル教育ニ当ラシムル為、寮主監及寮監若干名ヲ置キ、尚寮舎ノ教育ヲ教室講堂等ニ於ケル教育ト一体タラシムル為、寮主監ハ教頭又ハ教授ヲシテ之ヲ兼ネシメ、寮監ハ教授ヲシテ之ヲ兼ネシムルコト、其ノ(三)ハ学校長指導ノ下ニ、教授全員ガ常時ニ於テ各科ノ聯絡統合ヲ図リ、其ノ他高等学校教育ノ振興改善ニ関スル研究協議ヲ為スノ組織ヲ設クルノ要ヲ示シタモノデアリマス。其ノ(四)ハ尚修養鍛鍊ノ教育ニ関シマシテ、以上述ベマシタル各種ノ施設ハ之ヲ教育的ニ組織致シマシテ、其ノ効果ヲ完カラシムベキコトヲ示シタノデアリマス。

一 第十七項ハ女子高等学校ニ関スルモノデアリマス。委員会ハ女子高等学校創設ノ必要ヲ認めマシテ、新ニ其ノ制ヲ設

クベキコトヲ決定致シタノデアリマスガ、女子ノ高等学校ハ女子ノ大学教育トノ間ニ密接ナル聯関ヲ要シ、其ノ教育内容等ニ付テハ女子ノ大学教育ノ内容及制度ト相俟ツテ考究スルノ必要ガアルノデアリマス。依テ委員会ハ先ヅ女子ニ関シテ女子高等学校ノ制ヲ認め、其ノ内容等ハ大体ニ於テ男子高等学校ニ準ズベキ旨ヲ定メタノデアリマス。以上ヲ以テ昨年十一月以來特別委員会及整理委員会ニ於テ曩ニ本總會ニ於ケル各位ノ御所見ヲ基礎トシ都合五十回ニ亙リ慎重審議ヲ尽シ全会一致ヲ以テ決定セル中等学校教育及高等学校教育ノ刷新振興ニ関スル要綱ノ説明ヲ終リマス。何卒各位ニオカセラレテハ右趣旨ヲ御了承下サイマシテ十分御審議ノ上御決定アランコトヲ願ヒマス。

〔活版印刷、冊子、表紙付、本文三四ページ〕

4 高等教育に関する件

〔国立公文書館所蔵「教育審議会書類綴」簿冊一、文書番号8―③〕

昭和十五年九月十九日教育審議会第十二回總會ニ於ケル諮問第一号中、大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱ニ関スル田所特別委員長報告要領

目次

- 一 経過報告
- 一 大学ニ関スル要綱説明
- 一 専門学校ニ関スル要綱説明
- 一 中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱説明
- 一 結語

経過報告

本教育審議会ハ昭和十二年十二月ノ第一回總會以來、委員各位ノ御熱心ナル御審議ニヨリマシテ、教育ノ刷新上幾多重要ナル事項ヲ答申シ、文政当局ノ有力ナル指針ト致シテ參ツタノデアリマス。昭和十三年七月、青年学校教育義務制実施ニ関スル件ヲ、同年十二月ニハ国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件ヲ答申シ、更ニ昭和十四年九月十四日ノ總會ニ於テ、中等学校及高等学校ニ関スル件ヲ決定答申致シタノデアリマシテ、其ノ経過ハ各位ノヨク御承知ノ通りデアリマス。特別委員会ニ於テハ其ノ後引続キ、学制ノ最終段階タル大学及専門学校ニ関スル事項並ニ之ト關聯深キ、中等学校、高等学校及師範学校ニ於ケル教員ノ養成及検定ニ関スル事項ノ審議ニ入ツタノデアリマシテ、九月下旬ヨリ十一月上旬ニ至ル迄、前後十一回ニ亙リ、熱心ニ論議ヲ重ネタノデアリマス。而シテ意見ノ發表モ一段落ヲ告ゲマシタノデ、十一月十日、林博太郎伯爵外十四名ノ整理委員ヲ指名致シ、特別委員会ニ於ケル論議ヲ基礎トシテ、前述諸件ニ関スル答申ノ具体案作成方ヲ委嘱スルニ至ツタノデアリマス。爾來整理委員ノ各位ハ其ノ責任ノ大ナルヲ痛感致サレマシテ、即日議事ヲ開始サレ、毎週水、金ノ二日熱心ニ検討ヲ致サレタノデアリマス。而シテ二月ヨリ三月ニ至ル帝國議會ノ繁忙期ヲ除キ、六月ニ

十八日ニ至ル迄、約六ヶ月間終始倦ムコトナク、前後四十一回ノ多キヲ費シテ慎重審議ヲ遂ゲラレ、其ノ間当局トモ忌憚ナク意見ヲ交換セラレ、全員一致ヲ以テ大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱ヲ可決セラル、ニ至ツタノデアリマシテ、六月二十八日、是等諸案ニ関スル報告ヲ林整理委員長ヨリ受領致シタノデアリマス。依ツテ去ル七月五日、六日及八日ノ三日間ニ互リテ特別委員会ヲ開催シ、右要綱ヲ附議シテ慎重審議ヲ致シマシタ結果、之又全会一致ヲ以テ之ヲ可決シ、別紙報告書ノ通り総裁ニ御報告申上ゲタ次第デアリマス。之ニ依ツテ学制ノ全般ニ互リ、下ハ国民学校ヨリ上ハ大学ニ至ル迄一応ノ審議ヲ了ヘルコトニナルノデアリマス。

惟フニ内外未曾有ノ歴史の世局ニ際会シ、學術研究ノ振興ト共ニ指導の人材養成ノ要アルコト今日ヨリ急ナルハナイノデアリマシテ、大学及専門学校ノ国家ニ負フ所ノ教育的、文化的使命ハ極メテ大ナルモノアルヲ思ハシメルノデアリマス。此ノ秋ニ当リ我が国教学ノ本義ニ則リ、時代ノ進運ニ応ジテ大学及専門学校ノ制度及内容ヲ刷新シ、政治、經濟、産業、文化等ノ各方面ニ互リ、夫々ノ立場ニ於テ、国家ノ必要トスル人材ノ鍊成、學術ノ研究ニ当ラシメ、來ルベキ時代ニ於ケル指導的任務ヲ完ウシテ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ヒ、東亞及世界ノ進歩ニ寄与セシムルハ、蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂ハナケレバナリマセヌ。

特ニ大学ハ我が国最高ノ学府トシテ其ノ地位極メテ重要ナルニ鑑ミ、之ガ刷新振興ニ関シテハ十分深ク意ヲ用フベキデアリマス。輒チ學術ノ進歩並ニ世局ノ進運ニ応ジテ必要ナル学部、学科等ノ拡充整備ヲ図リ、學識、徳望卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ、弥々學術報國ノ精神ヲ昂揚シ、研究施設ヲ整備シテ學術研究ノ振興ヲ期スルト共ニ學生ノ研學、修養鍛鍊ノ施設ヲ充實シテ人物ノ鍊成ニ力メシメ、以テ克ク我が国學術、文化ノ創造發展ト国家有為ノ指導的人材鍊成ノ実ヲ挙ゲンコトヲ期スベキデアリマス。而シテ多年ノ懸案ヲ解決シテ女子大学ノ創設ヲ認め、国家ノ

須要ニ応ズル指導の女性ヲ養成シ、我ガ国學術、文化ノ進歩ニ女性ノ協力ヲ求ムルコトモ亦刻下極メテ肝要ト信ズルノデアリマス。

大学ト相俟ツテ専門学校ノ有スル使命モ亦大ナルモノガアルノデアリマシテ、之ガ刷新振興ニ関シ特ニ意ヲ用ヒネバナリマセヌ。輒チ東亜及世界ニ於ケル皇國ノ歴史的使命ニ即シテ、國家ニ須要ナル各般ノ専門学校就中産業ニ関スル専門諸学校ノ拡充整備ニ力メ、芸術教育ノ振興ヲ図リ、人格、識見卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ、研究、修養鍛鍊ノ施設ヲ整備シ、研究施設ノ充實ニ力メ、以テ國家有為ノ指養マツ的人材ヲ鍊成シ、産業、文化ノ進展ニ貢獻スルコトガ肝要デアリマス。

更ニ本教育審議會ガ曩ニ答申致シマシタ中等学校、高等学校及師範学校ニ関スル教育ノ刷新モ、蓋シ教員ニ其ノ人ヲ得ルニ非ザレバ所期ノ成果ヲ取ムルコト難シト云ハナケレバナリマセヌ。従ツテ之ガ養成及檢定ニ関スル制度ニ根本的再檢討ヲ加へ、中等学校教員ニ関シテハ現下教員需給ノ実情ニ照シテ、当分ノ間専門学校程度ノモノヲ認ムルハ、蓋シ已ムヲ得ナイコトデアリマスガ、中等学校以上ノ教員ハ大学卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則トシ、広ク社会ノ各方面ヨリ適材ヲ求ムルノ制ヲ樹ツルト共ニ我ガ国教学ノ本義ニ則リ、時代ノ要望ニ応ジテ教員ノ養成及檢定ノ面目ヲ一新シ、人物ノ鍊成ヲ旨トシテ先覺タリ先達タルノ修養ヲ積マシムルノミナラズ、新ニ教員試補制ヲ創設シテ教育者タルノ修練ニ徹セシムルコト、シ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼贊シ奉ルノ聲キ信念ヲ有スル人物ヲ鍊成スルコトガ肝要デアルト考ヘルノデアリマス。

以上申述べマシタ所ハ以下申述べマス所ノ大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及檢定ニ関スル要綱ノ骨子トモイフベキモノデアリマシテ、之ガ詳細ニ関シテハ各要綱ニ付逐次御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス。

大学ニ関スル要綱説明

一 第一項ハ大学ノ目的使命ニ関スル事項デアリマシテ、委員会ニ於テ最モ慎重審議ヲ尽シタ事柄デアリマス。即チ第一項前段ニ於テ大学ノ国家ニ対シテ負フ最高ノ教育的、文化的使命ヲ明ラカニシ、大学ハ最高ノ学府トシテ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究スル所トシ、學術ノ研究ト教授トヲ一体トシテ国家有為ノ人材ヲ育成スルト共ニ我ガ國學術、文化ノ創造發展ヲ期スベキコト、致シタノデアリマス。而シテ其ノ教授シ研究スル所ノ學術ハ、特ニ我ガ國家ニ須要ナルモノタルヲ要スルノデアリマシテ、其ノ學ハ洋ノ東西ニ互ルト雖モ、之ヲ綜合シ醇化シテ我ガ國學術、文化ノ創造發展ニ資セシムルヲ旨トスベク、又其ノ學ハ理論的タルト应用的タルトヲ問ハズ、齊シク國本ニ培ヒ皇運無窮ノ隆昌ニ貢獻スル所ノモノタルヲ要スルノデアリマス。更ニ後段ニ於テ常ニ皇國ノ道ニ基キテ國家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムベキコトヲ明示致シタノデアリマス。蓋シ大学ニ於ケル學術ノ教授、研究ノ指導ハ勿論、學生生活ノ全般ニ互リテ常ニ皇國ノ道ニ則ツテ學生ヲ指導スルヲ旨トシ、國體ノ本義ニ徹セシメ、學徳ヲ一体トシテ國家有為ノ人材ヲシムルノ要アルヲ認メタノデアリマス。

一 學術ノ進歩、時代ノ進運ニ伴ヒ、大學学部ノ修業年限就中醫學部、工學部等ノ修業年限ニ関シテハ検討ヲ要スルモノナシトシナイノデアリマスガ、社會ノ要望其ノ他各般ノ事情ヲ考慮シテ審議ノ結果、第二項ノ如ク学部ノ修業年限ハ現制通りトナスヲ以テ適當ナリト認め、其ノ入学資格ノ如キモ現制ニヨリ高等学校卒業程度ト致シタノデアリマス。

特ニ大学ニ予科ヲ置ク場合、高等学校ニ準ジテ其ノ修業年限ヲ三年トシ、中等學校卒業ノ程度ヲ以テ入学資格ト致シタノデアリマス。現制ノ二年制予科ハ從來ノ実績ニ徴シ、大学ノ基礎教育トシテハ十分ナラザルモノアルヲ以テ之ヲ

廃止スルノデアリマス。尚中等学校卒業ノ程度ヲ以テ大学予科ニ聯絡セシムルコト、ナリタル關係上、中学校第四學年ヨリ連絡スル三年制ノ予科モ亦自然廢止セラル、ノデアリマス。

一 第三項ハ最高学府タル大学ノ目的達成上特ニ重視スベキ事項ヲ示シタノデアリマス。其ノ一ハ教學ニ対スル大学ノ根本的態度ニ関スルモノデアリマシテ、国体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル學風ヲ振作シ、學術報國ノ精神ニ徹スベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。其ノ二ハ大学ノ文化的使命ニ関スルモノデアリマシテ、皇國ノ世界史的使命ノ自覺ノ下ニ獨創的研究ニ力メ、広ク東西ノ學術、文化ヲ綜合シ攝取醇化シテ我が國學術、文化ノ創造發展ニ力ムベキコトヲ明ラカニシ、其ノ三及四ハ大学ノ教育的使命ニ関スルモノデアリマシテ、學生ヲシテ學ノ全的把握ヲ旨トシテ専門的研究ヲ遂ゲシメ、識見ヲ長ズルト共ニ學德一体ノ修練ヲ積マシメテ國家有為ノ指導的人材ヲラシメンコトヲ期シ、更ニ東亞及世界並ニ國防ニ関スル認識ヲ深カラシメテ大國民タルノ自覺ニ徹セシムルコト、致シタノデアリマス。而シテ之等ノ精神ヲシテ第四項以下ニ掲ゲマシタ各般ノ制度施設ノ整備並ニ教授陣容ノ充實等ト相俟ツテ、大学學園ノ中ニ透徹セシムルコトガ肝要デアルト信ズルノデアリマス。

一 大学ヲシテ克ク其ノ使命ヲ遂行シ、國家ノ要望ニ對ヘテ時代ニ於ケル指導的任務ヲ完ウセシメンガ為ニハ、第四項ノ如ク學術ノ發達並ニ時代ノ進運ニ應ジテ必要ナル學部、學科、講座等ノ拡充整備ニ力ムルコトガ肝要デアリマス。特ニ現下國防ノ充實、産業ノ發展ニ即應シテ工學部、理學部等ノ拡充整備ヲ期スルハ極メテ必要ト考ヘラレルノデアリマス。東亞及世界ニ於ケル我が國ノ地位使命ニ鑑ミテ、一層日本文化、東洋文化ニ関スル學科、講座等ノ拡充整備ヲナスガ如キモ亦極メテ緊要デアリマス。

一 第五項乃至第九項ハ大学ニ於ケル研究及教授ニ関スル制度施設ノ整備充實ニ関スル事項デアリマシテ、特ニ第五項ハ學科、講座等ニ関スルモノデアリマス。從來學科、講座等ニ屬スル教授、助教及助手等ノ定員ハ甚ダ不備デアリマ

シテ、最高学府トシテノ使命達成上遺憾ナルノミナラズ、教授ノ後継者養成上ニモ支障ヲ来スコト稀デハナイノデアリマス。依ツテ第五項ノ如ク之ガ整備充実ヲ図リ、必要ニ応ジテ定員ノ増加ニカムルヲ以テ肝要ト認メタノデアリマス。又特定ノ講座ニ属セザル助教及助手ヲ置キテ、講座間ニ融通ノ途ヲ開ク外、新興學問ノ研究指導ニ当ラシムルガ如キモ必要デアリマス。更ニ各学科、講座等ニ分配サル、研究費ハ極メテ僅少ニシテ、研究及教授ニ著シク困難ヲ感ジツ、アル実情デアリマス。将来之ガ経費ヲ潤沢ニシ、大学ノ使命遂行上支障ナカラシメンコトヲ期スベキデアリマス。寄附講座ノ如キモ一般講座ト等シク十分ナル設備条件ヲ具備スルニ非ザレバ認メザルコト、シ、其ノ充実ヲ図ルベキデアリマス。

一 學術ノ分化発達ニ伴ヒ諸分科ノ綜合聯絡ヲ必要トスルモノ、年ト共ニ顯著トナリ来ツタノデアリマシテ、第六項乃至第八項ハ之ニ關スル事項デアリマス。而シテ第六項ニ於テハ力メテ關聯アル学科、講座間ノ聯絡ヲ緊密ナラシムルト共ニ教授学生等ノ共同研究、綜合研究ノ促進ヲ図リ、或ハ共同研究室ヲ設ケ特別ノ研究員ヲ置ク等之ニ必要ナル制度施設ノ整備ヲナスノ要アルヲ認メタノデアリマス。

第七項ノ如ク特ニ數個ノ学部ヨリナル綜合大学ニアリテハ、教授上ニ於テモ研究上ニ於テモ一層学部間ノ聯絡ヲ緊密ナラシムルコトガ肝要デアリマス。ソレハ独リ人文科学及自然科学各々ノ範圍内ノミニ止ラズ、更ニ是等兩者間ノ聯絡ヲモ一層緊密ナラシメ、全学部ヲ一体トシテ真ニ綜合大学ノ実ヲ挙グルニ力メナケレバナリマセヌ。

更ニ教職員及学生ノ共同研究、綜合研究ヲシテ一層有効ナラシメンガ為、第八項ノ如ク學術ノ進歩並ニ時代ノ要望ニ応ジテ大学ニ有力ナル綜合研究機關ヲ特設シ、學術研究ノ進歩発達ニ貢獻セシムルコトガ肝要デアリマス。

一 教授ニ当リテハ力メテ学生ノ自発的研究ヲ指導奨励シ、第九項ノ如ク演習、実験、実習等ヲ重視シテ教授ノ徹底ヲ期スベキデアリマス。而シテ之ガ為図書館、演習室、実験室、実習場等ノ整備充実ニカムルノ要アルハ申ス迄モアリマ

セヌ。

一 第十項ハ研究科及大学院ニ関スル事項デアリマス。委員会ニ於テハ學術研究ノ振興、研究者ノ養成等ト關係シテ特ニ本制度ノ刷新強化ヲ図ルノ要ヲ認メタノデアリマス。而シテ學術研究ノ本旨ニ照ラシ、數個ノ学部ヲ置ク大学ニアリテハ、各学部ノ研究科ヲ綜合シテ必ズ大学院ヲ置クコト、致シタノデアリマス。更ニ研究科及大学院ハ何レモ教授指導ノ下ニ専門ノ事項ニ付精深ナル研究ヲ遂ゲシムル所トシ、之ニ必要ナル研究施設及指導組織ノ整備ヲ期シタノデアリマス。又研究科及大学院ノ入学ニ関シテハ學術研究ノ適任者ヲ得ルヲ旨トシ、各学部ニ於テ適當ナル定員ヲ定メ、其ノ入学者ヲ厳選スルコト、致シタノデアリマス。

一 以上述べマシタ學術ノ研究及教授ニ関スル事項ハ、固ヨリ大学ノ主要ナル任務デアリマスガ、之ト相並ンデ学生ノ訓育、修養鍛鍊ニ意ヲ用ヒ、学行ヲ一体トシテ国家有為ノ人物鍊成ノ完キヲ期スルコトガ大切デアリマス。第十一項及第十二項ハ之ニ関スルモノデアリマシテ、或ハ学生主事ノ充実ヲ図リ、或ハ指導班ヲ組織スル等訓育指導ニ関スル組織機構ヲ整備シ、全学教職員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙グルニカムルコトガ肝要デアリマス。又講堂、寮舎、学友会其ノ他修養鍛鍊ニ関スル施設ヲ整備シ、学生ノ全生活ニ互リテ人物ノ修練ヲ積マシムルノ要アルハ申ス迄モアリマセヌ。大量教育ノ弊ヲ矯メ、カメテ師弟接觸ノ機會ヲ多カラシメ、相携ヘテ道ヲ求メ真理ヲ探求スルノ態度ヲ養フコト、其ノ他自発的研學ノ風ヲ作興シテ創造的才幹ヲ練磨スルコト等モ亦極メテ大切デアリマス。

更ニ身心一体ノ修練ニ意ヲ用ヒ、武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ関スル施設ヲ拡充シ、学生ヲシテ体位ノ向上ト共ニ剛健闊達ナル氣風ノ振作ニ力メシムベキデアリマス。特ニ学友会等ニ於ケル体育運動ニ関シテハ、従来往々見ル所ノ流弊ヲ矯メ、之ヲ一層教育的ニ指導スルコトガ肝要デアルト考ヘマス。

一 學術ノ研究及教育ニ関スル制度施設ノ整備充実ト相俟チテ、教授其ノ他教職員ニ其ノ人ヲ得ルコトハ、蓋シ大学ノ刷

新振興ヲ期スル上ニ於テ極メテ重要ナコトデアリマシテ、委員会ニ於テモ特ニ重大ナ關心ヲ以テ論議サレタノデアリマス。即チ第十三項ニ示シマシタ如ク教授、助教授等ノ選任ヲ慎重ニシ、最高学府タルノ地位ニ顧ミテ専ラ人格、學識ニ重キヲ置キ、真ニ大学教授タルベキ一世ノ適材ヲ廣ク各方面ニ求メルコト、致シタノデアリマス。而シテ之ト同時ニ其ノ後継者ノ養成ニ付大イニ意ヲ用ヒ、之ニ関シ最善ノ方策ヲ樹ツルコトガ極メテ大切デアルト信ズルノデアリマス。

大学、学部ノ首脳タル総長、学長、学部長等ノ人格、識見ハ學風ノ隆替ニ関スル所極メテ大デアリマシテ、其ノ地位ノ重要ナルモノアルニ顧ミ、特ニ之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコトガ肝要デアリマス。
名譽教授ニ関シテモ亦選任ニ慎重ヲ要スルハ申ス迄モアリマセヌ。

教授ノ選任ヲ適正ナラシムルコト、相俟ツテ大イニ考慮ヲ要スルハ優遇ノ問題デアリマス。現在教授、助教授及助手等ノ待遇ハ其ノ職務ノ重要ナルニ対シテ、甚ダ十分ナラザル憾ガアルノデアリマス。第十五項ニ掲ゲマシタ如ク速ニ之ガ優遇ノ方途ヲ講ジ、適材ヲ迎ヘテ教育及研究ニ専念スルヲ得シメナケレバナリマセヌ。

大学ハ學術研究ノ府トシテ學界ノ進歩、時代ノ進運ニ応ジテ常ニ研究ノ促進ニ力ムルノ要アルハ申ス迄モアリマセヌガ、更ニ第十四項ノ如ク在外研究、海外視察及内地研究等ノ施設ヲ拡充シ、教授、助教授等ヲシテ廣ク内外ニ於ケル學術、文化ノ實際ニ付必要ナル研究ヲナサシメ我が國學術、文化ノ進展ニ貢獻セシムルコトガ肝要デアリマス。

一 最高学府トシテノ大学本来ノ使命ガ學術ノ研究及教授ニ存スルハ申ス迄モナイコトデアリマスガ、之ニ関スル行政事務ノ運用完キヲ期スルコトモ亦極メテ大切デアリマシテ、之ガ為第十六項ニ於ケルガ如ク、大学並ニ学部ニ於ケル行政事務ノ組織及人的機構ノ整備充実ヲ図ルノ要アルヲ認ムルノデアリマス。

一 第十七項及第十八項ハ奨學施設、徵集延期等主トシテ學生ニ関スル事項デアリマシテ、第十七項ノ如ク研究科及大学

院ノ学生ニ対スル特選給費制ヲ拡充シ、其ノ他学部ノ学生ニ対スル奨学施設ヲ整備スルコトハ極メテ必要デアリマス。是レ広く各方面ノ人材ヲシテ大学教育ヲ受クルノ機会ヲ得シムルノミナラズ、国家トシテ有為ノ適材ヲ得ル所以ニ外ナラヌノデアリマシテ、緊要ナ事柄デアルト信ズルノデアリマス。

過般ノ兵役法改正ノ為学部在学中ニ徴集セラル、学生ハ決シテ少クナク、約三割前後ニ及ブ状況デアリマス。斯クノ如キハ人材ノ育成並ニ我が国文化ノ進展ヲ期スル上ニ於テ甚ダ遺憾ナルノミナラズ、特ニ国家トシテ指導ノ人材ヲ要スルコト益々切ナルモノアルノ時、之ガ補給上ニモ支障ガ少クナイノデアリマス。加之本審議會ノ決定ニ基キテ高等学校入学資格改正セラル、時ハ更ニ進学年齡ノ延長トナルヲ以テ、第十八項ノ如ク学部学生ニ対スル徴集延期ノ期間ヲ少クトモ一年延長シ、滿二十五歳乃至二十六歳（医学部ハ滿二十六歳乃至二十七歳）迄トナスヲ適當ト認メタノデアリマス。

一 第十九項ノ如ク大学及高等学校間ノ聯絡ヲ円滑ナラシメ、大学卒業ニ至ル迄ノ教育年限ヲ短縮スルト共ニ一大学ニ志望者ノ集中スル弊ヲ矯ムルハ極メテ大切ナ事柄デアリマス。之ガ為一面ニ於テ志望多キ学部、学科等ノ拡充ヲ考慮スル要アルコトモ勿論デアリマスガ、国家トシテ同一学部又ハ学科ヘノ受験回数ヲ適當（二回位）ニ制限スルコトガ必要デアリマス。又高等学校ニ於テ適切ナル進学指導ヲナスコト等モ是非為サルベキコト、思フノデアリマス。

一 私立大学ハ夫々建学ノ歴史ト傳統ト有シ、官公立ノ大学ト相並ンデ人材ノ育成ト我が国學術、文化ノ進歩トニ貢献シ来ツタノデアリマシテ、其ノ国家ニ於ケル地位ト使命トハ甚ダ重要ナルモノガアルノデアリマス。第二十項ノ如ク益々之ヲ堅実ニ発達セシメテ其ノ内容ノ充実ヲ期シ、一層監督ヲ適正ナラシムルト共ニ必要ナル助成ノ方途ヲ講ズベキデアリマス。特ニ自然科学ニ関スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニ力メ、国家ノ須要ニ応ゼシムルコトガ肝要デアルト考ヘマス。

第二十一項女子大学ノ問題ハ、多年論議ヲ重ネテ今日ニ至リ而モ容易ニ解決ヲ見ナカツタノデアリマシテ、委員會ニ於テモ特ニ慎重審議ヲ尽シタ事柄デアリマス。然シナガラ今ヤ世運ノ進歩ハ著シク、殊ニ東亞及世界ニ於ケル歴史的重大時局ニ当面シテ、男子ニ対スルト等シク女子ニ対シテ国家ノ期待スル所亦極メテ大ナルモノガアルノデアリマス。即チ国家社会ノ各方面ニ互リテ指導的女性ヲ必要トスルノミナラズ、學術、文化ニ関シテモ女性ノ協力ニ俟ツベキ部面ハ決シテ少クナイノデアリマス。此ノ秋ニ当リ大学令ニ依ル女子大学ヲ特設シ、篤學ノ女性ニ対シテ大学教育ヲ受クルノ途ヲ開キ、時代ノ要望ニ応ズル指導的女性ノ育成ト我が国女性文化ノ發揚トニ貢獻セシムルコトハ、蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂ハネバナリマセヌ。固ヨリ等シク大学令ニ依ルト申シマシテモ其ノ学部、学科ハ文学部、理学部、医学部ノ如キモノヲ主トシ、總ベテ之ヲ男子ノ大学ト同様タラシメル趣旨デアリマセヌ。要ハ我が国女子ノ特性ヲ顧慮シテ女子ニ適切ナルモノヲタラシムルコトガ肝要デアリマス。特ニ家庭經濟、育児、榮養等家政ニ関スル学的研究ノ国家的重要性愈々加ハリ来リタルニ鑑ミ、家政ニ関スル学科ヲ加フルヲ得シメマシタコトノ如キモ其ノ精神ノ發露ニ外ナラヌノデアリマス。尚女子大学ノ特設ヲ認ムル所以ハ、原則トシテ女子ノ大学教育ハ女子大学ニ於テナサルベキコトヲ期待スルノデアリマス。然シナガラ特別ノ必要ニ依リ、一部ノ女性ガ男子ノ大学ニ入りテ教育ヲ受クルコトアルベキハ、従前ト何等異ル所ナカラシムル考ヘデアリマス。

第二十二項ニ於ケル大学、学部乃至学科、講座等ノ設置、学生定員等ニ関シマシテハ、其ノ影響スル所甚ダ大ナルモノガアルノデアリマスカラ、常ニ国家全体ノ見地ヨリ之ヲ考ヘ、学制全般トノ關係其ノ他各般ノ事情ヲ參酌シテ、一定ノ国家的企画ノ下ニ実施サル、事ガ極メテ肝要デアリマス。特ニ女子大学ノ創設ニ関シテハ一層之ガ企画ヲ慎重ニシ、最善ヲ期スルコトガ肝要デアルト考ヘマス。

第二十三項ハ各大学ニ於テ授与セラル、學位ニ関スル事項デアリマス。現在我が国ノ學位ハ直接国家ノ授与スルモノ

ニ非ズシテ、各大学ニ於テ學術上ノ業績アリト認メタル者ニ對シテ授与スル學位デアリマス。然シナガラソレハ學術上ノ業績ヲ表彰スルモノナルノミナラズ、特ニ國家ノ承認ヲ經テ与ヘラル、モノナル以上、學位ヲ有スル者ニ對シシテ何等カノ優遇ノ途ヲ講ズルコトハ至当デアルト考ヘラル、ノデアリマス。而シテ學位ヲ汚辱スル行為アリタル者ニ對シテハ、學位ノ神聖ヲ擁護スル意味ニ於テ適當ノ制裁ヲ加ヘ、認可取消又ハ褫奪等ノ処分ヲナスコト、シ、法令上之ヲ具體的ニ規定シテ其ノ実行ヲ確實ナラシメルコトガ肝要デアルト考ヘマス。尚其ノ際學位ヲ辭シ得ルコトヲモ併セ考慮サレテ然ルベシト思フノデアリマス。又現在ノ學位令ハ論文制ナルガ故ニ、外國人ニ對シテハ容易ニ學位ヲ授与シ得ナイ結果トナツテアルノデアリマス。然シナガラ我が國學界ニ多大ノ功勞アル外國人ニ對シ、敬意ヲ表シテ學位ヲ贈ルコトハ舊ニ學界ノ儀礼ナルノミナラズ、學術振興上ニモ極メテ必要ナコト、考ヘラル、ノデアリマシテ、委員會ニ於テハ新ニ學界ニ功勞アル外國人ニ對シ、当該大學名ヲ冠シタル名誉學位ヲ授ケ得ルノ制ヲ設クルコト、致シタノデアリマス。

一 我が國內外ノ情勢ニ顧ミル時、學術、文化ノ振興ヲ促進スルノ要アルコト今日ヨリ急ナルハナイノデアリマス。之ガ爲ニハ申ス迄モナク大學ノ刷新振興ニカムベキデアリマスガ、ソレト相俟ツテ更ニ広ク社会各方面ニ於ケル學術、文化ノ振興ヲ促進スルコトガ極メテ肝要デアリマス。第二十四項ハ之ニ關スル事項デアリマシテ、其ノ一ハ社会各方面ニ於ケル學術、文化ニ關スル研究機關ノ整備拡充ヲ圖ルコト、其ノ二ハ學術研究ノ助成奨励ニ關スル施設ノ拡充ニカムルコトデアリマス。而シテ國家の企画ノ下ニ是等ノ全体ヲシテ統一アル聯絡協調ヲ保タシメルヲ旨トシ、以テ克ク我が國學術、文化ノ獨創的研究ヲ促進シ併セテ研究者ノ養成ニ資セシムルコトガ肝要デアリマス。

其ノ三ニ示セル如ク、進ンデ廣ク海外ニ互リテ學術、文化ノ交換ヲ促進シ、我が國學術、文化ノ海外發揚ニカムルト共ニ採長補短以テ我が國學術、文化ノ創造發達ニ貢獻セシムルコトガ又必要デアリマス。

更ニ我ガ国学術、文化ノ進歩ニ功勞アリ業績顯著ナル者ニ対シテ、適當ナル表彰ノ方法ヲ講ズルコトモ亦大切デアリマス。曩ニ文化勲章ノ制ガ設ケラレタノデアリマスガ、ソレハ最高功勞者ニ対スルモノデアリマシテ極メテ稀ナル場合デアリマス。第二十四項其ノ四ノ意図スル所ハ更ニ其ノ範圍ヲ広クシ、學問、技術其ノ他ノ文化ニ功勞アリタル者ニ対シテ、廣ク之ヲ表彰センコトヲ希望スルモノデアリマシテ、独リ其ノ功ニ酬ユル所以ナルノミナラズ、延イテ學術、文化ノ進歩ニ寄与スル所尠ラザルモノアルヲ信ズルモノデアリマス。

一 之ヲ要スルニ国家最高ノ学府タル大学ノ刷新振興ニ関シテ本要綱ノ意図スル所ハ、国運ノ隆昌、文化ノ發達ニ影響スル所極メテ大ナルモノガアルノデアリマス。之ガ実施上必要ナル經費ハ政府ニ於テ十分之ヲ支出シ、答申ノ趣旨實現ニカメラレンコトヲ切望スル次第デアリマス。

専門学校ニ関スル要綱説明

一 第一項ハ専門学校ノ目的ニ関スル事項デアリマシテ、大学ノ目的ト齊シク慎重審議ヲ尽シタノデアリマス。輒チ第一ニ専門学校ハ高等学校教育ヲ基礎トスル大学ト異リ、中等学校教育ノ基礎ノ上ニ専門ノ學術技芸ヲ修メシムル所タルコトヲ明ラカニシタノデアリマス。而シテ其ノ内容ハ各般ノ産業、文化ニ互リ極メテ広汎デアリマスガ、其ノ多クハ實際ニ適切ナル専門ノ學術技芸ヲ教授シ、實地ニ役立つ人物ヲ養成センコトヲ期シテアルノデアリマス。更ニ専門学校ニアリテハ皇國ノ道ヲ体シテ専門ノ學術技芸ヲ修メシメ、常ニ国家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニカムベキコト、致シタノデアリマシテ、學術技芸ノ教授ハ固ヨリ、学校教育ノ全般ニ互リテ常ニ皇國ノ道ニ則ツテ学生ヲ指導シ、国體ノ本義ヲ体得セシメ、学行ヲ一体トシテ国家有為ノ人物ヲ鍊成スベキコトヲ示シタノデアリマス。尚専門ノ學術技芸トハ、固ヨリ主トシテ専門ノ事項ニ関スル高等ノ學術技芸ヲ指スノデアリマスガ、専門ノ意義ヲ極メテ廣ク解釈スルコ

ト、シ、高等学校ノ如ク特別ノ規定ヲ有スル場合ヲ除キ、一般ニ高等ノ學術技芸ヲ修メシムルモノヲモ、専門学校トシテ認ムルコト、致シタノデアリマス。

一 第二項ニ於テ専門学校中特ニ実業ニ関スル學術技芸ヲ教授スル学校ヲ実業専門学校ト称シ、之ヲ爾余ノ専門学校ト區別スルコト、致シタノデアリマス。蓋シ中等学校ノ一元化ト關聯シテ、斯種ノ学校ヲ専門学校中ニ包容スルハ当ヲ得タモノデアリマス。然シナガラ從來是等ノ学校ハ實際上実業学校トシテ特殊ノ発達ヲナシ来ツタ沿革ヲ有スルノミナラズ、産業振興ノ国家的重要利益々々加へ来レル今日、之ヲ専門学校中ニ於ケル特別ノ存在トシテ取扱フコトハ、極メテ緊要デアルト考ヘラレルノデアリマス。

一 第三項ニ於テ専門学校ノ修業年限ハ、制度トシテハ現在通り三年以上トナスノデアリマスガ、具体的ニハ学校ノ種類、性質等實際ノ必要ニ応ジテ、適當ニ其ノ年限ヲ定ムベキコト、致シタノデアリマス。而シテ現在修業年限三年ノ実業専門学校及其ノ他ノ専門学校中ニハ、其ノ年限ヲ適當ニ延長スルノ要アリト考ヘラル、モノモ少クハナイノデアリマス。蓋シ學問技術ノ進歩並ニ産業ノ發達ニ応ジテ、學修事項ハ益々広汎多岐ニ互ルノミナラズ、基礎的教養ノ充実に相俟ツテ実習訓練ニ一層力ヲ用フル必要モアリ、加フルニ身心ノ鍛鍊、人物ノ陶冶ニ関スル教育的要求モアルノデアリマシテ、現在ノ三年ヲ以テシテハ到底其ノ使命ヲ満足ニ達成スルコト困難ナル事情ニアルモノモアルノデアリマス。然シナガラ其ノ影響スル所ハ国家、社会ノ各方面ニ互リテ重大デアリマスガ故ニ、委員会ニ於キマシテハ特ニ是等ノ點ニ関シ十分論議ヲ尽シタノデアリマス。其ノ結果真ニ年限延長ノ国家の必要アリト認メラル、モノニ付考慮スルヲ以テ適當トスルノ結論ニ到達シタノデアリマシテ、政府ノ周到ナル調査ト考慮トヲ要望スル次第デアリマス。

一 第四項ニ於テ専門学校ノ入学資格モ亦大体現制ニ準ズルコト、シ、国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年（女子ニアリテハ当分ノ内四年）以上ノ中等学校卒業ノ程度トナスコト、致シタノデアリマス。但シ美術、

音楽ニ関スル専門学校ニ就テハ、其ノ特質上別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコト、シタノデアリマス。

一 第五項ハ専門学校ノ目的ヲ達成センガ為、特ニ教育上留意スベキ事項ヲ示シタノデアリマス。即チ其ノ一ハ専門学校教育ノ根本精神ニ関スルモノデアリマシテ、国体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル校風ヲ振作シ、専門ノ學術技芸ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト、シ、特ニ実業専門学校ニアリテハ、經濟産業ノ国家的意義ヲ明ラカナラシメ、産業ヲ通シテ国ニ報ユルノ精神ニ徹セシムベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。其ノ二及其ノ三ハ学行ヲ一体トセル人物ノ鍊成ニ関スルモノデアリマシテ、基礎的教養ヲ重視シツ、専門的研修ヲ遂ゲシムルト共ニ身心ノ修練ヲ重ンジ、是等ヲ一体トシテ国家有為ノ指導の人材ヲ鍊成スベキコトヲ明ラカニシ、更ニ東亞及世界並ニ国防ニ関スル認識ヲ深カラシメ、大国民タルノ教養ヲ積マシムルコト、致シタノデアリマス。而シテ其ノ四ハ教育ノ方法ニ関スルモノデアリマシテ、教育ヲシテ常ニ産業、文化ノ實際ニ即セシムルヲ旨トシ、実地ニ役立つ人物ヲ養成セシコトヲ期待致シタノデアリマス。尚其ノ五ハ特ニ女子専門学校ニ関スルモノデアリマシテ、我が国女子ノ特性ニ顧ミ婦徳ノ涵養ニ留意スベキコトヲ明ラカニ致シタノデアリマス。要スルニ以上申述べマシタ事項ハ専門学校ノ指導精神トモ言フベキモノデアリマシテ、以下述ブル所ノ制度施設ノ整備並ニ教授陣容ノ充実等ト相俟ツテ、常ニ之ガ具体化ニ力メナケレバナリマセヌ。

一 第六項乃至第九項ハ国家産業ノ時代的重要性ニ鑑ミ、特ニ実業専門学校ノ刷新振興ニ関スル事項ヲ掲ゲタノデアリマシテ、其ノ第六項ハ我が国産業發展ノ趨向ニ即応シテ、各般ノ実業専門学校ヲ拡充スルト共ニ之ガ内容ノ整備充実ヲ図リ、優秀ナル産業指導者ノ養成ニカムルコトノ緊要ナルヲ明ラカニ致シタノデアリマス。而シテ是等ノ計画ニ当リテハ国防ノ充実、生産力ノ拡充等ニ関スル国策ニ順応シ、日滿支ヲ一体トセル經濟産業ノ根本国策ニ協力スルノ要アルコトハ申ス迄モナイノデアリマシテ、委員各位ノ特ニ力説強調セラレタ所デアリマス。

一 又産業就中現代工業ノ高度専門化ニ伴ヒ、専門学科ヲ深く専攻セル優秀ナル技術者ヲ必要トスルノデアリマシテ、機械工業其ノ他必要ナル工業ニ付、内容ノ充実セル単科工業専門学校ノ創設ヲ図ルコトガ肝要デアリマス。其ノ他ノ産業ニ関シテモ必要アルモノニ付単科専門学校ノ創設ヲ考慮スルノ要アルヲ認メタノデアリマス。

一 今や我が国ハ海外發展就中滿支南洋方面ニ対スル發展ノ急務ニ迫ラレテアルデアリマス。之ト共ニ又広ク海外貿易振興ノ要アルハ申ス迄モナイノデアリマス。第七項ハ斯クノ如キ海外發展並ニ海外貿易ノ時代的重要性ニ鑑ミマシテ、拓殖専門学校ノ創設ヲ図リ、其ノ他拓殖及貿易ニ関スル専門教育ノ拡充整備ニカムベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。

世界ニ於ケル新情勢ニ照ラシ、我が国海運業ノ将来ハ多端ナリト雖モマコトニ洋々タルモノガアルノデアリマシテ、此ノ際特ニ優秀ナル高等海員ノ養成ヲナスノ要アルヲ思フノデアリマス。依ツテ第八項ノ如ク高等商船学校ニ更ニ程度高キ教育施設ヲ特設スルコト、シ、高等海員ヲシテ海運ニ関スル精深ナル研究ヲ積マシムルト共ニ併セテ一般的教育ヲ深カラシムルコト、致シタノデアリマス。

我が国ノ水産業ハ近年著シク躍進ヲ見ルニ至ツタノデアリマスガ、更ニ一層其ノ振興ヲ期スルコトハ極メテ肝要デアリマス。之ガ為大学ニ於ケル水産学科ノ拡充ヲナスノ要アルコトハ勿論デアリマスガ、同時ニ第九項ノ如ク水産専門学校ノ拡充整備ヲ図リ、遠洋漁業科其ノ他必要ナル学科ノ加設ヲナスコトガ緊要ト考ヘラレルノデアリマス。茲ニ云フ遠洋漁業科トハ既ニ漁撈学科ヲ修得セル者ニ対シ、更ニ高度ノ教育訓練ヲ施スモノデアリマシテ、遠洋漁業ノ将来性ニ鑑ミ特ニ其ノ必要ヲ認メタノデアリマス。

一 第十項乃至第十二項ハ国民ノ医療並ニ保健衛生ノ完キヲ期スル為、必要ナル専門教育ノ刷新振興ヲ期シタノデアリマシテ、其ノ第十項ハ医学ニ関スルモノデアリマス。医学ハ特ニ其ノ重要ナルニ鑑ミ、本来大学程度ノ高キ教育ヲ必要

トスルノデアリマスガ、医療衛生ノ全国的普及、満支ニ於ケル需要其ノ他国民生活ノ實際ニ照ラシ、専門学校程度ノ教育モ亦其ノ必要アルヲ認ムルノデアリマシテ、之ガ施設ノ整備充実ヲ図リ就中診療施設ヲ完備シテ実習指導上遺漏ナキヲ期スルコト、致シタノデアリマス。

医学ト相俟ツテ薬学及歯科医学ニ関シテモ之ガ教育施設ノ整備充実ヲ図ルノ要アルハ申ス迄モアリマセヌ。特ニ歯科医学ニ関シテハ今日充実セル大学程度ノ教育ヲ欠クノ実状ニ顧ミ、之ガ適當ナル教育施設ニ付考慮スルノ要アルヲ認メタノデアリマス。之ガ具体的内容等ニ関シテハ、政府ニ於テ研究ヲ遂ゲ、適當ニ善処セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス。

一 国民体位ノ現状ヲ顧ミ齟ツテ民族發展ノ将来ヲ思フノ時、国民体育ノ振興ハ正ニ喫緊ノ要務デアルト謂ハナケレバナリマセヌ。是レ第十二項ニ於テ先ヅ以テ之ガ指導者ノ養成ニ付、決定ヲ致シタ所以ニ外ナラナイノデアリマス。即チ国民体育ノ振興ヲ目的トシテ、体育指導ニ関スル根本方策ヲ樹ツルト共ニ之ニ必要ナル体育専門学校ノ拡充整備ヲ図リ、学校体育及社会体育ノ全体ニ互リテ優秀ナル指導者ヲ養成セシコトヲ期シタノデアリマス。

右ノ外一般ノ大学又ハ専門学校ノ卒業者中、体育指導者タルニ適スル者ヲ選抜シテ、一定期間必要ナル教育ヲ施シ、学校及社会ニ於ケル体育指導者タラシムル方途ヲ講ズルコトモ亦緊要ト考ヘタノデアリマス。

一 第十三項ハ美術、音楽ニ関スル専門教育、第十四項ハ工芸ニ関スル専門教育デアリマス。惟フニ是等ハ我が国民性ノ伝統ニ照ラシテ偉大ナル将来性ヲ有スルノデアリマス。今後一層之ガ刷新振興ヲ図リ、我が国独自ノ芸術文化、工芸文化ノ劃期的ナル創造發展ヲ期スベキデアリマス。而シテ美術学校及音楽学校本科ノ修業年限ハ、原則トシテ成ルベク之ヲ四年以上タラシムルト共ニ其ノ教育内容ヲ大ニ刷新スルコトガ肝要デアリマス。又研究科ノ充実ヲ図リ、之ガ専任ノ教授其ノ他必要ナル施設ノ整備ニカムルコトモ必要デアリマス。其ノ他研究機関ヲ附置シテ夫々我が国ノ美

術、音楽ニ関スル独自のナル研究ヲ遂ゲシムルコト、シ、名実共ニ我が国最高ノ芸術教育機関トシテ、我が国芸術文化ノ創造發展ニ貢献セシムルコトガ極メテ肝要ト考ヘラレルノデアリマス。尚斯種教育ノ特質ニ顧ミ、予科ヲ置クノ外特ニ早期指導ニ留意シ、之ニ必要ナル施設ヲ考慮スルノ要アルコトヲ認メタノデアリマス。

一 第十五項ハ大学附属ノ専門部ニ関スルモノデアリマス。惟フニ専門部ハ今日極メテ多数存在スルニ拘ラズ、多クハ其ノ施設、内容共ニ不備ニシテ甚ダ閑却サレタル傾キナシトシナイノデアリマス。之ヲ専門学校トナスノ要アルモノニ対シテハ、之ガ独立ノ促進ニカムベキハ勿論デアリマスガ、苟モ専門部ノ必要ヲ認メテ之ヲ存置セシムル以上、其ノ内容ヲ充塞セシムルヲ旨トシ、専任教員其ノ他必要ナル施設ノ整備ヲ図ラナケレバナリマセヌ。

一 女子高等学校及女子大学ノ創設ト相俟ツテ、女子ニ須要ナル専門教育ノ整備充実ヲ図ルコトモ亦極メテ肝要デアリマス。蓋シ内外ノ重大ナル歴史の世局ニ直面シテ、家庭的ニモ社会的ニモ女子ノ国家ニ対シテ負フ所ノ責務ハ愈々大ナルモノガアルノデアリマス。斯クノ如キ時代ノ趨向ニ鑑ミ、我が国女子ノ特性ヲ顧慮シツ、或ハ母性トシテ主婦トシテ須要ナル高等ノ教養ヲ目的トシ、或ハ特定ノ職業ヲ目的トスル女子専門教育ノ施設ヲ整備シテ其ノ内容ノ充実ニ力メ、各方面ニ於ケル指導の女性ヲ育成スルコトハ、刻下極メテ緊要デアルト信ズルノデアリマス。而シテ何レノ場合ニ於テモ、常ニ国民精神ノ昂揚ト共ニ婦徳ノ涵養ニ留意スベキハ申ス迄モアリマセヌ。

一 第十七項ハ実務従業者ニ対スル専門教育施設ニ関スルモノデアリマシテ、一ハ以テ実務従業者ニ向上ノ希望ヲ与ヘ、一ハ以テ産業其ノ他ノ振興ニ資セントスルモノデアリマス。而シテ其ノ一ハ実務従業者ニ対シ夜間其ノ他ノ機会ニ於テ専門教育ヲ受クルヲ得シムルコト、シ、之ニ必要ナル施設ノ整備充実ヲ期シタノデアリマス。其ノ修業年限、学科課程等ニ関シテハ實際ニ即シテ適切ナル工夫ヲナスベキデアリマス。

其ノ二ハ産業ニ関スル実務ノ経歴ヲ有シ且相当ノ実力アル者ニ対シ、適當ナル予備教育ヲ施シテ、正規ノ実業専門教

育ヲ受クルノ途ヲ開クヲ以テ肝要ト考ヘマス。

一 第十八項及第十九項ハ特ニ教授ノ徹底ヲ期スル上ニ必要ナル事項デアリマシテ、一ハ教授ノ方法ニ関シ、一ハ研究施設ノ充實ニ関スルモノデアリマス。即チ学生ノ自発的研究ヲ指導奨励スルト共ニ演習、実験、実習ヲ重視シテ教授ノ徹底ヲ期スルコト、シ、之ニ必要ナル図書館、実験室、実習場等ノ設備ヲ充實スルノ要アルヲ認メタノデアリマス。特ニ実業専門学校ニアリテハ、産業界トノ緊密ナル聯絡ヲ保ツヲ旨トシ、実習、見学其ノ他実地ノ修練ヲ積マシムルニ必要ナル施設ニ付考慮スルコトガ肝要デアリマス。

更ニ専門ノ學術技芸ヲ教授スベキ専門学校本来ノ使命ニ鑑ミ、専門ノ學術技芸ニ関シ産業、文化ノ實際ニ即シテ、常ニ十分ナル研究ヲ遂グルコトノ必要ナルハ申ス迄モナイノデアリマシテ、之ニ必要ナル研究室、図書館其ノ他ノ研究施設ノ整備充實ヲ図ルノミナラズ、更ニ特別ノ必要ニ応ジ独立ノ研究機関ヲ附置スルコトヲ得シメナケレバナリマセヌ。

一 第二十項及第二十一項ハ学生ノ訓育、修養鍛鍊ニ関スル事項デアリマシテ、學術技芸ノ教授ト相俟チテ人物鍊成ノ完キヲ期スベキデアリマス。之ガ為学生主事其ノ他必要ナル訓育指導ニ関スル組織機構ヲ整備シ、全校教職員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙グルニカムベキデアリマス。又講堂、寮舎、校友会其ノ他修養鍛鍊ニ必要ナル諸施設ヲ整備シ、学生ノ全生活ヲ通シテ人物ノ修練ヲ積マシムルコトガ肝要デアリマス。其ノ他大量教育ノ弊ヲ矯メ師弟接触ノ機会ヲ多カラシムルコト、自発的研究ノ風ヲ振作シテ工夫創造ノ才幹ヲ練磨スルコト等モ亦特ニ留意ヲ要スル事項デアリマス。

更ニ身心一体ノ修練ヲ重ンジ、武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ関スル施設ヲ拡充スルト共ニ、校友会等ニ於ケル体育運動ヲ一層教育的ニ指導シテ、従來動モスレバ陥リタル流弊ヲ矯メ、学生ヲシテ体位ノ向上ト共ニ剛健闊達ナ

ル氣風ヲ養ハシムルコトが必要デアリマス。

- 一 第二十二項乃至第二十四項ハ教職員ノ定員、選任、優遇並ニ研究修養等人的組織ノ充實ニ関スル事項デアリマシテ、専門学校ノ刷新振興上極メテ重要ナ意義ヲ有スルモノデアリマス。現在専門学校ニ於ケル教授、助教授及助手等ノ定員ハ極メテ不十分デアリマス。殊ニ実験、実習ヲ要スル方面ニ至ツテハ格別甚シイノデアリマシテ、之ガ増員充實ヲ図ラネバナリマセヌ。而シテ他面学生ノ定員ヲ適當ナラシメ、兩者相俟ツテ教育ノ徹底ヲ期スルコトガ肝要デアリマス。

更ニ重要ナルハ教授、助教授等ニ其ノ人ヲ得ルコトデアリマス。特ニ之ガ選任ヲ慎重ニシ、適材ヲ簡拔スルコトニ意ヲ用フベキデアリマス。之ト同時ニ一面ニ於テ優遇ノ方途ヲ講ズルコトノ肝要ナルハ申ス迄モアリマセヌ。選任ノ適正ト優遇ト相俟ツテ、始メテヨク社会各方面ヨリ人材ヲ教育界ニ招致スルコトガ出来ルノデアリマス。教授其ノ他ノ教職員ヲシテ學術ノ進歩、時代ノ進運ニ応ジテ必要ナル研鑽ヲ積マシムルノ要アルハ申ス迄モアリマセヌ。之ガ為特ニ在外研究、内地研究及海外視察等ニ関スル制度ヲ拡充シ、其ノ他學識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適切ナル方途ヲ講ズルコトガ極メテ肝要デアルト考ヘマス。尚初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為、適當ナル施設ヲ考慮スルコトモ大切デアリマス。

- 一 第二十五項ハ学生ノ奨學施設ニ関スル事項デアリマス。大学ニ於ケルト等シク専門学校ニ於ケル奨學施設ヲ一層整備シ、広ク専門教育ヲ受クルノ機会ヲ与フルト共ニ之ニ依ツテ国家有用ノ材ヲ育成スルニ意ヲ用フベキデアリマス。

- 一 第二十六項ハ私立専門学校ノ助成ニ関スル事項デアリマス。私立専門学校ハ之迄多数ノ人材ヲ出シテ国家社会ニ貢獻セル所少クナイノデアリマス。将来一層堅實ニ発達セシメ其ノ内容ノ充實ヲ期スルコトハ極メテ必要デアリマシテ、之ガ為監督ヲ一層適正ナラシムルト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズベキデアリマス。特ニ、自然科学ニ関スル施設ニ

一 對シテハ一層之ガ助成ニカメ、国家ノ必要ニ協力セシムルコトガ肝要デアリマス。

一 第二十七項ハ専門学校ノ国家企画ニ関スル事項デアリマス。専門学校ノ設置、学生定員等ニ関シテハ、国家全体トシテノ必要、学制全般ノ関係其ノ他各般ノ事情ヲ考慮シテ、適正ナル国家ノ企画ヲ樹立スルコトガ肝要デアリマス。特ニ実業専門学校等ニ関シテハ国家ノ産業政策、地方産業ノ実情等ニ即シテ遺漏ナキ計画ヲ樹テ、且其ノ地方的配置ヲ適正ナラシメナケレバナリマセス。

一 終リニ臨ミ専門学校ノ国家ノ重要性ニ稽へ、本要綱ノ実施ニ要スル經費ハ政府ニ於テ十分之ガ支出ノ途ヲ講ゼラレンコトヲ希望スル次第デアリマス。

中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及檢定ニ関スル要綱説明

一 第一項ニ於テ中等学校、高等学校及師範学校ノ教員ハ、何レモ齊シク大学卒業者ニシテ教員タル資格ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則ト致シタノデアリマス。是レ蓋シ曩ニ国民学校教員ノ資格ヲ専門学校程度ノ師範学校卒業者ト定メマシタコト、閔聯シテ当然ノ帰結ナルノミナラズ、中等学校教育、高等学校教育及師範学校教育ノ時代ノ重要性ニ鑑ミ、青年期国民鍊成ノ大任ヲ担当スルニ足ルベキ優良ナル教員ヲ得ンコトヲ期待セルニ外ナラナイノデアリマス。而モ又特殊ノ教育ニ依ルコトナク、教養広クシテ明朗豁達ナル人物ヲ得ルヲ旨トシテ、一般ノ大学教育ヲ受ケタル者ヲ以テ教員ニ充ツルノ建前ヲトリ、教育者タルノ修練ハ主トシテ初任後ノ試補期ニ於テ之ニ徹セシメンコトヲ期シタノデアリマス。惟フニ此ノコトハ之迄ノ教員養成ノ考へ方ニ對シテ、重大ナル転期ヲ劃スルモノデアリマスガ故ニ、委員会ニ於テモ特ニ慎重審議ヲ重ネタノデアリマス。而シテ結局中等学校以上ノ教員ニ関シテハ、之ヲ以テ適當ナリトスル結論ニ到達スルニ至ツタノデアリマス。尚本項ハ大学卒業ヲ以テ本則トスルノデアリマシテ、之ニ依ラザル例

外アルヲ予想致シテアルノデアリマス。芸能科、体鍊科等ノ教員ノ如キハ即チソレデアリマス。

一 中等学校教員ニ関シテハ之ガ需給ノ實際ニ照ラシ、未ダ俄ニ大学卒業者ノミヲ以テ供給シ難キ実情アルニ顧ミ、第二項ノ如ク当分ノ間、修業年限四年以上ノ専門学校卒業者ニシテ教員タル資格ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツルヲ得シムルコト、ナツタノデアリマス。修業年限三年ノ専門学校ヲ卒業シテ教員タラントスル者ニ対シテハ、更ニ一年間当該学校若クハ其ノ他ノ適當ナル施設ニ於テ必要ナル教育ヲ補足セシムルコト、致シタノデアリマス。

一 第一項及第二項ニ於テ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員タル資格程度ヲ明ラカナラシムルト共ニ、第三項ニ於テ是等教員ハ特ニ次ノ如キ趣旨ニヨリ、国民鍊成ノ重キニ任ズルノ人物タルベキコトヲ明ラカニ致シタノデアリマス。即チ其ノ一ハ主トシテ人格の修養ニ関スル事項デアリマシテ、皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシ、東亞及世界ニ於ケル歴史的使命ノ自覚ノ下ニ、実践躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積ムコトデアリマス。其ノ二ハ學識其ノ他身心ノ鍛鍊ニ関スル事項デアリマシテ常ニ學識ノ深化、識見ノ向上ニカムルト共ニ、身心一体ノ修練ヲ重ンジ、学行ヲ一体トシテ青年指導ノ実力ヲ養フコトデアリマス。其ノ三ハ特ニ教育者タルノ修練ニ関スルモノデアリマシテ、教育特ニ青年期教育ノ重要性ヲ自覚シ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ信念ニ徹スルコトデアリマス。而シテ是等ノ總テハ教員ノ養成及檢定ヲ通ジテ、其ノ指針トシテ尊重サルベキハ申ス迄モナイデアリマスガ、先ヅ以テ学行ヲ一体トシテ人物ヲ鍊成スルヲ旨トシ、特ニ教育者タルノ修練ニ関シテハ、後ニ述ブルガ如ク、主トシテ試補期ニ於テ十分之二徹セシメンコトヲ期シテアルノデアリマス。

一 第四項ハ文理科大学ニ関スル事項デアリマス。文理科大学ハ制度上大學令ニ依ル大学デアリマスガ、其ノ實質ハ主トシテ中等学校、師範学校等ニ於ケル優良ナル教員ヲ供給スルコトニ在ルノデアリマシテ、從ツテ文科理科ヲ綜合シテ一学部トナスノミナラズ、教員トシテ必要ナル科目ヲ必修セシムルコト、シ、主トシテ教員タルニ適當スル大学教育

ヲ施ス建前トナツテアルノデアリマス。委員会ニ於テ慎重検討ノ結果、之ヲ現制通りトシテ必要ナル教員ノ供給ニ当
ラシムルコト、致シタノデアリマス。而シテ教育者タルニ必要ナル人物ノ鍊成ヲ旨トシテ、時代ノ進運ニ応ズル内容
ノ刷新ヲ期スルト共ニ新ニ体育ニ関スル学科ヲ設ケ、国民体育ニ関スル学理的研究ヲナサシムルコト、致シタノデア
リマス。

更ニ文理科大学ニハ必要ニ応ジ、予科ヲ附属セシムルコト、致シタノデアリマス。蓋シ從來ノ經過ニ徴スルニ、高等
学校卒業者ニシテ文理科大学ニ志願スル者ハ極メテ少数ナル実情ニアリマスノデ、予科ヲ特設シテ一定教ヲ之ニ充テ、
広ク志望者ヲ求ムルノ必要ヲ認メタカラニ外ナラナイノデアリマス。之ニ依ツテ文理科大学ニ入学シ得ル者ハ当該予
科終了者、高等学校卒業者及之ト同等以上ノ実力アリト認メラレタル者トナルノデアリマシテ、新制師範学校卒業者
ノ如キモ亦之ト同等以上ノ実力アル者トシテ認メラレルノデアリマス。

一 大学卒業者ヲ以テ教員タラシムルノ建前上、女子ノ教員ニ関シテモ大学程度ノ教育施設ヲナスノ要ガアルノデアリマ
ス。依ツテ第五項ニ於テ女子大学ヲ特設シテ、文科及理科ニ関スル諸学科ノ外、特ニ女子教育上須要ナル家政ニ関ス
ル学科ヲ置クコト、シタノデアリマス。而シテ人格、学識等人物ノ鍊成ヲ旨トシ、教員タルニ適當ナル教育ヲ施シテ
中等学校、女子高等学校及女子師範学校ノ教員タラシムルノ途ヲ開キ、必要ナル女教員ノ供給ニ当ラシムルコト、致
シタノデアリマス。

一 高等師範学校及女子高等師範学校ハ、明治以来多年中等教員ノ養成ニ任ジテ来タノデアリマシテ、我が国教育界ニ於
ケル其ノ功績ハ洵ニ没スベカラザルモノガアルノデアリマス。然シナガラ今ヤ時代ノ著シキ進運ニ伴ヒ、中等学校教
員ハ大学卒業程度ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコト、シ、而モ特別ノ教育ニ依ラザルコトヲ以テ建前ト致シマシタ關係上、
現在ノ高等師範学校及女子高等師範学校ノ将来ニ関シテハ慎重考慮ヲ要スルモノガアルノデアリマス。依ツテ委員会

ニ於テ之ガ適當ナル措置ヲ攻究致シマシタ結果、第六項ノ如ク教育ニ関スル専門学校ニ改メテ之ヲ存置スルコト、シ、必要ニ依リ文理科大学及特設サルベキ女子大学ノ専門部タラシムルコトヲモ認メ、人物ノ鍊成ヲ旨トシテ中等学校教員ノ供給ニ当ラシムルコト、致シタノデアリマス。

一 第七項ハ実業教員ニ関スルモノデアリマス。今ヤ実業教育ノ重要性益々大ヲ加ヘ来レルノ秋ニ当リ、大学卒業者ヲシテ実業教員タラシムルノ方途ヲ講ジ、優秀ナル実業教員ヲ得ルニカムルコトハ極メテ緊要デアルト考ヘラレルノデアリマス。而シテ之ガ為或ハ実業ニ関スル学部学生ノ定員ヲ増加シ、或ハ大学ヲ特設スル等有効適切ナル方策ニ付考慮スルノ要アルヲ認ムルノデアリマス。而シテ現下内外ノ情勢ト実業教員供給ノ実情トニ稽ヘ、差当リハ現在ノ実業教員養成機関ノ修業年限ヲ四年以上ニ延長シテ、其ノ内容ヲ刷新スルト共ニ之ガ拡充整備ヲ図リ、斯種教員ノ供給上支障ナカラシメンコトヲ期スベキデアリマス。尚附設ノ教員養成所ヲ独立ノ専門学校タラシムルコトニ就テモ考慮スルコトガ肝要デアルト信ズルノデアリマス。

一 国民教育上芸能科ノ有スル重要ナル意義ハ、近年著シク認識セラル、ニ至ツタノデアリマシテ、第八項ノ如ク音楽、図画及工作ノ教員ニ関シテモ、養成機関ノ修業年限ヲ四年以上ニ延長シテ其ノ内容ヲ刷新スルト共ニ、之ガ拡充整備ニカムルコトガ肝要デアリマス。

又国民体育ノ重要性ト之ガ教員供給ノ実情トニ顧ミ、体育指導ニ関スル根本方策ヲ樹ツルコト、相俟ツテ、内容充塞セル体育専門学校ヲ創設シ、時代ノ要望ニ応ジ、体育ニ関スル教員ノ養成ニ当ラシムルコトガ緊要デアリマス。尚之ニ関シテハ専門学校ニ関スル要綱中ニモ述ベマシタ如ク、大学及専門学校ノ卒業者ニシテ教員タラントスル者ニ対シ、一定期間必要ナル教育ヲ施シ、体育ニ関スル教員タラシムルノ方途ヲ講ズルモ亦必要ナコト、思フノデアリマス。

一 一般ニ大学卒業者ヲ以テ教員ニ充ツルノ原則ヲ実現センガ為ニハ、第九項ノ如ク大学ノ学生ニシテ中等学校、高等学

校若クハ師範学校ノ教員タラントスル者ニ対シ、在学中之ニ必要ナル課程ヲ履修スルヲ得シムルヤウ配慮スルコトガ特ニ肝要デアリマス。コ、ニ必要ナル課程トハ必ズシモ教育学、心理学等ヲ意味スルモノデハナク、要スルニ教員トシテ須要ナル学識、識見ヲ修ムル上ニ必要ナ課程ヲ指スノデアリマシテ、検定単位ヲ二科目以上トナスコトノ如キ特ニ考慮サルベキ事柄デアリマス。而シテ之等ノ学生ニ対シテハ必要ニ依リ授業料ヲ免除シ又ハ学資ヲ給スルコト、シ、授業料ノ免除又ハ学資ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シテハ、卒業後一定期間教職ニ従事スベキ義務ヲ負ハシムルコト、致シタノデアリマス。斯クノ如キハ現下教員供給ニ不足ヲ来シツ、アル理科系統ノ学部ニ対シ、特ニ速カニ実施サルベキ要アルコトヲ認ムルノデアリマス。

以上ノ事ハ当分ノ間専門学校ニ於ケル学生ニ対シテモ、同様ニ考慮サルベキ事柄デアリマス。

一 以上第四項以下第九項ニ互リ、主トシテ教員ノ供給ヲ目的トスル新ナル意味ノ養成制度ニ付委員会ニ於ケル決定ヲ申述ベタノデアリマス。委員会ニ於テハ之ト關聯シテ教員検定制度ノ根本的検討ヲナスノ要アルヲ認メ、無試験検定ノ存廃ニ就テモ論議ヲ致シタノデアリマスガ、結局試験検定及無試験検定ノ制ハ何レモ必要ナルモノトシテ之ヲ存置シ、其ノ内容ヲ大イニ刷新スルコト、致シタノデアリマス。而シテ第十項ニ示セル如ク、原則トシテ中等学校、高等学校及師範学校ノ教員タラントスル者ニ対シテハ、凡テ試験若クハ無試験ノ検定ヲ施行スルコト、致シタノデアリマシテ、従来実業学校教員ニ関シテ採リタル資格指定ノ制度ハ之ヲ廃止スルノデアリマス。次ニ検定ハ学力、人物及身体ニ付、従来ヨリモ一層厳正ニ之ヲ行フコト、シ、更ニ学校教育ノ刷新ト相俟ツテ検定内容ヲ刷新シ、検定単位ヲ二科目以上ト定メタノデアリマス。又特ニ実業ニ関スル実地經驗ニ富メル者ヲシテ、教員タラシムルノ途モ講ズルコト、致シタノデアリマス。

前項検定制刷新ノ実ヲ挙ゲンガ為ニハ、第十一項ノ如ク之ニ關スル行政機構ノ拡充整備ヲ図リ、陣容ヲ新ニシテ本

一 制度運用ノ完キヲ期スルコトガ肝要デアリマス。仍チ教員檢定委員會ヲ拡大スルト共ニ、檢定事務ノ組織機構ヲ拡充整備シテ有力ナル局部ヲラシムルコトノ外、監督機關ヲ特設シテ無試験檢定ニ関スル監督指導ヲ一層嚴ナラシムベキデアリマス。

教員ノ養成及檢定ノ問題ト關聯シテ緊要ナルハ、其ノ任用ヲ適正ナラシムルト共ニ、初任者ニ対スル教育訓練並ニ任用後ノ再教育ニ関スル制度ヲ確立スルコトデアリマス。惟フニ教員試補制ノ創設ハ教員ノ養成及檢定ニ関スル新制度ノ完キヲ期スル上ニ於テ極メテ重要ナル意義ヲ有スルモノデアリマシテ、之ニ依ツテ國家トシテ時代ノ教育者ニ対シ、特ニ期待シ要望スル所ノ修練ニ徹セシメンコトヲ期スルモノデアリマス。斯クノ如キ趣旨ヲ以テ委員會ハ第十二項ニ於テ初任ノ中等學校教員ニ対シ、凡テ一定期間ヲ試補トシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムルコト、致シタノデアリマス。而シテ之ガ為ニ必要ナル教員ノ練習所ヲ特設スルコト、並ニ試補期間中ニ於ケル教員ノ待遇ハ正教員ト同一ナラシムルコト等ヲ決定致シタノデアリマス。尚試補期間ニ関シテハ或ハ六箇月トシ、或ハ一年ヲ以テ適當トスル等種々ノ意見ガアツタノデアリマスガ、要ハ教員訓練ノ國家的必要、教員需給ノ社会的実情等ヲ併セ考ヘテ適當ニ決定セラルベキデアリマス。

更ニ第十三項ニ於テ教員練習所ノ内容ヲ明ラカニシ、特ニ次ノ如キ趣旨ニ依リ國家トシテ必要ナル統一の訓練ヲ施スコト、致シタノデアリマス。即チ其ノ一ハ我が國教育ノ本義ヲ体シ、教育ヲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシメ、教育報國ノ精神ノ徹底ヲ期シタノデアリマス。其ノ二ハ教育ニ関スル理論及實際ノ研究ヲ為サシメ、併セテ一般の教養ヲ深カラシムルニ力メ、教育者タルノ教養ヲ積マシムルコト、シ、其ノ三ニ於テ寮舎其ノ他必要ナル修養鍛鍊ニ関スル施設ヲ整備シテ、人物鍊成ノ完キヲ期スルコト、致シタノデアリマス。

教員練習所ヲシテ真ニヨク國家ノ期待スル成果ヲ挙げシメンガ為ニハ、其ノ設備内容、人的組織、全國的配置、試補

期間ト訓練期間トノ関係等幾多慎重ナル攻究ヲ要スルモノガアルノデアリマス。政府ノ善処ヲ期待スル次第デアリマス。

一 第十四項ハ中等学校教員再教育ニ関スル事項デアリマス。初任教員ニ対スル試補制ト相俟ツテ、再教育ニ関スル恒久的制度ヲ確立シ、任用後ノ教員ニ対シ相当長期ニ亙リテ再教育訓練ヲ施シ、時代ノ進運、學術ノ進歩ニ応ジテ必要ナル學識、識見ノ深化向上ニ力メシメ、併セテ一層教育者タルノ修練ニ徹セシムルコトハ、時代ノ要望ニ応ズル教育ノ刷新ヲ期スル上ニ於テ極メテ肝要デアルト考ヘルノデアリマス。而シテ之ガ具体的実施ニ関シテハ、教員練習所等ト關聯シテ有力ナル組織機構ヲ考慮スルト共ニ大学及専門学校等トノ聯絡ヲ緊密ナラシムルコトガ必要デアリマス。特ニ実業教員ニ関シテハ産業界トノ緊密ナル聯絡ヲ保ツニ意ヲ用ヒナケレバナリマセヌ。

一 第十五項以下第十七項ハ高等学校教員及師範学校教員ノ任用、初任者ノ訓練及研究修養ニ関スル事項デアリマス。而シテ高等学校教育及師範学校教育ノ重要性ニ鑑ミ、之ガ教員ノ檢定並ニ任用ニ関シテハ特ニ慎重ヲ期シ、人格、識見共ニ卓越シテ時代ノ先覺タリ人ノ先達タルベキ人物ヲ得ルヲ旨トシナケレバナリマセヌ。又是等ノ学校ニ於テハ特ニ人物ノ鍊成ヲ重ンスルノ趣旨ニ鑑ミ、其ノ教員ハ畜ニ専門ノ學識ニ通達スルノミナラズ、教育者タルノ修練ニ徹スルコトガ極メテ肝要デアリマス。之ガ為第十六項ノ如ク初任ノ師範学校教員ニ対シ、中等学校教員ニ準ジテ試補制ヲ設ケ、教育者タルノ修練ヲ積マシムルコト、致シタノデアリマス。高等学校教員ニ対シテモ亦同様ノ意味ニ於テ何等カ適切ナル方策ヲ考慮スベキデアルト考ヘマス。

更ニ學術ノ進歩、時代ノ進運ニ応ジテ必要ナル修養ヲ積マシメンガ為、高等学校及師範学校ニ於ケル教員ノ在外研究、内地研究及海外視察等ニ関スル制度ヲ拡充スルニ力メ、其ノ他特ニ學識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適切ナル方策ヲ講ズルコトガ肝要デアリマス。

一 以上申述べマシタ如ク中等学校、高等学校及師範学校ニ於ケル教員ノ養成及検定ニ根本的刷新ヲ加へ、其ノ他必要ナル制度施設ヲ整備シテ、時代ノ要望スル優秀ナル教員ヲ得ルニ力メ、以テ国民鍊成ノ重キニ任ゼシメルコトノ極メテ緊要ナルハ申ス迄モナイノデアリマスガ、之ト同時ニ他面ニ於テ是等教員ニ対スル優遇ノ方途ヲ講ジ、教員ヲシテ其ノ地位ニ安ンジテ教職ニ専念スルヲ得シムルノミナラズ、広ク各方面ヨリ人材ヲ招致スルコトガ刻下極メテ緊要デアルト考ヘマス。刷新ハ十分ナル優遇ト相俟ツテ初メテ克ク其ノ効果ヲ挙ゲ得ルモノタルハ云フヲマチマセヌ。

一 中等学校以上ノ教員ノ供給ニ関シテハ從來全体トシテ適確ナル企画ヲ欠キ、之ガ需給ノ調節ハ多分ニ社会ノ情勢ニ支配サレ来ツタノデアリマシテ、現ニ理科及実業等ノ教員ノ如キ著シク不足セル実情デアリマス。将来ハ斯クノ如キ弊ヲ改メ、養成及検定ヲ通ジテ一定ノ国家的企画ニ依ルコト、シ、需給ノ適正ヲ期スベキデアリマス。第十九項ハ即チ之ニ関スル事項デアリマシテ、中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ、教員ノ需給並ニ配分ヲ適正ナラシムルヲ旨トシ、国家トシテ常ニ之ガ企画ノ周到ヲ期スベキコト、致シタノデアリマス。

一 終リニ際シ教員ノ養成及検定ノ国家的重要性ニ鑑ミ、本要綱ノ実施ニ要スル經費ハ、政府ニ於テ十分之ガ支出ノ途ヲ講ゼラレンコトヲ望ム次第デアリマス。

結 語

以上ヲ以テ委員会ガ決定致シマシタ大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱ノ説明ヲ終リマス。今ヤ世界ヲ挙ゲテ新秩序建設ノ歴史的大変局ニ当面致シテタルノデアリマス。而シテ我が国ハ悠久二千六百年ノ皇紀ヲ迎へ、国家ノ総力ヲ発揚シテ東亜新秩序建設ノ曠古ノ大業完成ニ向ツテ邁進致シテタルノデアリマス。此ノ秋ニ当リ国家ニ須要ナル學術、文化ノ開拓、国家有為ノ指導ノ人材_ニ續成_スノ重キニ任

ズル大学及専門学校ノ刷新ニ関スル事項、並ニ青年期国民鍊成ノ重責ヲ担当スベキ教員ノ養成及検定ノ刷新ニ関スル重要事項ヲ審議決定致シタノデアリマス。而シテ決定セル案ノ趣旨ニ対シテハ、固ヨリ政府当局ニ於テモ何等ノ異議ナキノミナラズ、之ガ実行ニ就テハ誠意ヲ以テ十分努力スベキ旨ノ言明ヲ得テアルノデアリマス。冀クハ委員各位ノ十分ナル御審議ヲ御願ヒ致シテ已ミマセヌ。

幸ヒニシテ本總會ニ於テ各要綱ノ確定ヲ見ルニ至リマシタ場合ニ於キマシテハ、政府ハ速カニ具体的方策ヲ樹テ、必要ナル經費ハ之ヲ十分支出シ、毅然タル決意ト周到ナル用意トヲ以テ、之ガ実施ニ邁進セラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

〔活版印刷、冊子、表紙付、本文五〇ページ〕

5 社会教育に関する件

〔国立公文書館所蔵「教育審議会書類綴」簿冊一、文書番号9―③〕

昭和十六年六月十六日教育審議会第十三回總會ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、社会教育ニ関スル件及び各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件ニ関スル田所特別委員長報告要領(一)

目次

第一 審議經過報告

第二 社会教育ニ関スル答申説明

一、綱要説明

二、社会教育一般ニ関スル要綱説明

三、青年学校ニ関スル要綱説明

四、青少年団ニ関スル要綱説明

五、成人教育ニ関スル要綱説明

六、家庭教育ニ関スル要綱説明

七、文化施設ニ関スル要綱説明

第一 審議經過報告

特別委員会ハ昭和十三年四月十四日第八回總會ニ於テ總裁ノ御指名ニ依リテ成立シ、諮問第一号ニ関スル審査ノ御委託ヲ受ケ鋭意答申作成ニ從事致シマシテ、既ニ青年学校教育義務制実施ニ関スル件、国民学校・師範学校及ビ幼稚園ニ関スル各要綱、中等教育ニ関スル各要綱、高等教育ニ関スル各要綱ニ付テ審査ヲ了シ、之ヲ本会ニ報告ヲ致シ、本会ヨリ政府ヘ答申ニ相成リマシタ経過ハ各位ノ御承知ノ通りデアリマス。以上ヲモチマシテ学校教育ニ付テハ一応ノ審議ヲ了ツタ次第デアリマスカラ、特別委員会ニ於キマシテハ次デ社会教育ニ関スル事項ノ審議ニ入りマシテ、昨年十月二日ヨリ同月十六日ニ至ル迄ニ於テ四回ニ亙リ、總會ニ於ケル各位ノ御論議ヲ基礎トシテ、熱心ニ論究ヲ重ネタノデアリマス。而シテ意見ノ發表モ一段落ヲ告ゲマシタノデ、特別委員会ノ論議ヲ基礎トシテ、同十月十六日林博太郎伯外十四名ノ整理委員ニ

社会教育ニ関スル答申ノ作成方ヲ付託スルニ至ツタノデアリマス。爾來整理委員ノ各位ハ毎週二回熱心ニ論究サレ、本年二月ヨリ三月ニ至ル帝國議會ノ繁忙期ヲ除キ、四月十八日ニ至ルマデ前後三十一回ノ會議ヲ重ネテ慎重審議ヲ遂ゲラレ、其ノ間当局ト巨細ニ意見ヲ交換セラレ、全員一致ヲ以テ社会教育ニ関スル答申要項案ヲ決定セラレタノデアリマス。尚曩ニ設ケマシタ所ノ林博太郎伯外十四名ヨリ成ル高等教育ニ関スル整理委員會ニ於テ、昨年七月十日ヨリ同年九月二十五日迄並ニ本年四月二十三日ヨリ同五月七日迄前後十一回ニ及ンデ、會議ヲ開キ、各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件ニ付テ慎重審議ヲ尽クサレマシテ答申要項案ヲ決定サレタノデアリマス。依ツテ特別委員會ニ於キマシテハ本年五月七日右兩件ノ答申案ニ関スル報告ヲ林整理委員長ヨリ受領シ、五月十五日、十六日ノ二日間ニ互リテ會議ヲ開キ、右各答申案ヲ付議シテ慎重審議ヲ致シマシタ結果、別紙報告書ノ通り全会一致ヲ以テ之ヲ可決シ、之ヲ總裁ニ御報告申上ゲタ次第デアリマス。是レヨリ審査ノ結果作成致シマシタ答申事項ニ付テ御説明ヲ致シマス。

第二 社会教育ニ関スル件答申説明

一、綱要説明

先ヅ社会教育ニ付テ申シマスレバ、学校教育ト相俟チテ国民ノ教育上一大分野ヲ劃スル所ノ社会教育ヲ刷新振興致シマシテ、国民ノ實際生活ニ即シテ克ク其ノ身心ヲ練磨シ、益々国民ノ生活及ビ文化ヲ向上充實致シマスルコトハ、皇國ノ地位使命ニ鑑ミマシテ、我が国家国民ノ総力ヲ發揮シ高度国防国家体制ノ整備ニ資スル所以デアリマシテ、寔ニ現下ニ於ケル喫緊ノ要務デアリマス。殊ニ由來国民ノ教育ニ関シテハ、主力ヲ学校教育ニ傾注シテ居タ経過ニ鑑ミマシテ、特ニ社会教育ノ振興ニ付テハ、国家ノ適切ナル施設ト強力ナル指導督勵トヲ促シテ止マナイ次第デアリマス。

社会教育ハ国民大衆ヲ対象ト致シ、其ノ日常生活ノ間ニ於テ行ハルベキモノデアリマシテ、随ツテ複雑多岐ニ互リ、殊ニ従来学校教育ニ於ケル如ク、未ダ整備シタ体系ガ立ツテ居ナイモノデアリマスルカラ、特ニ一貫ノ指導方針ヲ樹立シ、組織体系ヲ設ケテ施行スルコトガ極メテ緊要デアルノデアリマス。依ツテ社会教育ノ刷新振興ヲ策スルニ当リマシテ、深ク此ニ考慮ヲ加ヘマシテ、社会教育一般ニ関スル事項、青年学校ニ関スル事項、青少年団体ニ関スル事項、成人教育ニ関スル事項、家庭教育ニ関スル事項及ビ文化施設ニ関スル事項ノ六種ニ彙類致シ、組織系統ヲ正シテ之ガ方途ヲ講ジタノデアリマス。

社会教育一般ニ関シマシテハ、社会教育ヲシテ国民ノ教育タラシムルヲ本旨ト致シマシテ、教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シテ皇国ノ道ヲ修メシメ、学校教育ト相俟チテ健全有為ナル国民ノ修養体制ト致シマシテ、国家ノ指導方針ニ基キ、官民協力、万民協同ノ修養運動トシテ、其ノ効果ノ完キヲ期スベキデアリマス。

青少年社会教育ニ関シテハ、青少年ハ実ニ国運将来ノ繫ル所デアリマスルカラ、愈々之ガ鍊成ヲ強化シテ国本培養ノ効ヲ完ウスルノ要ガアリマス。而シテ学校ノ形態ヲ以テ青少年ノ教養訓練ヲ行フ所ノ青年学校ニ付キマシテハ、曩ニ一応ノ答申ヲ了シマシタガ、尚国民学校教育及ビ中等学校教育ニ関スル本会ノ答申ニ対応致シテ、其ノ教育内容ヲ改善スルト共ニ、其ノ課程ノ延長補習等ノ施設ノ普及ニ力メ、設備ノ整備充実ヲ図ルコトガ肝要デアリマス。又他方ニ於テ、青少年ノ教養訓練ノ為ニ全国ニ互リテ青少年団体ヲ組織致シ、団体的修練ニ依リマシテ、日常生活ノ環境ヲ以テ皇国民修練ノ道場トシテ、克ク修文練武ノ教養訓練ヲ行ヒ、以テ八紘一字ノ国家理想ヲ顕現スルニ堪フベキ国民ノ練成ヲ期スルノ要ガアリマス。

一般成人ニ対シマシテハ、其ノ一生ヲ通ジマシテ、日常生活ヲ克ク国家目的ニ即応セシメ、不断ノ修養ニ遺憾ナカラシムル為ニ、国民生活及ビ国民文化ノ向上充實ニ必要ナル各般ノ教養訓練ヲ体得セシムルノ方途ヲ講ズルコトガ肝要デアリ

マス。

家庭教育ニ於キマシテハ、其ノ国家興隆ノ基礎タル重要性ヲ認識致シマシテ、克ク我が国家制度ノ美風ヲ振起シ、家庭教育ノ本義ヲ發揮セシムル為緊要適切ナル指導方針ヲ策定致シ、其ノ実現ニ必要ナル施設ヲ整備拡充スルコトガ大切デアリマス。

文化ニ関スル各種ノ施設並ニ文化現象ハ、依ツテ以テ国民ノ教養訓練ヲ進メ国民文化ノ向上発展ヲ促スノ効果が甚大デアリマスルカラ、之ニ関スル指導方針ヲ明ラカニスルト共ニ、其ノ教育の効果ヲ完ウスルノ方途ヲ講ズルコトガ肝要デアリマス。

以上述べマシタ趣旨ニ依リマシテ、次ニ御説明申上グル社会教育ニ関シマスル各要綱ヲ審議決定致シタ次第デアリマス。

二、社会教育一般ニ関スル要綱説明

一 本要綱ハ次ノ青年学校ニ関スル要綱以下ノ各要綱ニ通ズベキ重要事項ヲ示シタモノデアリマシテ、第一項ハ社会教育ノ本旨ヲ明ラカニシタモノデアリマス。社会教育ハ国民大衆ヲ対象トシテ日常生活ノ間ニ於テ行ハルベキモノデアリマシテ、其ノ内容ニ付キマシテハ国民生活ノ各分野ニ応ジテ種々ノ様相特色ヲ有スベキモノデアリマスガ、其ノ本質ハ健全有為ナル皇国臣民タルノ教養訓練ヲ施ス国民教育デアリマス。故ニ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴致シマシテ、實際生活ニ即シテ皇国ノ道ヲ修メ、臣道実践ノ誠ヲ尽スベキ国民ヲ錬成スルヲ以テ本旨ト致シタノデアリマス。

一 第二項ハ社会教育ノ本質トモ言フベキモノヲ示シタモノデアリマシテ、社会教育ハ学校教育ト相依リ相援ケテ、国民文化ノ向上発展ヲ図リ健全有為ナル国民ノ修養体制タラシメバナリマセヌ。

一 第三項及ビ第四項ハ社会教育ノ指導方法ニ関スル基本的事項デアリマス。社会教育ノ本旨ヲ十分ニ達成シ教育効果ノ

完キヲ期スルニハ、国家ノ指導方針ニ基キ組織的、計画的ニ官民協力シテ行フコトガ極メテ大切デアリマス。又社会教育ニ関スル指導ノ統一聯絡ヲ十分ナラシムル為、文部大臣統轄ノ下ニ例ヘバ社会教育指導委員会ノ如キ有力ナル官民協力ノ機関ヲ設置スルコトガ肝要ト認ムルノデアリマス。

一 第五項ハ社会教育関係団体ノ教育的機能ヲ十分發揮セシムル為、其ノ強化ヲ図ルト共ニ統合スベキハ統合シ、以テ社会教育ノ指導ニ遺憾ナキヲ期シタノデアリマス。

更ニ第六項ニ示ス如ク大学ヲ始メ各種ノ学校ヲシテ、各々其ノ機能ニ応ジテ社会教育ノ普及振興ニ力メシムルト共ニ、コレ等学校ニ於ケル人的物的施設ヲ一層社会教育ニ活用スルコトヲ肝要トスルノデアリマス。即チ所謂大学拡張講座ノ如キ大イニ拡充スベキモノト考ヘマス。

一 市町村ニ於ケル各種ノ常会ハ、社会教育ノ組織網トシテモ極メテ重要ナモノデアリマシテ、第七項ハ先ヅ此ノ常会ノ社会教育的機能ヲ十分發揮セシムル為、例ヘバ社会教育委員等ヲシテ、適切ナル指導ヲ行ハシムルヲ適當ト認メタノデアリマス。尚此ノ指導ハ広ク市町村ニ於ケル各般ノ社会教育的機能ノ發揮ニ対シテモ行ハルベキモノト考ヘマス。

一 第八項ハ社会教育担当者ノ養成並ニ再教育ニ関スルコトデアリマス。社会教育モ学校教育ト同様ニ其ノ効果ノ挙ガルト否トハ指導者ノ如何ニ依ルモノデアアルコトハ申ス迄モナイノデアリマシテ、青年教育、成人教育、家庭教育等ニ関スル指導者ノ養成機関ヲ設ケ、更ニ講習会等ノ再教育施設ヲ整備充実シテ優秀ナル指導者ノ養成ニ力メネバナリマセヌ。又大学及ビ各種ノ教員養成機関等ニ於テモ、社会教育ノ指導ニ関シ適當ナル教養訓練ヲ与フルコトガ肝要デアリマス。

一 社会教育ノ徹底ヲ期スル為ニハ、時勢ノ進運ニ応ジ之ニ関スル十分ナル調査研究ヲ行フコトガ極メテ大切デアリマサルカラ、第九項ニ於キマシテハ各種ノ社会教育ニ関スル研究所ヲ設置スルコトト致シタノデアリマス。

一 社会教育ノ範圍ハ頗ル広汎デアリマシテ、其ノ刷新振興ヲ期スル為ニハ、第十項ニ示ス如ク中央、地方ニ於ケル關係行政機構ノ拡充強化ヲ図リ、第十一項ニ示ス如ク社会教育ニ關係アル各官庁及ビ民間ノ施設ハ、相互ニ緊密ナル聯絡協調ヲ保チ、其ノ運営ノ完キヲ期スルコトガ大切デアリマス。

三、青年学校ニ関スル要綱説明

一 青年学校ニ関シマシテハ、既ニ昭和十三年七月青年学校教育義務制実施ニ関スル件ニ於テ答申ヲ了シタノデアリマスルガ、今社会教育ノ刷新振興ヲ策スルニ当リマシテ、青年教育ノ重要性ト現下ノ青年学校ノ実情トニ鑑ミ、更ニ施行スルヲ要スト認ムル事項ヲ挙グルコトトシタノデアリマス。

一 第一項ハ青年学校ノ教育内容ニ関スルモノデアリマシテ、其ノ教科課程等ハ、青年学校ニ関シ答申ヲ致シタル後ニ本会ヨリ答申ヲ致シマシタ国民学校及ビ中等学校ノ教科課程等ノ教育内容ト対応シテ、適當ニ之ガ改善刷新ヲ為スベキモノトスルノデアリマス。

又青年学校ノ生徒ハ、一面ニ於テハ青年団員タルヲ原則トシ、且両者ハ何レモ青年ニ対シ社会教育ヲ行ヒ、不離一休ノ關係ニ在ルモノデアリマスルカラ、青年学校ノ教育ハ青年団ニ於テ行フ教養訓練ト密接ナル聯絡協調ヲ保タシムルノ要ガアルモノトスルノデアリマス。

一 第二項ハ青年学校ノ設置及ビ設備ニ関スルモノデアリマス。青年学校ノ大部分ハ現在尙国民学校其ノ他ノ学校ニ併設ニナツテ居リマスガ、之ヲ振興セシムルニハ設備ヲ整備スルコトガ肝要デアリマスルカラ、之ハ成ルベク单独設置ニ改メテ參ルコトトシ、他ノ学校ニ併設スル場合ニハ、専用ノ教室ヲ整備スベキモノトシタノデアリマス。又青年学校生徒ノ教養訓練ノ為ニ必要ナル道場、実習場等ヲ整備シ活用スルコトニ付キ留意スベキモノト致シタノデアリマス。

一 第三項ハ青年学校卒業者ノ就学スベキ課程ノ編制ニ関スルコトデアリマスルガ、本科ヲ卒業シタル後ニ於テモ尚事情ノ許ス限り、教養訓練ヲ繼續セシムル為、研究科、専修科等ノ課程ノ普及充実ヲ図リマシテ、成ルベク之ニ就学セシムルヤウニカメ、特ニ男子ニ付テハ此ノ課程ヲ修ムルコトニ依リマシテ、兵役ニ徴集セラルルニ至ルマデノ教育ニ、遺憾ガナイヤウニ致スベキデアルトシタノデアリマス。

一 第四項ハ青年学校ノ学校長ニ関スル事デアリマス。専任ノ教員ヲ置クコトニ付テハ、既ニ先回答申致シタノデアリマスルガ、此ノ上尚青年学校教育ノ刷新振興ヲ図ル為ニ、進ンデ専任ノ校長ヲ置クヲ常例トスルコトニ致スベキデアルトスルノデアリマス。

一 第五項ハ青年学校ノ教員ニ関スル事デアリマス。青年学校ニハ無資格採用ノ教員デ、主ニ教練科等ヲ担任シテ居リマスル指導員ト称スル教職員ガアリマスガ、其ノ教養ヲ一層高ムル為、之ニ対シテ講習其ノ他再教育上適當ナル方途ヲ講ズベキコトトシタノデアリマス。

一 第六項ハ公立青年学校教員俸給ノ負担ニ関スル事デアリマス。青年学校ノ教員ノ待遇向上ニ関シテハ既ニ答申致シタノデアリマスルガ、其ノ実効ヲ挙グル一ツノ方法トシマシテ、青年学校ノ就学ガ義務制デアル関係モ考慮致シ、公立青年学校ノ教員俸給ニ付キマシテハ、国民学校ノ例ニ準ジテ、其ノ負担ヲ市町村ヨリ道府県ニ移シ北海道地方費及ビ府県費ノ支弁トスルノガ適當デアルトスルノデアリマス。

四、青少年団ニ関スル要綱説明

一 第一項ハ青少年団ノ本質及ビ目的ニ関スル事項デアリマス。即チ青少年団ニ於テハ、皇國ノ道ニ則リマシテ、青少年ノ實際生活ニ即シ、国民道德ノ修養ハ勿論、国民生活ニ関スル各般ノ事項ニ付テ団体的修練ヲ行ヒ、以テ皇國ノ重責

ヲ負荷スルニ足ルベキ忠良ナル日本国民ヲ鍊成スベキモノト致シタノデアリマス。

一 第二項ハ青年団ヲ組織スル団員ノ年齢ノ範圍ニ関スル事項デアリマス。青年団員トシテノ教養訓練上最モ適當ナルモノトシテ、男子ニ於テハ十四歳以上二十歳迄ノ者ニ限ルコトトシ、二十一歳以上二十五歳迄ノ者ハ、幹部又ハ指導者トシテ団員中ニ加フルコトヲ得ルモノトスルノデアリマス。女子ニ於テハ十四歳以上二十五歳迄ノ未婚ノ者トスルノデアリマス。尤モ国民学校ノ児童ハ十四歳以上ニナリマシテモ青年団ニハ加入シナイモノトスルノデアリマス。尚此処デ何歳迄ト云フノハ其ノ年齢ヲ含ムノデアリマス。

一 第三項ハ青年団ノ組織ニ関スルモノデアリマシテ、前項ニ該当スル団員ヲ以テ、内地全部ニ互リテ一団体トシテ組織シ、其ノ内ニ於テ更ニ道府県、郡、市区、町村及ビ青年学校設置区域等ノ地域ニ拠リマシテ系統的ニ団体ヲ組織スルコトト致スノデアリマス。但シ単位ノ青年団トモ申スベキ最下部ノ団体ニ於キマシテハ、必要ニ応ジマシテ工場、鉱山、会社、商店等ノ職域ニ拠リテ組織スルヲ得ルコトトスルノデアリマス。

一 第四項ハ青年団ノ団長、部長等指導者幹部タル役員組織ノ事デアリマシテ、之ハ学校教育ニ於ケル学校長、教員ニモ比スベキ極メテ重要ナル職務ニ当ルモノデアリ、青年団指導ガ国家的ニ甚ダ重要ナルモノデアルコトヲ考ヘマシテ、優秀ナル人物タルヲ要スルハ勿論、実践的指導力ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツルコトガ必要デアルトスルノデアリマス。殊ニ団員ト実践行動ヲ共ニスベキ分団長、部長、班長等ノ如キ指導者幹部ニハ、団員ニ率先垂範シ之ヲ誘導激励セシムル如キ年長団員ヲ以テ之ニ充ツルコトガ適當デアルト考フルノデアリマス。

一 第五項ハ青年団ニ於テ其ノ目的使命ヲ完ウスル為ニ、其ノ教養訓練上特ニ重視シテ行フベキ事項ヲ挙ゲタノデアリマス。其ノ(一)ハ国体ノ本義ニ基キマシテ、現在及ビ将来ノ日本ノ地位ニ鑑ミ大国民タルノ性格ヲ陶冶シ、皇國ノ臣民トシテ又皇國ノ青年トシテノ自覺ニ徹底セシムベキコトデアリマス。其ノ(二)ハ我が國ノ東亞及ビ世界ニ於ケル地位使

命及び現代ニ於ケル我が国内外ノ趨勢ニ対スル明確ナル認識ヲ把握セシメ、此ノ把握ノ下ニ青年団及び団員タル者ノ行動ヲ国家目的ノ遂行達成ニ帰一セシムベキコトデアリマス。其ノ(三)及び(四)ハ青年団ノ教養訓練ノ方法及び特ニ養成ニ力ヲ用フベキ性能等ニ関シテ述ベタモノデアリマス。則チ青年団ニ於テハ青年ノ實際生活ニ即シマシテ、団体的行動ニ依リテ実践鍛鍊ヲ施シ、互教共励、切磋琢磨ヲ致サシメ、以テ雄渾ナル氣魄ト強靱ナル體軀トヲ養フト共ニ、又科学ニ関スル教養訓練ニ力メマシテ、創造活用ノ材幹性能ヲ培養スベキコトデアリマス。此ノ点ニ付テハ我が国ノ青年訓練上特ニ重要ト認メタノデアリマス。其ノ(五)ハ女子青年ニトツテノ重要事トシテ、女子ノ特性ニ鑑ミマシテ、特ニ母性ヲ存養スルコト及び婦徳ヲ涵養スルコトニ力ヲ注グベキコトデアリマス。

第六項ハ青年団ニ於ケル教養訓練ノ事項デアリマス。茲ニ其ノ主ナルモノヲ例示の二列挙シタモノデアリマシテ、国防的訓練、産業的訓練、勤勞奉仕及び生活上必要ナル諸般ノ訓練等、土地ノ情況並ニ國勢ノ現情ニ即応シテ、第一項デ述ベマシタ青年団ノ目的本質ニ適スル事項ヲ選択致シ、之ニ就テ団体的修練ヲ行フベキコトデアリマス。

第七項ハ青年団ニ於テ修練^(修)ノ為ニ施設ヲ致スベキ重要ナルモノヲ挙ゲタノデアリマス。青年団ノ教養訓練ハ固ヨリ青年ノ實際生活ニ即シテ行フモノデアリマシテ、学校教育ノ如クニ必ずシモ一定ノ教育場ヲ要セヌノデアリマスルガ、其ノ教養訓練ヲ充実強化スル為ニハ、地ニ臨ミ境ニ応ジテ行ヒマスル外、定設ノ道場、農場、廠舎、船舶等ヲ使用シテ修練ヲ行フコトガ適切デアル場合ガアリマスルカラ、此等ノ設備ヲ整備シ活用セシムベキモノトシタノデアリマス。併シ青年団ハ青年学校ト不離一体ノ關係ニ在ルモノデアリマスルカラ、設備ニ付テモ青年学校ト聯絡シ其ノ設備ヲ共用スルコトトシテ固ヨリ差支ナイノデアリマス。尚我が国ノ情勢ニ鑑ミマシテ、青年団ノ修練施設ハ内地及び陸上ニ於テノミナラズ、朝鮮、台灣、南洋、滿洲、支那等ノ外地、外国及び海洋等ニ設クルコトヲモ考慮スベキモノトシタノデアリマス。

一 第八項ハ青年団ト青年学校トノ關係ヲ定ムルモノデアリマシテ、青年学校ハ青年ニ対シ其ノ実生活ニ即シ必要ナル教養訓練ヲ学校ノ形態ニ於テ施スモノデアリマスルガ、青年ノ教養訓練ニハ特ニ団体的修練ヲ施スコトガ極メテ必要デアリマスルカラ、其ノ生徒ハ他面ニ於テ之ヲ青年団員タラシムルノ建前ヲ執リ、設備ニ於テモ教養訓練ニ於テモ互ニ聯絡セシムル等、兩者ハ之ヲ不離一体タル關係ニ於テ運営スベキモノトシタノデアリマス。

一 第九項ハ青年団ノ統轄及ビ青年団ト青年学校以外ノ各種ノ学校トノ關係ニ付テ述ベタモノデアリマス。青年団ハ其ノ本質ガ社会教育ノ団体デアリ、而カモ全国ニ互リテ学校ト相俟ツテ後継国民ノ教養訓練ヲ行フモノデアリマスルカラ、其ノ統轄者ニハ文部大臣ヲ以テ之ニ充ツルコトガ適當デアルト考フルノデアリマス。又学校ハ其ノ建前トシテ学生生徒ノ全生活ニ互リテ教養訓練ヲ及ボシテ居ルモノデアリマスルカラ、学生生徒ニハ其ノ在学中ハ青年団ニ参加スルコトヲ要請シナイノデアリマス。然シナガラ何レモ同時代ノ青年デアリ、兩者ハ共ニ夫々教養訓練ヲ受ケテ居ルモノデアリマスルカラ、日本青年ノ教養訓練トシテ兩者ノ間ニ扞格ガアツテハナリマセヌシ、又共同動作ヲ為スヲ要スルコトモアルノデアリマス。之ガ為ニ一方ニ於テ青年団ヲ統轄シ、他方ニ於テ学校教育ヲ管理スル文部大臣ニ於テ、適當ナル処置トシテ、青年団ト各種ノ学校トノ間ニ於ケル教養訓練上ノ緊密ナル聯絡統制ヲ図ルコトヲ要スルモノトシタノデアリマス。

一 第十項ハ青少年団ノ指導者、幹部ノ養成及ビ修練ニ関スル事デアリマスガ、之ハ第四項ニ述ブルガ如ク青年ノ教養訓練上極メテ重要ナル任務ニ当ルモノデアリマシテ、其ノ良否ハ青年訓練ノ成敗ニ繫ル所ガ甚大デアリマスルカラ、其ノ養成及ビ修練ニ付テハ、国自ラ施設スルハ勿論他ヲシテ施設セシムルモ国家ニ於テ其ノ達成ヲ図リ、其ノ効果ノ十全ヲ期スルコトガ必要デアリマス。

一 第十一項ハ青少年団ノ費用支弁ニ関スルコトデアリマスガ、青少年団ハ後継国民ヲ鍊成スル所ノ洵ニ国家的ニ重要ナ

ル使命ヲ有スルモノデアリマスカラ、国、道府県、市町村ハ夫々其ノ關係団体ニ対シテ、其ノ運営ニ関シテ必要ナル經費ノ支出ヲ為スベキモノトシタノデアリマス。

一 第十二項ハ少年団ニ関スル事項デアリマシテ、少年団ヲ設クル場合ニ於キマシテハ、国民学校第三学年以上ノ児童ヲ以テ組織スルコトトシ、其ノ団体ノ教養訓練ハ之ヲ其ノ年齢相当ノ身心発達ノ段階ニ適應セシムルヤウ、精密ナル研究ト考案ノ下ニ行フベキモノトシタノデアリマス。

五、成人教育ニ関スル要綱説明

一 第一項ハ成人教育ノ目的ニ関スル事項デアリマス。成人教育ハ皇國ノ道ニ則ツテ一般成人ニ対シ、日常生活ノ間ニ於テ、必要ナル各般ノ教養訓練ヲ施シマシテ、国民資質ノ向上ヲ図リ、克ク国策ニ順應セシメマスルト共ニ、其ノ生活並ニ文化ヲ充實進展セシムルコトヲ目的トシナケレバナリマセヌ。

一 第二項ハ成人ノ教養訓練ニ必要ナル教育内容ヲ示シタモノデアリマス。其ノ(一)ハ成人教育ノ根本精神ニ関スルモノデアリマシテ、国體ノ本義ニ基イテ皇國臣民タルノ信念ヲ確立シ、皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ル精神ニ徹セシムベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。其ノ(二)ハ日本國民ヲシテ克ク東亞並ニ世界ニ於ケル認識ヲ深カラシメ、大國民タルノ識見ト性格トヲ養ハシムルコトデアリマス。

其ノ(三)ヨリ其ノ(五)ニ至ルマデハ国防、政治、經濟、産業ニ関スル認識ヲ深カラシメ、之ニ必要ナル教養訓練ヲ施シ、皇國民タルノ資質ノ向上ニ力メ、国力ノ發展ニ寄与セシムルコトヲ期シタノデアリマス。即チ国防ニ関シマシテハ、我が國国防ノ意義ヲ把握セシメマスト共ニ、軍事ニ関スル思想ヲ普及徹底セシメ、防空、防諜、軍人援護等ニ関スル教養訓練ヲ行ハナケレバナリマセヌ。政治ニ関シマシテハ、我が憲法ノ真精神ニ対スル理解ヲ与フルト共ニ、我が國

政治ノ組織及ビ内容ヲ會得セシメテ皇國公民トシテノ自覺ヲ促サネバナリマセヌ。經濟、産業ニ関シマシテハ、之ガ知識技能ヲ授クルコトノ必要ナコトハ勿論デアリマスガ、同時ニ經濟、産業ノ國家的意義ヲ克ク体認セシメマシテ、生産力ノ積極的發展ニカメシメネバナリマセヌ。

其ノ(六)ハ國民ノ齊シク抛ルベキ礼法ノ確立並ニ之ガ尊重ニカムルト共ニ、交通道德及ビ公共施設ノ愛護等ノ公德ニ関スル教養訓練ヲ施サナケレバナリマセヌ。次ニ國民ノ情操ノ陶冶ニ関シマシテハ、從來兎角輕視サレテキタ憾ミガアリマスガ、今後國民ノ勤勞ガ一層積極的ニ要求サレルニ從ヒ、健全ナル音楽、映画、演劇、舞踊等ニ依リ、趣味ノ向上ヲ図リ情操ノ陶冶ニカムル必要益々多キヲ加ヘテクルノデアリマス。其ノ(八)ハ真ニ科学ヲ尊重スルノ精神ヲ啓培シマシテ、実生活ノ上ニ科学知識ヲ活カスヤウ教養訓練ヲ施サネバナリマセヌ。其ノ(九)ハ保健衛生、栄養、育兒、看護等ノ教養ヲ一層向上徹底セシメマスルト共ニ、進ンデ積極的ニ國民体位ノ向上ヲ図ルニ必要ナル体操、步行運動等ノ教養訓練ニ意ヲ用ヒ、以テ民族興隆ニ培ハナケレバナリマセヌ。其ノ(十)ハ我が國社会生活上ノ古來カラノ美風デアアル隣保協和、相互教化ノ風ヲ愈々作興シ、之ヲ時代ニ適應セシメマシテ、協力一致以テ國家總力ノ發展ニ資セシメネバナリマセヌ。其ノ(出)ハ衣食住一般ニ関スル日常生活ノ改善刷新ヲ図リ、國民ヲシテ各々其ノ分度ヲ守ツタ生活ヲナサシムルヤウ教養訓練ヲ施スト共ニ、之ガ実践的指導ニ力メナケレバナリマセヌ。

以上ノ其ノ(一)ヨリ(出)ニ至ルマデノ事項ノ外、時勢ノ進運ニ応ジマシテ、適宜成人ニ対シ必要ナル諸般ノ教養訓練ヲ施スコトガ大切デアリマス。

一 第三項ハ成人教育ノ方法ニ関スル事項デアリマス。成人ヲ対象トシタ講座、講習、講演等ハ從來成人教育ノ方法トシテ最モ奨励普及セラレテキタノデアリマスガ、其ノ組織、計画等ニ付キマシテハ尚改良ヲ加フベキモノ少ナクハアリマセヌ。今後ハ一層之ガ普及徹底ヲ図リマスルト共ニ、一貫セル方針ノ下ニ組織的、計画的ニ整備拡充シ、教育効果ノ

完キヲ期セネバナリマセヌ。

即チ特ニ留意スベキ事項トシテ、其ノ(一)ハ教養訓練ノ内容ニ付キマシテ、一般的ノモノ、専門的ノモノ等ヲ適宜安排スルコトデアリマス。其ノ(二)ハ講座、講習、講演等ヲ受クル者ノ職業別、経歴別、年齢別、性別等ヲ十分考慮スルコトデアリマス。就中家庭生活ニ関シ家庭婦人ヲ対象トスル講座等ヲ考慮スルコトモ極メテ大切デアリマス。其ノ(三)ハ開設ノ場所デアリマス。従来ハ兎角都市偏重ニ傾キ農山漁村ニ薄カツタ嫌ガアリマスガ、之ハ一貫セル企画ノ下ニ広く全国ニ互ツテ行ハネバナリマセヌ。更ニ産業組織ノ高度化ニ伴ヒ職域的ニ一層ノ考慮ヲ加ヘルコトモ大切デアリマス。場所ト共ニ開設ノ時期、期間ニ付テモ受講者其ノ他ノ事情ヲ考慮スルコトガ必要デアリマス。其ノ(四)ハ之ガ指導者ヲ選定スル場合ニハ広く各方面ノ人材ヲ簡拔セネバナリマセヌ。

一 第四項ハ成人教育ノ方法トシテノ通信教育ニ関スル事項デアリマス。講義録、通信講座等ノ文書ニ依ル教育及ビ放送ニ依ル教育モ亦成人教育ノ普及徹底ヲ図ル上カラ言ツテ大切ナモノデアリマシテ、之ヲ整備充実スルコトハ肝要デアリマス。

一 成人教育ノ普及徹底ヲ期シ其ノ効果ヲ完カラシムル為ニハ、官民一体トナツテ進マナケレバナリマセヌ。政府ハ社会教育関係諸団体、神職団体、宗教団体其ノ他ノ民間団体ヲ精神的、物質的ニ援助スルト共ニ、是等団体ノ社会教育的機能ヲ十分發揮セシメ、社会教育ノ振興ニ寄与セシムルコトハ頗ル肝要デアリマス。

一 第六項ハ勤労者ノ教育ニ関スルモノデアリマシテ、其ノ重要性ハ全委員ノ齊シク認メラレタルトコロデアリマス。従ヒマシテ教育ノ内容、方法ニ付キマシテハ、特ニ意ヲ用ヒ魅力アルヤウ工夫ヲ凝ラシ、勤労者ヲシテ歎喜ヲ以テ勇躍生産ニ携ハラシムル糧トナルヤウニシナケレバナリマセヌ。尚之ガ教育ハ従来ハ従業員ノ一部ニ施サレテキタニ過ギマセヌデシタガ、今後ハ一般従業員ハ勿論事業主、幹部等ニモ遍ク之ヲ行ヒ勤労者教育ノ完キヲ期セナケレバナリマ

セヌ。

一 第七項ハ施設ニ関スル事項デアリマス。成人教育ノ為公園、運動場、集会場等ノ施設ヲ整備スルト共ニ、之ガ活用ニ力メマシテ成人教育ノ振興ニ資セシメネバナリマセヌ。

六、家庭教育ニ関スル要綱説明

一 第一項ハ家庭教育ノ本旨ヲ明ラカニシタモノデアリマス。家庭教育ハ皇国ノ道ニ則リ、我が国家制度ノ美風ヲ振起シテ家庭生活ヲ充実シ、皇国ノ重責ヲ負荷スルニ足ルベキ健全有為ナル子女ヲ育成薰陶スルコトヲ以テ其ノ本旨トスベキデアリマス。蓋シ家庭ハ子女育成ノ基礎デアリ、子女ノ人格ヲ陶冶スベキ最モ根本的ナ地盤デアリマシテ、家庭教育ハ寔ニ国家的ニ重要ナル使命ヲ有スルモノデアリマス。然ルニ近時動モスレバ之ガ等閑ニ附セラレル嫌ガアルノハ甚ダ遺憾ニ堪ヘヌ次第デアリマス。従ヒマシテ此ノ際家庭教育ノ本旨ヲ明ラカニシ家庭教育ノ重要性ヲ自覺セシムルコトハ極メテ肝要ナコトト存ズルノデアリマス。

一 第二項ハ家庭教育ノ内容ニ関シマシテ其ノ最モ留意スベキモノヲ掲ゲタノデアリマス。即チ其ノ(一)ハ家ニ対スル我が国固有ノ觀念ヲ把握セシメ、之ト同時ニ我が国ノ醇風美俗タル家族制度ノ真精神ニ徹セシムルコトデアリマス。其ノ(二)ハ健全ナル家風ヲ樹立シ家庭ヲシテ常ニ皇国民練成ノ良キ道場タラシムルコトデアリマス。而シテ之ガ為ニハ適正ナル時局認識ノ下ニ家庭生活ノ刷新改善ヲ図リ、殊ニ家庭内ニ於テハ相互ノ理解ヲ完ウシテ益々敬愛親和ノ精神ヲ涵養セシムルコトガ極メテ大切ナコトデアリマス。其ノ(三)ト致シマシテハ、家庭教育ノ根底ニ敬神崇祖ノ念ガ無クテハナラヌコトヲ認め、斯カル敬神崇祖ノ念ヲ涵養セシムルニハ、各家庭ニ於テ祭祀及ビ行事ヲ重ンジ子女ヲシテ日常其ノ実践ニ力ムベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。

家庭ニ於ケル子女ノ躰ニツイテハ、家庭教育ノ最モ中核ヲナス事項デアリマスルカラ十分之ヲ重視スベキデアリマシテ、其ノ(四)ハ之ガ内容トシテ、子女ニ対シ善良ナル品性、剛健ナル精神、淳美ナル情操ヲ涵養スルト共ニ、家庭ノ日常生活ヲ通ジテ正シキ習慣ヲ修得セシメ、又常ニ実践躬行ノ訓練ニ力メシムルコトヲ肝要トスルデアリマス。其ノ(五)ニ掲ゲマシタルコトハ将来皇國ノ運命ヲ双肩ニ担フベキ子女ヲシテ身心共ニ健全有為ナラシムベキコトヲ強調シタノデアリマシテ、一面ニハ子女ノ保健衛生ニ留意シテ身心ノ養護ニ力メシムルト共ニ、他面ニ於キマシテハ鍛鍊ヲ重ンジ、以テ雄渾ナル氣魄ト強靱ナル體軀ヲ養フコトニ力ムベキコトデアリマス。其ノ(六)ハ子女ニ対シ其ノ年齢等ニ応ジテ適切ナル科学的教養訓練ヲ行フベキコトデアリマス。其ノ(七)ハ家庭教育ト学校教育トノ聯絡ニ関スル事項デアリマシテ、兩者ハ其ノ分野ノ相違コソアレ、何レモ其ノ窮極ノ目標ハ健全有為ナル皇國民ノ育成ニ在ルデアリマスルカラ、学校ニ於テ各家庭ト連繫ヲ執ルハ勿論、各家庭ニ於テモ進ンデ学校ト密接周到ナル聯絡ヲ図リ、両々相俟チテアラユル点ニ於テ子女ノ教育上遺憾ナキヲ期スル事ガ肝要デアリマス。

一 第三項ハ家庭教育ノ補完施設タル幼年養護施設ニ関スル事項デアリマス。幼年養護施設ニ就テハ既ニ十分ソノ必要ヲ認めラレテ居リナガラ、現在ノ実情ハ未ダ必ラズシモ十分トハ申サレマセヌ。従ツテ遊ビ場其ノ他適當ナル幼年養護施設ヲ拡充整備シテ幼年ニ對スル危険ヲ防止スルト共ニ、彼等ノ身心ヲ十分養護セシメ、依ツテ以テ子女育成ノ基礎タル家庭教育ノ完キヲ期シタノデアリマス。

一 婦人諸団体ハ家庭教育ト極メテ密接ナル關係ニ在ルデアリマスルカラ、第四項ニ於テコレ等ヲシテ常ニ家庭教育ノ振興ノ為ニ資セシムルヤウ留意スベキコトト致シタノデアリマス。

一 第五項ハ母ノ会等ニ関スルコトデアリマシテ、母ノ会等ハ從來多少ノ施設ヲ見テ居ルノデアリマスルガ、之ヲ広く國民学校、中等学校、幼稚園、託児所等ニモ普及徹底セシメマスト共ニ、其ノ施設ノ整備ヲ図リ、以テ家庭教育ノ振興

ニ寄与セシムルコトが必要デアリマス。

七、文化施設ニ関スル要綱説明

一 第一項ハ各文化施設ニ通ズル本旨ヲ示シタモノデアリマシテ、文化施設ハ皇國ノ道ニ則リ、夫々ノ機能ニ応ジテ國民ノ教養訓練並ニ文化ノ向上發展ニ資セシムルモノト致シタノデアリマス。

一 第二項ハ此ノ本旨ニ基キ、各文化施設ニ於キマシテ共通のニ留意スベキ事項ヲ挙ゲタモノデアリマス。即チ其ノ(一)ハ、各文化施設ヲシテ適正ナル時局認識ノ下ニ其ノ活動ヲ展開セシムルコトデアリ、其ノ(二)ハ、文化ノ教育的使命ニ関スル認識ノ徹底ニカメシムルコトデアリ、其ノ(三)ハ、各種文化ニ関スル教養訓練ヲ國民ニ普及徹底セシムルコトデアリ、其ノ(四)ハ、各種ノ文化活動ノ中特ニ児童文化ノ普及振興ニカメシムルコトデアリマス。

一 第三項以下ハ文化施設ノ各々ニ付テ夫々必要ナル事項ヲ列記致シタノデアリマスガ、第三項カラ第五項迄ハ図書館ニ就テ述べタノデアリマス。図書館ハ既ニ相当ノ普及充実ヲ見テ居リマスガ、尚一層其ノ活動ノ積極化ヲ期スル為、先ヅ図書館網ノ整備ト専門図書館ノ奨励振興ヲ図ルコトガ、特ニ顧慮サレネバナリマセヌ。而シテ之ガ為ニハ国立図書館並ニ道府県ニ於ケル中央図書館ヲ整備拡充スルト共ニ、市町村図書館ノ普及充実ニカメ、更ニ図書館ノ補助的活動トモ申スベキ貸出文庫、移動文庫等ノ施設ヲ拡充スルコトが必要デアリマス。而シテコレ等各図書館ヲシテ、積極的ニ國民ノ讀書指導ニ乗リ出サセルコトモ亦極メテ肝要デアルト考ヘマス。

一 図書推薦制度ニ付キマシテハ、既ニ文部省其ノ他ニ於テ種々ノ方法ガ採ラレテ参ツタノデアリマスガ、コレ等ハ尚其ノ規模ガ何レモ小デアリマシテ、アラユル読者層ニ対スル要求ニ十分ニハ副ヒ兼ネルモノト認メラレマスノデ、第六項ニ於テ之ガ整備拡充ヲ図ルコトト致シタノデアリマス。

一 上記ノ図書推薦ト相俟チテ、図書、雜誌、新聞等ノ出版自体ニ関スル問題ニ付キマシテハ、第七項ニ於テ、コレ等出版ニ対スル教育的指導ヲ広キ視野ニ於テ強化スルト共ニ、其ノ優良ナルモノニ対シテハ国家其ノ他ヨリ出版費補助、賞金交付等ノ方法ヲ以テ之ヲ推奨スベキモノト致シタノデアリマス。

一 第八項乃至第十一項ハ、博物館ニ関スル事項デアリマス。ココデ博物館ト申シテ居リマスノハ広い意味ノモノデアリマシテ、科学博物館、産業博物館等ハ申ス迄モナク美術館、動物園、植物園、水族館、郷土博物館及ビ之ニ準ズルモノ全部ヲ含ンデ居ルノデアリマス。而シテ第八項ニ於キマシテハ、ソレ等各種ノ博物館ノ普及充実ヲ図ルト共ニ、ソノ種類及ビ配置ヲ計画のナラシムルノ要ヲ認メタノデアリマス。更ニ東亞ニ於ケル我が国ノ地位使命ニ鑑ミ、東亞ニ関スル綜合博物館ヲ設置スルコトハ、刻下極メテ緊要ナルノミナラズ将来益々其ノ拡充ヲ図ルベキモノト信ズルノデアリマス。

一 次ニ第九項ニ於キマシテハ、博物館ガ動モスレバ其ノ教育的使命ノミニ重点ノ置カレテ居リマシタ傾向ニ顧ミマシテ、ソノ種類ニヨリマシテハ、更ニ進ンデ學術研究施設トシテノ使命ヲモ果サシムルコトノ必要ヲ認メタノデアリマス。勿論之ガ為ニ其ノ教育的使命ヲ没却スルヤウナコトガ有ツテハナリマセヌ。尚博物館ノ利用ニ付キマシテハ、独り一般社会人ノミナラズ、学校ニ於キマシテモ夫々適當ナル方途ヲ講ゼラレ度イノデアリマス。

博物館ノ活動ニ関シマシテハ、從來些カ消極的ノ嫌ヒガ無イデモ無カツタ経緯ニ鑑ミ、第十項ハ其ノ積極化ヲ図ル為、移動展観其ノ他ノ施設ヲ講ズルコトト致シタノデアリマス。又博物館ニ関スル法令ニ就テハ、今ニ至ルモ未ダ十分ナルモノヲ見マセヌノデ、第十一項ニ於テ之ガ整備ヲ要望致シマシタ。

一 第十二、十三、十四ノ三項ハ図書館及ビ博物館ニ共通スル事項ヲ述べタモノデアリマシテ、第十二項ニ於キマシテハ学校ニ於ケルコレ等施設ノ整備充実並ニソノ社会教育の利用ニ付キ適當ナル方途ヲ講ズルコトニ関シ、第十三項ニ於

一 キマシテハコレ等施設ニ必要ナル職員ノ養成及ビ再教育制度ノ確立並ニ其ノ待遇ノ改善ニ関シ、第十四項ニ於キマシテハ私立ノコレ等施設ノ發達ニ関シテ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコトニ関シ、夫々之ヲ必要ト認メタノデアリマス。

一 第十五項ハ国宝、史蹟名勝、天然紀念物及ビ之ニ準ズベキモノニ関スル事項デアリマシテ、コレ等ハ何レモ国家的重
要性ノ大ナルモノデアリマスカラ、其ノ保存ニ関シマシテハ一層意ヲ用ヒ、適切ナル方策ノ樹立セラレルコトガ望マ
シイノデアリマス。更ニ其ノ教育的利用ニ関シテハ、従来ノ実状ニ鑑ミマシテ一層積極的ニ指導セラルルヤウ、適當
ナル方途ヲ講ゼラレ度イノデアリマス。

一 展覽會、博覽會等ニ付キマシテハ、特ニ其ノ教育的影響ノ甚ダ大ナルモノガアリマス。依ツテ第十六項ニ於テハ一層
コレ等ニ対シテ教育的考慮ヲ加フベキコトト致シタノデアリマス。

一 第十七、十八、十九ノ三項ハ映画ニ関スル事項デアリマシテ、委員会ノ特ニ重視シテ慎重審議ヲ致シタモノデアリマ
ス。映画ニ関シマシテハ、既ニ映画法ノ制定ヲ見、各種ノ刷新改善ガ着々企画実施セラレツツアリマスコトハ、誠ニ
慶賀スベキ事柄デアリマスガ、映画ノ国民大衆ニ与フル影響ノ甚大ナルモノアルニ深く思ヒヲ潜メ、ソノ教育的利用
ニ付キ尚一層ノ効果アラシメンコトヲ期スベキデアリマス。是レ即チ第十七項ニ於キマシテ、映画ノ質的向上ヲ期シ、
ソノ製作、配給、興行体系等ノ整備指導ニカムルコトニ付キ決定ヲ致シタ所以ニ外ナリマセヌ。又第十八項ニ於キマ
シテハ、学校用映画ノ製作、配給ニ関シ、適切ナル方策ヲ樹ツルト共ニ、能フ可クンバ各学校ニ漏レナク映写機等ノ
映画教育施設ヲ整備普及セシメ、第十九項ニ於キマシテハ、農山漁村、工場、鉾山等ニ於ケル映画ノ普及利用ヲ図ル
為、巡回映写等適切ナル施設ヲ設ケシムベキコトト致シタノデアリマス。

一 幻燈ハ映画ニ比較致シマシテ、費用モ低廉デ且操作モ簡單デアリマスノデ、之ヲ教育的ニ利用シ得ベキ場合ハ尠クナ
イト考ヘラレマス。從ヒマシテ益々コレガ利用ヲ図ル為、第二十項ニ於テハ其ノ製作配給体系ノ整備ニカムベキコト

ト致シマシタ。

- 一 第二十一項ハ演劇ニ関スル事項デアリマス。映画ト同様演劇モ亦国民大衆ニ甚ダ親シマレ、其ノ影響ハ極メテ大ナルモノガアリマシテ、其ノ内容ノ如何ハ国民ノ教養訓練、延イテハ我が国文化ノ向上ニモ深甚ナル關係ヲ有スルモノト思ハレマス。演劇ハ国民大衆自ラ之ヲ演ズル場合モアリマシテ、サウシタ場合等ニ対スル指導ニ付キマシテモ、其ノ他ノ場合ト同様教育的効果ニ付キ周到ナル配慮ヲ要スルノデアリマス。尚演劇ニ関シマシテハ、未ダ映画ニ於ケル如キ適當ナル法令ノ存スルモノヲ見マセヌ。従ヒマシテ其ノ特殊性ヲ考慮シ、速カニ之ヲ整備スルコトモ亦必要デアリマス。

- 一 映画、演劇並ニ各種ノ演芸等ニ従事スル者ニ付キマシテハ、其ノ一部ニハ伝統的ナ養成方法ガ従来モ存在致シテ居リマシタガ、一般的ニ見レバ甚ダ不備不十分タルヲ免レマセヌノデ、第二十二項ニ於テハコレ等ノ者ニ対スル養成及ビ再教育制度ヲ設ケ、其ノ人格、識見、教養、技能等ノ向上ヲ期シタノデアリマス。

- 一 第二十三項ハ音楽ニ関スル事項デアリマス。健全優秀ナル音楽ノ發達普及ガ、国民ノ品性陶冶ニ与ツテ力アルコトハ申スマデモアリマセヌ。今後尚一層各方面ニ互リ之ガ普及徹底ヲ期スベキデアリマス。ソレガ為國家ハ特ニ正統ナル古典音楽ノ保存並ニ清新ナル国民音楽ノ樹立等ニ対シテモ適切ナル方策ヲ講ズルコトガ緊要デアルト考ヘマス。之ト駢進シテ、優秀ナル「レコード」ノ製作、普及並ニ利用ヲ図ルコトモ亦肝要デアリマス。

- 一 宗教ノ国民大衆ニ与フル社会教化の影響ニ関シマシテハ、ソノ宗教の信仰ト相俟チテ甚ダ大ナルモノアルヲ認め、第二十四項ニ於テハ宗教ノ社会教化の效果ニ付キ一層留意スルコトト致シタノデアリマス。

- 一 文芸、美術等ハ固ヨリ芸術トシテ夫々独自ノ存在ヲ有スルモノデアリマスガ、其ノ国民大衆ニ与フル感化モ偉大ナモノガアルト考ヘラレマスルノデ、第二十五項ニ於テハ其ノ教育的効果ニ付キ一層留意スベキコトト致シタノデアリマ

ス。

一 第二十六項ハ放送ニ関スル事項デアリマス。近時放送事業ノ普及發達ニ伴ヒマシテ之ガ影響ハ大ナルモノトナツテ参リマシタ。從ヒマシテ其ノ教育的指導ヲ一層積極的ナラシムルト共ニ、之ヲ教育的ニ利用スルコトニ付キマシテモ亦更ニ一層周到ナル注意ガ望マシイノデアリマス。

一 叙上ノ外、演芸、見世物、紙芝居、玩具、ポスター等ハ夫々其ノ内容、方法、対象等ヲ異ニシテ居リマスガ、何レモ教育的影響ノ大ナルモノヲ認メラレマスノデ、第二十七項ニ於テハコレ等ノ質的向上ヲ図ルト共ニ、其ノ教育的指導ニ付キ遺憾ナカラシムルコトヲ期シタノデアリマス。

一 国民ノ衣食住ヲ中心トスル所謂生活文化ニ関シマシテ、我が国ニ於ケル現状ハ尚甚ダ不統一デ且非科学的、非經濟的、非芸術的デアル面ガ多イヤウニ見受ケラレマス。第二十八項ハ此ノ点ニ関スル指導ヲ強化シ其ノ向上ヲ図ルコトト致シタノデアリマス。又国民生活ノ各方面ニ相当根強ク滲透シテ居ル迷信ニ付キマシテハ、其ノ迷信タル所以ヲヨク理解セシムルト共ニ、之ガ打破ニ関スル適切ナル方策ヲ樹テ、一致協力シテ之ニ当ルコトガ肝要デアリマス。

一 国民ガ正常健全ナル趣味、娛樂ヲ有シマスコトハ、国民文化ノ發展、向上並ニ国民ノ各方面ニ於ケル能率増進ノ上ニ寄与スル所尠シトシマセヌ。依ツテ第二十九項ニ於キマシテハ、国民ノ趣味、娛樂ニ対スル指導ヲ行フコトトシ、特ニ其ノ施設ニ乏シキ農山漁村、工場、鉱山等ニ於ケルコレ等施設ヲ整備シ、以テ国民ノ凡テガ健全ナル趣味、娛樂ヲ享受シ得ルコトヲ期シタノデアリマス。

〔活版印刷、冊子、表紙付、本文三七ページ〕

6 各種学校その他の事項に関する件

〔国立公文書館所蔵「教育審議会書類綴」簿冊一、文書番号10―③〕

昭和十六年六月十六日教育審議会第十三回總會ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、社会教育ニ関スル件及び各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件ニ関スル田所特別委員長報告要領(二)

目次

第三 各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申説明

一、綱要説明

二、各種学校ニ関スル事項説明

三、私立学校ニ関スル事項説明

四、学校間ノ聯絡ニ関スル事項説明

五、興亜教育ニ関スル事項説明

第四 結語

第三 各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申説明

一、綱要説明

我が国ニ於ケル学校教育ノ制度及ビ内容ニ付キマシテハ、一応其ノ刷新振興ノ方策ヲ審議決定シ既ニ夫々答申ヲ了シ、又社会教育ニ付キマシテハ、前述ノ通り刷新振興ノ方策ヲ樹テタノデアリマスルガ、コレ等ノ学校教育並ニ社会教育ニ専属セズシテ然カモコレ等ノ教育ト密接ナル関係ヲ持ツテ居ル所ノ重要事項ヲ刷新振興シ、相俟チテ教育全般ノ効果ヲ収ムルノ要アルヲ認メマシテ、従来各種学校ト称スルモノ、私立学校ニ共通スルモノ、各学校間ノ聯絡ニ関スルモノ並ニ興亜教育ニ関スルモノ等ノ重要事項ニ付キマシテ、刷新振興ノ方策ヲ講ジ、次ニ御説明申上ゲル如ク審議決定致シタノデアリマス。

二、各種学校ニ関スル事項説明

一 第一項ハ各種学校ノ本旨トスベキ所ヲ定ムルノデアリマス。元来各種学校ハ国民学校ニ類スル各種学校ノ外ハ、特定ノ学校教育令ニ依ラザルモノデアリマスルカラ、其ノ教育ノ本旨ニ付テハ従来適従スル所ガ明確ニナツテ居ナカツタノデアリマス。依ツテ之ヲ適正ナラシムル為、我が邦人ノ為ニスル学校ニ於テハ、国民学校、中等諸学校、高等諸学校等特定ノ学校令ノ定ムル目的、教科、編制等ニ準ジマシテ、皇国ノ道ニ基イテ夫々ノ教科ヲ修メシメ、有為ノ国民ヲ錬成スルヲ以テ其ノ本旨トナスベキコトヲ明ラカニ致シタノデアリマス。

一 第二項ハ一般ニ公立各種学校ノ設置ヲ認ムルコトデアリマス。学制制定後長イ間、一般ニ公立各種学校ノ設置ガ認め

ラレテ居タノデアリマスガ、現在ノ所謂学校令時代ニ入りマシテ、特定ノ学校令ガ整備スルニ随ヒ、自然遂ニ之ガ認メラレザルガ如クナツタノデアリマス。然シナガラ各種学校ノ制度ハ国民学校等ノ学校ガ十分整備セラレマシテモ尚其ノ必要ガアリマスカラ、地方ノ情況ニ応ジテ必要アル場合ハ、一般ニ公立各種学校ノ設置ヲナシ得ルヤウニスルコトガ適當デアルトスルノデアリマス。

一 第三項ハ各種学校ノ監督ニ関スルコトデアリマスルガ、由来各種学校ハ準拠スベキ特定ノ学校令ガナイ關係モアリマシテ、之ニ対スル監督ガ、特定ノ学校令アル学校ニ比シテ、兎角寛ニ流レタリ、助成ガ届カナカツタリスル傾キガアルヤウニモ考ヘラルルト共ニ、又前二項ノ如ク、其ノ教育ノ本旨ヲ定メ、且ツ一般ニ公立各種学校ノ設置ヲ認ムルコトトスルノデアリマスカラ、公私立トモ各種学校ノ認可ハ之ヲ一層嚴重ニスルト共ニ、監督機關ヲ整備充実スルコトガ肝要デアルノデアリマス。

三、私立学校ニ関スル事項説明

一 私立学校ニ関シマシテハ、既ニ学校教育ニ関スル各要綱ニ於キマシテ其ノ都度夫々必要ナル事項ヲ答申シタノデアリマスガ、此処デハ凡テノ私立学校ニ通ズル重要事項トシテ、其ノ設立ニ関スルコトニ付キ決定致シタノデアリマス。即チ現在私立ノ大学、専門学校、高等学校、中学校ノ設立ニ付テハ、財団法人タルコトヲ要件ト致シテ居ルニ拘ラズ、其ノ他ノ最モ多数ヲ占メテ居リマスル私立学校ニ付テハ、保障ニ関スル何等ノ要件ヲモ定メテナイ状態デアリマス。併シ公共性ヲ有スル学校ト致シマシテハ、其ノ基礎ヲ鞏固ニスルト共ニ継続性ヲ確保スル為、法人ヲ以テ設立者トスルコトガ肝要デアリマスカラ、之ヲ以テ一般ニ私立学校設立ニ関スル本則トスルノデアリマス。此ノ場合学校法人ノ如キ特殊ノ法人ヲ設クルコトモ考慮セラルルノデアリマスカラ十分研究ノ上最モ適當ナル方策ノ樹立ヲ希望スルノ

デアリマス。但シ私立ノ各種学校ニ於キマシテハ、其ノ種類、内容等ニ依リマシテ、必ズシモ法人トスルニ及バナイモノモアリマセウカラ、之ハ例外トシテ法人タラザル場合ヲモ認ムルコトトスルノデアリマス。

四、学校間ノ聯絡ニ関スル事項説明

一 第一項ハ中等学校入学者選抜ニ関スル事デアリマス。文部省ニ於テ昭和十四年ニ改正シ現ニ行ハレテ居ル選抜ノ方法ハ、大体ニ於テ適當デアアルヤウニ認メラレルノデアリマスガ、尚実地ノ経験ニ基キ、諸般ノ研究ヲ重ネ、必要ニ応ジテ適切ナル改正ヲ加ヘテ行ツテ、其ノ完璧ヲ期スルコトガ肝要デアルトスルノデアリマス。

一 国民学校カラ中等学校ニ入学セントスル者ニ付キマシテハ、篤ト本人ノ現在及ビ将来ヲ考慮シ、克ク諸般ノ事情ニ適合セシムル必要ガアリマスカラ、第二項ニ於テハ之ニ関シ妥当ナル進学上ノ指導ヲ与フベキコトトスルノデアリマス。例ヘバ中等学校中ニハ中学校、高等女学校及ビ各種ノ実業中学校ガアリ、且ツ公私立ノ学校モアルコトデアリマスカラ、進学指導ニ関シテハ広クコレ等ノ点ニ考慮ヲ廻ラシ飽クマデ慎重且ツ適切ヲ期スベキモノト認ムルノデアリマス。

一 第三項及ビ第四項ハ、入学志望者ノ在学スル国民学校及ビ入学セントスル中等学校ニ関スル事デアリマス。コレ等ノ学校ニ付キマシテハ夫々適切妥当ナル指導奨励ヲ加ヘ、学校間ノ差等ナク何レモ優良ナル学校タラシムルコトガ肝要デアリマス。就キマシテハ、曩ニ本会ヨリ答申致シマシタ私立中等学校ニ対スル助成ノ方途ノ如キハ、一日モ速カニ之ガ実現ヲ図ルノ要ガアルト認ムルノデアリマス。殊ニ第一項ノ選抜方法ノ実施ノコトモアリマスシ、入学志望者ノ成ルベク全部ヲ收容スル必要ガアリマスカラ、中等学校ノ増設及ビ設備ノ充実ヲ図ルコトガ最モ肝要デアルト認ムルノデアリマス。

一 第五項ハ、高等諸学校ニ於ケル入学者選抜方法ニ関スル事デアリマス。之ニ付テハ現行ノ方法ニ於テ、学科試験ヲ課

シテ居ルコトハ、之ヲ適當デアルト認ムルノデアリマスルガ、選抜ノ方法ニ付テハ尚一層ノ考慮ヲ加へ、必要ニ応ジテ適切ナル改善ヲ施シマシテ、中等学校ト高等諸学校トノ聯絡ヲ円満妥當ナラシメ、相互ノ教育ノ本旨トスル所ニ惡影響ヲ及ボサナイヤウニスベキデアルト認ムルノデアリマス。

五、興亜教育ニ関スル事項説明

- 一 興亜教育ニ関シテハ、本会ハ国民学校以來深甚ナル考慮ヲ払ツテ来タノデアリマスガ、此処ニ特ニ注意スベキ事項ヲ取り出シテ其ノ方策ヲ講ズルコトト致シタノデアリマス。第一項ハ興亜教育ノ見地ヨリ見タル教育ノ眼目トモ云フベキモノヲ示シタモノデアリマシテ、各種ノ学校教育及ビ社会教育ヲ通ジテ、東亜ニ関スル各般ノ知識ノ修得、東亜ノ指導的國民トシテノ高邁博大ナル識見ノ涵養並ニ海外進出ノ氣風ノ養成ニ力メシムルコトト致シタイノデアリマス。
- 一 第二項ハ、高等諸学校ニ於キマシテ現在既ニ一部ニ於テ設ケラレテ居リマス興亜講座、支那語其ノ他ノ外国語教授等ノ如キ特別ノ教育施設ヲ拡充整備致シマシテ、学生生徒ニ對シ東亜ニ関スル十分ナル認識ヲ与フルコトト致シタノデアリマス。
- 一 第三項ハ学生生徒ノ現地訓練ニ関スルコトデアリマス。東亜諸國ノ現地ニ於テ学生生徒ノ身心ヲ鍛鍊シ其ノ知見ヲ広メシムルコトハ極メテ肝要デアリマシテ、之ガ為興亜学生勤勞報國隊其ノ他ノ訓練施設ヲ一層拡充強化スルノ方途ヲ講ズベキコトト致シタノデアリマス。
- 一 第四項ハ東亜ノ研究ニ関スルコトデアリマス。東亜ノ文化及ビ自然ニ関スル研究ヲ促進スルコトハ東亜ノ發展上極メテ重要デアリマシテ、之ガ為ニハ研究所、学校ニ於ケル研究施設等ヲ拡充強化スルト共ニ、相互ノ聯絡ヲ十分ナラシメバナリマセヌ。更ニ第五項ニ示ス如ク東亜諸國ニ優秀ナル研究員ヲ成ルベク多数派遣スルコトガ必要デアリマス。

一 第六項ハ外地及ビ東亞諸国ニ派遣スル教職員ノ養成ニ関スルコトデアリマス。外地及ビ東亞諸国ニ於ケル邦人子女ノ教育ヲシテ遺憾ナカラシムル為ニハ、出来得ル限り多数ノ教職員ヲ派遣スル必要ガアリマスガ、現在其ノ養成施設ハ甚ダ不十分デアリマスカラ、之ガ整備拡充ヲ行フコトハ刻下ノ急務ト考ヘルノデアリマス。更ニ現地ニ勤務スル教職員ニ対シマシテハ、俸給、給与、身分関係等待遇ノ全般ニ互ツテ改善ヲ図ルト共ニ、内地教職員トノ間ニ適正円滑ナル交流ヲ行ハネバナリマセヌ。

教職員ノ養成ト共ニ重要ナノハ、外地及ビ東亞諸国ニ於テ活動スル技術者並ニ指導者ノ養成デアリマシテ、第七項ニ於キマシテ之ガ養成施設ヲ拡充整備スルノ要アルヲ認メタノデアリマス。

一 第八項ハ在外邦人ノ子女ノ教育施設ニ関スルコトデアリマス。東亞諸国ニ在留スル邦人ノ子女ノ教育ニ遺憾ナカラシムル為、現地ニ於ケル教育施設ノ整備拡充ヲ図ルハ勿論、内地ニ於キマシテモ、特別学級、宿舍等適切ナル施設ヲ講ズルコトハ、海外発展ノ時代的重要性ニ鑑ミマシテ極メテ肝要デアリマス。

一 第九項ハ東亞諸国ヨリノ留学生ニ関スルコトデアリマス。現在留学生ニ対スル特別ノ教育施設ハ甚ダ不十分デアリマシテ、之ガ拡充整備ヲ図リ、優秀ナル学生ヲ成ルべく多数入学サセルヤウニ致シマスト共ニ、学修上、生活上ニ於ケル指導ヲ適切ナラシメネバナリマセヌ。更ニ留学生ヲ收容致シマスル学校、宿舍等ニ対シテハ適當ナル監督ヲ行フ必要ガアリマス。

一 第十項ハ東亞諸国ニ活動スル教育関係者ノ聯絡協調ヲ図リ、以テ興亜教育ノ振興ニ遺憾ナキヲ期シタノデアリマス。

尚興亜教育ニ関スル事項ヲ取扱ヒマスル官庁ハ現在ニ於テハ極メテ複雑多岐デアリマスノデ、之ガ中枢機関ヲ設クルノ必要ガアリマスガ、其ノ方途ニ付イテハ次ノ行政機構ニ関スル審議ニ於テ考究スルコトト致シタノデアリマス。

第四 結 語

以上ヲ以テ、特別委員會ガ、今回審議決定致シマシタル社会教育ニ関スル件並ニ各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件ニ付キマシテノ答申事項ノ説明ヲ終リマス。本案ハ審査経過ニ於テ申上ゲタ如ク、委員會ガ數十回ヲ重ネテ慎重審議、全会一致ヲ以テ決定致シタ次第デアリマスルカラ、委員各位ニ於カレマシテハ叙上説明ノ趣旨ヲ克ク御諒察下サイマシテ、十分御審議ノ上御決定アランコトヲ切望致シマス。

顧ミマスレバ、昭和十二年十二月優渥ナル 上諭ヲ拝シテ本審議會ガ成立シ、我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策ニ付キ諮問ヲ受ケマシテ以来、總會十三回、特別委員會五十六回、各部門ノ整理委員會通計百五十四回ノ審議ヲ重ネマシテ、茲ニ我が国ノ学校教育並ニ社会教育ノ内容及ビ制度ノ全般ニ互リテ刷新振興ノ方策ヲ講ジタノデアリマス。即チ特別委員會ニ於キマシテハ其ノ成立以来今日ニ至ルマデ同一ノ委員審議ニ当リ、内部ニ設ケマシタ整理委員會ト共ニ會議ヲ開キマスコト合計二百有余回ノ多キニ及ビ、其ノ間各委員ハ終始一貫答申事項ニ付キ慎重審議ヲ尽シマシタ次第デアリマス。

政府ニ於カレテハ、本總會ニ於テ各答申事項ノ決定ヲ見ルニ至リマシタナラバ、一日モ速カニ、本答申事項ハ固ヨリ、教育全般ニ互ル答申事項ヲ綜括シテ、周到ナル用意ト断乎タル決意ヲ以テ之ガ実施ニ邁進セラレ、皇国百年ノ大計タル教育ノ刷新振興ニ当ラレンコトヲ希望シテ已マナイ次第デアリマス。

7 教育行政および財政に関する件

〔公文雑纂〕昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号三二

昭和十六年十月十三日教育審議会第十四回總會ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、
教育行政及財政ニ関スル件並ニ建議ニ関スル件ニ関スル田所特別委員長報告要領

注 本報告中、「第三 建議ニ関スル件説明」の部分は、
第二部七「建議に関する説明」の項で掲載した。

目 次

第一 審議経過報告

第二 教育行政及財政ニ関スル件答申説明

一、綱要説明

二、教育行政及財政ニ関スル要綱説明

(一) 行政ニ関スル事項説明

(二) 財政ニ関スル事項説明

第三 建議ニ関スル件説明（別掲）

第四 結 語

第一 審議經過報告

特別委員会ハ、御承知ノ通り、昭和十三年四月十四日第八回總會ニ於テ總裁ノ御指名ニ依リテ成立致シマシテ、諮問第一号ニ関スル審査ノ御委託ヲ受ケ、銳意答申案ノ作成ニ従事シ、既ニ学校教育及社会教育ニ関スル各要綱ニ付テ審査ヲ了シ、之ヲ本会ニ中間報告ヲ致シ、本会ヨリ夫々政府へ答申ニ相成ツタノデアリマス。

以上ヲモチマシテ、教育自体ニ付テハ一応ノ審議ヲ了ツタ次第デアリマスカラ、特別委員会ニ於テハ、次デ教育行政及財政ニ関スル事項ノ審議ニ入りマシテ、本年六月四日ヨリ同月十三日ニ至ル迄ニ於テ四回ニ互リ、總會ニ於ケル各位ノ御論議ヲ基礎トシテ、熱心ニ論究ヲ致シタノデアリマス。而シテ意見ノ発表ガ一段落ヲ告グルニ及ビマシテ、同六月十三日委員林博太郎伯外十四名ヲ整理委員ニ挙ゲ、特別委員会ノ論議ヲ基礎トシテ答申案ノ作成方ヲ付託致シタノデアリマス。爾來整理委員ノ各位ハ毎週二回会同シテ熱心ニ討究サレ、本年八月ノ暑中ヲ除キ、九月二十四日ニ至ルマデ前後十五回ノ會議ヲ重ネテ十分ナル審議ヲ遂ゲ、其ノ間当局トモ巨細ニ意見ヲ交換セラレ、全会一致ヲ以テ教育行政及財政ニ関スル答申案ヲ決定セラレタノデアリマス。

尚整理委員会ニ於テハ、右ノ答申ヲ以テ、政府ノ諮問第一号ニ対スル本審議會ノ答申事項ヲ概ネ議了スルコトト相成リマスカラ、既ニ答申シタル事項中実情ニ即シテ急速実施ヲ要スル件、文政上重要事項ニ関スル最高ノ諮詢機關設置ノ件並ニ教育尊重ニ関スル件ニ付、本審議會ヨリ政府へ建議スルノ必要ヲ認め、夫々建議案ヲ決定セラレタノデアリマス。

本特別委員会ハ、本年九月二十四日、右答申案及建議案ニ関スル報告書ヲ林整理委員長ヨリ受領シ、十月一日會議ヲ開キ、右各案ニ付テ審査ヲ行ヒ、慎重審議ノ結果、全会一致ヲ以テ別紙報告書ノ通り答申案及建議案ヲ決定シ、之ヲ總裁ニ御報告申上ゲタ次第デアリマス。是レヨリ右答申事項及建議事項ニ付テ御説明ヲ致シマス。

第二 教育行政及財政ニ関スル件答申説明

一、綱要説明

先ツ教育行政及財政ニ関スル答申事項ニ付テ申シマスレバ、学校教育及社会教育ヲ根幹トスル教育ノ刷新振興ニ関スル諸要綱ハ、周密ナル具体的方策ヲ樹立シテ之ヲ実施シ、且ツ其ノ運用宜シキヲ得ナケレバ、万全ナル効果ヲ収メ難イノデアリマシテ、之ガ為ニ周到ナル用意ノ必要ナルコトニ付テハ、本会ガ既ニ屢々要望シタ所デアリマス。然レバ教育ニ関スル行政及財政ヲ整備充実致シマスルコトハ、曩ニ答申ヲ了シマシタル教育ノ刷新振興ニ関スル諸方策ニ対シマシテ、正ニ画竜点睛トデモ謂フベキモノデアリマシテ、実ニ喫緊ノ要務デアリマス。

教育行政及財政ノ組織並ニ運用ニ関シマシテ、刷新改善ヲ加フベキコトハ種々アルノデアリマスガ、其ノ枢要ナル点ヲ申シマスレバ、教育行政ニ於キマシテハ、企画実施及監督ノ各部面ニ互リマシテ、機構ヲ整備強化スルト共ニ、其ノ機能ノ敏活公正ヲ図ツテ運用ヲ完ウスルコト、国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ヲ基本ト致シマシテ、行政諸部局ノ事務ノ統一及聯絡調整ヲ図ルト共ニ督学機構ヲ強化シ、以テ各教育機関ノ全一的指導ヲ完ウスルコト、有為ノ人材ヲ簡拔配置シ、安ンジテ教育ニ力ヲ尽スコトガ出来ルヤウ人事ニ関スル行政ヲ改善スルコト等ガ其ノ眼目デアルト考フルノデアリマス。

教育ニ関スル財政ニ於キマシテハ、常ニ教育ノ重大性ニ鑑ミマシテ、其ノ刷新振興上特ニ重点タルベキ所ニ対シテ十分ナル資源ヲ供給スルコトガ大切デアリマス。カクシテ教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ必要ナル諸方策ヲ着々遂行致シマシテ、克ク其ノ目的ヲ達成セシムベキデアリマス。而シテ殊ニ學術文化ノ水準ヲ向上セシムルコト、体育ヲ發達普及セシムルコト、私立ノ教育機関ヲ助成シテ克ク其ノ教育的効果ヲ完ウセシムルコト等ノ如キハ正ニ方今ノ要務デアルト考

フルノデアリマス。

以上述べマシタ趣旨ニ依リマシテ、次ニ御説明申上グル教育行政及財政ニ関シマスル要綱ヲ審議決定致シタ次第デアリマス。

二、教育行政及財政ニ関スル要綱説明

(一) 行政ニ関スル事項説明

行政ニ関スル事項中ノ中央教育行政ノ機構ニ付説明ヲ致シマス。

一、其ノ一ハ、文政ヲ全面的ニ刷新強化スル為、国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ニ関スル事項、文政ノ根基タル企画・調査ニ関スル事項、一般ニ関スル事項等ヲ掌ルベキ機構ヲ整備強化スルノ必要ヲ認ムルモデアリマス。而シテコレ等ノ事項中企画・調査ニ関スル行政機構ハ教育施設ノ根本ニ関スルモノデアリマスカラ、特ニ強化ノ必要ガアルノデアルト存ジマス。尚東亞ニ於ケル我が国ノ地位使命ニ鑑ミ極メテ重要デアル興亜教育ニ関スル事項ノ如キモ、前項ノ事項ヲ掌ル機構ニ於テ之ヲ掌理セシムルヲ適當トスルノデアリマス。

一、第二項ハ学術、文化ノ振興発展ニ関スル事項ヲ掌ル部局ニ関スル事デアリマス。我が国学術芸能ノ発達ヲ促シテ其ノ水準ヲ一層高メル為教育行政上施策スベキ事項ハ特ニ現下内外ノ情勢ニ鑑ミ頗ル多々アルノデアリマスガ、従来コレ等ニ関スル行政機構ハ何レモ規模ガ小デ、且ツ統一ヲ欠ク憾ミガ無いデモ無カツタノデアリマスカラ、之ガ行政ヲ掌ル有力ナル部局ヲ文部省ニ新設スルコトノ必要ヲ認ムルモデアリマス。

一、社会教育ニ関スル行政機構ヲ特ニ拡大強化スルノ必要アルコトニ付キマシテハ、既ニ社会教育ニ関スル答申ニ於テモ

述ベタトコロデアリマスガ、現下ニ於ケルソノ重要性ニ対シ、少クトモ現在ノ機構ヲ拡大シテ外局トナスカ、又ハ充実セル数局トナス等ノ措置ヲ講ゼラレタイノデアリマス。

一、其ノ四ハ学校教育並ニ教科用図書ノ行政ニ関スル事デアリマス。コレ等ノ行政ヲ掌ル諸部局ハ、教育ノ刷新振興ニ関スル諸方策ノ実施及運用ニ当ルノデアリマスルカラ、本会ノ答申事項ノ実施ヲ遺憾ナカラシムル為、其ノ機構ハ夫々整備拡充スルコトヲ必要トスルノデアリマス。

又実業教育ヲ振興セシムル為、其ノ行政機構ヲ整備拡充スルニ当リマシテ、就中特ニ商船、水産ニ関スル教育ノ振興ニ留意シ、其ノ行政機構ノ整備拡充ニ一層ノ力ヲ用フベキデアルトスルノデアリマス。尚一言ヲ附加シテ置キマスガ、目下政府ニ於テ、今次事変中ニ限り臨時的ニ商船学校ノ管理ヲ逋信省ニ移スノ計画ガアル様デアリマスルガ、商船教育ノ本質ヨリシテ、本来ノ所管ハ文部省ニ属スルノデアリマスカラ、事変終了後ハ当然本来ノ所管ニ復帰スベキモノト認メ、茲ニ教育行政事項中ニ於テ、其ノ刷新振興ヲ策シタ次第デアリマス。

一、教育ノ効果ハ畢竟教育者其ノ人ノ力ニ俟ツモノデアリマスルカラ、教職員ノ人事、養成及検定ニ関スル行政ハ教育行政中ニ在リテモ特ニ運用ノ靈活公正ヲ要スル事項デアリマス。依ツテ第五項ニ於キマシテハ、コレ等ノ行政ヲ掌ル機構ハ、之ヲ十分ニ整備シテ、其ノ事ヲ行フニ遺憾ナキヲ期シタノデアリマス。尚教員検定ニ関シマシテハ、曩ニ本会ノ答申ニ於テ、之ニ関スル行政機構ノ拡充整備ヲ図リ其ノ制度運用ノ完キヲ期スベキ旨ヲ決議シタ次第デアリマスガ、特ニ教職員ノ人事及養成ニ関スル行政機構ト緊密ナル連繫ヲ図ルノ必要ガアルノデアリマス。

一、其ノ六ハ体育ニ関スル行政機構ノ事デアリマス。言フマデモナク体育ハ知育、徳育ト相俟ツテ教育ノ一環ヲナスモノデアリマスカラ、文部省ニ於テ之ヲ掌ルベキモノデアリマス。然ルニ所謂社会体育ニ関シマシテハ、現在ハ国民保健ニ関スル行政ヲ管理スル厚生省ニ於テ之ヲ掌ツテ居ルノデアリマス。然シナガラ之ハ国民体位ノ向上ヲ目的トスル便

宜上ノコトト考ヘラルルノデアリマスカラ、教育ニ関スル限り体育ニ属スル事項ハ原則トシテ文部省ニ掌理セシメ、体育行政ノ一元化ヲ期スルコトト致シタノデアリマス。従ヒマシテ少クトモ、青少年団等ノ体育ハ学校体育ト共ニ文部省ニ於テ之ヲ一層強化シ、以テ皇国民ノ鍊成ニ遺憾ナキヲ期セネバナリマセヌ。尚之ト共ニ体育局ノ機構ノ拡充整備ヲ要スルコト勿論デアリマス。

一、第七項ハ督学機構ニ関スル事デアリマシテ、委員会ニ於テ慎重審議ヲ重ネタ事項デアリマス。督学ハ申スマデモナク、實際教育ヲ直接視察シテ之ヲ指導監督スル重要ナル使命ヲ有シ、教育ノ成否ニ重大ナル關係ヲ有スルモノデアリマスカラ、其ノ機構ヲ整備強化スルト共ニ、其ノ職員ノ待遇ヲ改善スルコトト致シタノデアリマス。

又督学ト他ノ一般学務行政トノ聯関ヲ一層緊密ニスルコトノ必要ヲ認ムルノデアリマシテ、之ハ營ニ督学ヲ有効適切ナラシムルノミナラズ、一般教育行政ヲ効果アラシムル所以デアルト考フルノデアリマス。

一、第八項ハ宗教行政ニ関スル事項デアリマスガ、宗教ニ付テハ最近宗教団体法ガ実施セラレタルノミナラズ、教育ニ対スル影響モ深甚ナルモノガアリマスノデ、之ニ関スル行政ノ運営ヲ完カラシムル為、諮問機關ヲ設クル等其ノ行政機構ノ整備ヲ図ルコトノ必要ヲ認ムルモノデアリマス。

次ニ地方教育行政機構ノ説明ヲ致シマス。

一、督学機構ヲ整備強化スルノ要アルコトニ付テハ既ニ中央行政機構ニ於テ述ベタトコロデアリマスガ、實際教育ニ対スル督学ガ真ニヨクソノ効果ヲ収ムル為ニハ、単ニ中央ニ於ケル機構ヲ整備スルニ止マラズ、地方教育ノ実情ヲ十分ニ承知シ之ニ即シテ適切ナル指導ヲ与ヘ得ルガ如キ組織ノ整備セラルルコトガ必要デアリマス。ソコデ第一項ニ於キマシテハ、全国ヲ数区ニ分チ、ソレ等各区内ノ適当ナル場所ニ文部省ノ督学機関ヲ常置シ、コノ督学機関ハ中央ノ督学

機構ト相俟ツテ区内教育機関ニ対スル視察指導ヲ行フト共ニ、地方教育行政機関トノ連繫ヲ一層緊密ニシ、以テ地方ニ於ケル教育効果ノ完キヲ期スルコトト致シタノデアリマス。

一、第二項ハ地方視学官、地方教学官及青年教育官ニ関スルコトデアリマス。現在コレ等ノ教育行政官ハソノ数ニ於テ僅少ナルノミナラズ、ソノ待遇ニ於テモ亦十分ナラザル実情ニ在リマスノデ、ソノ増員及待遇ノ改善ヲ図ルコトトシタノデアリマス。又ソノ任免ノ取扱ハ内務大臣ノ権限ニナツテ居リマスル關係上、人材ノ簡拔榮進等ニ関シ不便ナ点ガ多々アリマシタカラ、茲ニ其ノ取扱ヲ文部大臣ノ権限タラシムルコトト致シタノデアリマス。文部大臣ハ克ク地方行政当局ト協調ヲ保チ運用上遺漏ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

地方ニ於ケル視学ハ、實際上主トシテ国民ノ基礎教育タル国民学校ノ教育ヲ指導監督スルノデアリマスガ、ソノ定員数ハ甚ダ少ク且ソノ待遇ノ薄キニ過グルコトハ世ノ齊シク認ムル所デアリマシテ、斯カル事情ノ下ニ其ノ効果ヲ期待スルコトハ頗ル困難デアリマス。茲ニ於テ視学ノ増員及ソノ待遇ノ改善ヲ図ルコトハ刻下喫緊ノ要務デアリマス。

一、第三項ハ公立中等学校長ノ異動任免ニ関スルコトデアリマス。公立中等学校長ノ異動任免ノ奏薦ハ固ヨリ文部大臣ノ権限デアリマスガ、其ノ取扱ニ付テハ、地方長官ノ推薦ニヨル現行ノ方法ヲ大体可トスルモ、文部大臣ニ於テ広く全国的視野ノ下ニ適材ヲ適所ニ配置スルヤウ一層留意スベキモノト致シタノデアリマス。

一、地方ニ於テ実業教育ニ関スル主務ヲ掌ル者ハ事实上存在スルノデアリマスガ、未ダ其ノ職制ノ完備セラレナイノハ遺憾デアリマスノデ、第四項ハ速カニ実業教育主事ノ職制ヲ設ケ、実業教育ノ振興ヲ図ルコトト致シタノデアリマス。

一、第五項ハ市町村ニ於ケル学務委員、社会教育委員及社会教化委員等ニ関スルコトデアリマス。コレ等ノ委員ハイヅレモ皆齊シク教育關係ノ委員デアリナガラ、夫々設置ノ由来及法規上ノ根拠等ヲ異ニ致シマス關係上、相互間ノ聯絡モ十分デナク又全体トシテソノ教育的使命ヲ達成シ得ルガ如キ機構ニハ成ツテ居ナイノデアリマス。コレ寔ニ市町村ニ

於ケル教育振興上ノ恨事トスル所デアリマシテ、本項ハ茲^(マ)ニコレ等ノ委員ガ一体ト成ツテ夫々ノ機能ヲ發揮シ得ルガ如キ機構ヲ確立セシムルコトト致シタノデアリマス。

(二) 財政ニ関スル事項説明

一、第一項ハ公立中等学校長ノ俸給ノ負担ニ付テ定メタモノデアリマス。校長ニ対シ優遇ノ途ヲ講ズルノ要アルコトハ既に答申ヲ致シマシタノデアリマスガ、更ニ其ノ俸給ヲ国庫ノ負担トナスコトハ、刻下極メテ適切ナル措置デアリマシテ、之ガ実施ノ成ルベク速カナランコトヲ要望スル次第デアリマス。

一、我が国學術ノ水準ヲ高ムル為、學術ヲ振興シ、理科教育ヲ刷新スルノ要アルコトハ本会ノ答申ニ於テモ屢々強調シタルトコロデアリマシテ、之ガ為ニ必要ナル経費ヲ飛躍的ニ増額シナケレバナラヌコトハ全委員ノ齊シク認メラレタコトコロデアリマス。政府ニ於テモ十分意ノアルトコロヲ汲マレ、積極的ニ之ガ経費ヲ計上セラレンコトヲ切望シテ止マナイノデアリマス。

一、体育ノ施設ニ関シマシテハ、他ノ教育施設ニ比シ從來比較的輕視サレテ居リ、之ニ要スル経費モ甚ダ貧弱デアリマシタコトハ誠ニ遺憾ナコトデアリマシテ、カカル傾向ヲ是正シ、克ク体育ノ普及發達ヲ策スルハ焦眉ノ急務ト信ズルノデアリマス。即チ第三項ニ於テ学校教育、社会教育ノ凡テヲ通ジテ、体育ニ関スル人的、物的ノ施設ノ整備強化ヲ期スル為、之ニ必要ナル経費ヲ速カニ十分支出サレンコトヲ要望スル次第デアリマス。

一、其ノ四ハ私立学校教職員ノ恩給制度ニ関スル事項デアリマス。私立学校教職員ニ対シテハ、現ニ財団法人私立中等学校恩給財団ヲ初メ多少ノ私的施設ガアリ夫々恩給ヲ支給シテ居ルノデアリマスルガ、其ノ規模、内容等ニ付テハ十分ナ点ガ少クナイノデアリマス。従ツテ之等施設ヲ充実強化スルコトハ、教職員ヲシテ教育ニ尽スニ遺憾ナカラシム

ル上カラ言ツテ極メテ肝要ナコトデアリマス。之ガ為ニハ少クトモ、私立学校ノ全教職員ヲ一丸トシテ加入セシムルノ方途ヲ講ズルト共ニ、教職員ヨリノ納入金ノ増徴、財団ニ対スル学校負担金ノ増納並ニ国庫補助金ノ増額等ニ依リ、其ノ財政的基礎ヲ強固ニスルコトガ緊要デアリマス。然シナガラ教育ハ本来国家的使命ヲ有スルモノデアリマスカラ、更ニ進ンデ政府自ラ、私立ノ大学、専門学校、高等学校、中等学校等ノ教職員全般ニ互リ、国ノ恩給制度ニ準ジ恩給ヲ支給スルノ方途ヲ講ズルコトガ最モ適切デアルト考ヘマス。

一、第五項ハ学校教職員共済組合制度ニ関スル事項デアリマス。学校教職員共済組合ハ創設後日尚浅ク、之ガ活動ハ今後二期待サルベキデアリマスガ、特ニ給付ニ関シテハ一層ノ充実ヲ図ルノ要ガアリ、組合員ノ範圍ニ付テモ考慮ノ余地ガアルモノト考ヘマス。更ニ附帯事業トシテ、育英其ノ他福利増進ノ為ノ施設ヲ整備拡充スルコトモ亦必要デアリマス。

私立ノ中等学校、青年学校等ノ教職員ニ対シテモ、公立学校ノ教職員ニ準ジ共済組合ヲ設ケシメ、国庫ヨリ相当ノ助成ヲナスコトハ、教育ノ効果ヲ完カラシムル上カラ言ツテ速カニ考慮スベキコトデアリマス。

一、最後ニ、教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関スル本会ノ答申実施ニ付テハ、或ハ経費ヲ要セズシテ直チニ実現シ得ベキモノ又少クハナイノデアリマスガ、其ノ多クハ経費ヲ伴ハズシテハ効果ノ完キヲ期シ得ナイノデアリマシテ、之ガ為ニハ相当多額ノ経費ノ支出ヲ要スルコト論ヲ俟タナイノデアリマス。

政府ニ於テハ国運ノ隆昌ガ教育ノ力ニ負フ所、真ニ甚大ナルニ深く思フ致シ、万難ヲ排除シテ、速カニ之ガ必要ナル経費ヲ十分支出スルノ方途ヲ講ゼラレンコトヲ希求シテ止マナイ次第デアリマス。

第三 建議ニ関スル件説明〔別掲〕

第四 結 語

以上ヲモチマシテ、特別委員会ガ、今回審議決定致シマシタル教育行政及財政ニ関スル答申案並ニ建議案ニ関スル説明ヲ終リマス。右各案ハ審査経過ニ於テ述べマシタ如ク、特別委員ニ於テ二十回ニ及ブ会同ヲ重ねテ慎重審議、全会一致ヲ以テ決定致シタ次第デアリマスレバ、委員各位ニ於カレマシテハ、叙上説明申上ゲタ趣旨ヲ宜シク御諒察下サイマシテ、十分御審議ノ上御決定アランコトヲ切望致シマス。

顧ミマスレバ、本審議會ハ時代ノ要求ニ対応シ、昭和十二年十二月優渥ナル 上諭ノ下ニ成立ヲ致シ、我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策ニ付テ政府ノ諮問ヲ受ケ、審議ノ結果昭和十三年四月、本会ノ總會ニ於テ吾々三十名ノ委員ガ特別委員ニ指名セラレ、答申ニ関スル審査ノ御委託ヲ受ケタノデアリマスガ、爾來特別委員会ハ鋭意審査ニ從事致シ、諮問事項ヲ便宜ニ依リ、初等教育・中等教育・高等教育・社会教育並ニ教育行政及財政ノ五部門ニ分ケマシテ、特別委員会中ニ、逐次各部門毎ニ整理委員会ヲ設ケ、整理委員会ヲ開クコト通計百六十九回、特別委員ノ總會ヲ開クコト六十一回ニ及ビマシテ、慎重審議ヲ尽シ、御承知ノ通り成案ヲ得ル毎ニ中間報告ヲ致シ、本会ヨリ夫々政府へ答申ヲ致サレ来ツタノデアリマス。而シテ特別委員ニ於キマシテハ、四年ニ亙リ数名ノ補欠指名ガアリマシタ外、大多数ハ創設当初ヨリ終始一貫審査ニ當ラレタノデアリマス。

特別委員会ト致シマシテハ、今回ノ答申案及建議案ノ作成ヲ以テ、答申事項並ニ答申事項ニ關聯スル事項ニ付テ審査ヲ完了シ、之ヲ以テ本会ヨリ御委託ヲ受ケマシタル諮問事項ニ關スル任務ヲ終了シ、茲^ニ及バズナガラ責任ヲ果スコトヲ得

マシタ次第デアリマス。是レ全ク各位ノ御懇篤ナル御指導ト御協力トノ賜デアリマシテ深ク感謝致シマス。皇国百年ノ大計タル教育ノ刷新振興ニ関スル諸方策ノ実施ニ関シマシテハ、政府ニ於カレテハ勿論、各位ニ於カレマシテモ此ノ上トモ深厚ナル御配意アランコトヲ切望スル次第デアリマス。

〔活版印刷、冊子、表紙付、本文一九ページ〕

六 建 議

1 国語に関する建議

昭和十三年十二月八日

〔公文雜纂〕昭和十三年 卷二ノ四止 内閣二ノ四止、文書番号九〕

教育審議会總裁 原 嘉 道

印

内閣總理大臣 公爵 近 衛 文 麿 殿

国語ヲ尊重シ之ヲ適當ニ整理スルハ極メテ緊要ノ事ニ属ス政府ハ速ニ之ガ実現ヲ図リ一層国民教育ノ効果ヲ収ムルニ力メラレンコトヲ望ム

右建議ス

付 建議書

国語ニ関スル建議案別紙及提出候也

昭和十三年十二月八日

提出者

教育審議会委員

子爵

野村益三

同

永田秀次郎

同

後藤文夫

同

安藤正純

同

下村宏

賛成者

教育審議会委員

佐藤寛次

同

南弘

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚、欄外に「閣甲三七一」と朱書、写とあり〕

〔国立公文書館所蔵「教育審議会文書綴」簿冊一、文書番号12―②〕

同 森岡常蔵

教育審議会臨時委員 西村房太郎

同 三国谷三四郎

同 下村寿一

教育審議会総裁 原嘉道殿

〔タイプ謄写印刷、洋紙一枚、欄外に写とあり、鉛筆で「原本ハ文部省ニ於テ保管ス」とあり〕

2 国民学校教員の優遇ならびに師範学校制度刷新の急速実施に関する建議

〔公文雑纂〕昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号三〕

昭和十六年十月十三日

教育審議会総裁 男爵 鈴木貫太郎

公印

内閣総理大臣 公爵 近衛文麿殿

国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議

国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度ノ刷新改善ニ付テハ本会ノ既ニ答申セル所ニシテ其ノ実現ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ焦眉ノ急務タリ

政府ハ速カニ之ヲ実施シ国民教育ニ万遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ム
右及建議候也

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚〕

3 諮詢機関設置に関する建議

〔公文雑纂〕昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号三

昭和十六年十月十三日

教育審議会總裁 男爵 鈴木貫太郎

公印

内閣総理大臣 公爵 近衛文麿 殿

諮詢機関設置ニ関スル建議

現下ノ時局ニ於ケル教育ノ重要性ニ鑑ミ政府ハ本審議會廃止後ニ於テモ文政ニ関スル重要事項ヲ審議スル為内閣ニ有力ナル諮詢機関ヲ設置セラレンコトヲ望ム
右及建議候也

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚〕

4 教育尊重に関する建議

昭和十六年十月十三日

〔公文雜纂〕昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号三二

教育審議會總裁 男爵 鈴木貫太郎

公印

内閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

教育尊重ニ関スル建議（別紙ノ通）

〔別紙〕

教育尊重ニ関スル建議

恭シク惟ミルニ

列聖允文允武 統ヲ無窮ニ垂レテ万邦無比ノ国体ヲ顕揚シ化ヲ億兆ニ施キテ永世不易ノ皇道ヲ宣布シ給フ
明治天皇 大統ヲ紹ガセラルルヤ 祖宗ノ洪範ニ率由シテ庶政ヲ一新シ深ク 聖慮ヲ教学ニ注ガセラレ夙ニ学制ヲ頒チテ
教育ノ国是ヲ定メ次デ 宸勅ヲ降シテ教育ノ大綱ヲ昭示シ給ヒ又戦時ニ際シテハ「軍国多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニス
ヘカラス」トノ 御沙汰ヲ賜ハリ

大正天皇即位ノ大札ヲ詔ラセラルルニ方リテハ 先帝ノ遺緒ヲ紹述シテ倍々教育ノ振興ヲ図ラムトスル旨ノ 聖諭ヲ降シ
給ヒ

今上陛下登極ノ大札ヲ詔ラセラルルヤ教育ニ関スル 御沙汰ヲ賜ハリ

「朕今列聖ノ遺図ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ帰趨ヲ正クシ大ニ学芸ヲ振ヒ以テ国運ノ伸張ニ資センコトヲ念フ」ト
宣ヒ教学ノ振興ヲ諭サセ給フ 聖慮寔ニ深遠恐懼感激措ク能ハザル所ナリ

歴世相承ケ教学ヲ重ンジ給フコト此ノ如ク恵沢至仁洽ク中外ニ光被シ臣民相率キテ敬忠奉公ノ誠ヲ致シ文教隆々トシテ内
ニ興リ武威赫々トシテ外ニ輝キ克ク国運今日ノ隆昌ヲ見ルニ至レリ

文物ノ発達ト時勢ノ推移ト二伴ヒ近時更ニ教育ノ刷新振興ヲ図ルノ急ヲ告ゲ曩ニ内閣ニ教育審議会ヲ設置セラルルニ当

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚〕

畏クモ特ニ優渥ナル 上諭ヲ賜フ洵ニ恐懼ノ至リニ堪ヘズ審議會一同謹ミテ 上諭ヲ奉体シ重責ヲ痛感シテ鞠躬精勵慎重
審議ヲ遂ゲ我が国教育ノ刷新振興ヲ図ルノ根本ハ教育ノ全般ニ涉リテ其ノ嚮フ所ヲ皇国ノ道ニ帰一セシメ国体ノ本義ニ則
リ克ク皇国ノ重大使命ヲ負荷スルニ足ルベキ大国民ヲ陶冶鍊成スルニアリト為シ此ノ本義ニ基キ必要ナル国策ノ要綱ヲ樹
立決定シ既ニ夫々答申ヲ了セリ

今ヤ宇内ノ情勢ハ變転極リナク東亞及世界ニ於ケル皇国ノ任務ハ日ニ益々重キヲ加フ洵ニ是レ国家未曾有ノ非常時局ニシ
テ国家ノ総力ヲ挙ゲテ奮勵邁進スベキノ秋国防ノ強化ニ産業ノ振興ニ將タ諸般国務ノ更張ニ其ノ根基タル教育ノ刷新振興
ヲ要スル蓋シ今日ヨリ急ナルハナシ而シテ本審議會ノ答申ハ家庭教育学校教育及社会教育等教育關係ノ全般ニ互リ各要項
皆全会一致ヲ以テ議決シ文部当局亦之ニ対シテ同意ヲ表明セラレタル所実ニ我が教育ニ対スル官民一致ノ希求ニ出デタル
モノト謂フベシ

夫レ教育ハ国家経綸ノ大本ニシテ内外百般ノ施設一トシテ教育ノ力ニ拠ラザルハナシ而シテ其ノ刷新振興ヲ図ルハ固ヨリ
文政当局ノ主管ニ属スト雖モ其ノ效果ヲ完ウセンニハ独リ当局ノ施為ニノミ委スベキニアラズ須ラク教育ノ真義ニ立脚セ
ル朝野官民ノ協力ニ俟タザルベカラズ政府ハ宜シク意ヲ此ニ致シ克ク国民全般ヲ指導シテ我が国教育ノ特質ニ関スル理解
ヲ深カラシメ教育尊重ノ精神ヲ益々昂揚シテ洽ク国内ニ普及徹底セシメ本審議會答申ノ要綱ハ速カニ其ノ具体的方途ヲ講
ジ着々其ノ実施ヲ完遂シ我が国ヲシテ世界ニ垂範スベキ教育国家タルノ資質態勢ヲ充實整備シ以テ内国本ヲ不拔ニ培ヒ国
運ヲ無疆ニ伸ベテ 皇基ヲ振起シ外八紘為宇ノ肇国精神ヲ顕現スルニ於テ違算ナカランコトヲ望ム
右及建議候也

七 建議に関する説明

1 野村益三による国語に関する建議説明

〔一九三八年十二月八日、第十回總會、「教育審議會總會會議録」第五輯〕

簡單ニ提案ノ趣旨ヲ御説明致シマス、我が国民ガ国語ヲ習ヒマス上ニ於テ、若シクハソレヲ活用スル上ニ於テ、一通りナラヌ困難ヲ慫ヘテ居ルコトハ今更申上ゲル迄モナイノデアリマス、ドウカシテ我が国語ヲモツトく讀ミ易ク、モツトモツト聴キ易ク而シテモツトく書キ易クシタイモノデアルト云フコトハ、我が国民一般ノ切ナル希望ト存ジマス、吾々ハ此ノ国民一般ノ希望ヲ酌ミマシテ、一方我が国民ニ対シテ更ニ一層国語尊重ノ念ヲ促スト共ニ、語源ヲ糺ネ、其ノ純粹ヲ保タシメ、其ノ誤レルヲ改メ、新シイ言葉ハ慎重ニ輸入ヲ致シ、国語ノ品位ヲ維持セシメ、他方ニ於テハ成ルベク是ガ簡潔ヲ図ツテ、更ニ大ニ活用ヲ増進セシメタイト思フノデアリマス、是ハ思フニ多クノ方々ノ何レモ御考ヘニナツテ居ルコトデアラウト存ジマス、吾々が適當ニ国語ヲ整理スルト申シマスノハ、ヤハリ斯様ナ意味合ト御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス、所ガ政府ハ夙ニ国語調査會、次イデ国語審議會ヲ設ケテ、慎重ニ国語ノ問題ヲ考究サレツ、アルノデアリマス、或ハ常用漢字ヲ定メラレ、或ハ仮名遣ヲ改メラレ、又漢語ノ整理ニ指ヲ染メラレ、或ハ最近ニ於テ漢字字体ニ整理ヲ加ヘ

ラレタコト等ハ皆様御承知ノ通りデアリマス、吾々ハ勿論当局並ニ関係サレツ、アル委員諸君ノ勞ニ對シテハ大イナル感謝ノ念ヲ持ツテ居ル者デアリマス、併シナガラ只今申上ゲマシタ事柄ノ中デモ、時勢ノ推移ニ從ツテ尚ホ再考ヲ要スベキモノモナイデハナイト思ヒマス、而モ緊要ニシテ最モ吾々ノ注意ヲ要シ、又最モ乱雜ニ流レテ居ル所ノ文体或ハ仮名遣、殊ニ字音ノ仮名遣ト云フヤウナモノ、改善ニ付テハ只今マデ取残サレ、是ガ審議ノ進行ヲ見ルコトガ出来ナイノデアリマス、ドウカ政府ニ於カレマシテハ現在ノ審議機關ヨリ一層拡充セラレルト共ニ一層之ヲ督励セラレ、今申述ベマシタヤウナ諸問題ニ付テ一日モ速ク結論ヲ得ルヤウ御努力アランコトヲ願フノデアリマス、併シナガラ吾々ハ単ニ審議ヲ結了シテ結論ヲ得ルト云フダケデハ満足ハ出来ナイト思ヒマス、結論ヲ得ラレタ上ニ於テハ成ルベク速ニ是ガ実現ヲ期セラレナケレバナラヌモノト思フノデアリマス、之ニ付キマシテハ政府ハ或ハ特ニ諸官庁ニ命令ヲ発セラレル必要モアリマセウ、或ハ様々ノ關係ノ会派、協会等ニ働き掛ケテ交渉ヲ進メラレル必要モ生ジテ參リマセウ、或ハ又色々ノ団体ニ協議セラレ、是等ノモノト一層十分ナ諒解ヲ得テ進ンデ行カナケレバナラヌコトモアルト思ヒマス、重ねテ申シマスガ吾々ハ我が國語ヲ尊重スル者デアリマス、ソシテ尚ホ我が國民ニ向ツテ國語ヲモツトく、尊重スルヤウニ望ム者デアリマス、吾々ハ國語ヲ尊重シ、我が國民ニ向ツテ一層國語ヲ尊重スルヤウニ希フガ故ニ、此ノ乱雜ナ現状ヲ見ルニ忍ビナイノデアリマス、今日ハ國民学校、師範学校等ニ関スル要綱ヲ議決致サレテ、茲ニ我が國ノ國民教育ノ基礎ハ確立セラレタノデ、此ノ点洵ニ御同慶ニ堪ヘマセヌ、ドウカ此ノ機會ニ於テ、此ノ重要ニシテ十數年來解決セラレナカツタ問題ヲ一日モ速ク解決シ得ルヤウニ致シタイモノダト存ズルノデアリマス、斯様ナ趣旨ヲ御諒解下サイマシテ、願クハ滿場一致此ノ建議案ニ御賛成アランコトヲ切望スル次第デアリマス

2

田所特別委員長による国民学校教員の優遇ならびに師範学校制度刷新の急速実施に関する建議、
諮詢機関設置に関する建議および教育尊重に関する建議説明

〔一九四一年十月十三日、第十四回總會、「公文雜纂」昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号三〕

注 この説明は、第二部五の7「教育行政および財政に関する件」の田所

報告から「第三 建議ニ関スル件説明」の部分抜き出したものである。

建議ニ関スル件説明

一、国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度ノ刷新改善ニ付キマシテハ、既ニ答申ヲ了シタ所デアリマスガ、コレ等ノ事項ハ密接離ルベカラザル関係ヲ有スルモノデアリマシテ、其ノ実現ハ何レモ我が国内外ノ情勢ニ鑑ミマシテ焦眉ノ急務ト存ズルノデアリマス。サレバ政府ハ速カニ之ガ具体的方途ヲ講ジ、其ノ実施ヲ完ウシテ国民教育ニ万遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ムノデアリマス。

一、諮詢機関ノ設置ニ付キマシテハ、教育審議会ノ廃止後ニ於キマシテモ、現下ノ時局ニ於ケル教育ノ重要性及事変後ニ於ケル国民思想ノ指導等ノ諸問題ヲ考慮シ、政府ハ文政ニ関スル重要事項ヲ審議スル為、有力ナル恒久的諮詢機関ヲ内閣ニ設置セラレンコトヲ望ムノデアリマス。

一、次ニ教育尊重ノ件ニ付キ説明致シマス。教育ハ国家経綸ノ大本デアリマシテ、国運ノ隆昌ハ一ニ教育ノ力ニ拠ルモノデアルコトハ論ヲ俟タナイノデアリマス。今ヤ我が国ハ東亜新秩序建設ト言フ未曾有ノ世局ニ際会シ、国防ニ産業ニ將

タ諸般ノ国務ニ国家総力ヲ挙ゲテ奮勵邁進スベキノ秋デアリマシテ、其ノ根基タル教育ノ刷新振興ヲ要スル蓋シ今日ヨリ急ナルハナイノデアリマス。而シテ我が国教育ノ刷新振興ヲ図ルノ根本ハ教育ノ全般ニ涉リテ其ノ嚮フ所ヲ皇国ノ道ニ帰一セシメ、皇国ノ重大使命ヲ負荷スルニ足ルベキ大国民ヲ陶冶鍊成スルニアルノデアリマス。若シ夫レ現下ノ時局中ニ於テ、或ハ教育ノ本義ヲ誤リ或ハ其ノ本質ヲ低下セシムルガ如キ等ノコトガアリマシテハ、悔ヲ将来ニ貽スコト大ナルモノアルベキヲ憂フルノデアリマス。政府ハ克ク国民全般ヲ指導シテ我が国教育ノ特質ニ関スル理解ヲ深カラシメ、教育尊重ノ精神ヲ益々昂揚シテ洽ク国内ニ普及徹底セシメ、本審議會ノ答申ハ一日モ速カニ其ノ実施ヲ完遂シ、以テ内ニ国本ヲ不拔ニ培ヒ皇基ヲ振起シ、外ニ八紘為宇ノ肇国精神ヲ顕現スルニ於テ違算ナカランコトヲ望ムノデアリマス。

八 審議経過一覽

注

一、本一覽は、『教育審議会要覽』（一九四二年二月）所収の「教育審議会審議一覽」を基本資料に、会議録と逐一照合しつつ、時間的経過に忠実に総会・特別委員会・整理委員会を開催順にしたがって並べかえたものである。また「審議事項」欄は、会議録と照合し大幅に書き加えた。

二、「種別」欄では左の略称を用いた。

総―総会 特―特別委員会 整―整理委員会

また、整理委員会については、その審議案内容に即して次のような表記を用いた。

整初―青年学校教育義務制および国民学校・師範学校・幼稚園に関する整理委員会

整中―中等教育に関する整理委員会 整高―高等教育および各種学校その他に関する整理委員会

整幼―社会教育に関する整理委員会 整行―教育行政・財政に関する整理委員会

三、一九三九年七月二十五日の第四十一回整理委員会開催の有無については、「解説」注(14)を参照されたい。

(本書七八頁)ここでは『教育審議会要覽』に従い、第四十一回整理委員会の欄を設けたが、会議録がないため同日に開かれている第三十三回特別委員会との開催時間による順序がつけられず、機械的に特別委員会の後においた。また「会議録」の欄も空白にした。

四、「会議録」欄には、総会を〔総〕、特別委員会を〔特〕、整理委員会を〔整〕と略記し、輯数とともに示した。

木戸 幸一 (第一次近衛内閣) (1937. 10. 22~1938. 5. 26)														文部大臣		
伊 東 延 吉 (1937. 6. 7~1938. 12. 23)														文部次官		
5・18	5・13	5・11	5・6	5・4	4・27	4・22	4・14	4・14	4・13	4・8	4・7	1・20	1・14	1938・1・13	1937・12・23	年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	特	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	総	種別
8	7	6	5	4	3	2	1	8	7	6	5	4	3	2	1	回数
同														審 議 事 項		
同 (田所委員長、議事規則および議事進行に意見開陳)																
同 (田所委員長、議事進行に希望開陳)																
同 (同、職業教育)																
初等教育 (義務教育年限延長と高等小学校・青年学校問題)																
幼児保育 (幼保一元化)																
初等教育 (義務教育年限延長、青年学校)																
審議方法について																
互選の結果、田所美治、特別委員長に当選																
同 (田所委員長動議提出・原議長、特別委員を指名)																
同																
同																
同 (原議長、新任挨拶)																
同																
諮問第一号 (青年学校教育義務制等)																
諮問第一号 青年学校教育義務制についての報告 (木戸文相) 及び質疑																
諮問第一号の審議方法 (近衛首相代理・荒井総裁挨拶、伊東文部次官諮問の趣旨説明他)																
[特]第二輯																
[特]第一輯																
[総]第三輯																
[総]第二輯																
[総]第一輯																
会議録																

荒木貞夫 (第一次近衛内閣・平沼内閣) (1938. 5. 26~1939. 8. 30)															
伊東延吉 (1937. 6. 7~1938. 12. 23)															
7 ・ 6	7 ・ 6	7 ・ 1	6 ・ 29	6 ・ 24	6 ・ 22	6 ・ 17	6 ・ 17	6 ・ 15	6 ・ 10	6 ・ 8	6 ・ 3	6 ・ 1	5 ・ 27	5 ・ 25	'38 ・ 5 ・ 20
特	//	//	//	//	//	整 切	//	//	//	//	//	//	//	//	特
18	6	5	4	3	2	1	17	16	15	14	13	12	11	10	9
国民学校(国民学校・国民実修学校(幹事試案))	青年学校教育義務制案決定	青年学校教育義務制(実施問題) 幼児保育・国民学校幹事試案	同	同	青年学校教育義務制	初等教育(審議方法)(互選の結果、林博太郎、整理委員長に当選)	同(林委員より整理委員付託動議提出。田所特別委員長、整理委員を指名)	同(学科・時間数等)	青年学校教育義務制(青年学校普通科について等)	青年学校教育義務制の説明(伊東文部次官)	同	同	同(荒木文相、就任挨拶)	同	師範学校(一部二部のあり方)
[特]第五輯			[整]第一輯					[特]第四輯					[特]第三輯		

荒木貞夫 (第一次近衛内閣・平沼内閣) (1938. 5. 26~1939. 8. 30)													文部大臣			
伊東延吉 (1937. 6. 7~1938. 12. 23)													文部次官			
10・5	9・30	9・28	9・23	9・21	9・16	9・14	7・30	7・29	7・27	7・22	7・20	7・15	7・15	7・13	'38・7・8	年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	総	〃	特	種別
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	9	20	19	回数
「国民学校ニ関スル要綱案」「幼稚園ニ関スル要綱案」決定													審議事項			
「国民学校ニ関スル要綱案」逐条審議																
同(三年制高等学校、財政問題)「国民学校ニ関スル要綱案」逐条審議																
同(教員給の国庫補助、教科書、教員の再教育、設備等)																
同(貧困児童の就学奨励方法、障害児教育、学校と家庭との連絡等)																
同(三学級二教員制、女教員)																
同(一学級定員数、二部教授、一学校学級数等)																
同(国民実習学校教科案、体錬科等)																
同(職業科、教育課程の運用、国民実習学校教科案)																
同(職業科の名称、時数等)																
同(総合教授の可否)																
同(合科教授および教科目構成について)																
国民学校(幹事試案、特に初等教育機関の名称について)																
作田委員、議事進行につき動議																
「青年学校教育義務制実施ニ関スル件」答申可決																
諮問第一号																
荒木文相挨拶、田所特別委員長、特別委員会の経過並に大要説明																
同(田所特別委員長、幹事試案の整理委員会への回付を確認)																
国民学校(国民学校・国民実修学校(幹事試案))																
[整]第三輯													[特]第五輯		会議録	
[整]第二輯													[総]第四輯			

荒木 貞夫 (第一次近衛内閣・平沼内閣)
(1938. 5. 26~1939. 8. 30)

伊 東 延 吉
(1937. 6. 7~1938. 12. 23)

12・7	12・2	11・30	11・25	11・25	11・19	11・18	11・11	11・9	11・4	11・2	10・28	10・26	10・21	10・14	10・12	'38・10・7
//	//	//	特	整(初)	//	特	//	//	//	//	//	//	//	//	//	整(初)
26	25	24	23	30	22	21	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
同(徳育重視、国家中堅の育成、三年制中学校)	同(中学校へ実科教育の導入、年限問題等)	中等教育(完成教育の機能、中等教育の範囲、一元化)	国民学校・師範学校及び幼稚園案決定 田所特別委員長、答申案の総会への報告を確認	国民学校・師範学校及び幼稚園案再審査	国民学校・師範学校及び幼稚園案	国民学校・師範学校及び幼稚園案 林整理委員長、整理委員会の経過報告、結果報告並びに要綱の説明	「師範学校ニ関スル要綱案」決定	同	「師範学校ニ関スル要綱案」逐条審議	同(試補制度)	同(教員再教育)	同(教育資格、待遇改善、学科課程)	同(年限問題、学科の構成と教科の内容)	同(師範教育の内容、学校の組織、寄宿舎、修練道場、附小問題)	同(給費制のあり方)	師範学校(専門学校程度問題)
	[特]第七輯		[特]第六輯	[整]第四輯		[特]第六輯										[整]第四輯

荒木貞夫 (第一次近衛内閣・平沼内閣) (1938. 5. 26~1939. 8. 30)													文部大臣	
石黒英彦 (1938. 12. 23~1939. 9. 5)													文部次官	
2・10	2・3	2・1	1・27	1・25	1・20	1・18	1939 ・1・13	12・23	12・23	12・21	12・16	12・14	38・12・8	年月日
//	//	//	//	//	//	//	//	整(中)	//	//	//	特	総	種別
9	8	7	6	5	4	3	2	1	30	29	28	27	10	回数
同 (修業年限等)	同 (外国語教育、標準教科書の作成等)	同 (標準教科書の作成等)	同 (中学校の教育内容)	同 (同)	同 (同)	同 (七年度制中学校、四年度制中学校)	同 (中等学校の意義と目的)	中等教育(審議方法)〔互選の結果、林博太郎、整理委員長に当選〕	中等教育〔林委員、議事の整理委員への付託につき動議提出。田所特別委員長、整理委員を指名〕	同 (中学校の年限、徴兵問題等)	同 (一種二種問題、高校の性格、中等学校の一元化等)	中等教育(一種二種問題、四修問題、兵役法の改正等)	田所特別委員長、経過報告並びに各要綱の概要説明 諮問第一号 一 国民学校・師範学校及幼稚園二関スル件」答申可決 中村委員、議事進行につき質問 野村委員、「国語」関スル建議案」につき説明 一 国語二関スル建議」可決	審議事項
[整] 第五輯							[特] 第七輯			[総] 第五輯			会議録	

荒木貞夫 (第一次近衛内閣・平沼内閣) (1938. 5. 26~1939. 8. 30)																	
石黒英彦 (1938. 12. 23~1939. 9. 5)																	
6・7	6・2	5・31	5・26	5・19	5・17	5・12	5・10	5・5	5・3	4・28	4・26	4・21	4・19	4・14	4・12	4・7	'39・4・5
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	整(中)
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
同(同、七年制高校)	同(高校)	同(商船学校、高等女学校教科案)	同(水産学校、高等女学校高等科)	同(高女、実科高女、高校等)	同(同)	同(高等女学校等)	同、幹事「中等学校ニ関スル整理案」提出、松浦委員「中等学校令案」提出	同(二元論、「中等教育ニ関スル要綱」、高等女学校)	同(高等女学校)	同(同)〔二元論を審議する小委員会設置〕	同(同)	同(中学校と実業学校との一元論)	同(商業学校・工業学校の学科課程)	同(商業学校)	同(農業学校の教育課程案)	同(同)	中等教育(実業学校)
[整]第八輯		[整]第七輯						[整]第六輯									

荒木貞夫 (第一次近衛内閣・平沼内閣) (1938. 5. 26~1939. 8. 30)														文部大臣		
石黒英彦 (1938. 12. 23~1939. 9. 5)														文部次官		
7・25	7・24	7・21	7・14	7・13	7・12	7・8	7・6	7・5	6・30	6・28	6・23	6・21	6・16	6・14	'39・6・9	年月日
〃	〃	特	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	整(中)	種別
33	32	31	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	回数
同(中等学校要綱、中学校教科、実業学校教科、女子中学校教科、高等学校要綱) (野村委員、議事進行につき動議提出) 両要綱案決定。田所特別委員長、答申案の総会への報告を確認														審議事項		
「中等学校二関スル要綱」審議終了、「中等学校二関スル要綱」審議 「高等学校二関スル要綱」審議終了、「女子高等学校二関スル要綱案」審議 「高等学校二関スル要綱」審議終了、「女子高等学校二関スル要綱」審議 林整理委員長、整理委員会の経過報告並びに「中等学校二関スル要綱」「高等 学校二関スル要綱」の説明 両要綱審議(高校の目的、七年制高校の存廃、中高接続)																
同(中学校の完成教育論等) 同(修業年限等) 同(戸外作業、基本科目・増課科目等)																
同(中等学校二関スル要綱) 逐条審議(実業学校関係等) 「中等教育(高校の目的、教科等)」 「中等学校二関スル要綱」(懇談会で審議)																
同(中等学校二関スル要綱) 逐条審議(中学校の教科) 同(一種二種の廃止等)																
同(高等学校高等科)「中等学校二関スル要綱」逐条審議 同(高校、予科等)																
中等教育(高校、七年制高校等)																
[野村委員、議事進行につき動議提出]																
[特]第八輯																
[整]第九輯																
[整]第八輯																
会議録																

河原田稼吉 (阿部内閣) (1939. 8. 30~1940. 1. 16)																													
大 村 清 (1939. 9. 5~1940. 1. 20)																													
11・10	11・8	11・1	10・27	10・25	10・18	10・13	10・11	10・6	10・4	9・29	9・27	9・22	9・20	9・14	39・7・25														
//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	特	総	整(中)															
47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	11	41														
同 (中等教員養成問題、女子教育等) (田所特別委員長、整理委員を指名)		同 (文理科大学・高等師範問題)		同 (帝大総長の推薦・任命問題、助教教授・助手の定員、入試問題等)		同 (予科、専門学校)		同 (大学と専門学校との相異)		同 (大学の行政・機構、総合大学の内幕)		同 (大学令第一条をめぐって、大学の目的)		同 (大学令第一条をめぐって、大学と専門学校との相異等)		同 (大学拡張、大学と研究所等)		高等教育 (大学令第一条をめぐって)		同		同		中等学校入学者選抜に関する件		阿部首相、河原田文相、大村幹事長挨拶 田所特別委員長、経過報告並に各要綱の大要説明 紀委員、決議事項の実施につき意見開陳 諮問第一号 「中等教育ニ関スル件答申」可決		中等教育に関する件	
												[特] 第九輯		[総] 第六輯															

河原田稼吉 (阿部内閣) (1939. 8. 30~1940. 1. 16)													文部大臣			
大 村 清 (1939. 9. 5~1940. 1. 20)													文部次官			
1・19	1・17	1940・1・12	12・22	12・20	12・15	12・13	12・8	12・6	12・1	11・29	11・24	11・22	11・17	11・15	'39・11・10	年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	種別
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	回数
同 (中等教員養成問題)	同 (体育学教育・研究組織)	同 (文理科大学の性格・制度的位置づけ)	同 (大学への入学問題)	同 (「改正兵役法ニ関スル件」審議、大学院等)	同 (講座、大学院、私立大学等)	同 (医学教育、寄宿舎、大学教授の待遇等)	同 (東京帝国大学大学制度臨時審査委員会決議事項を論議、停年、大学院、寄宿舎、専門学校等)	同 (学位令、厚生省との関係、臨床実習、教授任用、待遇問題等)	同 (専門学校、単科大学、大学の医学教育の現状)	同 (大学令第一条の条文決定、講座、学科等)	同 (大学令第一条をめぐって、大学の組織・講座等)	同 (大学令第一条の幹事案)	同 (大学令第一条をめぐって、学位問題)	同 (大学令第一条をめぐって、大学の目的等)	高等教育 (審議方法) (林博太郎を整理委員長に選出)	審議事項
[整第十二輯]						[整第十一輯]				[整第十輯]				会議録		

松浦鎮次郎 (米内内閣)
(1940. 1. 16~1940. 7. 22)

赤間信義
(1940. 1. 20~1940. 7. 29)

5・31	5・29	5・24	5・17	5・15	5・10	5・8	5・3	5・1	4・26	4・24	4・19	4・17	4・12	4・10	1・31	1・26	40・1・24
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	整(高)
34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17
「大学ニ関スル要綱案」逐条審議		同(大学におけるスポーツ)、「大学ニ関スル要綱案」逐条審議	同(教員検定制度)	同(教員検定制度)	同(大学における医学教育、水産・商船教育、教員検定等)	同(大学の歯科・薬学について、体育専門学校)	同(医学専門学校・単科大学医科問題、私大医学部長より学校紹介)	同(女子医専校長、医専校長からの学校紹介)	同(大学専門部、歯科医専校長からの学校紹介)	同(実業学校と実業専門学校、学生の徴集延期年限延長等)	同(文部省視学委員による薬学専門学校の学校紹介、専門学校)	同(三専門学校長からの学校紹介)	同(専門学校教育と大学教育との程度について)	同(実業専門学校の年限問題等)	同(審議内容の新聞取扱について、高等師範学校問題、文理科大の名称、実業教員等)	同(文理科大体育学科、女子大学等)	高等教育(文理科大体育学科・予科問題、女子大学等)
[第十四輯]								[第十三輯]									[第十二輯]

松浦鎮次郎 (米内内閣) (1940. 1. 16~1940. 7. 22)													文部大臣			
赤間信義 (1940. 1. 20~1940. 7. 29)													文部次官			
9・13	9・11	7・17	7・13	7・10	7・8	7・6	7・5	6・28	6・26	6・21	6・19	6・14	6・12	40・6・7	年月日	
〃	〃	〃	〃	整(高)	〃	〃	特	〃	〃	〃	〃	〃	〃	整(高)	種別	
46	45	44	43	42	50	49	48	41	40	39	38	37	36	35	回数	
同(入試問題等)	学校間の聯絡問題(入試問題等)(橋田文相、就任挨拶)	同(監督機関、専門学校に類する各種学校等)	同(小学校・中等学校に類する各種学校等)	各種学校(小学校に類する各種学校等)	高等教育関係三要綱案決定	同(東大・京大総長から学生の訓育について等)	高等教育(整理委員会作成の高等教育案の審議)(鈴木総裁、就任挨拶)	同 決定	同	同	「専門学校ニ関スル要綱案」逐条審議のうえ決定 「中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱案」逐条審議	同(二読会)	「大学ニ関スル要綱案」逐条審議のうえ決定 「専門学校ニ関スル要綱案」逐条審議	同	「大学ニ関スル要綱案」逐条審議(二読会)	審議事項
		[整第十五輯]				[特第十一輯]					[整第十四輯]					会議録

橋田邦彦 (第二次近衛内閣) (1940. 7. 22~1943. 4. 20)																
菊池豊三郎 (1940. 7. 29~1944. 7. 28)																
12 ・ 4	11 ・ 27	11 ・ 22	11 ・ 20	11 ・ 15	11 ・ 13	11 ・ 8	11 ・ 6	10 ・ 25	10 ・ 23	10 ・ 16	10 ・ 9	10 ・ 4	10 ・ 2	9 ・ 25	9 ・ 20	'40 ・ 9 ・ 19
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	整 (社)	〃	〃	〃	特	〃	整 (高)	総
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	54	53	52	51	48	47	12
同 (青少年団の統合)	同 (「大日本青年団 (仮称) 組織要綱」 仮決議)	同 (同)	同 (「大日本青年団 (仮称) 組織要綱」 審議)	同 (同)	同 (同)	同 (同)	同 (青少年団と学校との 関係)	同 (青少年団の統合)	社会教育(審議方法、 社会教育一般(林博太 郎を整理委員長に選 出))	同 (田所特別委員長、 整理委員を指名)	同	同	社会教育	同 (同)	学校間の聯絡問題 (国民学校と中等学 校との連絡問題等)	橋田文相、菊池幹 事長、挨拶 田所特別委員長、 経過報告並びに各 要綱の主要説明 諮問第一号 「高等教育二関スル 件」答申可決
[整] 第十六輯									[特] 第十二輯				[整] 第十五輯		[総] 第七輯	

橋田邦彦 (第二次近衛内閣) (1940. 7. 22~1943. 4. 20)														文部大臣	
菊池豊三郎 (1940. 7. 29~1944. 7. 28)														文部次官	
3 ・ 28	3 ・ 26	3 ・ 19	3 ・ 14	3 ・ 12	1 ・ 31	1 ・ 29	1 ・ 24	1 ・ 22	1941 ・ 1 ・ 17	12 ・ 20	12 ・ 18	12 ・ 13	12 ・ 11	'40 ・ 12 ・ 6	年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	種別
25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	回数
「家庭教育ニ関スル要綱案」 逐条審議	「成人教育ニ関スル要綱案」 逐条審議 「家庭教育ニ関スル要綱案」 逐条審議	「成人教育ニ関スル要綱案」 逐条審議	「青年学校ニ関スル要綱案」 逐条審議	同 (映画教育、社会体育)	同 (社会教育委員、労務者教育、映画教育)	同 (家庭教育)	社会教育 (成人教育)	「青少年団ニ関スル要綱案」 決定	同 (青年学校、成人教育)	社会教育 (青少年団の統合、国民学校との関係)	社会教育 (青少年団の統合) 実業学校進学制限問題	社会教育 (青少年団の統合、青年団の年齢、少年団)	同 (同) 中等教科書整理問題	社会教育 (青少年団の統合)	審議事項
[整第十八輯					[整第十七輯				[整第十六輯					会議録	

橋田邦彦 (第二次近衛内閣) (1940. 7. 22~1943. 4. 20)															
菊池豊三郎 (1940. 7. 29~1944. 7. 28)															
6・13	6・11	6・6	6・4	5・16	5・15	5・7	5・2	4・30	4・23	4・18	4・16	4・11	4・9	4・4	41・4・2
〃	〃	〃	〃	〃	特	〃	〃	〃	整 高	〃	〃	〃	〃	〃	整 社
60	59	58	57	56	55	52	51	50	49	31	30	29	28	27	26
同 (教育財政、教員団体等) (田所特別委員長、整理委員を指名)	同 (教育財政等)	同 (同)	教育行政及び財政 (教育行政機構等)	社会教育関係六要綱案決定、「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申案」決定	社会教育 (青年学校、青少年団、成人教育、家庭教育、文化施設、各種学校 その他の事項審議)	同	興亜教育、各種学校、学校間の聯絡	同	興亜教育	「成人教育ニ関スル要綱案」決定	「社会教育一般ニ関スル要綱案」、「青少年団ニ関スル要綱案」決定	同	同	「文化指導ニ関スル要綱案」逐条審議	「家庭教育ニ関スル要綱案」逐条審議 「文化指導ニ関スル要綱案」逐条審議
					[特] 第十三輯			[整] 第十九輯							[整] 第十八輯

橋田邦彦 (第二次近衛内閣) (1940. 7. 22~1943. 4. 20)											文部大臣	
菊池豊三郎 (1940. 7. 29~1944. 7. 28)											文部次官	
7・25	7・23	7・18	7・16	7・11	7・9	7・4	7・2	6・27	6・25	6・20	'41・6・16	年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	総	種別
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	13	回数
同(恩給財団その他の事項に関する仮決議)											審議事項	
教育財政(私立中等学校恩給財団)												
地方教育行政 教育財政 地方教育行政に関する仮決議 町村の学務委員社会教育委員に関する仮決議 実業教育主事の職制に関する仮決議 教員優遇に関する仮決議												
同(体育局仮決議)												
同(宗教局及び督学制度に関する仮決議) (体育局関係)												
同(人事局・教員事務局仮決議) (図書局、宗教局関係)												
同(学術振興の主管機構に関する件仮決議) (水産・商船教育に関する行政機構拡充仮決議、人事局案)												
同(督学機構)												
同(社会教育局及び教学局に関する仮決議、督学機構)												
同(諮問機関設置に関する建議案、総務局案仮決議) (社会教育局の機構問題)												
中央教育行政(林博太郎を整理委員長に選出)												
田所特別委員長、経過報告並びに各要綱の重要説明 諮問第一号 「社会教育二関スル件」 「各種学校其ノ他ノ事項二関スル件」 答申可決 鈴木総裁、橋田文相、挨拶												
[整]第二十二輯												会議録
[整]第二十輯											[総]第八輯	

橋田 邦彦 (第二次近衛内閣) (1940. 7. 22~1943. 4. 20)					
菊池 豊三郎 (1940. 7. 29~1944. 7. 28)					
10 ・ 13	10 ・ 1	9 ・ 24	9 ・ 19	9 ・ 17	'41 ・ 9 ・ 12
総	特	〃	〃	〃	整行
14	61	15	14	13	12
田所特別委員長、経過報告並びに要綱の大意説明 諮問第一号 「教育行政及財政ニ関スル件」答申可決「国民学校教員ノ優遇並ニ師範学 校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議・諮詢機関設置ニ関スル建議・教育尊 重ニ関スル建議」可決 近衛首相代理、橋田文相、挨拶					
「教育行政及財政ニ関スル要綱案」並びに三建議案決定		「教育尊重ニ関スル建議案」外ニ建議案決定		秘密会	
[総]第八輯		[特]第十五輯		[整]第二十二輯	
「教育行政及財政ニ関スル要綱案」逐条審議、二建議案の審議					

九 総会における内閣総理大臣、総裁および文部大臣の挨拶

〔文部省教育調査部「教育審議会要覧」一九四二年二月発行〕

1 第一回総会（一九三七年十二月二十三日）

近衛内閣総理大臣挨拶

今般教育審議会が設置せらるるに当りまして、特に優渥なる上諭を賜りました。吾々は之を拝しまして洵に責任の重大なるを痛感し、感激恐懼に堪へぬ次第であります。

本日^{（ア）}茲に第一回総会が開会せられ、総裁並に委員各位と一堂に会して親しく所懐を披瀝するの機会を得ましたことは、私の欣幸とする所であります。

我が国現時の教育制度は、明治五年の学制制定に其の基礎を据え、教育に関する勅語の渙発に依つて大本定まり、其の後年と共に顕著なる発達を遂げたのでありまして、今日の我が国運の隆昌は此の教育の力に負ふ所甚大なるものがあります。

而して其の間朝野協力して鋭意教育の改善進歩に力を注ぎ、又屢々各種の調査会が設置せられ、其の時々に必要な調査研究が為されました。就中大正六年に設けられた臨時教育會議は極めて重要なものでありまして、幾多の須要なる事項を議定して多年の懸案を解決し、次いで文政審議会の設置を見たのでありますが、何れも我が国教育の拡充整備に大なる貢献を為したのであります。又思想問題の起るに際しては、教学刷新評議会が設置せられ、思想上の見地より適當なる議決が為されました。

然るに今や文物の著しき発達と時世の推移とは教育の内容及制度の全般に亙つて、根本的綜合的なる調査研究を為し、適切なる具体案を立てるの必要を生ぜしむるに至つたのであります。殊に現下我が国の当面せる重大時局、並に其の後に來るべき内外の情勢に想到する時、教育の刷新振作を図つて我が国將來の飛躍的發展に備へることは欠くべらざる事柄と存じます。是れ即ち今回教育審議会が設置せられ、官民一致して当面の問題の解決に努力することとなつた所以であると信ずるのであります。

翻つて現時の教育の実情を見るに、我が国教育の本義並に時運の趨向に照して解決を必要とする幾多の問題が横はつてをります。或は国體の本義を一層徹底せしむべき必要が唱へられ、或は国民大衆の教育の拡充を図るべき要求があり、其の他國民體位の向上、科学及産業教育振興の必要等種々の重要な問題が提出せられてをるのであります。更に負担の過重乃至画一化、形式化等の弊を矯めて、眞の人物を育成し、創造的實踐的性格を鍛鍊するの要望も亦切なるものがあるのであります。

乃ち今日大いに教育を刷新して國運並に國民生活の發展に資せんとすれば、是等諸般の問題に付、經濟、産業、國防を始め、宗教、芸術等凡ての文化活動と不離の關係に立ち、更に国内の情況と東洋乃至世界の情勢とに稽へ、広汎なる國策の見地より十分なる調査審議を為し、適切なる方策施設を樹立し実施するに非れば朝野の期待する成果を収めることは困

難であると思ふのであります。

凡そ教育は国家の基本的要務であつて總ての国家活動、国民生活及国民文化は皆其の基礎をここに置くのであります。所謂庶政の一新も教育の力に依るに非れば十全にして徹底したる効果を挙げることは至難でありまして、教育の刷新振興の意義は洵に重大なるものがあります。

冀くは各位に於かれましては慎重審議を重ねられ、上諭に示させられたる聖旨を奉体して時運の進展と學術、文化の発達に対応し、又現時の国家的須要に着眼して剴切なる方策の樹立に向つて御尽力あらんことを切望致す次第であります。之を以て御挨拶と致します。

荒井総裁挨拶

御挨拶を申します。只今内閣総理大臣より御挨拶のありました様な趣旨をもちまして教育審議会が設置せられ、私不肖の身を以て因らざる総裁の重職を汚すことと相成りまして、其の責任の重大なることを痛感致して居る次第であります。

今回本会の設置に当りまして特に優渥なる上諭を拝しましたことは洵に恐懼感激に堪へぬ次第であります。就きましては吾々本会に関係致しまする者は一段の緊張をもちまして、熱誠審議に当り、本会設置の趣旨達成に力めまして、以て聖旨に応へ奉らなければならぬことと存じます。簡単でありますすが之を以て御挨拶と致します。

木戸文部大臣挨拶

今般教育審議會が設置せらるるに当りまして、畏くも優渥なる上諭を賜りましたことは文教の重任に在りまする私と致しまして、誠に恐懼の至りに堪へない次第でございます。

先程総理大臣の御挨拶中に申述べられました通り、文物の進歩、内外の情勢の推移に伴ひまして、教育の刷新振作を図ることは、刻下重大なる時務であります。特に今回の時局に稽へ事変後の経営を致します点より考へましても、今や大いに為さねばならぬ肝要なる事項であります。此の時に際しまして教育の内容及制度の全面に亙る刷新振興の方策に就き有力なる各位の審議を煩はしますことは、實に我が国の教育史上意義深き企てであるのみでなく、国家の万般に亙る経綸上最も緊要なる事であると信ずるのであります。何れ後刻総理大臣よりの諮問が議せらるることと思ふのですが、私と致しましては出来得る限りの御協力を致し度く、或は諸種の説明に、又資料の提供に、努めて御審議の進展に資したいと考へて居る次第でございます。冀くは各位に於かれましては大いに御審議を尽されまして、本会をして有終の美あらしめられんことを切望する次第でございます。

注 關字の用い方に不統一があるが原文通りとし、あえて(ママ)を付さなかつた。

2 第九回總會(一九三八年七月十五日)

荒木文部大臣挨拶

荒木は適般文政の府に大命を拝しまして就任を致しましたが、菲才果して克く其の任に堪へるや否やを省みまして、洵

に恐懼致して居る次第であります。唯下僚の輔佐、同僚の援助、殊に皆様の御後援に依つて、其の万分の一の御奉公を尽したいと考へて居りますので、此の後共に宜しく御援助の程を御願ひ致して置きます。

時局柄国務の方面も非常に複雑を致して居りますので殊に省内の文政の問題に折々欠ける所がありますので、洵に恐縮を致して居りますが、是等の点に付きましてどうぞ十分御諒承下(マツ)きいまして、若し御氣付きの点がありましたならば、御遠慮なく御申付けを願ひたいと存じます。又偶々斯様な時期に遭遇致して居りまして、顧みますると文教の革新の声も四方に起り、事實是等の点に関して考慮せねばならぬ問題も多々あるやうでありますので、此の機会に於きまして、我が国の地位の世界大戦後の変更、殊に最近に於きまします我が国の躍進の状態、又国内の各種の難問題等をも考慮致しまして、将来の国運隆昌の上に、此の際改むべきは改め、進むべきは進みまして、我が国の今日の位置に副ふ如く文教の上(マツ)に付ても、十分の努力を致したいと考へて居りますので、是等の点は特に皆様の御援助を仰ぐことが多いと思ひますので、此の点も茲(マツ)に此の機会に於て御願を致して置く次第であります。

一々御挨拶に伺ふべきであります、略儀であります、が茲(マツ)に御挨拶を申上げ、特に意のある所を申上げまして、将来の御鞭撻と御援助を願ひたいと考へます。

3 第十一回総会（一九三九年九月十四日）

阿部内閣総理大臣挨拶

今回図らずも大命を拝しまして茲(マツ)に畏くも優渥なる上諭に基きまして設けられましたる教育審議会に罷り出ますこと

とは、私の光榮とする所であります。當審議会は一昨年十二月以来諮問事項たる教育の内容及び制度の刷新振興に關して慎重審議を御重ねになつて、既に幾多の重要な案件に付て中間答申を致されて居りますのであります。其の実情を深く承知致して居ります私と致しましては、一層感謝の念に堪へない次第であります。

御承知の如く現下我国は内外愈々重大なる時局に直面して居るのであります。此の難局を突破し、今後益々多事である事態を処理して行くことは非常な覚悟を國民総てが持たねばならぬことと存するのであります。之に依つて天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、国運の進展を図ることが、吾々に課せられたる任務であります。それに付けても益々國民それ自体の資質を向上し、克く其の任に堪へるを得しむるやうにすることが喫緊の仕事であると存するのであります。即ち教育の刷新振興も亦此の見地から徹せねばならぬと存するのであります。

私は重ねて従来の御骨折に対し深甚の敬意と謝意を表すると共に、今後とも目下御審議中の案件に引続き尚ほ残されたる幾多の事項に付ても各位の練達深厚なる御考究を期待しまして、国家の為に益々御尽瘁あらんことを此の機会に於て切に希望致す次第でございます。之を以て御挨拶に代へます。

河原田文部大臣挨拶

今回揃らずも大命を拝しまして文政の局に当ることと相成りました。本会の設置に付きまして教育の刷新振興に關して賜りましたる優渥なる上諭を拝承致しまして恐懼感激を新に致す次第でございます。

我国教学の大本は肇國に始まり、万世不磨たるべきものであります。之を顕現致しまして國本を無窮に培ふ為には、

常に教育をして教学の大本に則り、時代の国情文化に即応致しまして、克く健全有為なる国民育成の機能を發揮し、国運の發展に寄与しなければならぬと存じます。是れ本会が既往明治二十九年以来教育に關する調査審議会の設置が十指を数ふるものがありましたのにも拘らず、更に新に設けられまして、内閣の諮問に應じて教育の各方面に互つて刷新振興の方策を調査審議せられつつある所以と考へます。本会は既に諮問に対しまして中間の答申と致しまして教育上幾多の重要方策を提議せられて居ります。文部省に於きましては是が実施に關しまして実情に照し、前後緩急を考へまして十全の方途を考究し、或は既に実施を致し、或は銳意実施準備中にある次第でございます。尚ほ爾余の重要事項に付きましても本会の周到鍊達なる御調査、御審議を期待致しまして本会に協力を致し、皆様と共に精勵を致し、以て此の優渥なる 聖旨に對へ奉らんことを切望して已まざる次第でございます。

一言以て御挨拶と致します。

4 第十二回總會（一九四〇年九月十九日）

鈴木總裁挨拶

御承知の通り前總裁原嘉道君は先般枢密院議長に親任せられまして、本会の總裁を御退任になりました所、揣らずも私が其の後任と致しまして總裁を仰付けられまして重職を汚すことになりました。洵に其の責任は重大なることを痛感致す次第でございます。幸に各位の御同情と御援助に依りまして本職を完うすることに尽瘁致しまして、以て聖旨に應へ奉りたいと存じます。簡単ながら之を以て御挨拶と致します。

橋田文部大臣挨拶

先般揣らず大命を拝しまして文政の局に当ることと相成りましたのでございます。今後各位の忌憚なき御鞭撻、御指導を切に御願ひ申上げる次第でございます。以前本会の臨時委員としまして末席に列なつて居りました関係上、本会の御決議の意のある所は能く承知致して居るのでございます。其の実施に関しましては、御趣旨を尊重し、之が効果を挙げるやうに努力致したいと考へて居る次第でございます。改めて申すまでもございませぬが、我が国教育の大本は国体を明徴にし、皇国民として克く皇運を扶翼し奉り、国運負荷の責任に堪ふべき人物を錬成するにあるのでございます。而して克く此の目的を達成せんとする為には、文物の進展内外の情勢に適応して時の宜しきに従つて教育の内容及制度の刷新、振興を図る必要があるのでございます。是れ本会が殊に優渥なる御上諭を拝して設けられました教育の各方面に互つて刷新振興の方策を調査審議されて居る所以のものであります。本会委員の各位が如何に熱誠を以て事に當つて居らるるかは既に定評のある所でございまして、当局と致しましては大なる敬意と感謝とを表する次第でございます。本会は既に幾多の重要用件に付きまして御審議に相成つて居ります。文部省に於きましては慎重考究を致しまして、或は既に実施に着手し或は鋭意実施の準備を致して居るのでございます。前に申しました通り十分に其の効果を發揮して聖旨に応へ奉らんことを期して居る次第でございます。尚ほ現に御審議中の案件及残余の重要事項に付きましても周到なる御調査、御審議を御願ひ致したいと存ずる次第でございます。簡単ながら之を以て御挨拶と致します。

5 第十四回総会（一九四一年十月十三日）

近衛内閣総理大臣挨拶

本教育審議会は、本日（今日）を以て政府の諮問に対する審議を完了し、最終の答申及建議を決議せられたのであります。

抑も本会が、昭和十二年十二月優渥なる御上諭の下に成立致しまして以来、聖旨を奉戴せられ、政府の諮問に対し、五年の久しきに亙りて教育上の重大案件に付慎重審議を竭され、逐次答申及建議を致され、茲に審議の完了を見るに至りましたことは、国家の為慶賀致しますると同時に、各位の国家教育に対する御熱意に対しまして、満腔の敬意と感謝とを表する次第であります。

申すまでもなく、教育は国家経綸の大本でありまして、国家活動、国民生活及国民文化の基礎を成し、庶政の一新も畢竟其の力に因るものであります。況んや、現下帝国内外の情勢は寔に重大でありまして、国体の本義に則り国内諸態勢の整備強化を要すること極めて痛切なる際に於きましては、皇国の道を修むる教学の刷新振興に関する諸方策を実施して、克く其の効果を完う致しますことは、寔に喫緊の要務と存ずる次第であります。

茲に諮問に関する審議終了に際しまして、一言御挨拶を致します。

鈴木総裁挨拶

本日(今日)を以て、政府の諮問第一号に対する審議を終了致します。顧みますれば、昭和十二年十二月本教育審議會官制が公布せられ、吾等一同審議の命を拝し、政府より「我が国教育の内容及制度の刷新振興に關し実施すべき方策」に付諮問を受けて以來、茲(こゝ)に滿三年十一ヶ月に及び、其の間總會を開くこと十四回、主査委員會を開くこと特別委員會及整理委員會を通じて二百三十回に達する會議を重ねまして、慎重審議を行ひ、答申十七要綱、建議四件を政府に致しましたる次第であります。

答申及建議に係る事項は、何れも重要な教育問題でありまして、多年の懸案であつたものであります。本審議會は官制の上諭を以て、畏くも文物の進運及中外の情勢に鑑み国本を無窮に培はんが為教育の内容及制度の刷新振興を圖らしめ給はむとの寔に優渥なる 聖旨に依つて設けられたるものでありまして、時勢の要求に対応して、多年の懸案を解決し、我が国教育改善の綱要を決定し、以て 聖明に応へ奉るの重責を荷つたものであります。然る所幸して各般の重要問題に關する審議を完了し、茲(こゝ)に本日(今日)を以て其の議事を終了するの運びに至りましたことは国家の為寔に慶賀に堪(た)えぬ次第であります。其の克く此に至りましたことは、当局の諮問及協力の宜しきを得ると同時に、委員各位の国家教育に対する熱意と協同公正なる態度とに由るものでありまして、当局及委員各位に対し、深く敬意を表し感謝を致しまする次第であります。

本審議會の議決事項に付ては、既に実現を見たるものもありますが、概ね根本的にして広汎多岐に亙る幾多の重要案件でありますから、政府に於かれましては、宜しく牢固たる決意を以て、実施に關し、必要なる施策を講じて、克く我が国教育を刷新振興し、以て益々国本を不拔に培ひ、興国の氣運を作興し、皇基の振起に寄与せられんことを切望致して已ませぬ。本会の決議は固より之を当局に呈したるものではありまするが、各位は朝野各方面に於て重要な地位責任を有せられるのでありますから、本会決議の趣旨を貫徹実現することに力められんこと亦深く希望に堪えませぬ。

尚本会の職員として審議に励精せられたる、総裁荒井賢太郎、委員長与又郎、栗屋謙、浜田耕作、渡辺千冬、紀俊秀、上田貞次郎、三上参次、阿部重孝、山榎儀重等の諸氏が、中途に於て遠逝せられ、会議無事完了の欣栄を分つことの出来ないことを遺憾とし、今更追悼に耐へぬので御座います。

最後に私は総裁の重任を拜して、幸に大過なく会務を処理し得ましたことは、委員各位を始め本会に従事せられた諸君の懇篤なる御援助に因るものでありまして、衷心感謝する所であります。以上を以て本会議終了の御挨拶と致します。

橋田文部大臣挨拶

本教育審議会に於かれましては、優渥なる御上諭を奉戴せられ、五年の久しきに亙り、政府の諮問に応じて、教育の内容及制度の刷新振興に関する諸方策に付調査審議を遂げ、逐次答申及建議を致され、茲に審議の完了に至りましたことは、文政の重任を忝うする私と致しまして、誠に国家教育の為に慶賀すると同時に、各位に対して深甚なる敬意と感謝の意を表する次第であります。

我が国の教育は、御上諭に於て御示しになつた如く、文物の進運及中外の情勢に鑑みまして、大に刷新振興を要するものであります。特に現下内外の情勢愈々急迫を告げまして、各方面に人材の要望せらるること今日の如く切実なることではないのでありまして、教育に対する期待は頗る大なるものがあるのであります。

而して我国教育の要諦は、皇国の道に則り、教学を一体と致しまして、日本の道を具現する。心身一如の眞の日本人を錬成するにあるのでありまして、現下此の我が国教育の使命を強化徹底することが、第一の要義であると存するのであります。文教に職を奉ずる者と致しまして顧みて其の責任の愈々重且大なるを痛感致すのであります。此の際に於て本会の御

審議に依りまして、教育の刷新振興に關しまする有力なる方策及建議を得ましたことは、寔に意を強うする次第でありまして、茲(マツ)に久しきに亙る御労効に対し、重ねて感謝致し度いと存じます。

本日、本会の政府の諮問に対する審議を終了せらるるに際しまして、右御挨拶を致します。

注 第十四回總會における挨拶は、會議録のものと異なる表現や表記がかなりある。

6 教育審議会閉会に際しての鈴木總裁談話

本日は政府の諮問第一号に対する最後の答申(マツ)及建議を終りまして、茲(マツ)に教育審議会は一応その任務の全部を完了した次第であります。

顧みますれば昭和十二年十二月本審議会が設置せられるに際しましては畏くも優渥なる 上諭を賜はりまして、一同は恐懼感激只管 聖旨を奉戴致し今日まで殆ど満四箇年の長きに亙つて慎重審議を重ねて参つたのであります。その間に總會を開くこと十四回、特別委員会六十一回、整理委員会を開くこと実に百六十九回の多きに及んだのであります。

諮問事項は「我が国教育の内容及制度の刷新振興に關し実施すべき方策如何」といふ頗る広汎な問題でありますので審議の便宜上之を初等教育、中等教育、高等教育、社会教育並に教育行政及財政の五部門に分ち、各部門毎に其の成案を得次第逐次政府へ答申を致して来たのであります。而して答申事項中に於ては幸ひ朝野各位の御協力に依りまして既に青年学校の義務制、国民学校制度、青少年団の統合等が実現せられ、師範学校制度も近く実施に移されんとする状態でありまして、此の他各種の学校の増設、教育組織内容の整備せられたるものも少くないと聞いて居ります。

斯く新しい教育態勢の着々整備せられて参りますことは国家教育の為誠に御同慶に堪へない次第であります。

申す迄もなく教育は国本培養の根基でありまして国家非常の際と雖も一日も忽にすることは出来ないものであります。殊に今日の如き重大なる時局下にありますは、その故にこそ益々教育を重んじ国家の将来を托するに足るべき次代の国民の錬成を徹底強化しなくてはならないと存じます。本審議会に於きましては我が教学の本義に基き常に時運の進展と国策の向ふ所とに照らし尚各方面に於ける權威の意見等をも十分参酌致しまして極めて慎重公正なる態度を以て審議に當つて参つたのであります。

茲に審議を終るに際しまして、各方面よりの今日迄の御鞭撻と御協力とに深く感謝致しますと共に、此の上とも朝野官民協力一致されまして愈々教育尊重の風を興し教学刷新の実現に力められ現下我が国に課せられたる大使命の達成に邁進せられんことを切望して已まない次第であります。

注　本談話は総会における挨拶ではなく国民向けの談話であるが、便宜上この項に収めた。

第三部 国立公文書館所蔵教育審議会関係文書目録

注

一、本目録は、国立公文書館所蔵の教育審議会関係文書につき、「公文類聚」「公文雜纂」および「教育審議会書類綴」の二つの出典に即し、その現存形態にしたがつて調査・整理したものである。

二、「公文類聚」「公文雜纂」所収文書については、官制・議事規則・諮問・答申・建議等の基本的事項に関する文書を採りあげ、文書一件ごとに出典を*で示した。「教育審議会書類綴」については、全八十四冊の簿冊一覽のほか、簿冊番号一から四の四冊に限り、所収文書の全てを目録化した。

三、本目録の記述にあたっては、これを三段に分け、上段に標題を、中段に備考を、下段には形式を記した。但し、教育審議会書類綴の「簿冊一覽」だけは、備考・形式をまとめて全体を二段とした。

四、本目録では、文書一件ごとに整理番号を付した。内容が関連しており、かつ同時に用いられたことが明らか な文書はまとめて一件とし、①②…と枝番号を付した。「教育審議会書類綴」の場合、一つの簿冊に複数の文書群が合冊されそれぞれに表紙や目次が付されているものがあるが、この場合目次等を除き、通して整理番号を付した。なお「簿冊一覽」の番号は、もともと付けられていた簿冊番号を用いた。

五、原文書に標題が付されている場合はそのまま用い、編者が標題をつけた場合には「 」を付した。

六、備考欄の日付に関しては、書き込む形式で空欄のままの場合を「年月日空欄」とし、一切記載のない「年月日欠」と区別した。また年月日は西暦で略記することとし、例えば昭和十三年一月十五日は、'38・1・15と表記した。

七、「形式」欄では、次のような略号を用いた。

活Ⅱ活版、墨Ⅱ墨書、謄Ⅱ謄写印刷、タⅡタイプ印刷、夕謄Ⅱタイプ謄写印刷、ペⅡペン書き、鉛Ⅱ鉛筆書き、カⅡカーボン複写、罫Ⅱ罫紙、箋Ⅱ用箋、原Ⅱ原稿用紙、洋Ⅱタイプ用紙・ざら紙、文部Ⅱ文部省、政府Ⅱ大

日本帝国政府

例 文部箋Ⅱ文部省用箋、政府罫Ⅱ大日本帝国政府罫紙

右の略号以外のものについては、適宜略記した。

八、文書のサイズについては、原則として簿冊の縦×横をcmで表記したが（「簿冊一覧」）、個々の文書についてはそれと大きく異なる場合のみ掲げた。

九、頁数および枚数は、文書に頁の付されている場合はその頁数を、付されていない場合は枚数で表記した。また「全○頁」は、関連する文書全体に続けて頁が付されていることを表わす。

一 『公文類聚』『公文雜纂』所収文書

(標 題)

(備 考)

(形式)

1 ①〔教育審議會官制案起案ニ関スル通牒〕

閣甲三三三、'37・11・25 (11・25起案・決定・墨 内閣
施行)、内閣書記官長発 法制局長官宛 依 野 1枚
命通牒 首相花押

②教育審議會官制草案

勅令番号空欄

夕膳 洋
1枚

* 『公文類聚』第六十一編 昭和十二年 卷四 官職門二 官制二 内閣二止、文書番号二十二

2 ①〔教育審議會官制ヲ定ム〕

閣甲三三三、'37・12・1、首相以下大臣花押、墨 法制
欄外に「昭和十二年十二月七日裁可、昭和十 局 野 1
二年十二月十日号外公布」、済とあり 枚

②教育審議會官制

'37・12・10、勅令第七百一十一号

夕 内閣

3

③文教審議会官制

年月日および勅令番号は朱書

箋 3枚

'37・5・25、勅令第二百二十一号

官報切貼

欄外に「参照」とあり

内閣野

1枚

④昭和十二年度大蔵省所管追加予算

教育審議会職員の手当

夕 内閣

欄外に「参照」とあり

箋 1枚

* 『公文類聚』第六十二編 昭和十二年 卷四 官職門二 官制二 内閣二止、文書番号二十三

①「教育審議会議事規則ヲ定ム」

閣甲三四四、'37・12・20（12・16起案、12・17決定）、首相発（花押） 総裁宛通牒案、 野 1枚

年月日は朱書、欄外に☐とあり

夕 内閣

②教育審議会議事規則（案）

'37・12・16

夕 内閣

③教育審議会官制

'37・12・10、勅令第七百一十一号

夕 内閣

欄外に「参照」とあり

夕 内閣

④教育審議会議事規則（案）

「草案」を（案）と訂正、'37・12・13とある日付を16日と訂正、第三条に訂正あり、欄外に

夕 内閣

「印刷」と朱書

1枚

4 ①教育審議会へ諮問ノ件

②諮問

閣甲三四三、'37・12・20 (12・16起案、12・17決定)、首相発(花押) 總裁宛、諮問第一号説明中に一字訂正、欄外に函とあり
欄外に「印刷」と朱書、「秘」と朱印
夕 文部
箋 1枚

③諮問

欄外に鉛筆で「旧案」とあり、「秘」と朱印
夕 膳 洋
1枚

④教育審議会官制

'37・12・10、勅令第七百一十一号の裁可文・首相副書及び本文、欄外に「参照」とあり
夕 膳 洋
箋 1枚

* 『公文雜纂』昭和十二年 卷三ノ二止 内閣三ノ二止、文書番号八)

5 ①〔諮問第一号中、青年学校教育義務制実施ニ関スル答申ノ件〕

閣甲一九三、'38・7・19 (7・16起案、7・19決定)、首相以下大臣花押・印、内閣書記官長 野 2枚
夕 膳 洋
1枚
発 文部大臣・法制局長官宛通牒案、年月

6

② 青年学校教育義務制実施ニ関スル件

日は朱書、欄外に「済」とあり

'38・7・15、總裁原嘉道発（公印） 首相近 夕 内閣

衛文鷹宛、欄外に「閣甲一九三」と朱書 箋 1枚

答申本文 標題欠 活 4頁

③ 「青年学校教育義務制実施ニ関スル答申」

④ 男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱

文部省

活 冊子

⑤ 諮問第一号

活 1枚

⑥ 「青年学校教育義務制実施ニ付閣議請議書」

文部大臣木戸幸一発 首相近衛文鷹宛

夕 内閣

欄外に「参照」とあり

箋 2枚

⑦ 教育審議会官制

欄外に「参考」とあり

夕膳 洋

2枚

* 「公文雜纂」昭和十三年 卷二ノ四止 内閣二ノ四止、文書番号七」

① 「諮問第一号中、国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル答申ノ件」

'38・12・20（12・15起案、12・20供覧）、首相 墨 内閣

以下大臣花押、通牒案は首相発 文部大臣宛、野 2枚

年月日は朱書

② 国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申

'38・12・8、總裁原嘉道発（公印） 總理大 夕 内閣

臣近衛文鷹宛、欄外に「閣甲三七〇」と朱書 箋 1枚

③〔国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申〕

答申本文 標題欠

活 21頁

④諮問第一号

欄外に「参照」とあり

活 1枚

⑤教育審議会官制

欄外に「参考」とあり

夕膳 洋
2枚

*〔公文雑纂〕昭和十三年 卷二ノ四止 内閣二ノ四止、文書番号八

7
①〔国語ノ尊重整理ニ関スル建議ノ件〕

閣甲三七一、'38・12・20（12・15起案、12・墨 内閣

20供覧）、首相以下大臣花押、内閣書記官長 野 1枚

発 文部大臣宛回付案、年月日は朱書、欄外

に〔画〕とあり

②〔国語ノ尊重整理ニ関スル建議ノ件〕

'38・12・8、總裁原嘉道発（公印） 首相近 夕 内閣

衛文廬宛、欄外に「閣甲三七一」と朱書、〔画〕 箋 1枚

とあり

③教育審議会官制

欄外に「参考」とあり

夕膳 洋
2枚

*〔公文雑纂〕昭和十三年 卷二ノ四止 内閣二ノ四止、文書番号九

8

①〔諮問第一号中、中等教育ニ関スル要綱及高等学校ニ
関スル要綱答申ノ件〕

②中等教育ニ関スル件答申

③〔中等教育ニ関スル件答申〕

④昭和十四年九月十四日教育審議会第十一回總會ニ於ケ
ル諮問第一号中、中等学校ニ関スル要綱及高等学校ニ
関スル要綱ニ関スル田所特別委員長報告要領

⑤諮問第一号

⑥教育審議会官制及職員

閣甲一九九、'39・9・15（9・14起案、9・
墨 内閣

15決定）、首相以下大臣花押、首相発 文部 野 2枚

大臣宛通牒案、欄外に「済」とあり

'39・9・14、總裁原嘉道発（公印） 首相阿 夕 内閣

部信行宛、欄外に「閣甲一九九」と朱書 箋 1枚

答申本文 標題欠 活 25頁

表紙に「参考」と朱書 活 冊子

活 冊子 表紙・目 次付 本

文 34頁

欄外に「参考」とあり 活 1枚

職員欄に訂正あり 活 両面

1枚

*〔公文雜纂〕昭和十四年 卷三ノ二止 内閣三ノ二止、文書番号十七）

9

①〔高等教育ニ関スル件〕

40・9・24（9・20起案）、首相以下大臣花 墨 内閣
押、首相発 文部大臣宛通牒案、欄外に「済」と 野 1枚
あり

② 高等教育ニ関スル件答申

'40・9・19、總裁鈴木貫太郎発（公印） 首 夕 内閣

③ 「高等教育ニ関スル件答申」

相近衛文麿宛、欄外に「閣甲二九二」と朱書 箋 1枚
 答申本文 標題欠 活 24頁

④ 諮問第一号

⑤ 教育審議会官制及職員

職員欄に訂正あり

1枚

* 『公文雜纂』昭和十五年 卷三 内閣、文書番号十二

① 「諮問第一号中、社会教育ニ関スル件及各種学校其ノ

他ノ事項ニ関スル件答申ノ件」

閣甲二二一、'41・6・17（6・16起案、6・墨 内閣
 17決定）、首相以下大臣花押・印、首相発 文 野 2枚
 部大臣宛通牒案、年月日は朱書

② 「社会教育ニ関スル件答申」

'41・6・16、總裁鈴木貫太郎発（公印） 首 夕 内閣
 相近衛文麿宛、欄外に「閣甲二二一」と朱書 箋 1枚

③ 「社会教育ニ関スル件答申」

答申本文 標題欠 活 20頁

④ 「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申」

'41・6・16、總裁鈴木貫太郎発（公印） 首 夕 内閣
 相近衛文麿宛、欄外に「閣甲二二二」と朱書 箋 1枚

⑤ 「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申」

答申本文 標題欠 活 5頁

⑥ 諮問第一号

欄外に「参考」とあり 活 1枚

⑦教育審議会官制及職員

活 両面
1枚

* 『公文雜纂』昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号二)

11 ①〔諮問第一号中、教育行政及財政ニ関スル要綱答申ノ

件〕

閣甲三六五、41・10・14 (10・13起案、10・
14決定・施行)、首相以下大臣花押・印、首相 野 1枚
発 文部大臣・大蔵大臣宛通牒案、年月日は

朱書、欄外に^②とあり

②〔教育行政ニ関スル件答申〕

41・10・13、總裁鈴木貫太郎発 (公印) 首 夕 内閣

相近衛文麿宛 箋 1枚

③〔教育行政ニ関スル件答申〕

答申本文 標題欠 活 6頁

④諮問第一号

欄外に「参考」とあり

⑤教育審議会官制及職員

活 両面

* 『公文雜纂』昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号二)

1枚

①〔国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル件、諮詢機関設置ニ関スル件、教育尊重ニ関スル件ニ付建議〕

②国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議

③諮詢機関設置ニ関スル建議

④教育尊重ニ関スル建議

⑤教育尊重ニ関スル建議

⑥昭和十六年十月十三日教育審議会第十四回總會ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、教育行政及財政ニ関スル件並ニ建議ニ関スル件ニ関スル田所特別委員長報告要領

'41・10・14 (10・13起案、10・14決定・施行)、首相以下大臣花押・印、回付案一は内閣 野 2枚

閣書記官長発 文部大臣宛、回付案二は内閣書記官長発 法制局長官宛、欄外に「窗」とあり

'41・10・13、總裁鈴木貫太郎発(公印) 首 夕 内閣 箋 1枚

相近衛文磨宛 '41・10・13、總裁鈴木貫太郎発(公印) 首 夕 内閣 箋 1枚

相近衛文磨宛 '41・10・13、總裁鈴木貫太郎発(公印) 首 夕 内閣 箋 1枚

別紙(建議本文) 表紙に「参考」とあり 活 冊子 活 3頁 表紙・目次付 本

文19頁

*〔公文雜纂〕昭和十六年 卷五 内閣五、文書番号三〕

13 ①〔教育審議会官制廃止ノ件ニ付起案上申〕

閣甲一八八、42・5・2（5・4裁可、5・9公布）、首相以下大臣花押・印、欄外に「済」とあり 野 1枚 墨 法制

②〔勅令第四百八十九号（案）〕

42・5・8（公布5・9付官報） 夕 洋 1枚

③教育審議会官制

「参照」とあり

官報切貼

内閣野

1枚

④委員会整理

40・9・19、閣議決定

夕 箋 1枚

⑤〔教育審議会概要〕

年月日欠

夕 文部 1枚

⑥諮詢機関設置ニ関スル建議

41・10・13、總裁鈴木貫太郎発 首相近衛文 活 洋紙 1枚 曆宛

* 〔「公文類聚」第六十六編 昭和十七年 卷六ノ一 官職門二 官制二 内閣二、文書番号七〕

14 教育審議会廃止ニ関シ同会總裁宛感謝状送付ノ件

42・5・23

* 〔「公文雜纂」昭和十七年 卷十三 内閣、文書番号六、但し欠卷〕

二 教育審議会書類綴

1 簿冊一覽

(簿冊番号) (表 紙 標 題)

(形 式)

一 答申及建議関係書類 教育審議会

表紙(26・3×18・5 cm、鉛、「教育審議会」はゴム印、左上隅に「一」と朱書)

本文196枚

二 特別委員、整理委員の指名及手当支給関係書類
教育審議会

表紙(26・8×18・8、鉛、「教育審議会」はゴム印、左上隅に「二」と朱書)

本文17枚

三 会議開催通知及職員出席調綴 教育審議会

表紙(26・7×18・0、鉛、「教育審議会」はゴム印、左上隅に「三」と朱書)

四 陳情、請願及職員異動通知等綴 教育審議会

本文142枚

表紙(26・7×18・8、鉛、「教育審議会」はゴム

印、左上隅に「四」と朱書)

本文193枚、冊子一冊(87頁)

表紙(26・6×19・5、墨)

五 教育審議会議事速記録(第一回總會)

内閣

『教育審議会總會議事録第一輯』(活、冊子、21・
0×14・7)

教育調査部審議課船越源一発 内閣記録課山谷貞

一宛文書(へ、野1枚)

速記録(へ、内閣野、内表紙1枚、本文91枚)

表紙(25・8×17・8、墨)

六 教育審議会議事速記録(第二回總會)

速記録(へ、内閣野、内表紙1枚、本文312枚)

表紙(25・5×17・8、墨)

七 教育審議会議事速記録(第三回總會)

速記録(へ、内閣野、内表紙1枚、本文230枚)

表紙(25・5×17・8、墨)

八 教育審議会議事速記録(第四回總會)

速記録(へ、内閣野、内表紙1枚、本文247枚)

表紙(25・7×18・5、墨)

九 教育審議会議事速記録(第五回)

内閣

速記録(へ、内閣野、内表紙1枚、本文346枚)

十 教育審議会議事速記録(第六回)

内閣

表紙(26・0×18・3、墨)

速記録(ペ、内閣野、内表紙1枚、本文228枚)

十一 教育審議会議事速記録(第七回)

内閣

表紙(25・5×18・0、墨)

速記録(ペ、内閣野、本文260枚)

十二 教育審議会議事速記録(第八回)

内閣

表紙(25・5×18・0、墨)

速記録(ペ、内閣野、内表紙1枚、本文397枚)

十三 第九回教育審議会總會議事速記録

内閣

表紙(26・6×19・5、墨)

速記録(ペ、原、内表紙1枚、本文166枚)

*「青年学校義務制実施ニ関スル件答申」(活・

洋2枚+4頁)を含む

十三ノ二 [第十回教育審議会總會議事速記録]

欠巻

十三ノ三 [第十一回教育審議会總會議事速記録]

欠巻

教育審議会諮問第一号總會(第十二回)會議録

表紙(25・8×18・3、墨)

十四 高等教育

速記録(ペ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔政府野〕3枚、本文166枚)

*「高等教育ニ関スル件答申」(活・洋、24頁)を含む

付録(1枚〔ペ、政府野〕、3枚〔夕贖、洋〕)

十五

〔第十三回総会議事速記録〕

表紙 (25・8×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、出席表〔文部原〕6枚、本

文147枚)

*「社会教育ニ関スル件答申」(活・洋28頁)を

含む

表紙 (25・8×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、出席表〔文部原〕7枚、本

文151枚)

*「教育行政及財政ニ関スル件答申」(活・洋15

頁)を含む

付録 (2枚〔夕膳・洋〕、1枚〔内閣野〕)

表紙 (25・5×17・8、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、本文224枚)

表紙 (25・5×17・8、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、本文314枚)

表紙 (25・5×17・8、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、本文256枚)

表紙 (25・5×17・8、墨)

十六

〔第十四回総会議事速記録〕

十七

教育審議会諮問第一号特別委員会議事速記録 (第二

回) 内閣

教育審議会諮問第一号特別委員会議事速記録 (第三

回) 内閣

教育審議会諮問第一号特別委員会議事速記録 (第四

回) 内閣

昭和十三年教育審議会諮問第一号特別委員会議事速

二十

十九

十八

- 記録 第五回 内閣 速記録（へ、内閣野、本文26枚）
 二十一 昭和十三年教育審議会諮問第一号特別委員会議事速
 記録 第六回 内閣 表紙（25・5×19・0、墨）
 速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、本文24枚）
 二十二 昭和十三年教育審議会諮問第一号特別委員會議事速
 記録（第七回） 内閣 表紙（25・5×17・7、墨）
 速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、本文36枚）
 二十三 昭和十三年教育審議会諮問第一号特別委員會議事速
 記録 第八回 内閣 表紙（25・5×17・7、墨）
 速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、本文36枚）
 二十四 教育審議会諮問第一号特別委員會議事速記録 第九
 回 内閣 表紙（25・5×19・2、墨）
 速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、本文52枚）
 二十五 教育審議会諮問第一号特別委員會議事速記録（第十
 回） 内閣 表紙（25・7×18・3、墨）
 速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、本文29枚）
 二十六 教育審議会諮問第一号特別委員會議事速記録（第十
 一回） 内閣 表紙（25・5×19・0、墨）
 速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、本文25枚）
 二十七 教育審議会諮問第一号特別委員會議事速記録（第十
 二回） 内閣 表紙（27・0×19・3、墨）
 速記録（へ、原、内表紙1枚、本文26枚）
 二十八 教育審議会諮問第一号特別委員會議事速記録（第十
 三回） 内閣 表紙（27・2×19・3、墨）
 速記録（へ、原、内表紙1枚、本文25枚）
 二十九 教育審議会諮問第一号特別委員會議事速記録（第十
 四回） 内閣 表紙（25・7×18・3、墨）

- 三十 四回) 内閣
教育審議会諮問第一号特別委員会議事速記録(第十
五回) 内閣
教育審議会諮問第一号特別委員会議事速記録(第十
六回) 内閣
教育審議会諮問第一号特別委員会議事速記録(第十
七回) 内閣
教育審議会諮問第一号第三十五回特別委員会議事録
(中等教育)
- 三十三
教育審議会諮問第一号特別委員会議事録(第卅八回)
教育審議会諮問第一号第四十回特別委員会議事録
教育審議会諮問第一号第五十一回特別委員会議事録
- 速記録(べ、内閣野、内表紙2枚、本文390枚)
表紙(27・0×19・7、墨)
速記録(べ、原、本文25枚)
表紙(27・0×19・6、墨)
速記録(べ、原、内表紙1枚、本文28枚)
表紙(26・8×19・6、墨)
速記録(べ、原、内表紙1枚、本文24枚)
速記録(べ、原、本文44枚)
*「中等学校入学者選抜方法改善案」(標題なし、
夕膳・洋、2枚)を含む
表紙(26・8×19・4、墨)
速記録(べ、原、内表紙1枚、出席表〔文部野〕
1枚、本文20枚)
表紙(26・8×19・4、墨)
速記録(べ、原、内表紙1枚、出席表〔文部野〕
1枚、本文26枚)
表紙(25・6×18・2、墨)
- 三十六

社会教育

三十七

教育審議会諮問第一号第五十三回特別委員会会議録

社会教育

三十八

〔第五十五回特別委員会議事速記録〕

*鉛筆で「特55」と書込あり

*本来この次に第七十六番が来る

三十九

〔第五十七回特別委員会議事速記録〕

四十

〔第五十八回特別委員会議事速記録〕

四十一

〔第五十九回特別委員会議事速記録〕

速記録（べ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部原〕3枚、本文198枚）

表紙（25・7×18・2、墨）

速記録（べ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部原〕4枚、本文290枚）

表紙（25・8×18・4、墨）

速記録（べ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部原〕4枚、本文212枚）

*「社会教育ニ関スル答申案」（活・洋20頁）、

「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申」

（活・洋5頁）を含む

表紙（25・8×18・5、墨）

速記録（べ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部原〕4枚、本文20枚）

表紙（25・8×18・5、墨）

速記録（べ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部原〕3枚、本文398枚）

表紙（25・8×18・5、墨）

四十二 [第六十回特別委員会議事速記録]
 速記録(ペ、内閣野、出席表〔文部原〕4枚、本
 文232枚)
 表紙(25・8×18・5、墨)
 速記録(ペ、内閣野、出席表〔文部原〕3枚、本
 文168枚)

四十三 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会議事速

記録(第二回) 内閣

表紙(26・4×19・3、墨)

速記録(ペ、原、内表紙1枚、本文233枚)

四十四 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会議事速

記録(第三回) 内閣

表紙(26・7×19・4、墨)

速記録(ペ、原、内表紙1枚、本文325枚)

四十五 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会議事速

記録(第四回) 内閣

表紙(27・0×19・4、墨)

速記録(ペ、原、内表紙1枚、本文262枚)

四十六 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会議事速

(第五回ノ一) 内閣

表紙(26・5×19・4、墨)

速記録(ペ、原、内表紙2枚、本文185枚)

四十七 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会議事速

記録(第五回ノ二) 内閣

表紙(27・0×19・4、墨)

速記録(ペ、原、内表紙2枚、本文154枚)

四十八 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会議事速

記録(第六回) 内閣

表紙(26・7×19・5、墨)

速記録(ペ、原、内表紙1枚、本文120枚)

四十九 教育審議会諮問第一号特別委員会第二回整理委員会

表紙(26・9×19・3、墨)

議事録（中等教育）

速記録（ペ、原、内表紙1枚、本文255枚）

五十

教育審議会諮問第一号特別委員会第二十四回整理委員會議事速記録（中等教育）

表紙（27・0×19・5、墨）
速記録（ペ、原、内表紙2枚、本文298枚）

五十一

教育審議会諮問第一号特別委員会第三十六回整理委員會議事録（中等教育）

表紙（27・0×19・5、墨）
速記録（ペ、原、内表紙1枚、出席表〔文部野〕1枚、本文348枚）

五十二

教育審議会諮問第一号特別委員会第三十七回整理委員會議事録（中等教育）

表紙（26・9×19・5、墨）
速記録（ペ、原、内表紙1枚、出席表〔文部野〕1枚、本文206枚）

五十三

教育審議会諮問第一号特別委員会第一回整理委員會議事録

表紙（26・8×19・4、墨）
速記録（ペ、原、内表紙1枚、出席表〔政府野〕1枚、本文2枚）

五十四

教育審議会諮問第一号特別委員会第三回整理委員會議事録（高等教育及学位）

表紙（26・7×19・3、墨）
速記録（ペ、原、内表紙1枚、出席表〔政府野〕1枚、本文23枚）

五十五

教育審議会諮問第一号特別委員会第十六回整理委員會議事録（高等教育）

表紙（26・7×19・3、墨）
速記録（ペ、内表紙〔原〕1枚、出席表〔文部野〕1枚、本文315枚〔原145、内閣野170〕）

五十六

教育審議会諮問第一号特別委員会第十七回整理委員
会議事録

表紙 (26・8×19・3、墨)

速記録 (へ、原、内表紙1枚、出席表〔文部野〕
1枚、本文12枚)

五十七

〔第十八回整理委員会議事速記録〕

表紙 (26・7×19・5、墨、厚紙表紙欠落)

速記録 (へ、原、内表紙1枚、出席表〔政府野〕
2枚、本文24枚)

五十八

教育審議会諮問第一号特別委員会第十九回整理委員
会議事録 (高等教育)

表紙 (26・7×19・4、墨)

速記録 (へ、内表紙〔原〕1枚、出席表〔政府
野〕2枚、本文34枚〔原143、内閣野203〕
付録 (2枚〔文部野〕)

五十九

教育審議会諮問第一号特別委員会第二十一回整理委
員会議事録 (高等教育)

表紙 (25・8×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部
野〕1枚、本文76枚)

六十

教育審議会諮問第一号特別委員会第二十八回整理委
員会議事録 (高等教育)

表紙 (25・8×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔政府
野〕2枚、本文25枚)

六十一

教育審議会諮問第一号特別委員会第二十九回整理委
員会議事録 (高等教育)

表紙 (25・8×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔政府

六十二

教育審議会諮問第一号特別委員会第三十五回整理委員
員会会議録（高等教育）

野）2枚、本文28枚）

表紙（26・0×18・3、墨）

速記録（べ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

野）1枚、本文38枚）

表紙（25・8×18・3、墨）

速記録（べ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

野）1枚、本文20枚）

表紙（25・8×18・3、墨）

速記録（べ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

野）1枚、本文28枚）

*「中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員

ノ養成及検定ニ関スル要綱案」（夕膳・洋8頁）

を含む

表紙（26・7×19・3、墨）

速記録（べ、内表紙〔原）1枚、出席表〔文部

野）1枚、本文20枚〔原91、内閣野18〕）

表紙（25・7×18・3、墨）

速記録（べ、出席表〔文部原）1枚、本文〔内閣

六十三

教育審議会諮問第一号特別委員会第三十八回整理委員
員会会議録（高等教育）

六十四

教育審議会諮問第一号特別委員会第三十九回整理委員
員会会議録（高等教育）

六十五

教育審議会諮問第一号特別委員会第四十回整理委員
会会議録（高等教育）

六十六

教育審議会諮問第一号特別委員会第四十二回整理委員
員会会議録 雑件・各種学校

六十七

教育審議会諮問第一号特別委員会第四十四回整理委員会議録 雑件・各種学校

野) 138枚)

表紙 (25・8×18・3、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原) 3枚、本文184枚)

六十八

教育審議会諮問第一号特別委員会第四十五回整理委員会議録 (雑件・学校間ノ連絡)

表紙 (25・9×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原) 4枚、本文203枚)

六十九

教育審議会諮問第一号特別委員会第四十六回整理委員会議録 雑件・学校間ノ連絡

表紙 (25・8×18・3、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原) 3枚、本文267枚)

七十

〔第四十九回整理委員会 (高等教育) 議事速記録〕

表紙 (25・7×18・3、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原) 3枚、本文200枚)

七十一

〔第五十回整理委員会 (高等教育) 議事速記録〕

表紙 (25・7×18・3、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原) 3枚、本文201枚)

七十二

〔第五十一回整理委員会 (高等教育) 議事速記録〕

表紙 (25・7×18・4、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

*鉛筆で「高等教育51」と書込あり

七十三

〔第五十二回整理委員会（高等教育）議事速記録〕

*鉛筆で「高等教育52」と書込あり

原）2枚、本文44枚

*「学校教育ニ関スル雜件答申案」（夕膳・洋1枚）を含む

表紙（25・8×18・2、墨）

速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部原〕3枚、本文301枚）

*「興亜教育ニ関スル事項、外地教育ニ関スル事項」（夕膳・洋2枚）を含む

付録（1枚〔政府野〕）

表紙（26・0×18・3、墨）

速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部原〕3枚、本文21枚）

表紙（25・8×18・4、墨）

速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部原〕3枚、本文24枚）

*「社会教育ニ関スル件答申」（夕膳・洋9枚）を含む

付録（3枚〔政府野〕）

七十四

〔第十七回整理委員会（社会教育）議事速記録〕

*鉛筆で「整17の2」と書込あり

七十五

〔第三十一回整理委員会（社会教育）議事速記録〕

七十六

〔第五十六回特別委員会議事速記録〕

* 本来第三十八番文書の次に来るもの

表紙 (25・7×18・4、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙2枚、出席表〔文部

原〕4枚、本文59枚)

七十七

〔第一回整理委員会(教育行財政)議事速記録〕

* 鉛筆で「整20の1」と書込あり

表紙 (25・7×18・4、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原〕3枚、本文39枚)

七十八

〔第二回整理委員会(教育行財政)議事速記録〕

* 鉛筆で「整20の2」と書込あり

表紙 (25・8×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原〕2枚、本文14枚)

七十九

〔第四回整理委員会(教育行財政)議事速記録〕

* 鉛筆で「整20の4」と書込あり

表紙 (25・8×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原〕2枚、本文18枚)

八十

〔第五回整理委員会(教育行財政)議事速記録〕

* 鉛筆で「整20の5」と書込あり

表紙 (25・8×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原〕3枚、本文59枚)

八十一

〔第七回整理委員会(教育行財政)議事速記録〕

* 鉛筆で「整20の7、8」と書込あり

表紙 (25・8×18・5、墨)

速記録 (へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部

原〕3枚、本文34枚)

〔第八回整理委員会（教育行財政）議事速記録〕

表紙（25・8×18・5、墨）

速記録（へ、内閣野、内表紙1枚、出席表〔文部原〕2枚、本文9枚）

*第七回、第八回の二回分が合冊

付録（2枚〔政府野〕）

八十二

〔速記録印刷物一〜四十四〕

欠巻

八十三

〔教育審議会要覧〕

欠巻

八十四

〔参考印刷物〕

教育審議会

表紙（25・8×18・4、「教育審議会」はゴム印、裏表紙に「山谷」と墨書）

内表紙（へ・政府野）1枚、目次（夕・内閣箋）

2枚

活・8冊子（計503頁）

謄・12文書（計31枚）

2 第一簿冊 答申及建議関係書類

（標

題）

（備

考）

（形式

答申及建議関係書類

教育審議会

内表紙

へ 政府

目次

1 教育審議会官制及職員

教育審議会官制（'37・12・10、勅令七一）、
教育審議会議事規則（'37・12・20決定）、教育
審議会職員（'37・12・10現在）
活、1枚
箋 1枚
両面印刷
（26×68・

2 教育審議会職員（昭和十六年十月十三日諮問第一号答

41・10・13時点での職員表

申終了）

ペ 政府
野 5枚

3 ①〔議事規則制定ノ件通牒〕

内閣閣甲三四四、'37・12・20、首相近衛文麿
発（公印） 總裁荒井賢太郎宛、總裁・幹事
長・幹事印、欄外に「供覧」とあり
箋 1枚

②教育審議会議事規則

全14条

夕 内閣
箋 2枚

4 ①〔諮問第一号ノ件〕

内閣閣甲三四三、'37・12・20、首相発（公印）
總裁宛、總裁・幹事長・幹事印、欄外に「供
覧」とあり
夕 内閣
箋 1枚

②諮問第一号

「説明」付き

活 1枚

5 ① 答申案 青年学校教育義務制実施ニ関スル件

38・7・15 (朱べ)、總裁発(花押) 首相宛

野 1枚
タ 内閣

② (答申 青年学校教育義務制実施ニ関スル件)

前文+本文全11項、欄外に「別紙」とあり

活 4頁

③ 男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱 文

全20項 別表一〜五

活 表紙
付 17頁

部省

6 ① 答申案 国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申

38・12・8 (朱鉛)、總裁発(花押) 首相宛

野 1枚
タ 内閣

② (国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申)

○ 前文

○ 国民学校ニ関スル要綱(全18項+初等国民

学校教科 高等国民学校教科)

○ 師範学校ニ関スル要綱(全23項+師範学校

教科)

○ 幼稚園ニ関スル要綱(全4項)

39・9・14 (朱鉛)、總裁発(花押) 首相宛

野 1枚
タ 内閣

7 ① 答申案 中等教育ニ関スル件答申

② (中等教育ニ関スル件答申)

○ 前文

○ 中等学校ニ関スル要綱(全27項 中学校教

科 実業学校教科 女子中学校教科)

活 全25
頁

8

③昭和十四年九月十四日教育審議会第十一回總會ニ於ケル諮問第一号中、中等学校ニ関スル要綱及高等学校ニ関スル要綱ニ関スル田所特別委員長報告要領

①高等教育ニ関スル件答申

②〔高等教育ニ関スル件答申〕

③昭和十五年九月十九日教育審議会第十二回總會ニ於ケル諮問第一号中、大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱ニ関スル田所特別委員長報告要領

○高等学校ニ関スル要綱(全17項 高等学校教科)

40・9・19(朱べ)、總裁発(花押) 首相宛

○前文

○大学ニ関スル要綱(全25項)

○専門学校ニ関スル要綱(全28項)

○中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱(全20項)

欄外に「別紙」と墨書

活表紙

・目次付

本文34頁

野 1枚

活 全24

頁

活表紙

・目次付

本文50頁

①〔社会教育ニ関スル件答申〕

②〔社会教育ニ関スル件答申〕

41・6・16 (朱鉛)、總裁発 (花押) 首相宛

夕 内閣
野 1枚

○前文

○社会教育一般ニ関スル要綱 (全11項)

○青年学校ニ関スル要綱 (全6項)

○青少年団ニ関スル要綱 (全12項)

○成人教育ニ関スル要綱 (全7項)

○家庭教育ニ関スル要綱 (全5項)

○文化施設ニ関スル要綱 (全29項)

活 全20
頁

③昭和十六年六月十六日教育審議会第十三回總會ニ於ケ

ル諮問第一号ニ関スル答申中、社会教育ニ関スル件及
ビ各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件ニ関スル田所特別
委員長報告要領 (一)

活 表紙
・目次付
本文37頁

(一部重
複)

①〔各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申〕

②〔各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申〕

41・6・16 (朱鉛)、總裁発 (花押) 首相宛

夕 内閣
野 1枚

○前文

○各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申 (各

活 全5

12

①〔国語ニ関スル建議〕

要領

③昭和十六年十月十三日教育審議会第十四回總會ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、教育行政及財政ニ関スル件並ニ建議ニ関スル件ニ関スル田所特別委員長報告

'38・12・8 (朱鉛)、總裁発 (花押)

首相宛

夕 内閣
野 1枚

11

①〔教育行政及財政ニ関スル要綱及答申〕

委員長報告要領 (二)

③昭和十六年六月十六日教育審議会第十三回總會ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、社会教育ニ関スル件及ビ各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件ニ関スル田所特別

種学校ニ関スル事項、私立学校ニ関スル事項、学校間ノ聯絡ニ関スル事項、興亜教育ニ関スル事項)

頁

'41・10・13 (朱ペ)、總裁発 (花押)

首相宛

夕 内閣
野 1枚
活 全6

○前文

○教育行政及財政ニ関スル要綱 (行政ニ関スル事項、財政ニ関スル事項)

頁

活 表紙
・目次付
本文 19頁

②〔国語ニ関スル建議案提出書〕

'38・12・8、提出者野村益三他四名、賛成者六名、總裁原嘉道宛、欄外に写とあり、鉛筆一枚

で「原本ハ文部省ニ於テ保管ス」とあり

③〔国語ニ関スル建議案〕

'38・12（日付空欄）、總裁発 首相宛、一字ペン修正（「緊急」↓「緊要」） 一枚

13 国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施

ニ関スル建議

'41・10・13（朱ペ）、總裁発（花押） 首相宛 夕内閣一枚

14 諮問機関設置ニ関スル建議

'41・10・13（朱ペ）、總裁発（花押） 首相宛 夕内閣一枚

15 ①教育尊重ニ関スル建議

'41・10・13（朱ペ）、總裁発（花押） 首相宛 野一枚

②教育尊重ニ関スル建議

一字ペン修正（第三項中、「疆」↓「疆」） 活3頁

16 11の③と同じ

3 第二簿冊 特別委員、整理委員ノ指名及手当支給関係書類

教育審議会書類綴 (二)

目次

物品会計官吏任命並特別委員及整理委員指名関係書類

内表紙

教育審議会

目次

1 [物品会計官吏任命ノ件]

'37・12・10 (朱ペ)、教育審議会幹事発 内閣

官房会計課長宛通知案ノ教育審議会書記佐藤

嘉右衛門宛通知

2 [斯波貞吉ヲ委員ニ任命方ノ件]

'38・1・25、文部次官伊東延吉発 (公印) 内

閣書記官長風見章宛

* 山榊儀重死去による後任人事、欄外に書き

込みあり

3 [特別委員長及特別委員指名ニ関シ通知ノ件]

'38・4・14 (朱ペ)、幹事長発 各委員・臨時

委員・幹事及書記宛通知

ペ	政府
野	1枚
ペ	政府
野	1枚
夕	内閣
野	1枚
ペ	内閣
野	1枚
夕	文部
野	1枚
ペ	内閣
野	3枚

4

〔特別委員会整理委員長及同委員指名ニ関シ通知ノ件〕

*特別委員30名、委員長田所美治

'38・6・18（朱ペ）、幹事長発 各委員・幹事及書記宛通知案

ペ 内閣
2枚

5

①〔特別委員会整理委員長及同委員指名ニ関シ通知ノ件〕

項)

'38・12（日付空欄）、幹事長発 各委員・臨時委員・幹事及書記宛通知案

ペ 内閣
2枚

②通知

*整理委員11名、委員長林博太郎（中等教育ニ関スル事項）

'38・12・26、幹事長発通知、①と同文

夕 膳 洋
1枚

6

①〔委員佐藤寛次ヲ特別委員ニ指名ノ件〕

'39・4・8（朱ペ）

夕 内閣
1枚

②〔委員佐藤寛次ヲ特別委員ニ指名ノ件ニ関シ通知ノ件〕

'39・4・8（朱ペ）、通知案（一）幹事長発 委員佐藤宛ノ案（二）幹事長発 總裁・委員・臨時委員・幹事・書記宛

夕 内閣
1枚

7

①〔特別委員佐藤寛次ヲ整理委員ニ指名ノ件〕

'39・4・8（朱ペ）

夕 内閣

11 〔特別委員会整理委員長及同委員指名ニ関シ通知ノ件〕

事・書記宛

件〕

39・11・10、幹事長発 各委員・幹事・書記
宛
*整理委員15名 委員長林博太郎（高等教育
及学位制度ニ関スル事項）
40・10・1施行（40・9起案、日付空欄）
ペ 内閣
野 1枚
2枚

12 ①〔委員松浦鎮次郎、永田秀次郎、伊東延吉、二荒芳徳ヲ特別委員ニ指名ノ件〕

件〕

年月日空欄、通知案(一)幹事長発 松浦・永
田・伊東・二荒宛/案(二)幹事長発 各委員・
幹事・書記宛
40・10・19（40・10起案、日付空欄）、幹事長
発 委員・幹事・書記宛
野 2枚

②〔委員松浦鎮次郎、永田秀次郎、伊東延吉、二荒芳徳ヲ特別委員ニ指名ノ件ニ関シ通知ノ件〕

41・4（日付空欄）、幹事長発 委員・幹事・
書記宛、欄外に書き込みあり
*高等教育及学位制度ニ関スル事項
41・6・14（朱鉛）、通知案(一)幹事長発 関
夕 内閣

13 〔特別委員会整理委員長及同委員指名ニ関シ通知ノ件〕

件〕

41・4（日付空欄）、幹事長発 委員・幹事・
書記宛、欄外に書き込みあり
*高等教育及学位制度ニ関スル事項
41・6・14（朱鉛）、通知案(一)幹事長発 関
夕 内閣

14 〔委員松浦鎮次郎、佐々井信太郎ヲ整理委員ニ指名ノ件〕

件〕

41・4（日付空欄）、幹事長発 委員・幹事・
書記宛、欄外に書き込みあり
*高等教育及学位制度ニ関スル事項
41・6・14（朱鉛）、通知案(一)幹事長発 関
夕 内閣

15 〔委員関屋竜吉、伊東延吉ヲ特別委員ニ指名ノ件ニ関

41・6・14（朱鉛）、通知案(一)幹事長発 関
夕 内閣

シ通知ノ件)

16 [特別委員会整理委員指名ニ関シ通知ノ件]

屋・伊東宛/案(二)幹事長発 委員・幹事・書 野 2枚
記宛

'41・6・17 (朱鉛)、幹事長発 委員・幹事・書 野 2枚
書記宛

*整理委員15名 委員長林博太郎 (教育行政
並ニ財政ニ関スル事項)

賞与及手当関係書類 教育審議会

内表紙 野 1枚 政府

目次

17 ① (總裁荒井賢太郎手当ノ件)

内閣閣一四五、年月日欠、1・29発令 (文書 夕 内閣
②より判明)、欄外に写とあり 箋 1枚

*荒井危篤のため

② (總裁荒井賢太郎手当ノ件)

'38・2・1 (朱ペ)、幹事発 内閣官房会計課 野 1枚
長宛 野 1枚

18 ① 昭和十二年度末賞与支給ノ件

'38・3・26 (朱ペ)、'38・3起案、日付空欄)、 野 1枚
總裁発 首相宛 野 1枚

② (昭和十二年度末賞与支給額一覽)

野 1枚 内閣

③〔昭和十二年度末賞与支給配分一覽〕

④〔昭和十二年度末賞与支給額一覽〕

⑤〔昭和十二年度末賞与文部省関係者支給額一覽〕

19 ①〔書記官坂井弥六（文部属）手当ノ件〕

②死亡届

③〔書記官坂井弥六（文部属）手当ノ件〕

④〔書記官坂井弥六（文部属）手当ノ件〕

20 ①〔昭和十三年年末賞与支給ノ件稟申〕

野 7枚

鉛 紙片

1枚 内

閣野貼付

へ 内閣

野 7枚

文部 野

・原 各

1枚

へ 内閣

野 1枚

墨 1枚

夕 内閣

箋 2枚

へ 内閣

野 1枚

夕 内閣

野 1枚

'38・9・14（9・12死亡）

'38・9・15、幹事中根秀雄発 総裁宛

内閣閣一二九九、'38・9・15決定（9・16施行）

'38・9・17（朱へ）、幹事発 内閣官房会計課

長宛

'38・12・8（12・10施行）、総裁発 首相宛

21

②〔昭和十三年年末賞与支給額一覽及説明〕

③〔昭和十三年年末賞与支給額一覽〕

④〔昭和十三年年末賞与文部省関係者支給額一覽〕

⑤〔昭和十三年年末賞与支給ノ件〕

①〔昭和十四年年末賞与支給ノ件稟申〕

②〔昭和十四年年末賞与支給額一覽〕

③〔昭和十四年年末賞与支給ノ件〕

④〔昭和十四年年末賞与支給配分一覽〕

夕 内閣

野 8枚

ペ 内閣

野 9枚

夕 内閣

野 2枚

ペ 文部

野 3枚

夕 1枚

'38・11・30、内閣書記官長風見章発（公印）

幹事佐藤朝生宛

'39・12・7（朱へ、12・6起案）、総裁発 首

相宛

野 1枚

夕 内閣

野 7枚

夕 1枚

会送八一八、'39・11・28、内閣書記官長遠藤

柳作発（公印） 幹事佐藤朝生宛

ペ 紙片

1枚

⑤〔昭和十四年年末賞与支給額一覽〕

⑥〔昭和十四年年末手当配当予算一覽〕

⑦〔昭和十四年年末賞与二付キ内閣及文部省関係官支給額一覽及説明〕

⑧〔昭和十四年年末賞与支給基準〕

⑨〔昭和十四年年末手当二付キ内閣ニ文部省関係者氏名報告ノ件伺〕

⑩教育審議会手当支給方ノ件

22 ①昭和十五年年末賞与支給ノ件

②〔昭和十五年年末賞与支給額一覽及説明〕

③〔昭和十五年年末賞与支給二付キ立案上申ノ件〕

ペ 内閣

野 6枚

ペ 紙片

1枚

ペ 内閣

野 4枚

夕 内閣

箋 1枚

ペ 文部

野 2枚・

原 4枚

ペ 内閣

野 2枚

夕 内閣

野 1枚

夕 内閣

野 8枚

夕 内閣

'39・12・4

'39・12・11 (12・8起案)、幹事発 内閣官房

会計課長宛、欄外に「廃」とあり

'40・12起案 (日付空欄)、總裁発 (花押) 首

相宛、欄外に鉛筆書き込みあり

会送一〇六三、'40・12・7、内閣書記官長富

④〔昭和十五年年末賞与支給方法ノ件〕

田健治発（公印） 幹事佐藤朝生宛

罫 1枚

会送一〇六五、'40・12・3、内閣官房会計課

夕膳 洋

長佐藤朝生発（公印） 幹事佐藤朝生宛

1枚

⑤〔昭和十五年年末賞与配分一覽〕

ペ 紙片

1枚

⑥〔昭和十五年年末賞与支給額一覽〕

ペ 内閣

罫 12枚

⑦〔昭和十五年年末賞与文部省関係者支給額一覽〕

ペ 文部

罫 1枚

夕 政府

箋 1枚

⑧〔昭和十五年年末賞与会場設備関係者一覽〕

夕 紙片

1枚

ペ 内閣

罫 1枚

⑨教育審議会委員、幹事、書記出席回数調（自昭和十四

文部省教育調査部審議課

年十二月↓至昭和十五年十一月）

ペ 政府

罫 5枚

⑩〔昭和十五年年末賞与配分一覽〕

鉛 紙片

①昭和十六年年末賞与支給ノ件

'41・12・10、總裁発 首相宛

1枚

②〔昭和十六年年末賞与支給額一覽及説明〕

夕 内閣
野 1枚

③〔昭和十六年年末賞与支給ニ付キ立案上申ノ件〕

会送一三九四、'41・12・4、内閣書記官長星

夕 内閣
野 8枚

④〔昭和十六年年末賞与配分一覽〕

野直樹発（公印） 幹事佐藤朝生宛

1枚

⑤教育審議会職員賞与調

鉛 内閣
野 1枚

⑥〔昭和十六年年末賞与支給額関係者一覽及説明〕

ペ 内閣
野 7枚

⑦〔昭和十六年年末賞与文部省関係者支給額一覽〕

野 7枚
ペ 内閣

ペ 政府
野 5枚

4 第三簿冊 会議開催通知及職員出席調綴

教育審議会書類綴(三)

目次

会議開催通知 教育審議会

内表紙

目次

1 〔幹事会(37・12・14)開催通知〕

'37・12(日付空欄)、幹事長発 幹事・書記宛

罫 1枚

2 〔第一回総会(12・23)開催通知〕

'37・12(日付空欄)、幹事長発 各委員・幹事・書記宛

罫 1枚

3 〔第二回総会(38・1・13)開催通知〕

'38・1・6(朱)、幹事長発 各委員・幹事及書記宛

罫 1枚

4 〔第三回総会(1・14)開催通知〕

'38・1・13、幹事長発 各委員・幹事及書記

罫 1枚

5 〔第四回総会(1・20)開催通知〕

'38・1・14、幹事長発 各委員・幹事及書記

罫 1枚

- 6 〔第四回総会ノ開催時刻等変更ノ件〕
宛 年月日空欄 幹事長発 各委員・幹事及書記
内閣 1枚
- 7 〔第五回総会（4・7）開催通知〕
宛 38・3・23（朱べ）、幹事長発 各委員・幹事
内閣 1枚
- 8 〔第六回総会（4・8）開催通知〕
宛 38・4・7（朱鉛）、幹事長発 各委員・臨時
内閣 1枚
- 9 〔第七回総会（4・13）開催通知〕
宛 委員・幹事・書記宛
38・4・9（朱鉛）、幹事長発 各委員・臨時
内閣 1枚
- 10 〔第二回特別委員会（4・22）開催場所変更通知〕
宛 委員・幹事・書記宛
38・4・15（朱べ）、案(一)特別委員長発 各特
内閣 1枚
- 11 〔幹事会（4・22）開催通知〕
宛 別委員・幹事長・幹事及書記宛／案(二)幹事長
内閣 1枚
- 12 〔第三回特別委員会（4・27）開催通知〕
宛 38・4・21（朱べ）、幹事長発 各幹事・書記
内閣 1枚
- 13 〔第四回特別委員会（5・4）開催通知〕
宛 38・4・23（朱べ）、案(一)特別委員長発 各特
内閣 1枚
- 別委員・幹事及書記宛／案(二)幹事長発 各委
内閣 1枚
- 委員宛
38・4・30（朱べ）、案(一)特別委員長発 各特
内閣 1枚

19 〔第十回總會（12・10）開催通知〕

'38・12（日付空欄）、幹事長発 各委員・臨時委員・幹事及書記宛
夕 内閣
1枚

20 〔第二回整理委員会（中等教育、'39・1・13）開催通知〕

'39・1・6（朱ペ）、案（一）整理委員長発 各整理委員・幹事及書記宛／案（二）幹事長発 各委員宛
夕 内閣
1枚

21 〔第二回整理委員会開催場所変更ノ件〕

'39・1・7（朱ペ）、幹事長発 各委員・幹事及書記宛
夕 内閣
1枚

22 ① 〔七月中ノ整理委員会（中等教育）開催ニ関スル件〕

'39・6起案（日付空欄）、幹事長発 各委員宛
夕 内閣
1枚

② 〔七月中ノ整理委員会開催ニ関スル件〕

'39・6起案（日付空欄）、整理委員長発 各整理委員・幹事及書記宛
夕 内閣
1枚

23 〔第三七回整理委員会（中等教育、7・8）開催通知〕

'39・7起案（日付空欄）、案（一）整理委員長発 各整理委員・幹事及書記宛／案（二）幹事長発 各委員宛
夕 内閣
1枚

24 〔第三二回特別委員会（7・21）開催通知〕

'39・7（日付空欄）、特別委員長発 各特別委員・幹事及書記宛
夕 内閣
1枚

25 ① 〔第十一回總會（9・14）開催通知〕

'39・9（日付空欄）、幹事長発 各委員・幹事及書記宛
夕 内閣
1枚

②第十二回総会会議順序

30 (第五一回特別委員会(10・2)開催通知)

'40・9・27(朱ペ)、案(一)特別委員長発 各特
別委員・幹事及書記宛／案(二)幹事長発 各委
員宛

員宛

31 (第一回整理委員会(社会教育、10・23)開催通知)

'40・10・19(朱ペ)、案(一)幹事長発 各整理委
員・幹事及書記宛／案(二)幹事長発 各委員宛

32 (第十三回総会(41・6・16)開催通知)

'41・6(日付空欄)、幹事長発 各委員・臨時
委員・幹事及書記宛

教育審議会職員出席調 (一)総会

内表紙

目次

33 教育審議会職員(総会) 出欠調 昭和十三年三月迄

総会第一回(37・12・23) 第四回(37・1・
20)の出欠表

34 教育審議会総会出欠調 昭和十三年四月以降

総会第五回(38・4・7) 第九回(7・15)
の出欠表

35 教育審議会総会出欠調 昭和十三年十二月第十回以降

総会第十回(38・12・8) 第十四回(41・
ペ)の内閣

夕 内閣
箋 1枚

野 1枚

ペ 内閣

野 1枚

ペ 内閣

野 1枚

ペ 内閣

野 4枚

ペ 内閣

(二) 特別委員会

10・13) の出欠表
内表紙
野 7枚
ペ 内閣

36 特別委員会出席調 第一回ヨリ第二十回

第一回(38・4・10) } 第二十五回(12・2)

ペ 内閣

37 教育審議会特別委員会出席調 中等教育

の出欠表 *二十一 } 二十五回を追記

野 4枚

38 昭和十四年七月特別委員会出席調(中等教育、高等学校)

第二十六回(38・12・7) } 第三十回(12・23) の出欠表

野 3枚

39 昭和十四年九月以降特別委員会(大学、専門学校)

第三十一回(39・7・21) } 第三十三回(7・25) の出欠表

野 4枚

40 昭和十五年四月以降特別委員会出席調(高等教育、社会教育)

第三十四回(39・9・20) } 第四十七回(11・10) の出欠表

野 4枚

(三) 整理委員会

第四十八回(40・7・5) } 第五十四回(10・16) の出欠表
内表紙

41 整理委員会出欠調(青年学校、国民学校) 第一回ヨリ

の出欠表 第一回(38・6・17) } 第十二回(7・30)

野 1枚

42 教育審議会整理委員会出欠調(国民学校、師範学校) 第十二回マデ

の出欠表 第十三回(38・9・14) } 第三十回(11・25)

野 2枚
ペ 内閣

- 43 教育審議会整理委員会出欠調 中等教育
 の出欠表
 第二回(39・1・13) } 第九回(2・10)の出
 欠表 野 2枚
- 44 (教育審議会整理委員会出欠調 中等教育)
 第十回(39・4・5) } 第四十回(7・14)
 の出欠表 野 4枚
- 45 (教育審議会会議録)
 総会・特別委員会・整理委員会につき'39年5
 月時点まで 膳 1枚
- 46 高等教育・学位制度 整理委員会出席調
 第一回(39・11・10) } 第十三回(12・22)
 の出欠表 野 3枚
- 47 高等教育並学位制度ニ関スル整理委員会出席者調(其ノ
 二)
 第十四回(40・1・12) } 第十九回(1・31)
 の出欠表 野 3枚
- 48 昭和十五年四月以降整理委員会(高等教育)
 第二十回(40・4・10) } 第四十回(6・26)
 の出欠表 野 4枚
- 49 昭和十五年整理委員会 続キ(高等教育)
 第四十一回(40・6・28) } 第四十八回(9・
 25)の出欠表 野 3枚
- 50 社会教育ニ関スル整理委員会
 第一回(40・10・23) } 第五回(11・13)の
 出欠表 野 3枚
- 51 教審整理委員会教育行政財政ニ関スル件 出席調
 第一回(41・6・20) } 第十五回(9・24)
 野 3枚

52 教育審議会職員出席回数調（自昭和十五年十二月 至昭和十六年十月） 文部省教育調査部審議課

の出欠表

野 3枚
夕 文部
箋 7枚

53 教育審議会審議一覽（昭和十六年 月 日現在）

月日空欄

夕膳 洋
11枚
折り込み

5 第四簿冊 陳情、請願及職員異動通知等級

四、陳情、請願及職員異動通知等級

目次

電子複写

教育審議会書類綴（四）

目次

1枚

陳情及請願等ニ関スル書類 教育審議会

内表紙

ベ 政府
野 1枚

目次

陳情目次 十一件

野 1枚

1 ①聖諭に基き教育審議会の調査審議方法に就き建策

'37・12・15、日乃本振興会代表稲葉豊生

夕 内閣
箋 1枚

6	進言書			
5	陳情書			
4	陳情書			
3	教育国策私案			
2	建言書			
	②国本ヲ無窮ニ培ヘヨトノ聖諭ニ基ケバ、国本無視破壊 のデモクラシイ全偽字及其信奉者は排除せざれば教育 審議委員会も組織不能なるの進言			
		總裁荒井賢太郎・幹事長伊東延吉宛、欄外に 書き込みあり		
		'37・12・19、日乃本振興会代表稲葉豊生 總裁荒井賢太郎・幹事長伊東延吉宛		力 2 枚
		'37・12・17、埼玉県三科章 總裁荒井賢太郎 宛、欄外に「供覧」とあり、幹事長・幹事印		墨 野 3枚
		'38・1・7、鹿児島県山本千代太郎 文部大 臣木戸幸一・總裁荒井賢太郎宛		16枚 22×19
		'38・1・9、北海道檜山町村長会長原田浅次 文教審議会長近衛文麿宛		封筒付 2枚 封
		'38・1・13、北海道後志支庁管内青年学校長 会 教育審議会会長 ^(マ) 宛		膳 2枚
		'38・1・13、北海道胆振支庁管内青年学校長 代表、公立青年学校伊達実業専修学校長山本		膳 3枚 封筒付

7 陳情書

長三郎 文政審議會長木戸幸一宛、欄外に書き込みあり

'38・1・15、函館市長代理函館市助役弥吉茂 夕 函館

樹、函館市青年学校長会・函館市青年学校後 市役所用

援会の連名 總裁荒井賢太郎宛、欄外に「供箋 1枚

覧」とあり、幹事長・幹事印

8 国字改善ニ関スル請願書

〔付1〕 国字改善ノ資料ニ提供スル補字ニ就キテノ概説

〔付2〕 補字作字系統表

'38・1・18、奈良県米田宇一郎 總裁荒井賢 墨 2枚

太郎宛、欄外に「供覧」とあり、總裁・幹事 力 17枚

長・幹事印 (26・5×

19) 表

4枚(18

・7×13)

9 ①青年学校義務制促進ニ関スル件、外三件

'38・2・7起案、「供覧」とあり

ペ 文部 野 1枚

②青年学校義務制促進ニ関スル件

寅社教第二四号、'38・1・26、北海道庁長官 夕 北海

石黒英彦発(公印) 總裁荒井賢太郎宛、欄 道庁箋

外に「供覧」とあり、幹事印 1枚

③進言書

'38・1・12、室蘭市内青年学校長並青年学校 墨 野

④青年学校義務制促進ニ関スル件

後援会長十九名連名 総裁荒井賢太郎宛

13枚

寅社教第二四号、'38・1・26、北海道庁長官

夕 北海

石黒英彦発（公印） 教育審議会長宛、欄外 道庁箋

に「供覧」とあり、幹事印

1枚

⑤青年学校義務制実現方ニツキ陳情

'38・1・12、小樽市長代理小樽市助役福岡幸

夕 2枚

吉、小樽市青年学校長会代表古屋四方五郎、

小樽市青年学校連合後援会代表田辺新一連名

文教審議会長近衛文麿宛

10 ローマ字教科加設ニ付キ陳情

'38・12・13、神戸市西村安次郎 総裁荒井賢

夕 2枚

太郎宛、欄外に幹事印

封筒付

11 『国本ヲ無窮ニ培ヘヨトノ』上諭ニ依リテ成立セル教育

'38・12・20、東京市春日興恩 教育審議会宛、

ベ 箋

審議会ニ献言ス

欄外に幹事印

4枚 封

筒付

12 ①北海道東北六県産馬大会決議ニ関スル件

帝馬発第七三三号、'38・7・6、社団法人帝

夕 馬匹

国馬匹協会会頭伯爵松平頼寿 総裁原嘉道宛、協会箋

欄外に「供覧」とあり、書き込みあり

1枚

②第三十四回北海道東北六県産馬大会請願書

'38・6・16、第34回北海道東北六県産馬大会

膳 5枚

〔中等学校並ニ青年学校ニ乗馬訓練ノ課目ヲ設置セラ

議長小河正儀 総裁原嘉道宛

（24・3×

レムコトラ請願ス

③馬政第二次計画

'36・3・30刊 帝国馬匹協会発行

16・7

活 87頁

(18・7×

12・7)

13 ①〔建議書供覧ノ件〕

'38・11起案(日付空欄)

ペ 内閣

野 1枚

②建議

'38・11・8、四国小学校青年学校長会代表多

カ 野

牧字蔵 首相近衛文麿宛、欄外に「供覧」と

2枚 封

あり、幹事印

筒付

内閣ヨリノ委員等消滅通知 教育審議会

内表紙

ペ 政府

野 1枚

目次

タ 内閣

箋 3枚

14 (元内務次官広瀬久忠、委員消滅('37・12・24付)通知)

内閣閣一六八九、'37・12・27、内閣書記官長

タ 内閣

風見章発(公印) 幹事宛、欄外に「供覧」

箋 1枚

とあり、幹事印

15 (元文部事務官日田権一、幹事消滅('38・4・21付)通

内閣閣五〇四、'38・4・25、内閣書記官長発

タ 内閣

知)

(公印) 幹事宛

箋 1枚

16 (元農林次官井野礦哉、委員消滅(9・3付)通知)

内閣閣一七八、'38・9・3、内閣書記官長
夕 箋 1枚 内閣

17 (元東京帝国大学総長長与又郎、委員消滅(11・8付)通知)

内閣閣一五八八、'38・11・10、内閣書記官長
夕 箋 1枚 内閣

18 (陸軍次官東条英機、委員消滅(12・10付)通知)

内閣閣一七八〇、'38・12・10、内閣書記官長
夕 箋 1枚 内閣

19 (元文部次官伊東延吉、委員消滅(12・23付)通知)

内閣閣一九一六、'38・12・24、内閣書記官長
夕 箋 1枚 内閣

20 (元内閣書記官長風見章、委員消滅('39・1・5付)通知)

内閣閣三五、'39・1・9、内閣書記官長田辺
夕 箋 1枚 内閣

21 (元法制局長官船田中、委員消滅(1・5付)通知)

内閣閣三五、'39・1・9、内閣書記官長
夕 箋 1枚 内閣

22 (元大蔵次官石渡莊太郎、委員消滅(1・5付)通知)

内閣閣三五、'39・1・9、内閣書記官長
夕 箋 1枚 内閣

23 (元企画院次長青木一男、委員消滅(1・11付)通知)

内閣閣七八、'39・1・12、内閣書記官長
夕 箋 1枚 内閣

24	〔元文部政務次官内ヶ崎作三郎、委員消滅（1・19付）通知〕	欄外に「供覧」とあり	内閣閣一四六、'39・1・20、内閣書記官長発 （公印） 幹事長宛	箋 1枚
25	〔元文部参与官池崎忠孝、委員消滅（1・19付）通知〕	欄外に「供覧」とあり	内閣閣一四六、'39・1・20、内閣書記官長発 （公印） 幹事長宛	箋 1枚
26	〔元東京農業教育専門学校校長佐藤寛次、臨時委員消滅（3・31付）通知〕	欄外に「供覧」とあり	内閣閣六三八、'39・4・4、内閣書記官長発 （公印） 幹事長宛	箋 1枚
27	〔元三重高等農林学校長上原種美、臨時委員消滅（3・31付）通知〕	欄外に「供覧」とあり	内閣閣六三八、'39・4・4、内閣書記官長発 （公印） 幹事長宛	箋 1枚
28	〔元内閣書記官長田辺治通、委員消滅（4・7付）通知〕	欄外に「供覧」とあり	内閣閣六八八、'39・4・11、内閣書記官長太 田耕造発（公印） 幹事長宛	箋 1枚
29	〔元文部省普通学務局長藤野恵、幹事消滅（4・17付）通知〕	欄外に「供覧」とあり	内閣閣七五七、'39・4・19、内閣書記官長発 （公印） 幹事長宛	箋 1枚

30 (元文部省専門学務局長男爵山川建、幹事消滅(4・17付)通知)

内閣閣七五七、'39・4・19、内閣書記官長発
(公印) 幹事長宛 箋 1枚 内閣

31 (元教学局長官菊池豊三郎、委員消滅(4・17付)通知)

内閣閣七五七、'39・4・19、内閣書記官長発
(公印) 幹事長宛 箋 1枚 内閣

32 (元内務省地方局長坂千秋、幹事消滅(4・17付)通知)

内閣閣七五七、'39・4・19、内閣書記官長発
(公印) 幹事長宛 箋 1枚 内閣

33 (元内務省神社局長児玉九一、幹事消滅(4・17付)通知)

内閣閣七五七、'39・4・19、内閣書記官長発
(公印) 幹事長宛 箋 1枚 内閣

34 (元農林次官小平権一、委員消滅(5・5付)通知)

内閣閣九九六、'39・5・8、内閣書記官長発
(公印) 幹事長宛 箋 1枚 内閣

35 (貴族院議員子爵渡辺千冬、同子爵野村益三、同男爵大藏公望、委員消滅(7・9付)通知)

内閣閣一五七五、'39・7・12、内閣書記官長
発(公印) 幹事長宛 箋 1枚 内閣

36 (元海軍次官山本五十六、委員消滅(8・30付)通知)

内閣閣二〇四九、'39・9・2、内閣書記官長
遠藤柳作発(公印) 幹事長宛 箋 1枚 内閣

欄外に「供覧」とあり

37 (元内閣書記官長太田耕造、委員消滅(8・30付)通知)

内閣閣二〇三八、'39・9・1、内閣書記官長
発(公印) 幹事長宛 箋 1枚 内閣

38 (元法制局長官黒崎定三、委員消滅(8・30付)通知)

内閣閣二〇三八、'39・9・1、内閣書記官長
夕 内閣

39	〔元文部次官石黒英彦、委員消滅（9・5付）通知〕	発（公印） 幹事長宛 内閣閣二〇九三、'39・9・7、内閣書記官長 発（公印） 幹事宛	箋 夕 一枚
40	〔元内務次官館哲二、委員消滅（9・5付）通知〕	内閣閣二〇九三、'39・9・7、内閣書記官長 発（公印） 幹事長宛	箋 夕 一枚
41	〔元企画院部長中村敬之進、幹事消滅（9・8付）通知〕	内閣閣二二三五、'39・9・11、内閣書記官長 発（公印） 幹事長宛	箋 夕 一枚
42	〔元文部政務次官小柳牧衛、委員消滅（9・19付）通知〕	内閣閣二二三九、'39・9・20、内閣書記官長 発（公印） 幹事長宛 欄外に「供覧」とあり	箋 夕 一枚
43	〔元文部参与官野中徹也、委員消滅（9・19付）通知〕	内閣閣二二三九、'39・9・20、内閣書記官長 発（公印） 幹事長宛	箋 夕 一枚
44	〔元陸軍次官山脇正隆、委員消滅（10・14付）通知〕	内閣閣二四二五、'39・10・16、内閣書記官長 発（公印） 幹事長宛 欄外に「供覧」とあり	箋 夕 一枚
45	〔元商工次官村瀬直養、委員消滅（10・19付）通知〕	内閣閣二四七一、'39・10・19、内閣書記官長 発（公印） 幹事長宛 欄外に「供覧」とあり	箋 夕 一枚

46 (元内閣書記官長遠藤柳作、委員消滅(40・1・16付)通知)

内閣閣九三、40・1・18、内閣書記官長石渡莊太郎発(公印) 幹事長宛
箋 1枚 内閣

欄外に「供覧」とあり

47 (元法制局長官唐沢俊樹、委員消滅(1・16付)通知)

内閣閣九三、40・1・18、内閣書記官長発(公印) 幹事長宛
箋 1枚 内閣

欄外に「供覧」とあり

48 (元文部次官大村清一、委員消滅(1・20付)通知)

内閣閣一八三、40・1・22、内閣書記官長発(公印) 幹事長宛
箋 1枚 内閣

欄外に「供覧」とあり

49 (元文部参与官伊豆富人、委員消滅(1・24付)通知)

内閣閣二三六、40・1・27、内閣書記官長発(公印) 幹事長宛
箋 1枚 内閣

欄外に「供覧」とあり

50 (元文部政務次官作田高太郎、委員消滅(1・24付)通知)

内閣閣二三六、40・1・27、内閣書記官長発(公印) 幹事長宛
箋 1枚 内閣

欄外に「供覧」とあり

51 (元企画院次長武部六蔵、委員消滅(1・25付)通知)

内閣閣二五〇、40・1・29、内閣書記官長発(公印) 幹事長宛
箋 1枚 内閣

欄外に「供覧」とあり

52 (元内務省神社局長中野与吉郎、幹事消滅(4・9付)通知)

内閣閣九〇一、40・4・15、内閣書記官長発(公印) 幹事長宛
箋 1枚 内閣

欄外に「供覧」とあり

53 (元教学局部長安井章一、幹事消滅(4・13付)通知)

内閣閣九〇五、40・4・15、内閣書記官長発(公印) 幹事長宛
箋 1枚 内閣

54	(元文部省専門学務局長関口鯉吉、幹事消滅(4・13付)通知)	(公印) 幹事長宛	内閣閣九〇五、40・4・15、内閣書記官長宛	夕	内閣	1枚
55	(元文部省実業学務局長岩松五良、幹事消滅(4・15付)通知)	(公印) 幹事長宛	内閣閣九〇五、40・4・15、内閣書記官長宛	夕	内閣	1枚
56	(元内務次官大達茂雄、委員消滅(7・24付)通知)	(公印) 幹事長宛	内閣閣一七四二、40・7・26、内閣書記官長 富田健治宛(公印) 幹事長宛	夕	内閣	1枚
57	(元内務省地方局長挾間茂、幹事消滅(7・24付)通知)	欄外に「供覧」とあり	内閣閣一七四二、40・7・26、内閣書記官長	夕	内閣	1枚
58	(元大蔵次官大野竜太、委員消滅(7・22付)通知)	欄外に「供覧」とあり	内閣閣一七四一、40・7・27、内閣書記官長	夕	内閣	1枚
59	(元法制局長官広瀬久忠、委員消滅(7・22付)通知)	内閣閣一七四一、40・7・27、内閣書記官長	内閣閣一七四一、40・7・27、内閣書記官長	夕	内閣	1枚
60	(元内閣書記官長石渡荘太郎、委員消滅(7・22付)通知)	内閣閣一七四一、40・7・27、内閣書記官長	内閣閣一七四一、40・7・27、内閣書記官長	夕	内閣	1枚
61	(元第一高等学校校長橋田邦彦、臨時委員消滅(7・22付)通知)	内閣閣一七四一、40・7・27、内閣書記官長	内閣閣一七四一、40・7・27、内閣書記官長	夕	内閣	1枚

通知)

62 (元文部政務次官子爵舟橋清賢、委員消滅(7・25付)

通知)

63 (元文部参与官仲井間宗一、委員消滅(7・25付)通知)

発(公印) 幹事長宛
内閣閣一七五三、'40・7・29、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一七五三、'40・7・29、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一七五三、'40・7・29、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一七五三、'40・7・29、内閣書記官長
笺 1枚

64 (元文部次官赤間信義、委員消滅(7・29付)通知)

内閣閣一七九四、'40・7・31、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一七九四、'40・7・31、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一七九四、'40・7・31、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一七九四、'40・7・31、内閣書記官長
笺 1枚

65 (元教学局長官菊池豊三郎、委員消滅(7・29付)通知)

内閣閣一七九四、'40・7・31、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一七九四、'40・7・31、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一七九四、'40・7・31、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一七九四、'40・7・31、内閣書記官長
笺 1枚

66 (元農林次官荷見安、委員消滅(8・13付)通知)

内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚

67 (元企画院次長植村甲午郎、委員消滅(8・13付)通知)

内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚

68 (元内閣情報部長熊谷憲一、幹事消滅(8・13付)通知)

内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣一九八七、'40・8・15、内閣書記官長
笺 1枚

69 (元海軍次官住山徳太郎、委員消滅(9・6付)通知)

内閣閣二二五七、'40・9・9、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣二二五七、'40・9・9、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣二二五七、'40・9・9、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣二二五七、'40・9・9、内閣書記官長
笺 1枚

70 (元内務省神社局長飯沼一省、幹事消滅(11・9付)通

内閣閣二九四四、'40・11・14、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣二九四四、'40・11・14、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣二九四四、'40・11・14、内閣書記官長
笺 1枚
内閣閣二九四四、'40・11・14、内閣書記官長
笺 1枚

知)

審議会事務関係書類 教育審議会

発(公印) 幹事長宛
内表紙

目次

71 ①昭和十四年度各種委員会調査会等二関スル調

'39・7・24、内閣官房会計課今井属発(印)
山谷書記宛、欄外に「昭和拾四年七月廿六
日回答」とあり

箋 1枚
夕 内閣
罫 1枚
カ 内閣

②昭和十三年度教育審議会調

③昭和十三年度教育審議会調

④教育審議会職員名簿

'39・7・11、欄外に「山谷」の印

①委員会調査会等二関スル件

'39・8・3、内閣官房会計課今井属発 山谷

カ 内閣
罫 1枚
野 6枚
カ 内閣
野 3枚
ベ 内閣
野 3枚
カ 内閣

②〔昭和十四年度教育審議会調〕

書記宛
標題欠

カ 内閣
罫 2枚

③〔昭和十四年度教育審議会調〕

標題欠

ペ 内閣

73 ①〔委員会ノ員数一覽〕

②〔委員会ノ職員数等ニ関スル調査ノ件〕

'41・4・7、内閣官房会計課予算係宛 山谷 夕 1枚

書記宛、「四月八日回答」と朱書

③〔委員等ノ員数一覽〕

夕膳 1枚

74 ①〔昭和十五年度調査会及委員会調ニ関スル件〕

'41・5・28、内閣官房会計課庶務係宛 間瀬 夕 内閣
箋 1枚

②昭和十五年度調査会及委員会調 昭和十六年三月末日
現在

75 ①〔調査会職員数及会議数調査ノ件〕

'41・7・11、内閣官房会計課三浦属宛 間瀬 夕 膳 1枚
書記宛、欄外に鉛筆書き込みあり

②委員数調、委員会等開催状況調

76 ①調査会職員数及会議数調査ノ件

'41・11・14、内閣官房会計課決算係宛 間瀬 夕 膳 洋
箋 1枚
書記宛

②(一)調査会職員数調(昭和十六年十一月十日現在)

(二)会議数調(自昭和十五年十一月十一日至同十六

'41・11・20回答 夕 内閣
箋 1枚

年十一月十日)

③ (一) 調査会職員数調 (昭和十六年十一月十日現在)

(二) 会議数調 (自昭和十五年十一月十一日至同十六年十一月十日)

77 ① (教育審議会関係書類等引継ニ関スル件)

'43・11・15、元教育審議会書記山谷貞一発

内閣官房総務課宛

② (別冊) 教育審議会関係書類並印刷物等引継目録教育

審議会

夕膳 1

枚

夕 内閣

箋 1枚

夕 内閣

箋 18枚

第四部 參考資料(一)

一 教育審議会官制、議事規則、諮問関係史料

1 教育審議会官制制定関係史料

(1) 教育審議会官制案起案に関する法制局長官あて通牒

〔公文類聚〕第六十一編 昭和十二年 卷四 官職門二 官制二 内閣二止、文書番号二十二二

閣甲第三二三号					
案起		昭和十二年十一月二十五日			
決定	裁可	昭和十二年十一月二十五日	昭和十二年十一月二十五日		
施行		昭和十二年十一月二十五日			
内閣総理大臣 花押		内閣書記官長 印		内閣書記官 印	
				印 印	

昭和十二年十一月二十五日

法制局長官宛

内閣書記官長

依命通牒

今般内閣ニ別紙草案ノ趣旨ニ依リ教育審議會ヲ設置致度ニ付勅令案起案上申相成度

〔墨書、内閣郵紙一枚、傍線部分は朱書〕

勅令第 号

教育審議會官制草案

第一条 教育審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教育ノ刷新振作ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

教育審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 教育審議會ハ總裁一人及委員六十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 總裁ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 總裁ハ会務ヲ總理ス

總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 文部大臣ハ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

内閣總理大臣ハ必要ニ依リ又ハ總裁ノ要求アルトキハ各省官吏ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第六條 教育審議會ノ議事ニ關スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第七條 教育審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 教育審議會ニ書記ヲ置ク

書記ハ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文教審議會官制ハ之ヲ廃止ス

(2) 教育審議會官制制定に関する閣議書

〔タイプ謄写印刷、洋紙一枚〕

『公文類聚』第六十一編 昭和十二年 卷四 官職門二 官制二 内閣ニ止、文書番号二十三

①閣議書

閣甲三三三二

昭和十二年十二月一日 内閣書記官長 ㊟

㊟

昭和十二年十二月七日 裁可
昭和十二年十二月十日号外公布 ㊟

内閣書記官 ㊟ ㊟ ㊟

内閣総理大臣 花押

法制局長官 ㊟

外務大臣 花押	陸軍大臣 花押	文部大臣 花押	逓信大臣 花押
内務大臣 花押	海軍大臣 花押	農林大臣 花押	鐵道大臣 花押
大蔵大臣 花押	司法大臣 花押	商工大臣 花押	拓務大臣 花押

教育審議会官制命ニ依り起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

別紙ノ通

〔墨書、法制局宛紙一枚、傍線部分は朱書、欄外に㊟とあり〕

朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ 国本ヲ無窮ニ培ハンガ為内閣ニ委員会ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認メ教育審議会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和十二年十二月十日

内閣総理大臣

勅令第七百十一号

教育審議会官制

- 第一条 教育審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
- 教育審議会ハ前項ノ事項ニ付内閣総理大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第二条 教育審議会ハ總裁一人及委員六十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三条 總裁ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス
- 委員及臨時委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第四条 總裁ハ会務ヲ総理ス
- 總裁事故アルトキハ内閣総理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五条 文部大臣ハ会議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 内閣総理大臣ハ必要ニ依リ又ハ總裁ノ要求アルトキハ各庁官吏ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得
- 第六条 教育審議会ノ議事ニ関スル規則ハ内閣総理大臣之ヲ定ム
- 第七条 教育審議会ニ幹事長及幹事ヲ置ク
- 幹事長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 教育審議会ニ書記ヲ置ク

書記ハ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文教審議会官制ハ之ヲ廃止ス

理由

教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議スル為教育審議会官制ヲ制定シ文教審議会官制ヲ廃止スルノ要アルニ依ル

〔タイプ印刷、内閣用箋三枚、傍線部分は朱書〕

② 参考資料 文教審議会官制(昭和十二年五月二十五日 勅令第二百二十一号)〔略〕

〔活版印刷、切り抜きを内閣野紙一枚に貼付、欄外に「参照」とあり〕

③ 参考資料 昭和十二年度大蔵省所管追加予算

参照

昭和十二年度大蔵省所管追加予算

歳出臨時部

第二款 調査費

第十七項 教育審議会諸費

第三目 雑給及雑費

第一節 給与

内訳左ノ如シ

名称	人員	一人ノ給額	総員ノ給額
總裁手当	一	三〇〇〇〇	七箇月分 一七五〇〇〇
副總裁手当	一	三〇〇〇〇	一七五〇〇〇
委員手当	七〇	二〇〇〇〇	八、一六六六〇
幹事長手当	一	一六〇〇〇	九三三三〇
幹事手当	一二	一二〇〇〇	八四〇〇〇
書記手当	一〇	七五〇〇〇	四三七五〇〇

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚〕

2 教育審議会議事規則制定関係史料

〔『公文類聚』第六十一編 昭和十二年 卷四 官職門二 官制二 内閣二止、文書番号二十四〕

(1) 教育審議会議事規則制定に関する教育審議会総裁あて通牒

閣甲第三四四号		案 起		昭和十二年十二月十六日		決定		昭和十二年十二月十七日		施行		昭和 年 月 日	
内閣総理大臣 花押						裁可							
内閣書記官長 印						印						印	
内閣書記官 印												印	
印												印	

教育審議会官制第六条ニ依リ同会議事規則別紙ノ通決定相成然ルベシ

通牒案

昭和十二年十二月二十日

教育審議会総裁宛

通牒

内閣総理大臣

教育審議会官制第六條ニ依リ貴会ノ議事規則別紙ノ通相定メ候

(墨書、内閣野紙一枚、傍線部分は朱書、欄外に濟とあり)

教育審議会議事規則(案)

(昭二一、一二、一六)

第一条 会議ハ總裁之ヲ招集ス

第二条 總裁ハ會議ノ議長ト為リ議事ヲ整理ス

第三条 會議ハ總裁、委員及臨時委員ヲ合セ其ノ二分ノ一以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ但シ予メ特ニ議決ヲ經タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 會議ハ之ヲ公開セズ

第五条 議席ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第七条 建議案ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ五名以上ノ賛成者ト連署シテ之ヲ總裁ニ差出スベシ

第八条 修正ノ動議ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ之ヲ議長ニ差出スベシ但シ簡單ナルモノハ口頭ヲ以テ之ヲ陳述スルコトヲ得

第九条 動議ハ賛成者アルニ非ザレバ之ヲ議題ト為スコトヲ得ズ

第十条 議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

總裁可否ノ数ニ加ハリタルトキハ之ヲ出席委員ト看做ス

可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十一条 採決ハ起立ニ依ル但シ議決ニ依リ記名投票又ハ無記名投票ヲ用フルコトヲ得

第十二条 總裁ハ必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ特別委員ヲ選定シ審査ヲ為サシムルコトヲ得

第十三条 特別委員ヲ以テ特別委員会ヲ組織シ特別委員ノ互選ニ依リ委員長ヲ置ク

特別委員長ハ審査ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スベシ

特別委員会ニハ本則ノ規定ヲ準用ス

第十四条 議事録ハ幹事長之ヲ作成スベシ

〔タイプ印刷、内閣用箋二枚〕

(2) 参照資料 教育審議会官制〔略〕

〔タイプ謄写印刷、洋紙一枚、欄外に「参照」と朱印、

「昭和十二年十二月十日勅令第七百一十一号」とペン記入〕

(3) 参照資料 教育審議会議事規則(案)〔略〕

〔タイプ謄写印刷、洋紙一枚、元「草案」とあるを(案)とペンで修正、「昭和一二、一三」とある日付を

「一六」と修正、第三条中「三分ノ一以上出席」を「二分ノ一以上」と修正あり。欄外に「印刷」と朱書

3 諮問第一号関係史料

〔公文雑纂〕昭和十二年 卷三ノ二止 内閣三ノ二止、文書番号八〕

(1) 教育審議会へ諮問の件

閣甲第三四三号							
案起		昭和十二年十二月十六日		裁可		昭和 年 月 日	
				決定		昭和十二年十二月十七日	
				行		施	
						昭和 年 月 日	
内閣総理大臣 花押		内閣書記官長		内閣書記官			

教育審議会へ諮問ノ件

昭和十二年十二月二十日

教育審議会総裁宛

諮問第一号

内閣総理大臣

我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何
右貴会ニ諮問ス

説明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移トニ稽ヘ、教育ノ各方面ニ互リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事項等ニ就キ、一層我が国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ必〔切〕要ナル方策ヲ求ム。

〔墨書、内閣野紙二枚、傍線訂正部分は朱書、欄外に函とあり〕

(2) 付帯資料 諮問案

諮問

我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何

説明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移トニ稽ヘ、教育ノ各方面ニ互リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事

項等ニ就キ、一層我が国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ切要ナル方策ヲ求ム。

〔タイプ印刷、文部省用箋一枚、欄外に「印刷」と朱書、「秘」と朱印あり〕

(3) 付帯資料 諮問案

諮問

我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何

説明

近時ノ學術・文化ノ発展ト内外情勢ノ推移トニ稽ヘ、教育ノ各方面ニ互リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事項等ニ就キ、一層我が国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ足ルベキ方策ヲ求ム。

〔タイプ謄写印刷、洋紙一枚、欄外に鉛筆で「旧案」と記入、「秘」と朱印あり〕

(4) 参考資料 教育審議会官制〔略〕

〔タイプ印刷、内閣用箋一枚およびタイプ謄写印刷、洋紙一枚〕

4 教育審議会官制廃止関係史料

〔公文類聚〕第六十六編 昭和十七年 卷六ノ一 官職門二 官制二 内閣二、文書番号七)

注 この資料は電子複写されているため、朱書と墨書の区別およびタイプ印刷とタイプ謄写の区別がつかない。そこで様式の表記を便宜上、前者は墨書、後者はタイプ印刷とした。

(1) 閣議書

閣甲一八八

㊟

昭和十七年五月四日裁可
昭和十七年五月九日公布

昭和十七年 五月 二日 内閣書記官長 花押

内閣書記官 ㊟

㊟

内閣総理大臣 ㊟

法制局長官 ㊟

外務大臣 花押

海軍大臣 花押

商工大臣 花押

厚生大臣 花押

内務大臣 花押

司法大臣 花押

通信大臣 花押

鈴木國務大臣 ㊟

大蔵大臣 花押

文部大臣 花押

鉄道大臣 花押

陸軍大臣 ㊟

農林大臣 花押

拓務大臣 花押

教育審議会官制廃止ノ件

起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

本件ハ関係各庁ト協議済

勅令案

別紙ノ通

朕教育審議會官制廃止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十七年 五月 八日

勅令第四百八十九号

教育審議會官制ハ之ヲ廃止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

諸委員会等整理ノ趣旨ニ依リ教育審議會ヲ廃止スルノ必要アルニ依ル

〔傍線部分は墨書、法制局野紙一枚、欄外に「通」とあり〕

内閣総理大臣

〔タイプ印刷、洋紙一枚、傍線部分は墨書〕

(2) 参照資料 教育審議会官制 (昭和十二年十二月十日) (略)

〔活版印刷、切り抜きを内閣野紙一枚に貼付、欄外に「参照」とあり〕

(3) 付帯資料 委員会整理

◎委員会整理 (昭和十五年九月十九日) (略)

内閣関係

名	称	設置根拠	構成	主管 存廃 意見 庁	存廃 決定	備 考
(略)	教育審議会	勅	官民		廃	現在ノ附議事項ヲ決定シテ廃止

(本官制廃止ニ付テハ文部省ト連絡済 法制局)

〔タイプ印刷、洋紙一枚、欄外傍線部分はペン〕

(4) 付帯資料 教育審議会概要

一、教育審議会官制

昭和十二年十二月十日公布(勅令第七百一十一号)

一、政府ノ諮問

諮問第一号「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」

昭和十二年十二月二十日

一、諮問第一号ニ対スル答申

1 青年学校義務制実施ニ関スル件

昭和十三年七月十五日 答申

2 国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件

昭和十三年十二月八日 答申

3 中等教育ニ関スル件

昭和十四年九月十四日 答申

4 高等教育ニ関スル件

昭和十五年九月十九日 答申

5 社会教育ニ関スル件

昭和十六年六月十六日 答申

6 各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件

昭和十六年六月十六日 答申

7 教育行政及財政ニ関スル件

昭和十六年十月十三日 答申

一、教育審議会ノ建議

1 国語ニ関スル件

昭和十三年十二月八日 建議

2 国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度

刷新ノ急速実施ニ関スル件

昭和十六年十月十三日 建議

- 3 諮詢機関設置ニ関スル件
4 教育尊重ニ関スル件

昭和十六年十月十三日 建議
昭和十六年十月十三日 建議

〔タイプ印刷、文部省用箋一枚〕

- (5) 参照資料 諮詢機関設置ニ関スル建議〔略〕

〔活版印刷、洋紙一枚、第十四回總會にて採択したもの〕

二 配布資料一覽

注

- 一、この「配布資料一覽」は、教育審議会委員に配布または送付された資料を総会・特別委員会・整理委員会の会議種別ごとに一覽化したものである。
- 二、出典は、それぞれの会議録の巻末に附録として収められている「配布セル印刷物」によつたが、会議録と照合するなどし、明らかに提出されていると思われる資料については、これを追加した。
- 三、資料等の表記は、原則として右の「配布セル印刷物」の表記に従つたが、人名をフルネームにし、また明らかに誤植と判断される箇所は、編者が加筆訂正した。

1 総 会

○第一回總會（一九三七年十二月二十三日）

一 教育審議会配布

- 一 教育審議会官制及職員
- 一 諮問第一号及説明
- 一 文部省提出
- 一 教育関係法令要覽
- 一 本邦教育ノ概況

一 文部統計摘要（昭和十年度）

一 大戦後に於ける欧米各国の教育制度改革

一 諸外国に於ける学校系統図表並学事統計

附 野村益三委員寄贈

一 自著 行雲

○第二回總會（一九三八年一月十三日）

一 教育審議会配布

一 教育審議会総会會議録 第一輯

一 文部省提出

一 学制に関する諸調査会の審議経過

附 椎尾弁匡委員寄贈

一 自著 有信有業の教育

〔国民教育に於ける宗教教育〕

○委員に送付（一九三八年一月二十九日）

附 青木政喜寄贈

一 自著 国民精神総動員実践具体案ニ関スル建言

書

○第五回總會（一九三八年四月七日）

一 教育審議会配布

一 委員名簿

一 小倉正恒委員提出

一 教育刷新ニ関スル若干ノ考察

附 橋田邦彦臨時委員寄贈

一 自著 道としての教育

○第六回總會（一九三八年四月八日）

一 教育審議会配布

一 教育審議会総会會議録第二輯

○委員に送付（一九三八年七月八日）

一 教育審議会より送付

一 青年学校教育義務制実施ニ関スル件報告

一 青年学校教育義務制実施ニ関スル件答申

一 男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要

綱

○第十回總會（一九三八年十二月八日）

一 教育審議会提出

一 国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申

一 野村益三委員外四委員提出

一 国語ニ関スル建議案

○委員に送付 (一九三八年十二月十二日)

一 教育審議会より送付

一 昭和十三年十二月八日教育審議会第十回總會ニ

於ケル諮問第一号中、国民学校ニ関スル要綱、

師範学校ニ関スル要綱及幼稚園ニ関スル要綱ニ

関スル田所特別委員長報告要領

○第十一回總會 (一九三九年九月十四日)

一 教育審議会配布

一 中等教育ニ関スル件答申

一 昭和十四年九月十四日教育審議会第十一回總會

ニ於ケル諮問第一号中、中等教育ニ関スル要綱

及高等学校ニ関スル要綱ニ関スル田所特別委員

長報告要領

○第十二回總會 (一九四〇年九月十九日)

一 教育審議会提出

一 昭和十五年九月十九日教育審議会第十二回總會

ニ於ケル諮問第一号中、大学ニ関スル要綱、専

門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学

校教員及師範学校教員ノ養成及檢定ニ関スル要

綱ニ関スル田所特別委員長報告要領

一 異動報告

一 會員名簿

一 科学振興調査会提出

一 「科学振興ニ関スル具体的方策如何」ノ「答申

第二」

○第十三回總會 (一九四一年六月十六日)

一 教育審議会提出

一 昭和十六年六月十六日教育審議会第十三回總會

ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、社会教育

ニ関スル件及ビ各種学校ソノ他ノ事項ニ関スル

件ニ関スル田所特別委員長報告要領

一 異動報告

一 職員名簿

一 科学振興調査会提出

一 科学振興調査会答申

○第十四回総会（一九四一年十月十三日）

一 教育審議会提出

一 昭和十六年十月十三日教育審議会第十四回総会

ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、教育行政
及財政ニ関スル件並ニ建議ニ関スル件ニ関スル

田所特別委員長報告要領

一 異動報告

2 特別委員会

○委員に送付（一九三八年四月十六日）

一 文部省提出

一 学制改革諸案

一 教育審議会総会（第一回乃至第四回）ニ於ケル

意見ノ内容別分類

○第二回特別委員会（一九三八年四月二十二日）

一 文部省提出

一 審議要目『全般ニ関スル事項』

一 文部統計摘要 昭和十年度

一 教育審議会総会（第五回、第六回）ニ於ケル意

見ノ内容別分類

○第四回特別委員会（一九三八年五月四日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第三回特別委員会審議要

領

一 教育審議会総会（第七回、第八回）ニ於ケル意

見ノ内容別分類

附 山口県教育会寄贈

一 教育ノ刷新振興ニ関スル要望具申書

○第五回特別委員会（一九三八年五月六日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第四回特別委員会審議要

領

○第六回特別委員会（一九三八年五月十一日）

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号第五回特別委員会審議要
領

一 市町村立小学校児童數、學級數(昭和十一年六月一日現在)

一 尋常小学校卒業者ノ進路ニ関スル調(毎年三月卒業月末日ニ於ケル狀況)

一 高等小学校卒業者ノ進路ニ関スル調(同右)

一 昭和十二年三月尋常小学校卒業者中不進學者ニ関スル調(昭和十二年四月三十日現在)

○第七回特別委員会(一九三八年五月十三日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号第六回特別委員会審議要領

附 加藤仁平寄贈

一 自著 德育ノ改造

○第八回特別委員会(一九三八年五月十八日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号第七回特別委員会審議要

領

○委員に送付(一九三八年五月十九日)

一 大日本帝國文部省第六十二年報自昭和九年四月至昭和十年三月

○第九回特別委員会(一九三八年五月二十日)

一 文部省提出

一 昭和十二年四月現在 師範學校ニ関スル調査

一 各國教員養成制度

一 教育審議會諮問第一号第八回特別委員会審議要領

附 日本労働科学研究所寄贈

一 義務教育年限延長ノ科学的根拠

松井茂委員寄贈

一 交通事故防止ニ就テ

○第十回特別委員会(一九三八年五月二十五日)

一 文部省提出

一 「各國教員養成制度」追加分

一 各國ニ於ケル教員養成ノ形式

一 教育審議會諮問第一号第九回特別委員会審議要

領

○第十一回特別委員会（一九三八年五月二十七日）

一 文部省提出

- 一 昭和九年立案ニ依ル新制師範学校經費概算
- 一 昭和九年立案ニ依ル新制師範学校經費負担区分
- 一 教育審議會諮問第一号第十回特別委員会審議要

領

○第十二回特別委員会（一九三八年六月一日）

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号第十一回特別委員会審議要領
- 一 師範学校入学者ニ関スル調

一 本科第一部

二 本科第二部

三 專攻科

- 一 奏任待遇小学校校長待遇ニ関スル調査
- 一 小学校教員資格別調
- 一 小学校教員資格別割合調

一 小学校教員資格別男女ノ割合調

一 小学校本科正教員ノ初任月俸額及増俸狀況調

一 市町村立小学校教員月俸額別調

一 道府県、市部、町村部ノ歳出総額及小学校費

（道府県ニ付
テハ教育費）ニ関スル調

一 市町村立小学校教員俸給支払延滞狀況調

一 三国谷三四郎臨時委員提出

一 新制師範学校学科課程ニ関スル卑見

○第十三回特別委員会（一九三八年六月三日）

一 文部省提出

一 各国ニ於ケル小学校教員ニ関スル調

一 全国諸学校児童生徒学生調

一 教育審議會諮問第一号第十二回特別委員会審議

要領

○第十四回特別委員会（一九三八年六月八日）

一 教育審議會配布

一 教育審議會總會會議録第三輯

一 文部省提出

一 教育調査部設置並事務経過

一 教育調査部調査済事項一覽 其ノ一 本邦教育

制度

一 同 其ノ二 欧米教育

制度

一 青年学校教育義務制実施案要綱

一 青年学校教育義務制実施要綱参考資料

一 青年学校教育義務制実施ニ依リ收容スベキ男子

生徒数調

一 青年学校関係法令

一 少年保護ニ関スル法令

一 青年学校、青年学校教員養成所ニ関スル調査

一 教育審議会諮問第一号第十三回特別委員会審議

要領

○第十五回特別委員会 (一九三八年六月十日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第十四回特別委員会審議

要領

一 関口八重吉委員提出

一 青年学校教育ニ対スル希望

○委員に送付 (一九三八年六月十日)

一 青年学校関係法令

○第十六回特別委員会 (一九三八年六月十五日)

一 文部省提出

一 昭和十三年六月八日教育審議会第十四回特別委

員会ニ於ケル伊東文部次官説明要旨

一 教育審議会諮問第一号第十五回特別委員会審議

要領

一 実業学校数

一 実業学校修業年限、入学資格別学校数調

附 百瀬一寄贈

一 結核ト教育ノ問題

○第十七回特別委員会 (一九三八年六月十七日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第十六回特別委員会審議

要領

一 作田莊一委員提出

一 国民実修学校施設案

○第十八回特別委員会（一九三八年七月六日）

一 教育審議会提出

一 青年学校教育義務制実施ニ関スル件報告

一 青年学校教育義務制実施ニ関スル件答申

一 教育審議会幹事提出

一 国民学校、国民実修学校要項

一 国民学校、国民実修学校教科案

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第五回整理委員会審議要領

○第十九回特別委員会（一九三八年七月八日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第十八回特別委員会審議要領

○第二十回特別委員会（一九三八年七月十三日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第十九回特別委員会審議要領

要領

○第二十一回特別委員会（一九三八年十一月十八日）

一 教育審議会提出

一 国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル要綱

一 文部省提出

一 文部統計摘要（小学校、師範学校、幼稚園ニ関スル分抄）

要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十八回整理委員会審議要領

要領

○第二十三回特別委員会（一九三八年十一月二十五日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第二十一回特別委員会審議要領

要領

○第二十四回特別委員会（一九三八年十一月三十日）

一 文部省提出

一 実業学校一覽

一 全国実業学校経費ニ関スル諸調査

一 全国公私立中学校ニ関スル諸調査

一 全国高等女学校実科高等女学校ニ関スル諸調査

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十回整理

委員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号第二十二回及第二十三回

特別委員会審議要領

○第二十五回特別委員会 (一九三八年十二月二日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第二十四回特別委員会審

議要領

一 全国高等学校長提出

一 高等学校ノ制度及内容ニ関スル意見

○第二十六回特別委員会 (一九三八年十二月七日)

一 西村房太郎臨時委員提出

一 中学校教育改善要項

○第二十七回特別委員会 (一九三八年十二月十四日)

一 文部省提出

一 中等学校卒業生ノ動向

一 学事諸統計

一 教育審議会諮問第一号第二十五回特別委員会審

議要領

一 教育審議会諮問第一号第二十六回特別委員会審

議要領

一 東京女子高等師範学校提出

一 英国ニ於ケル中等学校入学試験ノ考察

○第二十八回特別委員会 (一九三八年十二月十六日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第二十七回特別委員会審

議要領

○第二十九回特別委員会 (一九三八年十二月二十一日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第二十八回特別委員会審

議要領

○第三十回特別委員会 (一九三八年十二月二十三日)

一 文部省提出

一 高等諸学校統計

一 六帝大及私立大学ノ学科別学生数調

一 教育審議會諮問第一号第二十九回特別委員会審議要領

一 小倉正恒委員提出

一 高等学校制度ニ就テ

○第三十一回特別委員会（一九三九年七月二十一日）

一 教育審議會幹事提出

一 中等学校ニ関スル要綱案

一 高等学校ニ関スル要綱案

○第三十三回特別委員会（一九三九年七月二十五日）

一 教育審議會幹事提出

一 答申案前文

○第三十四回特別委員会（一九三九年九月二十日）

一 文部省直轄高等工業学校校長提出

一 工業専門学校ハ修業年限ヲ四ケ年トスルヲ要スルノ建議書

一 官立高等商業学校校長會提出

一 商業ノ高等専門学校制度ニ関スル意見書

一 官立高等農林学校側提出

一 高等農業教育ノ改善振興ニ関スル理由書
一 商船学校側提出

一 商船教育ノ刷新ニ就テ

一 文部省提出

一 中等学校入学者選抜方法改善案

○第三十七回特別委員会（一九三九年九月二十九日）

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号第三十四回、第三十五回

特別委員会審議要領

一 中等学校入学者選抜ニ関スル件

一 東京帝国大学提出

一 東京帝国大学一覽

○第三十八回特別委員会（一九三九年十月四日）

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号第三十六回、第三十七回特別委員会審議要領

一 欧米諸国ニ於ケル高等教育制度及學術奨励機關

一 函館高等水産学校提出

一 時局ニ対処スベキ水産教育ニ関スル具体的方策

一 函館高等水産学校年限延長ニ関スル意見書

○第三十九回特別委員会 (一九三九年十月六日)

一 文部省提出

一 独逸大学ニ関スル規定

○第四十回特別委員会 (一九三九年十月十一日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第三十八回、第三十九回

特別委員会審議要領

一 東京帝国大学提出

一 東京帝国大学概要

一 東大総長ノ式辞及告辞

○第四十二回特別委員会 (一九三九年十月十八日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第四十回特別委員会審議

要領

一 東京工業大学提出

一 東京工業大学一覽

○第四十三回特別委員会 (一九三九年十月二十五日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第四十二回、第四十二回

特別委員会審議要領

一 高等諸学校一覽

一 新潟医科大学提出

一 新潟医科大学一覽

一 東京文理科大学提出

一 東京文理科大学一覽

○第四十四回特別委員会 (一九三九年十月二十七日)

一 文部省提出

一 実業学校一覽

一 帝国大学及官立大学学歴別入学者数調

○第四十五回特別委員会 (一九三九年十一月一日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第四十三回、第四十四回

特別委員会審議要領

一 東京帝国大学提出

一 入学者ニ関スル調査報告

○第四十六回特別委員会（一九三九年十一月八日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号第四十五回特別委員会審議要領

一 東京帝国大学提出

一 工学部入学者及高等学校理科卒業者ニ関スル統計

一 茗溪会調査部提出

一 師範大学案

○第四十七回特別委員会（一九三九年十一月十日）

一 文部省提出

一 中等教員男女別資格別教員数調

一 大学・専門・実業専門卒業者概数及需給関係調

一 高等学校高等科卒業者ノ状況調

一 東京文理大、東京高師教育制度調査委員会提出

一 中等学校教員養成ニ関スル要綱案

○第四十八回特別委員会（一九四〇年七月五日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第四十回整理委員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第四十一回整理委員会審議要領

一 整理委員会提出

一 大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及檢定ニ関スル要綱

○第五十一回特別委員会（一九四〇年十月二日）

一 文部省提出

一 主要社会教育施設一覽

一 社会教育ノ施設一覽

一 成人教育課所管施設概要

一 青年学校、青年学校教員養成所ニ関スル調査

一 青年学校現況一覽

一 青年学校教員養成所現況一覽

一 青年学校視学委員視察報告概要

一 男女青少年団体概況

一 男女青年団体ニ関スル調査

一 壮丁教育調査概況(抄)

一 壮丁教育調査委員會報告

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第四十七回整理委員會審議要領

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第四十八回整理委員會審議要領

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第四十八回整理委員會審議要領

○第五十二回特別委員會(一九四〇年十月四日)

一 文部省提出

一 社会教育局人員及予算調

一 本邦映画教育ノ発達

一 演劇、映画、音楽等改善委員會總會會議錄

一 文部省図書推薦機構概要

一 文部省推薦図書一覽

○第五十四回特別委員會(一九四〇年十月十六日)

一 厚生省提出

一 国民体力審議會ニ於ケル諮問「現下ノ時局ニ於

ケル母性及乳幼児ノ体力向上方策如何」ニ対ス

ル答申

一 河上哲太委員提出

一 社会教育ニ関スル私見

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号第五十一回特別委員會審議要領

議要領

一 教育審議會諮問第一号第五十二回特別委員會審議要領

議要領

一 教育審議會諮問第一号第五十三回特別委員會審議要領

議要領

○第五十五回特別委員會(一九四一年五月十五日)

一 整理委員會提出

一 社会教育ニ関スル件答申案

一 各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申案

○第五十七回特別委員會(一九四一年六月四日)

一 文部省提出

一 文部統計摘要 昭和十二年度

一 文部省局課一覽表

一 教育審議会諮問第一号第五十五回特別委員会

(社会教育) 会議録

一 教育審議会諮問第一号第五十六回特別委員会

(社会教育) 会議録

○第五十八回特別委員会 (一九四一年六月六日)

一 文部省提出

一 文部省分課規定

○第五十九回特別委員会 (一九四一年六月十一日)

一 文部省提出

一 列国ニ於ケル公費予算中ニ占ムル教育費ノ百分

比

一 公教育費負担者別百分比

一 本邦教育費負担者別支出額並ニ各省別一般会計

歳出ニ関スル調査

一 本邦及ビ諸外国ニ於ケル教育費、教員俸給調

○第六十一回特別委員会 (一九四一年十月一日)

一 整理委員会提出

一 教育行政及財政ニ関スル件答申案

一 教育審議会提出

一 国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急

速実施ニ関スル建議案

一 諮詢機関設置ニ関スル建議案

一 教育尊重ニ関スル建議案

3 整理委員会

(1) 青年学校教育義務制実施および国民学校・

師範学校・幼稚園に関する整理委員会

○第二回整理委員会 (一九三八年六月二十二日)

一 文部省提出

一 教育審議会總會第一回乃至第八回ニ於ケル意見

ノ内容別分類

一 教育審議会諮問第一号特別委員会 (初回乃至第

八回) ニ於ケル意見ノ内容別分類

一 教育審議会諮問第一号特別委員会 (第九回乃至第十四回) ニ於ケル意見ノ内容別分類

一 教育審議会諮問第一号特別委員会 (第十四回乃至第十七回) ニ於ケル意見ノ内容別分類

一 教育審議会諮問第一号第十七回特別委員会審議要領

○第三回整理委員会 (一九三八年六月二十四日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二回整理委員会議要領

附 栃木県寄贈

一 報徳と教練

○第四回整理委員会 (一九三八年六月二十九日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三回整理委員会議要領

○第五回整理委員会 (一九三八年七月一日)

一 文部省提出

一 「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱」ニ対スル希望事項ノ整理案

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第四回整理委員会議要領

一 教育審議会幹事提出

一 国民学校、国民実習学校要項

一 国民学校、国民実習学校教科案

附 茗溪会寄贈

一 義務教育内容改善案 (昭和十三年六月)

○第六回整理委員会 (一九三八年七月六日)

一 教育審議会提出

一 青年学校教育義務制実施ニ関スル件報告

一 青年学校教育義務制実施ニ関スル件答申

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第五回整理委員会議要領

○第七回整理委員会 (一九三八年七月十五日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号第二十回特別委員會審議

要領

附 兒童教育研究会寄贈

- 一 綜合的
生活陶冶 低学年「全体教育」系統案

○第八回整理委員會（一九三八年七月二十日）

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員會第七回整理委員會審議要領

一 合科教授ニ関スル調査

○第九回整理委員會（一九三八年七月二十二日）

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員會第八回整理委員會審議要領

○第十回整理委員會（一九三八年七月二十七日）

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員會第九回整理委員會審議要領

一 後藤文夫委員提出

一 国民学校教科課程

○第十一回整理委員會（一九三八年七月二十九日）

一 教育審議會幹事提出

一 国民学校教科案

一 国民実修学校教科案

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員會第十回整理委員會審議要領

附 東京府寄贈

一 第一回中小学校生徒児童發明創案品募集概要

○第十二回整理委員會（一九三八年七月三十日）

一 教育審議會幹事提出

一 国民学校教科案

一 国民実修学校教科案

○第十三回整理委員會（一九三八年九月十四日）

一 兒童教育課程研究会寄贈

一 国民学校教育課程構造論要旨

○第十四回整理委員會（一九三八年九月十六日）

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員会第十三回整理

委員会審議要領

○第十五回整理委員会 (一九三八年九月二十一日)

一 文部省提出

一 欧米諸国ノ国民学校ニ於ケル一学校ノ学級数並

ニ一学級ノ收容児童数ニ関スル調査

一 各国ニ於ケル異常児 (盲聾啞ヲ除ク) 教育

一 教育審議會諮問第一号第十四回整理委員会審議

要領

○第十六回整理委員会 (一九三八年九月二十三日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員会第十五回整理

委員会審議要領

附 聾教育振興会寄贈

一 盲及聾啞児就学義務施行ニ関スル資料

○第十七回整理委員会 (一九三八年九月二十八日)

一 教育審議會幹事提出

一 国民学校ニ関スル要綱

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員会第十六回整理

委員会審議要領

附 伯爵金子堅太郎寄贈

一 文教刷新ニ関スル意見書

○第十八回整理委員会 (一九三八年九月三十日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員会第十七回整理

委員会審議要領

附 商工省生産管理委員会寄贈

一 工業教育ヲ中心トシテ見タ我ガ国教育制度ノ改

善

○第十九回整理委員会 (一九三八年十月五日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員会第十八回整理

委員会審議要領

一 教育審議會幹事提出

一 幼稚園ニ関スル要綱

一 第十九回整理委員会決定案

一 国民学校ニ関スル要綱案

一 初等国民学校教科

一 高等国民学校教科

一 幼稚園ニ関スル要綱案

附 藤岡亀三郎寄贈

一 芸能科ニ関スル建議

○第二十回整理委員会（一九三八年十月七日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十九回整理

委員会審議要領

○第二十一回整理委員会（一九三八年十月十二日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十回整理

委員会審議要領

○第二十二回整理委員会（一九三八年十月十四日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十一回整

理委員会審議要領

○第二十三回整理委員会（一九三八年十月二十一日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十二回整

理委員会審議要領

○第二十四回整理委員会（一九三八年十月二十六日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十三回整

理委員会審議要領

一 神奈川県女子師範学校校長提出

一 師範教育改善私案

○第二十六回整理委員会（一九三八年十一月二日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十四回整

理委員会審議要領

○第二十七回整理委員会（一九三八年十一月四日）

一 教育審議会幹事提出

一 師範学校ニ関スル要綱案

○第二十八回整理委員会(一九三八年十一月九日)

一 教育審議会幹事提出

一 師範学校ニ関スル要綱案ノ前文書

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十六回整

理委員会審議要領

○第二十九回整理委員会(一九三八年十一月十一日)

一 教育審議会幹事提出

一 師範学校ニ関スル要綱修正案

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十七回整

理委員会審議要領

(2) 中等教育に関する整理委員会

○第二回整理委員会(一九三九年一月十三日)

一 文部省提出

一 中学校卒業業者ノ動向調査

一 中学校卒業業者ノ上級学校入学調査

一 実業学校卒業業者ノ卒業後ノ情况

一 教育審議会審議經過一覽

一 第二十四回乃至第三十回中等教育ニ関スル特別

委員会ニ於ケル意見内容別分類

○第三回整理委員会(一九三九年一月十八日)

一 文部省提出

一 中学校及実業学校ノ学科課程、毎週教授時数ニ

関スル調査

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二回中等教

育整理委員会審議要領

一 桐生高等工業学校提出

一 昭和十三年度別科生ニ関スル調査

○第四回整理委員会(一九三九年一月二十日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三回中等教

育整理委員会審議要領

○第五回整理委員会(一九三九年一月二十五日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第四回中等教

育整理委員会審議要領

○第六回整理委員会（一九三九年一月二十七日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第五回中等教

育整理委員会審議要領

一 中学校習字教育協会提出

一 書道ニ関スル建議案

一 全日本保育聯盟提出

一 幼稚園教育ヲ国民義務教育ノ根幹タラシメヨ

○第七回整理委員会（一九三九年二月一日）

一 西村房太郎臨時委員提出

一 中学校ニ於テ春秋二季制新設ニ関スル考察

一 西田博太郎臨時委員提出

一 中学校ノ数学教授要目

一 文部省提出

一 学期及休暇ノ統一

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第六回整理委

員会審議要領

一 飯本信之提出

一 ハンザーの所謂国防科学に就いて

○第八回整理委員会（一九三九年二月三日）

一 田尻常雄臨時委員提出

一 中学校教育改善私案

一 西田博太郎臨時委員提出

一 中学校ノ物理教授要目

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第七回整理委

員会審議要領

○第九回整理委員会（一九三九年二月十日）

一 西村房太郎臨時委員提出

一 夜間中学校制度改正ニ関スル建議

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第八回整理委

員会審議要領

○第十一回整理委員会(一九三九年四月七日)

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第十回整理委員會議要領

一 田尻常雄臨時委員提出

- 一 実業学校教育改善ニ関スル私案

○第十四回整理委員会(一九三九年四月十九日)

一 文部省提出

○第十二回整理委員会(一九三九年四月十二日)

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第十一回整理委員會議要領

- 一 甲種商業学校卒業者動向ノ一資料
- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第十三回整理委員會議要領

一 鈴木静穂臨時委員提出

一 西村房太郎臨時委員提出

一 農業科内容

一 佐藤寛次臨時委員提出

一 中学校教育改善要項

一 農業学校教育改善に関する意見

- 一 中学校ニ於ケル每週教授時数及演習実施事項並方法

○第十三回整理委員会(一九三九年四月十四日)

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第十二回整理委員會議要領

一 田尻常雄臨時委員提出

- 一 商業学校各学科教授ノ要旨

一 金井浩臨時委員提出

- 一 商業学校ニ於ケル学科ノ取扱

一 実業教育振興委員会諮問第一号並答申

一 津田信良臨時委員提出

一 同 第二号並答申

- 一 工業学校教育改善ニ関スル意見

一 西田博太郎臨時委員提出

一 中等工業学校ハ内容ノ改変ヲ要ス

○第十六回整理委員会（一九三九年四月二十六日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十四回整理

委員会審議要領

○第十七回整理委員会（一九三九年四月二十八日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十五回整理

委員会審議要領

○第十八回整理委員会（一九三九年五月三日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十六回整理

委員会審議要領

一 全国女子職業学校長協会理事長清水福市提出

一 中等教育制度改正ニ関スル件

一 桜井賢三臨時委員提出

一 高等女学校改善要項

○第十九回整理委員会（一九三九年五月五日）

一 文部省提出

一 高等女学校卒業者ノ動向調

○第二十回整理委員会（一九三九年五月十日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十七・十

八・十九回整理委員会審議要領

一 教育審議会幹事提出

一 中等学校ニ関スル要綱案

一 松浦鎮次郎委員提出

一 中等学校令案

○第二十一回整理委員会（一九三九年五月十二日）

一 文部省提出

一 実科高等女学校ニ関スル調

一 全国高等女学校協会

一 女子中等学校改革意見

一 西田博太郎臨時委員提出

一 高等女学校数学、物理、化学教授要目

○第二十二回整理委員会 (一九三九年五月十七日)

一 文部省提出

一 全国女子中等学校以上ノ種類別校数、生徒数、

学生数ニ関スル調

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十回整理

委員会審議要領

一 桜井賢三臨時委員提出

一 高等女学校学科目及毎週教授時数 (五年制)

○第二十三回整理委員会 (一九三九年五月十九日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十一回整

理委員会審議要領

一 松浦鎮次郎委員提出

一 女子大学令

一 桜井賢三臨時委員提出

一 高等科 (女子高等学校) 学科目及毎週教授時数

ノ一例

○第二十四回整理委員会 (一九三九年五月二十六日)

一 文部省提出

一 全国実業学校ノ修業年限、入学資格別学校数

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十二回整

理委員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十三回整

理委員会審議要領

一 実業教育振興中央会提出

一 技術者ト経済

一 ヨーロッパ大陸ニ於ケル職業教育

一 桜井賢三臨時委員提出

一 高女学科目及時数ノ一案

○第二十五回整理委員会 (一九三九年五月三十一日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十四回整

理委員会審議要領

一 桜井賢三臨時委員提出

一 高女学科目及毎週教授時数

○第二十六回整理委員会 (一九三九年六月二日)

一 文部省提出

- 一 高等学校ニ関スル特別委員会（東大大学制度審査委員会）報告

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十五回整理委員会審議要領

○第二十七回整理委員会（一九三九年六月七日）

一 文部省提出

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十六回整理委員会審議要領

一 浅野利三郎提出

- 一 入学試験地獄打開ニ関スル意見書

○第二十八回整理委員会（一九三九年六月九日）

一 文部省提出

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十七回整理委員会審議要領

○第二十九回整理委員会（一九三九年六月十四日）

一 文部省提出

- 一 高等学校生徒ニ関スル身体検査成績並学業成績

調

- 一 高等学校生徒ノ学籍動態
- 一 新潟高等学校生徒ノ学業成績

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十九回整理委員会審議要領

一 東京高等学校長提出

- 一 七年制高校ニ関スル諸統計

一 武蔵高等学校長提出

- 一 七年制高校尋常科ニ於ケル教科ニ就テ

○第三十回整理委員会（一九三九年六月十六日）

一 文部省提出

- 一 高等女学校高等科専攻科及公私立女子専門学校ニ関スル諸調査

○第三十一回整理委員会（一九三九年六月二十一日）

一 文部省提出

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十九回整理委員会審議要領

○第三十二回整理委員会（一九三九年六月二十三日）

一 文部省提出

一 教育審議會中等教育改革案ニ関スル世評梗概

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第三十一回整理委員會審議要領

○第三十三回整理委員會 (一九三九年六月二十八日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第三十二回整理委員會審議要領

○第三十四回整理委員會 (一九三九年六月三十日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第三十三回整理委員會審議要領

一 後藤文夫委員提出

一 修正意見

○第三十五回整理委員會 (一九三九年七月五日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第三十四回整理委員會審議要領

理委員會審議要領

○第三十七回整理委員會 (一九三九年七月八日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第三十五回整理委員會審議要領

一 全国実業教育會提出

一 実業教育振興ニ関スル建議

○第三十八回整理委員會 (一九三九年七月十二日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第三十六回整理委員會審議要領

理委員會審議要領

○第四十回整理委員會 (一九三九年七月十四日)

一 全国高等学校校長會提出

一 高等学校ノ制度及内容ニ関スル意見

一 教育審議會幹事提出

一 中等学校ニ関スル要綱案

一 中等学校教科

一 高等学校ニ関スル要綱案

一 高等学校教科

(3) 高等教育および各種学校その他に関する整理委員会

○第二回整理委員会（一九三九年十一月十五日）

一 文部省提出

- 一 教育審議会諮問第一号第四十六回特別委員会審議要領

- 一 教育審議会諮問第一号第四十七回特別委員会審議要領

○第三回整理委員会（一九三九年十一月十七日）

一 教学局提出

- 一 学校関係ノ左翼検査者数ニ関スル資料

○第四回整理委員会（一九三九年十一月二十二日）

一 文部省提出

- 一 第三十七回乃至第四十七回、大学専門学校及中等教員養成ニ関スル特別委員会ニ於ケル意見内容別分類

- 一 学位ニ関スル調査

○第六回整理委員会（一九三九年十一月二十九日）

一 文部省提出

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二回整理委員会審議要領

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三回整理委員会審議要領

○第七回整理委員会（一九三九年十二月一日）

- 一 東京帝国大学大学制度臨時審査委員会提出

- 一 学部ノ構成

- 一 大学院

○第八回整理委員会（一九三九年十二月六日）

一 文部省提出

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第五回整理委員会審議要領

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第六回整理委員会審議要領

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第七回整理委員会審議要領

○第九回整理委員会 (一九三九年十二月八日)

- 一 東京帝国大学大学制度臨時審査委員会提出
- 一 大学ノ本質及目的
- 一 大学ノ組織

○第十回整理委員会 (一九三九年十二月十三日)

- 一 橋田邦彦臨時委員提出
- 一 医学教育ノ再建ヲ目指ス広汎且根本的ナ刷新案
- 一 医学教育刷新案
- 一 文部省提出
- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第八回整理委員會審議要領

○第十一回整理委員会 (一九三九年十二月十五日)

- 一 東京帝国大学大学制度臨時審査委員会提出
- 一 講座制
- 第十二回整理委員会 (一九三九年十二月二十日)
- 一 東京帝国大学大学制度臨時審査委員会提出
- 一 改正兵役法ニ関スル件
- 一 文部省提出

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第九回整理委員會審議要領

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十回整理委員會審議要領

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十一回整理委員會審議要領

○第十三回整理委員会 (一九三九年十二月二十二日)

- 一 文部省提出
- 一 高等諸学校統計
- 一 高等学校推定卒業者ト帝大、官立大学収容力概数調

○第十五回整理委員会 (一九四〇年一月十七日)

- 一 文部省提出
- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十四回整理委員會審議要領
- 一 東京文理科大学提出
- 一 独乙大学体育科ニ関スル資料
- 第十七回整理委員会 (一九四〇年一月二十四日)

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十五回整理

委員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十六回整理

委員会審議要領

○第十九回整理委員会（一九四〇年一月三十一日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十七回整理

委員会審議要領

一 実業学校教員養成所卒業者数及教職就職者（又

ハ之二準ズル教職就職者）数調

一 実業学校（実業専門学校ヲ含ム）教員養成案

（実業局長私案）

一 上原種美臨時委員提出

一 実業教員ノ養成並檢定ニ関スル件

○第二十回整理委員会（一九四〇年四月十日）

一 田尻常雄臨時委員提出

一 実業専門学校教育ニ関スル要綱

○第二十一回整理委員会（一九四〇年四月十二日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十回整理

委員会審議要領

○第二十二回整理委員会（一九四〇年四月十七日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十一回整理

理委員会審議要領

一 東京音楽学校提出

一 音楽教育ニ関スル印刷物

○第二十三回整理委員会（一九四〇年四月十九日）

一 慶松勝左衛門文部省視学委員提出

一 薬学関係専門学校入学志願者数、入学者数、生

徒数、事業諸案

○第二十四回整理委員会（一九四〇年四月二十四日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十二回整理

理委員会審議要領

一 東京帝國大學提出

一 東京帝國大學各学部本科學生兵役關係調

○第二十五回整理委員會(一九四〇年四月二十六日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十三回整理委員會審議要領

一 島峰徹東京高等齒科醫學校長提出

一 齒科醫學ニ関スル單科大學創設理由書

一 日本ノ國ノ事情ヲ參酌シタル齒科醫師教育並ニ

ソノ醫師トシテノ承認ニ付テ

○第二十六回整理委員會(一九四〇年五月一日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十四回整理委員會審議要領

○第二十七回整理委員會(一九四〇年五月三日)

一 早稻田大學提出

一 早稻田大學昭和十五年各學部入學學生兵役關係調

係調

一 慶應義塾大學提出

一 慶應義塾大學昭和十五年各學部入學學生兵役關係調

關係調

一 東京帝國大學提出

一 昭和十四年帝國大學醫學部、官公私立醫科大學及醫學專門學校ノ入學狀況調

○第二十八回整理委員會(一九四〇年五月八日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十五回整理委員會審議要領

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十六回整理委員會審議要領

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十七回整理委員會審議要領

○第三十回整理委員會(一九四〇年五月十五日)

一 文部省提出

一 師範學校ニ関スル調査

一 中等學校教員ニ関スル調査

一 教員檢定委員会予算（昭和十四年度）

委員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十八回整

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十一回整

理委員会審議要領

理委員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二十九回整

○第三十三回整理委員会（一九四〇年五月二十九日）

理委員会審議要領

一 文部省提出

○第三十一回整理委員会（一九四〇年五月十七日）

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十二回整

一 文部省提出

理委員会審議要領

一 学校教員ニ関スル制度

○第三十五回整理委員会（一九四〇年六月七日）

一 諸外国ニ於ケル水産教育機関ノ現状

一 文部省提出

一 各国ノ商船教育制度概要

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十三回整

一 佐々茂雄函館高等水産学校校長提出

理委員会審議要領

一 我が国産業ノ趨勢ニ鑑ミ水産教育制度改善並ニ

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十四回整

振興ニ関スル卑見

理委員会審議要領

一 時局ニ対処スベキ水産教育ニ関スル具体的方策

一 佐々茂雄函館高等水産学校校長提出

一 函館高等水産学校修業年限ニ関スル意見書

一 水産教育振興ニ関スル卑見

○第三十二回整理委員会（一九四〇年五月二十四日）

○第三十六回整理委員会（一九四〇年六月十二日）

一 文部省提出

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十回整理

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十五回整

理委員会審議要領

○第三十七回整理委員会（一九四〇年六月十四日）

一 文部省提出

一 専門学校ニ関スル要綱案

○第三十八回整理委員会（一九四〇年六月十九日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十六回整理委員会審議要領

理委員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十七回整理委員会審議要領

○第三十九回整理委員会（一九四〇年六月二十一日）

一 文部省提出

一 専門学校ニ関スル要綱案

一 中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱案

○第四十回整理委員会（一九四〇年六月二十六日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十八回整理委員会審議要領

理委員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三十九回整理委員会審議要領

○第四十三回整理委員会（一九四〇年七月十三日）

一 文部省提出

一 学齡児童不就学ニ関スル調査

一 各種学校ニ関スル統計

一 小学校ニ類スル各種学校ニ関スル調査

一 中学校及高等女学校ニ類スル各種学校ニ関スル調査

○第四十四回整理委員会（一九四〇年七月十七日）

一 文部省提出

一 実業学校ニ類スル各種学校ニ関スル調査

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第四十二回整理委員会審議要領

理委員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第四十三回整理委員会審議要領

理委員会審議要領

一 中学校及高等女学校ニ類スル各種学校ノ中私立

専檢指定学校設立者調

○第四十七回整理委員会（一九四〇年九月二十日）

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第四十五回整理委員会審議要領

○第四十八回整理委員会（一九四〇年九月二十五日）

一 文部省提出

- 一 中等学校入学者選抜方法ニ関スル仮決議案

○第四十九回整理委員会（一九四一年四月二十三日）

一 文部省提出

- 一 教育ノ雜件ニ関スル仮決議

○第五十回整理委員会（一九四一年四月三十日）

一 文部省提出

- 一 興亜科、興亜講座等ニ関スル調

- 一 師範学校本科第二部特別学級調（大陸科）

- 一 支那語教育ノ沿革及現況

- 一 外国人学生、生徒、児童数ニ関スル調査

- 一 在外教育機関ニ関スル調査（除滿洲）

○第五十一回整理委員会（一九四一年五月二日）

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第四十三回及第四十四回整理委員会ニ於ケル仮決議

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第四十八回整理委員会ニ於ケル仮決議

- 一 学校教育ニ関スル雜件答申案

- 一 昭和十六年度師範学校本科第二部特別学級ニ要スル經費

- 一 在滿邦人学校ニ関スル調査（除關東州）

- 一 興亜教育關係学科入学志願者及入学者数ニ関スル調（除大学）

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第四十九回整理委員会審議要領

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第四十九回整理委員会審議要領

- 一 文部省提出

- 一 興亜教育ニ関スル事項、外地教育ニ関スル事項

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第五十回整理

○第五十二回整理委員会（一九四一年五月七日）

一 文部省提出

- 一 興亜教育ニ関スル事項、外地教育ニ関スル事項

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員会第五十回整理

委員會審議要領

(4) 社会教育に関する整理委員会

○第二回整理委員会（一九四〇年十月二十三日）

一 文部省提出

一 徴兵検査ニ於ケル教育程度別、体格等位別人員

表

一 教育審議会諮問第一号第五十四回特別委員会審

議要領

○第二回整理委員会（一九四〇年十月二十五日）

一 大日本海洋少年団提出

一 少年海洋テキスト

一 大日本海洋少年団ニ就テ

一 昭和十四年度実施事業概要

一 文部省提出

一 第五十一回乃至第五十四回社会教育ニ関スル特

別委員会ニ於ケル意見ノ内容別分類

○第三回整理委員会（一九四〇年十一月六日）

一 香坂昌康委員提出

一 青少年団合同ニ関スル件（其ノ一）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第一回整理委

員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二回整理委

員会審議要領

○第四回整理委員会（一九四〇年十一月八日）

一 香坂昌康委員提出

一 青少年団合同ニ関スル件（其ノ二）

一 二荒芳徳委員提出

一 健児教育法ノ大綱 中野忠八述

○第五回整理委員会（一九四〇年十一月十三日）

一 文部省提出

一 独逸青少年団運動

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三回整理委

員会審議要領

一 二荒芳徳委員提出

一 社会教育ノ独自性

一 大日本青年団提出

一 祖国の為に戦ふドイツ青年

○第七回整理委員会（一九四〇年十一月二十日）

一 文部省提出

一 大日本青年団（仮称）組織要綱

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第四回整理委

員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第五回整理委

員会審議要領

○第八回整理委員会（一九四〇年十一月二十二日）

一 二荒芳徳委員提出

一 健児教育ノ訓練内容

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第六回整理委

員会審議要領

○第九回整理委員会（一九四〇年十一月二十七日）

一 二荒芳徳委員提出

一 ヒットラーユーゲントノ組織、内容ニ関スル資

料

一 ギル青少年団ノ組織内容ニ関スル資料

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第七回整理委

員会審議要領

○第十回整理委員会（一九四〇年十二月四日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第八回整理委

員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第九回整理委

員会審議要領

○第十二回整理委員会（一九四〇年十二月十一日）

一 文部省提出

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十回整理委

員会審議要領

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十一回整理

委員会審議要領

○第十四回整理委員會 (一九四〇年十二月十八日)

- 一 二荒芳徳委員提出
- 一 健児教育ノ特異点
- 一 香坂昌康委員提出

一 新青少年団案

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員會第十二回整理委員會審議要領

○第十五回整理委員會 (一九四〇年十二月二十日)

一 文部省提出

- 一 教育審議會諮問第一号特別委員會第十三回整理委員會審議要領

○第十七回整理委員會 (一九四一年一月二十二日)

一 文部省提出

- 一 「青年団ニ関スル要綱案」
- 一 教育審議會諮問第一号特別委員會第十六回整理委員會審議要領

○第十八回整理委員會 (一九四一年一月二十四日)

委員會審議要領

一 日本図書館協會提出

- 一 図書館事業振興ニ関スル進言書
- 一 小学国語読本卷九第十七「図書館」課教授參考書

一 甲種図書群読書指針並二目錄

○第十九回整理委員會 (一九四一年一月二十九日)

一 文部省提出

- 一 時局下ニ於ケル社会教育委員ノ使命
- 一 時局下ニ於ケル家庭教育ノ振興ニ就テ
- 一 社会教育委員活動狀況
- 一 部落町内常会実施狀況
- 一 家庭教育施設実施概況
- 一 成人、家庭、勞務者、公民、融和教育諸施設一覽
- 一 教育審議會諮問第一号特別委員會第十七回整理委員會審議要領

○第二十回整理委員會 (一九四一年一月三十一日)

一 文部省提出

一 教育審議會ニ於ケル答申ノ主ナル実施事項一覽

一 教育調査部予算調並ニ十六年度予算ニ於ケル督

学機関ノ拡充

一 昭和十六年度社会教育関係予定経費調

一 文部省図書推薦事業ニ就テ

一 独逸演劇法

一 世界大戦中ニ於ケル独逸国演劇対策

一 演劇映画音楽等改善委員会ノ答申案

一 文部省局課一覽表

一 大日本映画協会提出

一 映画関係法令、技能証明書発行規程及手續

一 本邦映画事業概要

一 大日本映画事業聯合会提出

一 文部省映画関係官卜業者ノ懇談記録

○第二十一回整理委員会（一九四一年三月十二日）

一 文部省提出

一 社会教育関係法規

一 昭和十四年度壮丁教育調査概況

一 文部省製作映画目錄

一 本邦映画事業概要

一 映画法施行狀況

一 文部省選定児童向映画目錄選定理由書

一 文部省推薦映画並推薦理由書

一 映画教育普及狀況調

一 映画教育中央会提出

一 貸与映画目錄並追加目錄

○第二十二回整理委員会（一九四一年三月十四日）

一 文部省提出

一 社会教育ニ関スル件答申案ノ大綱

一 青年学校ニ関スル要綱案 一

一 青年学校ニ関スル要綱案 二

一 成人教育ニ関スル要綱案

○第二十三回整理委員会（一九四一年三月十九日）

一 文部省提出

一 国民学校令及国民学校令施行規則

一 教育審議會諮問第一号特別委員会第二十二回整

理委員会審議要領

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十二回整

一 社会教育ノ指導及研究ニ関スル要綱案

理委員会審議要領

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十六回整

○第二十四回整理委員会 (一九四一年三月二十六日)

○第二十九回整理委員会 (一九四一年四月十一日)

一 文部省提出

一 文部省提出

一 成人教育ニ関スル要綱案 (第一次修正)

一 社会教育一般ニ関スル要綱案

一 宗教ニ関スル諸調査ノ資料

一 文化指導ニ関スル要綱案 (修正)

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十三回整

○第三十回整理委員会 (一九四一年四月十六日)

理委員会審議要領

一 文部省提出

○第二十六回整理委員会 (一九四一年四月二日)

一 社会教育ニ関スル要綱案

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十七回整

一 家庭教育ニ関スル要綱案 (修正)

一 理委員会審議要領

一 文化指導ニ関スル要綱案 (修正)

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十八回整

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十四回整

一 理委員会審議要領

理委員会審議要領

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十九回整

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十五回整

一 理委員会審議要領

理委員会審議要領

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第二十九回整

○第二十八回整理委員会 (一九四一年四月九日)

(5) 教育行政・財政に関する整理委員会

○第二回整理委員会（一九四一年六月二十日）

一 文部省提出

- 一 教育審議会諮問第一号第五十八回特別委員会審議要領

- 一 教育審議会諮問第一号第五十九回特別委員会審議要領

要領

- 一 教育審議会諮問第一号第六十回特別委員会審議要領

○第二回整理委員会（一九四一年六月二十五日）

一 文部省提出

- 一 欧米各国ニ於ケル教育行政（調査資料第四輯）

- 一 岐阜県ニ於ケル視学行政ニ関スル調査

○第三回整理委員会（一九四一年六月二十七日）

一 文部省提出

- 一 社会教育局現員調

- 一 大日本青少年団ニ関スル昭和十六年度文部省所

管新規俸給予算調

- 一 青年学校義務制実施ニ伴フ昭和十六年度文部省

所管新規俸給予算調

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第五十七回乃至第六十回（教育行政及財政）ニ於ケル意見ノ内容別分類

- 一 教学局提出

- 一 教学局要覽

○第四回整理委員会（一九四一年七月二日）

- 一 文部省提出

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第一回整理委員会審議要領

要領

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第二回整理委員会審議要領

要領

- 一 教育審議会諮問第一号特別委員会第三回整理委員会審議要領

要領

○第五回整理委員会（一九四一年七月四日）

- 一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第四回整理委

員会審議要領

○第六回整理委員會 (一九四一年七月九日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第五回整理委

員会審議要領

○第八回整理委員會 (一九四一年七月十六日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第六回整理委

員会審議要領

○第九回整理委員會 (一九四一年七月十八日)

一 文部省提出

一 宗教結社一覽表 (昭和十五年四月末)

一 官公私立別各種ノ学校ニ於ケル一校当並ニ生徒

一人当經費調

一 學術研究費ニ関スル調査——昭和十六年度予算

調——(文部省關係ノ分)

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第七回整理委

員会審議要領

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第八回整理委

員会審議要領

○第十回整理委員會 (一九四一年七月二十三日)

一 文部省提出

一 教育審議會ニ於ケル教育財政關係事項

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第九回整理委

員会審議要領

一 私立中等学校恩給財團提出

一 私立中等学校恩給財團一覽

一 恩給財團現勢 (昭和十六年三月末現在)

一 財産目錄 (昭和十六年三月末現在)

○第十一回整理委員會 (一九四一年七月二十五日)

一 文部省提出

一 教育審議會諮問第一号特別委員會第十回整理委

員会審議要領

○第十二回整理委員會 (一九四一年九月十二日)

一 文部省提出

一 教育行政及財政ニ関スル要綱案（一）

一 教育行政及財政ニ関スル仮決議（自第一回乃至

第十一回整理委員会）

○第十三回整理委員会（一九四一年九月十七日）

一 文部省提出

一 教育行政及財政ニ関スル要綱案（二）

○第十四回整理委員会（一九四一年九月十九日）

一 文部省提出

一 教育行政及財政ニ関スル要綱前文案

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十二回整理

委員会審議要領

○第十五回整理委員会（一九四一年九月二十四日）

一 文部省提出

一 教育尊重ニ関スル建議案

一 教育審議会諮問第一号特別委員会第十三回及第

十四回整理委員会審議要領

第五部 參考資料(二)

一 会議出席・発言状況一覧

注

- 1) 本表は、次の資料に基づいて作成した。
 - ・『会議録』に付された出席者名簿
 - ・「教育審議会職員出席調」（教育審議会書類綴、簿冊三『会議開催通知及職員出席調綴』）
- 2) 『会議録』出席者名簿で欠席扱いであるにもかかわらず、発言が確認できる場合は、出席とした。
- 3) 出席は○、欠席は×、任期外は空欄で示した。●は、出席者のうち『会議録』で発言が確認できるものである。

なお、出典により出欠に相違がある場合は、次のように処理し、いずれも出席回数に含めた。

 - ・『会議録』出席者名簿では欠席だが、「職員出席調」では出席の場合……○
 - ・ “ ” 出席だが、 “ ” 欠席 “ ” ……○
- 4) 同一議席番号で資格に異動があった委員、また資格に異動があった幹事に関しては、本表では1行にまとめて出席・発言を示した。なお資格欄の位階勲等は任命時のものを記した。
- 5) 特別委員会・整理委員会への幹事の出席に関しては、1回以上出席した者に限って記載した。
- 6) 表の見やすさを考慮し、総会および中等教育に関する整理委員会については5回ごとに点線を入れ、その他の会議については主な議題の内容に即して適宜点線を入れた。
- 7) 必要に応じて、委員会ごとに表末尾に注記を加えた。

總會出席・発言表

				回数										出席回数	発言会議数		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			11	12
年月日				3738 ●●●●● 12 1 1 1 4 ●●●●●					4 4 4 7 12 ●●●●● 8 13 14 15 8					394041 ●●●●● 9 9 6 10 ●●●●●			
番号	資格	氏名	特	23	13	14	20	7	8	13	14	15	8	14	19	16	13
総裁	従二位勲一等	荒井賢太郎		●●●●●						●●●●●				●			
	正三位勲一等	原嘉道					●		●●●●●					●			
	正二位勲一等功三級男爵	鈴木貫太郎												●●●●			
委員																	
1	正三位勲一等	原嘉道		○○○○													4 0
1	正三位勲二等	後藤文夫	*				○		○○○○○				○××○				8 0
2	東京帝国大学総長	長与又郎	*	○×××○					○×○○								5 0
2	東京帝国大学総長	平賀讓	*										×●○×				2 1
3	正三位勲一等	弘平		○○○○○					○×○×○				×××○				9 0
4	衆議院議員	河上哲弘		○○○○○	×				×××××				×○×○				6 0
5	貴族院議員	芳沢謙吉		○○○○○					○●○○○				○○××				12 1
6	貴族院議員	子爵野村益三	*	○○○●○					○○○○●				○●○×				13 3
7	文部参与	官池崎忠孝		○○○○○					○○○○○								10 0
7	文部参与	官野中徹也											×				0 0
7	文部参与	官伊豆富宗															— —
8	貴族院議員	侯爵徳川義親	*	○○●●○					○○○×○				○○○○				13 2
9	内務次官	官広瀬久忠		×					○○○×○								0 0
9	内務次官	官羽生雅則		○×○×					×××								2 0
9	内務次官	官館哲二									××						0 0
9	内務次官	官大達茂雄											×				0 0
9	内務次官	官挾萱場軍蔵											×				0 0
10	衆議院議員	官安部磯雄		×○○○×					×××○○				×○				6 0
11	陸軍次官	官梅津美治郎		○××××					○××								2 0
11	陸軍次官	官東条英機									●×						1 1
11	陸軍次官	官山脇正隆											×				0 0
11	陸軍次官	官阿南惟幾											×				0 0
11	陸軍次官	官木村兵太郎													××		0 0
12臨	桐生高等工業学校校長	西田博太郎	*	○○○○○					○○○○○				○○○○				14 0
13	貴族院議員	吉田茂		○○×××					×××○●				○○×●				7 2
14	国民精神文化研究所長	関屋竜吉	*	○○○×○					○○○○○				○×××				10 0
15	従二位勲二等	松浦鎮次郎	*	○●○○○					○○○○○				○○○○				14 1
16	従三位勲二等	平生釵三郎		○(○)××					××××○				○○○○				8 0
17	從貴族院議員	吉丸山鶴		○○○××					○○××○				○×××				7 0
18	従三位勲二等	西晋郎		○○(○)●					○○○●○				○×○○				13 2
19	商工次官	官村瀬直養		××××○					×○×××				×				2 0
19	商工次官	官岸信介											×				0 0
19	商工次官	官小島新一													○×		1 0
20	従三位勲二等	永田秀次郎	*	××○○○					○●○○○				○○○●				12 2

第五部 參考資料 (二)

番号	資格	氏名	特	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	出	発
21	正四位	勲三等	作田莊一	*	○	○	○	●	×	×	×	×	●	○	×			6	2
21	從三位	勲二等	赤間信義	*											×	○	○	2	0
22	從三位	勲二等	爵男藤積重遠	*	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×	●	×	○	9	1
23	文部次官	伊東延吉		●	●	●	●	○	○	○	○	×						9	4
23	文部次官	石黒英彦												○				1	0
23	文部次官	大村清一																—	—
23	文部次官	赤間信義																—	—
23	文部次官	菊池豊美													×	×	×	0	0
24	從四位	勲二等	田所美治	*	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	9
25			小泉信三	*	○	○	○	○	●	×	×	×	×	○	○	○	○	11	2
26	文部政務次官	内ヶ崎作三郎		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○					9	0
26	文部政務次官	小柳牧衛												×				0	0
26	文部政務次官	作田高太郎																—	—
26	文部政務次官	舟橋清賢																—	—
27	臨	横浜高等商業学校校長	雄次	*	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	14	1
28	正三位	勲一等	三上常参		×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	5	1
28	貴族院議員	男爵	紀俊秀												●	○		2	1
29	法制局長官	船田中三		○	○	×	×	○	×	×	○	×	○					6	0
29	法制局長官	黒崎定三																—	—
29	法制局長官	唐沢俊三												○				1	0
29	法制局長官	広瀬直忠																—	—
29	法制局長官	村久													×	×	○	1	0
30	臨	東京女子高等師範学校校長	下寿一	*	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	2
31	貴族院議員	子爵	渡辺千冬		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○				9	0
31	貴族院議員	子爵	八条隆正													○	○	3	0
32	從三位	勲二等	栗屋謙吉		○	○	○	○										4	0
32	從四位	勲三等	伊東延吉	*											×	○	○	3	0
		国民精神文化研究所員																	
33	正三位	勲一等功二級	野村吉三郎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				11	0
33	正三位	勲一等功五級	山梨勝之進													○	○	3	0
34	從三位	勲二等	下村宏	*	○	×	○	○	×	×	○	●	●	×	×	○	×	8	2
35	衆議院議員	椎尾弁匡		○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	10	6
36		田中總積		*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	13	1
37	東京商科大学	長	上田貞次郎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				10	0
37	東京商科大学	長	高瀬莊太郎													○	×	2	0
38	正三位	勲三等	爵伯岡口八重吉	*	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×				10	2
38	正三位	勲三等	爵長荒芳徳	*												○	○	3	0
39	京都帝国大学	總長	浜田耕作		○	×	×	×	×	×	×	×	×					1	0
39	京都帝国大学	總長	羽田亨	*												○	×	2	0
40	正六位		山田孝雄		○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	13	3
41	正五位	勲四等	阿部重孝		○	○	○	○	○	×	×	×	×	×				4	0
41	臨	宇都宮高等農林学校校長	松岡忠一		○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	4	0
42	從七位	勲四等	子爵倉田恒	*	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		0	0
43	正三位	勲三等	子爵大河内正敏		×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	5	0
44	農林次官	井野碩哉		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×					1	0
44	農林次官	小平權												○				1	0
44	農林次官	荷見安雄																—	—
44	農林次官	三浦一雄														×		0	0

番号	資格	氏名	特	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	出	発
45	貴族院議員候爵	大久保利武		○	○	○	○	●	○	×	×	×	×	×	○	×	×	7	1
46	貴族院議員男爵 正四位勲四等男爵	大藏公望	*	○	×	×	○	●	×	×	×	×	○	○	○	×	○	7	1
47		南条金雄		○	×	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	5	0
48	従三位勲三等	香坂昌康	*	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	×	×	11	2
49	内閣書記官長	風見章		×	×	×	×	×	×	○	×	×	×					1	0
49	内閣書記官長	田辺治通																—	—
49	内閣書記官長	遠藤柳作												○				1	0
49	内閣書記官長	石渡莊太郎																—	—
49	内閣書記官長	富田健治														×	×	0	0
50	正三位勲一等	阿部信行		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○					9	0
51	従四位勲三等	橋本伝左衛門		○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×	×	8	2
52臨	第一高等学校校長	橋田邦彦	*	○	○	×	○	●	○	○	○	○	×	○				9	1
53	東京文理科大学長	森原春作	*	○	○	○	○	●	×	○	○	○	×	○				9	1
53	東京文理科大学長	森原春作	*	○	○	○	○	●	×	○	○	○	×	○				9	1
54	企画院次長	青木一男		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×					1	0
54	企画院次長	武部六蔵												×				0	0
54	企画院次長	植村甲午郎																—	—
54	企画院次長	小畑忠良												×				0	0
54	企画院次長	宮本武之輔														×	○	1	0
55	海軍次官	山本五十六郎		×	○	×	×	○	×	×	×	×	×					2	0
55	海軍次官	住山徳太郎												×				0	0
55	海軍次官	豊田貞次郎																—	—
55	海軍次官	沢本頼雄														×	×	0	0
56	衆議院議員	山榑儀重		×														0	0
56	衆議院議員	斯波貞吉						○	○	●	○	○	●	○				7	2
56	衆議院議員	一宮房治郎														×	○	1	0
57	正三位勲一等	松井茂	*	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	6	1
58		吉岡弥生		○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	●	×	11	4
59	教育局長	官菊池豊三郎		×	○	○	○	○	○	○	○	×						8	0
59	教育局長	官小林光政												×				0	0
59	教育局長	官藤野恵														○	×	2	0
60臨	三重高等農林学校校長 東京農業教育専門学校校長	上原種美	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	1
61	大藏次官	石渡莊太郎		○	○	×	×	○	×	×	×	×	×					3	0
61	大藏次官	大野竜太郎												×				0	0
61	大藏次官	広瀬豊作														×	×	0	0
61	大藏次官	谷口恒二															×	0	0
62	衆議院議員	添田敬一郎	*	○	●	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	10	1
63	従七位	佐々井信太郎	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	2
64	衆議院議員	東郷実		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	2
65	正三位勲二等	中村清二		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	2
66	衆議院議員	安藤正純	*	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	10	3
67	正三位勲二等	安井英二		○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×				8	0
67	正三位勲二等	河原田椽吉														○	○	2	0
68	正三位勲一等伯爵	林博太郎	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	4
69	衆議院議員	山本厚三		○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	9	4

第五部 參考資料 (二)

番号	資格	氏名	特	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	出	発
70臨	東京農業教育専門学校 從三位勲二等	佐藤寛次	*	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	0
71臨	師範学校長	三国谷三郎	*	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	10	0
72	正七位	三好重道	*	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	○	⊖	×	○	6	0
73臨	公立中学校長	西村房太郎	*	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	1
74臨	公立高等女学校長	桜井賢三												○	○	○	○	4	0
75臨	公立実業学校長	津田信良												○	○	○	○	4	0
76臨	公立実業学校長	長井井浩												○	○	×	○	3	0
77臨	公立実業学校長	鈴木静徳												○	○	○	○	4	0
78臨	東京府知事官	岡田周造												○	×			1	0
79	厚生次官	児玉政介												×	×			0	0
79	厚生次官	児玉九一														×	×	0	0
幹事長	文部次官	伊東延吉		○	○	○	○	○	○	○	○	●	●					10	2
	文部次官	石黒英清												●				1	1
	文部次官	大赤間信義																—	—
	文部次官	菊池豊三郎												●	○	○		3	1
幹事	内閣書記官	佐藤朝生		●	●	×	×	●	×	×	○	●	●	●	○	○		10	7
	法制局参事官	樋貝詮三郎		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×					1	0
	法制局参事官	江村敬之進												×	○	×	×	1	0
	企画院部長	中村清二		○	○	○	○	○	○	×	×							8	0
	企画院部長	中島清二												○	×	×	○	2	0
	内閣情報部長	横溝光暉一		○	○	×	×	×	×	×	×	×		○				4	0
	内閣情報部長	熊谷憲一																—	—
	内務省神社局長	児玉九一		○	×	○	×	○	×	×	×	×	×					3	0
	内務省神社局長	中野与吉												×				0	0
	内務省神社局長	飯沼千												×				0	0
	内務省地方局長	秋田千		○	○	×	×	○	×	×	×	○						4	0
	内務省地方局長	挟間茂												×				0	0
	内務省地方局長	留岡幸男												○	×	×		1	0
	大蔵省主計局長	谷口恒二												×	○	×		1	0
	大蔵省主計局長	木内四郎													×			0	0
	文部省専門学務局長	山岡川建		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					10	0
	文部省専門学務局長	関吉鯉													○			1	0
	文部省専門学務局長	永井浩													×	×	○	1	0
	文部省普通学務局長	藤野恵		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					10	0
	文部省普通学務局長	小山知一		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	0
	文部省普通学務局長	中野善敦													○	×	×	1	0
	文部省実業学務局長	小笠原豊光		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					10	0
文部省実業学務局長	岩松五良													×			0	0	
文部省実業学務局長	関口勲													○	○	×	○	3	0
文部省書記官	田中重之		○	○	○	×	○							○	○		10	0	
文部省社会教育局長	額彌三														○	○		2	0

番号	資格	氏名	特	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	出席	発言	
	文部書記官	朝比奈策太郎		●	○	○	×	○		×	○	×	×	×	○			6	1	
	文部書記官	宮崎謙太郎													×			0	0	
	文部書記官	田中義男													○	×	○	2	0	
	文部書記官	有光次郎													○	○		2	0	
	文部省督学官	松岡忠一										○	○					2	0	
	文部省督学官	安達権一												○	○			2	0	
	文部事務官	日根雄		○	○	○	○	○		○	○	○						8	0	
	文部事務局書記官	中根秀									●	●		●				3	3	
	文部事務局書記官	小野島右左雄											×	×				0	0	
	文部事務局書記官	加藤恂二郎													○	○	○	3	0	
	文部事務局書記官	入江巖																—	—	
	文部事務局書記官	内山良蔵													●	●	●	3	3	
	文部事務局書記官	阿原井一		○	○	○	○	○		○	×	○	×					8	0	
	文部事務局書記官	安堀英												○				1	0	
	文部事務局書記官	堀池英													×	○		1	0	
文部大臣		木戸幸一		●	●		○		○	○	○							6	2	
文部大臣		荒木貞夫									●	●						2	2	
文部大臣		河原田稼吉												●				1	1	
文部大臣		橋田邦彦												●	●	●	●	3	3	
内閣総理大臣		阿部信行												●				1	1	
出席者数				7	2	7	4	6	3	5	4	6	1	5	6	4	7	5	8	4
発言者数				7	1	3	7	8	9	4	8	8	1	4	1	7	1	1	2	9

- 注1) 議席番号右の「臨」は臨時委員を示し、「特」欄の*は特別委員であることを示す。
- 2) 「出席回数」「発言会議数」欄の「—」は、任期中に総会が開催されなかったことを表わす。
- 3) 同一議席番号で資格に異動があった委員および資格に異動があった幹事については、本表では一行にまとめて出席・発言を示した。その場合、資格欄には双方の資格を記した。

特 別 委 員 会 出

	回 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27			
		年	38																												
		月	4																												
日	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
議 題		審議方法	初等教育	師範学校	青学	年	国民学校	国・師幼稚園	中																						
整		審議方法	初等教育	師範学校	青学	年	国民学校	国・師幼稚園	中																						
総裁 原嘉道		●○	○○○○○○○							○○○○○○○	×	○○○○○									○○○										
鈴木貫太郎																															
委員長 田所美治		●●	●●●●●●●							●●●●●●●																					
特別委員																															
1 後藤文夫	初中高社行	○●	●●○○○○●							○●●○○○○	●	○○○○○									○●○										
2 長与又郎		○○	○○○×××							○××○×○○○	●●●																				
2 平賀讓	高 行																														
6 野村益三	社	○×	○○●●●●●							○○●●●××××	●●●																				
8 徳川義親		○○	●●×●●●							○●●●●××××	○●●																				
12 西田博太郎	中高	○○	×○●○○○							○○××○○●○○●	○●																				
14 関屋竜吉	社	○○	○○●○○○							○○●×○○○○○○○	○●																				
15 松浦鎮次郎	中高社行	○●	●●○○●●●							●●●●●○○●●●	●●●																				
20 永田秀次郎		○○	○○○○×○							○○○○×○○○◎×	○○○																				
21 作田莊一		×●	××××××							×××○○××○●×○×	●●×																				
21 赤間信義	行																														
22 穂積重遠	高社行	×○	○○●○×●							○×○●×○○×●●●	○●○																				
25 小泉信三	高																														
27 小田尻常雄	中高	○●	○●×××○							●●○●●●●●●●○	××●																				
30 下村寿一	初中高社行	○●	●●●○×●							●×●●×○●●○○○●	○○●																				
32 伊東延吉	社行																														
34 下村宏	社	○○	○○××●●							×○○●○×○○××●●	●×●																				
36 田中穂積	初中高社行	○●	●●○○○○							●○○○○×○●○○○	○○●																				
38 関口八重	初	○●	○○●●×○							●○×●●●○○●●	○●○																				
38 二荒芳徳	社																														
39 羽田亨																															
42 小倉正恒		××	×●××○×							××××○××××××	×××																				
46 大蔵公望		××	○●×××○							××○●○○●××○××	○●○																				
48 香坂昌康	初 社	○●	○○○○●●							×●○○×●××○○○	○○○																				
52 橋田邦彦	中	○●	○○○×○○							○××○×○○×○○○	○×○																				
53 森岡常蔵	初中高	○○	●○○○○○							○×●○○○○○○●●	○○○																				
53 河原春作	行																														
57 松井茂		○○	○○○○○○●							○○○×●○○●○○●●	●●●																				
60 上原種美	高 行	○×	×●●○○×							××○××●○○×××	●●●																				
62 添田敬一郎	高社行	⊖×	×○●×○○							●○××○●○○●○○	●●●																				
66 佐々井信太郎	初 高社行	○●	●○○●●●							○○○○○○○○○○○○○	○○○																				
63 安藤正純	高社行	○●	○○○○○○							⊖××○××○××××	●×●																				
68 林博太郎	初中高社行	○●	●○○●●●							○○○●●○○●○○●●	●●●																				
70 佐藤寛次	中高	○○	○○●●●●							●×○○○×●●●●●●	●○○																				
71 三国谷三四郎	初 行	×○	●○○●○○							○○●●○○○○○○○○○	○○○																				
73 西村房太郎	中	○○	●○○○○○●							○○○●○×○○●●●○	●●●																				
幹事長																															

第五部 參考資料 (二)

		回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
幹事	伊東延吉		○●		●●●●●●						○●●●●●●●●●●●●●●●●											○●●●			●●●○					
	石黒英彦																													
	大村清一																													
	赤間信義																													
	菊池豊三郎																													
	佐藤朝生		○○		×××○××						×○○○×××○×××○												×××			××××				
	入江俊之進		○○		○○○×××						○×××××××××××												×××			××××				
	中村敬九		××		××××××						××××××××××××												×××			××××				
	児玉幸男		×○		××××××						××××××××○×××												×××			××××				
	留岡幸二		○○		○○○○○×						××××××○××○○×												×××			○×××				
谷口恒建		○○		●○○●○○						●●●○○○○○○○○○○												●●●			○○○●					
山川建吉		○○		○○○○○○						○●○○○○○○○○○○○○○○												○○○			○○○○					
関野鯉吉		○○		○○○○○○						○○○○○○○○○○○○○○○○●												●●●			○○○○					
小野善敦		○○		○○○○○○						○○○○○○○○○○○○○○○○●												●●●			○○○○					
小笠原豊光		○○		○○○○○○						○○○○○○○○○○○○○○○○●												●●●			○○○○					
岩松五良		○○		○○○○○○						○○○○○○○○○○○○○○○○●												●●●			○○○○					
関口重之		○○		○○○○○○						○○○○○○○○○○○○○○○○●												●●●			○○○○					
田中重三		○○		○○○○○○						○○○○○○○○○○○○○○○○●												●●●			○○○○					
朝比奈策太郎		××		××××××						××××××××××××												×××			××××					
宮崎謙太郎		○		○○○○○○						○●○○○○○○○○○○○○○○												○○○			○○○○					
有光次郎		○		○○○○○○						○●○○○○○○○○○○○○○○												○○○			○○○○					
安岡忠一		○		○○○○○○						○●○○○○○○○○○○○○○○												○○○			○○○○					
日田権一		○		○○○○○○						○●○○○○○○○○○○○○○○												○○○			○○○○					
中根秀雄		○○		○○○○○○						○○○○○○○○○○○○○○○○●												●●●			○○○○					
小野島右左雄		○○		○○○○○○						○○○○○○○○○○○○○○○○●												●●●			○○○○					
加藤恂二郎		○○		○○○○○○						○○○○○○○○○○○○○○○○●												●●●			○○○○					
内山良藏		○○		×○○○○○						○×○×××××××○○												○×○			××××					
安井章一		○○		×○○○○○						○×○×××××××○○												○×○			××××					
文部大臣				○		○				○																				
木戸幸一																														
荒木貞夫																														
河原田稼吉																														
松浦鎮次郎																														
橋田邦彦																														
傍聴委員																														
7 池崎忠孝				○		○					○																			
7 伊豆富人																														
23 菊池豊三郎				○		○○○																								
26 内々崎作三郎				○		○○○○○					○																			
26 小柳牧衛																														
26 作田高太郎																														
28 三上参次																														
31 八条隆正																														

282930	313233	343536	3738394041424344454647484950	51525354	5556	5758596061	出	発
○●×	○●●	●●●	○○○○×○○●○○×				29	21
			●○○				3	2
							12	4
							3	1
				×○○●	○●	●●×××	7	4
×××	×××	×××	××××××××××××××	××××	××	×××××	8	0
	○○×	×××	×××××○×××××○××	××××	××	×××××	4	0
×××	×××						6	0
×××			⊖				1	0
				××××	××	××●××	1	1
×××	×××	×××	××××××××××××××	××××	××	××××	3	0
●○○							14	1
●○○	○○○	○●×	×●●●×○●●●●				14	7
●○○	○○○	×●●	○×××××○○○×				30	10
				×○○	××××	×●○○●××	9	2
●○○×	○○○						6	2
	×××	○○○	××○×××○○○○○				20	1
	×××	××○	××××××××××○○○	×××○	××	××××	8	0
×××	○××	××○	××××××○×○××××	●●●×			6	1
					●×	○×○××	25	6
×○●				×××	××○×		3	1
		⊖●	×××××××××××××	××××			3	1
							2	1
○○○	○●●					××	2	0
							32	3
		○●○	○○○×××○○○○○○○	○○○⊖			17	1
●○○	○●●	○●○	○○○○○○○○○○○○○				1	0
⊖○○	○○○	×××	××××○○○×○○○				47	7
				○○×	×××○	○○	18	0
				○○○	○○○○	●●○○○	10	1
×××						●●○○●●●	14	5
	⊖××	○○×	×○○○○×○○○○×				13	0
							11	0
●							3	0
	●						5	3
			●				2	2
			●○○●				3	2
				●			3	3
			⊖				4	0
⊖○							1	0
	○ ○						8	0
			⊖⊖				18	0
							2	0
							2	0
							1	0
				○			1	0

第五部 参考資料 (二)

	回 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
33	野村吉三郎																												
35	椎尾弁匡				⊖			⊖		⊖	○					⊖													
37	上田貞次郎				⊖																								
41	松岡忠一																												
45	大久保利武											⊖																	
51	橋本伝左衛門																												
58	吉岡弥生				○																								
59	小林光政																												
59	藤野 恵																												
65	中村清二																												
74	桜井賢三																												
75	津田信良																												
76	金井浩																												
77	鈴木静穂																												
番外																													
	石井忠純 (文部省図書局長)						●																					●●	
	岩原拓 (文部省体育課長)								●																			●	
	柴沼直 (社会教育局青年教育課長)																												
	加藤恂二郎 (文部省督学官)																												
	小笠原道生 (文部省体育課長)																												
	今井登志喜 (東京帝大文学部長)																												
	石原忍 (東京帝大医学部長)																												
	丹羽重光 (東京帝大工学部長)																												
	藺部一郎 (東京帝大農学部長)																												
	寺沢寛一 (東京帝大理学部長)																												
	内田祥三 (東京帝大工学部長)																												
	中村幸之助 (東京工科大学長)																												
	本島一郎 (新潟医科大学長)																												
	森荘三郎 (東京帝大経済学部教授)																												
	有光次郎 (専門学務局学務課長)																												
	小島祐馬 (京都帝大文学部教授)																												
	藤原正 (北海道帝大予科主事)																												
	佐々木宗要 (京都府立医大予科主事)																												
	草鹿任一 (海軍省教育局長海軍少将)																												
	小田成就 (社会教育局成人教育課長)																												
	高瀬五郎 (社会教育局青年教育課長)																												
	久尾啓一 (社会教育局成人教育課長)																												
	柴田達夫 (内務事務官)																												
	出席者数	3640	3842	3535	2936					3330	3134	2931	3432	3036	3633							3632	36					3130	3231
	発言者数	214	1312	1211	914					1111	910	714	1310	1312	1514							1520	19					129	712

注1) 第55～61回に関しては、「教育審議会職員出席調」の資料が欠如しているため、会議録出席者名簿のみによる。

2) 文部大臣、傍聴委員、番外の者については、出席・発言のみ記した。

76	金井 浩				○●○○○	○●○○○	○●○○○	○○○×	○○○×	○●○○○	25	9
77	鈴木 静穂		×	●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	○○○×○	○○○×○	●●●●●	29	13
	幹事長 石黒英彦	●○○○	××①×○	●×××●	○●××①	○●××①	○●××①	○●××①	○●××①	○●××①	20	4
	幹事											
	山川 建	○○○○○	××××○	×××							6	0
	藤野 恵	○●○○○	●××①●	●××							10	5
	谷口 恒二	×××××	×××××	×××××							1	0
	入江 俊郎	×××××	×××××	×××××							5	0
	小山 知一										19	7
	関口 鯉吉				●●	●●	○●○○○	○●○○○	○●○○○	○●○○○	1	0
	小笠原 豊光	×××××	×××××	●	○●●●●	○●●●●	○●●●●	○●●●●	○●●●●	○●●●●	20	10
	松岡 忠一	×○○○○	●○○○①	○●●●●	○●●●●	○●●●●	○●●●●	○●●●●	○●●●●	○●●●●	38	19
	朝比奈 策太郎	○○○①×	××××○	○①○○×							8	0
	中根 秀雄	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	40	6
	小野島 右左雄	○×○○×	○●○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	36	3
	阿原 謙藏	×××××	×××××	○××××							1	0
	岩松 五良			××○	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	2	0
	安井 章一	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	3	0
	中村 敬之進	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	×××××	3	0
	傍聴委員											
8	徳川 義親		○	○				①		○●○○○	1	0
26	小柳 牧衛									○●○○○	9	0
33	野村 吉三郎		○					①			2	0
34	下村 宏				○						1	1

注1) 第1回に関しては「教育審議会職員出席調」の資料が欠如しているため、会議録出席者名簿のみによる。
2) 第41回に関しては資料がないため空白とした。

- 3) 次の4名の臨時委員は、整理委員ではないが、この中等教育の会議に限って常時出席しているので「臨時委員」として付記した。
74番 桜井賢三 75番 津田信良 76番 金井 浩 77番 鈴木静徳
- 4) 「番外」欄に2人の任期中の委員がいるが、この扱いは会議録の記載に従った。
- 5) 次の場合は、任期中であるが出席していませんので表に加えました。 幹事 小山知一 (18回)

整理委員会 (社会教育) 出席・発言表

回数	年 月 日	日																	30 31	出席回数	発言会議数																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																							
		40																	41																				30	4	4
		10	10	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	1	1		1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4				
		23	25	6	8	13	15	20	22	27	4	6	11	13	18	20	17	22		24	29	31	12	14	19	26	28	2	4	9	11										
	議題	審議法	青年団等																	家庭教育	指導																				
総裁	鈴木貫太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特委員長	田所美治	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
整委員長	林博太郎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
整理委員		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	後藤文夫	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	野村益三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	関屋竜吉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	松浦鎮次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	穂積重遠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	下村寿一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	伊東延吉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	下村宏積	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	田中穂積	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	二荒芳徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	香坂昌康	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62	添田敬一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63	佐々井信太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出	発		
77 番外 鈴木静穂		○																															1	0	
宮本七		●																																1	1
松尾長																																		1	1
久尾啓																																		7	7
額顯弥																																	1	1	
高瀬五																																	3	3	
中田邦																																	1	1	
棚橋源																																	1	1	
船越源																																	4	4	
小山京																																	2	2	
相山伴																																	1	1	
松崎実																																	1	1	
中村新																																	2	2	
栗林信																																	1	1	
近藤寿																																	1	1	
小笠原																																	1	1	
栗本道																																	1	1	
小川義																																	1	1	
飯沼正																																	1	1	
飯沼一																																	1	1	
出席者数	19	12	20	19	19	18	16	17	17	15	17	22	21	20	17	18	17	20	17	18	19	14	15	17	15	16	15	18	18	18	18	542			
発言者数	13	7	5	11	7	10	9	4	3	3	1	8	8	4	10	12	16	16	12	17	8	11	13	14	12	15	12	14	15	14	16		320		

注1) 第6～31回に関しては、「教育審議会職員出席調」の資料が欠如しているため、会議録出席者名簿のみによる。

整理委員会（教育行財政）出席・発言表

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	出席回数	発言会議数	
年	41								7 7 7			9 9 9 9						
月	6 6 6 7 7 7 7 7								7 7 7			9 9 9 9						
日	20 25 27 2 4 9 11 16								18 23 25			12 17 19 24						
議題	中央教育行政								地方教育行政・教育財政			要 綱						
総裁 鈴木貫太郎 特委員長 林博太郎 整理委員	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	10 14 15	0 13 15	
1 後藤 文夫	●	×	●	○	●	●	○	○	×	○	×	×	×	×	⊖	9	5	
2 平賀 次郎	●	×	×	○	×	○	○	○	●	○	●	×	×	×	×	7	6	
15 松浦 鎮次	●	●	○	×	●	●	○	○	●	○	●	●	○	●	●	14	10	
21 赤間 信義	●	○	●	○	●	●	○	○	×	×	●	○	×	×	×	12	7	
22 赤穂 積一	●	○	×	●	●	○	○	○	×	×	●	×	○	⊖	○	12	9	
30 下村 寿吉	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	○	●	●	14	13	
32 伊東 延吉	×	○	○	○	×	○	×	×	●	○	×	×	○	×	×	8	4	
36 田中 積作	●	●	●	○	○	○	○	○	●	○	●	●	○	●	○	15	10	
53 河原 春種	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	●	○	○	○	15	11	
60 上原 敬一	●	×	×	×	×	×	○	○	●	○	×	●	○	●	●	11	9	
62 添田 信太郎	×	×	×	×	×	×	○	○	●	×	×	●	○	×	●	7	5	
63 佐々井 信太郎	●	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	15	11	
66 安藤 正純	×	○	×	×	×	×	×	○	●	○	×	●	○	○	○	9	6	
71 三国 池田三郎	●	○	×	●	○	○	○	○	●	○	●	●	○	●	●	14	10	
幹事 小川 菊池豊三郎	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	⊖	×	4	0	
留 岡 幸男	×	×	⊖	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	0	
永井 義浩	×	×	○	×	×	⊖	×	×	×	×	×	×	×	○	×	3	0	
田中 野善	○	⊖	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	0	
有内 光次郎	○	⊖	○	○	○	⊖	×	×	×	×	×	×	×	○	×	3	0	
加藤 良男	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	⊖	○	12	2	
堀 英一	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	⊖	15	8	
関 一	×	×	⊖	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	0	
傍聴委員 小田 信三	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	○	○	●	4	1	
25 田尻 常忠								○				○	⊖	○	●	1	0	
41 松岡 忠一												○				1	0	
番外																		
小川義章(教学官)	●															1	1	
下村市郎(督学官)	●															1	1	
藤野 恵(教学局長官)		●														1	1	
水野 敏雄(督学官)			●				⊖									2	1	
松尾 長造(文部省図書局長)				●			●									1	1	
阿原 謙蔵(文部省宗教局長)					●		●									2	2	
小笠原 道生(文部省体育局長)						●	●	⊖								2	1	
倉林 源四郎(督学官)							●									1	1	
荒川 五郎(私立中等学校恩給財団理事)									●	●						1	1	
清水 芳松(私立中等学校恩給財団監事)									●	●						2	2	
若月 岩吉(私立中等学校恩給財団監事)									●							1	1	
出席者数	21	17	20	16	17	21	24	20	18	18	11	19	19	19	17	277		
発言者数	16	11	14	11	8	15	18	3	14	9	11	14	1	10	14		169	

二 発 言 者 索 引

注 会議種別の略称と表記形式は以下の通り。

【総】総会

【整一中】整理委員会・中等教育

【特】特別委員会

【整一高】整理委員会・高等教育

【整一初】整理委員会・青年学校、
国民学校及師範学校

【整一社】整理委員会・社会教育

【整一行】整理委員会・教育行政及財政

例 【特】35-⑨-44 特別委員会第35回、会議録第9輯44頁

〈あ 行〉

相 京 伴 信

【整一社】20-⑰-202

赤 間 信 義

【特】48-⑩-34 56-⑬-81. 82. 86. 88
58-⑭-92

【整一高】17-⑫-150 31-⑬-419
38-⑭-255 41-⑭-376. 403. 404.
405. 406. 407. 411. 412. 413. 414. 415.
420. 421. 424. 427 42-⑮-21. 23 43
-⑮-53. 64. 65. 66. 67. 68. 72. 73. 74.
75. 78. 79 44-⑮-84. 85. 86. 87. 89.
90. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 112.
113. 114

【整一行】1-⑳-43. 53 3-⑳-82. 116
5-⑳-152. 154. 156 6-⑳-162. 163
7-⑳-189 10-㉑-79. 81 11-㉑
-101. 107

朝比奈 策太郎

【総】1-①-6

安 達 禎

【特】35-⑨-44. 46. 47. 55. 56. 58. 59

【整一高】4-⑩-90 9-⑪-180 13-⑪
-320. 321. 325 17-⑫-154 19-⑫
-224. 227. 275 20-⑬-38 23-⑬
-147. 149 26-⑬-279 27-⑬-280.
283 31-⑬-417 33-⑭-23. 26. 33
34-⑭-38. 40. 41. 42. 43. 47. 49. 50. 51.
53. 58. 62. 83. 86. 89 35-⑭-97. 115.
128. 129. 132 37-⑭-194. 195. 202.
208. 210. 211. 213. 214. 215. 216. 217.
219. 221. 222. 223. 224. 225. 229. 231.
234. 237 38-⑭-257. 258. 259 39
-⑭-282. 284. 285. 286. 287. 291. 292.
296. 303. 305. 307. 316. 317 40-⑭
-326. 327. 345. 349. 351 41-⑭-357.
358. 360. 361. 364. 365. 367. 375. 378.
385. 389. 390. 398. 399. 408. 409. 410.
411. 418. 419. 420. 421. 430 42-⑮-3.
4. 5. 22 43-⑮-40. 41. 44. 51. 52. 53.
64. 68. 70. 71. 73. 75. 79 44-⑮-89.
109. 111 45-⑮-117. 147. 149 46
-⑮-151. 155. 164. 170. 171. 172. 173.
177 47-⑮-209 48-⑮-216. 217.
218. 224. 225. 229 49-⑯-7
【整一社】17-⑰-42 20-⑰-180 24
-⑱-56. 57. 82 25-⑱-87. 88. 89. 91.
92. 95. 96. 99. 100. 102 26-⑱-142.

143 29-⑱-264 31-⑱-355

阿原謙蔵

【整一行】6-⑳-179 7-㉑-183. 188.
189. 190. 191. 192. 194. 196. 197. 198.
200. 201

阿部信行

【総】11-⑥-3

荒井賢太郎

【総】1-①-3. 4. 5. 9. 15 2-②-3. 4. 15.
21. 26. 33. 34. 39. 45 3-②-48. 52. 67.
70. 73. 79 4-②-86. 94. 100. 112. 113.
115

荒川五郎

【整一行】10-㉑-58. 65. 66. 67. 68. 70.
71. 73. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 85

荒木貞夫

【総】9-④-3 10-⑤-50. 53. 63
【特】11-③-90 21-⑥-63 29-⑦
-219

有光次郎

【特】44-⑩-379. 443. 444
【整一中】9-⑤-231. 232. 233. 234 34
-⑨-126. 128. 129. 130. 131. 132. 133.
136 39-⑨-329. 390 40-⑨-439.
441. 442. 443. 444. 453. 454
【整一高】27-⑬-283. 288. 289. 290
50-⑱-40. 44. 45. 46. 47. 51. 56. 57. 60.
61. 63. 64. 66
【整一行】4-⑳-140. 141 12-㉑-112.
117

安藤正純

【総】2-②-26 8-③-161 10-⑤-75.

76

【特】2-①-10. 18 7-②-107 18-⑤
-13. 43. 44 21-⑥-21. 30 23-⑥
-184. 188. 197. 204. 205. 206. 208. 211
24-⑦-22. 31 27-⑦-141 29-⑦
-212. 213. 227 31-⑧-54. 68 32-⑧
-161. 164. 168. 177. 184 33-⑧-196.
198. 201. 202. 207 34-⑨-17. 18 35
-⑨-48. 80. 82. 83. 99 36-⑨-137
44-⑩-397. 433. 444. 446 47-⑩
-559. 562 54-⑫-138. 148. 157 55
-⑬-44. 45. 46. 47. 49 56-⑬-65. 66.
67. 69. 70. 71. 73. 74. 77. 79. 100. 101.
102. 103. 117. 128. 129. 130. 132 58
-⑭-72. 87. 88. 91. 94. 98 60-⑭-166
【整一高】2-⑩-19. 21. 22. 23. 24. 31.
32. 33 4-⑩-100. 104. 117. 118. 120
13-⑪-311 17-⑫-166. 173 37-⑬
-182. 185. 187. 191. 192. 193. 194. 195.
197. 198. 231 43-⑮-58. 59. 61. 62
46-⑮-177
【整一社】12-⑯-246. 254
【整一行】2-⑳-71. 74 3-㉑-112 7
-⑳-183. 191. 193. 194. 197. 198. 201.
229. 230. 233 9-㉒-47. 48. 49. 50. 51.
54. 56. 57 10-㉓-70. 71. 72. 77. 78
15-㉔-167. 170. 171. 172. 177

飯沼一省

【整一社】24-⑱-66. 70. 71. 72. 79

石井忠純

【特】6-②-61 22-⑥-113. 121. 135
23-⑥-189. 216
【整一初】10-②-125. 128. 129 16-③
-216. 219. 220. 228
【整一高】22-⑬-56. 61. 63. 64. 65. 66

石 黒 英 彦

【特】32-⑧-105. 145. 148. 163 33-⑧-193. 194. 197. 199. 212

【整一中】2-⑤-2. 50 11-⑥-43. 48. 54 15-⑥-339 17-⑥-384

石 原 忍

【特】38-⑩-91 39-⑩-183 43-⑩-372

【整一高】7-⑩-27. 30. 46. 48. 62. 67. 68. 70. 73 8-⑪-88. 89

伊 東 延 吉

【總】1-①-6 2-②-12. 15. 26 3-②-51 4-②-90. 93 9-④-31. 35. 37 10-⑤-48. 53

【特】2-①-8. 9. 16 3-①-53. 63. 71 5-②-19 6-②-49 7-②-90. 107. 131. 135 8-②-185 10-③-64. 68 12-③-123. 163 13-③-173. 211 14-③-250 15-④-27. 32. 34. 37. 40. 42. 44 16-④-57. 68. 79. 91 17-④-101. 122. 123 18-⑤-10. 11. 26. 32. 45 19-⑤-58. 62. 67. 68. 72. 73. 76. 77. 79. 84 20-⑤-110. 128 22-⑥-98. 139 23-⑥-182. 192. 197. 209 24-⑦-3. 6 25-⑦-62. 67 29-⑦-217 52-⑩-79

【整一初】2-①-4. 6. 7. 22. 26. 27. 28. 34. 35. 36. 37. 38. 45 3-①-48. 50. 51. 56. 60. 64. 79 4-①-117. 126. 132. 139. 142. 143. 144. 154. 157. 163. 164 5-①-167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 178. 179. 180. 182. 183. 185. 186. 187. 216. 218. 219. 228 6-①-239. 240. 241. 243. 245. 249. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259 8-②-32. 37. 41. 57. 61. 87. 90 9-②-107. 112. 113. 119 10-②-135. 138. 140 11-②

-175. 205. 216. 217. 218. 219. 222. 237 12-②-243. 249. 253. 257. 265. 274 14-③-116. 119 15-③-148. 152 16-③-208. 212. 236. 237. 239. 244. 246. 250. 251. 256 19-③-376. 377. 378. 382. 383 21-④-48. 78. 80. 90. 91 23-④-208. 213 24-④-215. 238. 243 25-④-250 26-④-279 27-④-287. 294. 295. 305. 306. 308. 311. 316. 318. 319. 320. 321. 322. 340. 342. 343. 345. 347. 353. 354. 355 28-④-356. 364. 365. 380. 385. 386. 390. 391. 394. 408. 409. 414. 419. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 432. 434. 435 29-④-440. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 453. 454. 456. 457. 459. 461. 464. 465. 468. 470. 471

【整一社】4-⑩-116 16-⑩-36 19-⑩-150. 151. 168 22-⑩-16 23-⑩-19. 25. 26. 28. 30. 32. 33 26-⑩-137. 140. 141. 142. 143. 144. 146. 147. 148. 149 27-⑩-152. 154. 157. 162. 163. 164. 165. 168. 169. 179. 180. 185. 193. 198. 201 28-⑩-223. 224. 225. 226. 229. 230. 231. 233. 234. 238. 239. 252. 253 30-⑩-302. 304. 305

【整一行】2-⑩-63. 64. 68. 73 3-⑩-83. 100 4-⑩-142 9-⑩-16

稲 田 清 助

【整一高】50-⑩-53. 56

今 井 登 志 喜

【特】38-⑩-110 39-⑩-185 47-⑩-557

【整一高】16-⑩-94. 96. 126. 143. 146

岩 原 拓

【特】8-②-142. 145. 150. 154 22-⑥

-119

【整—初】12-②-266. 269. 270. 271.
272. 273. 274. 275. 276 19-③-331.
338. 348 27-④-326. 328. 329 28
-④-418. 419

岩松五良

【整—高】19-⑫-260

上田貞次郎

【特】42-⑩-311. 326. 328. 330. 333
43-⑩-357 44-⑩-399

上原種美

【總】3-②-73

【特】4-①-103 5-②-28 14-③-230
15-④-42. 43 16-④-60 21-⑥-56.
65. 81. 84. 85. 86 22-⑥-99. 136. 143.
149. 150. 151. 155. 160 23-⑥-177.
178. 203. 204. 205 26-⑦-81 27-⑦
-137 31-⑧-19 32-⑧-143. 148.
150. 158. 159. 160. 184 35-⑨-94. 95
40-⑩-206. 234 42-⑩-331. 333
43-⑩-365. 366. 372 44-⑩-422
46-⑩-503. 508 47-⑩-565 54-⑫
-138 55-⑬-36. 37 56-⑬-57. 94.
97. 118. 121 58-⑭-40. 88 59-⑭
-112

【整—高】2-⑩-4. 7. 23 3-⑩-37. 50.
69. 70. 71. 73. 75. 79. 80. 81. 82. 84. 85.
86 4-⑩-93. 121 10-⑪-196 11
-⑪-209. 210. 215. 216 12-⑪-249.
251. 257. 262 13-⑪-286. 291. 303.
323. 326. 332. 334. 335 14-⑫-29. 33
15-⑫-83 16-⑫-118. 122 17-⑫
-164. 166. 169. 170. 173 18-⑫-178.
188. 190. 219. 222 19-⑫-233. 237.
240. 242. 243. 252. 253. 254. 255. 256.
257. 258. 259. 263. 273 20-⑬-1. 2. 3.

13. 24. 26. 32. 34. 35. 36 21-⑬-43.
47 22-⑬-63. 64. 65. 73. 74. 75 23
-⑬-109. 123. 124. 132. 134. 135. 138.
139. 140. 144. 145. 146. 147. 148. 149.
150. 151. 152. 155. 156. 157. 158 24
-⑬-166. 167. 168. 174. 178. 179. 180.
181. 182 26-⑬-256. 258. 259. 271.
277. 279 27-⑬-289 28-⑬-314.
317. 319. 320. 339. 343 29-⑬-347.
349. 350. 351. 358. 362. 363. 364. 365.
366. 367. 368. 369. 370. 372. 373. 376.
377 30-⑬-394. 398. 413 31-⑬
-437. 442. 443 32-⑬-446. 447. 448.
450. 451. 452. 453. 454. 456. 457. 458.
464. 465. 466. 467 33-⑭-23. 25. 28.
29. 30. 32. 33. 34. 35 34-⑭-53. 55.
56. 58. 59. 60. 66. 70. 71. 74. 75. 80. 82.
83. 86. 87. 91 35-⑭-94. 95. 98. 100.
101. 102. 107. 108. 109. 110. 112. 113.
114. 117. 118. 119. 120. 121. 127. 128.
129. 130. 132. 133. 134. 135. 136. 137.
138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 149.
151. 153. 158 37-⑭-164. 165. 167.
168. 170. 171. 173. 174. 175. 178. 179.
191. 192. 203. 207. 208. 209. 211. 214.
215. 217. 222. 229. 232. 233. 237 38
-⑭-240. 241. 242. 243. 244. 245. 246.
247. 249. 250. 253. 254. 259. 262. 263.
265. 268. 269. 270. 271. 272. 273 39
-⑭-288. 289. 290. 291. 292. 300. 305.
306. 307. 308. 311 40-⑭-320. 324.
325. 327. 328. 331. 332. 333. 334. 335.
337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 345.
346. 348. 350. 351. 353. 354 41-⑭
-357. 359. 361. 362. 363. 364. 365. 366.
367. 369. 370. 371. 372. 375. 378. 379.
380. 384. 385. 386. 387. 390. 399. 400.
401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408.
409. 411. 413. 417. 424. 425. 426. 429.

430. 431 42-⑮-2. 4. 10. 21. 23 43
 -⑮-39. 44. 59. 62. 64. 65. 76. 81 44
 -⑮-84. 85. 88. 89. 92. 93. 95. 97. 98.
 101. 103. 104. 105. 106. 107. 108 45
 -⑮-133 46-⑮-183 47-⑮-200.
 209 48-⑮-220. 221. 222. 223. 224.
 225. 226. 229. 230. 231. 232. 233. 234.
 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241 49
 -⑲-2. 21 50-⑲-47. 51. 68 51-⑲
 -71. 72. 88. 89. 90. 92. 93. 94. 95. 96.
 98. 109. 115. 124. 126. 127. 128. 129.
 130. 131. 132 52-⑲-138. 139. 141.
 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149.
 154. 158. 159. 160. 161. 167. 171. 172.
 174. 175. 176. 177. 178. 179. 181. 183
 【整一行】 1-⑳-2. 15. 30. 47. 53. 55 6
 -㉔-159. 160. 161. 162. 163 7-㉔
 -188. 212. 219. 222. 223. 225 9-㉔
 -23. 26. 27. 28. 30. 31. 35. 37. 39. 45.
 46. 47. 49. 50. 51. 54 10-㉔-74. 75
 11-㉔-89. 92. 93. 94. 98. 99. 100. 101.
 103. 104. 106. 107. 108 12-㉔-113.
 119. 126. 127. 128. 129. 136. 137. 139.
 140. 141. 142. 143. 145 14-㉔-149.
 150. 151. 152. 153. 154. 155. 157. 158.
 159. 161. 162 15-㉔-174

薄井周介

【整一中】 25-⑦-343. 351. 355. 357

内田祥三

【特】 41-⑩-280

【整一高】 9-⑪-146. 156. 160

内山良男

【総】 12-⑦-4. 67 13-⑧-2 14-⑧
 -39

【特】 55-⑬-3. 38 56-⑬-59. 81. 84.
 88. 112. 134 59-⑭-104. 125. 136

60-⑭-152 61-⑮-13. 27. 29. 37. 41
 【整一高】 44-⑮-88 49-⑲-2 50
 -⑲-53 51-⑲-92. 94. 97. 98. 99. 106.
 111. 112. 127. 131. 134 52-⑲-136.
 138. 139. 141. 142. 143. 146. 147. 150.
 151. 152. 153. 154. 157. 158. 159. 161.
 170

【整一社】 17-⑰-39. 40. 43. 52. 55 18
 -⑰-76 20-⑰-234 22-⑱-1. 14.
 15. 16. 17 23-⑱-20. 22. 25. 29. 30.
 31. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 45. 47.
 48. 49. 50. 51. 52 26-⑱-137. 140.
 141. 142 27-⑱-152. 166. 168. 169.
 175. 176. 179. 183. 186. 203. 205. 206.
 209. 210. 211. 212. 214. 215. 216. 217
 28-⑱-219. 228. 234. 235. 239. 246.
 247. 250. 253. 254 29-⑱-256. 259.
 266. 268. 269. 271. 274. 276. 279. 280.
 282. 283. 284. 286. 287. 288. 289. 290
 30-⑱-291. 295. 298. 301. 303. 304.
 305. 307. 308 31-⑱-315. 324. 332.
 334. 336. 342. 346. 347. 348. 352. 355.
 356. 358. 360. 361. 362

【整一行】 1-㉔-3 3-㉔-116 6-㉔
 -164. 165 9-㉔-52. 55 11-㉔-87.
 89. 90. 93. 104. 105 12-㉔-110. 113.
 114. 115. 126. 128. 129. 130. 131. 134.
 135. 137. 138. 139. 140. 143. 144. 146
 14-㉔-154. 156. 158. 159. 161. 162
 15-㉔-165. 172. 173. 175. 176. 177

大久保利武

【総】 5-③-20

大蔵公望

【総】 5-③-9

【特】 4-①-112 12-③-142 15-④
 -30. 33 22-⑥-123. 124 27-⑦-121
 39-⑩-133 51-⑫-16. 17. 32 55

-13-40. 41. 42 56-13-57. 59. 60. 70.
100. 104. 106. 107. 108. 110. 112. 113.
114. 115. 116. 117. 118. 121. 123. 127.
132. 133. 134 57-14-14 58-14-49.
59. 60 61-15-9. 11

【整一中】28-8-100. 105

【整一高】49-19-8. 16. 17. 21

【整一社】3-16-44. 49

大迫 秀

【整一高】29-13-385

太田 可夫

【整一高】10-11-191. 195. 196. 197.
198. 199

大村 清一

【総】11-6-4. 35. 41. 43

【特】34-9-4. 7 35-9-102. 104. 105
36-9-108. 135 44-10-380

【整一高】3-10-72

小笠原 豊光

【特】28-7-167. 169

【整一中】10-6-8. 9. 11. 12. 14. 15. 16.
20. 23. 35 11-6-38. 39. 78. 92. 93.
99 12-6-129. 130. 131. 133 13-6-
-149. 160. 161. 164. 165. 168. 169. 170.
174. 186. 188 14-6-234. 249 15
-6-339 17-6-384. 407 19-7-63
20-7-119. 146. 147. 148. 149 25-7-
-353. 358. 359

小笠原 道生

【特】35-9-63. 70

【整一高】18-12-190 28-13-323.
324. 325. 327. 328. 330. 335. 336. 337.
338. 340 33-14-1. 7. 9. 10. 13. 16. 17

【整一社】21-17-255. 269

【整一行】7-20-231. 234. 237

小川 正通

【整一高】33-14-19

【整一社】24-18-58

小川 義章

【整一行】1-20-40

小倉 正恒

【特】4-1-99 28-7-169

小田 成就

【特】54-12-155

小野島 右左雄

【整一初】8-2-25. 29. 52. 54 11-2-
-228

【整一中】8-5-164. 186 29-8-172
40-9-408. 409. 410. 420. 421. 431.
432. 435. 436. 437. 438

小野 奈良治

【整一高】29-13-365

〈か 行〉

加藤 恂二郎

【特】35-9-54. 55 58-14-59. 60

【整一高】34-14-65 46-15-157 49
-19-5. 15. 16 50-19-50. 51 51-19-
-120. 122

金井 浩

【特】35-9-40

【整一中】12-6-101 13-6-151.
161. 162. 170. 176. 191. 193. 195 14
-6-221. 224. 225. 228. 231 15-6-

-290 17-⑥-390 21-⑦-165 33
-⑨-91 37-⑨-267 39-⑨-348.
353. 365
【整一高】19-⑫-270

上 条 秀 介

【整一高】26-⑬-263. 269. 270. 271.
272. 273. 274. 275. 276. 277. 278

河 原 春 作

【總】12-⑦-67
【特】55-⑬-37. 38 56-⑬-77. 84. 85.
102. 103. 130. 132 58-⑭-63
【整一行】1-⑳-3. 38 2-⑳-59. 62 3
-⑳-81. 82. 83. 116 5-⑳-153. 154.
155. 156 6-⑳-163 7-⑳-211. 227.
228. 229. 230 9-⑳-43 11-㉑-89.
90. 91. 93. 98. 106. 107 12-㉑-126.
139. 140. 142. 144. 146 14-㉑-155.
156. 157. 162 15-㉑-171. 172. 173

河原田 稼 吉

【總】11-⑥-3
【特】34-⑨-21 45-⑩-471. 473. 475.
477. 478

菊 池 豊三郎

【總】12-⑦-3
【特】54-⑫-154. 169 56-⑬-104.
105. 128. 129 57-⑭-9 58-⑭-48.
59
【整一高】45-⑮-117. 134 52-⑰-161
【整一社】6-⑯-202. 207 9-⑰-235
21-⑰-248. 254

北 島 多 一

【整一高】27-⑬-291. 292. 293. 294.
295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302.
303. 304

木 戸 幸 一

【總】1-①-3. 5. 10. 13. 14 2-②-3. 11.
20. 25. 31. 34. 37. 43

紀 俊 秀

【總】11-⑥-36. 42

草 鹿 任 一

【特】54-⑫-144

熊野御堂 定

【整一高】43-⑮-27

倉 林 源四郎

【整一行】7-⑳-212. 217. 218. 223

栗 林 信 朗

【整一社】19-⑰-147. 153. 155. 162.
170

栗 本 義 彦

【整一社】21-⑰-259. 265. 266. 267

桑 田 芳 蔵

【整一中】27-⑧-69. 75. 77. 81. 87

小 泉 信 三

【總】5-③-26 11-⑥-36
【特】39-⑩-176 41-⑩-255. 258.
259. 261 43-⑩-347. 348. 354. 355.
357 47-⑩-576 49-⑪-108 52
-⑫-74. 76 56-⑬-133 58-⑭-53.
59 60-⑭-145. 172 61-⑮-42
【整一高】2-⑩-14. 16. 24 3-⑩-57.
58 8-⑪-89. 93. 94. 106 9-⑪-110.
113. 117. 118. 154. 157. 161. 162. 165.
167. 169. 170. 171. 180 10-⑪-189.
197. 198 11-⑪-233. 241. 242 12
-⑪-254. 258. 270 13-⑪-310. 333.

334. 335. 336 18-⑫-218. 222 19
-⑫-241 23-⑬-142. 149. 150. 156.
157. 158 25-⑬-227. 228. 239. 240.
241. 242. 249 27-⑬-300. 301 28
-⑬-340. 341. 342. 343 29-⑬-350.
351 30-⑬-411. 414. 415 31-⑬
-441. 442. 443 32-⑬-446. 451 34
-⑭-61. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70.
76. 77. 78. 79. 89. 90. 91. 92 35-⑭
-94. 95. 96. 100. 101. 102. 110. 111.
112. 113. 114. 120. 122. 123. 124. 126.
134. 135. 137. 138. 140. 143. 144. 151.
152. 153. 156. 157. 158. 159 37-⑭
-196. 201. 204. 205. 206. 208. 217. 218.
220. 221. 231. 232 38-⑭-241. 242.
244. 256. 257. 258. 262. 263. 264. 267.
268. 271. 273 39-⑭-279. 282. 283.
285. 286. 287. 290. 307. 310. 311 40
-⑭-354 41-⑭-375. 377. 399. 400.
401. 402. 405. 407. 408. 409. 412. 416.
417. 420. 423. 425. 428 42-⑮-4. 21
43-⑮-27. 28. 54. 56. 65. 66 46-⑮
-188 48-⑮-229. 240 50-⑲-69
52-⑲-140. 145. 146. 147. 148. 149.
154. 156. 157. 162. 168. 173. 174. 175.
176. 177. 178. 179. 181. 182

【整一行】15-⑳-168

額 額 弥 三

【特】55-⑬-43

【整一社】16-⑰-2. 35 17-⑰-72
18-⑰-128. 142. 143 19-⑰-146
20-⑰-182. 198 21-⑰-251. 254
22-⑱-11. 12. 13 23-⑱-18. 28 24
-⑱-81 25-⑱-87. 94. 97. 102. 103.
104. 114 26-⑱-133. 134. 135. 148
28-⑱-224. 240. 241. 243. 244. 245.
251. 252 29-⑱-267. 268. 270. 272.
273. 277. 278. 280. 281. 287 30-⑱

-295. 297. 299. 300. 302. 304. 306. 314
31-⑱-320. 331. 339. 352. 354. 364

香 坂 昌 康

【総】2-②-39 7-③-108

【特】2-①-9. 10. 14 7-②-126. 135
10-③-51 15-④-24 28-⑦-150.
186 30-⑦-251 31-⑧-25. 28. 77
49-⑪-90. 92. 110. 124 50-⑪-180.
182 56-⑬-120. 121. 131 61-⑮
-14. 27. 29. 31. 35. 36

【整一初】2-①-7. 10. 19. 20. 22. 35. 36.
38. 39. 40. 41. 42. 44 3-①-50. 60. 83.
84. 89. 93. 96. 100. 110 4-①-119.
140. 142. 143. 149. 151. 154. 156. 158.
159. 160. 161. 162 5-①-172. 178.
180. 181. 182. 185. 186. 187. 203. 216.
217. 218. 223. 229 6-①-243. 244.
245. 246. 247 7-②-2. 9. 22 8-②
-29. 73 9-②-97. 106. 112. 113. 115
10-②-140. 142. 143. 144. 146. 148.
149. 163 11-②-173. 178. 182. 194.
198. 228. 237 12-②-246. 247. 249.
261. 262. 265. 269. 272. 273. 274. 275.
276. 278. 281. 282. 283. 285 13-③
-26. 27. 31. 34 14-③-73. 86. 105.
108. 119 15-③-124. 128. 154. 176
16-③-196. 204. 235. 237. 242. 245.
251. 252. 253. 254 18-③-319. 321.
322. 325 19-③-351. 352. 358. 362.
363. 366. 370. 373. 374. 379. 383. 387.
389. 390 20-④-37 21-④-40. 44.
45. 55. 69. 84. 90. 91 22-④-92. 93.
94. 96. 99. 102. 105. 116. 147. 148. 149.
151. 157 23-④-169. 171. 172. 191
24-④-224. 226. 238 25-④-247. 261
27-④-310. 312. 315. 319 28-④
-391. 392. 397. 399. 400. 401. 405. 406.
421. 422. 423. 432. 435. 436 29-④

-439. 440. 444. 445. 446. 449. 451. 453.
458. 459. 464. 465. 468
【整一社】3-⑩-49. 59 4-⑩-88. 120.
132 6-⑩-177. 197. 205. 208. 210 9
-⑩-235 12-⑩-254 13-⑩-269.
271. 272 15-⑩-318 16-⑩-19
17-⑩-50. 53. 55. 56. 57 18-⑩-91
20-⑩-189. 211. 214. 234 22-⑩-8.
9. 16. 17 26-⑩-123. 124. 125. 128.
130. 131. 132. 133. 134. 140. 147. 148
28-⑩-225 29-⑩-259. 264. 267.
268. 269. 272. 273. 274. 276. 278. 280.
284. 286 30-⑩-311. 312. 313. 314
31-⑩-325. 327. 331. 332. 340. 351.
354. 355. 356. 358. 360. 362

後藤文夫

【特】2-①-12. 16. 21. 32 3-①-39. 79
4-①-92 8-②-154. 167. 187. 188
10-③-68 14-③-220. 246 17-④
-135 20-⑤-123 22-⑥-165. 166
24-⑦-2. 29 28-⑦-190 30-⑦
-243. 277 34-⑨-18 36-⑨-140.
141 39-⑩-139. 140. 172 40-⑩
-225. 228. 231 41-⑩-243. 252. 271.
276. 287 42-⑩-326. 328. 334 43
-⑩-373. 374 44-⑩-422. 444. 446
45-⑩-473. 477. 480 46-⑩-512
54-⑩-167 57-⑩-19. 24 59-⑩
-133 60-⑩-153. 154. 155. 158
【整一初】2-①-12. 15. 23. 33. 35. 46
3-①-54. 56. 59. 85. 86. 87. 88. 96. 97
4-①-118. 126. 162 5-①-167. 173.
174. 176. 177. 179. 181. 182. 183. 184.
185. 186. 187. 188. 190. 193. 194. 195.
202. 204. 213. 214. 215. 224 6-①
-241. 242. 248. 256. 257. 263 7-②-3.
10. 21 8-②-51. 53. 56. 60. 78. 80. 82.
83 9-②-95. 98. 113. 114. 115. 116.

117. 118. 120. 121 10-②-129. 143.
144. 146. 149. 150. 155. 160. 165. 166
11-②-195. 197. 198. 200. 202. 203.
206. 208. 210. 213. 214. 217. 224. 225.
226. 227. 231. 234. 235. 238 12-②
-245. 246. 251. 252. 253. 254. 256. 258.
259. 261. 262. 263. 287. 288. 290 13
-③-1. 4. 5. 18. 59. 61 14-③-68. 74.
75. 109. 112. 113. 116 15-③-132.
136. 166. 167. 170. 177. 183 16-③
-235. 236. 241. 244. 246. 250 17-③
-258. 272. 273. 276. 279. 281. 282. 283.
285. 287. 288. 290. 296. 299. 301. 302.
303. 309. 312 18-③-316. 319. 324.
325. 326. 328 19-③-356. 365. 366.
368. 370. 375. 376. 378. 379. 381 20
-④-22. 32. 34 21-④-39. 41. 42. 54.
55. 57. 60. 61. 76. 78. 88 22-④-102.
127. 132. 134. 135. 139. 140. 143 23
-④-164. 166. 175. 184. 189. 194. 208.
210. 211 24-④-234. 236. 237. 239.
243 25-④-258. 261 27-④-296.
301. 302. 303. 312. 318. 319. 321. 322.
323. 324. 325. 326. 327. 329. 330. 333.
341. 345. 346. 347. 348 28-④-358.
360. 365. 368. 376. 378. 379. 380. 381.
384. 385. 395. 423. 424. 425. 426. 427.
429. 431. 434. 435. 436. 437 29-④
-439. 443. 445. 447. 451. 458. 459. 470.
471
【整一中】2-⑤-6 6-⑤-126. 127. 128.
129 7-⑤-141. 142 8-⑤-182. 184.
192. 193. 197. 198. 199. 200. 201. 202.
203. 204. 205. 206 9-⑤-233. 234.
235 10-⑥-2. 4. 10. 22. 28 11-⑥
-43. 51 12-⑥-125. 126. 127. 129.
131 13-⑥-162. 164. 165. 166. 168.
169. 172 15-⑥-321. 326 17-⑥
-392. 393 18-⑦-28 19-⑦-48. 49.

56. 58. 61. 98 20-⑦-119. 120. 136.
142. 150. 151. 152 21-⑦-163. 164.
165 22-⑦-212. 213. 214. 225. 230.
231 23-⑦-254. 256 24-⑦-292.
311. 313. 314. 315. 317. 323 25-⑦
-362. 370. 372. 374 26-⑧-8. 9. 24.
25. 26. 28. 29. 32. 38. 41. 48. 51 27
-⑧-84. 85 28-⑧-111. 115. 128. 137.
140 31-⑨-22. 34 32-⑨-69. 72.
73. 78. 82 33-⑨-94. 119 34-⑨
-144. 145. 146. 152. 156. 158 35-⑨
-163. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171.
172. 173. 174. 175. 176. 177. 181. 183.
184. 185. 186 37-⑨-248. 249. 252.
253. 254. 255. 258. 259. 260. 264. 270.
271. 272. 273 40-⑨-456. 457. 458.
459. 460. 473. 474. 477. 480
【整一高】5-⑩-145. 148 7-⑪-21. 22.
25. 26 8-⑪-101. 102. 104 9-⑪
-147. 150. 151. 152. 153 10-⑪-205
11-⑪-229 12-⑪-259. 261. 262.
263. 264. 265. 267. 269. 272 13-⑪
-323. 324. 325. 327. 329. 332. 334 15
-⑫-88 16-⑫-112. 136. 138. 139.
140 17-⑫-163. 164. 165. 166. 167.
168. 169. 170. 171. 172. 173 20-⑬
-37 21-⑬-41. 47. 49 23-⑬-109.
111. 113. 115. 116. 118. 120. 131 25
-⑬-210. 211. 213. 242. 246. 247. 248
27-⑬-299 28-⑬-314. 315. 316.
317. 318. 319. 325. 327 29-⑬-348.
349. 377 30-⑬-411 32-⑬-464
35-⑭-108. 109. 111. 113. 116. 120.
124. 125. 126 38-⑭-248. 261. 268
39-⑭-287. 289. 292. 293 40-⑭
-327. 339. 340 41-⑭-379. 426 48
-⑮-223. 225. 228. 233. 234. 235 49
-⑮-18 51-⑮-90. 98. 100. 101. 106.
110. 117

【整一社】1-⑯-3. 8 4-⑯-75. 86. 87.
88 5-⑯-148. 157. 161. 163 12-⑯
-255 14-⑯-284. 289. 294. 295 17
-⑰-68. 69. 70. 72 19-⑰-172. 178
23-⑱-34. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 43. 44.
45. 46. 48. 50. 52
【整一行】1-⑳-54. 55 3-㉑-110. 111
4-㉑-140. 141 6-㉑-171. 172 7-㉑
-228

小林秀雄

【整一中】29-⑧-152. 153. 154. 155.
156. 157. 158

小山隆

【整一社】18-⑰-89. 100. 129. 131. 133.
136. 141. 142 20-⑰-185. 189. 190.
191. 195. 201

小山知一

【特】35-⑨-29. 43. 46. 48. 50. 57. 61
36-⑨-118. 124. 125. 126
【整一中】19-⑦-110 26-⑧-6. 7
30-⑧-221. 233. 234 32-⑨-61. 62
33-⑨-104 38-⑨-283 39-⑨-331.
357. 365

近藤寿治

【整一中】8-⑤-187. 188. 189
【整一社】19-⑰-148. 150. 151. 152.
156

〈さ 行〉

坂口康蔵

【整一高】7-⑪-2. 31. 38. 49. 57. 64. 69.
71. 72. 73 8-⑪-91

作 田 莊 一

【總】4-②-113 9-④-36. 40. 42. 43.
44

【特】2-①-22 17-④-127 21-⑥
-77. 80 22-⑥-101. 144. 146. 148.
149. 150

桜 井 賢 三

【特】35-⑨-36

【整一中】12-⑥-102 15-⑥-303
16-⑥-374 18-⑦-9. 18. 22. 30. 34
19-⑦-66. 75. 79. 81. 82. 90. 106. 111
21-⑦-171. 174. 187 22-⑦-199.
200. 202. 206. 207. 208. 209. 210. 211.
212. 213. 214. 218. 219. 224. 225. 232
23-⑦-241. 244. 245 24-⑦-311.
313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320.
321. 322. 323 25-⑦-359. 363. 365.
367. 369. 370. 372. 373 30-⑧-177.
180. 181. 184. 185. 189. 191. 209. 235.
236. 237 31-⑨-8. 23. 24. 25. 30. 37
32-⑨-42. 70. 75. 76. 77. 79. 81. 82
33-⑨-85. 86. 104. 105 34-⑨-147.
149. 150. 151 35-⑨-181 37-⑨
-249. 250. 252. 253 38-⑨-285. 291.
297. 301. 304. 305. 306. 307. 308. 309.
310. 311. 313. 319. 324. 325. 326 39
-⑨-332. 333. 335. 343. 344. 364. 369
40-⑨-456. 466. 467. 469. 470. 476

桜 井 役

【整一中】8-⑤-170. 174. 176. 178. 181.
184. 186

佐々井 信太郎

【總】3-②-52 8-③-149

【特】2-①-27. 31 3-①-49. 63 6-②
-75 8-②-188 9-③-18 10-③-69
13-③-204 16-④-65. 70 17-④

-103. 110 26-⑦-92 30-⑦-277
31-⑧-34 32-⑧-113. 119. 132. 140.
149 33-⑧-210. 211 35-⑨-83. 84
37-⑩-50 39-⑩-122 41-⑩-257.
259. 261. 296 42-⑩-307. 321 43
-⑩-372 47-⑩-541 48-⑪-30. 49.
51. 57. 65. 66 49-⑪-100. 127 50
-⑪-170 51-⑫-20 52-⑫-86 56
-⑬-101. 102 57-⑭-30 58-⑭-51.
59 59-⑭-104 61-⑮-41
【整一初】2-①-4. 9. 21. 22. 26. 27. 28.
34. 35. 36. 37. 38. 45 3-①-62. 83. 84.
95. 101. 104 4-①-120. 135. 142. 143.
150. 152. 153. 158 5-①-171. 177.
178. 182. 183. 198. 211. 213. 215. 217.
218. 223 6-①-242. 245. 247. 248.
249. 250. 251. 252. 254. 255. 256. 257.
258. 259. 260. 261. 262. 263 7-②-2.
4. 18 8-②-68. 81. 84. 85 9-②-112.
113. 114. 115. 117. 119 10-②-136.
137. 138. 139. 140. 141. 142. 147. 152.
153. 154. 164. 165. 166 11-②-170.
193. 208. 209. 210. 216. 219. 220. 222.
226. 227. 238 12-②-248. 275. 276.
280. 284 13-③-7. 8. 17. 18. 32. 39.
40. 41. 45. 57. 58. 59. 60 14-③-74.
110. 113. 118 15-③-121. 123. 128.
131. 135. 136. 141. 144. 150. 151. 156.
166. 167. 174. 180. 183. 184 16-③
-197. 219. 232. 234. 235. 239. 241. 248.
250. 255. 256 17-③-259. 260. 272.
278. 279. 281. 282. 283. 284. 285. 286.
287. 288. 290. 291. 292. 294. 295. 296.
298. 299. 300. 301. 302. 303. 304 18
-③-326 19-③-343. 345. 346. 347.
354. 355. 359. 364. 365. 374. 382. 385.
388. 390. 391. 392 20-④-27. 30. 35
21-④-43. 44. 52. 55. 67. 69. 70. 72. 73.
91 22-④-93. 94. 107. 117. 125. 132.

136. 139. 153. 157 23-④-170. 175.
187. 195. 198. 207. 209 24-④-230.
231. 232. 233. 238 25-④-248 26
-④-272. 282. 283 27-④-302. 303.
307. 310. 311. 317. 318. 319. 322. 324.
325. 333. 334. 336. 337. 341. 346. 347
28-④-369. 371. 378. 379. 385. 389.
401. 403. 404. 405. 408. 409. 412. 414.
419. 422. 423. 425. 426. 427. 429. 431.
432. 435 29-④-440. 445. 447. 453.
454. 468. 470

【整一高】43-⑮-45 49-⑲-19 50
-⑲-50. 65 51-⑲-72. 86. 93. 97. 98.
100. 101. 106. 108. 114. 119. 122. 123.
125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 134
52-⑲-140. 141. 142. 145. 146. 153.
154. 159. 161. 173. 175. 176. 177. 178.
181

【整一社】1-⑯-9. 12 2-⑯-41 4-⑯
-93 13-⑯-277 15-⑯-310. 313.
314. 315 16-⑰-8. 27. 34. 35. 37 17
-⑰-47. 49. 50. 52. 53. 55. 56. 62. 67. 73
18-⑰-95. 96. 104. 117. 134 19-⑰
-150. 151. 158. 166. 176 20-⑰-190.
191. 193. 232 22-⑱-12 23-⑱-21.
23. 24. 25. 26. 27. 28. 32. 33. 40. 43. 44.
45. 46. 47. 49. 51. 52 24-⑱-55. 56.
72. 77. 81 25-⑱-86. 87. 88. 90. 91.
92. 94. 95. 96 26-⑱-120. 122. 123.
130. 131. 135. 136. 137. 141. 142. 143.
145. 147. 148 27-⑱-151. 156. 157.
160. 163. 165. 167. 168. 169. 177. 178.
179. 180. 181. 183. 184. 185. 187. 202.
203. 206. 208. 209. 210. 211. 212. 214.
215. 216 28-⑱-223. 227. 229. 230.
231. 234. 238. 239. 241. 244. 245. 246.
247. 249. 250. 251. 252. 253. 255 29
-⑱-263. 264. 265. 267. 269. 271. 272.
273. 275. 276. 278. 279. 280. 281. 282.

283. 284. 285. 287. 288. 289. 290 30
-⑱-296. 298. 302. 303. 306. 310 31
-⑱-317. 318. 319. 320. 324. 344. 345.
346. 347. 351. 353. 355. 356. 358. 359
【整一行】1-⑳-8. 15. 55 2-⑳-59. 60.
65 3-⑳-104. 112 4-⑳-133. 135
6-⑳-172. 179 7-⑳-190. 226. 227.
228 9-㉑-3. 19. 21. 27. 28. 31. 40. 46.
52. 53. 55. 56 11-㉑-91. 95. 99. 103.
107 12-㉑-134. 135. 141. 142. 143.
144. 145 14-㉑-151 15-㉑-172

佐々茂雄

【整一高】31-⑬-423. 436. 437. 439

佐藤寛次

【特】4-①-89 6-②-73 7-②-90 9
-③-6 15-④-5 16-④-55. 60 17
-④-124 18-⑤-44 20-⑤-101
21-⑥-70. 84. 86. 90. 91 30-⑦-263.
270. 274. 277 34-⑨-4. 18 35-⑨
-93 39-⑩-155 43-⑩-338. 357.
374 44-⑩-426. 431. 444 45-⑩
-453 52-⑫-81 53-⑫-127 56
-⑬-83. 84. 88. 98. 101. 102 57-⑭-8
59-⑭-112. 114 60-⑭-140. 144.
145. 146. 155 61-⑮-19. 30
【整一中】6-⑤-128 7-⑤-149 8-⑤
-196. 198. 200. 202. 205 11-⑥-61.
70. 77. 78. 80. 82. 85. 89. 90. 92 12
-⑥-121. 125 15-⑥-321. 343 17
-⑥-381. 388. 403. 409 19-⑦-61
20-⑦-148. 152 21-⑦-168. 169
22-⑦-231 23-⑦-245. 246. 247. 248
24-⑦-286. 287 25-⑦-367. 368.
373. 374 26-⑧-37 28-⑧-118.
127. 128 29-⑧-153. 155. 157 30
-⑧-185. 186. 193. 218. 220. 222. 223.
232. 233. 234. 236 31-⑨-2. 5. 11. 20.

22. 23 32-⑨-42. 44. 58. 59. 67. 68.
69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 78. 81 33
-⑨-89. 91. 94. 101. 107. 111 34-⑨
-122. 124. 137. 139. 141. 142. 146. 149
35-⑨-171. 184. 186 36-⑨-194.
207. 227. 228. 235 37-⑨-238. 241.
242. 243. 247. 248. 249. 250. 253. 254.
255. 256. 257. 258. 264. 265. 268. 270.
271. 272 38-⑨-281. 284. 285. 286.
296. 297. 307. 313. 318. 320. 321. 323.
324. 325 39-⑨-329. 330. 334. 351.
359. 360. 363. 368. 396. 399 40-⑨
-416. 424. 428. 430. 431. 435. 438. 445.
446. 447. 460. 461. 462. 463. 465. 471
【整—高】2-⑩-6. 27 3-⑩-68. 69. 71.
79. 80. 83. 87 5-⑩-128. 129. 131.
133. 138. 140. 141. 144. 148. 149 6
-⑩-154. 160 7-⑪-73 8-⑪-94 9
-⑪-110. 137. 157. 158 10-⑪-195
11-⑪-209, 214. 221. 229. 239 12-⑪
-249. 254. 257. 262. 263 13-⑪-312.
321. 335 18-⑫-176. 178. 216. 222
19-⑫-232. 235. 237. 239. 266. 276
20-⑬-14. 15 24-⑬-162. 166. 171.
174. 175. 178. 179. 180. 181. 185 25
-⑬-232. 233. 237. 238 28-⑬-314.
315. 316. 318. 319. 320 30-⑬-411.
412. 413 37-⑭-167. 170. 183. 186.
187. 191. 197. 204. 206. 209. 211. 212.
216. 220. 222. 236 39-⑭-280. 281.
287 40-⑭-341. 353 41-⑭-357.
359. 360. 361. 362. 364. 365. 367. 372.
383. 384. 385. 386. 387. 389. 409. 410.
416. 425. 430. 431 42-⑮-3. 4. 17
43-⑮-28. 39. 41. 68. 69. 76. 80. 81
48-⑮-222

佐藤朝生

【総】1-①-5 2-②-3 5-③-3 9-④

-2 10-⑤-2 11-⑥-2 12-⑦-3

塩沢英治

【整—高】43-⑮-32. 34. 35. 36. 37. 38.
42. 43. 44

椎尾弁匡

【総】7-③-114 9-④-23. 32 10-⑤
-32. 46. 66 11-⑥-37 12-⑦-40. 59
14-⑧-60

斯波貞吉

【総】7-③-99 10-⑤-85

芝田徹心

【整—高】22-⑬-66. 73. 74. 75. 76. 94

柴沼直

【特】18-⑤-3

【整—初】5-①-165 6-①-237

島峰徹

【整—高】25-⑬-215. 223. 224. 225.
226. 227. 228. 230. 231. 232. 233. 234.
236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243.
244. 245. 246. 248. 249. 250

清水虎雄

【整—高】51-⑱-102. 103. 104. 105.
106. 107. 108. 109. 111

清水芳松

【整—行】10-⑳-68. 83 11-㉑-95.
98. 99. 100. 101. 102. 103. 104

下村市郎

【整—行】1-㉒-28. 30. 31. 34. 36. 37

下村 寿一

【総】2-②-21 7-③-126

【特】2-①-19, 20, 25 3-①-77 4-①-101, 117, 118 5-②-33, 35 8-②-149 9-③-22 11-③-80, 110 12-③-146 15-④-14 16-④-82, 83, 84 20-⑤-126 23-⑥-207 24-⑦-8, 9, 10, 30, 31 25-⑦-49 26-⑦-100 27-⑦-136, 137 30-⑦-251, 258 31-⑧-24 32-⑧-152 33-⑧-200, 208 34-⑨-11, 15, 16 35-⑨-39, 61, 65, 97 37-⑩-31, 32, 41, 42, 65 39-⑩-114 40-⑩-215 41-⑩-249, 251, 288, 293, 298 43-⑩-341, 356, 357, 362, 363, 375 44-⑩-389, 390, 398, 399, 400 45-⑩-481 47-⑩-546, 563, 589 50-⑪-157 52-⑫-40 53-⑫-111 56-⑬-82, 83, 88, 96, 103, 108, 120 57-⑭-27 58-⑭-56, 58, 61, 63, 65, 98, 100 60-⑭-138, 139, 146, 154

【整一初】2-①-9, 11, 12, 13, 15, 16, 18, 29, 31, 37, 38, 41, 43, 44, 45, 46 3-①-51, 66, 72, 78, 79, 82, 84, 93, 105 4-①-113, 115, 116, 117, 118, 128, 138, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 153, 156, 158, 159, 160, 162, 163 5-①-168, 169, 170, 174, 175, 184, 185, 188, 189, 196, 201, 209, 210, 215, 217, 218, 230 6-①-241, 242, 248, 249, 254, 255, 256, 257, 260, 261, 262 7-②-2, 3, 13 8-②-29, 35, 48, 76, 78, 82, 83, 84, 85 9-②-113, 114, 115, 117, 118, 119, 121 10-②-135, 138, 140, 141, 142, 143, 151, 155, 159, 163, 164 11-②-184, 191, 192, 193, 199, 205, 208, 209, 213, 219, 221, 222, 224, 227, 228, 230, 236, 238 12-②-240, 241, 242, 243, 244, 249, 254, 257, 260, 261, 262,

263, 273, 274, 276, 278, 279, 280, 286 13-③-13, 17, 19, 29, 39, 41, 44, 46, 52, 56, 58, 59 14-③-64, 83, 88, 101, 102, 104, 105, 108, 111, 112, 116 15-③-124, 125, 127, 139, 140 16-③-193, 196, 205, 210, 213, 214, 218, 230, 236, 241, 242, 247, 252 17-③-262, 273, 280, 281, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 290, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 312 18-③-315, 318, 319, 320, 323, 327, 328, 329 19-③-342, 347, 350, 352, 353, 354, 364, 365, 366, 370, 373, 382, 385, 390, 391, 392 20-④-4, 20, 31 21-④-49, 54, 55, 57, 64, 71, 74, 75, 80, 85, 87 23-④-159, 179, 182, 193, 212, 213 24-④-222, 226, 231, 232, 241 25-④-246, 261 26-④-265, 277, 278, 279 27-④-298, 300, 302, 304, 306, 307, 312, 313, 315, 316, 319, 320, 321, 322, 324, 325, 326, 328, 332, 334, 335, 336, 338, 340, 341, 353, 354 28-④-360, 365, 372, 376, 382, 385, 388, 392, 393, 394, 396, 405, 406, 407, 408, 410, 411, 412, 414, 417, 419, 422, 423, 424, 425, 426, 429, 431, 432 29-④-440, 443, 447, 449, 450, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 463, 464, 465, 467, 468, 470

【整一中】2-⑤-31, 47, 48, 49, 51, 52 3-⑤-54, 62, 67, 68, 71, 73, 74, 81, 85 6-⑤-100, 112, 125 7-⑤-137, 143, 148, 149, 150, 151 8-⑤-180, 189, 197, 200, 201, 202, 205, 206, 216, 217 10-⑥-3, 4, 9, 16, 32 11-⑥-42, 47, 90, 92, 98 12-⑥-111, 113, 124 13-⑥-151, 160, 162, 167, 168, 196, 200, 201 14-⑥-226, 238, 244, 245, 246 15-⑥-287, 288, 289, 307, 315, 345

- 16-⑥-362. 365. 366 17-⑥-397.
 398. 404. 405. 411. 412. 425. 433 18
 -⑦-3. 22. 24. 30 19-⑦-45. 47. 62.
 70. 82 20-⑦-147. 148. 150 21-⑦
 -162. 164. 166. 169. 176. 177. 183. 184.
 195 22-⑦-214. 217. 218. 224. 230
 23-⑦-246. 247. 248 24-⑦-284.
 285. 288. 311. 319. 321. 322 25-⑦
 -358. 359. 366. 368. 369. 374. 375 26
 -⑧-2. 4. 5. 9. 26. 27. 31. 32 27-⑧
 -71. 78. 84. 87 28-⑧-90. 91. 106.
 111. 145. 146. 147. 148 29-⑧-156.
 158. 175 30-⑧-197. 202. 211. 218.
 219. 220. 224. 225. 227. 229. 230. 232.
 233 32-⑨-45. 71. 75. 78. 79. 80. 82
 33-⑨-87. 88. 91. 105. 109. 111. 115
 34-⑨-131. 136. 137. 139. 141. 142.
 143. 144. 146. 147. 151. 156 35-⑨
 -167. 168. 183. 184. 185. 186 36-⑨
 -189. 192. 193. 194. 195. 197. 205. 206.
 207. 208. 212. 213. 217. 225. 226. 235
 37-⑨-240. 247. 250. 251. 253. 255.
 260. 263. 264. 266. 268. 269. 270. 271
 38-⑨-281. 285. 287. 288. 295. 296.
 308. 311. 312. 313. 314. 316. 318. 321.
 322. 323. 324. 325. 326 39-⑨-331.
 334. 335. 336. 337. 340. 341. 342. 343.
 345. 347. 352. 357. 358. 360. 366. 369.
 385. 386. 387. 388. 389 40-⑨-410.
 418. 419. 422. 423. 426. 427. 428. 429.
 430. 432. 434. 435. 436. 438. 448. 450.
 451. 455. 461. 462. 463. 465. 466. 467.
 468. 469. 470. 471. 472. 473. 476. 477.
 478
 【整一高】 2-⑩-4. 13. 18. 32 3-⑩-47.
 54. 81. 86 4-⑩-94. 112. 120 5-⑩
 -123. 125. 126. 127. 129. 133. 135. 136.
 140. 147. 148 6-⑩-150 7-⑪-37.
 52. 54 8-⑪-76. 84. 85. 86. 87. 98.
 100. 104 9-⑪-127. 130. 131. 132.
 133. 134. 135. 162. 163. 164. 167. 171.
 172. 177. 180 10-⑪-195 11-⑪
 -219. 220. 221. 224. 236 12-⑪-249.
 250. 253. 259. 274 13-⑪-283. 295.
 296. 300. 301. 302. 304. 305. 306. 307.
 309. 310. 331. 332. 334. 336 14-⑫
 -19. 27. 48. 56. 57. 58 15-⑫-76. 78.
 89 16-⑫-115. 141 17-⑫-167.
 168. 170. 171. 172. 173. 174 18-⑫
 -193. 199. 203. 204. 206. 210. 211. 220.
 221. 222 19-⑫-238. 239. 252. 259.
 276. 277. 278 20-⑬-10. 13. 14. 28.
 34. 35 22-⑬-65. 74. 75 23-⑬
 -124. 125. 132. 138. 139. 140. 141. 142.
 144. 145. 147. 151. 152. 153. 154. 155.
 156. 158. 159. 160 24-⑬-170. 178.
 179. 184 25-⑬-197. 200. 207. 226.
 237. 249 26-⑬-257. 259. 278 28
 -⑬-315. 318. 321. 324. 332. 333. 334.
 338. 339. 340. 341 29-⑬-387 30
 -⑬-393. 399. 404. 406. 407. 408. 415
 32-⑬-448. 450. 451. 452. 455. 456.
 457. 462. 463. 464. 467 33-⑭-15. 17.
 23. 25. 26. 28. 30. 33. 35 34-⑭-38.
 41. 42. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 51. 52. 54.
 55. 56. 57. 58. 60. 64. 66. 69. 70. 71. 72.
 74. 75. 76. 77. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86.
 91 35-⑭-99. 101. 102. 104. 105. 107.
 108. 109. 110. 111. 113. 114. 118. 119.
 121. 122. 123. 125. 129. 131. 132. 133.
 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144.
 146. 147. 149. 151. 152. 153. 157. 159.
 160 37-⑭-171. 172. 174. 175. 176.
 177. 178. 179. 180. 183. 185. 195. 202.
 203. 204. 209. 212. 213. 217. 218. 219.
 222. 223. 224. 229. 231. 232. 233 39
 -⑭-292. 293. 294. 295. 296. 297. 305.
 306. 307. 308. 311. 312. 313. 314. 315.

316. 318 40-⑭-320. 321. 322. 323.
333. 334. 341. 343. 344. 345. 347. 348.
349. 350. 351. 352. 354 41-⑭-358.
359. 366. 370. 371. 373. 384. 386. 388.
389. 390. 394. 395. 396. 399. 401. 404.
405. 407. 408. 409. 411. 412. 414. 415.
416. 417. 419. 421. 422. 423. 425. 431
42-⑮-11. 13. 14. 19. 20. 22. 23. 24
43-⑮-38. 53. 56. 62. 63. 65. 68. 69. 75.
80 44-⑮-86. 89. 90. 95. 97. 98. 100.
101. 102. 103. 104. 108. 109. 110. 111.
112. 114 45-⑮-125 46-⑮-150.
151. 167. 171. 173 47-⑮-215 48
-⑮-228. 229. 232. 233. 234. 235. 237.
238. 239. 240. 241 49-⑲-16. 19. 24.
32. 33 50-⑲-44. 45. 49. 52. 53. 56.
67 51-⑲-71. 72. 80. 84. 90. 93. 94.
95. 96. 99. 100. 101. 106. 107. 110. 111.
112. 113. 114. 115. 116. 118. 123. 124.
125. 126. 128. 130. 134 52-⑲-143.
146. 147. 148. 149. 152. 153. 158. 159.
160. 162. 165. 166. 173. 177. 178. 179.
180. 181. 182. 183
【整一社】1-⑯-16 2-⑯-28. 30. 32.
35 4-⑯-123 5-⑯-162. 163 6-⑯
-191 7-⑯-220. 221 13-⑯-273.
274. 275. 276. 277 15-⑯-301. 314.
318 16-⑰-5. 23. 31. 37. 38 17-⑰
-42. 44. 45. 48. 49. 50. 52. 53. 56. 57.
59. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 72.
73 18-⑰-93. 102. 103. 114. 119. 122.
123. 125. 126. 128. 129. 132. 134. 140
20-⑰-189. 190. 193. 195. 228. 230.
231. 234 21-⑰-251. 254. 268. 269
22-⑱-5. 6. 7. 8. 9. 15 23-⑱-18. 21.
22. 23. 24. 26. 27. 29. 30. 32. 33. 44. 46.
47. 48. 49. 51 24-⑱-72. 79. 81 25
-⑱-85. 86. 87. 88. 89. 90. 95. 96. 98
26-⑱-118. 121. 122. 125. 130. 132.

133. 141. 143. 145. 148. 149 27-⑱
-152. 154. 157. 158. 159. 161. 163. 164.
165. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173.
174. 175. 176. 177. 182. 183. 184. 185.
187. 188. 204. 206. 207. 208. 209. 215
29-⑱-270. 272. 273. 276. 277. 278.
279. 280. 281. 282. 283. 285. 288. 290
30-⑱-295. 296. 297. 298. 301. 302.
303. 305 31-⑱-319. 320. 322. 327.
328. 332. 336. 337. 338. 341. 343. 344.
345. 346. 351. 352. 353. 355. 356. 357.
358. 359. 360. 361
【整一行】1-⑳-21. 25. 26. 30. 41 2
-㉑-59. 60. 61. 64. 65. 69. 70. 71. 77. 78
3-㉑-81. 106. 108. 112 4-㉑-135.
138. 145 5-㉑-148. 149. 155 6-㉑
-163. 178 7-㉑-226 8-㉑-239 9
-㉑-12. 18. 21. 26. 27. 28. 30. 31. 35.
45. 52. 53. 54. 55. 56 10-㉑-67. 68
12-㉑-114. 116. 117. 120. 127. 133.
138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145
14-㉑-152. 153. 154. 155. 156. 157.
158. 159 15-㉑-171. 172. 174. 176

下村 宏

【総】8-③-155 10-⑤-73
【特】7-②-116 8-②-184 12-③
-161 19-⑤-70. 73 20-⑤-115
21-⑥-21. 33. 34. 38. 41. 42 23-⑥
-214 24-⑦-20 32-⑧-101. 106.
107. 118. 154. 157. 160. 184 33-⑧
-203. 204. 206. 207. 208 37-⑩-18.
27. 30 46-⑩-518 49-⑪-111. 127
53-⑫-121. 124 59-⑬-122
【整一社】3-⑯-61 7-⑯-225 12-⑯
-258. 263. 266 18-⑰-142. 143 23
-⑱-20. 31. 32. 33. 41. 42. 43. 44. 48.
49. 52 24-⑱-70. 72 28-⑱-233.
234. 235. 248. 249 29-⑱-258. 260.

261. 262. 263. 264. 265. 269. 270 31
-18-328. 329. 337. 338. 339. 340

杉浦保吉

【整一中】24-7-268. 282. 284. 285.
286. 288. 289. 290. 291. 300. 304. 305.
306. 309. 310

鈴木貫太郎

【總】12-7-2. 3. 15. 32. 40. 64. 67. 68
13-8-2. 13. 35. 36. 37 14-8-39.
45. 53. 54. 66. 67. 69

【特】48-11-2

【整一社】29-18-271

鈴木静穂

【整一中】10-6-2. 25 11-6-40. 57.
68. 73. 93. 94. 95. 96. 97 12-6-102.
108. 110. 112. 113. 114. 115. 118. 125.
127 13-6-203 14-6-253 15
-6-331 17-6-406. 437 23-7
-245. 246 31-9-27 32-9-61. 64
33-9-106. 107 38-9-292. 296.
297. 319. 320. 321. 322 39-9-354.
365

【整一高】24-13-163. 167. 168. 169.
173. 175. 177. 179. 180. 181 29-13
-369. 371

関口勲

【特】61-15-17

【整一高】22-13-55 29-13-351. 356.
358. 359. 361. 363. 364. 365. 367 31
-13-438 37-14-234. 236. 237 47
-15-197. 199

【整一社】14-16-285. 292. 294. 295

【整一行】12-21-138

関口鯉吉

【特】35-9-53 38-10-75. 95 39
-10-146. 154. 155. 176. 184 40-10
-233 43-10-357. 364. 373. 374. 375
45-10-476 47-10-584

【整一高】3-10-72. 81. 84 5-10-132.
142. 144 6-10-165. 166 7-11-20.
21. 23. 24. 27 8-11-89. 90. 93. 94 9
-11-112. 115. 117. 119. 123. 153. 154
10-11-196 11-11-242. 244 13-11
-279. 282. 283. 285. 286. 288. 292. 293.
294 14-12-29

関口八重吉

【總】2-2-44 7-3-134

【特】2-1-24 4-1-91 5-2-39 6
-2-86 9-3-27 12-3-152 14
-3-228 15-4-43 17-4-97 20
-5-128 22-6-162 26-7-89
31-8-74

【整一初】2-1-5. 17. 20. 28. 29. 40. 41.
46 3-1-58. 70 4-1-116. 124. 144.
145. 146. 149. 150. 155. 160 5-1
-171. 173. 205. 226 6-1-240. 241.
260 7-2-13 8-2-47 9-2-115.
120 10-2-137. 154. 165 11-2
-187. 200. 202. 210. 220. 222. 228. 234
12-2-254. 276. 277. 281. 285 13-3
-16. 35. 47. 60 14-3-71. 87. 88. 108.
117 15-3-132. 136. 156. 163. 165.
182 16-3-202. 218. 241. 242. 243.
246. 249 17-3-261. 282. 290. 293.
295. 298. 303. 305 19-3-346. 356.
367. 374. 390 20-4-14 21-4-40.
52. 58. 59. 72. 76 22-4-101. 116.
117. 124. 151. 152 23-4-170. 198
24-4-235. 238. 243 26-4-266
27-4-303. 314. 340 28-4-389.
390. 401. 407. 431. 436 29-4-457

関屋 竜吉

【特】5-②-22. 28 11-③-91. 102
15-④-39. 41 19-⑤-77 22-⑥
-128. 163. 164 23-⑥-186. 192 30
-⑦-270 32-⑧-126. 127. 128. 129.
135. 145. 150. 168 33-⑧-205. 208
44-⑩-440 46-⑩-522 48-⑪-23.
35. 56 50-⑪-154 56-⑬-82. 83.
112. 113. 115 57-⑭-3. 4 59-⑭
-126 61-⑮-11. 12. 13. 18. 19. 26. 27
【整一社】1-⑯-18 6-⑯-193. 199 7
-⑯-218. 223 15-⑯-308 16-⑰
-13. 38 17-⑰-43. 45. 47. 51. 52. 53.
56. 57. 62. 63. 67. 73 18-⑰-120. 129.
138 19-⑰-154. 158. 171 20-⑰
-190. 194 22-⑱-9 24-⑱-57. 58.
25-⑱-88. 89. 92. 95. 97. 98. 102. 103.
104. 105. 107. 108. 109 27-⑱-156.
157. 171. 175. 177. 178. 183. 184. 186.
190. 210. 211. 213 28-⑱-237. 253
30-⑱-296 31-⑱-352. 354. 355.
358. 359. 360. 364

添田 敬一郎

【総】2-②-19
【特】5-②-9 9-③-35. 36 14-③
-247. 249 18-⑤-8. 10 19-⑤-61.
74. 76 21-⑥-21. 43. 46. 48. 49. 51.
61. 64. 68. 71. 76. 81. 83. 84. 85. 87. 88.
91. 92. 94 22-⑥-111. 112. 113 23
-⑥-195. 197. 198. 202. 215 24-⑦-5.
8 28-⑦-187 30-⑦-252 31-⑧
-69. 74. 82 32-⑧-166. 168. 175 33
-⑧-193 58-⑩-69. 72. 86. 87
【整一高】7-⑪-47. 49. 56. 61. 72 10
-⑪-205. 206 11-⑪-212. 221. 223.
224. 226 27-⑬-301. 302. 304 29
-⑬-363. 364. 366. 368. 369. 372. 375
33-⑭-23. 24. 25. 26. 28. 30. 31. 32. 33.

35 34-⑭-40. 58. 66. 68. 70. 72. 73.
74. 75. 76. 78. 79. 90. 91 35-⑭-116.
117. 118. 119. 128. 129 37-⑭-221.
231 42-⑮-19. 20. 21. 22. 23 43-⑮
-44. 52. 61. 63. 67 44-⑮-96. 97. 100.
101. 104. 109. 113. 114 52-⑰-159.
160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 168.
172. 173. 174. 176. 177

【整一社】1-⑯-3. 4. 7. 8. 9. 17 4-⑰
-85. 87 6-⑰-171. 176. 192 7-⑰
-221 14-⑰-292. 295 28-⑱-231.
232. 233. 237. 238. 240. 241. 242. 243.
244. 245. 248. 249. 253. 254 30-⑱
-292. 293. 294. 295. 299. 300. 301. 304.
305. 306

【整一行】2-⑳-64 7-⑳-189 9-㉑
-37. 38. 39. 40. 42. 43. 45. 46. 47. 50.
51. 52. 53. 54 12-㉑-114. 115. 121.
123. 124. 125. 126. 127. 130. 131. 132.
133. 136. 137. 138 15-㉑-173. 174.
175

菌部 一郎

【特】38-⑩-108 43-⑩-341 44-⑩
-386 45-⑩-483

〈た 行〉

高瀬 五郎

【特】56-⑬-54. 56. 57. 63
【整一社】16-⑰-2. 4. 5. 10. 17. 20. 24.
29. 32. 33. 34. 36 17-⑰-44. 46. 48.
49. 54. 55. 57. 59. 61. 62. 66. 70. 71. 74
22-⑱-7

田尻 常雄

【総】5-③-16
【特】2-①-29 4-①-86 9-③-13

12-③-154 14-③-240 15-④-2.
 44 17-④-99 19-⑤-80 23-⑥
 -204 25-⑦-74 26-⑦-76 29-⑦
 -192 30-⑦-271. 272. 277 35-⑨
 -39. 65. 66. 68. 102 37-⑩-55 39
 -⑩-119. 154 41-⑩-279 43-⑩
 -348. 358. 363 44-⑩-438 45-⑩
 -477 46-⑩-508. 511. 512 47-⑩
 -573 51-⑫-25 52-⑫-81. 85 54
 -⑫-164. 169 57-⑭-5 58-⑭-57.
 60. 91 60-⑭-146. 163. 165 61-⑮
 -15. 19

【整一中】 2-⑤-3. 26. 49 3-⑤-68 6
 -⑤-108 7-⑤-141. 146 8-⑤-158.
 199. 200. 202. 203. 204. 205. 206 9
 -⑤-229. 230. 234. 240 10-⑥-4. 5.
 21. 23. 31 11-⑥-71-92. 94. 95 12
 -⑥-107. 108. 127 13-⑥-175. 181.
 187. 190. 194. 197. 204. 205. 206 14
 -⑥-223. 229. 235. 236. 237. 248. 250
 15-⑥-286. 287. 289. 290. 329 17-⑥
 -386. 388. 404. 406. 434. 436 18-⑦
 -6 19-⑦-64. 111 20-⑦-115. 148.
 149. 151 21-⑦-167. 184. 192 24
 -⑦-304. 310. 317. 318. 322. 323 25
 -⑦-356. 359 27-⑧-59. 60. 61. 78.
 79. 81. 87 28-⑧-130. 135. 141. 142.
 147. 148. 149. 150 29-⑧-169. 170.
 171. 172. 174 30-⑧-188. 190. 191.
 192. 197. 218. 219. 220. 221. 222. 225.
 226. 228. 230. 231 31-⑨-4. 6. 7. 13.
 19. 26. 27. 29. 30. 32. 33 32-⑨-43.
 44. 49. 50. 51. 53. 54. 65. 67. 68. 69. 73.
 76. 77. 78. 81. 82 33-⑨-93. 98. 99.
 100. 101. 103. 107. 115 34-⑨-124.
 125. 132. 133. 138. 139. 140. 142. 144.
 152. 156 35-⑨-171. 174. 175. 178.
 186. 187 36-⑨-208. 210. 220. 228.
 229. 232. 234. 235. 236 37-⑨-238.

239. 243. 247. 248. 249. 250. 252. 253.
 254. 255. 256. 257. 262. 266. 267. 268.
 269 38-⑨-284. 288. 293. 294. 301.
 312. 318. 319. 320. 321. 322. 323 39
 -⑨-332. 334. 341. 347. 351. 352. 354.
 355. 381. 388 40-⑨-423. 424. 434.
 436. 448. 451. 452. 454. 463. 470. 471.
 475. 476. 478

【整一高】 4-⑩-103. 105 5-⑩-124.
 129. 135. 147 7-⑪-22. 23. 45. 68 9
 -⑪-132. 135. 144. 145. 157. 164. 170.
 172 10-⑪-205 11-⑪-211. 213.
 215. 218. 219 12-⑪-250. 251. 253.
 256. 258. 272. 275 13-⑪-290. 302.
 321. 334 14-⑪-22. 52. 54. 58 15
 -⑫-73. 75. 87 16-⑫-111. 143. 146
 17-⑫-166. 167. 169. 170. 171. 172.
 173. 174 18-⑫-187. 195. 197 19
 -⑫-233. 234. 239. 265. 272. 273. 278.
 280. 282 20-⑬-6. 11. 14. 17. 22. 34.
 35. 36 21-⑬-44 22-⑬-61. 63. 75
 23-⑬-107. 108. 121. 123. 134. 135.
 136. 137. 146. 148. 151. 152. 153 24
 -⑬-169. 179. 180 25-⑬-196. 208.
 225. 231. 232. 234. 244. 245. 246. 247.
 248 26-⑬-257. 270 28-⑬-312.
 313. 314. 319. 320. 324. 329. 335. 338.
 342 29-⑬-347. 350. 351. 366. 368.
 371. 376. 377 30-⑬-407 31-⑬
 -436. 437 32-⑬-447. 448. 454. 456.
 457. 466. 467 34-⑭-43. 44. 46. 52.
 64. 65. 66. 67. 69. 75. 76. 77. 78. 80. 81.
 86. 88 35-⑭-94. 99. 102. 103. 107.
 110. 111. 127. 129. 130. 132. 134. 135.
 136. 143. 144 37-⑭-164. 166. 167.
 168. 169. 172. 173. 182. 185. 202. 204.
 205. 206. 207. 208. 209. 211. 219. 220.
 224. 226. 228. 229. 232 38-⑭-240.
 241. 242. 243. 246. 248. 249. 250. 251.

252. 259. 260. 264. 266. 267. 268. 269.
272. 273. 274 39-⑭-277. 279. 280.
281. 283. 286. 290. 295. 296. 297. 299.
312. 313. 314 40-⑭-333. 335. 348.
352 41-⑭-361. 362. 364. 365. 366.
367. 376. 378. 385. 386. 387. 388. 390.
400. 401. 402. 405. 408. 409. 416. 422.
430 42-⑮-18. 19. 20. 24 43-⑮
-40. 60. 82 44-⑮-88. 93. 95. 96. 102.
103. 104. 105. 106. 107. 109. 110. 113
46-⑮-161 47-⑮-199. 210. 215
48-⑮-222. 229. 235. 236. 238. 239
49-⑲-20. 21 50-⑲-57. 61. 64. 67
51-⑲-71. 94. 96. 110. 114. 115. 116.
125. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133.
134

田所美治

【總】1-①-11. 14 2-②-4. 13 8-③
-179. 192 9-④-14. 24. 28. 29. 35
10-⑤-12. 36. 47. 56. 62. 78 11-⑥
-16. 39 12-⑦-15. 32. 49. 66 13-⑧
-13 14-⑧-45. 62
【特】1-①-2 2-①-4. 9. 10. 14. 17. 18.
19. 20. 21. 22. 24. 25. 26. 29. 31. 32. 34
3-①-38. 39. 46. 49. 74. 82 4-①-84.
92. 96. 101. 102. 103. 106. 112. 116.
117. 118 5-②-2. 8. 27. 28. 32. 35. 41
6-②-44. 50. 75. 87 7-②-90. 106.
107. 116. 122. 126. 136 8-②-140.
149. 151. 154. 167. 179. 181. 182. 183.
184. 185. 186. 187. 188. 189 9-③-2.
6. 17. 25. 33. 35. 36 10-③-38. 39. 67.
74. 75 11-③-78. 80. 81. 82. 83. 89.
90. 91. 95. 102. 103. 105. 110. 116. 117
12-③-120. 125. 142. 146. 150. 152.
154. 158. 160. 162. 163 13-③-172.
177. 216. 217 14-③-220. 237. 238.
246. 247. 249. 250. 270 15-④-2. 5.

18. 44 16-④-55. 59. 60. 70. 82. 84.
94 17-④-97. 110. 136 18-⑤-2. 8.
11. 28. 29. 30. 32. 39. 42. 44. 45. 46
19-⑤-52. 60. 75. 76. 77. 89. 98 20
-⑤-100. 101. 133 21-⑥-2. 3. 20. 21.
33. 34. 42. 43. 56. 61. 65. 70. 71. 74. 75.
77. 81. 82. 83. 86. 90. 94 22-⑥-96.
98. 99. 100. 101. 105. 107. 108. 124.
125. 129. 130. 131. 133. 135. 136. 137.
138. 140. 142. 143. 146. 147. 148. 149.
150. 151. 158. 159. 160. 161. 162. 163.
164. 165. 167. 168 23-⑥-170. 171.
177. 178. 183. 184. 188. 189. 195. 197.
202. 203. 204. 205. 206. 210. 211. 213.
214. 215. 218 24-⑦-2. 3. 4. 5. 6. 9.
10. 15. 28. 29. 30. 31. 32. 35 25-⑦
-38. 47. 49. 50. 57. 68. 74 26-⑦-76.
81. 89. 92. 100. 105. 108 27-⑦-110.
115. 121. 132. 135. 147 28-⑦-150.
162. 169. 176. 186. 189. 190 29-⑦
-192. 197. 207. 208. 210. 211. 212. 215.
230. 231 30-⑦-233. 243. 251. 252.
258. 274. 276. 277. 278. 279 31-⑧-2.
17. 19. 33. 34. 47. 77. 81. 82 32-⑧
-101. 111. 112. 115. 117. 118. 119. 121.
122. 124. 125. 128. 129. 130. 131. 132.
135. 139. 140. 141. 143. 145. 146. 147.
148. 149. 150. 151. 153. 154. 157. 158.
159. 160. 161. 166. 168. 169. 170. 180.
183. 184 33-⑧-186. 192. 193. 195.
196. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207.
208. 209. 210. 212. 213 34-⑨-2. 10.
15. 16. 17. 18. 23 35-⑨-26. 27. 29.
30. 35. 36. 39. 43. 45. 47. 52. 57. 58. 61.
65. 68. 72. 73. 74. 80. 82. 84. 85. 89. 91.
93. 95. 100. 101. 102. 104. 105 36-⑨
-108. 109. 110. 124. 139. 140. 141. 142
37-⑩-2. 3. 5. 10. 13. 16. 30. 31. 32. 41.
51. 70 38-⑩-74. 75. 84. 103. 112

39-⑩-114. 121. 138. 139. 140. 145.
153. 154. 155. 161. 163. 164. 175. 176.
185. 191. 192 40-⑩-194. 205. 214.
222. 227. 228 41-⑩-236. 238. 241.
242. 243. 252. 258. 261. 262. 263. 269.
278. 287. 293. 295. 296. 297. 298. 299.
300 42-⑩-302. 303. 308. 310. 321.
322. 323. 327. 330. 333. 334 43-⑩
-336. 337. 341. 347. 348. 351. 353. 354.
356. 357. 358. 361. 362. 363. 366. 371.
372. 375 44-⑩-378. 380. 382. 383.
388. 389. 390. 398. 399. 400. 401. 402.
417. 418. 419. 421. 422. 424. 425. 426.
427. 428. 435. 438. 442. 444. 447 45
-⑩-450. 451. 452. 453. 460. 471. 473.
476. 477. 478. 480. 483. 485 46-⑩
-488. 495. 503. 508. 511. 512. 517. 518.
522. 525 47-⑩-527. 531. 546. 553.
554. 555. 556. 557. 559. 562. 563. 564.
574. 575. 581. 582. 584. 587. 588. 590.
591 48-⑪-2. 22. 23. 29. 31. 32. 33.
34. 35. 36. 37. 40. 41. 44. 46. 48. 49. 53.
54. 55. 56. 58. 59. 62. 66. 67. 68 49
-⑪-82. 90. 92. 94. 104. 107. 110. 111.
117. 118. 123. 125. 127. 128. 129. 139.
146 50-⑪-148. 154. 170. 176. 177.
178. 179. 181. 182. 183. 184. 185. 186
51-⑫-1. 4. 13. 14. 16. 19. 33 52-⑫
-35. 36. 43. 47. 49. 59. 68. 76. 77. 79. 88
53-⑫-90. 91. 94. 95. 96. 98. 99. 107.
118. 121. 131. 132 54-⑫-134. 138.
143. 144. 145. 147. 148. 155. 157. 163.
164. 169. 170. 171 55-⑬-2. 3. 16. 32.
36. 37. 38. 39. 41. 42. 43. 44. 46. 47. 49
56-⑬-52. 54. 55. 57. 59. 63. 69. 70. 73.
75. 76. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88.
89. 91. 93. 95. 96. 98. 100. 101. 102.
103. 104. 105. 106. 107. 109. 110. 111.
112. 113. 114. 115. 116. 117. 119. 120.

121. 122. 123. 124. 127. 129. 130. 131.
132. 133. 134. 135. 136 57-⑭-2. 3. 4.
9. 13. 24. 34 58-⑭-35. 52. 55. 56. 57.
58. 60. 61. 62. 63. 65. 72. 85. 86. 92. 93.
94. 100 59-⑭-102. 109. 111. 114.
115. 118. 120. 124. 125. 126. 133. 136
60-⑭-137. 139. 140. 144. 145. 149.
152. 153. 154. 159. 161. 163. 165. 171.
172. 175. 176 61-⑮-2. 9. 11. 13. 14.
17. 18. 19. 25. 26. 27. 29. 30. 31. 36. 37.
41. 42. 43
【整一初】1-①-1 5-①-167. 168. 169.
170. 171. 178. 179. 181. 182. 183. 184.
185. 186. 187. 223. 227. 228. 229 6
-①-240. 241. 242. 244. 245. 247. 248.
249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256.
257. 258. 261 9-②-92. 119. 120. 121.
122 10-②-125. 128. 141. 142. 160.
162 11-②-174. 200. 211. 212. 213.
216. 219. 220. 221. 222. 224. 225. 226.
231. 232. 235 12-②-255. 257. 258.
260. 264. 268. 271. 272. 274. 275. 276
13-③-19. 25. 26. 41. 43. 55. 57. 58
14-③-83. 105. 108. 109. 114. 115. 116.
117. 119 15-③-121. 123. 124. 126.
127. 129. 130. 132. 138. 139. 140. 148.
151. 152. 153. 158. 159. 160. 165 16
-③-199. 206. 212. 213. 234. 235. 253.
254 17-③-266. 269. 272. 276. 277.
278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285.
288. 289. 290. 292. 293. 294. 295. 297.
299. 300. 301. 302. 304. 305. 306 18
-③-318. 319. 320. 322. 323. 324 19
-③-347. 349. 350. 353. 355. 357. 359.
361. 366. 375. 376. 381. 387 20-④-2.
17 21-④-45. 85. 87. 88 22-④
-107. 112. 116. 117. 138. 144. 147. 157
23-④-162. 165. 173. 199. 212. 213
24-④-221. 223. 231. 232. 241 25-④

-245 26-④-274. 278. 279. 281. 283
27-④-293. 295. 296. 300. 304. 305.
306. 308. 311. 313. 316. 320. 324. 325.
326. 336. 342. 344. 347. 348. 354. 355
28-④-379. 380. 381. 386. 388. 389.
390. 391. 393. 394. 395. 396. 402. 403.
407. 408. 428. 429. 430. 431. 434. 435.
436. 437 29-④-441. 442. 443. 444.
445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452.
454. 458. 459. 461. 462. 463. 465. 466.
467. 468. 470. 471
【整一中】1-⑤-1 2-⑤-8. 16. 40. 45.
48. 49. 50. 51 3-⑤-85 7-⑤-137.
138. 139. 143. 145. 147. 148. 149. 150
8-⑤-172. 175. 185. 217 9-⑤-239.
240. 241 10-⑥-3. 4. 5. 13. 14. 22. 34.
36 11-⑥-38. 39. 40. 52. 78. 81. 90.
93. 99 12-⑥-115. 123. 124. 132. 136
13-⑥-173. 175. 177. 180. 206 14-⑥
-230. 239. 243. 244. 250. 251. 252. 253
15-⑥-292. 315. 336. 346 16-⑥
-362. 371 17-⑥-399. 413. 415. 416.
417. 419. 420. 437 18-⑦-3. 35 19
-⑦-50. 55. 58. 63. 108. 111 20-⑦
-116. 117. 131. 135. 149. 151 21-⑦
-161. 162. 163. 164. 166. 167. 168. 169.
189. 193 23-⑦-240. 244. 245. 247
25-⑦-361. 362. 364. 365. 366. 367.
368. 369. 370. 372. 373. 374 26-⑧-4.
5. 6. 7. 14. 17. 18. 29. 30. 34. 43. 47. 50.
51 27-⑧-62. 66. 76. 78 28-⑧-91.
94. 96. 97. 105. 117. 121. 122. 123. 124.
125. 128. 129. 130. 145. 146. 147. 148.
149. 150 29-⑧-154. 155. 156. 157.
158. 163. 164. 165. 171. 172. 174. 175
30-⑧-182. 199. 202. 207. 208. 211.
212. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224.
225. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 234.
235. 236 31-⑨-2. 5. 6. 8. 9. 10. 11.

12. 13. 14. 15. 19. 20. 22. 23. 24. 26. 27.
28. 34. 36 32-⑨-40. 41. 42. 49. 57.
58. 62. 63. 64. 68. 71. 72. 74. 76. 78. 81.
83 33-⑨-85. 86. 88. 92. 95. 96. 97.
99. 100. 101. 102. 104. 111. 116 34
-⑨-127. 130. 132. 133. 135. 136. 139.
142. 143. 144. 145. 146. 148. 149. 151.
152 35-⑨-163. 165. 167. 170. 171.
173. 174. 179. 180. 181. 185 36-⑨
-189. 192. 195. 197. 199. 201. 202. 203.
205. 206. 207. 208. 211. 212. 220. 236
37-⑨-242. 243. 246. 247. 248. 250.
251. 252. 255. 256. 257. 258. 259. 260.
261. 262. 263. 264. 266. 267. 268. 269.
270. 271 38-⑨-278. 281. 283. 284.
285. 286. 288. 294. 295. 296. 297. 305.
309. 310. 311. 314. 316. 317. 318. 319.
322. 323. 324. 325 39-⑨-328. 330.
331. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339.
340. 341. 342. 343. 345. 347. 355. 357.
358. 359. 360. 361. 362. 364. 365. 367.
368. 369. 375. 383. 393. 394. 395. 396.
398. 399 40-⑨-402. 403. 406. 410.
412. 415. 419. 421. 422. 423. 430. 431.
432. 433. 434. 447. 449. 450. 452. 453.
454. 455. 456. 459. 460. 463. 465. 466.
467. 472. 474. 475. 476. 478. 479. 480.
481

【整一高】2-⑩-16. 17. 18. 27. 29 4
-⑩-97. 120 5-⑩-132. 136. 137. 138.
139. 140. 143. 144. 148. 149 6-⑩
-161. 164 7-⑪-27. 55. 61 8-⑪-78.
83. 84. 85. 86. 90. 93. 98 9-⑪-110.
124. 133. 134. 138. 140. 145. 149. 154.
155. 158. 159. 161. 162. 163. 165. 167.
169. 172. 176. 179. 180 11-⑪-226.
229. 230. 239 12-⑪-248. 250. 253.
254. 255. 257. 258. 259. 267. 269. 273
13-⑪-283. 284. 287. 291. 293. 294.

301. 302. 308. 309. 310. 320. 322. 324.
 328. 336 14-⑫-27. 31. 32. 39. 41
 15-⑫-80 16-⑫-94. 123. 129. 131.
 135 17-⑫-154. 156. 157. 158. 159.
 160. 161. 164. 166. 167. 170. 171. 172.
 173 18-⑫-180. 198. 203. 204. 206.
 210. 222 19-⑫-227. 236. 237. 254.
 255. 256. 257. 277. 278. 279. 282 20
 -⑬-28. 33. 36. 37 23-⑬-125. 128.
 130. 131. 140. 141. 148. 151. 152. 153.
 154. 155. 156. 158. 159. 160. 161 24
 -⑬-176. 177. 178. 180. 181. 182 25
 -⑬-200. 202. 203. 214. 223. 224. 229.
 231. 233. 234. 236. 238. 239. 240. 241.
 243. 245. 246. 248 26-⑬-259. 260.
 261. 262. 269. 272. 273. 275. 276. 277.
 278. 279 27-⑬-295. 296. 297. 298.
 299. 300 28-⑬-308. 310. 311. 312.
 313. 314. 316. 317. 318. 319. 320. 330.
 333. 334. 335. 336. 337. 342. 343. 344
 29-⑬-346. 349. 350. 351. 356. 357.
 358. 363. 364. 365. 366. 375. 376. 377
 30-⑬-393. 402. 405. 406. 407. 408.
 410. 411. 414. 415 31-⑬-418. 421.
 440. 442. 443 32-⑬-446. 448. 449.
 451. 455. 456. 457. 458. 460. 461. 465.
 466. 467 33-⑭-23. 24. 25. 26. 27. 28.
 29. 30. 32. 34. 35 34-⑭-38. 39. 40.
 43. 44. 46. 48. 49. 50. 52. 53. 54. 55. 56.
 58. 64. 67. 71. 72. 78. 79. 84. 85. 86. 87.
 88. 89. 90. 91. 92 35-⑭-97. 98. 101.
 102. 103. 107. 109. 111. 112. 113. 114.
 115. 118. 119. 120. 123. 124. 125. 128.
 129. 130. 135. 136. 139. 141. 142. 143.
 144. 147. 149. 150. 152. 153. 156. 157.
 160 37-⑭-163. 164. 166. 167. 168.
 172. 173. 176. 177. 178. 179. 180. 182.
 183. 185. 186. 187. 189. 191. 192. 193.
 195. 196. 197. 198. 201. 205. 207. 208.

209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216.
 217. 218. 219. 221. 222. 223. 224. 227.
 228. 229. 230. 231. 232. 237 38-⑭
 -240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247.
 248. 249. 251. 252. 253. 254. 255. 256.
 257. 258. 259. 260. 263. 264. 265. 266.
 267. 268. 269. 271. 272. 273 39-⑭
 -276. 277. 280. 283. 284. 285. 286. 287.
 288. 291. 294. 295. 296. 297. 300. 304.
 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312.
 313. 315. 317 40-⑭-320. 321. 322.
 323. 324. 325. 326. 327. 331. 332. 333.
 336. 337. 338. 342. 345. 346. 347. 348.
 349. 350. 352. 353 41-⑭-358. 359.
 360. 361. 363. 364. 365. 366. 367. 368.
 369. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377.
 378. 379. 384. 388. 389. 390. 393. 394.
 395. 397. 399. 402. 403. 404. 405. 408.
 412. 415. 416. 417. 420. 421. 422. 423.
 424. 425. 426. 429. 430 42-⑮-2. 4. 5.
 10. 12. 13. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22.
 23. 24 43-⑮-27. 28. 31. 32. 33. 34.
 35. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 52. 53. 54.
 55. 57. 58. 63. 64. 66. 67. 68. 69. 72. 75
 44-⑮-88. 89. 90. 93. 94. 96. 98. 99.
 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107.
 108. 109. 111. 112. 113. 114 45-⑮
 -145. 148. 149 46-⑮-174. 177 47
 -⑮-214. 215 48-⑮-217. 220. 222.
 224. 225. 226. 227. 228. 229. 236. 237.
 238. 239. 240. 241 49-⑯-1. 33 50
 -⑯-38. 39. 40. 45. 46. 51. 52. 56. 59.
 62. 64. 65. 66 51-⑯-71. 72. 73. 77.
 79. 87. 89. 91. 92. 93. 97. 98. 99. 101.
 102. 103. 104. 105. 108. 109. 110. 111.
 114. 115. 116. 117. 118. 120. 122. 123.
 124. 125. 127. 128. 132. 133. 134 52
 -⑯-137. 138. 139. 140. 142. 144. 145.
 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153.

154. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169.
170. 171. 172. 173. 175. 176. 177. 178.
179. 180. 182. 183
【整一社】1-⑩-1. 11. 25 2-⑩-32. 38
3-⑩-48. 57 4-⑩-73. 75. 128 5-⑩
-139. 140. 144. 163 6-⑩-168. 175.
176. 186. 192. 193. 197. 212 7-⑩
-213. 217. 218. 221. 224. 225. 226 8
-⑩-231 10-⑩-240 12-⑩-259.
265 13-⑩-276. 278. 282 15-⑩
-303. 307. 317 17-⑩-40. 41. 42. 43.
44. 45. 46. 47. 48. 50. 52. 53. 54. 56. 57.
58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69.
70. 72. 73. 74 18-⑩-88. 97. 124. 125.
126. 127. 129 19-⑩-152. 157. 158.
176 20-⑩-196. 201. 224. 228. 233.
234 21-⑩-252. 254. 259 22-⑩-2.
8. 9. 11. 12. 13. 16. 17 23-⑩-19. 20.
21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 30. 33. 38. 39.
41. 42. 43. 44. 46. 47. 49. 50. 51 24
-⑩-53. 54. 55. 56. 57. 58. 75 25-⑩
-85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94.
95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103.
104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111.
113. 114 26-⑩-119. 120. 121. 122.
123. 124. 125. 127. 129. 135. 136. 137.
143. 144. 146. 147. 149 27-⑩-151.
153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160.
161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168.
169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 177.
178. 179. 180. 181. 182. 184. 185. 186.
188. 189. 190. 191. 192. 193. 199. 201.
202. 203. 206. 208. 209. 210. 211. 212.
213. 214. 216. 217 28-⑩-221. 223.
225. 227. 228. 230. 233. 239. 240. 244.
245. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253.
254. 255 29-⑩-258. 259. 260. 262.
263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270.
271. 273. 274. 275. 276. 277. 279. 280.

281. 282. 283. 284. 285. 286. 289 30
-⑩-292. 293. 294. 295. 296. 297. 298.
299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306.
309. 310. 311. 312. 313. 314 31-⑩
-317. 318. 319. 320. 328. 329. 330. 332.
335. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 346.
347. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356.
357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364
【整一行】1-⑩-1. 2. 10. 23. 25. 26. 32.
35. 37. 42. 51. 56 2-⑩-59. 60. 61. 66.
67. 68. 74. 75. 76. 78 3-⑩-80. 81. 82.
94. 96. 97. 99. 108. 111. 112. 114. 116
4-⑩-126. 131. 141. 145 5-⑩-147.
148. 149. 150. 152. 153. 155. 156. 157
6-⑩-160. 161. 164. 165. 167. 168. 169.
170. 174 7-⑩-189. 190. 212. 215.
217. 219. 221. 223. 224. 225. 227. 228.
229. 230 8-⑩-239 9-⑩-1. 3. 22.
32. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 43. 44.
45. 47. 50. 51. 52. 53. 54. 55 10-⑩
-64. 66. 68. 69. 75. 76. 77. 85 12-⑩
-112. 113. 114. 115. 121. 124. 125. 126.
127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 136.
137. 139. 140. 143. 144. 145. 146 14
-⑩-150. 151. 152. 153. 154. 155. 156.
158. 159. 160. 161. 162. 164 15-⑩
-167. 168. 170. 171. 172. 173. 174. 175.
176. 177

田中重之

【特】14-③-254 15-④-10. 19. 34.
37. 38. 43 16-④-59. 69. 83 51-⑩
-4. 14. 15. 19. 29. 30 52-⑩-36. 38.
49. 68. 73. 74. 76. 77. 81. 84. 85. 86
53-⑩-96. 115
【整一初】2-①-26. 27. 39 3-①-48.
49. 50. 51. 54. 55. 56. 58. 85. 86. 88. 90.
93. 94. 95. 96. 97. 98. 101. 104. 106 4
-①-138. 141. 144. 146. 148. 149. 151.

161. 162 5-①-168. 176. 179. 185.
187 6-①-240. 241. 263
【整一社】1-①⑥-4. 5. 7. 12. 26 2-①⑥
-32. 33. 39. 41 7-①⑥-218. 222 8-①⑥
-232 10-①⑥-236 13-①⑥-270. 271.
272. 273. 279 15-①⑥-300. 305. 310.
312. 313

田 中 穂 積

【總】5-③-29
【特】2-①-22 3-①-65 5-②-12 9
-③-29 14-③-239 17-④-119. 123
23-⑥-180 27-⑦-123 35-⑨-87.
101 36-⑨-125. 142 37-⑩-45. 53.
69 41-⑩-245. 261. 283. 294. 296
44-⑩-400 47-⑩-528. 575 52-⑫
-57 53-⑫-91 57-⑬-24 58-⑭
-59 59-⑭-119 61-⑮-42
【整一初】2-①-13. 16. 17. 19. 23. 26.
32. 38. 41. 42 3-①-98. 104. 111 4
-①-115. 131. 142. 147 5-①-169.
171. 172. 175. 180. 181. 184. 226. 228
6-①-258. 259. 261 7-②-15 8-②
-25. 35. 40. 85 9-②-108. 112. 113.
114. 118. 120. 122 10-②-133. 141.
142. 146. 148. 151. 154 11-②-178.
193. 195. 201. 202. 208. 220. 221. 224.
228. 229. 237 12-②-244. 255. 257.
262. 281. 283 13-③-15. 26. 27. 28.
30. 50 14-③-67. 90. 99. 102. 108
15-③-129. 142. 155. 158. 154. 176
16-③-185. 202. 204. 205. 206. 211.
235. 256 17-③-264. 269. 271. 272.
280. 288. 292. 293. 294. 295. 296. 298.
299. 300. 301. 302. 304. 307 18-③
-316. 319. 320. 322. 325 19-③-349.
350. 355. 356. 360. 364. 367. 371. 373.
374. 376. 380. 381 20-④-1. 2. 15. 18.
28. 35 21-④-41. 42. 50. 56. 57. 60.

63 22-④-104. 119. 121. 135. 145
23-④-201 26-④-271 27-④-297.
300. 302. 314. 318. 319. 334. 338. 343.
345. 346. 347. 348 28-④-388. 391.
392. 394. 395. 396. 400. 403. 404. 405.
406. 407. 410 29-④-457
【整一中】2-⑤-35. 51. 52 3-⑤-78
6-⑤-116 8-⑤-202 9-⑤-239
10-⑥-2. 15. 16. 33 11-⑥-39 12
-⑥-119. 130. 131 13-⑥-177. 198.
200. 201. 202. 203 14-⑥-225. 237.
239 15-⑥-305. 319. 325. 345 16
-⑥-373. 379 17-⑥-420. 424. 428
18-⑦-1. 16. 21 19-⑦-46. 48. 49.
60. 61. 64. 89. 95. 97 20-⑦-142. 150.
151. 152 21-⑦-162. 164. 166. 167.
169. 173. 183. 188. 191 22-⑦-203.
208. 209. 211. 216. 219. 223. 224. 232
23-⑦-242. 244. 245. 247. 248 26-⑧
-21. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31 27
-⑧-81. 85 28-⑧-90. 109. 111. 115.
121. 125. 126. 140. 142. 143. 145. 146.
147. 148 29-⑧-175 30-⑧-193.
210. 219. 226. 230. 236 31-⑨-4. 9.
10. 11. 12. 13. 15. 16. 19. 21. 30. 32
32-⑨-45. 52. 54. 55. 58. 59. 60. 76. 77.
78. 81 33-⑨-103. 105. 118. 119 34
-⑨-137. 138. 139. 140. 141. 142. 145
35-⑨-176. 178. 185. 186. 187 36-⑨
-203. 218. 220. 226 37-⑨-239. 242.
255. 266. 267 38-⑨-280. 283. 284.
286. 287. 294. 303. 304 39-⑨-343.
344. 345. 347. 350. 354. 355. 359. 360.
373. 374. 381. 386. 388. 395. 396 40
-⑨-408. 409. 410. 419. 421. 422. 423.
424. 426. 427. 432. 433. 435. 436. 446.
450. 451. 455. 466. 471. 472. 473. 476.
478
【整一高】2-⑩-11. 19 4-⑩-105. 121.

122 5-⑩-130. 131. 137. 140. 148 6
-⑩-159 7-⑪-34. 60 8-⑪-100.
103 9-⑪-119. 131. 141. 152. 153.
156. 158. 160. 161. 162. 167. 170. 171.
172. 180 11-⑪-216. 218. 231. 237.
240. 244 12-⑪-251. 252 13-⑪
-309. 317. 325. 326. 327. 332 14-⑫
-42. 51. 54 16-⑫-111. 130 17-⑫
-159. 165. 166. 169. 172. 173 18-⑫
-185. 220. 222 19-⑫-232. 234. 237.
238. 262. 273 20-⑬-18. 27. 34 21
-⑬-45 23-⑬-134. 137. 138. 139.
140. 143. 144. 146. 147. 148. 150. 151.
152. 154. 155. 157. 159 24-⑬-167.
172. 175. 182 25-⑬-204. 207. 208.
209. 210. 211. 214 26-⑬-259 27
-⑬-282. 288 28-⑬-320. 321. 328.
337. 338. 339 32-⑬-447. 448. 449.
452. 453. 454. 455. 456. 459. 460. 461.
462. 466 33-⑭-7. 8. 9. 13. 26. 28. 31.
32. 33. 34. 35 34-⑭-40. 42. 43. 44.
45. 46. 47. 48. 51. 52. 54. 55. 56. 57. 60.
61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 69. 70. 73. 75.
76. 77. 78. 80. 81. 82. 83. 87. 88. 89. 90
35-⑭-100. 101. 103. 106. 107. 108.
109. 110. 111. 112. 113. 114. 116. 117.
125. 128. 131. 132. 133. 134. 135. 140.
141. 142. 143. 144. 145. 151. 152. 155.
156. 157. 160 37-⑭-164. 166. 168.
169. 173. 174. 185. 187. 188. 193. 194.
204. 205. 208. 209. 213. 220. 223 38
-⑭-242. 246. 250. 251. 252. 256. 257.
261. 262. 264. 266. 271. 272. 273. 274
39-⑭-277. 284. 285. 286. 291. 292.
293. 294. 296. 306. 307. 309. 310. 312.
313. 314. 315. 317 40-⑭-323. 324.
325. 326. 327. 334. 343. 352. 354 41
-⑭-360. 361. 389. 390. 396. 399. 400.
401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408.

409. 413. 414. 416. 417. 418. 419. 420.
421. 422. 424. 425. 426. 427. 428. 429
43-⑮-56. 57. 58. 69. 71. 73. 74. 76. 78.
79 44-⑮-83. 84. 85. 86. 89. 94. 95.
96. 103. 105. 107. 108. 110. 111. 114
46-⑮-152. 189 47-⑮-201. 208. 214
48-⑮-221. 225. 228. 229. 233. 236.
237. 238. 239. 241 49-⑲-26 50-⑲
-64. 66. 67. 68. 69 51-⑲-85. 96. 97.
98. 100. 101. 105. 106. 110. 113. 114.
115. 116. 118. 126. 127. 128. 129. 130.
131. 132 52-⑲-138. 139. 142. 144.
145. 166. 167. 168. 170. 171. 173. 174.
175. 176. 177. 178. 181. 182. 183
【整一社】1-⑯-2 4-⑯-102. 113 5
-⑯-152. 161 6-⑯-200. 204. 208.
209 15-⑯-300. 309. 310 16-⑰
-25. 34 17-⑰-40. 41. 59. 65. 66. 67.
73 18-⑰-91. 125. 126. 128. 129 19
-⑰-165 20-⑰-214. 215 23-⑱
-25. 30. 31. 33. 39. 40. 44. 48 24-⑱
-57. 58. 81 25-⑱-84. 85. 89. 90. 91.
92. 94. 95. 96. 98. 100. 101. 102. 104.
106. 107. 108. 111. 112. 113 26-⑱
-124. 128. 129. 131. 135. 136. 137 27
-⑱-152. 154. 156. 157. 158. 159. 160.
161. 162. 164. 165. 166. 167. 172. 173.
174. 175. 176. 179. 184. 185. 186. 187.
203. 204. 208. 210. 218 28-⑱-221.
225. 227. 230. 232. 233. 234. 236 29
-⑱-263. 271. 272. 273. 275. 277. 286
30-⑱-301. 302. 303. 304. 306. 307.
313. 314 31-⑱-330. 342. 344. 346.
353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360.
361
【整一行】1-⑳-3. 8. 13. 15. 49. 53. 56
2-⑳-68. 69. 70. 71. 73. 74. 75. 76. 77.
78 3-㉑-97 4-㉑-123. 124 7-㉑
-228 9-㉑-31. 32. 34. 35. 36. 37. 40.

41. 43. 47 11-②1-90. 92. 93. 94. 105.
106. 107 12-②1-115. 116. 120. 124.
126. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134.
135. 136 14-②1-160 15-②1-176

田中保平

【整一中】14-⑥-248. 249

田中義男

【整一行】1-②0-37. 38

棚橋源太郎

【整一社】18-①7-105. 115. 118. 120.
122. 127

近沢道元

【整一中】27-⑧-55. 57. 60. 61. 62. 65.
28-⑧-116. 117. 118. 120. 121. 122.
123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130.
29-⑧-158. 164. 165. 166. 168. 169.
170

津田信良

【特】35-⑨-60. 61

【整一中】10-⑥-2. 23. 35 11-⑥-86
13-⑥-206 14-⑥-240. 241. 242.
243. 244. 245. 247. 248. 250. 251. 252
15-⑥-311. 319 16-⑥-361. 377
17-⑥-389. 400. 401. 402. 408. 409.
430 20-⑦-118. 119 21-⑦-175
31-⑨-8. 19. 20 32-⑨-43. 52. 60.
65. 66. 67 33-⑨-93 34-⑨-150
35-⑨-185 37-⑨-238. 243. 244

【整一社】2-⑩-36

寺沢巖男

【整一高】15-⑫-60. 74. 75. 78. 82. 84.
90. 91 18-⑫-184

寺沢寛一

【特】38-⑩-98

【整一高】15-⑫-105

東郷実

【総】3-②-49 6-③-80

東条英機

【総】9-④-34

徳川義親

【総】3-②-70 4-②-112

【特】3-①-71. 72 4-①-118 6-②-
-74 7-②-122 8-②-185 10-③-
-56. 57 13-③-172 14-③-249
19-⑤-89 22-⑥-96. 109 23-⑥-
-183. 184. 185. 209 24-⑦-28 29
-⑦-208. 210. 211 33-⑧-192 37
-⑩-16 38-⑩-90. 101 39-⑩-162.
163 41-⑩-262 43-⑩-354. 363
44-⑩-379. 382. 395 47-⑩-551.
580. 590 54-⑫-134. 137 59-⑬-
-125. 128 61-⑮-41

留岡幸男

【特】59-⑭-115. 133

〈な 行〉

永井浩

【整一高】22-⑬-55 45-⑮-129 49
-⑲-27. 31. 32

中田邦造

【整一社】18-⑰-77. 91. 92. 94. 95. 96.
97. 102. 103. 105

永田 秀次郎

【総】7-③-123 14-⑧-54
【特】32-⑧-123. 129. 130 43-⑩-355
56 ⑬-55 60-⑭-150. 161. 162. 164

中根 秀雄

【総】9-④-3 10-⑤-3. 79 11-⑥-4
【特】20-⑤-100 21-⑥-3 23-⑥-170
28-⑦-184 32-⑧-112. 119. 124. 130. 131. 139. 142. 153. 160. 169
33-⑧-204. 209 35-⑨-28
【整一初】11-②-214 19-③-383
24-④-284 28-④-433 29-④-450. 451. 454. 459
【整一中】20-⑦-114. 121 23-⑦-247
30-⑧-212 38-⑨-282 39-⑨-330. 333. 334. 336. 337. 342. 364 40-⑨-464
【整一高】12-⑩-245. 253. 256. 257

中野 善敦

【特】56-⑬-130 59-⑭-114
【整一行】14-⑳-163. 164

中村 幸之助

【特】42-⑩-314. 319. 321. 322. 323. 326. 327. 328. 332. 333

中村 新一

【整一社】20-⑰-217. 226. 229. 231. 232. 233 27-⑱-181. 182. 183. 184. 185. 186. 188

中村 清二

【総】4-②-94 10-⑤-78
【特】37-⑩-42. 44 38-⑩-86

長与 又郎

【特】18-⑤-40 19-⑤-64

西 晋一郎

【総】5-③-3 9-④-36

西田 博太郎

【特】5-②-7. 9 16-④-58 20-⑤-132
22-⑥-160. 161. 162. 163 27-⑦-111
35-⑨-95. 104 37-⑩-48 42-⑩-306.
326 43-⑩-361. 364 44-⑩-385. 398
47-⑩-554 52-⑫-77 58-⑭-87
60-⑭-146
【整一中】2-⑤-5. 19 3-⑤-77 6-⑤-102
7-⑤-138. 139. 140. 141. 147 8-⑤-193.
194. 195. 197. 198. 199. 202 9-⑤-235.
239. 240 10-⑥-8. 9. 21 11-⑥-67.
90 12-⑥-120. 130 13-⑥-188. 193.
202 14-⑥-246. 248. 249 15-⑥-289.
335 17-⑥-405. 409 18-⑦-34
19-⑦-97 21-⑦-175. 194. 195
22-⑦-201. 208. 219. 224. 225. 230
23-⑦-247. 255 24-⑦-322
26-⑧-4. 13. 37. 40. 51. 53 28-⑧-128.
143. 144. 149 29-⑧-175 30-⑧-185.
192. 211. 218. 220. 221. 222. 224.
227. 228. 229. 231. 233. 234. 235.
236. 237 31-⑨-2. 16. 19 32-⑨-45.
50. 51. 56. 57. 58. 59. 64. 65. 66. 67.
68. 69. 71. 73. 74. 82 33-⑨-93. 102
34-⑨-124. 138. 139. 141. 143. 145.
147 35-⑨-170. 179 36-⑨-189. 212.
218. 230. 231 37-⑨-238. 241. 248.
249. 251. 257. 268. 269 38-⑨-292.
297. 318. 319. 322. 323. 325 39-⑨-328.
329. 334. 337. 353. 354. 366.
390. 397 40-⑨-435. 448. 452
【整一高】3-⑩-46 4-⑩-112. 122
13-⑪-288. 305 16-⑫-121. 140
17-⑫-173 18-⑫-197 19-⑫-252. 263.
280 20-⑬-2. 5. 12. 13. 14. 15.

21. 26. 28. 37 21-⑬-41 22-⑬-73
 23-⑬-106. 135. 136. 137. 138. 142.
 143. 144. 145. 146. 148. 150. 151. 152.
 154. 161 24-⑬-168. 169. 175. 179.
 180 26-⑬-277 32-⑬-446. 447.
 455. 467 33-⑭-25. 32 35-⑭-94.
 95. 108. 109. 112. 114. 115. 118. 120.
 128. 129. 130. 138. 139. 152 37-⑭
 -168. 173. 185. 186. 191. 198. 203. 206.
 208. 209. 219. 220. 230. 231. 232. 233.
 234 38-⑭-241. 245. 248. 252. 255.
 257. 259. 265. 269. 270. 272 39-⑭
 -281. 290. 291. 292. 307. 312 40-⑭
 -332. 337. 338. 349. 355 41-⑭-359.
 361. 362. 366. 367. 371. 373. 384. 385.
 386. 387. 388. 389. 390. 409. 410. 416.
 424. 425. 427. 429. 430. 431 43-⑮
 -40. 53. 65 44-⑮-106. 109. 110. 111
 46-⑮-187 47-⑮-199 48-⑮-235.
 236. 238. 239 51-⑯-71. 97. 129. 130.
 131. 133. 134 52-⑯-139. 146. 150.
 158. 167. 180

西 村 房太郎

【總】4-②-82

【特】3-①-39. 47. 49. 60. 70 8-②
 -181 11-③-105 14-③-242 17
 -④-135 18-⑤-39. 41 19-⑤-53.
 68. 69 21-⑥-51. 83. 87 22-⑥
 -113. 122. 131. 136. 141. 142. 148. 166
 23-⑥-203 24-⑦-10. 15 25-⑦
 -38 26-⑦-105 27-⑦-128. 135
 28-⑦-150 30-⑦-263. 270. 271
 32-⑧-151 33-⑧-208. 210 34-⑨
 -5. 9 35-⑨-30. 42. 52. 53. 59. 60. 68.
 72. 73. 74. 85 36-⑨-126 41-⑩
 -295 43-⑩-337. 345. 349. 357 48
 -⑪-41. 56. 59 51-⑫-15 53-⑫
 -128

【整一中】2-⑤-4. 5. 16. 18. 29. 47. 48.
 49. 50 3-⑤-61. 64. 67. 81 6-⑤-91.
 95. 102. 103. 111. 112. 113. 124. 126.
 127. 128. 129 7-⑤-131. 137. 138.
 139. 142. 143. 145. 150. 151 8-⑤
 -164. 186. 193. 194. 195. 196. 197. 198.
 199. 200. 201. 202. 203. 205. 206. 207.
 213. 216. 217 9-⑤-228. 229. 230.
 236. 237 10-⑥-3. 18. 21 11-⑥-95
 12-⑥-109. 110. 114. 126. 127. 129
 13-⑥-194. 195. 205 14-⑥-234.
 236. 248 15-⑥-288. 352 16-⑥
 -364. 365 17-⑥-402. 403. 409. 412
 18-⑦-21. 23 19-⑦-64. 87. 105. 108
 20-⑦-116. 129. 151 22-⑦-200
 23-⑦-246. 247 24-⑦-317. 318.
 319. 320. 321. 322. 323. 324 25-⑦
 -359. 374. 375 26-⑧-4 27-⑧-61
 28-⑧-119. 136. 143. 149 29-⑧
 -167. 171. 175 30-⑧-185. 191. 217.
 218. 219. 220. 223. 225. 226. 227. 228.
 230. 231. 232 31-⑨-1. 2. 5. 6. 8. 19.
 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.
 31. 33. 34. 36. 37 32-⑨-39. 40. 41.
 43. 44. 45. 50. 51. 55. 56. 57. 58. 59. 60
 33-⑨-93. 94. 97. 98. 99. 100. 101. 102.
 103. 106. 108. 110. 112. 115. 116. 118.
 119 34-⑨-124. 130. 131. 137. 138.
 139. 141. 143. 144. 145. 146. 150. 156.
 158 35-⑨-179 36-⑨-189. 195.
 198. 212. 225. 231. 232. 233. 236 37
 -⑨-238. 242. 243. 245. 247. 249. 253.
 254. 255. 256. 257. 259. 261. 263. 264.
 266. 267. 268. 270. 272 38-⑨-287.
 288. 289. 294. 295. 297. 312. 313. 314.
 325. 326 39-⑨-340. 342. 344. 349.
 352. 363. 369 40-⑨-414. 416. 420.
 426. 427. 428. 429. 430. 432. 436. 444.
 448. 465. 469. 470. 471

【整一高】40-⑭-351 42-⑮-4 45
-⑮-135. 148. 149 46-⑮-165. 173
47-⑮-193 48-⑮-226. 229. 230.
233. 234. 236. 237. 240

【整一社】5-⑯-146

丹羽重光

【特】38-⑩-94 40-⑩-218 44-⑩-
-383. 385. 418. 439. 441

野村益三

【総】4-②-86. 93. 94 10-⑤-79. 84
12-⑦-58

【特】5-②-3 6-②-46 7-②-90.
106. 107 8-②-140. 144. 151 10-③-
-53. 59. 74 12-③-120. 160 13-③-
-212 18-⑤-27. 41 19-⑤-57. 89
20-⑤-106. 133 21-⑥-68. 75. 81
22-⑥-116. 117. 137. 138 23-⑥-
-215. 218 24-⑦-2. 4. 18 25-⑦-48
27-⑦-145 28-⑦-169 29-⑦-216
30-⑦-233. 274. 276. 277. 278 32-⑧-
-110. 183 34-⑨-5. 9 36-⑨-134
38-⑩-75. 103. 108 39-⑩-138. 174.
181. 182 40-⑩-222. 224 41-⑩-
-237. 238 42-⑩-303. 310. 318. 321.
322. 323. 325. 330. 334 44-⑩-387
45-⑩-451. 473. 483 46-⑩-517
47-⑩-582. 587 48-⑪-33. 34. 35.
39. 68 49-⑪-82 51-⑫-13. 14. 27.
30 52-⑫-69 53-⑫-131 54-⑫-
-158

【整一中】24-⑦-293. 307

【整一社】1-⑯-1 7-⑯-214. 218. 225
16-⑰-3. 5 17-⑰-60. 72 19-⑰-
-144. 146. 164 20-⑰-185. 216. 224
21-⑰-235. 252. 254. 264. 266. 267.
268 23-⑱-24. 50 24-⑱-59. 70. 72
25-⑱-93. 94 31-⑱-337. 347

乗杉嘉寿

【整一高】22-⑬-76

〈は 行〉

橋田邦彦

【総】5-③-39 12-⑦-3. 64. 68 13
-⑧-36 14-⑧-68. 69

【特】2-①-21 14-③-236. 238 20
-⑤-101 24-⑦-10 27-⑦-115
29-⑦-192 36-⑨-109. 112. 121
39-⑩-165 41-⑩-238. 241. 242
44-⑩-428. 447 47-⑩-566. 578
53-⑫-93. 96. 98 56-⑬-135. 136
61-⑮-42

【整一中】7-⑤-140. 149 8-⑤-198.
205 9-⑤-229 13-⑥-201 14-⑥-
-240. 241. 242. 243 15-⑥-340 16
-⑥-370 17-⑥-434. 436 22-⑦-
-202. 221. 223. 224. 225 25-⑦-360.
361 26-⑧-31. 32. 36 27-⑧-78
28-⑧-97. 107. 114. 133. 142. 144. 145.
147 29-⑧-152. 175. 176 31-⑨-
-19. 22. 23. 24. 25. 28. 29. 34. 35. 36
32-⑨-61. 73. 82 35-⑨-172. 173.
182 36-⑨-193. 194. 202. 208. 210.
213. 214. 217. 222. 225. 226. 227. 228.
229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236
37-⑨-254. 261. 262. 271. 273 38-⑨-
-317 39-⑨-339. 371. 379. 385. 386.
388. 389. 390 40-⑨-402. 403. 410.
413. 417. 418. 419. 421. 426. 427. 428.
429. 430. 431. 434. 435. 436. 439. 444.
445. 446. 447. 448. 449. 454. 462. 463.
475. 476. 477. 478

【整一高】7-⑩-13. 54 10-⑩-182
28-⑬-305. 309. 310. 311. 312. 313.
314. 317 33-⑭-27. 28. 33 34-⑭-

-68. 69. 72 35-⑭-95. 103. 105. 107.
108. 109. 110. 111. 112 45-⑮-124
【整一社】27-⑯-196

橋本 伝左衛門

【総】6-③-85 9-④-37

秦 勲

【整一高】29-⑬-383 30-⑬-398
32-⑬-456

羽田 亨

【特】40-⑩-203 41-⑩-242. 250.
252. 261. 285 44-⑩-397. 433. 444.
446 47-⑩-591 48-⑪-39. 40 49
-⑪-104 59-⑭-136

林 博太郎

【総】6-③-62 9-④-33. 38 10-⑤
-59 12-⑦-61
【特】2-①-5. 18. 29. 34 3-①-67. 78
4-①-96. 103 6-②-50 8-②-183.
184. 188 9-③-25. 29 12-③-125.
150. 162 14-③-250 17-④-134.
135 18-⑤-2. 5. 9. 10. 20. 24. 46 19
-⑤-76. 96 21-⑥-2. 10. 27. 32. 36.
40. 42. 45. 47. 48. 51. 55. 58. 65. 66. 67.
68. 69. 70. 79. 80. 82. 83. 84. 85. 86. 87.
88. 89. 90. 91. 92. 94 22-⑥-98. 100.
104. 106. 108. 111. 114. 117. 125. 128.
131. 133. 136. 137. 141. 142. 144. 149.
150. 154. 157. 161. 164 23-⑥-171.
178. 179. 180. 181. 184. 185. 187. 195.
198. 200. 203. 204. 205. 212. 213. 214.
215 25-⑦-68 30-⑦-276. 277
31-⑧-2. 21. 25. 27. 29. 31. 36. 44. 51.
63. 71. 75 32-⑧-102. 106. 108. 114.
116. 117. 118. 121. 123. 125. 126. 129.
133. 135. 137. 138. 139. 141. 143. 146.

149. 151. 156. 157. 158. 162. 168. 173.
181. 184 33-⑧-203 35-⑨-30. 74.
80 37-⑩-30. 32 39-⑩-139. 192
40-⑩-194 41-⑩-293. 299. 300
43-⑩-351. 354 44-⑩-426 47-⑩
-588 48-⑪-4. 23. 24. 28. 30. 32. 33.
34. 35. 37. 40. 41. 44. 46. 48. 50. 51. 52.
53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 63. 64.
65. 66. 67 49-⑪-94. 125. 140 50
-⑪-156. 178. 180. 182 52-⑫-37. 59
54-⑫-170 55-⑬-2. 17. 32. 37. 40.
42. 45. 48. 49 56-⑬-53. 56. 58. 59.
60. 61. 62. 66. 67. 68. 70. 72. 73. 74. 75.
76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 87. 95.
99. 101. 105. 109. 114. 115. 116. 117.
120. 123. 128. 129. 131. 132. 133. 135
58-⑭-100 60-⑭-148. 172 61-⑮
-3. 10. 12. 13. 14. 16. 19. 24. 28. 30. 34.
43

【整一初】1-①-1 2-①-3. 5. 9. 11. 18.
20. 22. 23. 26. 28. 33. 36. 38. 41. 42. 46
3-①-47. 51. 67. 83. 84. 85. 93. 95. 111
4-①-113. 115. 117. 118. 141. 142. 143.
144. 145. 147. 149. 150. 151. 152. 153.
154. 155. 156. 157. 159. 160. 162. 164
5-①-165. 166. 167. 168. 169. 170. 171.
175. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183.
184. 185. 186. 187. 188. 189. 201. 210.
213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 222.
223. 225. 226. 228. 229. 231 6-①
-237. 239. 240. 241. 242. 244. 245. 246.
247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254.
255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262.
263 7-②-1. 2. 3. 5. 6. 19. 22. 23 8
-②-24. 25. 29. 51. 78. 83. 91 9-②
-92. 94. 107. 108. 111. 112. 113. 114.
115. 118. 120. 121. 122. 123 10-②
-124. 125. 133. 136. 137. 138. 139. 140.
141. 142. 143. 144. 148. 154. 158. 163.

164. 165. 166 11-②-169. 176. 185.
191. 192. 193. 196. 198. 199. 200. 201.
202. 203. 204. 207. 208. 210. 213. 214.
215. 216. 218. 219. 220. 221. 222. 223.
224. 225. 226. 227. 228. 230. 231. 233.
236. 237. 238 12-②-239. 242. 243.
245. 246. 248. 249. 253. 254. 257. 258.
260. 261. 262. 265. 266. 272. 273. 274.
275. 276. 279. 280. 281. 282. 283. 284.
285. 286. 287. 288. 290. 291 13-③-1.
2. 5. 7. 18. 19. 20. 25. 26. 27. 32. 35. 39.
40. 41. 42. 43. 44. 49. 57. 58. 59. 60. 62
14-③-63. 65. 67. 68. 72. 73. 86. 87. 88.
98. 104. 105. 108. 109. 113. 118. 119
15-③-120. 121. 130. 132. 135. 136.
140. 141. 143. 147. 150. 152. 153. 155.
157. 158. 159. 163. 164. 165. 166. 167.
174. 183. 184 16-③-185. 206. 213.
232. 234. 235. 236. 237. 238. 240. 241.
242. 245. 247. 253. 254. 255. 256. 257
17-③-258. 269. 271. 272. 273. 276.
278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285.
287. 288. 289. 290. 292. 293. 294. 295.
296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303.
304. 305. 312. 313 18-③-314. 315.
316. 317. 319. 320. 321. 322. 323. 324.
326. 329 19-③-330. 331. 336. 338.
346. 350. 352. 353. 355. 356. 357. 359.
360. 361. 362. 363. 364. 365. 368. 372.
374. 375. 376. 377. 378. 379. 381. 382.
383. 388. 390. 391. 392 20-④-1. 2.
24. 25. 35. 36. 38 21-④-39. 49. 51.
53. 54. 57. 60. 61. 75. 78. 83. 88. 89. 90.
91 22-④-92. 93. 99. 113. 116. 117.
118. 125. 130. 132. 136. 137. 139. 140.
141. 144. 147. 148. 156. 157. 158 23
-④-159. 161. 164. 167. 172. 174. 176.
184. 200. 203. 210. 211. 212. 213 24
-④-215. 216. 222. 224. 233. 237. 238.

239. 243. 244 25-④-245. 246. 260.
261 26-④-262. 269. 273. 277. 279.
281. 282. 283 27-④-284. 292. 293.
295. 296. 297. 301. 302. 303. 304. 305.
306. 307. 308. 311. 312. 313. 314. 315.
317. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325.
326. 330. 333. 334. 339. 340. 343. 344.
345. 346. 347. 348. 349. 353. 354. 355
28-④-356. 359. 368. 375. 377. 378.
380. 384. 385. 386. 388. 389. 390. 391.
392. 394. 396. 397. 401. 402. 403. 404.
405. 407. 408. 411. 412. 414. 415. 419.
421. 422. 423. 424. 425. 428. 431. 432.
433. 434. 435. 436. 437 29-④-438.
439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446.
447. 448. 449. 450. 451. 453. 454. 458.
459. 463. 464. 465. 466. 467. 470. 471
30-④-472

【整—中】1-⑤-1 2-⑤-2. 3. 4. 15. 16.
19. 38. 49. 50. 52 3-⑤-53. 54. 85 4
-⑤-87 5-⑤-88. 89 6-⑤-90. 95.
100. 102. 103. 104. 113. 116. 123. 127.
128. 129 7-⑤-130. 137. 138. 139.
140. 145. 148. 150. 151 8-⑤-158.
164. 169. 172. 186. 188. 189. 192. 193.
196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203.
204. 205. 206. 207. 216. 217 9-⑤
-228. 230. 231. 234. 235. 237. 239. 240.
241 10-⑥-1. 2. 3. 4. 5. 9. 10. 13. 18.
23. 34. 36 11-⑥-37. 40. 43. 57. 78.
93. 94. 97. 100 12-⑥-101. 102. 107.
115. 122. 125. 127. 137 13-⑥-149.
151. 168. 173. 195. 203. 205. 206. 214
14-⑥-220. 223. 224. 231. 236. 237.
240. 244. 252. 253 15-⑥-285. 286.
290. 291. 303. 305. 311. 336. 348. 354
16-⑥-361. 362. 379. 380 17-⑥
-381. 385. 388. 389. 390. 392. 399. 402.
405. 407. 408. 409. 410. 412. 415. 416.

436. 437 18-⑦-1. 3. 24. 27. 29. 35.
37 19-⑦-44. 54. 57. 60. 61. 62. 64.
66. 71. 86. 87. 98. 111. 112 20-⑦
-114. 115. 116. 118. 121. 138. 141. 142.
143. 150. 151. 152 21-⑦-160. 161.
162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169.
174. 177. 195 22-⑦-199. 201. 202.
217. 219. 221. 223. 224. 225. 231. 232.
233. 234 23-⑦-237. 242. 243. 244.
245. 246. 247. 248. 258 24-⑦-267.
282. 293. 300. 304. 305. 306. 311. 313.
317. 318. 320. 321. 322. 323. 324 25
-⑦-342. 350. 359. 361. 362. 368. 369.
370. 372. 374. 375 26-⑧-1. 2. 4. 5. 7.
8. 9. 21. 27. 33. 52. 53 27-⑧-55. 57.
59. 65. 66. 71. 75. 78. 79. 84. 87. 88
28-⑧-90. 100. 116. 117. 118. 126. 127.
128. 129. 130. 139. 140. 145. 146. 147.
149. 150 29-⑧-151. 152. 156. 157.
158. 163. 167. 171. 172. 174. 176 30
-⑧-177. 179. 184. 185. 186. 187. 202.
203. 211. 212. 214. 215. 218. 219. 220.
221. 222. 224. 225. 226. 227. 228. 229.
230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237
31-⑨-1. 2. 5. 6. 8. 19. 20. 21. 22. 23.
24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 33. 34. 36.
37 32-⑨-39. 40. 41. 44. 45. 46. 50.
51. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 64. 65. 66.
67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 78.
79. 80. 81. 82. 83 33-⑨-85. 87. 88.
90. 93. 94. 95. 96. 99. 100. 101. 102.
103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110.
120 34-⑨-122. 126. 127. 131. 136.
137. 138. 141. 143. 144. 146. 147. 149.
150. 151. 152. 156. 158 35-⑨-162.
164. 170. 171. 172. 174. 176. 178. 179.
180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187
36-⑨-188. 189. 191. 192. 193. 195.
197. 198. 199. 200. 205. 206. 207. 208.

210. 213. 222. 225. 231. 233. 236 37
-⑨-237. 238. 241. 242. 243. 246. 247.
248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255.
256. 257. 259. 260. 262. 263. 264. 265.
266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 276
38-⑨-277. 280. 281. 282. 283. 284.
285. 286. 287. 288. 292. 295. 296. 297.
304. 308. 311. 312. 313. 314. 316. 317.
318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325.
326 39-⑨-327. 328. 329. 330. 331.
332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 341.
342. 348. 350. 351. 352. 353. 354. 355.
357. 358. 359. 361. 363. 364. 365. 366.
367. 368. 369. 370. 372. 378. 381. 394.
396. 397. 398. 399. 400 40-⑨-402.
403. 405. 410. 416. 417. 418. 419. 420.
421. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430.
431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438.
439. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451.
452. 453. 454. 455. 459. 460. 461. 462.
463. 465. 466. 467. 468. 469. 471. 473.
474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481
【整一高】1-⑩-2 2-⑩-3. 4. 10. 11.
13. 14. 16. 17. 18. 19. 22. 24. 26. 27. 30.
31. 33. 34 3-⑩-35. 38. 45. 58. 64. 67.
70. 71. 72. 79. 80. 81. 82. 84. 85. 88 4
-⑩-89. 90. 120. 122 5-⑩-123. 124.
125. 132. 133. 136. 138. 139. 140. 141.
143. 144. 148. 149 6-⑩-150. 153.
154. 156. 165. 166 7-⑪-1. 8. 13. 28.
33. 34. 55. 56. 61. 62. 74 8-⑪-76. 88.
89. 91. 93. 94. 95. 96. 98. 100. 101. 104.
105. 106 9-⑪-107. 110. 111. 112.
113. 124. 125. 126. 132. 133. 134. 135.
137. 138. 146. 155. 156. 157. 158. 159.
160. 161. 162. 163. 164. 165. 170. 172.
180 10-⑪-182. 189. 191. 195. 198.
199. 205. 206 11-⑪-207. 208. 212.
213. 230. 231. 233. 239. 240. 241. 244

12-⑩-245. 247. 248. 250. 251. 253.
257. 258. 259. 262. 263. 264. 268. 269.
273. 274. 275 13-⑪-276. 286. 295.
296. 307. 308. 309. 314. 317. 318. 322.
323. 324. 325. 326. 327. 331. 332. 333.
334. 335. 336 14-⑫-1. 9. 12. 29. 30.
31. 48. 51. 52. 56. 57. 58 15-⑬-59.
60. 73. 86. 92 16-⑭-94. 105. 109.
111. 121. 124. 126. 132. 136. 137. 139.
140. 141. 146. 147 17-⑮-150. 151.
153. 154. 155. 156. 157. 158. 161. 162.
163. 164. 166. 168. 169. 170. 171. 172.
173. 174 18-⑯-176. 179. 180. 183.
184. 186. 190. 198. 199. 220. 222. 223
19-⑰-224. 231. 234. 236. 237. 238.
242. 252. 260. 265. 275. 276. 277. 278.
279. 283 20-⑱-1. 2. 35. 36. 37. 38
21-⑲-41. 53. 54 22-⑳-55. 56. 61.
66. 76. 94 23-㉑-96. 108. 109. 131.
132. 135. 136. 142. 143. 144. 145. 146.
148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 156.
157. 158. 159. 160. 161 24-㉒-162.
167. 168. 179. 180. 181. 182. 183. 185
25-㉓-186. 187. 214. 239. 242. 246.
249. 250 26-㉔-251. 256. 258. 259.
263. 269. 273. 274. 275. 276. 277. 278.
279 27-㉕-280. 283. 291. 292. 293.
294. 295. 299. 300. 301. 302. 303. 304
28-㉖-305. 308. 311. 312. 313. 314.
315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 324.
338. 340. 341. 342. 343. 344 29-㉗-
-345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 362.
364. 365. 366. 367. 368. 372. 373. 376.
377. 383. 385. 387 30-㉘-389. 393.
410. 411. 412. 414. 415. 416 31-㉙-
-417. 423. 436. 438. 440. 442. 443 32
-㉚-445. 446. 447. 448. 449. 451. 452.
453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 461.
462. 463. 464. 466. 467 33-㉛-1. 19.

22. 23. 24. 25. 26. 28. 29. 30. 31. 32. 33.
34. 35. 36 34-⑭-37. 38. 39. 40. 41.
42. 43. 44. 46. 48. 50. 52. 53. 54. 55. 56.
57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67.
68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78.
79. 80. 81. 82. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92
35-⑮-93. 94. 95. 99. 100. 101. 102.
103. 105. 107. 109. 110. 111. 112. 113.
114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 124.
126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133.
134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141.
142. 143. 144. 145. 147. 149. 150. 151.
152. 153. 155. 157. 159. 160 36-⑯-
-161. 162 37-⑰-163. 164. 165. 167.
168. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 179.
180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187.
188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195.
196. 197. 198. 201. 202. 203. 204. 205.
206. 207. 208. 209. 211. 212. 213. 214.
215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222.
223. 224. 229. 230. 231. 232. 233. 234.
236. 237. 238 38-⑱-239. 240. 241.
242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249.
250. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258.
259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 267.
268. 269. 270. 271. 272. 273. 274 39
-⑲-275. 276. 277. 278. 280. 281. 282.
283. 285. 286. 287. 289. 290. 291. 292.
293. 296. 297. 299. 300. 301. 304. 305.
306. 307. 308. 309. 310. 312. 313. 314.
316. 317. 318 40-⑳-319. 320. 322.
323. 324. 325. 327. 330. 331. 332. 333.
338. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346.
347. 348. 349. 351. 352. 353. 354. 355
41-㉑-356. 357. 358. 359. 361. 362.
364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371.
372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 380.
386. 387. 388. 389. 390. 399. 400. 402.
403. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411.

412. 413. 415. 416. 417. 418. 420. 421.
 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429.
 430. 431 42-⑮-1. 2. 4. 5. 13. 20. 21.
 23. 24. 25 43-⑮-27. 28. 30. 32. 37.
 38. 39. 43. 44. 45. 50. 53. 54. 56. 59. 61.
 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 76. 79. 80.
 82 44-⑮-83. 89. 92. 93. 95. 96. 97.
 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108.
 109. 110. 111. 113. 114. 115 45-⑮
 -117. 124. 129. 149 46-⑮-150. 173.
 177. 188. 190. 191 47-⑮-192. 197.
 201. 210. 212. 215 48-⑮-216. 217.
 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227.
 228. 229. 230. 231. 232. 235. 236. 237.
 238. 239. 240. 241 49-⑲-2. 5. 7. 15.
 16. 21. 27. 35 50-⑲-36. 37. 40. 49.
 53. 62. 64. 65. 67. 69 51-⑲-70. 71.
 72. 73. 85. 86. 90. 92. 93. 94. 95. 96. 98.
 100. 101. 108. 109. 110. 111. 114. 116.
 120. 126. 127. 128. 129. 131. 132. 133.
 134. 135 52-⑲-136. 137. 138. 139.
 140. 141. 142. 145. 146. 147. 148. 149.
 150. 151. 153. 154. 157. 158. 159. 160.
 161. 162. 166. 167. 168. 169. 170. 171.
 172. 173. 175. 176. 177. 178. 179. 180.
 181. 183
【整一社】 1-⑯-2. 3. 4. 8. 11. 18. 25. 26
 2-⑯-27. 28. 42 3-⑯-43. 49. 62 4
 -⑯-66. 75. 88. 93. 132. 136 8-⑯
 -231. 232. 233 9-⑯-234. 235 10
 -⑯-236. 242 11-⑯-243. 244 12
 -⑯-245. 257. 258 13-⑯-268. 269.
 282 14-⑯-283. 296 15-⑯-299.
 300. 318 16-⑰-1. 2. 25. 33. 34. 36.
 37. 38 17-⑰-39. 40. 41. 42. 43. 44.
 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 56.
 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 69. 70. 71.
 72. 73. 75 18-⑰-76. 88. 105. 123.
 124. 125. 126. 128. 129. 143 19-⑰

-144. 147. 150. 157. 158. 162. 163. 171.
 179 20-⑰-180. 185. 189. 191. 193.
 201. 202. 205. 216. 224. 231. 233. 234
 21-⑰-235. 251. 254. 255. 259. 268.
 269. 270 22-⑱-1. 5. 6. 7. 8. 9. 12. 13.
 14. 15. 16. 17 23-⑱-18. 19. 20. 22.
 23. 24. 25. 26. 27. 28. 30. 31. 32. 33. 40.
 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51.
 52 24-⑱-53. 55. 56. 57. 58. 59. 66.
 78. 82. 83 25-⑱-84. 85. 86. 87. 88.
 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 98. 99.
 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108.
 109. 110. 111. 112. 113. 114 26-⑱
 -115. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124.
 125. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134.
 135. 136. 137. 140. 142. 143. 145. 146.
 147. 148. 149 27-⑱-151. 152. 156.
 157. 158. 159. 160. 161. 162. 164. 165.
 166. 167. 168. 169. 170. 172. 173. 174.
 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182.
 183. 184. 189. 190. 191. 192. 193. 202.
 205. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213.
 214. 215. 216. 218 28-⑱-219. 221.
 222. 223. 224. 225. 227. 229. 230. 231.
 232. 233. 234. 236. 237. 238. 239. 240.
 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248.
 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255 29
 -⑱-256. 258. 259. 260. 261. 262. 263.
 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271.
 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279.
 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287.
 288. 289. 290 30-⑱-291. 292. 293.
 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301.
 302. 303. 304. 305. 306. 307. 310. 311.
 313. 314 31-⑱-315. 316. 317. 318.
 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 327.
 328. 329. 330. 331. 332. 334. 335. 336.
 337. 338. 339. 340. 341. 342. 344. 345.
 346. 347. 348. 350. 351. 352. 353. 354.

355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362.
363. 364. 365

【整一行】1-⑳-2. 8. 15. 28. 37. 40. 42.
46. 47. 49. 53. 55. 57 2-㉑-58. 60. 61.
62. 63. 77. 78 3-㉒-79. 81. 82. 83. 94.
97. 100. 103. 104. 106. 110. 111. 112.
116 4-㉓-118. 123. 146 5-㉔-147.
148. 150. 151. 155. 156. 157 6-㉕-
158. 160. 162. 163. 164. 165. 167. 171.
176. 179. 180 7-㉖-182. 183. 188.
189. 191. 193. 210. 211. 212. 219. 223.
225. 226. 227. 228. 229. 230. 233. 237
8-㉗-238. 239. 240 9-㉘-1. 3. 22. 27.
28. 30. 31. 32. 37. 38. 39. 40. 42. 43. 45.
46. 47. 48. 49. 50. 51. 53. 54. 55. 56. 57
10-㉙-58. 64. 79. 85. 86 11-㉚-87.
88. 89. 92. 93. 94. 95. 101. 104. 107. 108
12-㉛-109. 111. 117. 121. 125. 127.
128. 129. 130. 131. 132. 133. 136. 137.
138. 139. 140. 142. 143. 144. 145. 146
13-㉜-147 14-㉝-148. 150. 151.
152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159.
160. 161. 162. 163. 164 15-㉞-165.
167. 170. 171. 173. 174. 175. 176. 177

林 春 雄

【整一高】7-⑪-8. 19. 20. 21. 23. 24. 25.
29. 31. 35. 42

原 嘉 道

【総】5-③-3. 9. 16. 20. 26. 29. 39. 49
6-③-62. 80. 85. 95 7-③-98. 103.
107. 114. 123. 126. 134. 137 8-③-
140. 149. 155. 161. 169. 176. 179. 192.
193 9-④-2. 3. 14. 23. 28. 36. 39. 40.
42. 43. 44. 45 10-⑤-2. 12. 31. 46. 48.
53. 61. 62. 65. 66. 68. 73. 75. 76. 77. 78.
79. 80. 85 11-⑥-2. 3. 4. 16. 33. 36.
41. 43

【特】1-①-1 33-⑧-213

春 山 順之輔

【整一高】34-⑭-84. 85

久 尾 啓 一

【特】56-⑬-74

【整一社】16-⑰-2 23-⑱-45 25
-⑱-94. 105. 106. 111 27-⑱-152.
153. 154. 155. 157. 158. 159. 160. 162.
163. 175. 176. 179. 180. 181. 182. 183.
184. 185. 187. 188. 189. 190. 191. 192.
193. 203. 209 28-⑱-232. 234. 235.
236. 237. 238. 239. 240. 242. 243. 249.
250 29-⑱-266 31-⑱-362

平 生 鈞三郎

【総】14-⑧-66

平 賀 讓

【総】12-⑦-63

【特】31-⑧-29 39-⑩-155. 162. 163.
164. 181 40-⑩-232 41-⑩-243.
253. 261. 280. 300 42-⑩-309 43
-⑩-356 44-⑩-390. 396. 420. 428.
442. 444 45-⑩-461 47-⑩-550.
577 48-⑪-36 49-⑪-96 50-⑪-
180 54-⑫-135 56-⑬-56. 57. 61.
62. 63. 67. 68. 75. 76 58-⑭-49. 51.
52. 56. 59. 86 59-⑭-114. 115
【整一中】27-⑧-66. 74. 75. 77. 80. 84.
86. 87
【整一高】2-⑩-18. 25 3-⑩-56. 57.
77. 80. 83. 85 4-⑩-95. 114. 118 5
-⑩-127. 130. 131. 132. 133. 138. 140.
141. 143. 144. 147. 148. 149 6-⑩-
153. 154. 156. 161. 164. 165 7-⑪-
29. 73. 74 8-⑪-101. 106 9-⑪-
110. 112. 113. 126. 132. 133. 134. 135.

136. 138. 141. 143. 146. 150. 151. 155.
 158. 160. 162. 164. 167. 177. 178 10
 -⑪-189. 195. 199. 206 11-⑪-207.
 208. 209. 211. 212. 213. 216. 220. 221.
 226. 229. 230. 240. 241 12-⑪-247.
 248. 251. 252. 253. 254. 257. 258. 259.
 262. 263. 264. 265. 266. 267. 273. 274.
 275 13-⑪-276. 283. 284. 285. 286.
 292. 295. 296. 308. 309. 312. 315. 318.
 320. 321. 323. 326. 327. 330. 331. 333.
 334. 335. 336 14-⑫-54 15-⑫-90.
 91. 92 16-⑫-126. 134 17-⑫-150.
 152. 155. 156. 159. 160. 161. 164. 165.
 166. 171 18-⑫-177. 178. 179. 182.
 196. 197. 206. 210 19-⑫-232. 234.
 238. 242. 257. 258. 260. 278. 279 20
 -⑬-15. 18. 23. 26. 31 23-⑬-136.
 137. 138. 139. 140. 143. 144. 145. 146.
 147. 150. 151. 153. 155. 157 24-⑬
 -173. 174. 175. 177. 181. 182. 185 25
 -⑬-209. 224. 225 26-⑬-259 27
 -⑬-283. 289. 299. 300. 304 28-⑬
 -309. 310. 312. 313. 314. 315. 317. 319.
 320. 327. 328. 338. 341. 344 29-⑬
 -346. 347. 349. 350. 351. 361. 362. 363.
 364. 365. 366. 371. 372 30-⑬-410.
 411 31-⑬-439. 443 32-⑬-446.
 451. 452. 455. 457. 458. 463. 466 33
 -⑭-23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31.
 32. 33. 34. 35 34-⑭-37. 38. 39. 40.
 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51.
 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62.
 63. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 74. 75.
 76. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 85. 86. 87. 89.
 90. 91 35-⑭-95. 97. 101. 102. 105.
 107. 109. 111. 112. 113. 114. 116. 117.
 118. 119. 120. 122. 124. 125. 126. 129.
 130. 132. 137. 138. 139. 140. 141. 142.
 143. 146. 157. 158. 159. 160 37-⑭

-166. 167. 168. 170. 176. 177. 179. 182.
 183. 186. 191. 192. 193. 194. 195. 196.
 197. 204. 206. 207. 209. 210. 211. 212.
 213. 214. 215. 216. 219. 220. 221. 222.
 223. 230. 231. 232. 237 38-⑭-253.
 254. 255. 256. 258. 259. 260. 261. 262.
 263 39-⑭-275. 276. 278. 279. 280.
 282. 283. 285. 289. 290. 291. 292. 295.
 296. 297. 299. 304. 305. 306. 308. 309.
 310. 311. 312. 314. 315. 317. 318 40
 -⑭-320. 322. 323. 326. 327. 332. 333.
 335. 338. 339. 342. 343. 345. 346. 350.
 351. 352. 353. 354 41-⑭-357. 358.
 361. 362. 363. 364. 365. 366. 369. 370.
 371. 374. 375. 377. 384. 385. 388. 399.
 401. 402. 407. 410. 416. 420. 423. 424
 42-⑮-4. 13. 14. 23. 24 43-⑮-37.
 38. 42. 55. 63 44-⑮-94. 95. 100. 102.
 106. 107. 108. 109. 110 46-⑮-154.
 157. 158. 173 47-⑮-199. 200. 204.
 208. 209 48-⑮-217. 219. 220. 221.
 222. 224. 228. 230. 232. 236. 238. 239.
 240 49-⑯-4. 5 50-⑯-36. 37. 60.
 61. 62 51-⑯-72. 73. 81. 92. 93 52
 -⑯-137. 138. 139. 140. 142. 146. 147.
 148. 150. 155. 158. 159. 160. 163. 166.
 169. 170. 174. 176. 179. 183

【整一行】1-⑳-46. 47. 53. 54. 55 4
 -⑳-138. 139. 140 5-⑳-149. 150.
 152. 153. 157 6-⑳-176. 177 7-⑳
 -224. 225. 228. 229 9-㉑-46. 53. 54

平山嘉三

【整一高】43-⑮-30. 31. 32. 37. 39. 40.
 41

藤野 惠

【特】3-①-53. 75 6-②-44 9-③-2.
 4. 26. 29. 32 10-③-66. 67 11-③

-78. 80. 81. 82. 103. 113 21-⑥-42.
89. 90. 93 22-⑥-96. 107. 112. 113.
127. 129. 134. 161. 162. 165 27-⑦
-137 28-⑦-162 30-⑦-266. 270
60-⑩-160. 161. 162. 163
【整一初】3-①-56 5-①-190. 193.
194. 196. 199. 212 7-②-6. 10 8-②
-79 9-②-105. 115. 116. 117 10-②
-144. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152.
153. 154. 157. 158. 159. 162 11-②
-173. 185. 197. 198. 199. 200. 207. 212.
213. 214. 219. 220. 224 12-②-240.
242. 243. 244. 245. 246. 247. 251. 252.
254. 255. 256. 257. 259. 261. 262. 263.
290 13-③-4. 5. 7. 9. 20. 27. 28. 33.
34. 35. 40. 41. 43. 44. 45 14-③-66.
68. 75. 76. 77. 78. 105. 108. 109. 110.
113. 115. 117 15-③-122. 123. 124.
126. 128. 129. 135. 137. 139. 141. 145.
150. 154. 166. 172 16-③-191. 196.
212. 231. 233. 247. 252 17-③-259.
264. 267. 269. 278. 279. 280. 281. 282.
290. 293. 296. 298. 301. 302. 303. 304
18-③-314. 316. 317. 319. 320. 321.
324. 325. 326. 328. 329 19-③-330.
340. 342. 343. 344. 346. 353. 355. 356.
360. 361. 362. 363. 364. 383. 384. 385.
386. 387. 388. 389 20-④-32 21-④
-40. 41. 42. 58. 72. 89 22-④-109.
112. 150. 151. 155 24-④-216. 222.
223. 224. 225. 230 27-④-286. 299.
323. 324. 325. 326. 327. 330. 333. 334.
335. 337. 339. 347. 348. 349 28-④
-358. 359. 360. 363. 380. 386. 388. 389.
392. 401. 402. 405. 421. 423. 424. 433.
437 29-④-443. 444. 447. 448. 449.
452. 453. 455. 457. 458. 459. 460. 462.
463. 464. 469
【整一中】2-⑤-38. 43. 45. 46 6-⑤

-113. 116. 121. 122. 123. 129 8-⑤
-202. 204. 207. 215. 216 10-⑥-3
11-⑥-97. 99
【整一高】49-⑩-2. 15. 20 51-⑩-73.
78. 79. 81. 84 52-⑩-154. 155. 156
【整一行】3-⑩-83. 95. 96. 97

藤原 正

【特】45-⑩-461

二 荒 芳 德

【特】51-⑩-14. 31 53-⑩-94. 97.
107. 108. 117. 132 54-⑩-136. 137.
144. 145. 148 56-⑩-62. 63. 67. 68.
107. 132. 133 60-⑩-152
【整一社】1-⑩-13. 22 4-⑩-66. 73.
87. 88. 131 5-⑩-140 6-⑩-211 7
-⑩-222 8-⑩-233 12-⑩-252
13-⑩-270. 272. 273. 274. 275. 276.
277. 282 15-⑩-302. 310. 316 17
-⑩-40. 41. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71
18-⑩-128 20-⑩-199 22-⑩-7. 9.
10 24-⑩-56. 70. 71 26-⑩-122.
123 29-⑩-262. 267. 268. 270. 271.
275 30-⑩-293. 294. 299. 300. 303.
308. 309. 310. 311. 313 31-⑩-318.
319. 321. 322. 323. 324. 330. 338. 339.
340

船 越 源 一

【整一初】17-③-273
【整一高】23-⑩-139. 140. 141 30-⑩
-389 41-⑩-363 42-⑩-5. 9. 10.
14. 15. 16. 17. 19. 20. 23. 24
【整一社】18-⑩-125 24-⑩-53. 54.
55. 67 25-⑩-92. 93. 99. 100. 101.
102. 103. 106. 107. 108. 109. 111. 112
26-⑩-115. 119. 120. 128

舟 橋 清 賢

【整一高】18-⑫-186

穂 積 重 遠

【総】11-⑥-33

【特】5-②-35 8-②-179. 182. 184
12-③-158 17-④-123 19-⑤-87
20-⑤-113 22-⑥-147 32-⑧-139.
150. 151. 152. 171 33-⑧-200. 207.
210. 212 35-⑨-91. 102 37-⑩-5.
11. 14. 22. 42. 44. 48. 51. 67 38-⑩
-75. 84. 102. 105 40-⑩-219 47-⑩
-569 53-⑫-99. 123 56-⑬-84.
117. 118. 119. 120 58-⑭-35. 47 61
-⑮-40. 41. 42

【整一高】1-⑩-2 2-⑩-10. 12. 13. 15.
18. 19. 20. 24. 26. 29. 32. 33 3-⑩-38.
46. 48. 52. 55. 57. 58. 64. 69. 70. 71. 77.
84. 85. 86. 87. 88 4-⑩-90. 107. 114.
118 5-⑩-126. 131. 133. 136. 139.
140. 141. 146. 148 6-⑩-153. 158.
160. 162. 165. 166 7-⑪-43 8-⑪
-94. 95. 96. 99. 100 9-⑪-110. 112.
125. 127. 131. 133. 134. 159. 161. 163.
165. 169. 170 10-⑪-201 11-⑪
-207. 208. 210 12-⑪-259. 264 13
-⑪-281. 283. 306. 307. 308. 309. 310.
312. 326. 335 14-⑫-30. 38 16-⑫
-109 17-⑫-156. 162. 163. 166. 167.
173 18-⑫-180. 183. 187. 190. 212.
222 19-⑫-225. 238. 239. 276. 282
20-⑬-34. 36. 37 23-⑬-150. 157.
160. 161 24-⑬-183 25-⑬-186.
188. 193. 195. 196. 207. 242. 248. 249
29-⑬-363. 372 30-⑬-412. 413. 414
31-⑬-443 32-⑬-451. 457 33-⑭
-24. 25. 26. 27. 30. 31. 34. 35 34-⑭
-39. 42. 43. 44. 48. 50. 51. 53. 55. 56.
57. 59. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 79. 86. 87.

91. 92 35-⑭-102. 113. 114. 117. 120.
128. 134. 135. 137. 138. 140. 141. 144.
146. 149. 150. 155. 160 37-⑭-170.
171. 176. 177. 178. 179. 180. 182. 186.
191. 192. 194. 196. 197. 205. 206. 207.
209. 213. 223. 233. 234 38-⑭-241.
242. 243. 244. 245. 247. 248. 249. 250.
262. 263. 265. 273 39-⑭-297. 300.
304. 305. 306. 316 40-⑭-323. 354
41-⑭-387. 388. 390. 400. 403. 408.
410. 411. 417. 418. 419. 420. 421. 422.
424. 425. 426. 427. 429. 430. 431 42
-⑮-5. 9. 21. 23. 24 44-⑮-84. 91. 92.
94. 108 46-⑮-159. 163. 172. 190
47-⑮-215 48-⑮-221. 223. 226.
232. 233. 235 49-⑯-23. 26. 30 50
-⑰-36 51-⑰-91 52-⑰-138. 141.
150. 153. 156. 158. 170. 171. 175. 177.
178. 179. 180. 181. 182. 183

【整一社】1-⑰-3. 4. 23 2-⑰-28. 30.
31. 32. 34. 39 4-⑰-107. 127. 131 5
-⑰-155 6-⑰-168 7-⑰-225 13
-⑰-269. 270. 277 16-⑰-37 17-⑰
-53. 55. 57. 58. 59. 70 18-⑰-96. 97
19-⑰-156. 157. 161. 164. 170 26-⑱
-119. 120. 121. 122. 123. 128. 129. 130.
131. 134. 135. 136. 137. 145. 146. 147.
149 28-⑱-232. 236. 237. 238. 240.
241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248.
250. 251. 252. 253. 255 29-⑱-267.
269. 273 30-⑱-296. 297. 298. 299
31-⑱-317. 320. 321. 323. 324. 326.
327. 328. 329. 330. 331. 332. 336. 337.
338. 339. 344. 345. 346. 348. 354. 355.
356. 357. 358. 359. 360. 361. 362

【整一行】1-⑳-48 2-⑳-59. 60. 62.
64. 65. 66. 67. 69. 73 3-⑳-81. 104.
111. 116 5-⑳-153. 157 6-⑳-173.
177. 178 7-⑳-229. 230 11-㉑-93.

94. 95. 105. 106. 107 12-②-126. 128.
143. 144. 145. 146 15-②-169. 171.
172. 175. 177

本 田 弘 人

【整一高】35-④-144. 145. 146. 147.
150. 151. 154. 156. 157. 158. 159

〈ま 行〉

牧 正 一

【整一高】29-⑬-377 30-⑬-396. 398
31-⑬-441

増 田 幸 一

【整一高】47-⑮-212 51-⑰-131

松 井 茂

【総】8-③-169

【特】4-①-107 8-②-167 13-③
-189 16-④-70 18-⑤-21. 26 19
-⑤-55 20-⑤-117 21-⑥-71. 75
22-⑥-98. 120. 122. 155. 160 23-⑥
-193 24-⑦-29. 32 31-⑧-48 32
-⑧-138. 146. 178 33-⑧-202. 211
36-⑨-131 37-⑩-59 40-⑩-227
44-⑩-393 48-⑪-45. 46 49-⑪
-118 54-⑫-164. 170 56-⑬-57.
60. 75. 89. 92. 114. 124 61-⑮-21. 25.
35

松 浦 鎮 次 郎

【総】2-②-15

【特】2-①-7. 18. 25. 32 3-①-61. 69
5-②-15 8-②-185. 186. 187 9-③
-3 10-③-59. 67 11-③-81 14
-③-245 15-④-35. 38 16-④-85.
93 18-⑤-11. 12. 31 19-⑤-82

21-⑥-66. 67. 68. 92 22-⑥-106.
125. 130. 131. 132. 138. 150 23-⑥
-178. 180. 181. 182. 211. 212. 213. 214
25-⑦-57. 64. 68 28-⑦-187 29
-⑦-197. 208. 209. 211. 212 30-⑦
-252. 271. 272. 275 33-⑧-186. 206.
212 35-⑨-42. 44. 54. 55. 56. 58. 59.
89 37-⑩-4. 34 39-⑩-163 40
-⑩-229. 231. 232 41-⑩-238. 259.
264. 269. 274. 277. 288. 297. 299 43
-⑩-342. 346 44-⑩-380. 382. 383.
422. 425. 426. 428. 436. 438. 442. 443.
444 45-⑩-452 46-⑩-488 47
-⑩-556. 557. 575. 586 48-⑪-38
50-⑪-184 56-⑬-80. 81. 129 58
-⑭-60. 97 59-⑭-110

【整一中】2-⑤-9. 18. 46 3-⑤-71. 72.
73. 75. 83. 85 6-⑤-104. 116. 122.
123 7-⑤-138. 146 8-⑤-177. 188.
189. 193. 196. 199. 201. 207. 215 9
-⑤-232. 233. 234. 235 10-⑥-4. 10.
12. 20. 22 11-⑥-39. 83. 89. 90. 96.
97 13-⑥-158 14-⑥-242 15-⑥
-294. 337 16-⑥-366. 372 17-⑥
-395. 398. 399. 400. 402. 405. 406. 407.
412. 414. 415. 417. 419. 420. 432 18
-⑦-4. 29. 30 19-⑦-47. 52. 58. 62.
71. 77. 80. 81. 82. 86. 87. 102 20-⑦
-115. 116. 119. 123. 131. 133. 136. 140.
141. 143. 145. 147. 152 21-⑦-160.
162. 163. 164. 165. 167. 179. 184. 194.
195 22-⑦-205. 207. 208. 233 23
-⑦-237. 241. 247. 249. 255. 258 24
-⑦-282. 284. 289. 291. 316. 317. 319.
320. 321 25-⑦-350. 353. 354. 358.
359. 370 26-⑧-9. 13. 15. 17. 18. 44.
52. 53 28-⑧-92. 95. 96. 139. 143.
144. 149. 150 29-⑧-153. 154. 166
30-⑧-179. 180. 182. 203. 204. 207.

208. 209. 212. 222. 229. 230. 231. 232.
 233. 234 31-⑨-2. 5. 7. 8. 17. 21. 22.
 23. 24. 27. 30. 31. 32. 34. 35. 36. 37
 32-⑨-45. 46. 47. 48. 54. 56. 57. 58. 59.
 60. 65. 70. 71. 72. 82. 83 33-⑨-93.
 94. 95. 97. 98. 100. 101. 102. 105. 106.
 109. 117 34-⑨-128. 129. 131. 134.
 135. 147. 151. 158 35-⑨-162. 163.
 164. 165. 167. 176. 179. 183. 185 36
 -⑨-189. 198. 201. 207. 208. 214. 215.
 219. 221. 232. 233 37-⑨-242. 245.
 251. 255. 263. 268. 273 38-⑨-304.
 305. 308. 312. 318. 322. 323 39-⑨
 -329. 331. 333. 335. 336. 337. 338. 339.
 340. 351. 353. 360. 364. 370. 371. 372.
 373. 379. 388. 389. 390. 393. 394. 395
 40-⑨-405. 406. 425. 431. 434. 437.
 439. 441. 442. 443. 445. 446. 447. 448.
 449. 450. 451. 452. 453. 454. 456. 461.
 462. 469. 473. 475. 476. 477. 478. 480
【整一高】 2-⑩-7. 17. 30. 32 3-⑩-58.
 64. 67. 68. 69. 71. 72. 74. 77. 78. 80. 81.
 82. 84. 85. 86. 87 5-⑩-125. 132. 135.
 136. 137. 138. 139. 144 6-⑩-154 7
 -⑪-18. 20. 25. 30. 31. 41. 55. 56. 67. 70
 8-⑪-79. 86. 87. 94 9-⑪-111. 112.
 138. 142. 144. 161. 172. 177. 178. 179.
 180 11-⑪-212. 213. 219. 222. 223.
 224. 225 12-⑪-258. 260. 261. 262.
 263. 268. 272. 273 13-⑪-278. 280.
 282. 283. 293. 294. 299. 300. 301. 306.
 308. 312. 315. 318. 321. 329. 330. 335
 14-⑫-12. 24. 31. 33. 39. 41 15-⑫
 -60 41-⑭-408 43-⑮-68 44-⑮
 -101. 114 50-⑰-47 51-⑰-96.
 100. 103. 109. 114. 116. 128. 132 52
 -⑱-146. 151. 152. 178
【整一社】 1-⑯-2 17-⑰-55. 56. 66.
 73 20-⑰-234 23-⑱-49 25-⑱

-86. 90. 98. 107. 109. 110. 113 26-⑱
 -121. 148 27-⑱-155. 159. 161. 168.
 169. 170. 173. 176. 178. 179. 187. 188.
 211. 214 28-⑱-250 29-⑱-266.
 279. 280 30-⑱-304. 305. 306 31
 -⑱-318. 360. 361
【整一行】 1-⑳-1. 26. 56 2-㉑-68 3
 -㉑-81. 113 6-㉑-160. 161 7-㉑
 -223. 224. 226. 227. 229 9-㉒-15. 22.
 31. 39. 40 11-㉒-89. 93 12-㉒
 -128. 132. 136. 139 14-㉒-151 15
 -㉒-177

松岡忠一

【特】 10-③-38 32-⑧-115. 122. 128.
 129. 156. 158. 159 33-⑧-192
【整一初】 17-③-286. 289. 292
【整一中】 6-⑤-102. 112. 113 8-⑤
 -193 12-⑥-122 18-⑦-37 19
 -⑦-104 20-⑦-114. 115. 117. 118.
 120. 143 21-⑦-161. 164. 165. 167.
 168. 169 24-⑦-293. 310. 311 26
 -⑧-7. 8 30-⑧-204. 214. 215. 217.
 221. 222. 223. 224. 225. 227. 229. 231.
 232. 233. 234. 235 31-⑨-2. 4. 5. 6. 7.
 9. 10. 11. 14. 15. 16. 18. 20. 21. 22. 28.
 29. 30. 33 32-⑨-39. 40. 42. 43. 44.
 45. 46. 47. 48. 49. 55. 58. 63. 67. 68. 69.
 70. 71. 72. 73. 74. 75. 78. 79. 80. 81. 82
 33-⑨-93. 104 34-⑨-147 35-⑨
 -183. 184 37-⑨-243. 244. 249. 251.
 252. 253. 256. 257. 258. 259. 260. 261.
 262. 263. 264. 266. 267 38-⑨-297.
 314. 320. 323. 325. 326 39-⑨-329.
 332. 333. 337. 338. 339. 340. 341. 351.
 356. 357. 358. 360. 361. 362. 364. 366.
 368. 370. 398. 399. 400 40-⑨-402.
 403. 405. 406. 407. 419. 429. 430. 455.
 456. 457. 458. 460. 461. 481

松尾長造

【整一高】50-①-38. 39. 40
【整一社】12-①-261. 265. 266
【整一行】6-②-165. 167. 168. 169. 170.
171. 172. 175. 176. 177. 178

松崎実次

【整一社】20-①-205. 212. 214. 216

松久義平

【整一高】9-①-107. 155 33-①-26.
27. 35 34-①-38. 39. 40. 41. 42. 43.
49. 54. 60. 61. 63. 70. 74 35-①-94.
95. 101. 112. 131 37-①-181. 182.
183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190.
191. 192. 197. 198. 204. 206. 208. 212.
213. 214 38-①-240. 242. 256. 266.
269. 271 39-①-275. 276. 277. 278.
279. 282. 283. 285. 293. 296. 299. 300.
301. 304. 306. 307. 309. 311 40-①-
-341. 343. 344. 345. 349. 350. 353 41
-①-359. 360. 362. 363. 367. 368. 369.
370. 373. 374. 427

三上参次

【總】10-⑤-53. 60. 61. 64

三国谷三四郎

【特】3-①-40. 46 6-②-62. 73 10
-③-39. 54. 57. 58. 59. 74 11-③-95.
117 13-③-177. 214 15-④-6 17
-④-110 19-⑤-90 23-⑥-206. 213
25-⑦-50 27-⑦-146 29-⑦-215.
231 31-⑧-40 32-⑧-116. 117.
118. 120. 125. 136 33-⑧-196 35
-⑨-39. 85 37-⑩-2. 3 38-⑩-78
42-⑩-303 43-⑩-338. 350 46-⑩-
-495 48-⑪-26. 33. 36. 37. 43. 44. 48.
51. 52. 53. 54. 55. 58. 59. 60. 63. 66. 67

49-⑪-129 50-⑪-148. 155 52-⑫
-43 55-⑬-37. 38. 39. 42 56-⑬-
-51. 55. 77. 97. 100 59-⑭-108. 129
60-⑭-145. 146. 157

【整一初】2-①-18. 29. 36. 42. 45 3
-①-47. 48. 49. 50. 74. 79. 85. 107 4
-①-115. 121. 144. 145. 146. 147. 149.
150. 151. 158. 162 5-①-171. 181.
182. 183. 187. 189. 206. 216. 218. 222
6-①-247. 248. 253. 256. 260. 261. 262
7-②-7 8-②-61 9-②-99. 112.
113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120.
121 10-②-130. 138. 140. 142. 143.
144. 156. 160 11-②-188. 191. 198.
199. 205. 213. 219. 223. 228 12-②-
-241. 242. 243. 253. 263. 273. 277. 279
13-③-2. 22. 26. 27. 36. 39. 40. 41. 47.
56. 58 14-③-76. 77. 78. 79. 102. 112.
113 15-③-133. 143. 153. 154. 156.
157. 160. 165. 178. 183 16-③-187.
220. 238. 241. 249. 250 17-③-262.
266. 272. 276. 280. 283. 284. 285. 288.
289. 291. 292. 294. 295. 296. 297. 298.
301. 302. 304 18-③-320. 321. 323
19-③-336. 341. 351. 361. 368. 370.
372. 378. 382. 392 20-④-7. 25 21
-④-40. 42. 55. 57. 58. 61. 65. 68. 70.
80. 81. 91 22-④-95. 100. 113. 116.
118. 121. 125. 132. 142. 145. 148. 149.
150. 152. 153. 154 23-④-167. 180.
183. 185. 204. 208 24-④-222. 224.
227. 239. 242 25-④-252 26-④-
-262 27-④-292. 293. 294. 295. 297.
303. 306. 307. 308. 309. 315. 316. 320.
328. 330. 331. 335. 340. 346. 349. 350
28-④-359. 362. 364. 365. 370. 380.
383. 384. 390. 391. 394. 398. 399. 401.
403. 405. 415. 421. 422. 426. 428. 432
29-④-447. 455. 456. 457. 459. 460.

466

【整—社】15-⑩-301

【整—行】1-⑩-18 4-⑩-123. 125 5-⑩-153. 154. 156 6-⑩-161. 162. 163 7-⑩-210. 226. 236 9-⑩-7. 15. 16. 19. 20. 21. 28. 44. 49. 51. 52. 53. 54. 56 11-⑩-89. 90. 93. 99. 101. 102 12-⑩-142. 143 14-⑩-162 15-⑩-171. 177

水野敏雄

【整—行】4-⑩-118. 123. 124. 125. 130. 132. 135. 137. 138. 139. 140. 145

宮崎謙太

【特】36-⑨-129

宮本金七

【整—社】6-⑩-187. 191. 192. 193

本島一郎

【特】42-⑩-323. 325. 334

森岡常蔵

【總】4-②-100

【特】3-①-55. 65 7-②-95. 106 11-③-83. 90 20-⑤-130 28-⑦-176 29-⑦-207. 208 35-⑨-96 37-⑩-57 43-⑩-358 45-⑩-478. 480. 481 47-⑩-531. 553 50-⑪-163
【整—初】2-①-31 3-①-67. 71 4-①-131. 133. 148. 155. 156. 160 5-①-189. 191. 196. 212. 213. 215. 217. 218 6-①-249. 250. 251. 257. 262 7-②-16 8-②-43. 89 9-②-108. 112. 113. 117. 121. 122 10-②-140. 141. 142. 143. 164 11-②-180. 199. 200. 213. 220. 222. 227 12-②-248. 250. 252. 273. 276. 277. 285 13-③-11. 16.

18. 19. 31. 40. 43. 44. 53. 56. 57. 59. 60 14-③-63. 68. 88. 93. 107. 108. 109. 111. 113 15-③-134. 135. 136. 141. 147. 150. 160. 171 16-③-210. 225. 230. 254 17-③-265. 282. 283. 289. 290. 293. 295. 303 18-③-317. 323 19-③-352. 372. 373. 377. 383. 388. 389 20-④-30. 36 21-④-40. 53. 54. 55. 75. 89. 90 22-④-97. 120. 134. 136. 155 23-④-176. 196. 198. 211 24-④-238 26-④-267 27-④-304. 305. 315. 353 28-④-365. 374. 421. 424 29-④-441. 442. 458

【整—中】2-⑤-22 6-⑤-118. 121 8-⑤-192. 193. 194. 198. 200. 201. 202 10-⑥-17 12-⑥-128. 129 13-⑥-205 14-⑥-240 15-⑥-341 17-⑥-416. 421. 429 18-⑦-24 19-⑦-60. 61. 92. 96. 97 20-⑦-143 21-⑦-176 22-⑦-220 24-⑦-321 30-⑧-187. 196. 228 31-⑨-9. 25. 26. 27. 33. 34 32-⑨-53. 57. 59 33-⑨-90. 99 38-⑨-296 40-⑨-427
【整—高】2-⑩-25 4-⑩-115 5-⑩-138 9-⑪-170 14-⑫-2. 9. 30. 31. 52. 54. 56. 57. 58 15-⑫-77 16-⑫-113 17-⑫-151. 153. 167. 169. 172 18-⑫-176. 177. 178. 179. 180. 199 19-⑫-231. 232. 233 32-⑬-453. 454 37-⑭-171. 174 38-⑭-241 39-⑭-309. 310 40-⑭-324. 327 41-⑭-373. 374. 375. 377. 378. 379 44-⑮-101

森 莊三郎

【特】44-⑩-388. 394

〈や 行〉

安井章一

【整一高】3-⑩-35. 38

山川建

【特】28 ⑦-166

山田三郎

【整一高】25-⑬-187. 188. 194. 195.
197. 199. 200. 202. 203. 204. 207. 209.
210. 211. 213. 214

山田孝雄

【総】3-②-67 9-④-28. 29 10-⑤-
65. 80

山柘忠好

【整一中】12-⑥-134. 136

山本厚三

【総】1-①-9 2-②-34. 38 8-③-176
10-⑤-48. 50

横山俊平

【整一高】7-⑪-53. 54. 55. 62

吉岡弥生

【総】2-②-33 8-③-140 9-④-27
12-⑦-64. 67

【特】52-⑫-47

【整一高】26-⑬-251. 256. 257. 258.
260. 261. 262. 263

【整一社】26-⑱-123. 125. 126. 127.
132. 133. 134. 135. 136

芳沢謙吉

【総】7-③-103

吉田茂

【総】10-⑤-68 14-⑧-58

慶松勝左衛門

【整一高】23-⑬-96. 106. 107. 108. 109.
111. 113. 115. 117. 119. 121. 123. 124.
125. 127. 128. 130. 131

〈わ 行〉

若月岩吉

【整一行】10-⑳-68. 81

三 職 員 経 歴

注

- (1) 本資料は諸種の資料から教育審議会の総裁・委員・幹事の経歴等を収集整理したものである。
- (2) 左の欄の数字は委員の議席番号を示す。ただし「総」は総裁、「臨」は臨時委員、「幹」は幹事を示す。
- (3) 「資格・任期」欄には、委員や幹事等に任命された際に氏名に付された官職名や位階勲等を記入し、その下に任期を記入した。なお委員としての資格の変更または委員から総裁、幹事から委員等の変更があった者については任期を分けて記入した。出典は次の資料である。ただしこれらの資料のいずれにも記載のない者については『官報』で確認した。

- ・「教育審議会職員（昭和十二年十二月十日現在）」（『教育審議会総会会議録』第一輯所収）
- ・「教育審議会職員（昭和十六年十月十三日現在）付元職員」（文部省教育調査部『教育審議会要覧』〔1942年〕所収）
- ・「特別委員及整理委員」（同上）
- ・「職員異動報告」（『教育審議会総会会議録』第二～八輯所収）
- ・「委員等ノ消滅通知」（教育審議会書類綴四『陳情、請願及職員異動通知等綴』〔国立公文書館所蔵〕所収）

なお、6番野村益三・31番渡辺千冬・46番大蔵公望の3名は1939年7月9日に貴族院議員の任期満了で一度委員消滅となり、同月中に前2者は貴族院議員に再選されて、後者は改めて個人の資格で、ともに教育審議会委員に再任されている。上記の資料のうちの「職員異動報告」ではその日付が7月20日となっているが、『官報』による告示は21日である。ここでは『官報』の告示の日を任命の日として扱った。

- (4) 「資格・任期」欄において、任期に関して次のように注記した。委員の資格の生じる官職（帝国議会議員を含む）に就いたことによって委員となった者（「職権委員」）の場合、官職に就く日と委員を命じられる日が別なので、任命の際には委員を命じる辞令が出るが、官職を離れると同時に委員の資格を自動的に失うので、辞任の際には委員を免じる辞令は出ない（官職を離れた日をもって「委員消滅」となる）。ただし官職に就いたまま委員を辞任する場合には「依頼被免」と発令される。一方個人の資格で委員となった者（官職名ではなく位階勲等を付ただけで委員を命じられた者、「非職権委員」）の場合は、委員を命じられる時も免じられる時も辞令が出される。また、職権委員・非職権委員ともに任期中に死去した場合には辞令が出ずに「委員消滅」となる。途中で委員を

辞任した者について辞任の形式等を次のように注記した。

- ・職権委員が官職を離れた場合：「依頼免官（または議員任期満了）により委員消滅」または「○○○へ転任のため委員消滅」
- ・職権委員が官職に就いたまま委員を免じられた場合：「依頼被免」
- ・非職権委員が委員を免じられた場合：「依頼被免」
- ・死去の場合（職権・非職権委員共通）：「死去により委員消滅」

また、1941年10月13日の最後の会議（第14回総会）の時点で委員であった者については、委員の終期を審議会官制廃止の日（1942年5月9日）とし、「官制廃止」と注記した。

転任で委員消滅となった場合は、転任の発令の日の前日までを委員の任期とみなし、依頼免官または議員任期満了で委員消滅となった場合は、免官の発令の日または任期満了の日までを委員の任期とみなした。

- (5) 「特」の欄には特別委員に任命された委員について○印を記入した。
- (6) 「整」の欄には整理委員に任命された委員について、所属した整理委員会を略号で示した。略号と整理委員会の種類との関係は次の通りである。
- ・「初」：青年学校教育義務制実施および国民学校・師範学校・幼稚園に関する整理委員会（1938年6月17日～11月25日）
 - ・「中」：中等教育に関する整理委員会（1938年12月23日～1939年7月25日）
 - ・「高」：高等教育および各種学校その他に関する整理委員会（1939年11月10日～1941年5月7日）
 - ・「社」：社会教育に関する整理委員会（1940年10月23日～1941年4月18日）
 - ・「行」：教育行政・財政に関する整理委員会（1941年6月20日～9月24日）
- (7) 「経歴等」の欄には箇条書きの形で次の内容を記入した。

①経歴

出典は末尾に注記した。原則として各省次官以上（軍人は中将以上）につき1942年頃までに限定したが、文部省関係者等一部については局長以上につき1945年頃まで記載した。また官歴のない（またはほとんどない）人物については、適宜選択して記載した。なお、人事興信録の出身学校表記の一部誤りについては訂正した。数字は西暦年。出典の略称は次の通り。

- ・官僚制：戦前期官僚制研究会・秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年）
- ・陸海軍：日本近代史料研究会編『日本陸海軍の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1971年）
- ・人事：『人事興信録』（37、39、41、48はそれぞれ1937年、1939年、1941年、1948年版を示す）
- ・議会：衆議院・参議院編『議会制度七十年史』（1961年）

なお、上記の資料に没年が記載されていない人物の一部については、『昭和人物故人名録（昭和元年～54年）』（日外アソシエーツ刊、1983年）および

『現代物故者事典 1980～1982』（同、1983年）によった。

②当時の現職等

1941年版の『人事興信録』（記載がない場合にはその前後の版のもの）の人名見出しの下に記載されている位階勲等や現職等をそのまま記載した。

③帝国議会議員時代の所属会派（貴族院議員は議員資格の種別を含む）

衆議院および貴族院に所属していた人物につき、その所属会派を記載した。出典は衆議院・参議院編『議会制度七十年史』（1961年）および酒田正敏編『貴族院会派一覧』（日本近代史料研究会、1974年）。貴族院においては、会派に所属しない議員を「無所属」派と区別するために、「純無」（純粋無所属の意）と略記した。1942年以降に議員となった人物は省略した。また会派の異動も1942年頃までとした（衆議院は翼賛政治会まで）。会派の異動があった場合には、所属期間を西暦年の下2桁で示した。貴族院の議員資格の略称は次の通り。

- ・侯：侯爵　・伯：伯爵　・子：子爵　・男：男爵　・勅：勅選
- ・学：帝国学士院会員

④文政審議会・教学刷新評議会・実業教育振興委員会の委員・幹事の経験

文政審議会については、委員または幹事（長）の別を記載し、関係した諮詢の号数を付記した。さらに委員のうち、特別委員（長）となった者を別記して関係した諮詢の号数を付記した。出典は国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『史料 文政審議会』第一集（明星大学出版部、1989年）。なお、諮詢の名称と諮詢年月日は次の通り。

- ・第一号 「小学校令改正ノ件」（1924年5月3日）
- ・第二号 「中学教育改善ノ為中等教科書ノ標準編纂ノ件」（1924年5月3日）
- ・第三号 「師範教育ノ改善充実ニ関スル件」（1924年12月2日）
- ・第四号 「学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル件」（1924年12月10日）
- ・第五号 「幼稚園令制定ノ件」（1925年12月9日）
- ・第六号 「高等小学校制度ノ改善ニ関スル件」（1925年12月9日）
- ・第七号 「青年訓練ニ関スル件」（1925年12月10日）
- ・第八号 「大学令改正ニ関スル件」（1926年12月4日）
- ・第九号 「師範教育制度改正ニ関スル件」（1926年12月4日）
- ・第十号 「学位令改正ニ関スル件」（1927年12月17日）
- ・第十一号 「中学教育改善ニ関スル件」（1928年9月28日）
- ・第十二号 「師範教育改善ニ関スル件」（1930年11月24日）
- ・第十三号 「大阪帝国大学創設ニ関スル件」（1931年4月2日）
- ・第十四号 「青年学校制度制定ニ関スル件」（1934年12月24日）

教学刷新評議会（1935年11月18日設置）については、会長、委員または幹事の別を記載し、さらに委員のうち特別委員（長）となった者についてはその旨を付記した。出典は『教学刷新評議会総会議事録』および『教学

刷新評議会特別委員会議事録』。

実業教育振興委員会（1935年6月10日設置）は「実業振興」と略記して委員経験者を示した。出典は、実業教育振興委員会『実業教育振興ニ関スル意見』上（1936年5月）所収の名簿。

⑤教育改革同志会等の所属

教育研究会・教育改革同志会・教育研究同志会への所属が確認された者につき、所属団体名、団体における役職、確認された年（西暦年の下2桁）を記入した。出典は次の通り（各資料にその時期の名簿が所収されている）。

- ・教育研究会『教育制度改革案』（1931年5月）
- ・教育改革同志会『教育制度改革案』（1937年6月）
- ・教育研究同志会事務局『昭和16年度教育研究同志会事業概要』（1942年4月、名簿は5月現在）

⑥伝記等の文献

次の事典類に記述のある人物につき、略号をもって表記した。文献とその略号は次の通り。

- ・《評伝》：為藤五郎編『現代教育家評伝』（文化書房、1936年）
- ・《藤原》：藤原喜代蔵『明治大正昭和 教育思想学説人物史』（日本経国社、1944年）
※「小伝」として取り上げられている人物に限定
- ・《社会》：成田久四郎『社会教育者事典』（日本図書センター、1983年）
- ・《図説》：唐沢富太郎編著『図説 教育人物事典』（ぎょうせい、1984年）

また、法政大学文学部史学研究室編『日本人物文献目録』（平凡社、1974年）に伝記等の文献目録が記載されている人物を、《目録》の略号によって示した。

『教育週報』紙上で人物評論の対象となった者で、上記『現代教育家評伝』に含まれていない場合につき、その記事の表題、掲載号数、発行日を記入した。

特別委員については、上記『日本人物文献目録』に記載がなく、かつ重要な内容を含む伝記等の文献名を記入した。

【総 裁】

| | 氏 名 | 資格・任期 | | 経 歴 等 |
|---|-------|--|--|--|
| 総 | 荒井賢太郎 | 従二位勲一等
37.12.10
～38. 1.29
死去により総
裁消滅 | | ①1863生、92帝大法卒、大蔵省・朝鮮総督府勤務、1917～26貴族院議員、22～23農商務大臣、26枢密顧問官、36枢密院副議長、38没（1月29日）〔官僚〕
②従二位勲一等、枢密院副議長、議定官〔人事37〕
③貴族院（勅） 研究会
⑥《目録》 |
| 総 | 原 嘉 道 | 正三位勲一等
38. 2.16
～40. 7. 5
依頼被免 | | 1 番参照 |
| 総 | 鈴木貫太郎 | 正二位勲一等
功三級男爵
40. 7. 5
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | ①1867生、87海兵卒、海軍勤務、1917中将、17練習艦隊司令官、18海兵校長、20第二艦隊長官、21第三艦隊長官、22呉鎮守府長官、23大将、24連合艦隊司令官、24軍事参議官、25軍令部長、29予備役、29侍從長兼枢密顧問官、36枢密顧問官、40枢密院副議長、44枢密院議長、45～45総理大臣、45～46枢密院議長、48没〔陸海〕
②正二位勲一等功三級、男爵、海軍大将、枢密院副議長、議定官、教育審議会総裁〔人事41〕
⑥《目録》 |

【委 員】

| | 氏 名 | 資格・任期 | 特 | 整 | 経 歴 等 |
|--------|-------|---------------------------------|---|---|--|
| 1
↓ | 原 嘉 道 | 正三位勲一等
37.12.10
～38. 2.15 | | | ①1867生、90帝大法卒、農商務省勤務、94弁護士登録、1927～29司法大臣、30～39中央大学長、31枢密 |

| | | | | |
|---|---------|---|---------|---|
| 総 | | <p>[依頼被免]
正三位勲一等
38. 2. 16
～40. 7. 5
依頼被免</p> | | <p>顧問官、38枢密院副議長、40～44
枢密院議長、44没〔官僚〕
②従二位勲一等、法学博士、枢密院
議長、賞勲局議定官、王皇族審議
会総裁、教育審議会総裁〔人事
41〕
④教刷評 委員（特別委員長）
⑥《目録》</p> |
| 1 | 後藤 文 夫 | <p>正三位勲一等
38. 2. 25
～42. 5. 9
〔官制廃止〕</p> | ○ 初中高社行 | <p>①1884生、1908東京帝大法卒、内務
省勤務、24～28台湾総督府総務長
官、30～45貴族院議員、30～34日
本青年館理事長、32農林大臣、
34～36内務大臣、41大政翼賛会中
央協力会議議長、42大政翼賛会事
務総長、43同副総裁、43～44国务
大臣、80没〔官僚〕
②正三位勲一等、貴族院議員、東亜
振興会副総裁、大日本ホッケー協
会長、大日本防空協会理事長〔人
事41〕
③貴族院（勅） 純無（30～）→無
所属倶楽部（41～45）
⑤教育研究会同人（31）、教育改革
同志会委員（37）、教育研究同志
会委員長（42）
⑥《社会》、《目録》</p> |
| 2 | 長 与 又 郎 | <p>東京帝国大学
総長
37. 12. 10
～38. 11. 8
依願免官によ
り委員消滅</p> | ○ | <p>①1878生、1904東京帝大医卒、10東
京帝大助教授、11同教授、19～34
伝染病研究所長、33東京帝大医学
部長、34～38東京帝大総長、38癌
研究所長、41没〔官僚〕
②正三位勲二等、医学博士、帝国学
士院会員、東京帝大名誉教授、結
核予防会結核研究所長、日本癌学
会会長〔人事41〕
④文政審 委員（諮詢14）
教刷評 委員（特別委員）</p> |

| | | | | |
|---|-------|--|-----|---|
| 2 | 平賀 讓 | 東京帝国大学
総長
39. 1. 24
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 高 行 | <p>⑥《目録》</p> <p>①1878生、1901東京帝大工卒、海軍勤務、17造船大監、18～31兼東京帝大教授、19造船大佐、22造船少将、25海軍技術研究所長、26造船中將、31予備役、32東京帝大教授、38東京帝大総長、43没〔陸海〕</p> <p>②從三位勲一等、工学博士、海軍造船中將、東京帝大総長、帝国学士院會員、大政翼賛会総務〔人事41〕</p> <p>⑥《藤原》、《目録》
牧野茂監修・内藤初穂編『平賀讓遺稿集』（出版協同社、1985年）
内藤初穂『軍艦総長・平賀讓』（文芸春秋社、1987年）</p> |
| 3 | 南 弘 | 正三位勲一等
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>①1869生、96帝大法卒、内閣勤務、1908～08内閣書記官長、11～12同、12～36貴族院議員、13～14福岡県知事、18～22文部次官、32台湾總督、32～34通信大臣、36～46枢密顧問官、46没〔官僚〕</p> <p>②正三位勲一等、枢密顧問官〔人事41〕</p> <p>③貴族院（勅） 公友俱樂部</p> <p>④文政審 委員（諮詢11～14）</p> <p>⑥《目録》</p> |
| 4 | 河上 哲太 | 衆議院議員
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>①1881生、1905東京高商卒、国民新聞經濟部長、17衆議院議員、文部参与官、立憲政友会総務、52没〔人事41・議會〕</p> <p>②正五位勲三等、衆議院議員（愛媛県）〔人事41〕</p> <p>③衆議院 立憲政友会（17～）→立憲政友会〔中島派〕（39～）→衆議院俱樂部（40～）→興亞議員同</p> |

| | | | | |
|---|------|---|---|--|
| 5 | 芳沢謙吉 | 貴族院議員
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | 盟 (41～) → 翼賛政治会 (42～)
⑥《目録》
①1874生、1899東京帝大文卒、外務省勤務、32外務大臣、32～45貴族院議員、65没〔官僚〕
②正三位勲一等、貴族院議員、北支那協会会長〔人事41〕
③貴族院 (勅) 公友倶楽部 |
| 6 | 野村益三 | 貴族院議員子爵
37.12.10
～39. 7. 9
議員任期満了により委員消滅 | ○ | ①1875生、東京帝大農中退、和歌山県立粉河・愛知県立第五・神奈川県立第四中学校教諭、1911～46貴族院議員、教科書調査会副会長、帝国水産会長、産業組合中央金庫・大日本育英会評議会・国語審議会委員、58没〔人事41・議会〕 |
| 6 | | 貴族院議員子爵
39. 7. 21
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 社
②正三位勲二等、子爵、貴族院議員、帝国水産会長、南洋水産協会会長、教科書調査会副会長、帝国教育会評議員会議長、教育審議会委員、大日本農会・東京農業大学理事、農林計画委員会委員、北支開発(株) 監事〔人事41〕
③貴族院 (子) 研究会
④文政審 臨事委員、委員 (諮詢14)、特別委員 (諮詢14) 実業振興
⑥《評伝》 |
| 7 | 池崎忠孝 | 文部参与官
37.12.10
～39. 1. 19
依願免官により委員消滅 | | ①1891生、1917東京帝大文卒、万朝報社員、大阪時事新報社顧問、メリヤス製造業、36衆議院議員、文部参与官、大政翼賛会参与、49没〔人事41・議会〕
②正五位、衆議院議員 (大阪府)〔人事41〕
③衆議院 第二控室 (36～) → 第二控室 (37～) → 時局同志会 |

| | | | |
|--------|-------|---|--|
| 7 | 野中 徹也 | 文部参与官
39. 1.24
~39. 9.19
依願免官によ
り委員消滅 | (39~) → 衆議院議員倶楽部
(40~) → 翼賛議員同盟 (41) →
議員倶楽部 (41~) → 翼賛政治会
(42~) |
| ⑥ 《目録》 | | | ①1893生、1919東京帝大法卒、高千穂高商講師、時事新報記者、28衆議院議員、内務大臣秘書官、文部参与官、43没〔人事41・議会〕
②正五位勲四等、衆議院議員(埼玉県)〔人事41〕
③衆議院 立憲民政党 (28~) → 国民同盟 (32~) → 第一議員倶楽部 (37~) → 時局同志会 (39~) → 衆議院倶楽部 (40~) → 無所属 (41~42) |
| 7 | 伊豆 富人 | 文部参与官
39. 9.26
~40. 1.24
依願免官によ
り委員消滅 | ①1888生、1915早大専門部政治経済科卒、九州日日新聞・東京朝日新聞記者、同盟通信理事、熊本日日新聞社長、日本新聞連盟評議員、32衆議院議員、逓信大臣秘書官、文部参与官、78没〔人事41・議会〕
②正五位勲四等、衆議院議員(熊本県)〔人事41〕
③衆議院 立憲民政党 (32~) → 国民同盟 (36~) → 第一議員倶楽部 (37~) → 時局同志会 (39~) → 衆議院倶楽部 (40~) → 翼賛議員同盟 (41~) → 翼賛政治会 (42~) |
| 7 | 仲井間宗一 | 文部参与官
40. 2.10
~40. 7.25
依願免官によ
り委員消滅 | ①1891生、日大専門部法卒、那覇弁護士会長、1930~32衆議院議員、40文部参与官、41大政翼賛会東亜局庶務部副部長、大日本興亜同盟運動第一局第二部長、65没〔人事41・議会〕 |

| | | | | |
|--------|------|---|---|---|
| 8 | 徳川義親 | 貴族院議員侯爵
37.12.10
～42.5.9
〔官制廃止〕 | ○ | <p>②正五位、衆議院議員（沖縄県）、大政翼賛会東亜局庶務部副部長〔人事41〕</p> <p>③衆議院 立憲民政党（30～32）、立憲民政党（36～）→衆議院倶楽部（40～）→翼賛議員同盟（41～）→翼賛政治会（42～）</p> <p>①1886生、1911東京帝大文卒、11～27貴族院議員、14東京帝大理卒、21～25宮内省主猟官、24帝室博物館顧問、31～46貴族院議員、39産業組合中央会理事、41同副会頭、76没〔⑥の資料〕</p> <p>②正三位勲三等、侯爵、貴族院議員、八雲高等国民学校長〔人事41〕</p> <p>③貴族院（侯） 純無（11～）→無所属（22～27）、火曜会（31～）</p> <p>⑥《目録》
小田部雄次『徳川義親の十五年戦争』（青木書店、1988年）</p> |
| 9
↓ | 広瀬久忠 | 内務次官
37.12.10
～37.12.24
依願免官により委員消滅
法制局長官
40.1.25
～40.7.22
依願免官により委員消滅 | | <p>①1889生、1914東京帝大法卒、内務省勤務、37～37内務次官、38厚生次官、39～39厚生大臣、40～40法制局長官、40～46貴族院議員、41産業設備営団副総裁、74没〔官僚〕</p> <p>②正三位勲二等、貴族院議員〔人事41〕</p> <p>③貴族院（勅） 研究会</p> |
| 9 | 羽生雅則 | 内務次官
37.12.28
～38.6.24
依願免官により委員消滅 | | <p>①1889生、1916東京帝大法卒、台湾総督府・内務省勤務、37～38内務次官、71没〔官僚〕</p> <p>②正四位勲三等、日本海陸産物輸出組合・日本陶磁器工業組合連合会・全国輸出羽二重工業組合連合</p> |

| | | | |
|----|-------|---|---|
| 9 | 館 哲二 | 内務次官
38. 7.13
～39. 9. 5
依願免官により委員消滅 | 会理事長〔人事41〕
①1889生、1914東京帝大法卒、内務省・内閣勤務、38～39内務次官、68没〔官僚〕
②従四位勲三等、軍人援護会理事長
④文政審 幹事（諮詢3～11） |
| 9 | 大達 茂雄 | 内務次官
39. 9.14
～40. 7.24
依願免官により委員消滅 | ①1892生、1916東京帝大法卒、内務省勤務、満州国政府勤務、39～40内務次官、55没〔官僚〕
②正五位勲四等、前内務次官〔人事41〕
⑥《目録》 |
| 9 | 挟間 茂 | 内務次官
40. 9.16
～40.12.23
依願免官により委員消滅
※幹事
内務省地方局長
39. 5. 4
～40. 7.23
内務次官へ転任のため幹事消滅 | ①1893生、1919東京帝大法卒、内務省勤務、39内務省地方局長、40～40内務次官、41～42大政翼賛会組織局長〔官僚〕
②正四位勲三等、前内務次官〔人事41〕 |
| 9 | 萱場 軍蔵 | 内務次官
41. 3. 6
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ①1893生、1919東京帝大法卒、内務省勤務、40～41内務次官、79没〔官僚〕
②従四位勲三等、内務次官〔人事41〕
④教刷評 幹事 |
| 10 | 安部 磯雄 | 衆議院議員
37.12.10
～41. 1.21
議員辞職によ | ①1865生、84同志社卒、99早大教授、1927社会大衆党委員長、28～30衆議院議員、36同、36社会局参与、49没〔人事41・議会〕 |

| | | | |
|----|-------|--|---|
| | | り委員消滅 | |
| 11 | 梅津美治郎 | 陸軍次官
37.12.10
～38. 5.30
依願免官により委員消滅 | ②勲四等、東京市会議員〔人事41〕
③衆議院 無産党議員団 (28) → 第一控室 (28～30)、第一控室 (32～) → 無所属室 (35～) → 第一控室 (36) → 社会大衆党 (改称、36～) → 無所属 (40) → 衆議院倶楽部 (40～41)
⑥《図説》、《目録》 |
| 11 | 東条英機 | 陸軍次官
38. 7.13
～38.12.10
依願免官により委員消滅 | ①1882生、1903陸士卒、陸軍勤務、34中将、36～38陸軍次官、38第一軍司令官、39関東軍司令官、40大将、49没〔陸海〕
②従三位勲二等功五級、陸軍大将、関東軍司令官兼特命全權大使、満州国駐劄〔人事41〕
④教刷評 委員 (特別委員) |
| 11 | 山脇正隆 | 陸軍次官
38.12.22
～39.10.14
依願免官により委員消滅 | ①1884生、1905陸士卒、陸軍勤務、36中将、38～38陸軍次官、38兼航空本部長、38航空總監兼航空本部長、40兼臨時軍事参議官、40陸軍大臣兼対満事務局総裁、41大将、41～44総理大臣、41～42兼内務大臣、48刑死〔陸海〕
②従三位勲一等、陸軍中将、陸軍大臣兼対満事務局総裁〔人事41〕
⑥《目録》 |
| 11 | 阿南惟幾 | 陸軍次官 | ①1886生、1905陸士卒、陸軍勤務、14陸大卒、37中将、38教育總監本部長、38陸軍次官、39第三師団長、40駐蒙軍司令官、41参謀本部付、41陸大校長、41参謀本部付、41予備役、74没〔陸海〕
②正四位勲二等、陸軍中将、陸軍大学校長〔人事41〕
①1887生、1905陸士卒、陸軍勤務、 |

| | | | | | |
|----|------------|--|---|----|--|
| | | 39.10.23
～41. 4.10
依願免官によ
り委員消滅 | | | 38中将、38第百九師団長、39参謀
本部付、39陸軍次官、41第十一軍
司令官、45没〔陸海〕
②従四位勲二等、陸軍中将〔人事
41〕 |
| 11 | 木村兵太郎 | 陸軍次官
41. 5. 5
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | | ①1888生、1908陸士卒、陸軍勤務、
38中将、39第三十二師団長、40関
東軍参謀長、41陸軍次官、48刑死
〔陸海〕
②従四位勲二等、陸軍中将、陸軍次
官〔人事41〕 |
| 12 | 西田博太郎
臨 | 桐生高等工業
学校長
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 中高 | ①1877生、1901東京帝大工卒、
05～09名古屋高工教授、13～14日
本セルロイド人絹株式会社専務取
締役、16桐生高染教授、18～45同
校長(20改称)、53没〔⑥の資料〕
④実業振興
⑥西田先生伝記編輯委員会『独澄庵
西田博太郎先生伝』(群馬大学
工業会、1984年) |
| 13 | 吉田 茂
↓ | 貴族院議員
37.12.10
～40. 2. 6
依願被免
貴族院議員
40. 9.16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | | ①1885生、1911東京帝大法卒、内務
省勤務、34内閣書記官長、35～36
内閣調査局長官、37～46貴族院議
員、40～40厚生大臣、54没〔官僚〕
②正四位勲二等、貴族院議員
③貴族院(勅) 純無(37～)→無
所属倶楽部(41～)
④文政審 委員(諮詢14)
教刷評 委員
⑤教育改革同志会同人(37)
⑥《目録》 |
| 14 | 関屋 竜吉
↓ | 国民精神文化
研究所員
37.12.10
～41. 6.14 | ○ | 社 | ①1886生、1911東京帝大法卒、文部
省勤務、24文部省普通学務局長、
29同社会教育局長、76没〔人事
41〕 |

| | | | | | |
|----|------------|---|---|-----|---|
| 14 | | 依願免官により委員消滅

從三位勲二等
41. 6. 14
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | | ②從三位勲二等、国民精神文化研究所長、維新史料編纂会委員〔人事41〕
④教刷評 委員
⑥《評伝》、《図説》、《社会》、《藤原》
『随想録 社会教育事始め』（顕彰会出版局、1975年） |
| 15 | 松浦鎮次郎
↓ | 從二位勲一等
37. 12. 10
～40. 1. 19
依願被免 | ○ | 中高 | ①1872生、98東京帝大法卒、1912文部省専門学務局長、24文部次官、27京城帝大総長、29～36九州帝大総長、30～38貴族院議員、38～40枢密顧問官、40～40文部大臣、40～45枢密顧問官、45没〔官僚〕 |
| 15 | | 從二位勲一等
40. 9. 16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 高社行 | ②從二位勲一等、枢密顧問官、九州帝大名誉教授〔人事41〕
③貴族院（勅） 純無（30～）→同和会（31～38）
④文政審 幹事長（諮詢1～9）、委員（諮詢14）
教刷評 委員
⑥《図説》、《藤原》、《目録》
「新文相一松浦鎮次郎論」（『教育週報』766号、40年1月20日） |
| 16 | 平生鈆三郎 | 從三位勲二等
37. 12. 10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | | ①1866生、90高商卒、93神戸商業学校長、1917東京海上火災保険専務取締役、33川崎造船所社長、1935～43貴族院議員、36～37文部大臣、37～40日本製鉄取締役会長、40～44大日本産業報国会会長、40～41日本製鉄社長、45没〔官僚〕
②從三位勲二等、貴族院議員、大政翼賛会総務、日本製鉄・日鉄鉱業・日南産業・茂山鉄鋼開発社長、日伯棉花取締役、東洋毛糸紡績・富国人絹バルブ・呉羽紡績監査役、 |

| | | | |
|----|---------|---|---|
| | | | <p>鴨川ニッケル工業相談役、鉄鋼統
制会会長、大日本産業報国会会長、
甲南高等学校長〔人事41〕</p> <p>③貴族院(勅) 純無(35～)→無
所属倶楽部(41～43)</p> <p>④文政審 委員(諮詢12～14) 特
別委員(諮詢13)
教刷評 会長</p> <p>⑤教育改革同志会同人(37)</p> <p>⑥《図説》、《藤原》、《人物》</p> |
| 17 | 丸山 鶴吉 | <p>貴族院議員
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕</p> | <p>①1873生、1909東京帝大法卒、内務
省勤務、25～26大日本連合青年団
理事、31～46貴族院議員、56没
〔官僚、『社会教育者事典』〕</p> <p>②従四位勲三等、貴族院議員、東京
市会議員〔人事41〕</p> <p>③貴族院(勅) 同成会</p> <p>⑤教育改革同志会同人(37)</p> <p>⑥《藤原》、《目録》</p> |
| 18 | 西 晋 一 郎 | <p>従三位勲二等
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕</p> | <p>①1873生、99東京帝大文卒、広島高
師教授、1929広島文理大教授、
32～40兼国民精神文化研究所員、
43没〔人事41〕</p> <p>②正三位勲二等、文学博士、広島文
理大名誉教授〔人事41〕</p> <p>④教刷評 委員</p> <p>⑥《評伝》、《図説》、《目録》</p> |
| 19 | 村瀬直養 | <p>商工次官
37.12.10
～39.10.18</p> | <p>①1890生、1914東京帝大法卒、農商
務省・内閣勤務、36商工次官、
39～39商工省物価局次長、40～41
法制局長官、41～46貴族院議員、
68没〔官僚〕</p> |
| ↓ | | <p>商工省物価局
次長へ転任の
ため委員消滅</p> | <p>②従三位勲二等、法制局長官〔人事
41〕</p> |
| 29 | | <p>法制局長官
40. 8. 1
～42. 5. 9</p> | <p>③貴族院(勅) 純無(41～)→研
究会(42)</p> |

| | | | |
|----|-------|--|---|
| | | [官制廃止] | |
| 19 | 岸 信介 | 商工次官
39.10.25
～41. 1. 4
依願免官によ
り委員消滅 | |
| 19 | 小島 新一 | 商工次官
41. 3. 6
～42. 5. 9
[官制廃止] | |
| 20 | 永田秀次郎 | 従三位勲二等
37.12.10
～39.12. 4
依願被免 | ○ |
| ↓ | | | |
| 20 | | 従三位勲二等
40. 7. 18
～42. 5. 9
[官制廃止] | ○ |
| 21 | 作田 荘一 | 正四位勲二等
37.12.10
～39.12.22
依願被免 | ○ |

④文政審 幹事

①1896生、1920東京帝大法卒、農商務省・商工省勤務、満州国政府勤務、39～41商工次官、41～43商工大臣、86没〔官僚〕

②従四位勲三等、前商工次官〔人事41〕

⑥《目録》

①1893生、1918東京帝大法卒、農商務省・商工省勤務、41～41商工次官、41日本製鉄常務取締役〔官僚〕

②従四位勲三等、商工次官〔人事41〕

①1876生、99第三高校法卒、内務省勤務、1918～43貴族院議員、23～24東京市長、29～43拓殖大学長、30～33東京市長、34～42帝国教育会長、36～37拓務大臣、39～40鉄道大臣、41東京市政調査会長、43没〔官僚〕

②従三位勲二等、貴族院議員、東洋協会副会長〔人事41〕

③貴族院（勅） 純無（20～）→無所属（21～）→同和会（28～43）

④文政審 委員（諮詢14）

⑥《評伝》、《社会》、《藤原》、《目録》

①1878生、1905京都帝大法卒、逓信省勤務、12山口高商教授、21兼京都帝大助教授、23京都帝大助教授兼山口高商教授、30京都帝大教授、31～32京都帝大経済学部長、32兼国民精神文化研究所員、38～42満州建国大学副総長、73没〔官僚〕

| | | | | | |
|----|-------|--|---|-----|---|
| | | | | | ②從三位勲二等、經濟学博士、滿州
建国大学副総長〔人事41〕
④教刷評 委員 (特別委員)
⑥《目録》 |
| 21 | 赤間 信義 | 從三位勲三等
40. 9. 16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 行 | 23番参照 |
| 22 | 穂積 重遠 | 從三位勲二等
男爵
37. 12. 10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 高社行 | ①1883生、1908東京帝大法卒、10東
京帝大助教授、16同教授、30～33
同法学部長、36～37同、39～42同、
42兼宮内省御用掛、51没〔官僚〕
②從三位勲二等、男爵、法学博士、
帝国学士院會員、東京帝大教授、
国語審議會副會長〔人事41〕
⑥《藤原》、《目録》 |
| 23 | 伊東 延吉 | 文部次官
37. 12. 10
～38. 12. 23
依願免官によ
り委員消滅 | | | ①1891生、1916東京帝大法卒、文部
省勤務、29文部省学生部長、34同
思想局長、36同専門学務局長兼思
想局長、37～38文部次官、41国民
精神文化研究所長、43教学鍊成所
長、44没〔官僚〕 |
| 32 | ↓ | 從四位勲三等
38. 12. 27
～41. 6. 14
依願被免 | ○ | 社行 | ②正四位勲三等、勤勞者教育中央会
理事長〔人事41〕
④文政審 幹事 (諮詢10～11)
教刷評 幹事 |
| 32 | ↓ | 国民精神文化
研究所員
41. 6. 14
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 行 | ⑥《藤原》
「新文部次官 伊東延吉論」(『教
育週報』630号、37年 6月12日)、
「文部次官を去った伊東延吉論」
(『教育週報』711号、38年12月31
日) |
| 23 | 石黒 英彦 | 文部次官
38. 12. 24
～39. 9. 5 | | | ①1884生、1910東京帝大法卒、内務
省・朝鮮總督府・台灣總督府勤務、
31奈良県知事、31岩手県知事、37 |

| | | | | | |
|----|-----------|--|---|---|---|
| | | 依願免官により委員消滅 | | | 北海道庁長官、38～39文部次官、42～43大政翼賛会錬成局長、45没〔官僚〕 |
| 23 | 大村清一 | 文部次官
39. 9.13
～40. 1.20
依願免官により委員消滅 | | | ②正四位勲二等、元文部次官〔人事41〕
⑤教育改革同志会同人（37）
⑥《社会》、《藤原》
「新文部次官 石黒英彦論」（『教育週報』712号、39年1月7日） |
| 23 | 赤間信義
↓ | 文部次官
40. 2.10
～40. 7.29
依願免官により委員消滅 | | | ①1892生、1912鹿兒島高農卒、14東京外国語学校卒、17京都帝大法卒、内務省勤務、36内務省地方局長、37同警保局長、37同社会局長官、38長野県知事、38神奈川県知事、39～40文部次官、42～43東京市助役、43～45日本育英会理事長、68没〔官僚〕
②正四位勲三等、北支那開発嘱託調査局長兼開発訓練所長〔人事41〕
⑥「文部次官 大村清一論」（『教育週報』763号、40年1月1日） |
| 21 | | 従三位勲三等
40. 9.16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 行 | ①1889生、1914東京帝大法卒、文部省勤務、文部省実業学務局長、同専門学務局長、40～40文部次官〔人事41〕
②従三位勲三等、日華学会理事、東亜文化協議会総務部長〔人事41〕
④文政審 幹事（諮詢1～9）
教刷評 幹事
⑥《藤原》
「文部次官 赤間信義論」（『教育週報』767号、40年1月27日） |
| 23 | 菊池豊三郎 | 文部次官
40. 9.16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | | 59番参照 |

| | | | |
|----|------------|---|---|
| 24 | 田所美治 | 従四位勲二等
37.12.10
～42.5.9
〔官制廃止〕 | ○ |
| 25 | 小泉信三 | 〔記載なし〕
37.12.10
～42.5.9
〔官制廃止〕 | ○ |
| 26 | 内ヶ崎
作三郎 | 文部政務次官
37.12.10
～39.1.19
依願免官により
委員消滅 | |

高

- ①1871生、95帝大法卒、内務省・文部省勤務、1911文部省普通学務局長、16～18文部次官、18～47貴族院議員、50没〔官僚〕
- ②従四位勲二等、貴族院議員、錦鶏間祇候、摂津貯蓄銀行・共同火災保険・共同ビルディング取締役、順心高等女学校長〔人事41〕
- ③貴族院(勅)研究会(18～)→純無(21)→無所属(21～)→同和会(28～47)
- ④文政審 委員(諮詢3～14)、特別委員(諮詢3・5・6・9・11～13)、特別委員長(諮詢14) 教刷評 委員
- ⑥《藤原》
- ①1888生、1910慶大政治科卒、慶大教授、慶応義塾塾長、同大総長、66没〔人事41〕
- ②経済学博士、慶応義塾理事、同塾長兼同総長、藤原工業大学長、風樹会理事、交詢社常議員〔人事41〕
- ④教刷評 委員
- ⑥《藤原》、《目録》
- ①1877生、1901東京帝大文卒、早大教授、同理事、同評議員、24～30衆議院議員、31同、内務参与官、文部政務次官、衆議院副議長、立憲民政党総務、大政翼賛会総務、日本外政協会理事、大日本学徒体育振興連盟相撲部委員長、47没〔人事41・議会〕
- ②正五位勲三等、衆議院議員(宮城県)、早大講師〔人事41〕
- ③衆議院 憲政会(24～)→立憲民政党(27～30)、立憲民政党(31～)→衆議院倶楽部(40～)

| | | | |
|----|--------|--|---|
| 26 | 小柳 牧 衛 | 文部政務次官
39. 1.24
～39. 9.19
依願免官により
委員消滅 | →翼賛議員同盟 (41～) →翼賛政治会 (42～)
⑥《目録》
①1884生、1909東京帝大法卒、内務省勤務、青森・福島・長崎・兵庫県知事、36衆議院議員、文部政務次官、小野鉄工所・北菱石油化学取締役、81没〔人事41・議会〕
②正四位勲三等、衆議院議員 (新潟県)、新津石油専務取締役、石油連合・新潟臨港開発取締役〔人事41〕
③衆議院 立憲民政党 (36～) →衆議院倶楽部 (40～) →翼賛議員同盟 (41～) →翼賛政治会 (42～)
⑥「新文部政務次官 小柳牧衛論」〔『教育週報』715号、39年1月28日〕 |
| 26 | 作田高太郎 | 文部政務次官
39. 9.26
～40. 1.24
依願免官により
委員消滅 | ①1887生、1915中大法卒、弁護士、28衆議院議員、文部参与官、文部政務次官、立憲民政党総務、大日本醸造取締役、千代田毛織取締役、関東航空計器・和田製本工業社長〔人事41・議会〕
②正五位勲三等、衆議院議員 (広島県)、千代田毛織・中外精工・東洋針布監査役、弁護士〔人事41〕
③衆議院 立憲民政党 (28～) →衆議院倶楽部 (40～) →翼賛議員同盟 (41～) →翼賛政治会 (42～)
④教刷評 委員 |
| 26 | 舟橋 清 賢 | 文部政務次官
40. 2.10
～40. 7.25
依願免官により
委員消滅 | ①1891生、1917京都帝大法卒、日本銀行勤務、25～46貴族院議員、司法参与官、文部政務次官、戦時金融金庫監事、司法制度調査委員会委員、育英制度創設準備協議会委 |

| | | | | | |
|----|-----------|---|---|----|--|
| 27 | 田尻常雄
臨 | 横浜高等商業
学校長
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 中高 | 員〔人事41・議会〕
②正四位勲三等、子爵、貴族院議員
③貴族院（子）研究会
①1876生、1901高商卒、長崎高商教
授、20同校長、23横浜高商校長、
57没〔人事41〕
②従三位勲二等、横浜高商校長〔人
事41〕
⑥《藤原》 |
| 28 | 三上参次 | 正三位勲一等
37.12.10
～39. 6. 7
死去により委
員消滅 | | | ①1865生、89帝大文卒、92女高師教
授、帝大助教授、同教授、兼史料
編纂官、1932～39貴族院議員、39
没（6月7日）〔人事37・議会〕
②正三位勲一等、文学博士、貴族院
議員、帝国学士院会員、東京帝大
名誉教授、公刊明治天皇御記編纂
長、史跡名勝天然記念物保存委員
会会長、国宝保存会委員、維新史
料編纂会委員、国学院大学理事
〔人事37〕
③貴族院（学） 純無
④教刷評 委員（特別委員）
⑥《目録》 |
| 28 | 紀 俊秀 | 貴族院議員男
爵
39. 7. 28
～40. 9. 20
死去により委
員消滅 | | | ①1870生、学習院卒、官幣大社日前
国懸両神宮官司、97～1911貴族院
議員、和歌山市長、25～40貴族院
議員、博愛生命保険・万寿生命保
險社長、40没（9月20日）〔人事
39・議会〕
②正三位勲三等、男爵、貴族院議員
〔人事39〕
③貴族院（男） 木曜会（1897～1911）、
公正会（25～40） |
| 29 | 船田 中 | 法制局長官
37.12.10 | | | ①1895生、1918東京帝大法卒、内務
省・内閣勤務、30～45衆議院議員、 |

| | | | | |
|----|-------|---|--|---|
| | | <p>～39. 1. 5
依願免官により委員消滅</p> | | |
| 29 | 黒崎 定三 | <p>法制局長官
39. 1. 13
～39. 8. 30
依願免官により委員消滅</p> | | <p>37外務参与官、37～39法制局長官、40～41大政翼賛会政策局内政部長、79没〔官僚〕</p> <p>②正五位勲三等、衆議院議員（栃木県）、下野中学校・作新館高等学校理事〔人事41〕</p> <p>③衆議院 立憲政友会（30～）→立憲政友会〔中島派〕（39～）→衆議院倶楽部（40～）→議員倶楽部（41～）→翼賛政治会（42～）</p> <p>④文政審 幹事（諮詢1～4）</p> <p>⑥《目録》</p> |
| 29 | 唐沢 俊樹 | <p>法制局長官
39. 9. 5
～40. 1. 16
依願免官により委員消滅</p> | | <p>①1885生、1911東京帝大法卒、逋信省・内閣勤務、33～34法制局長官、34～46貴族院議員、39～39法制局長官、48没〔官僚〕</p> <p>②從三位勲二等、貴族院議員〔人事41〕</p> <p>③貴族院（勅） 研究会</p> <p>④文政審 幹事（諮詢1～13）、委員</p> |
| 29 | 広瀬 久忠 | <p>法制局長官
40. 1. 25
～40. 7. 22
依願免官により委員消滅</p> | | <p>①1891生、1915東京帝大法卒、内務省勤務、39～40法制局長官、40～46貴族院議員、67没〔官僚〕</p> <p>②從四位勲三等、貴族院議員、大日本体育協会副会長、東亜研究所・大日本映画協会常務理事〔人事41〕</p> <p>③貴族院（勅） 研究会</p> <p>④教刷評 幹事</p> |
| 29 | 村瀬 直養 | <p>法制局長官</p> | | <p>9番参照</p> <p>19番参照</p> |

| | | | | |
|---------|-------|---|---------|---|
| 30
臨 | 下村 寿一 | 40. 8. 1
~42. 5. 9
[官制廃止]

東京女子高等
師範学校長
37.12.10
~42. 5. 9
[官制廃止] | ○ 初中高社行 | ①1884生、1910東京帝大法卒、内務省・文部省勤務、24文部省宗教局長、29~29同社会教育局長、32同宗教局長、34同普通学務局長、35東京女高師校長、45~46女子学習院長、65没 [官僚]
②従三位勲二等、東京女高師校長 [人事41]
④文政審 幹事(諮詢1~9)、委員
⑥《評伝》、《社会》、《藤原》
「天降り女高師校長 下村寿一論」(『教育週報』516号、35年4月6日) |
| 31
↓ | 渡辺 千冬 | 貴族院議員子爵
37.12.10
~39. 7. 9
議員任期満了により委員消滅 | | ①1876生、1900東京帝大法卒、電報新聞経営、日本製鋼所・北海道炭鉱汽船会社専務取締役、日仏銀行専務取締役兼東京支店代表者、08~12衆議院議員、20~39貴族院議員、29司法大臣、39枢密顧問官、関東国粋会総裁、40没(4月18日) [人事39・同補遺・議会] |
| 31 | | 貴族院議員子爵
39. 7. 21
~39. 8. 26
議員辞任により委員消滅 | | ②正三位勲二等、子爵、貴族院議員、宗秩寮審議官、大阪毎日新聞取締役、枢密顧問官 [人事39・同補遺]
③衆議院 無所属 (08) → 戊申俱樂部 (08~) → 無所属 (10~12) 貴族院 (子) 研究会
④教刷評 委員 (特別委員)
⑥《目録》 |
| 31 | 八条 隆正 | 貴族院議員子爵
39.10.21
~42. 5. 9 | | ①1883生、1908京都帝大法卒、大蔵省勤務、15~33貴族院議員、37~46同、産業組合中央金庫理事長、日本興業銀行監査役、住宅営 |

| | | | | |
|----|-----------|--|---|--|
| | | (官制廃止) | | <p>団監事、帝国農会特別議員、50没〔人事41・議会〕</p> <p>②正三位勲二等、子爵、貴族院議員、台湾電力監事〔人事41〕</p> <p>③貴族院(子) 研究会</p> |
| 32 | 栗屋 謙 | <p>従三位勲二等
37.12.10
～38. 4. 2
死去により委員消滅</p> | | <p>①1883生、1907東京帝大法卒、内務省・文部省勤務、21文部省宗教局長、22同実業学務局長、24同専門学務局長、27～29文部次官、31～34同、38没(4月2日)〔官僚〕</p> <p>④文政審 幹事長(諮詢10～11)、委員(諮詢14)、特別委員(諮詢14)</p> <p>⑥《藤原》</p> |
| 32 | 伊東延吉
↓ | <p>従四位勲三等
38.12.27
～41. 6.14
依願被免</p> | ○ | 社行 |
| 32 | | <p>国民精神文化
研究所員
41. 6.14
～42. 5. 9
〔官制廃止〕</p> | ○ | 行 |
| 33 | 野村吉三郎 | <p>正三位勲一等
功二級
37.12.10
～39.10. 7
依願被免</p> | | <p>①1877生、98海兵卒、海軍勤務、1926中将、29練習艦隊司令官、30呉鎮守府長官、31横須賀鎮守府長官、32第三艦隊長官、32軍事参議官、32横須賀鎮守府長官、33大将、33軍事参議官、37予備役、37学習院長、39～40外務相、40～42アメリカ大使、64没〔陸海〕</p> <p>②従二位勲一等功二級、海軍大将、特命全權大使、米國駐劄〔人事41〕</p> <p>⑥《目録》</p> |

| | | | | |
|----|--------|---|---|---|
| 33 | 山梨勝之進 | 正三位勳一等
功五級
40. 7. 18
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | ①1877生、97海兵卒、海軍勤務、
1925中將、26艦政本部長、28～30
海軍次官、32大將、32軍事參議官、
33予備役、39～46學習院長、67没
〔陸海〕
②正三位勳一等功五級、海軍大將、
學習院長〔人事41〕
⑥《藤原》 |
| 34 | 下村 宏 | 從三位勳二等 ○
37. 12. 10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 社 | ①1875生、98東京帝大法卒、逋信省
勤務、1915～21台灣總督府民政
（總務）長官、22朝日新聞專務取
締役、30～36同副社長、37～46貴
族院議員、42東京商業學校長、43
日本放送協會會長、57没〔官僚〕
②從三位勳二等、法學博士、貴族院
議員、大日本體育協會會長、國策
研究会常任理事、拓殖協會・國際
協會・國語協會・カナモジ國際協
會・中央協和協會理事〔人事41〕
③貴族院（勅）研究会
⑤教育改革同志會委員（37）、教育
研究同志會常任委員（42） |
| 35 | 椎尾 弁 匡 | 衆議院議員
37. 12. 10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | ①1876生、1905東京帝大文卒、建中
寺住職、28～30衆議院議員、
36～42同、東海中學校長、名古屋
慈友會會長、財團法人共生會會長、
明照高等實業女學校長、仏教朝鮮
協會理事長、大正大教授、同學長、
東京岩淵實業高等學校長、増上寺
管長、大僧正、大正大名譽學長、
東海學園理事長、71没〔人事41・
議會〕
②文學博士、衆議院議員（愛知県）、
日大講師、東海中學校名譽校長、
建中寺住職、僧侶〔人事41〕
③衆議院 明政會（28）→第一控室
（28～30）、第二控室（36～）→第 |

| | | | | |
|----|-------|---|---------|--|
| 36 | 田中 穂積 | [記載なし]
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ 初中高社行 | <p>二控室 (37～) → 時局同志会 (39～) → 衆議院議員倶楽部 (40～) → 翼賛議員同盟 (41～42)</p> <p>①1876生、96東京専門学校政治科卒、1900読売新聞記者、早大教授、東京日日新聞記者、東京毎日新聞主筆、早大商科科长・同大理事、31同大総長、文部省教学局参与、39～44貴族院議員、日本學術振興会理事、大日本育英会評議員、44没〔人事41・議会〕</p> <p>②勲三等、法学博士、貴族院議員、早大総長、大日本印刷・日清生命保険相談役〔人事41〕</p> <p>③貴族院(勅) 純無(39～) → 無所属倶楽部(41～44)</p> <p>④文政審 委員(諮詢14)
教刷評 委員(特別委員)</p> <p>⑥《藤原》、《目録》</p> |
| 37 | 上田貞次郎 | 東京商科大学
長
37.12.10
～40. 5. 8
死去により委員消滅 | | <p>①1879生、1900高商卒、05東京高商教授、20東京商大教授、36～40同学長、40没(5月8日)〔官僚〕</p> |
| 37 | 高瀬荘太郎 | 東京商科大学
長
40. 7. 1
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>①1892生、1914東京高商卒、17東京高商助教授、20東京商大附属商学専門部教授、24東京商大助教授兼同大附属専門部教授、27同大教授、40～46東京商大学長、66没〔官僚〕</p> <p>②従四位勲三等、商学博士、東京商大学長兼教授〔人事41〕</p> <p>⑥《藤原》、《目録》</p> |
| 38 | 関口八重吉 | 従三位勲二等 | ○ 初 | <p>①1875生、96東京工業学校卒、98東</p> |

| | | | | |
|----|------|--|---|--|
| | | 37.12.10
～39.11.13
依願被免 | | 京高工助教授、1905同教授、49没
〔人事41〕 |
| 38 | 二荒芳徳 | 正三位勲三等
伯爵
40. 9.16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 社
①1886生、1913東京帝大法卒、内務省・宮内省勤務、24～28宮内省御用掛、24～25兼東宮職御用掛、25～47貴族院議員、28～34宮内省嘱託、28～40大日本少年団連盟理事長、67没〔官僚〕
②従三位勲三等、伯爵、貴族院議員、日本興業銀行(株)監査役、大日本少年団連盟理事長〔人事41〕
③貴族院(伯) 研究会
④教刷評 委員
⑤教育改革同志会同人(37)
⑥《社会》、《藤原》、《目録》
「少年団の恩人 二荒芳徳伯 少年団連盟理事長」(『教育週報』796号、40年8月17日) |
| 39 | 浜田耕作 | 京都帝国大学
総長
37.12.10
～38. 7.25
死去により委員消滅 | | ①1881生、1905東京帝大文卒、京都帝大助教授、17同教授、30同文学部長、38没(7月25日)〔人事37〕
②正四位勲二等、文学博士、帝国学士院会員、京都帝大教授、文学部勤務〔人事37〕
⑥《目録》 |
| 39 | 羽田 亨 | 京都帝国大学
総長
38.12. 9
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | ①1882生、1907東京帝大文卒、13京都帝大助教授、24同教授、38同総長、55没〔人事41〕
②従三位勲二等、文学博士、京都帝大総長、帝国学士院会員、教育審議会特別委員〔人事41〕
⑥《藤原》、《目録》 |

| | | | |
|---------|-------|---|--|
| 40 | 山田 孝雄 | 正六位
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | <p>①1873生、88富山県尋常中学校第一学年修業、93忠告尋常小学校訓導、奈良県尋常・高知県立第一・同第三中学校教諭、1919私立国語研究所長、20日大講師、27～33東北帝大教授、37文部省教学局参与、40～45神宮皇学館大学長兼同館長、58没〔官僚〕</p> <p>④教刷評 委員（特別委員）</p> <p>⑥《藤原》、《目録》</p> |
| 41 | 阿部 重孝 | 正五位勲四等
37.12.10
～39. 6. 5
死去により委員消滅 | <p>①1890生、1913東京帝大文卒、東京帝大助教授兼文部省社会教育官、34東京帝大教授、39没（6月5日）〔人事37〕</p> <p>②正五位勲四等、東京帝大教授、文学部勤務〔人事37〕</p> <p>⑤教育改革同志会常任委員（37）</p> <p>⑥《評伝》、《図説》、《藤原》、《目録》</p> |
| 41
臨 | 松岡 忠一 | 宇都宮高等農
林学校長
39. 8.25
～42. 5. 9
〔官制廃止〕
※幹事
文部省督学官
38. 4.21
～39. 8. 6 | <p>①1881生、1906東京帝大農卒、06岩手県立農学校教諭、同校長、盛岡高農教授、山形農事試験場長、25宮崎高農教授、28同校長、36東京高農校長、38文部省督学官（教育調査部長）、39宇都宮高農校長〔人事41〕</p> <p>②正四位勲二等、宇都宮高農校長〔人事41〕</p> <p>⑥《藤原》
「新教育調査部長 松岡忠一論」（『教育週報』677号、38年5月7日）、「試験台に立つ松岡忠一君教育調査部長」（『教育週報』714号、39年1月21日）</p> |
| 42 | 小倉 正恒 | 従七位勲四等 ○
37.12.10 | <p>①1875生、97東京帝大法卒、内務省勤務、99住友勤務、1913住友総本</p> |

| | | | |
|----|-----------|---|---|
| | | <p>～41. 5. 1
依願被免</p> | <p>店支配人、21住友合資会社常務理事、30～41同総理事、33～46貴族院議員、41国務大臣、41～41大蔵大臣、61没〔官僚〕</p> <p>②従三位勲四等、国務大臣、貴族院議員〔人事41〕</p> <p>③貴族院（勅）研究会</p> <p>④実業振興</p> <p>⑥《目録》</p> |
| 43 | 大河内正敏 | <p>正三位勲三等子爵
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕</p> | <p>①1878生、1903東京帝大工卒、04東京帝大助教、11～25同教授、15～30貴族院議員、18財団法人理化学研究所研究員、21同所長、34東京物理学校長、38～46貴族院議員、52没〔官僚〕</p> <p>②正三位勲二等、子爵、工学博士、貴族院議員、大蔵省為替局参与、理化学研究所所長、學術研究会議會員、理研重工業、理研コランダム、理研護謨・理研光学工業・朝鮮理研金属・朝鮮理研護謨工業・理研合成樹脂・理研空気機械・理研自動車改造・理研製機・理研金属・理研スプリング・理研磁器・理研チャック・宮内製作所・理研水力機・理研電具・東洋製鋼取締役会長、満州特産工業・理研電線・理研紡績相談役、東京物理学校長〔人事41〕</p> <p>③貴族院（子）研究会</p> <p>④実業振興</p> <p>⑤教育改革同志会同人（37）</p> <p>⑥《凶説》、《藤原》、《目録》</p> |
| 44 | 井野碩哉
↓ | <p>農林次官
37.12.10
～38. 9. 3
依願免官によ</p> | <p>①1891生、1917東京帝大法卒、農商務省・農林省勤務、37企画庁次長、37～38農林次官、38～40日本水産専務取締役、40農林次官、41～43</p> |

| | | | |
|----|-------|--|---|
| 44 | | り委員消滅
農林次官
40. 9.16
～41. 6.10
農林大臣へ転
任のため委員
消滅 | 農林大臣、41～42兼拓務大臣、80
没〔官僚〕
②正四位勲三等、農林次官〔人事41〕 |
| 44 | 小平 権一 | 農林次官
38. 9.15
～39. 5. 5
依願免官によ
り委員消滅 | ①1884生、1910東京帝大農卒、14回
法卒、農商務省・農林省勤務、
38～39農林次官、76没〔官僚〕
②従三位勲三等、農学博士、満州糧
穀理事長、興農合作社理事長〔人
事41〕
⑥《目録》 |
| 44 | 荷見 安 | 農林次官
39. 5.15
～39. 8.13
依願免官によ
り委員消滅 | ①1891生、1916東京帝大法卒、農商
務省・農林省勤務、39～40農林次
官、40産業組合中央金庫理事長、
64没〔官僚〕
②正四位勲三等、産業組合中央金庫
理事長、産業組合監査連合会会長、
産業組合中央会監事、全国購買販
売組合連合会顧問、食糧管理局顧
問、帝国農会特別議員〔人事41〕
⑥《目録》 |
| 44 | 三浦 一雄 | 農林次官
41. 8. 7
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ①1895生、1920東京帝大法卒、農商
務省・農林省・内閣勤務、41～42
農林次官、42～45衆議院議員、63
没〔官僚〕
②正五位勲三等、農林次官〔人事41〕 |
| 45 | 大久保利武 | 貴族院議員侯
爵
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ①1865生、87第一高等中学校卒、
エール・ハレ大学で学位取得、台
湾総督府・内務省・農商務省勤務、
1917～43貴族院議員、43没〔人事
41・議会〕
②従二位勲二等、侯爵、貴族院議員、 |

| | | | | |
|----|------|---|-------|---|
| | | | | 錦鶏間祇候、維新史料編纂会委員、日独文化協会長、啓明会理事長、日本赤十字社理事兼常議員、勤勞教育中央会長、国際観光会委員、軍人援護対策委員〔人事41〕 |
| | | | | ③貴族院（勅→侯） 研究会 |
| 46 | 大蔵公望 | 貴族院議員男爵
37.12.10
～39. 7. 9
議員任期満了により委員消滅 | ○ | ①1882生、1904東京帝大工卒、内閣（鉄道院）勤務、満鉄理事、32～46 貴族院議員、38財団法人東亜研究所副総裁、68没〔官僚〕 |
| ↓ | | | | ②従三位勲四等、男爵、貴族院議員、東亜研究所副総裁、日本通運・南満州鉄道顧問、満州移住協会理事長〔人事41〕 |
| 46 | | 正四位勲四等男爵
39. 7. 21
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | ③貴族院（男） 公正会
⑤教育会改革同志会同人（37）、教育研究同志会役員（42）
⑥《目録》
内政史研究会・日本近代史料研究会編『大蔵公望日記』（1973～75） |
| 47 | 南条金雄 | 〔記載なし〕
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | ①1873生、92高商卒、三井物産勤務、1921三井合名会社常務理事、26三井総元方相談役、大正海上火災保険取締役会長、東洋レーヨン・東洋パプコック・東洋棉花取締役、東京計器製作所監査役〔人事41〕 |
| | | | | ②正六位、東京商工会議所顧問、中支那振興監事、東洋キャリア工業・東洋オーチスエレベーター・三井総元方相談役〔人事41〕 |
| | | | | ④実業振興 |
| 48 | 香坂昌康 | 従三位勲三等
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ 初 社 | ①1881生、1908東京帝大法卒、内務省勤務、32～35東京府知事、36～38大日本連合青年団・日本青年館理事長、45～45大東亜錬成院 |

| | | | |
|----|-------|--|---|
| 49 | 風見 章 | 内閣書記官長
37.12.10
～39.1.5
依願免官によ
り委員消滅 | <p>長、67没〔官僚〕</p> <p>②従三位勲三等、大日本青少年団顧問、帝国治山治水協会会長〔人事41〕</p> <p>⑤教育改革同志会同人（37）</p> <p>⑥《社会》</p> <p>「徳の人 香坂昌康君（大日本連合青年団理事長）」〔教育週報〕659号、38年1月1日）香坂昌康遺芳録刊行委員会『香坂昌康遺芳録』・『香坂昌康先生追憶集』（1972年）</p> |
| 49 | 田辺 治通 | 内閣書記官長
39.1.13
～39.4.6
逋信大臣へ転
任のため委員
消滅 | <p>①1886生、1909早大政経卒、大阪朝日新聞記者、信濃毎日新聞主筆、30～42衆議院議員、37内閣書記官長、40～41司法大臣、大政翼賛会総務、61没〔人事41・議会〕</p> <p>②従三位勲二等、衆議院議員（茨城県）、大政翼賛会総務〔人事41〕</p> <p>③衆議院 立憲民政党（30～）→第一控室（31～）→第一控室（32）→国民同盟（32～）→無所属（37～）→衆議院倶楽部（40～）→翼賛議員同盟（41～42）</p> <p>⑤教育会改革同志会同人（37）</p> <p>⑥《目録》</p> |
| 49 | 太田 耕造 | 内閣書記官長 | <p>①1878生、1905東京帝大法卒、逋信省勤務、33満州国参議、37～37同参議府副議長、39内閣書記官長、39～39逋信大臣、40～46貴族院議員、41～41内務大臣、50没〔官僚〕</p> <p>②従三位勲二等、貴族院議員、大日本飛行協会会長〔人事41〕</p> <p>③貴族院（勅） 純無（40～）→無所属倶楽部（41～46）</p> <p>⑥《目録》</p> <p>①1889生、1920東京帝大法卒、弁護</p> |

| | | | |
|-----------------|---|--------------|--|
| | <p>39. 4. 14
～39. 8. 30
依願免官により
委員消滅</p> | | <p>士、38法政大教授、39総理大臣秘書官、39～39内閣書記官長、39～45貴族院議員、45～45文部大臣、81没〔官僚〕
③貴族院(勅) 純無(39～)→無所属倶楽部(41～45)
⑥《目録》</p> |
| <p>49 遠藤柳作</p> | <p>内閣書記官長
39. 9. 5
～40. 1. 16
依願免官により
委員消滅</p> | | <p>①1886生、1910東京帝大法卒、朝鮮総督府・内務省勤務、28～30衆議院議員、31神奈川県知事、32愛知県知事、33～35満州国総務庁長、36～46貴族院議員、39～40内閣書記官長、63没〔官僚〕
②正四位勲二等、貴族院議員
③衆議院 立憲政友会
貴族院(勅) 研究会(36～)→無所属倶楽部(?～46)</p> |
| <p>49 石渡莊太郎</p> | <p>内閣書記官長
40. 1. 25
～40. 7. 22
依願免官により
委員消滅</p> | <p>61番参照</p> | |
| <p>49 富田健治</p> | <p>内閣書記官長
40. 8. 1
～42. 5. 9
〔官制廃止〕</p> | | <p>①1897生、1921京都帝大法卒、内務省勤務、40～41内閣書記官長、41～46貴族院議員、77没〔官僚〕
②從四位勲三等、内閣書記官長〔人事41〕
③貴族院(勅) 純無(41～)→無所属倶楽部(42～46)</p> |
| <p>50 阿部信行</p> | <p>正三位勲一等
37. 12. 10
～39. 8. 31
依願被免</p> | | <p>①1875生、97陸士卒、陸軍勤務、1927中將、28陸軍次官、30第四師団長、32台湾軍司令官、33大將、33軍事参議官、36予備役、39～40総理大臣、40～40中国特派大使、42～46貴族院議員、42～44大政翼</p> |

| | | | | |
|---------|------------|--|-------|--|
| 51 | 橋本
伝左衛門 | 従四位勲三等
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>賛会総裁、53没〔陸海軍〕</p> <p>②従二位勲一等、陸軍大将〔人事41〕</p> <p>④文政審 臨時委員（諮詢11）</p> <p>⑥《目録》</p> <p>①1887生、1910東京帝大農卒、日本勤業銀行勤務、24京都帝大教授、同農学部長、77没〔人事41〕</p> <p>②正四位勲三等、農学博士、京都帝大教授、農学部勤務〔人事41〕</p> <p>⑤教育改革同志会同人（37）</p> |
| 52
臨 | 橋田邦彦 | 第一高等学校長
37.12.10
～40. 7.21
文部大臣へ転任のため委員消滅 | ○ 中 | <p>①1882生、1908東京帝大医卒、18東京帝大助教授、21同教授、37一高校長兼東京帝大教授、40～43文部大臣、44教学錬成所長、45没〔官僚〕</p> <p>②従三位勲二等、医学博士、文部大臣〔人事41〕</p> <p>⑤教育研究同志会役員（42）</p> <p>⑥《図説》、《社会》、《藤原》、《目録》</p> <p>「校長から文相へ 橋田邦彦論」
〔『教育週報』793号、40年7月27日〕</p> <p>東京大学医学部生理学同窓会『追憶の橋田邦彦』（鷹書房、1976年）</p> |
| 53 | 森岡常蔵 | 東京文理科大学長
37.12.10
～40. 9. 4
依願免官により委員消滅 | ○ 初中高 | <p>①1871生、97高師卒、東京高師教授、1933文部省教育調査部長、34～40東京文理大学長兼教授兼東京高師校長、44没〔人事41〕</p> <p>②正三位勲二等、東京文理大名誉教授〔人事41〕</p> <p>④文政審 幹事（諮詢1～13）、委員（諮詢14）
教刷評 委員</p> <p>⑥《評伝》、《図説》、《藤原》、《目録》</p> |

| | | | | | |
|----|-------|--|---|---|--|
| 53 | 河原春作 | 東京文理科大学長
40. 9. 16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 行 | 録)
①1890生、1916東京帝大法卒、内務省・文部省勤務、34文部省社会教育局長、35同普通学務局長、36～37文部次官、40東京文理大学長兼東京高師校長、42～44兼東京高等体育学校長、45～45文部次官、71没〔官僚〕
②正四位勲三等、東京文理大学長兼教授兼東京高師校長〔人事41〕
④文政審 幹事（諮詢10～11）
教刷評 幹事・委員
⑥《社会》、《藤原》
「新東京文理大学長 河原春作論」〔『教育週報』799号、40年9月7日〕 |
| 54 | 青木一男 | 企画院次長
37. 12. 10
～39. 1. 10
企画院総裁へ
転任のため委員
消滅 | | | ①1889生、1916東京帝大法卒、大蔵省勤務、37企画院次長、39同総裁、39～46貴族院議員、39～40大蔵大臣兼企画院総裁、82没〔官僚〕
②正三位勲二等、貴族院議員、外務省外交顧問〔人事41〕
③貴族院（勅） 純無（39～）→研究会（40～46）
⑥《目録》 |
| 54 | 武部六蔵 | 企画院次長
39. 1. 26
～40. 1. 25
依願免官により
委員消滅 | | | ①1893生、1918東京帝大法卒、内務省勤務、39～40企画院次長、40～45満州国国務院総務長官、58没〔官僚〕
②正四位勲三等、満州国総務長官
⑥《目録》 |
| 54 | 植村甲午郎 | 企画院次長
40. 2. 2
～40. 8. 13
依願免官によ | | | ①1894生、1918東京帝大法卒、農商務省・商工省・内閣勤務、40～40企画院次長、41石炭統制会理事長、78没〔官僚〕 |

| | | | | |
|----|-------|---|--|---|
| | | り委員消滅 | | ②正四位勲三等、前企画院次長
⑥《目録》 |
| 54 | 小畑忠良 | 企画院次長
40. 9. 16
～41. 4. 7
依願免官によ
り委員消滅 | | ①1893生、1917東京帝大法卒、住友
合資勤務、37住友本社経理部長、
40～41企画院次長、40～41大政翼
賛会企画局長、41～44大日本産業
報国会理事長、77没〔官僚〕
②正五位、前企画院次長〔人事41〕 |
| 54 | 宮本武之輔 | 企画院次長
41. 5. 1
～41. 12. 24
〔死去〕 | | ①1892生、1917東京帝大工卒、内務
省勤務、19内務技師、37兼東京帝
大教授、38興亜院技師（技術部
長）、39兼東京帝大教授、41企画
院次長、41没（12月24日）〔官僚〕
②従四位勲三等、工学博士、企画院
次長〔人事41〕
⑥《目録》 |
| 55 | 山本五十六 | 海軍次官
37. 12. 10
～39. 8. 30
依願免官によ
り委員消滅 | | ①1884生、1904海兵卒、海軍勤務、
34中將、35航空本部長、36海軍次
官、38～38兼航空本部長、39連合
艦隊長官、39～41兼第一艦隊長官、
40大將、43没〔陸海〕
②正四位勲一等、海軍大將、連合艦
隊司令長官兼第一艦隊司令長官
〔人事41〕
⑥《目録》 |
| 55 | 住山徳太郎 | 海軍次官
39. 9. 13
～40. 9. 6
依願免官によ
り委員消滅 | | ①1886生、1906海兵卒、海軍勤務、
36中將、37海兵校長、39海軍次官、
40佐世保鎮守府長官、41軍事參議
官、42予備役、62没〔陸海〕
②正四位勲二等、海軍中將、佐世保
鎮守府司令長官〔人事41〕
④教刷評 幹事 |
| 55 | 豊田貞次郎 | 海軍次官
40. 9. 21 | | ①1885生、1905海兵卒、海軍勤務、
35中將、36呉工廠長、37佐世保鎮 |

| | | | |
|----|------|--|--|
| | | <p>～41. 4. 3
商工大臣へ転
任のため委員
消滅</p> | <p>守府長官、38航空本部長、39～39
兼艦政本部長、40海軍次官、41大
将、41予備役、41商工大臣、41外
務大臣兼拓務大臣、41日本製鉄社
長、61没〔陸海〕</p> <p>②従三位勳一等、海軍大将、商工大
臣〔人事41〕</p> <p>⑥《目録》</p> |
| 55 | 沢本頼雄 | <p>海軍次官
41. 5. 1
～42. 5. 9
〔官制廃止〕</p> | <p>①1886生、1908海兵卒、海軍勤務、
38中将、39練習艦隊司令官、39海
大校長、40第二遣支艦隊長官、41
海軍次官、65没〔陸海〕</p> <p>②正四位勳二等、海軍中将、海軍次
官〔人事41〕</p> |
| 56 | 山楨儀重 | <p>衆議院議員
37.12.10
～37.12.25
死去により委
員消滅</p> | <p>①1889生、1917京都帝大文（選科）
卒、小学校教員、愛知県第一師範
学校教諭、大阪市視学、24～28衆
議院議員、30同、31総理大臣秘書
官、文部参与官、37没（12月25
日）〔人事37・議会〕</p> <p>②正五位勳四等、衆議院議員（鳥取
県）、鳥取新聞社社長、日本美術
学校長〔人事37〕</p> <p>③衆議院 憲政会（24～）→立憲民
政党（27～28）、立憲民政党
（30～38）</p> <p>④教刷評 委員、実業振興</p> <p>⑥《評伝》、《目録》</p> |
| 56 | 斯波貞吉 | <p>衆議院議員
38. 1.27
～39.10.14
死去により委
員消滅</p> | <p>①1869生、96帝大文（選科）卒、盛
岡中学校教諭、仏教大教授、万朝
報英文記者、同編集局長、東京大
勢新聞社長、1924衆議院議員、立
憲民政党顧問、39没（10月14日）
〔人事41・議会〕</p> <p>②勳四等、衆議院議員（東京府）
〔人事41〕</p> |

| | | | |
|----|-------|---|---|
| 56 | 一宮房治郎 | 衆議院議員
39.11.10
～42.5.9
〔官制廃止〕 | ③衆議院 憲政会 (25～) →立憲民政党 (27～39)
④文政審 臨時委員 (諮詢12～13) |
| 57 | 松井 茂 | 正三位勲一等 ○
37.12.10
～42.5.9
〔官制廃止〕 | ①1884生、1904上海東亜同文書院卒、北京順天時報・大阪朝日新聞記者、盛京時報社長、17～24衆議院議員、28～32同、36同、農商務大臣秘書官、内務参与官、海軍政務次官、立憲民政党総務、大分日日新聞社長、48没〔人事41・議会〕
②正五位勲三等、衆議院議員 (大分県)、豊後電気・共済火災保険取締役、東亜同文会理事〔人事41〕
③衆議院 立憲政友会 (17～) →政友本党 (24)、立憲民政党 (28～32)、立憲民政党 (36～) →衆議院俱樂部 (40～) →翼賛議員同盟 (41～) →翼賛政治会 (42～)
⑥《目録》
①1866生、93帝大法卒、内務省、統監府勤務、1919～24内務監察官兼警察講習所長、34～45貴族院議員、45没〔官僚〕
②正三位勲一等、法学博士、錦鶏間祇候、貴族院議員、内務省警察講習所顧問、中央教化団体連合会理事長、日本赤十字社理事〔人事41〕
③貴族院 (勅) 純無 (34～) →同和会 (?～45)
⑥《目録》 |
| 58 | 吉岡弥生 | 〔記載なし〕
37.12.10
～42.5.9
〔官制廃止〕 | ①1871生、95開業医、1900東京女子医専設立、同校長、国民精神総動員中央連盟理事、59没〔人事41〕
②勲五等、教育審議会委員、東京女子医学専門学校長、同病院長、至 |

| | | |
|----|-------|--|
| 59 | 菊池豊三郎 | 教学局長官
37.12.10
～39. 4.17
依願免官により委員消滅 |
| 59 | | 教学局長官
40. 2.10
～40. 7.28
文部次官へ転任のため委員消滅 |
| 23 | | 文部次官
40. 9.16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 |
| 59 | 小林光政 | 教学局長官
39. 5. 4
～40. 1.27
依願免官により委員消滅 |
| 59 | 藤野 恵 | 教学局長官 |

誠会会長、同病院長、日本女医会長、東京女医学会長、東京連合婦人会委員長、結核予防東京婦人会委員長、中央社会事業委員会委員、物資利用委員会委員、価格形成中央委員会臨時委員、国民体力審議会委員、大日本青少年団顧問、医師〔人事41〕

⑤教育改革同志会同人 (37)

⑥「教審委員の紅一点 吉岡弥生論」(『教育週報』657号、37年12月18日)
《図説》、《社会》、《人物》

①1892生、1916東京帝大法卒、内務省・文部省勤務、32文部省実業事務局長、36同普通事務局長、37～39教学局長官、40～40同、40～44文部次官、71没〔官僚〕

②正四位勲三等、文部次官〔人事41〕

④文政審 幹事 (諮詢 3～11)
教刷評 幹事
実業振興

⑥《評伝》、《藤原》、《目録》

①1892生、1917東京帝大法卒、内務省・朝鮮総督府・台湾総督府勤務、読売新聞記者、36高知県知事、39～40文部省教学局長官、40九州日報社長、62没〔人事41〕

②従四位勲三等、九州日報社・九州日日新聞社長〔人事41〕

①1894生、1919東京帝大法卒、内務

| | | | |
|--------------|-------|---|---|
| | | 40. 9.16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕
※幹事
文部省普通学
務局長
37.12.10
～39. 4.17 | |
| 60
臨
↓ | 上原種美 | 三重高等農林
学校長
37.12.10
～39. 3.30
東京農業教育
専門学校長へ
転任のため委
員消滅
東京農業教育
専門学校長
39. 4.11
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ |
| 60
臨 | | | ○ |
| 61
↓ | 石渡荘太郎 | 大蔵次官
37.10.12
～39. 1. 4
大蔵大臣へ転
任のため委員
消滅
内閣書記官長
40. 1.25
～40. 7.22
依願免官によ
り委員消滅 | |
| 49 | | | |
| 61 | 大野竜太 | 大蔵次官 | |

高 行

- 省勤務、36文部省実業学務局長、
37同普通学務局長、39鹿児島県知
事、40文部省教学局長官、42同総
務局長、44～45文部次官、49没
〔官僚〕
- ②従四位勲三等 教学局長官〔人事
41〕
- ④教刷評 幹事
- ⑥《藤原》
〔新普通学務局長 藤野恵〕〔『教
育週報』638号、37年8月7日〕
- ①1885生、1909東京帝大農卒、文部
省勤務、兼東京高師教授、21三重
高農校長、39東京農業教育専門学
校長、50没〔人事41〕
- ②従三位勲二等、東京農業教育専門
学校長〔人事41〕
- ⑥《藤原》
- ①1891生、1916東京帝大法卒、大蔵
省勤務、37大蔵次官、39～39大蔵
大臣、40～40内閣書記官長、40～
45貴族院議員、41～41大政翼賛会
事務総長、50没〔官僚〕
- ②正三位勲二等、貴族院議員、大政
翼賛会事務総長〔人事41〕
- ③貴族院（勅） 研究会
- ⑥《目録》
- ①1892生、1917東京帝大法卒、大蔵

| | | | | | |
|----|-------|---|---|-----|---|
| | | 39. 1. 13
～40. 7. 22
依願免官によ
り委員消滅 | | | 省勤務、39～40大蔵次官、57没
〔官僚〕
②正五位勲三等、大蔵省顧問〔人事
41〕 |
| 61 | 広瀬豊作 | 大蔵次官
40. 9. 16
～41. 7. 25
依願免官によ
り委員消滅 | | | ①1891生、1917東京帝大法卒、大蔵
省勤務、40～41大蔵次官、64没
〔官僚〕
②従四位勲三等、大蔵次官〔人事
41〕 |
| 61 | 谷口恒二 | 大蔵次官
41. 8. 7
～42. 5. 9
〔官制廃止〕
※幹事
大蔵省主計局
長
37.12.10
～41. 7. 16 | | | ①1894生、1919東京帝大法卒、大蔵
省勤務、37大蔵省主計局長、41同
預金部長官、41～44大蔵次官、45
没〔官僚〕
②従四位勲三等、大蔵省主計局長
〔人事41〕 |
| 62 | 添田敬一郎 | 衆議院議員
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 高社行 | ①1871生、98東京帝大法卒、内務省
勤務、1920～31財団法人協調会常
務理事、23～24衆議院議員、28～
45同、34～36文部政務次官、
41～45住宅営団理事長、53没〔官
僚〕
②従四位勲二等、衆議院議員（福井
県）、勤労者教育中央会副会長、
住宅営団理事長、協調会・済生
会・中央社会事業協会理事、議会
制度審議会・失業対策委員会・住
宅対策委員会委員〔人事41〕
③衆議院 立憲政友会（23～）→政
友本党（24）、立憲民政党（28～）→
衆議院倶楽部（40～）→翼賛議員同
盟（41～）→翼賛政治会（42～）
④教刷評 委員
実業振興 |

| | | | | |
|----|------------|---|---------|---|
| 63 | 佐々井
信太郎 | 従七位
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ 初 高社行 | <p>⑤教育改革同志会同人 (37)</p> <p>⑥《目録》</p> <p>①1874生、1903～18小田原中学校教諭、18～22神奈川県社会事業主事、22～29東洋大教授、71没〔⑥の資料〕</p> <p>②従七位、大政翼賛会事務局参与、大日本報徳社副社長、中央教化団体連合会理事、神奈川県匡済会常務理事、神奈川県報徳社連合会長〔人事41〕</p> <p>⑥佐々井典彦編『佐々井信太郎略伝』(一円融合会、1981年)</p> |
| 64 | 東郷 実 | 衆議院議員
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>①1881生、1905札幌農学校卒、農商務省・台湾総督府勤務、24～42衆議院議員、32通信参与官、32～34文部政務次官、59没〔官僚〕</p> <p>②従四位勲三等、農学博士、衆議院議員(鹿児島県)、農林省食料管理局顧問、拓殖大講師〔人事41〕</p> <p>③衆議院 政友本党(24～)→立憲民政党(27～)→立憲政友会(29～)→立憲政友会〔中島派〕(39～)→衆議院倶楽部(40～)→翼賛議員同盟(41～)→翼賛政治会(42～)</p> <p>④文政審 委員(諮詢14)</p> |
| 65 | 中村 清二 | 正三位勲二等
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>①1869生、92帝大理卒、第一高等学校教授、1900東京帝大助教授、11同教授、25同理学部長、60没〔人事41・『東京大学百年史』資料三(1986年)〕</p> <p>②正三位勲二等、理学博士、帝国学士院会員、東京帝大名誉教授〔人事41〕</p> |

| | | | |
|----|-------|--|---|
| 66 | 安藤正純 | 衆議院議員
37.12.10
～42.5.9
〔官制廃止〕 | ○ |
| 67 | 安井英二 | 正三位勲二等
37.12.10
～40.7.31
依願被免 | |
| 67 | 河原田稼吉 | 正三位勲二等 | |

- 高社行
- ①1876生、95哲学館哲卒、99東京専門学校政治卒、日本新聞・大阪朝日新聞記者、東京朝日新聞編集局長、同取締役、東洋大講師、東京労働学校長、真竜女学校長、浅草区会議員、1920～46衆議院議員、文部参与官、文部政務次官、日本新聞雑誌通信社連盟会長、立憲政友会幹事長、55没〔人事41・議会〕
 - ②正五位勲三等、衆議院議員（東京府）、教育審議会委員、大日本私設社会事業連盟・大日本仏教青年会連盟理事長、東洋女子商業学校長〔人事41〕
 - ③衆議院 無所属（20～）→無所属俱樂部（21～）→無所属（22～）→立憲政友会（28～）→立憲政友会〔久原派〕（39～）→衆議院俱樂部（40～）→同交会（41～）→翼賛政治会（42～）
 - ④文政審 委員（諮詢14）、特別委員（諮詢14）
 - ⑤教育改革同志会同人（37）
 - ⑥《目録》
「文相の一候補者 安藤正純論」
〔教育週報〕512号、35年3月9日）
- ①1890生、1916東京帝大法卒、内務省勤務、37～37文部大臣、38～46貴族院議員、40～40内務大臣、40兼厚生大臣、82没〔官僚〕
 - ②正三位勲二等、貴族院議員〔人事41〕
 - ③貴族院（勅） 純無（38～）→無所属俱樂部（41～46）
 - ④文政審 幹事（諮詢14）
 - ⑥《藤原》、《目録》
- ①1886生、1909東京帝大法卒、内務

| | | | | |
|----|-------|---|---------|--|
| | | 40. 9. 16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>省勤務、28～29台湾總督府總務長官、31～32内務次官、35～37協同會常務理事、37～37内務大臣、38～46貴族院議員、39～40文部大臣、55没〔官僚〕</p> <p>②正三位勳二等、貴族院議員、大政翼賛會總務〔人事41〕</p> <p>③貴族院（勅） 研究会</p> <p>④文政審 委員</p> <p>⑥《藤原》、《目錄》</p> |
| 68 | 林 博太郎 | 正三位勳一等伯爵
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ 初中高社行 | <p>①1874生、99東京帝大文卒、1904學習院教授、08～09東京高商教授、14～47貴族院議員、19～32東京帝大教授、32～35南滿州鐵道總裁、68没〔人事41・官僚〕</p> <p>②從二位勳一等、伯爵、文學博士、貴族院議員〔人事41〕</p> <p>③貴族院（伯） 辛亥俱樂部（14）→甲寅俱樂部（改稱、14～）→研究会（合同、19～）</p> <p>④文政審 委員（諮詢1～14）、特別委員（諮詢3）、特別委員長（諮詢5～6、11～13）</p> <p>⑥《目錄》
「生れてから今日まで」（『教育』第5卷第1号、1937年1月）</p> |
| 69 | 山本厚三 | 衆議院議員
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>①1881生、1903東京高商卒、20衆議院議員、小樽商工会議所顧問、鐵道省参与官、文部政務次官、立憲民政黨總務、50没〔人事41・議會〕</p> <p>②正五位勳三等、陸軍主計少尉、衆議院議員（北海道）、北日本汽船取締役、小樽倉庫・小樽新聞相談役、教育審議會・交通事業調查委員會委員、海運業〔人事41〕</p> <p>③衆議院 無所屬（20～）→無所屬俱樂部（21～）→憲政會（22～）</p> |

| | | | | | |
|--------------|------------|---|---|-----|--|
| | | | | | →立憲民政党 (27～) →衆議院倶楽部 (40～) →翼賛議員同盟 (41～) →翼賛政治会 (42～) |
| 70
臨
↓ | 佐藤 寛次 | 東京農業教育
専門学校長
37.12.10
～39. 3.31
依願免官によ
り委員消滅
従三位勲二等 | ○ | 中 | ④教刷評 委員 |
| 70
臨 | | 39. 4. 8
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 中高 | ①1879生、1904東京帝大農卒、07東京帝大助教授、22～39同教授、36～39同農学部長、67没〔人事41・『東京大学百年史』資料三〕
②正三位勲二等、農学博士、東京帝大名誉教授、東京農大大学長、産業組合中央金庫監事〔人事41〕
④文政審 委員 (諮詢10～14)、特別委員 (諮詢14)
実業振興
⑤教育改革同志会同人 (37)
⑥《藤原》、《目錄》
「農学界の先覚、佐藤寛次君 (東大農学部長・農博)」〔『教育週報』650号、37年10月30日〕 |
| 71
臨 | 三国谷
三四郎 | 師範学校長
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ○ | 初 行 | ①1879生、1907東京高師卒、23京都帝大文卒、24奈良県師範学校長、28地方視学官 (兵庫県学務課長)、32京都府師範学校長、38～43東京府青山師範学校長、38師範学校協会理事長〔⑥の資料〕
②正五位勲五等、東京府青山師範学校長〔人事41〕
⑥十川秀雄『哲人教育家 三国谷三四郎伝』(青森県地方出版物流センター、1984年) |
| 72 | 三好 重道 | 正七位
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | | ①1871生、92慶応義塾大学部卒、帝国鉄道庁参事、三菱製鉄社長、三菱造船取締役、1942没〔人事41〕
②三菱石油社長、扇町タンカー代表取締役、三菱信託・日本郵船・三菱鋼材・旭硝子取締役、三菱社監 |

| | | | | |
|---------|-------|---|-----|--|
| 73
臨 | 西村房太郎 | 公立中学校校長
37.12.10
～41. 3.31
依願免官により
委員消滅 | ○ 中 | <p>査役、中支那振興監事、日本工業倶楽部専務理事、交詢社理事〔人事41〕</p> <p>①1874生、1900東京帝大文卒、松江・千葉中学校長、32～41東京府立第一中学校長、68没〔人事41〕</p> <p>②正四位勲四等、前東京府立第一中学校長〔人事41〕</p> <p>④文政審 臨時委員（諮詢11～14）、特別委員（11・13）</p> <p>⑤教育研究会同人（31）、教育改革同志会常任委員（37）、教育研究同志会常任委員（42）</p> <p>⑥《評伝》、《図説》、《目録》</p> |
| 74
臨 | 桜井賢三 | 公立高等女学校校長
39. 2.17
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>①1880生、1910京都帝大文卒、相馬中学校長、山口県室積・静岡県・東京府豊島師範学校長、京都女子専門学校長、35～44東京府立第一高等女学校長〔人事41〕</p> <p>②従四位勲四等、東京府立第一高等女学校長〔人事41〕</p> <p>⑥《評伝》、《藤原》</p> |
| 75
臨 | 津田信良 | 公立実業学校校長
39. 2.17
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>①1878生、1905東京高工卒、05岩手県立工業学校教諭、07東京府立実科工業学校教諭、18同校長、〔畠中惣治郎『帝都紳士淑女列伝』（帝都彰行社、1929年）〕</p> <p>⑥《評伝》、《藤原》</p> |
| 76
臨 | 金井 浩 | 公立実業学校校長
39. 2.17
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | <p>①1886生、1915東京高商附属教員養成所卒、浜松・岡山商業学校教諭、熊本・静岡商業学校長、文部省社会教育官兼東京商科大専門部教授〔人事41〕</p> <p>②正五位勲六等、東京府立第一商業学校長〔人事41〕</p> |

第五部 参考資料 (二)

| | | | |
|---------|-------|--|--|
| 77
臨 | 鈴木 静穂 | 公立実業学校
長
39. 2.17
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ①1886生、1910東京高師卒、奈良県
師範・東京府豊島師範併設豊島農
業補習学校教諭、31東京府立農芸
学校長〔人事41〕
②従五位勲六等、東京府立農芸学校
長〔人事41〕
⑥《評伝》、《図説》、《藤原》 |
| 78
臨 | 岡田 周造 | 東京府知事
39. 2.20
～41. 1. 7
依願免官によ
り委員消滅 | ①1886生、1914東京帝大法卒、内務
省勤務、38～41東京府知事、41～
45住宅営団副理事長〔官僚〕
②従三位勲三等、住宅営団副理事長
④文政審 幹事 |
| 79 | 児玉 政介 | 厚生次官
39. 7.18
～41. 3.20
依願免官によ
り委員消滅 | ①1891生、1916東京帝大法卒、内務
省勤務、39軍事保護院副總裁、
40～41厚生次官、78没〔人事41〕
②正四位勲三等、前厚生次官〔人事
41〕 |
| 79 | 児玉 九一 | 厚生次官
41. 4.18
～42. 5. 9
〔官制廃止〕
※幹事
内務省神社局
長
37.12.10
～39. 4.17 | ①1893生、1919東京帝大法卒、内務
省勤務、41～41厚生次官、60没
〔官僚〕
②従四位勲三等、厚生次官〔人事
41〕 |

【幹 事】

| | 氏 名 | 資格・任期 | 職 務 | 経 歴 等 |
|---|-------|--|-------------------------|--|
| 幹 | 佐藤 朝生 | 内閣書記官
37.12.10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 内閣官房総務
課勤務→同会
計課長 | ①1907生、30東京帝大法卒、内務
省・内閣勤務〔官僚〕 |
| 幹 | 樋貝 詮三 | 法制局参事官
37.12.10 | 第二部長→第
一部長 | ①1890生、1918京都帝大法卒、逓信
省・内閣勤務、53没〔官僚〕 |

| | | | | |
|--------------|-------|---|---------------|---|
| | | ～39. 6. 10
依願被免 | | ②正四位勲二等、保険院長官、中央大講師〔人事41〕
④文政審 幹事（諮詢14）、教刷評幹事 |
| 幹 | 入江俊郎 | 法制局参事官
39. 6. 10
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 第三部長 | ①1901生、24東京帝大法卒、内務省・内閣勤務、72没〔官僚〕
②従四位勲三等、法制局参事官、第三部長〔人事41〕 |
| 幹 | 中村敬之進 | 企画院部長
37. 12. 10
～39. 9. 7
内務事務官へ
転任のため幹
事消滅 | 内政部長→第
三部長 | ①1895生、1922東京帝大法卒、内務省・内閣勤務、78没〔官僚〕
②従四位勲三等、愛媛県知事〔人事41〕 |
| 幹 | 中島清二 | 企画院部長
39. 9. 14
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 第三部長 | ①1898生、1922京都帝大法卒、内務省勤務〔人事41〕
②正五位勲四等、企画院部長、第三部長〔人事41〕 |
| 幹 | 横溝光暉 | 内閣情報部長
37. 12. 10
～40. 2. 25
岡山県知事へ
転任のため幹
事消滅 | | ①1897生、1921東京帝大法卒、内務省・内閣勤務〔官僚〕
②従四位勲二等、岡山県知事〔人事41〕 |
| 幹 | 熊谷憲一 | 内閣情報部長
40. 3. 5
～40. 8. 12
厚生省社会局
長へ転任のため
幹事消滅 | | ①1895生、1920東京帝大法卒、内務省・厚生省勤務、56没〔官僚〕
②従四位勲四等、前厚生省社会局長〔人事41〕 |
| 幹
↓
79 | 児玉九一 | 内務省神社局
長
37. 12. 10 | | 79番参照 |

| | | | |
|-------------|-------|---|---|
| | | <p>～39. 4.16
福岡県知事へ
転任のため幹
事消滅</p> | |
| 幹 | 中野与吉郎 | <p>内務省神社局
長
39. 5. 4
～40. 4. 8
三重県知事へ
転任のため幹
事消滅</p> | <p>①1894生、1920東京帝大法卒、内務
省勤務〔人事41〕
②従四位勲三等、三重県知事〔人事
41〕</p> |
| 幹 | 飯沼一省 | <p>内務省神社局
長
40. 9.16
～40.11. 8
神祇院副総裁
へ転任のため
幹事消滅</p> | <p>①1892生、1917東京帝大法卒、内務
省勤務〔官僚〕
②従四位勲三等、神祇院副総裁兼造
神宮副使〔人事41〕</p> |
| 幹 | 坂千秋 | <p>内務省地方局
長
37.12.10
～39. 4.16
兵庫県知事へ
転任のため幹
事消滅</p> | <p>①1895生、1919東京帝大法卒、内務
省勤務、59没〔官僚〕
②従四位勲三等、兵庫県知事〔人事
41〕</p> |
| 幹
↓
9 | 挾間茂 | <p>内務省地方局
長
39. 5. 4
～40. 7.23
内務次官へ転
任のため幹事
消滅</p> | <p>9番参照</p> |
| 幹 | 留岡幸男 | <p>内務省地方局
長</p> | <p>①1894生、1919東京帝大法卒、内務
省勤務、81没〔官僚〕</p> |

| | | | |
|--------------|------|--|--|
| | | 40. 9. 16
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ②從四位勳三等、内務省地方局長〔人事41〕 |
| 幹
↓
61 | 谷口恒二 | 大蔵省主計局長
37.12.10
～41. 7.15
大蔵次官へ転任のため幹事消滅 | 61番参照 |
| 幹 | 木内四郎 | 大蔵省主計局長
41. 8. 7
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ①1896生、1920東京帝大法卒、大蔵省勤務〔人事41〕
②正四位勳四等、海外駐割財務官、在中華民國国大使館付〔人事41〕 |
| 幹 | 山川建 | 文部省専門学務局長男爵
37.12.10
～39. 4.17
依願免官により幹事消滅 | ①1892生、1918東京帝大法卒、文部省勤務、35文部省社会教育局長、37同専門学務局長、39貴族院議員、44没〔人事41・議會〕
②從三位勳三等、男爵、貴族院議員
③貴族院（男） 公正会
④文政審 幹事（諮詢11）
教刷評 幹事、実業振興
⑥《藤原》 |
| 幹 | 関口鯉吉 | 文部省専門学務局長
39. 7. 7
～40. 4.12
東京帝国大学教授へ転任のため幹事消滅 | ①1886生、1910東京帝大理卒、朝鮮総督府技師、中央气象台技師、36東京帝大教授、東京天文台長、39文部省専門学務局長、40東京帝大教授、41東京天文台長〔人事41〕
②從四位勳三等、理学博士、東京帝大教授、理学部勤務、東京天文台長、學術研究会議會員〔人事41〕 |
| 幹 | 永井浩 | 文部省専門学務局長 | ①1899生、1923東京帝大法卒、内務省・厚生省・文部省勤務、40文部 |

| | | | |
|--------------|-------|--|---|
| | | 40. 4. 30
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 省専門学務局長〔人事41〕
②正五位勲五等、文部省専門学務局長〔人事41〕
⑥《藤原》 |
| 幹
↓
59 | 藤野 恵 | 文部省普通学務局長
37.12.10
～39. 4.16
鹿児島県知事へ転任のため幹事消滅 | 59番参照 |
| 幹 | 小山 知一 | 文部省普通学務局長
39. 5. 4
～39.12.21
高知県知事へ転任のため幹事消滅 | ①1893生、1919東京帝大法卒、内務省勤務、37佐賀県知事、39文部省普通学務局長、39～41高知県知事〔人事41〕
②正四位勲三等、農地開発営団理事〔人事41〕 |
| 幹 | 中野 善敦 | 文部省普通学務局長
39.12.27
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | ①1896生、1920東京帝大法卒、内務省勤務、39高知県知事、39文部省普通学務局長〔人事41〕
②正五位勲四等、文部省普通学務局長〔人事41〕
⑥《藤原》 |
| 幹 | 小笠原豊光 | 文部省実業学務局長
37.12.10
～39. 9.13
死去により委員消滅 | ①1891生、1915広島高師卒、京都府立宮津中学校・富山県立砺波中学校教諭、22京都市大法卒、内務省・文部省勤務、文部省実業学務局長、39没（9月13日）〔人事39〕
②正五位勲四等、文部省実業学務局長〔人事39〕
④文政審 幹事（諮詢12～14）
⑤「新実業学務局長 小笠原豊光論」（『教育週報』636号、37年7月24日） |

| | | | | |
|--------|------------|---|----------|--|
| 幹 | 岩松五良 | 文部省実業学務局長
39. 9.26
～40. 4.14
関東局在満教務部長へ転任のため幹事消滅 | | ⑥《評伝》
幹事（文部書記官）参照 |
| 幹 | 関口 勲 | 文部省実業学務局長
40. 4.30
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | 幹事（文部書記官）参照 |
| 幹 | 田中重之 | 文部省社会教育局長
37.12.10
～41. 1. 6
石川県知事へ転任のため幹事消滅 | | ①1898生、1922東京帝大法卒、内務省勤務、37文部省社会教育局長、41石川県知事、44～45長崎県知事〔官僚〕
②従四位勲三等、石川県知事〔人事41〕 |
| 幹 | 額 額 弥 三 | 文部省社会教育局長
41. 1.21
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | | ①1893生、1920京都帝大法卒、内務省・外務省勤務、39大分県知事、41文部省社会教育局長、42同普通学務局長、42～43同国民教育局長、78没〔官僚〕
②正五位勲四等、文部省社会教育局長〔人事41〕
⑥《藤原》 |
| 幹
↓ | 朝比奈
策太郎 | 文部書記官
37.12.10
～39. 4.20
興亜院書記官へ転任のため | 大臣官房文書課長 | ①1891生、1916広島高師卒、文部省勤務〔人事41〕
②従四位勲四等、大日本青少年団副団長兼事務局長、日本青年館理事長〔人事41〕 |

| | | | | |
|--------|-------|--|------------------------|---|
| 幹 | | 幹事消滅
教学局部長
40. 4. 30
～41. 1. 15
依願免官により
委員消滅 | 企画部長 | ④文政審 幹事 (諮詢14)
⑥《藤原》、《社会》
「青少年団副団長 朝比奈策太郎
論」(『教育週報』820号、41年2
月1日) |
| 幹
↓ | 関口 勲 | 文部書記官
39. 5. 4
～40. 4. 14
実業学務局長
へ転任のため
幹事消滅
文部省実業学
務局長
40. 4. 30
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 大臣官房文書
課長→同秘書
課長 | ①1897生、1923東京帝大法卒、内務
省・文部省勤務、文部省実業学務
局長〔人事41〕
②正五位勲五等、文部省実業学務局
長〔人事41〕
⑥「宜い加減のない関口勲君 普通
学務課長」(『教育週報』717号、
39年2月11日)、「新実業学務局長
関口勲論」(『教育週報』779号、
40年4月20日) |
| 幹 | 宮崎 謙太 | 文部書記官
39. 9. 26
～41. 1. 7
福島県書記官
へ転任のため
幹事消滅 | 大臣官房文書
課長 | ①1899生、1923東京帝大法卒、内務
省・文部省勤務〔人事41〕
②従五位勲六等、岩手県書記官、総
務部長〔人事41〕 |
| 幹 | 有光 次郎 | 文部書記官
41. 1. 21
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 大臣官房文書
課長 | ①1903生、27東京帝大法卒、文部省
勤務〔官僚〕
②従五位勲六等、文部書記官、大臣
官房文書課長〔人事41〕
④文政審 幹事 (諮詢14) |
| 幹
↓ | 岩松 五良 | 文部書記官
39. 4. 13
～39. 9. 15
実業学務局長
へ転任のため
幹事消滅
文部省実業学 | 大臣官房秘書
課長 | ①1898生、1921東京帝大文卒、文部
省勤務、文部省実業学務局長〔人
事41〕
②正五位勲四等、関東局在満教務部
長兼関東局事務官〔人事41〕
④文政審 幹事
⑥《藤原》 |
| 幹 | | | | |

| | | | | |
|--------------|------|--|---------------|---|
| | | 務局長
39. 9. 26
～40. 4. 14
関東局在満教
務部長へ転任
のため幹事消
滅 | | |
| 幹 | 田中義男 | 文部書記官
40. 4. 30
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 大臣官房秘書
課長 | ①1901生、25東京帝大法卒、内務
省・文部省勤務〔官僚〕
②従五位勲六等、文部書記官兼文部
大臣秘書官、大臣官房秘書課長 |
| 幹
↓
41 | 松岡忠一 | 文部省督学官
38. 4. 21
～39. 8. 5
宇都宮高等農
林学校長へ転
任のため幹事
消滅 | 教育調査部長 | 41番参照 |
| 幹 | 安達 禎 | 文部省督学官
39. 8. 15
～41. 4. 21
旅順工科大学
長へ転任のた
め幹事消滅 | 教育調査部長 | ①1884生、1909東京帝大理卒、東京
高工・新潟高校・浜松高工教授、文
部省督学官、浜松高工校長、文部
省督学官、教育調査部長〔人事41〕
②従四位勲三等、陸軍少尉、旅順工
科大学長〔人事41〕
⑥《藤原》
「新教育調査部長 安達禎論」
〔『教育週報』744号、39年8月19
日〕、「教審の推進力 安達禎君
文部教育調査部長」〔『教育週報』
765号、40年1月13日〕 |
| 幹 | 日田権一 | 文部事務官
37. 12. 10
～38. 4. 20
奈良女子高等
師範学校長へ | 教育調査部審
議課長 | ①1879生、1906東京高師卒、京都府
師範学校・同女子師範学校教諭、
東京高師教授、同附属小主事、文
部省勤務〔人事41〕
②従四位勲四等、奈良女高師校長 |

| | | | | |
|--------|------------|--|---------------|---|
| | | 転任のため幹事消滅 | | ⑥《評伝》、《藤原》
「審議課長となった日田権一論」
〔『教育週報』648号、37年10月16日〕 |
| 幹
↓ | 中根 秀雄 | 文部事務官
38. 4. 21
～39. 11. 6
教学局書記官
へ転任のため
幹事消滅 | 教育調査部審
議課長 | ①1904生、28東京帝大法卒、内務
省・文部省勤務〔人事41〕
②従五位、教学局書記官、庶務課長
〔人事41〕 |
| 幹 | | 教学局書記官
39. 11. 7
～40. 2. 20
依願免官によ
り委員消滅 | 庶務課長 | |
| 幹 | 入江 巖 | 文部事務官
40. 2. 20
～40. 4. 29
関東局在満教
務事務官へ転
任のため幹事
消滅 | 教育調査部審
議課長 | ①1902生、26京都帝大法卒、内務
省・文部省勤務〔人事41〕
②従六位、在満教務事務官兼関東局
事務官、長官官房学務課長〔人事
41〕 |
| 幹 | 内山 良男 | 文部事務官
40. 6. 17
～42. 5. 9
〔官制廃止〕 | 教育調査部審
議課長 | ①1901生、25京都帝大法卒、文部省
勤務、静岡高校教授、文部省・陸
軍省・文部省勤務〔人事48〕
②正五位勲六等、新潟第二師範学校
長〔人事48〕
④教刷評 書記 |
| 幹 | 小野島
右左雄 | 文部事務官
1938. 11. 10
～39. 11. 11
免本職により
幹事消滅 | 教育調査部調
査課長 | ①1919東京帝大卒、20水戸高校教授、
29東京高師教授、37文部省督学官
〔⑥の資料〕
②文学博士〔⑥の資料〕
⑥《評伝》、《藤原》
「文部省新調査課長、小野島右左
雄論」〔『教育週報』678号、38年
5月14日〕 |

| | | | | |
|---|------------|--|---------------|--|
| 幹 | 加藤恂二郎 | 文部事務官
39.11.16
～42.5.9
〔官制廃止〕 | 教育調査部調
査課長 | ①1918東京帝大法卒、松江高等学校
教授、地方視学官、37文部省督学
官〔人事41〕
②正五位勲五等、文部事務官兼文部
省督学官、教育調査部調査課長 |
| 幹 | 阿原謙蔵 | 教学局部長
37.12.10
～39.4.25
高松高等商業
学校長へ転任
のため幹事消
滅 | 企画部長 | ①1897生、1921京都帝大法卒、内務
省・文部省勤務、37文部省思想局
長、39高松高商校長、40文部省宗
教局長、42同教化局長、43～45同
国民教育局長、76没〔官僚〕
②正五位勲四等、文部省宗教局長
④文政審 幹事
⑥《藤原》 |
| 幹 | 安井章一 | 教学局部長
39.6.10
～40.4.12
高松高等商業
学校長へ転任
のため幹事消
滅 | 企画部長 | ①1890生、1911農商務省水産講習所
卒、18文官高等試験合格、内務
省・文部省勤務〔人事41〕
②従四位勲四等、高松高商校長〔人
事41〕
⑥《藤原》 |
| 幹 | 朝比奈
策太郎 | 教学局部長
40.4.30
～41.1.15
依願免官によ
り幹事消滅 | 企画部長 | 幹事（文部書記官）参照 |
| 幹 | 掘池英一 | 教学局部長
41.1.25
～42.5.9
〔官制廃止〕 | 企画部長 | ①1897生、1922京都帝大法卒、内務
省・文部省勤務、38高岡高商校長、
41文部省勤務〔人事41〕
②正五位勲四等、教学局企画部長
④文政審 幹事（諮詢14） |
| 幹 | 中根秀雄 | 教学局書記官
39.11.7
～40.2.20 | 庶務課長 | 幹事（文部事務官）参照 |

● 編著者紹介

清水康幸 1953年生 東京大学大学院(博)修了

現在 財団法人野間教育研究所専任所員

著書 『教育の世紀社の総合的研究』(共著、一光社、1984)

『総力戦体制と教育』(共著、東京大学出版会、1987)

論文 「橋田邦彦における科学と教育の思想」(『日本の教育史学』第25集、講談社、1982) 「戦時下教育における『科学』の問題」(『講座日本教育史4』第一法規出版社、1984)

前田一男 1955年生 立教大学大学院(博)修了

現在 立教大学専任講師 野間教育研究所兼任所員

著書 『総力戦体制と教育』(共著) 『教師のライフコース』(共著、東京大学出版会、1988)

論文 「国民精神文化研究所の研究」(『日本の教育史学』第25集) 「『教育週報』と為藤五郎」(復刻『教育週報』別巻、大空社、1986)

水野真知子 1952年生 立教大学大学院(博)修了

現在 東京都立教育研究所研究主事 野間教育研究所兼任所員

著書 『日本教育史年表』(共著、三省堂、1990)

論文 「女子教育史における女紅場」(『立教大学教育学科研究年報』第23号、1980) 「『女学雑誌』における女子高等教育論」(『教育学研究』第49巻第3号、1982)

米田俊彦 1958年生 東京大学大学院(博)修了 教育学博士

現在 東京女子大学助教授 野間教育研究所兼任所員

著書 『総力戦体制と教育』(共著) 『天皇制と教育』(共著、三一書房、1991) 『近代日本中学校制度の確立』(東京大学出版会・近刊)

論文 「両大戦間期における中等教育の実相」(『日本教育史研究』第10号、1991)

野間教育研究所紀要 第34集

資料 教育審議会 (総説)

頒布価 8,000円

1991年12月20日発行

編著者 清水康幸 前田一男
水野真知子 米田俊彦

発行者 山本康雄

発行所 財団法人 野間教育研究所

東京都文京区音羽2-12-21

電話東京 (03) 5395-3679 〒112-01

印刷所 勝美印刷株式会社

頒布価 8,000円